奈良地方最低賃金審議会　会議資料（第５０３回）

資料No.	資　　料　　名	ページ
No.１	奈良地方最低賃金審議会　委員名簿（第５４期）・・・・・・	1
No.２	奈良地方最低賃金審議会　運営規程（案）・・・・・・・・・	2
No.３	奈良地方最低賃金審議会　傍聴規程（案）・・・・・・・・・	4
No.４	月例経済報告（令和５年６月）　・・・・・・・・・・・・・	5
No.５	第１７１回　中小企業景況調査（２０２３年１－３月期）・・	15
No.６	奈良県内経済情勢報告（令和５年４月判断）・・・・・・・・	34
No.７	法人企業景気予測調査（令和５年４～６月期調査）・・・・・	38
No.８	奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）・・・・・・・	47
No.９	春闘要求妥結状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
No.10	令和４年賃金構造基本統計調査の概況　・・・・・・・・・・	62
No.11	定期給与の推移（全国・奈良県）　・・・・・・・・・・・・	83
No.12	一般職業紹介状況（令和５年４月分）　・・・・・・・・・・	84
No.13	令和４年度　奈良県の最低賃金改定状況　・・・・・・・・・	94
No.14	地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移　・・・・・	95
No.15	令和４年度 奈良地方最低賃金審議会　開催状況　・・・・・	96

資料№１

奈良地方最低賃金審議会委員名簿（第５４期）

公益委員

伊東（いとう）	眞一（しんいち）	再
杵崎（きねざき）	のり子（のりこ）	再
下山（しもやま）	朗（あきら）	再
坪田（つぼた）	園子（そのこ）	新
福井（ふくい）	麻起子（まきこ）	新

労働者代表

河本（かわもと）	章吾（しょうご）	新
北尾（きたお）	亮（りょう）	再
松田（まつだ）	拓実（たくみ）	再
水谷（みずたに）	圭子（けいこ）	再
山根（やまね）	惇（あつし）	再

使用者代表

小西（こにし）	克美（かつみ）	再
柴田（しばた）	健司（けんじ）	再
当麻（とうま）	和重（かずしげ）	再
西田（にしだ）	雅彦（まさひこ）	再
松岡（まつおか）	誠（まこと）	新

（敬称略）

（案）

資料No.２

奈良地方最低賃金審議会運営規程

（規程の目的）

第１条　奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）及び最低賃金審議会令（昭和３４年政令第１６３号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第２条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長、５人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、奈良労働局長が招集する。

２　前項の規定により、奈良労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１０日前までに会長に通知しなければならない。

３　会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも７日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、奈良労働局長に通知するものとする。

（小委員会等）

第３条　会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

（委員の欠席等）

第４条　委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

（会議の議事）

第５条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

３　審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第６条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会長は、審議会の議事を出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところにより、会議を非公開とすることができる。

２　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第７条　会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員２人が署名するものとする。

２　議事録及び会議資料は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

４　前三項の規定は、小委員会等について準用する。

（意見の提出）

第８条　会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を奈良労働局長に提出するものとする。

（小委員会等の議事運営）

第９条　この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

（規定の改廃）

第１０条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和３年６月２４日から施行する。

資料№.３

（案）

奈良地方最低賃金審議会傍聴規程

第１条　この規程は、奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項について定めるものである。

第２条　審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、係員に住所及び氏名を告げ、その指示により傍聴席に着かなければならない。

ただし、傍聴席が満席の後は、その入場を拒否することができる。

２　集団で多人数の者が傍聴しようとする場合において、その団体（集団）を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、審議会は、その若干人を指定して傍聴させることができる。

第３条　審議会は、傍聴席の整理上必要があると認めたときには、傍聴券を発行し、傍聴人の数を制限することができる。

２　前項の規定により傍聴券を発行したときは、傍聴券を持たない者は、入場することができない。

第４条　次の各号の一に該当すると認められる者は、入場を許されない。

１　酒気を帯びている者。

２　凶器その他危険なものを持っている者。

３　旗、のぼり、こん棒、プラカード等を携帯している者。

４　前各号に掲げる外、会場の秩序を乱すおそれがあると認められる者。

第５条　傍聴人は、いかなる理由があっても、傍聴席以外の場所に入ってはならない。

第６条　傍聴人は、傍聴中、次に揚げることをしてはならない。

１　みだりに傍聴席を離れること。

２　飲食等をすること。

３　拍手その他いかなる方法でも、議事の言論に批評を加え、又は可否を表わすこと。

４　放談、私語その他喧噪にわたり又は議事を妨害するような行為をすること。

５　前各号の外、会場の秩序を乱す言動をすること。

第７条　会議中において写真の撮影、録音、放送又はこれらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ事務局に申し出て許可を得なければならない。

第８条　審議会会長及び事務局は、この規程を守らない傍聴人に対しては、注意を与え、なお止めないときは、その者を退場させることができる。

第９条　傍聴人は、会議開始５分前までに着席すること。以降の入場は認めない。

第１０条　この規程の改廃は、審議会の決議に基づいて行う。

附　則　　この規程は、平成２９年６月２２日から施行する。

資料№４

月例経済報告

（令和５年６月）

－景気は、緩やかに回復している。－

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

令和５年６月22日

内　　閣　　府

［参考］先月からの主要変更点

	５月月例	６月月例
基調判断	景気は、緩やかに回復している。 先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	景気は、緩やかに回復している。 先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。
政策態度	足下の物価高などの難局を乗り越え、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくべく、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和４年度第２次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和５年度当初予算を迅速かつ着実に実行する。 賃上げ等の前向きな動きを拡大し、賃金と物価の安定的な好循環につなげるとともに、グリーン、イノベーションを始めとする計画的で重点的な官民連携投資の拡大を進め、「成長と分配の好循環」の実現に向けて取り組む。 今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく。 このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2023（仮称）」等を６月に取りまとめる。 日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、２％の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。	６月 16 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づき、30 年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門における高い投資意欲などの前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させる。 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和４年度第２次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和５年度当初予算を迅速かつ着実に実行しつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。 賃金上昇やコストの適切な価格転嫁・マークアップの確保を伴う「賃金と物価の好循環」へとつなげるとともに、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過小投資となりやすい分野における官民連携での国内投資の持続的な拡大を図ること等により、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた「成長と分配の好循環」の実現を目指す。 日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、２％の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。 こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。

	５月月例	６月月例
個人消費	持ち直している	持ち直している
設備投資	持ち直している	持ち直している
住宅建設	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている
公共投資	底堅く推移している	底堅く推移している
輸出	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている
輸入	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
貿易・サービス収支	赤字となっている	赤字となっている
生産	持ち直しの兆しがみられる	持ち直しの兆しがみられる
企業収益	総じてみれば改善しているが、そのテンポは緩やかになっている	総じてみれば緩やかに改善している
業況判断	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
倒産件数	増加がみられる	増加がみられる
雇用情勢	持ち直している	このところ改善の動きがみられる
国内企業物価	このところ横ばいとなっている	このところ緩やかに下落している
消費者物価	上昇している	上昇している

（注）下線部は先月から変更した部分。

月例経済報告

令和５年６月

総　　論

（我が国経済の基調判断）

景気は、緩やかに回復している。

・個人消費は、持ち直している。
・設備投資は、持ち直している。
・輸出は、底堅い動きとなっている。
・生産は、持ち直しの兆しがみられる。
・企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。
・雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。
・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

（政策の基本的態度）

６月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、30年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門における高い投資意欲などの前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させる。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和４年度第２次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和５年度当初予算を迅速かつ着実に実行しつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。

賃金上昇やコストの適切な価格転嫁・マークアップの確保を伴う「賃金と物価の好循環」へとつなげるとともに、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過小投資となりやすい分野における官民連携での国内投資の持続的な拡大を図ること等により、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた「成長と分配の好循環」の実現を目指す。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、２％の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。

各　論

1．消費・投資等の需要動向

個人消費は、持ち直している。

個別の指標について、需要側の統計をみると、「家計調査」（４月）では、実質消費支出は前月比 1.3％減となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」（４月）では、小売業販売額は前月比 1.1％減となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は、下げ止まっている。また、消費者マインドは、持ち直している。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、新車販売台数は、緩やかに増加している。家電販売は、このところ弱い動きとなっている。旅行は、持ち直している。外食は、緩やかに持ち直している。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、持ち直している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、持ち直しが続くことが期待される。

設備投資は、持ち直している。

設備投資は、持ち直している。需要側統計である「法人企業統計季報」（１－３月期調査、含むソフトウェア）でみると、2023 年１－３月期は前期比 2.3％増となった。業種別にみると、製造業は同 4.8％増、非製造業は同 1.0％増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（国内向け出荷及び輸入）は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。ソフトウェア投資は、緩やかに増加している。

「日銀短観」（３月調査）及び「法人企業景気予測調査」（４－６月期調査）によると、全産業の 2023 年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、製造業に過剰感がみられるものの、全体では不足感がみられる。先行指標をみると、機械受注及び建築工事費予定額は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、堅調な企業収益等を背景に、持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。持家の着工は、このところ弱含んでいる。貸家の着工は、底堅い動きとなっている。分譲住宅の着工は、底堅い動きとなっているものの、４月の共同建は、例年の水準を大きく下回った。総戸数は、４月は前月比 12.1％減の

年率 77.1 万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、底堅く推移していくと見込まれる。

公共投資は、底堅く推移している。

公共投資は、底堅く推移している。４月の公共工事出来高は前月比 2.9%増、５月の公共工事請負金額は同 3.0%増、４月の公共工事受注額は同 8.2%減となった。

公共投資の関連予算をみると、公共事業関係費は、国の令和４年度一般会計予算では、補正予算において約 2.0 兆円の予算措置を講じており、補正後は前年度比 0.0%増としている。また、令和５年度一般会計予算の公共事業関係費は、前年度当初予算比 0.0%増としている。さらに、令和５年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比 0.0%としている。

先行きについては、補正予算の効果もあって、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、底堅い動きとなっている。輸入は、おおむね横ばいとなっている。貿易・サービス収支は、赤字となっている。

輸出は、底堅い動きとなっている。地域別にみると、アジア、アメリカ及びＥＵ向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。その他地域向けの輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、底堅く推移することが見込まれる。ただし、海外景気の下振れリスクに留意する必要がある。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。地域別にみると、アジア、アメリカ及びＥＵからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、次第に持ち直していくことが期待される。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

４月の貿易収支は、輸出金額が増加し、輸入金額が減少したことから、赤字幅が縮小した。また、サービス収支は、黒字に転じた。

２．企業活動と雇用情勢

生産は、持ち直しの兆しがみられる。

鉱工業生産は、持ち直しの兆しがみられる。鉱工業生産指数は、４月は前月比 0.7%増となった。鉱工業在庫指数は、４月は前月比 0.1%減となった。また、製造工業生産予測調査によると５月は同 1.9%増、６月は同 1.2%増となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は持ち直している。生産用機械はおおむね横ばいとなっている。電子部品・デバイスは減少している。

生産の先行きについては、海外景気の下振れ等による影響に注意

する必要があるが、持ち直しに向かうことが期待される。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、第３次産業活動は、緩やかに持ち直している。

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。倒産件数は、増加がみられる。

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。「法人企業統計季報」（１－３月期調査）によると、2023 年１－３月期の経常利益は、前年比 4.3％増、前期比 6.2％増となった。業種別にみると、製造業が前年比 15.7％減、非製造業が同 17.2％増となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比 0.5％減、中小企業が同 16.8％増となった。「日銀短観」（３月調査）によると、2023 年度の売上高は、上期は前年比 1.5％増、下期は同 0.8％増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比 5.7％減、下期は同 1.0％増が見込まれている。

企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。「日銀短観」（３月調査）によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で低下した。６月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」（５月調査）の企業動向関連ＤＩによると、現状判断、先行き判断ともに上昇した。

倒産件数は、増加がみられる。４月は 610 件の後、５月は 706 件となった。負債総額は、４月は 2,038 億円の後、５月は 2,787 億円となった。

雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

完全失業率は、４月は前月比 0.2％ポイント低下し、2.6％となった。労働力人口及び完全失業者数は減少し、就業者数は増加した。

就業率はこのところ改善の動きがみられる。新規求人数及び有効求人倍率はこのところ横ばい圏内となっている。民間職業紹介における求人動向は持ち直している。製造業の残業時間は増加した。

賃金をみると、定期給与はこのところ増加している。現金給与総額は緩やかに増加している。実質総雇用者所得は、下げ止まっている。

「日銀短観」（３月調査）によると、企業の雇用人員判断ＤＩは、３月調査で－32 と、12 月調査（－31）から１ポイント不足超幅が拡大している。

こうしたことを踏まえると、雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

先行きについては、改善していくことが期待される。

３．物価と金融情勢

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。消費者物価は、上昇している。

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。５月の国内企業物価は、前月比 0.7％下落した。輸入物価（円ベース）は、下落している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、緩やかに上昇している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、政策等による特殊要因を除くベースで、上昇している。４月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに 0.5％上昇した。前年比では連鎖基準で 4.3％上昇し、固定基準で 4.1％上昇した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で 0.4％上昇し、前年比では連鎖基準で 4.1％上昇した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、上昇している。４月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに 0.5％上昇した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、５月は、前月比 0.1％ポイント下落し、93.1％となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、政策等による特殊要因を除くベースで、当面、上昇していくことが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、30,900 円台から 33,700 円台まで上昇した後、33,300 円台まで下落した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、139 円台から 140 円台まで円安方向に推移した後、138 円台まで円高方向に推移し、その後 142 円台まで円安方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、30,900 円台から 33,700 円台まで上昇した後、33,300 円台まで下落した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、139 円台から 140 円台まで円安方向に推移した後、138 円台まで円高方向に推移し、その後 142 円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、－0.07％台から－0.02％台で推移した。ユーロ円金利（３か月物）は、－0.0％台で推移した。長期金利（10 年物国債利回り）は、0.3％台から 0.4％台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況におおむね変化はみられない。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比 3.8％（５月）増加した。

マネタリーベースは、前年比 1.1%（５月）減少した。Ｍ２は、前年比 2.7%（５月）増加した。

（※　5/26～6/20 の動き）

４．海外経済

世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。

アメリカでは、景気は緩やかに回復している。

先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

2023年１－３月期のＧＤＰ成長率（第２次推計値）は、住宅投資は減少したが、個人消費や設備投資が増加し、前期比で0.3%増（年率1.3%増）となった。

足下をみると、消費は緩やかに増加している。設備投資は緩やかに持ち直している。住宅着工はおおむね横ばいとなっている。

生産はおおむね横ばいとなっている。非製造業景況感は低下している。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はおおむね横ばいとなっている。物価面では、コア物価上昇率はおおむね横ばいで推移している。貿易面では、財輸出はおおむね横ばいとなっている。

６月13日～14日に開催された連邦公開市場委員会（ＦＯＭＣ）では、政策金利の誘導目標水準を5.00%から5.25%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。

韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は緩やかに回復している。

中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。2023年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前年同期比で4.5%増となった。消費は持ち直している。固定資産投資はこのところ伸びが低下している。輸出は持ち直しの動きに足踏みがみられる。生産は持ち直しの動きがみら

れる。消費者物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。2023年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前期比で0.3％増（年率1.3％増）となった。台湾では、景気は減速している。2023年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前年同期比で2.9％減となった。

インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。2023年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前年同期比で5.0％増となった。タイでは、景気はこのところ持ち直している。2023年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前年同期比で2.7％増となった。

インドでは、景気は緩やかに回復している。2023年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前年同期比で6.1％増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。

先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

英国では、景気は足踏み状態にある。

先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。2023年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前期比で0.1％減（年率0.4％減）となった。消費はおおむね横ばいとなっている。機械設備投資は持ち直している。生産は横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直している。輸出は持ち直しに足踏みがみられる。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。2023年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前期比で0.3％減（年率1.3％減）となった。

英国では、景気は足踏み状態にある。2023年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前期比で0.1％増（年率0.5％増）となった。消費は弱含んでいる。設備投資はこのところ持ち直している。生産はおおむね横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直している。輸出はおおむね横ばいとなっている。失業率はおおむね横ばいとなっている。コア物価上昇率は上昇している。

欧州中央銀行は、６月15日の理事会で、政策金利を4.00％に引き上げることを決定した。イングランド銀行は、５月10日の金融政策委員会で、政策金利を4.50％に引き上げることを決定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカではやや上昇、英国ではやや下落、ドイツ、中国ではおおむね横ばいで推移した。

短期金利についてみると、ドル金利（３か月物）はおおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ、ドイツではおおむね横ばいで推移、英国では大幅に上昇した。ドルは、ユーロに対しておおむね横ばいで推移、ポンドに対して減価、円に対して増価した。原油価格（ＷＴＩ）は、おおむね横ばいで推移、金価格はやや下落した。

Be a Great Small.
中小機構

資料№5

２０２３年３月３０日

第１７１回 中小企業景況調査

（２０２３年１－３月期）

調査機関：独立行政法人 中小企業基盤整備機構

《調査結果の概要》

中小企業の業況判断ＤＩは、３期ぶりに上昇した。

(1) ２０２３年１－３月期の全産業の業況判断ＤＩは、▲13.7（前期差9.2ポイント増）となり、３期ぶりに上昇した。

(2) 製造業の業況判断ＤＩは、▲13.6（前期差5.6ポイント増）となり、３期ぶりに上昇した。業種別に見ると、パルプ・紙・紙加工品、食料品、家具・装備品、繊維工業など１０業種で上昇し、機械器具、鉄鋼・非鉄金属、金属製品など４業種で低下した。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

・コロナ禍以降低調な動きのまま現在に至り市況は回復の傾向にはあるが、まだまだ本来の力のある戻りではなく先行き不透明。将来むかえる設備の老朽化問題、従業員の確保等課題が多く大きな変換期にきている事を感じる。[繊維工業　山形]

(3) 非製造業の業況判断ＤＩは、▲14.1（前期差9.9ポイント増）となり、３期ぶりに上昇した。産業別に見ると、サービス業、卸売業、小売業、建設業のすべての産業で上昇した。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

・全国旅行支援及びインバウンド増加により、宿泊人数及び宿泊単価が好転。但し、仕入単価、水道光熱費上昇により利益減少が続く。[宿泊業　神奈川]

(4) 全産業の長期資金借入難易度ＤＩは、▲5.7（前期差0.9ポイント増）と３期ぶりに上昇し、短期資金借入難易度ＤＩは、▲3.5（前期差1.0ポイント増）と３期ぶりに上昇した。

〈トピックス①〉

全産業の原材料・商品仕入単価ＤＩ（前年同期比）は、74.4（前期差0.4ポイント減）と１１期ぶりに低下した。産業別に見るとサービス業で上昇し、卸売業で横ばい、製造業、建設業、小売業で低下した。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

・あらゆるものの値上りが影響して全体的な受注が減少している上、原材料・電気・外注費・人件費がさらに高騰して採算が取れなくなってきている。物が買えないから、売れない、という悪循環になっていると思います。[金属製品　大阪]

〈トピックス②〉

全産業の従業員数過不足ＤＩ（今期の水準）は、▲21.4（前期差1.2ポイント増）と４期ぶりに上昇し不足感が弱まった。産業別に見ると、卸売業、建設業、サービス業、製造業、小売業のすべての産業で上昇した。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

・契約前の相談が多いが資材の高騰、労働者の確保が難しく安易に受注できない。外注に頼りたいが取引先も高齢化や人材確保に苦労しているらしく頼れない。仕事があっても受注できない事に苦慮している。[建設業　福島]

注１）調査結果については、中小企業庁と当機構が共同で取りまとめた。

注２）ＤＩは特に断りがない場合は前期比（季節調整値）による。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室　総合情報戦略課
担当：伊原、藤田、朱山　　ＴＥＬ：03-5470-1521
https://www.smrj.go.jp/research_case/research/survey/index.html

［調査要領］

(1) 調査時点　　２０２３年３月１日時点
(2) 調査方法　　原則として、全国の商工会、商工会議所の経営指導員、及び中小企業団体中央会の情報連絡員が訪問面接し、聴き取りによって行った。
(3) 調査対象　　中小企業基本法に定義する全国の中小企業

	調査対象企業数		有効回答企業数		有効回答率（%）
製　造　業	4,601	（　24.4　）	4,408	（　24.5　）	95.8
建　設　業	2,424	（　12.9　）	2,335	（　13.0　）	96.3
卸　売　業	1,169	（　6.2　）	1,095	（　6.1　）	93.7
小　売　業	4,572	（　24.3　）	4,345	（　24.2　）	95.0
サービス業	6,074	（　32.2　）	5,797	（　32.2　）	95.4
合　　計	18,840	（　100.0　）	17,980	（　100.0　）	95.4

注　：　（　　）内は構成比（%）

(4) その他　　・毎年４－６月期に、前年以前の季節調整値の入れ替えを行っている。
・最新の長期時系列データは中小企業庁及び中小企業基盤整備機構のホームページで公表している。

１．業況判断ＤＩ（12ページ参照）

(1) 全産業

２０２３年１－３月期の全産業の業況判断ＤＩ（「好転」－「悪化」）は、（前期▲22.9→）▲13.7（前期差9.2ポイント増）となり、３期ぶりにマイナス幅が縮小した。

産業別に見ると、製造業の業況判断ＤＩは、（前期▲19.2→）▲13.6（前期差5.6ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。また、非製造業の業況判断ＤＩは、（前期▲24.0→）▲14.1（前期差9.9ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。

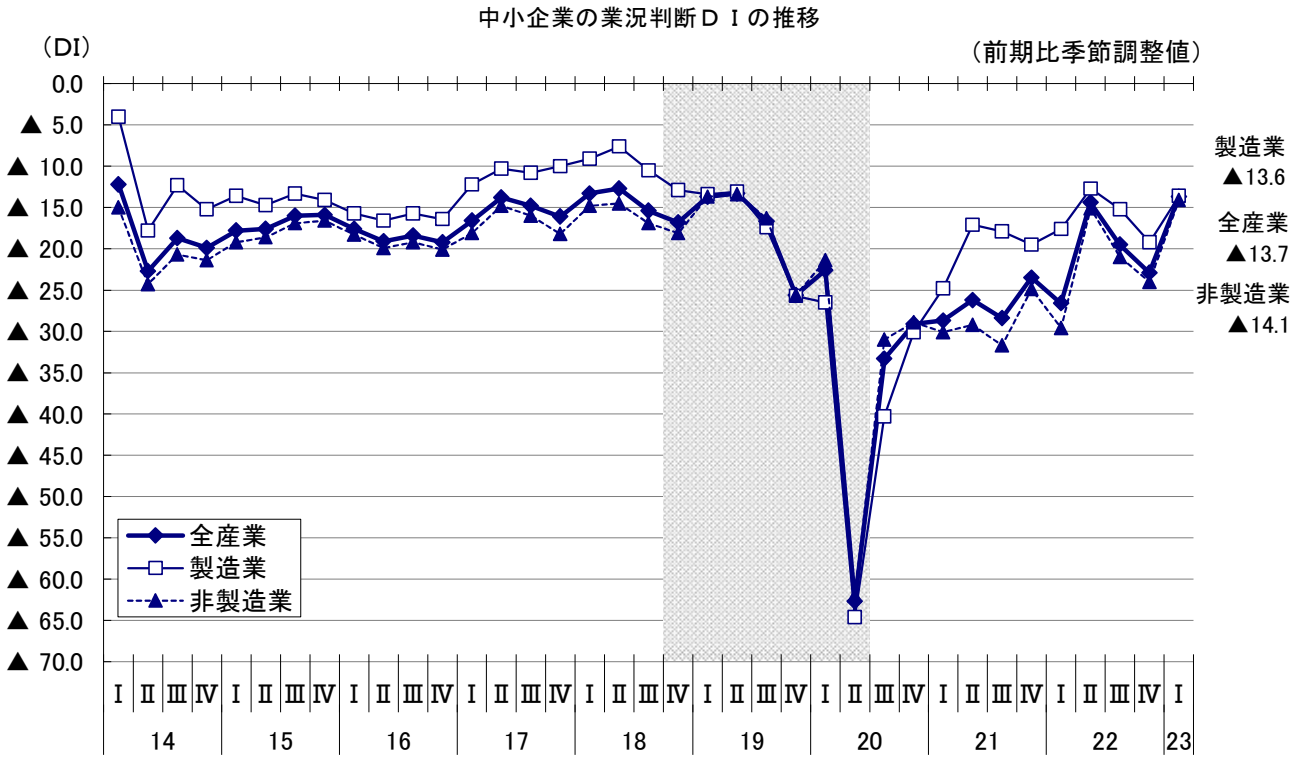

(2) 製造業

製造業の業況判断ＤＩは、（前期▲19.2→）▲13.6（前期差5.6ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。

製造業の１４業種の内訳では、パルプ・紙・紙加工品で▲1.3（前期差17.4ポイント増）、食料品で▲3.9（前期差14.7ポイント増）、家具・装備品で▲17.4（前期差11.0ポイント増）、繊維工業で▲9.0（前期差9.0ポイント増）など１０業種でマイナス幅が縮小した。

一方、機械器具で▲21.1（前期差3.3ポイント減）、鉄鋼・非鉄金属で▲18.6（前期差2.6ポイント減）、金属製品で▲13.8（前期差1.1ポイント減）など４業種でマイナス幅が拡大した。

中小企業の製造業 業種別 業況判断ＤＩの推移(1)

（2020年1－3月期～2023年1－3月期）

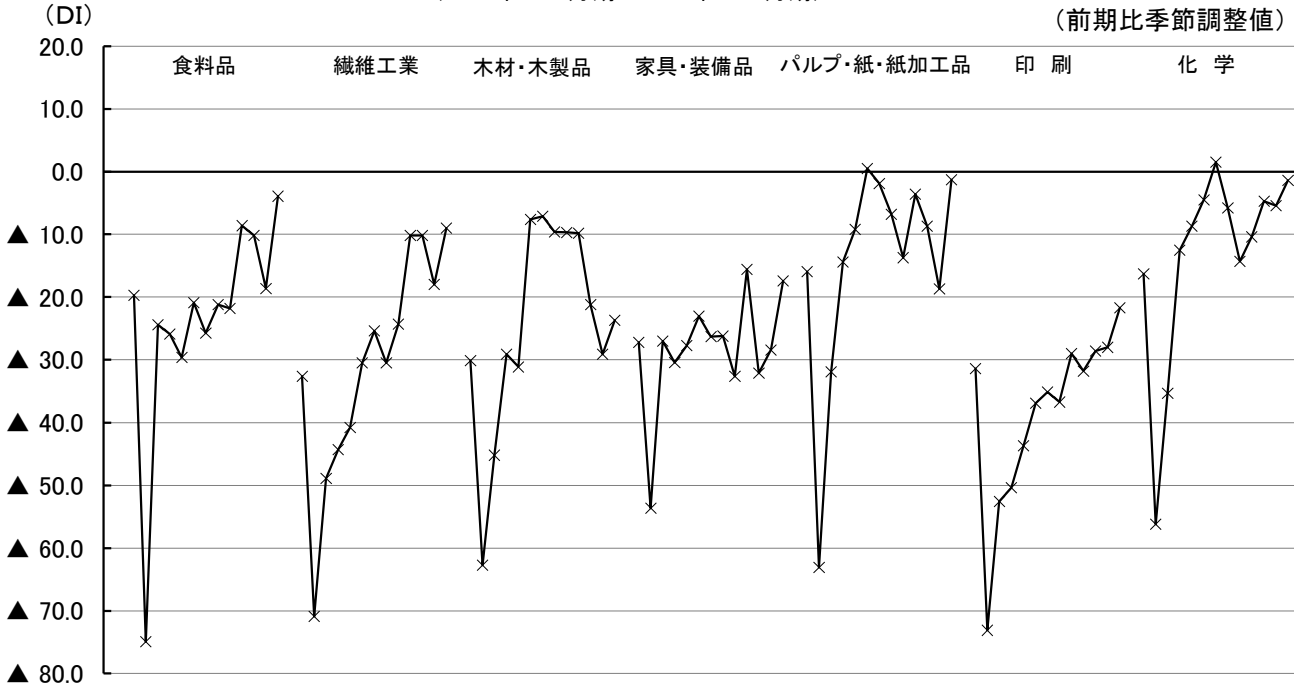

中小企業の製造業 業種別 業況判断ＤＩの推移(2)

（2020年1－3月期～2023年1－3月期）

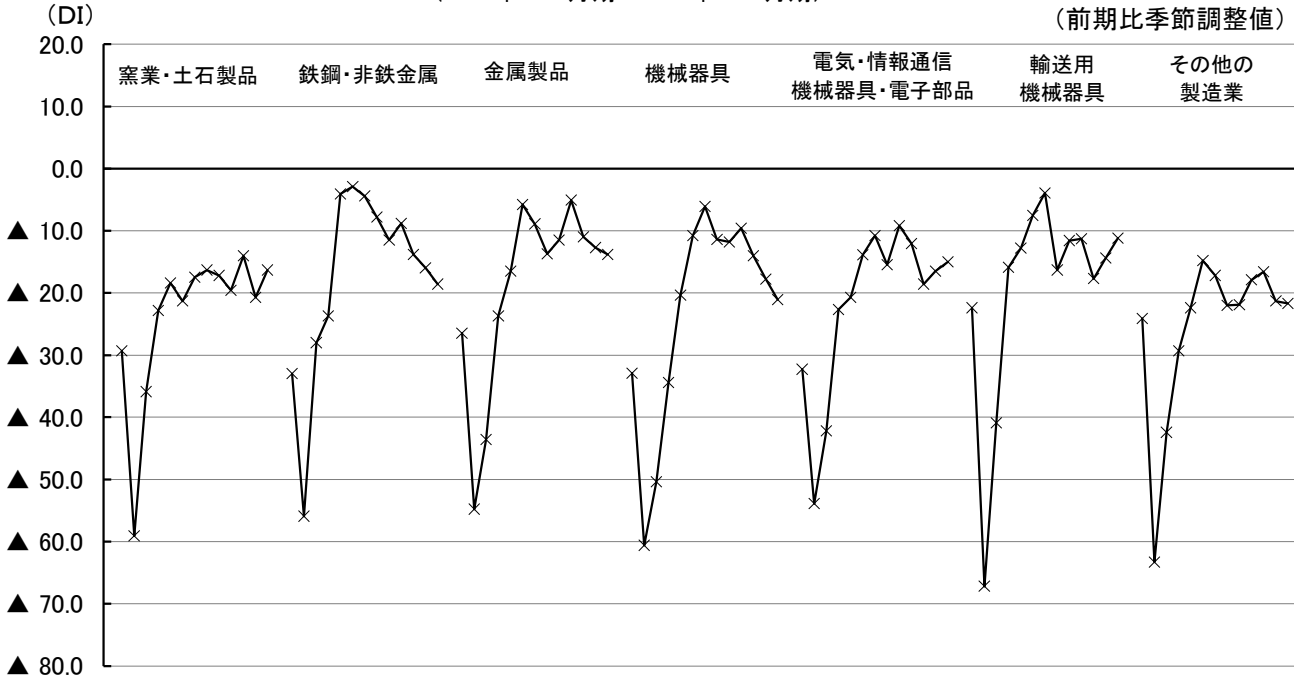

(3) 非製造業

非製造業の業況判断ＤＩは、（前期▲24.0→）▲14.1（前期差9.9ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。

産業別に見ると、サービス業で▲8.7（前期差14.3ポイント増）、卸売業で▲9.8（前期差11.5ポイント増）、小売業で▲22.9（前期差8.1ポイント増）、建設業で▲13.9（前期差1.9ポイント増）とすべての産業でマイナス幅が縮小した。

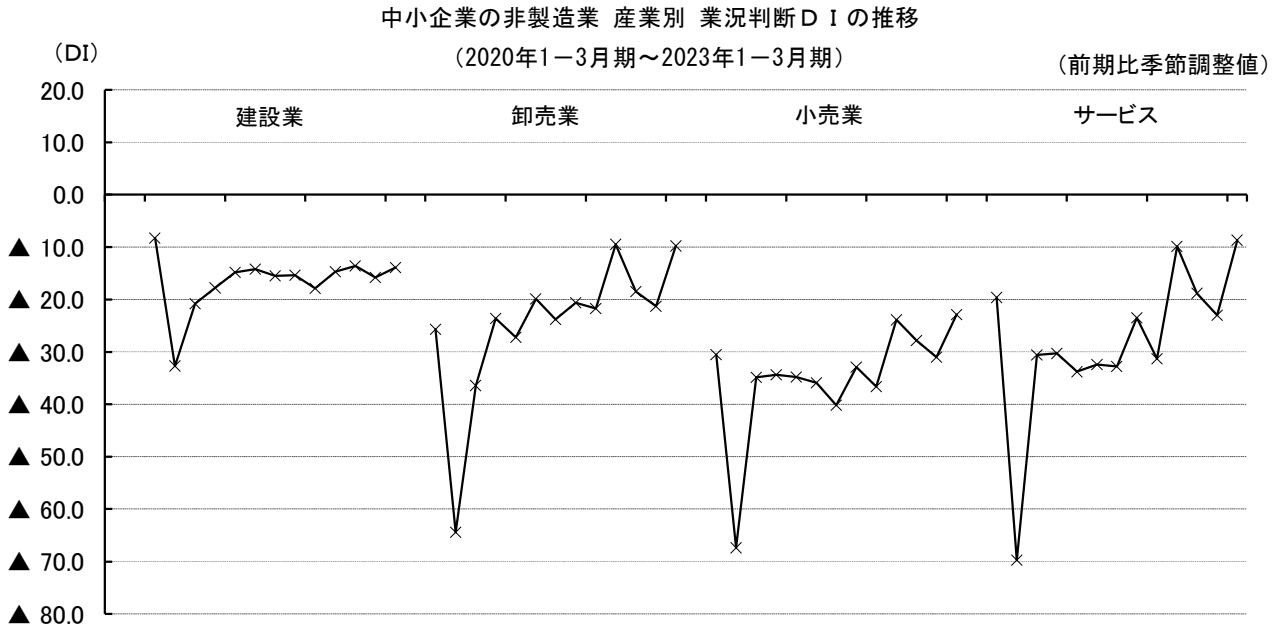

サービス業の内訳では、宿泊業で6.9（前期差13.2ポイント増）とマイナスからプラスに転じ、飲食業で▲4.2（前期差25.6ポイント増）、対個人サービス業（生活関連）で▲12.9（前期差13.9ポイント増）、情報通信・広告業で▲4.2（前期差11.5ポイント増）、対事業所サービス業（専門技術その他）で▲9.4（前期差6.4ポイント増）、対事業所サービス業（運送・倉庫）で▲14.0（前期差3.8ポイント増）、対個人サービス業（自動車整備その他）で▲21.2（前期差1.9ポイント増）とマイナス幅が縮小した。

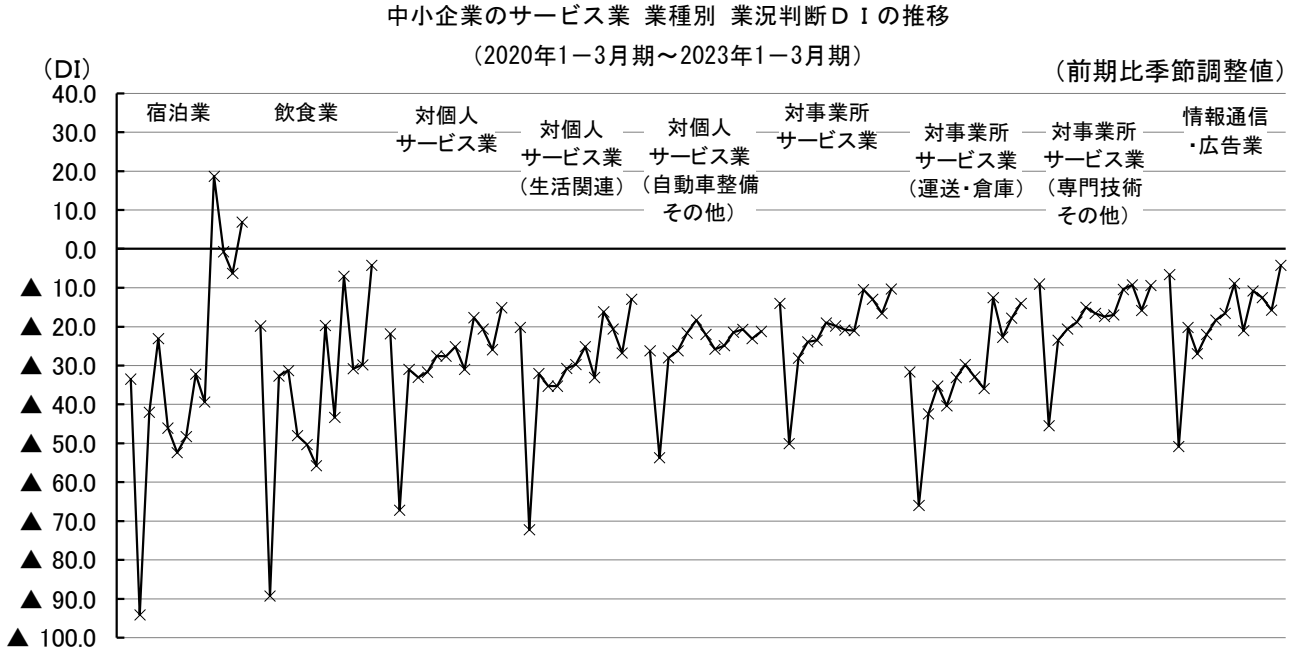

（注）「対個人サービス業（生活関連）」は、不動産業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業等の７業種。
「対個人サービス業（自動車整備その他）」は、自動車整備業、機械等修理業。
「対事業所サービス業（運送・倉庫）」は、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業等の５業種。
「対事業所サービス業（専門技術その他）」は、専門サービス業、技術サービス業、廃棄物処理業等の５業種。

［参考］

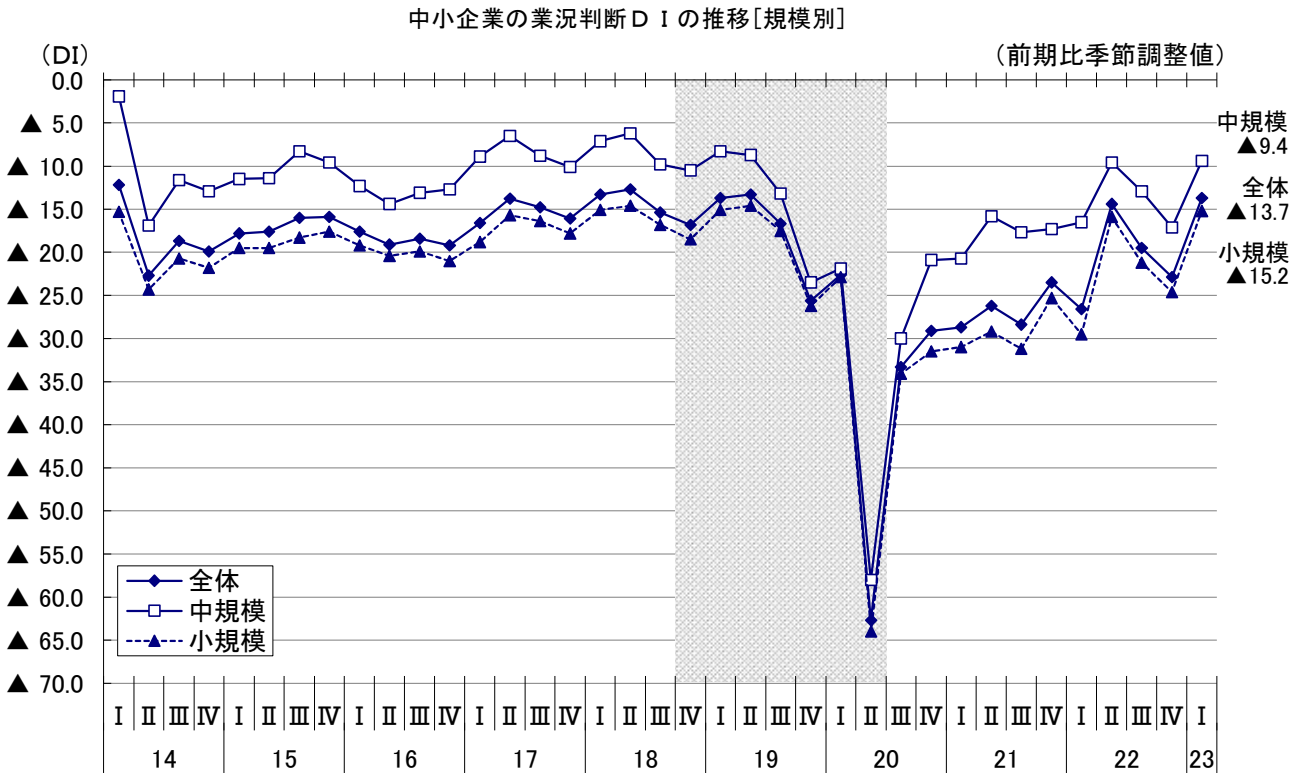

２．売上額ＤＩ（13ページ参照）

全産業の売上額ＤＩ（「増加」－「減少」）は、（前期▲16.4→）▲6.6（前期差9.8ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。

産業別に見ると、製造業で（前期▲11.0→）▲6.9（前期差4.1ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。また、非製造業で（前期▲18.3→）▲6.3（前期差12.0ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。

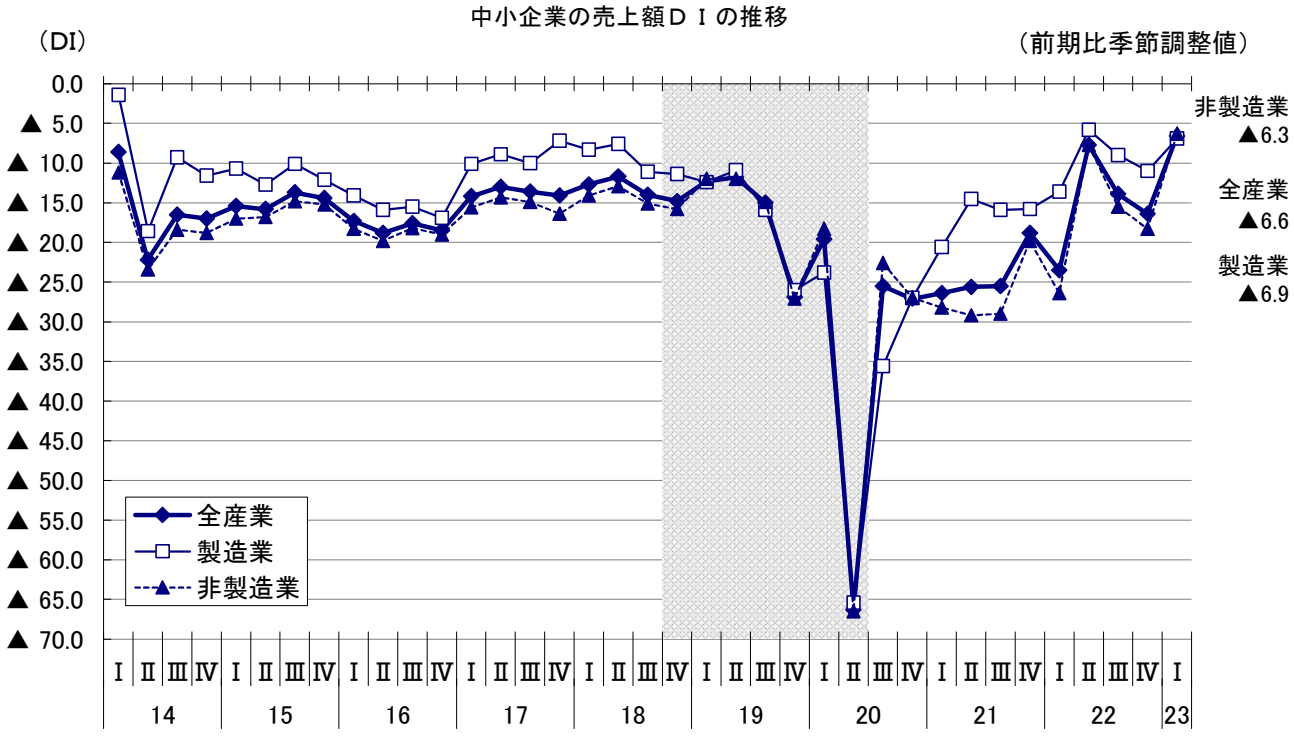

３．採算（経常利益）ＤＩ（14ページ参照）

全産業の採算（経常利益）ＤＩ（「好転」－「悪化」、前年同期比）は、（前期▲31.3→）▲32.9（前期差1.6ポイント減）と２期ぶりにマイナス幅が拡大した。

産業別に見ると、製造業で（前期▲28.3→）▲30.8（前期差2.5ポイント減）と２期ぶりにマイナス幅が拡大した。また、非製造業で（前期▲32.3→）▲33.5（前期差1.2ポイント減）と２期ぶりにマイナス幅が拡大した。

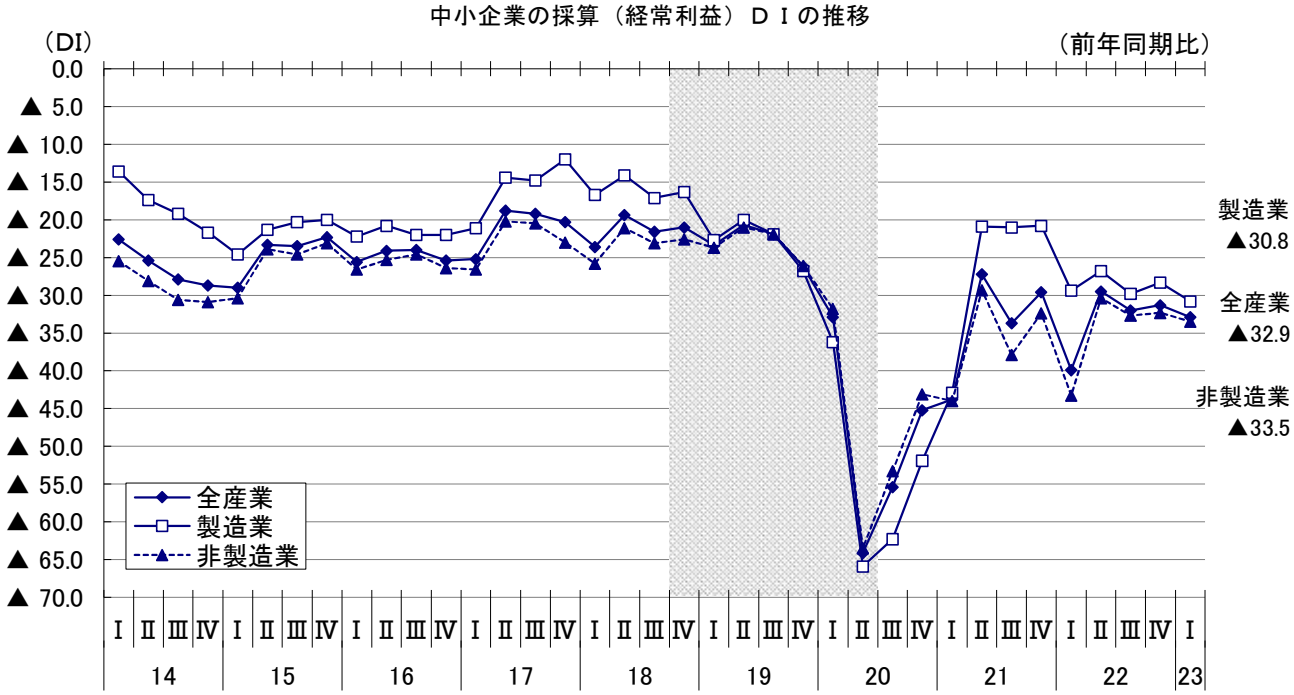

４．資金繰りＤＩ（14ページ参照）

全産業の資金繰りＤＩ（「好転」－「悪化」）は、（前期▲19.6→）▲13.2（前期差6.4ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。

産業別に見ると、製造業で（前期▲16.5→）▲12.5（前期差4.0ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。また、非製造業で（前期▲20.6→）▲13.3（前期差7.3ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。

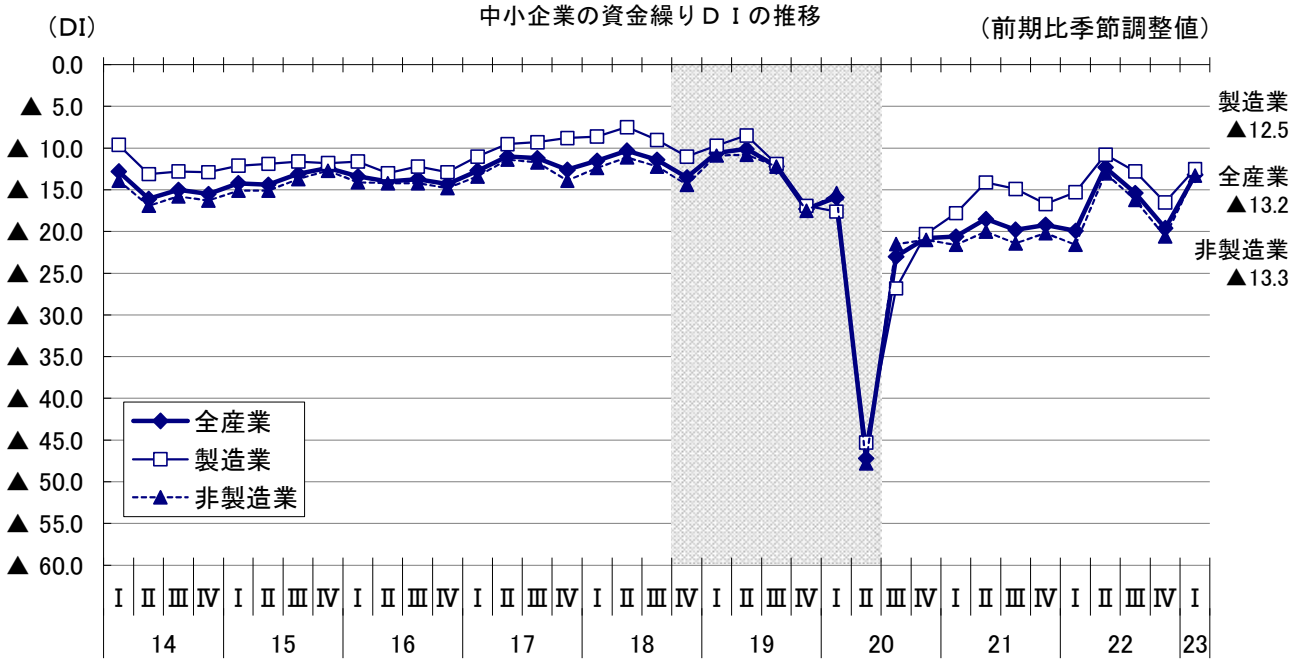

５．借入難易度ＤＩ（14ページ参照）

全産業の長期資金借入難易度ＤＩ（「容易」－「困難」）は、（前期▲6.6→）▲5.7（前期差0.9ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。また、全産業の短期資金借入難易度ＤＩ（「容易」－「困難」）は、（前期▲4.5→）▲3.5（前期差1.0ポイント増）と３期ぶりにマイナス幅が縮小した。

中小企業の長期資金借入難易度ＤＩの推移

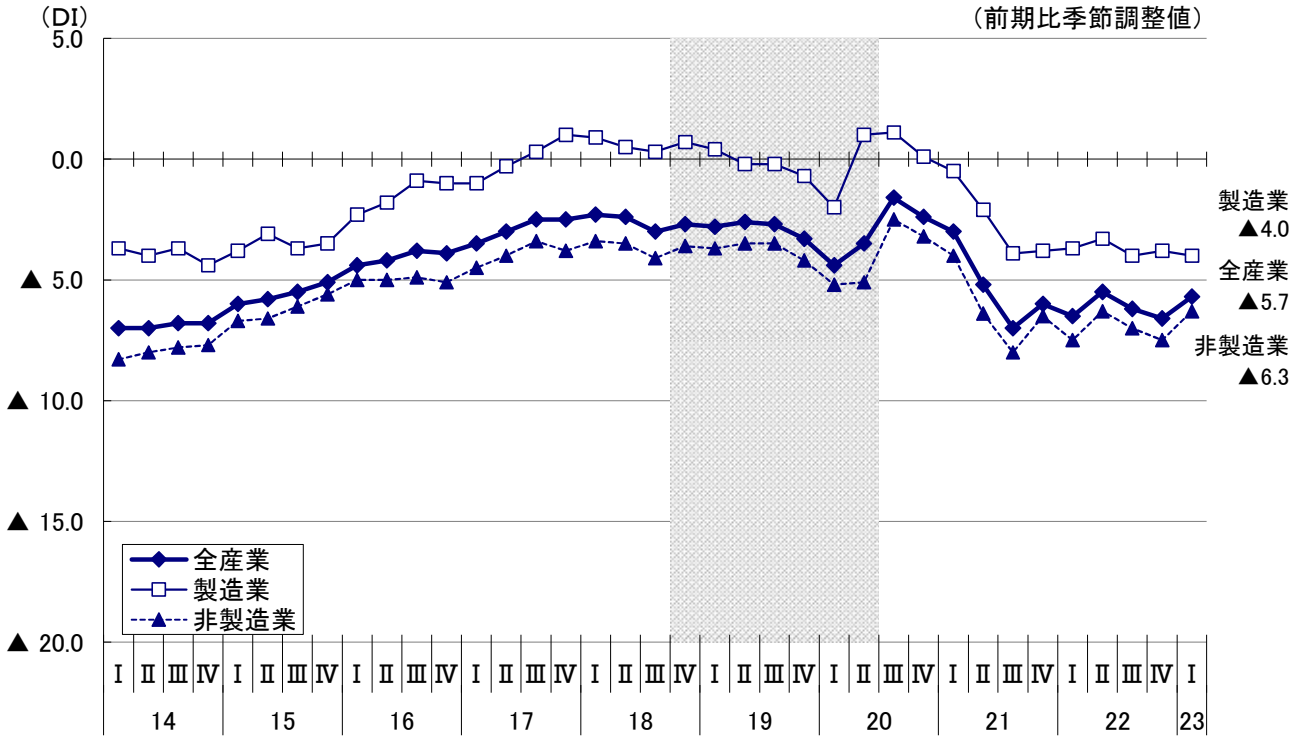

中小企業の短期資金借入難易度ＤＩの推移

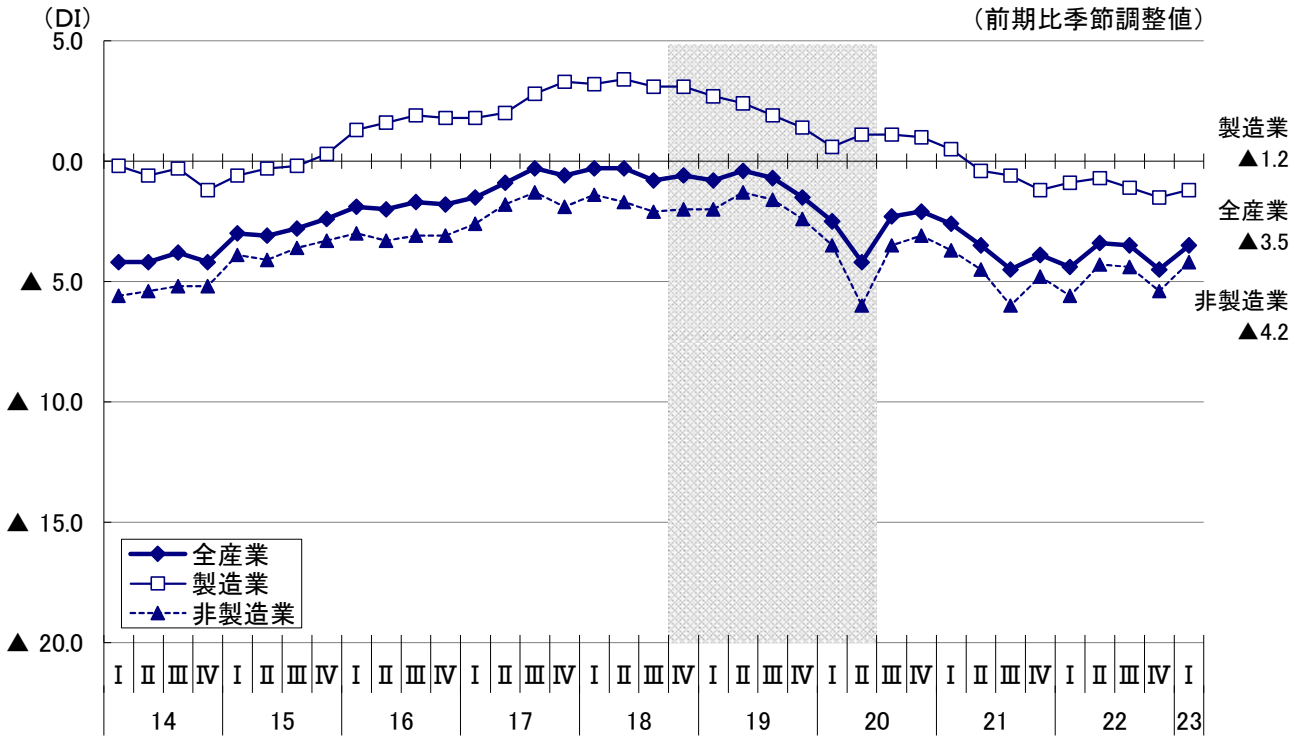

６．生産設備過不足ＤＩ（15ページ参照）

製造業の生産設備過不足ＤＩ（「過剰」－「不足」、今期の水準）は、（前期▲6.0→）▲5.5（前期差0.5ポイント増）と不足感が弱まった。

中小企業（製造業）の生産設備過不足ＤＩの推移

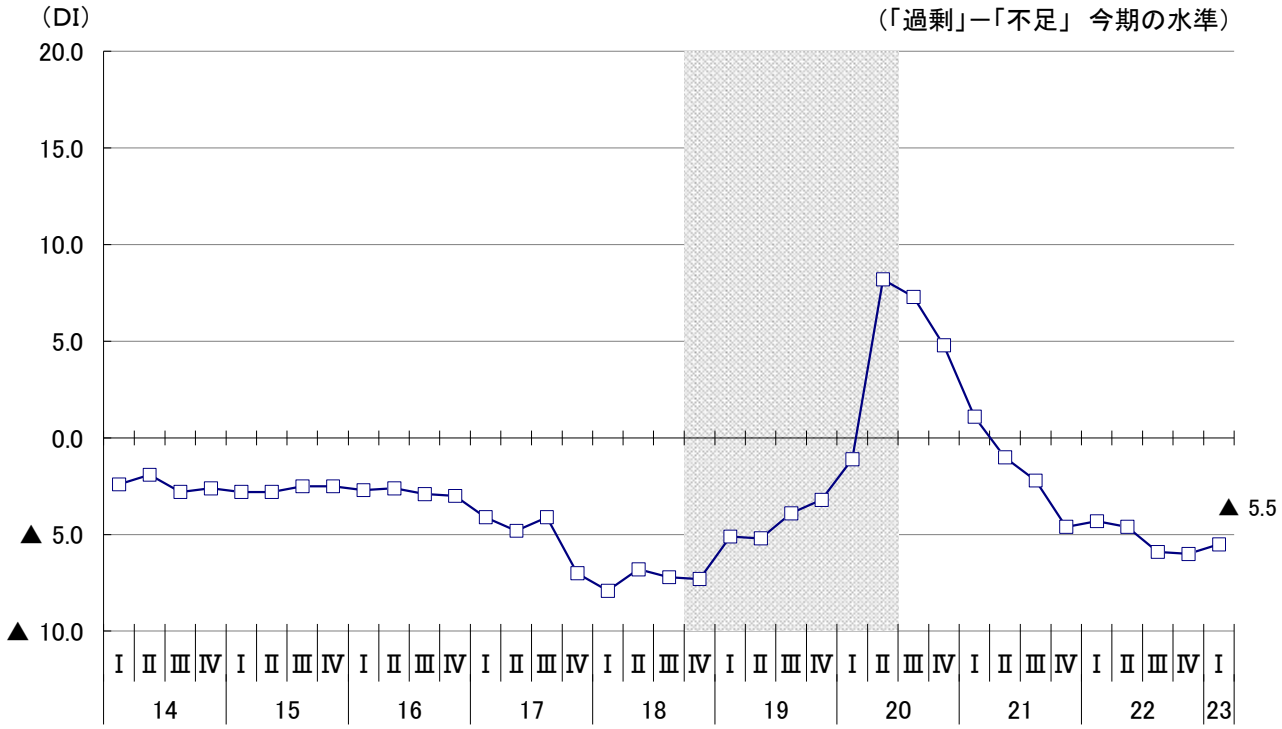

７．地域別業況判断ＤＩ（16～19ページ参照）

地域別の業況判断ＤＩ（全産業）は、九州・沖縄、北海道、東北、関東、中部、中国、四国、近畿のすべての地域でマイナス幅が縮小した。

中小企業の地域別業況判断ＤＩの推移（全産業）

（2020年1－3月期～2023年1－3月期）

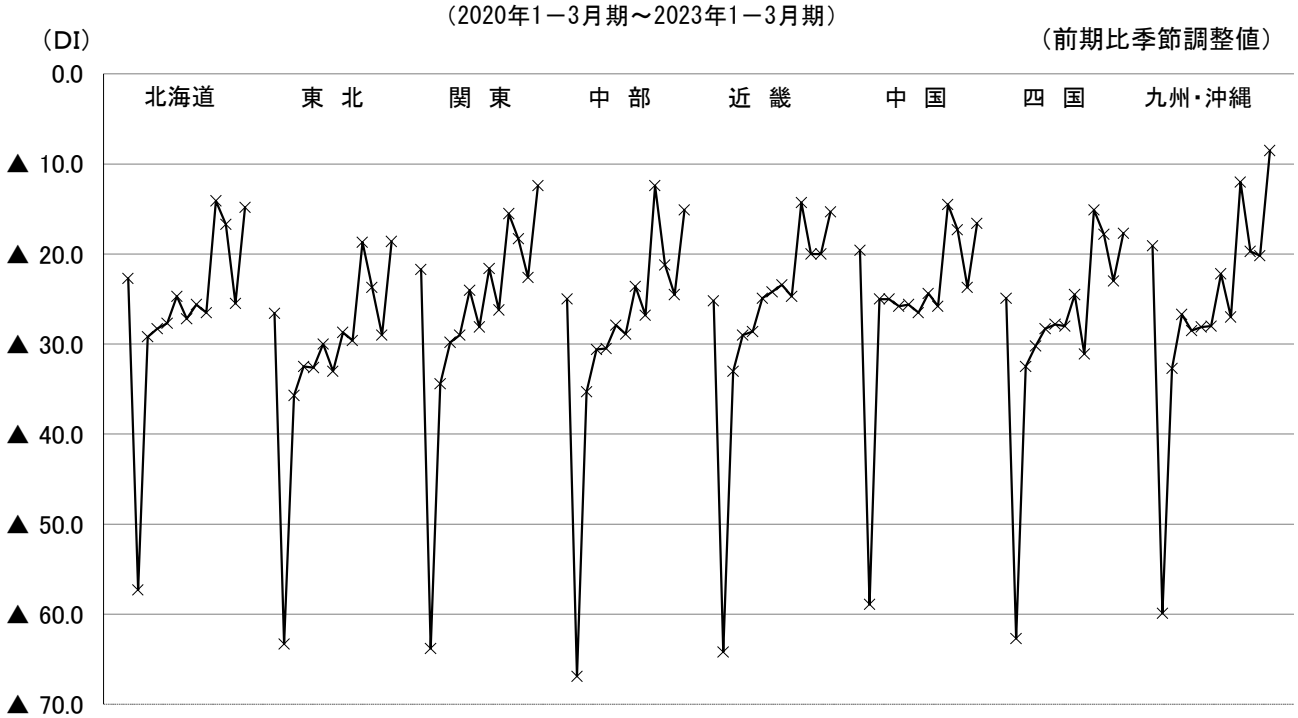

（注）1. 地域区分は、各経済産業局管内の都道府県により区分している。
2. 関東には、新潟、長野、山梨、静岡の各県、中部には、石川、富山の各県、近畿には、福井県を含む。九州・沖縄は、九州各県と沖縄県の合計。

各地域における産業別の動向（業況判断DI・前期比季節調整値）

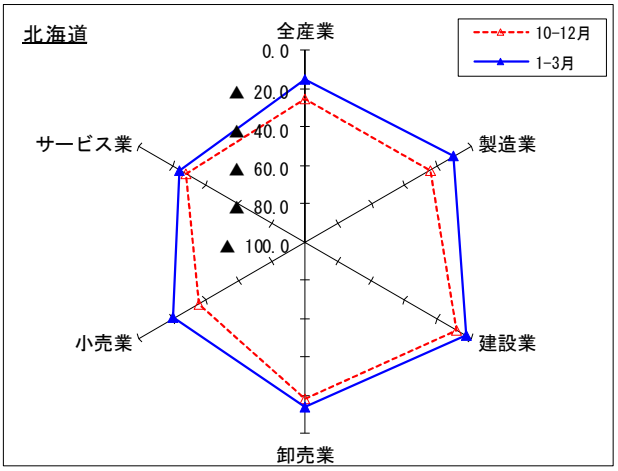

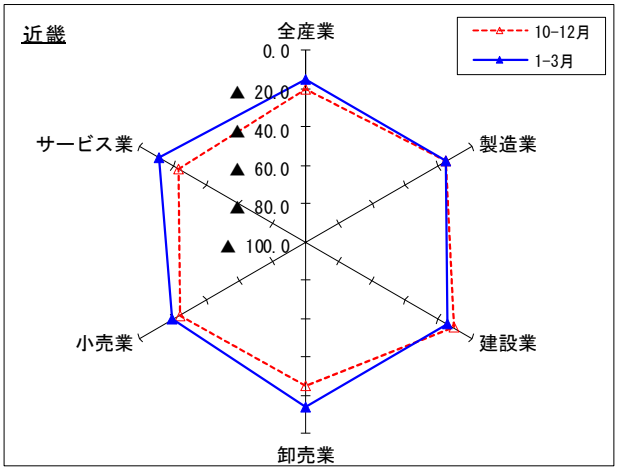

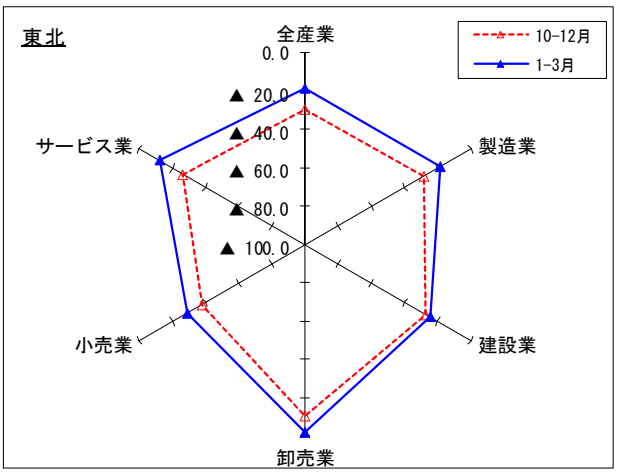

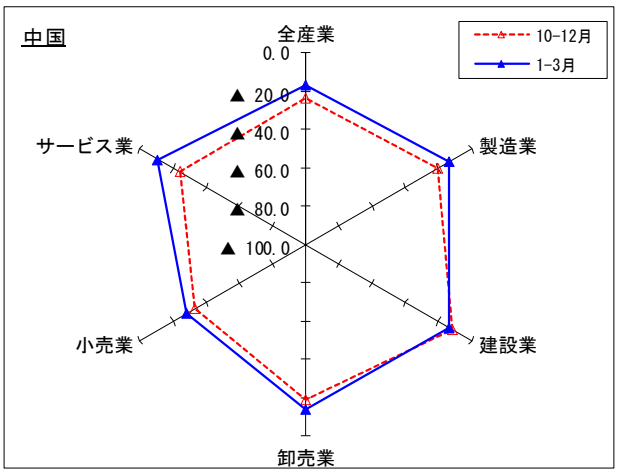

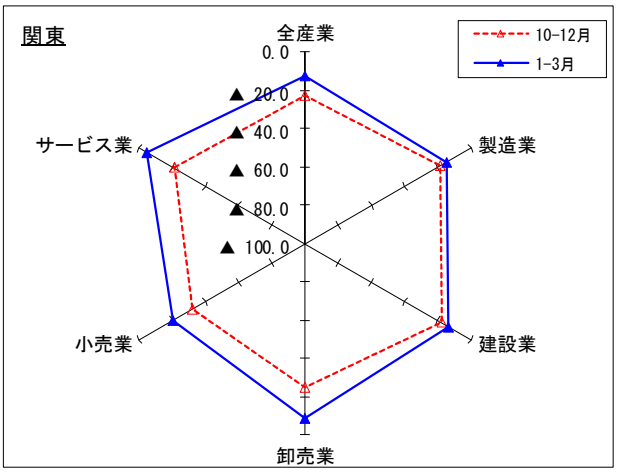

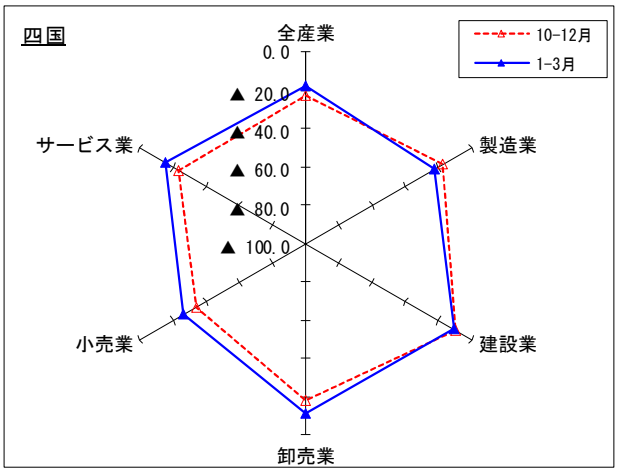

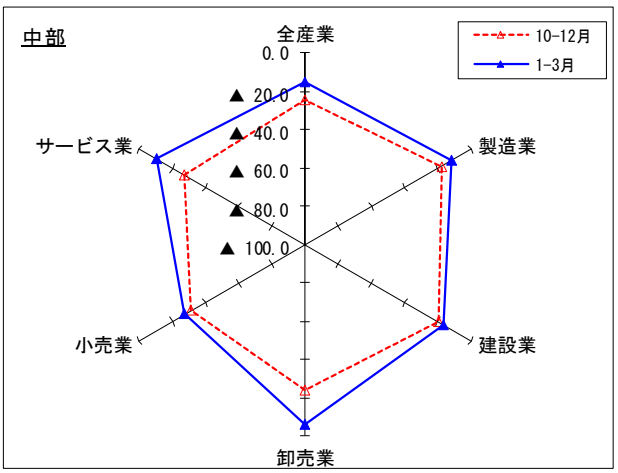

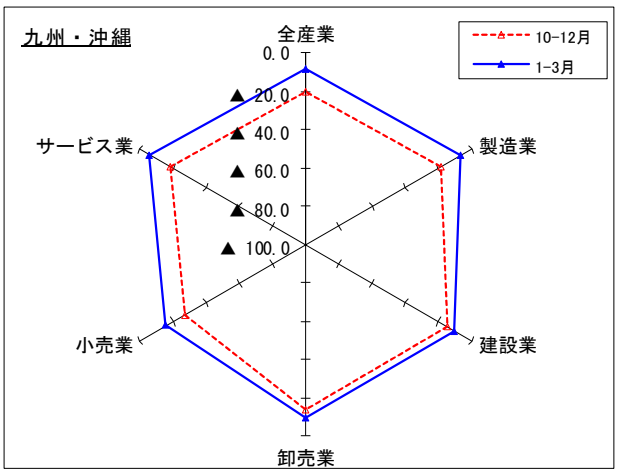

〈トピックス①〉産業別原材料・商品仕入単価ＤＩの推移について

全産業の原材料・商品仕入単価ＤＩ（「上昇」－「低下」、前年同期比）は、74.4（前期差0.4ポイント減）と１１期ぶりにプラス幅が縮小した。

産業別に見ると、サービス業で70.3（前期差1.0ポイント増）とプラス幅が拡大し、卸売業で81.4（前期差0.0ポイント）と横ばいとなった。一方、製造業で82.9（前期差1.8ポイント減）、建設業で83.1（前期差1.4ポイント減）、小売業で64.9（前期差0.5ポイント減）とプラス幅が縮小した。

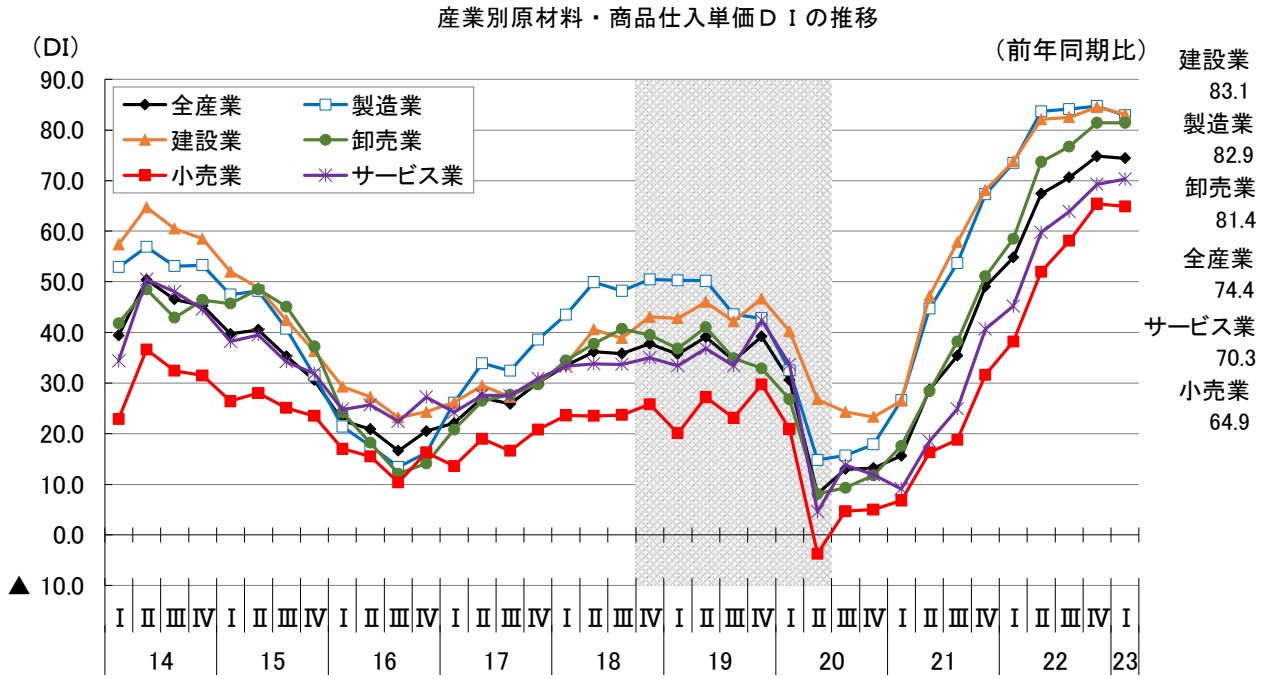

〈トピックス②〉産業別 従業員数過不足ＤＩ（今期の水準）の推移について

全産業の従業員数過不足ＤＩ（「過剰」－「不足」、今期の水準）は、（前期▲22.6→）▲21.4（前期差1.2ポイント増）と４期ぶりにマイナス幅が縮小し、不足感が弱まった。

産業別に見ると、卸売業、建設業、サービス業、製造業、小売業のすべての産業でマイナス幅が縮小した。

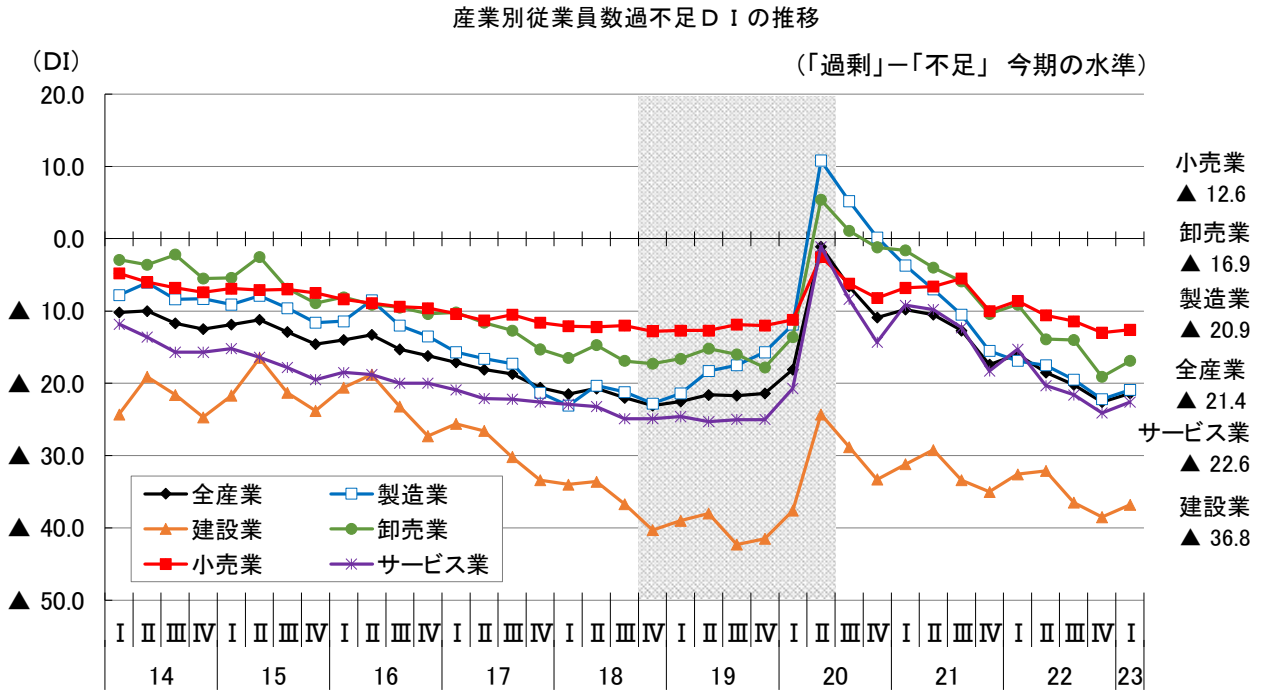

［調査対象企業のコメント］

- 原材料価格の上昇が続いている事、それにともない売値を上げたいが、原材料が上がる度に上げる事が出来ない状況である。又、物価上昇にともない、菓子のニーズが変化し、来客が減っている印象である。［食料品　北海道］
- コロナ禍以降低調な動きのまま現在に至り市況は回復の傾向にはあるが、まだまだ本来の力のある戻りではなく先行き不透明。将来むかえる設備の老朽化問題、従業員の確保等課題が多く大きな変換期にきている事を感じる。［繊維工業　山形］
- 契約前の相談が多いが資材の高騰、労働者の確保が難しく安易に受注できない。外注に頼りたいが取引先も高齢化や人材確保に苦労しているらしく頼れない。仕事があっても受注できない事に苦慮している。［建設業　福島］
- 消毒液のニーズに落ち着きがみられてきている一方、マスクの取りはずしによる化粧品の需要がみられるようになった。［化学　茨城］
- コロナ禍による原材料不足で、納品が遅れる商品が出てきた。また原材料価格の高騰により、仕入単価が上昇している。既存顧客は年金生活者が多く、物価上昇の影響で支出は生活費が中心となり、客足の戻りは悪い。［小売業　長野］
- 全国旅行支援及びインバウンド増加により、宿泊人数及び宿泊単価が好転。但し、仕入単価、水道光熱費上昇により利益減少が続く。［宿泊業　神奈川］
- 住宅着工数の減少により、製品需要が大変停滞している。今後よくなる兆しの話がなく、販売に苦戦している。そのため、コスト高に関わらず、製品単価が低下している。［木材・木製品　富山］
- 販売量は新型コロナの影響から回復基調で、５月８日からの規制の廃止や緩和により順調に推移すると予想されるが、原材料やエネルギー価確の高騰に円安が加わり、採算面は依然と厳しい状況が続くと思われる。［卸売業　愛知］
- 従業員が少しずつ増えているが、扶養内での問題もあり、午前中のみや時間制限があり、いつも人員不足を感じる。物価高により、設備投資も思うようにいかない状況である。［対個人サービス業　岐阜］
- 半導体関連の引合いは活発化している。素材価格の上昇が業積悪化をもたらしている。価格転嫁に対して顧客の理解は得やすい。機械設備の老朽化も悩みの一つ。半導体関連が忙しい間はなんとか遣り繰り出来そう。［その他の製造業　滋賀］
- あらゆるものの値上りが影響して全体的な受注が減少している上、原材料・電気・外注費・人件費がさらに高騰して採算が取れなくなってきている。物が買えないから、売れない、という悪循環になっていると思います。［金属製品　大阪］
- 中小企業さまからコロナ以降の業務改善の相談が数多く寄せられていますが、熟練技術者の確保が難しく対応しきれない状況です。このままでは顧客企業さまの発展、地域経済の発展に、遅れが生じてしまいます。［情報通信・広告業　京都］
- 受注そのものは前年同期を上回っているが、生産能力向上への対応に伴い設備投資、人材確保を行ったため、現有生産能力に対する受注が足りない状況となっており受注を増やす必要があると感じている。［電気･情報通信機械･電子部品　島根］
- 世界的な半導体不足や原材料価格の高騰などが影響し、サプライチェーンが停滞している。自動車工場の稼働率低下により、結果として部品工作機械の需要も停滞していると感じる。［輸送用機械器具　広島］
- 光熱費、仕入価格の高騰により利益を圧迫している。本意ではないが、販売価格を改定する予定です。これにより、客数は減るものの売上高は維持する見込です。［飲食業　岡山］
- 引合いは増加傾向にあり受注量は安定しているものの、資材や燃料コストの上昇を価格転嫁できておらず、利益率を悪化させている。［印刷　徳島］
- 原材料や資材の価格が上昇しているのに対して、販売単価への転嫁が十分ではないため、利益率が下がっている。［機械器具　高知］
- 原材料価格は落ちついて来たが、電力料金労務費のアップの為の価格交渉が厳しい。人手不足は慢性的になっており、頭数は揃えても経験不足から、生産性が落ちている。相当なベースアップをしなければ人は来ない。［鉄鋼・非鉄金属　福岡］
- 燃料費の高騰が続いているが、運賃への転嫁ができていない状況に加えて、タイヤ等の度重なる値上げが業況を悪化させている。またドライバーの高齢化により、心身機能低下に留意した安全管理が今後は益々必要と考える。［対事業所サービス業　佐賀］

主要DI時系列表

1. 業況判断DI （「好転」－「悪化」 前期比季節調整値）

1－(1) 全産業

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差	2023年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 28.4	▲ 23.5	▲ 26.6	▲ 14.4	▲ 19.5	▲ 22.9	▲ 13.7	9.2	▲ 13.5	0.2
中規模	▲ 17.7	▲ 17.3	▲ 16.5	▲ 9.6	▲ 12.9	▲ 17.1	▲ 9.4	7.7	▲ 7.2	2.2
小規模	▲ 31.2	▲ 25.3	▲ 29.5	▲ 15.9	▲ 21.2	▲ 24.6	▲ 15.2	9.4	▲ 15.4	▲ 0.2
製造業	▲ 17.9	▲ 19.5	▲ 17.6	▲ 12.7	▲ 15.2	▲ 19.2	▲ 13.6	5.6	▲ 10.1	3.5
非製造業	▲ 31.7	▲ 24.9	▲ 29.6	▲ 15.1	▲ 21.0	▲ 24.0	▲ 14.1	9.9	▲ 14.7	▲ 0.6

1－(2) 製造業

業　種	2021年		2022年				2023年	前期差	2023年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
食料品	▲ 25.7	▲ 21.2	▲ 21.8	▲ 8.6	▲ 10.2	▲ 18.6	▲ 3.9	14.7	▲ 6.9	▲ 3.0
繊維工業	▲ 25.4	▲ 30.5	▲ 24.3	▲ 10.2	▲ 10.2	▲ 18.0	▲ 9.0	9.0	▲ 9.9	▲ 0.9
木材・木製品	▲ 7.1	▲ 9.6	▲ 9.7	▲ 9.8	▲ 21.2	▲ 29.1	▲ 23.7	5.4	▲ 26.0	▲ 2.3
家具・装備品	▲ 26.3	▲ 26.2	▲ 32.6	▲ 15.6	▲ 32.1	▲ 28.4	▲ 17.4	11.0	▲ 22.1	▲ 4.7
パルプ・紙・紙加工品	▲ 1.9	▲ 6.8	▲ 13.7	▲ 3.6	▲ 8.7	▲ 18.7	▲ 1.3	17.4	1.6	2.9
印刷	▲ 35.1	▲ 36.7	▲ 29.0	▲ 31.8	▲ 28.6	▲ 28.0	▲ 21.7	6.3	▲ 21.0	0.7
化学	1.5	▲ 5.8	▲ 14.3	▲ 10.4	▲ 4.7	▲ 5.4	▲ 1.4	4.0	4.9	6.3
窯業・土石製品	▲ 17.5	▲ 16.3	▲ 17.2	▲ 19.6	▲ 14.0	▲ 20.7	▲ 16.3	4.4	▲ 11.9	4.4
鉄鋼・非鉄金属	▲ 4.4	▲ 7.8	▲ 11.5	▲ 8.8	▲ 13.8	▲ 16.0	▲ 18.6	▲ 2.6	▲ 10.0	8.6
金属製品	▲ 8.9	▲ 13.7	▲ 11.5	▲ 5.1	▲ 11.0	▲ 12.7	▲ 13.8	▲ 1.1	▲ 7.9	5.9
機械器具	▲ 6.1	▲ 11.4	▲ 11.8	▲ 9.6	▲ 14.0	▲ 17.8	▲ 21.1	▲ 3.3	▲ 11.5	9.6
電気・情報通信機械器具・ 電子部品	▲ 10.8	▲ 15.5	▲ 9.2	▲ 12.1	▲ 18.6	▲ 16.5	▲ 15.0	1.5	▲ 6.4	8.6
輸送用機械器具	▲ 3.9	▲ 16.3	▲ 11.6	▲ 11.3	▲ 17.7	▲ 14.4	▲ 11.2	3.2	▲ 5.5	5.7
その他の製造業	▲ 17.2	▲ 22.0	▲ 21.9	▲ 17.9	▲ 16.6	▲ 21.3	▲ 21.7	▲ 0.4	▲ 9.8	11.9

1－(3) 非製造業

産　業　・　業　種	2021年		2022年				2023年	前期差	2023年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
建設業	▲ 15.5	▲ 15.4	▲ 17.9	▲ 14.7	▲ 13.6	▲ 15.8	▲ 13.9	1.9	▲ 15.1	▲ 1.2
総合工事業	▲ 14.8	▲ 13.7	▲ 15.2	▲ 13.8	▲ 14.4	▲ 16.3	▲ 14.6	1.7	▲ 18.0	▲ 3.4
職別・設備工事業	▲ 17.0	▲ 17.1	▲ 20.4	▲ 15.4	▲ 12.8	▲ 15.5	▲ 12.9	2.6	▲ 12.0	0.9
卸売業	▲ 23.8	▲ 20.6	▲ 21.7	▲ 9.5	▲ 18.5	▲ 21.3	▲ 9.8	11.5	▲ 7.9	1.9
小売業	▲ 40.2	▲ 32.9	▲ 36.6	▲ 23.9	▲ 27.8	▲ 31.0	▲ 22.9	8.1	▲ 23.0	▲ 0.1
サービス業	▲ 32.8	▲ 23.5	▲ 31.3	▲ 9.9	▲ 18.8	▲ 23.0	▲ 8.7	14.3	▲ 8.8	▲ 0.1
宿泊業	▲ 48.3	▲ 32.2	▲ 39.4	18.7	▲ 0.7	▲ 6.3	6.9	13.2	▲ 5.0	▲ 11.9
飲食業	▲ 55.8	▲ 19.7	▲ 43.3	▲ 7.0	▲ 30.8	▲ 29.8	▲ 4.2	25.6	▲ 4.4	▲ 0.2
対個人サービス業	▲ 27.6	▲ 25.2	▲ 31.0	▲ 17.7	▲ 20.6	▲ 25.9	▲ 15.1	10.8	▲ 13.8	1.3
対個人サービス業（生活関連）	▲ 29.7	▲ 25.1	▲ 33.1	▲ 16.2	▲ 20.6	▲ 26.8	▲ 12.9	13.9	▲ 12.1	0.8
対個人サービス業（自動車整備その他）	▲ 22.0	▲ 25.8	▲ 24.9	▲ 21.4	▲ 20.7	▲ 23.1	▲ 21.2	1.9	▲ 18.5	2.7
対事業所サービス業	▲ 19.8	▲ 20.8	▲ 21.0	▲ 10.5	▲ 12.9	▲ 16.6	▲ 10.3	6.3	▲ 9.0	1.3
対事業所サービス業（運送・倉庫）	▲ 29.7	▲ 32.9	▲ 35.9	▲ 12.5	▲ 22.7	▲ 17.8	▲ 14.0	3.8	▲ 4.2	9.8
対事業所サービス業（専門技術その他）	▲ 16.6	▲ 17.4	▲ 17.0	▲ 10.4	▲ 9.2	▲ 15.8	▲ 9.4	6.4	▲ 7.4	2.0
情報通信・広告業	▲ 16.6	▲ 8.9	▲ 21.0	▲ 10.8	▲ 12.5	▲ 15.7	▲ 4.2	11.5	10.0	14.2

2．－(1) 売上額DI （「増加」－「減少」 前期比季節調整値）

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	▲ 25.5	▲ 18.8	▲ 23.5	▲ 7.7	▲ 13.9	▲ 16.4	▲ 6.6	9.8
製造業	▲ 15.9	▲ 15.8	▲ 13.6	▲ 5.8	▲ 9.0	▲ 11.0	▲ 6.9	4.1
非製造業	▲ 29.0	▲ 19.8	▲ 26.4	▲ 7.7	▲ 15.5	▲ 18.3	▲ 6.3	12.0
建設業	▲ 18.4	▲ 14.8	▲ 21.3	▲ 13.8	▲ 12.5	▲ 15.6	▲ 11.1	4.5
卸売業	▲ 23.1	▲ 15.6	▲ 16.9	▲ 3.3	▲ 14.7	▲ 16.7	▲ 1.5	15.2
小売業	▲ 35.5	▲ 25.6	▲ 29.0	▲ 17.3	▲ 22.5	▲ 22.9	▲ 14.1	8.8
サービス業	▲ 29.5	▲ 18.0	▲ 28.3	0.8	▲ 12.0	▲ 15.6	0.3	15.9

2．－(2) 売上単価・客単価DI （「上昇」－「低下」 前期比季節調整値）

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	▲ 12.8	▲ 10.0	▲ 9.0	2.9	2.2	1.6	7.6	6.0
製造業	▲ 0.8	1.3	3.1	15.5	15.9	17.9	18.2	0.3
非製造業	▲ 17.6	▲ 14.4	▲ 13.7	▲ 2.1	▲ 3.3	▲ 4.7	3.3	8.0
卸売業	7.1	15.3	21.9	36.1	36.4	37.0	40.3	3.3
小売業	▲ 26.2	▲ 21.2	▲ 19.2	▲ 12.6	▲ 14.1	▲ 13.9	▲ 8.4	5.5
サービス業	▲ 16.1	▲ 14.8	▲ 16.1	▲ 1.2	▲ 2.7	▲ 5.5	5.1	10.6

2．－(3) 売上単価・客単価DI （「上昇」－「低下」 前年同期比）

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差	2023年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 14.6	▲ 7.4	▲ 9.6	4.7	7.0	12.4	13.1	0.7	10.8	▲ 2.3
製造業	0.8	5.9	7.5	22.0	27.2	32.4	31.2	▲ 1.2	27.0	▲ 4.2
非製造業	▲ 20.7	▲ 12.7	▲ 16.4	▲ 2.1	▲ 1.0	4.6	5.9	1.3	4.5	▲ 1.4
卸売業	8.6	20.2	26.3	41.1	45.2	49.5	52.1	2.6	47.8	▲ 4.3
小売業	▲ 29.7	▲ 21.0	▲ 24.5	▲ 13.2	▲ 13.2	▲ 7.6	▲ 7.3	0.3	▲ 9.2	▲ 1.9
サービス業	▲ 19.6	▲ 12.8	▲ 18.2	▲ 1.5	▲ 0.4	5.3	7.1	1.8	6.6	▲ 0.5

3．原材料・商品仕入単価DI （「上昇」－「低下」 前年同期比）

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差	2023年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	35.4	49.1	54.8	67.4	70.6	74.8	74.4	▲ 0.4	66.8	▲ 7.6
製造業	53.7	67.3	73.5	83.7	84.1	84.7	82.9	▲ 1.8	73.7	▲ 9.2
非製造業	29.7	43.3	49.0	62.3	66.2	71.6	71.8	0.2	64.7	▲ 7.1
建設業	57.8	68.1	73.8	82.1	82.5	84.5	83.1	▲ 1.4	71.4	▲ 11.7
卸売業	38.2	51.1	58.5	73.7	76.7	81.4	81.4	0.0	73.0	▲ 8.4
小売業	18.8	31.6	38.2	52.0	58.1	65.4	64.9	▲ 0.5	58.4	▲ 6.5
サービス業	24.9	40.7	45.2	59.8	63.9	69.3	70.3	1.0	65.2	▲ 5.1

4．在庫水準DI （「過剰」－「不足」 今期の水準）

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	7.6	5.4	6.0	5.5	6.8	6.1	6.3	0.2
製造業	3.9	1.4	2.2	1.7	1.7	1.2	2.2	1.0
非製造業	10.4	8.6	8.8	8.3	10.5	9.9	9.5	▲ 0.4
卸売業	16.8	13.0	14.0	14.3	16.6	16.2	15.5	▲ 0.7
小売業	8.7	7.4	7.5	6.8	9.1	8.3	8.0	▲ 0.3

5. 採算(経常利益)DI （「好転」－「悪化」 前年同期比）

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差	2023年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 33.7	▲ 29.6	▲ 39.9	▲ 29.5	▲ 32.0	▲ 31.3	▲ 32.9	▲ 1.6	▲ 28.0	4.9
製造業	▲ 21.0	▲ 20.8	▲ 29.4	▲ 26.8	▲ 29.8	▲ 28.3	▲ 30.8	▲ 2.5	▲ 25.2	5.6
非製造業	▲ 37.9	▲ 32.4	▲ 43.3	▲ 30.4	▲ 32.7	▲ 32.3	▲ 33.5	▲ 1.2	▲ 28.9	4.6
建設業	▲ 27.1	▲ 25.1	▲ 34.6	▲ 36.0	▲ 33.4	▲ 33.7	▲ 35.2	▲ 1.5	▲ 33.4	1.8
卸売業	▲ 25.3	▲ 22.7	▲ 27.0	▲ 17.4	▲ 22.3	▲ 21.4	▲ 22.5	▲ 1.1	▲ 17.0	5.5
小売業	▲ 46.0	▲ 39.8	▲ 49.9	▲ 36.5	▲ 37.9	▲ 37.1	▲ 39.1	▲ 2.0	▲ 34.0	5.1
サービス業	▲ 38.6	▲ 31.5	▲ 44.7	▲ 26.1	▲ 30.4	▲ 30.1	▲ 30.8	▲ 0.7	▲ 25.4	5.4

6. 資金繰りDI （「好転」－「悪化」 前期比季節調整値）

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	▲ 19.8	▲ 19.2	▲ 19.9	▲ 12.3	▲ 15.4	▲ 19.6	▲ 13.2	6.4
製造業	▲ 14.9	▲ 16.7	▲ 15.3	▲ 10.8	▲ 12.8	▲ 16.5	▲ 12.5	4.0
非製造業	▲ 21.4	▲ 20.2	▲ 21.6	▲ 13.0	▲ 16.2	▲ 20.6	▲ 13.3	7.3
建設業	▲ 9.7	▲ 10.7	▲ 10.9	▲ 8.7	▲ 7.3	▲ 9.5	▲ 8.6	0.9
卸売業	▲ 12.2	▲ 13.9	▲ 12.7	▲ 7.6	▲ 12.0	▲ 15.9	▲ 8.5	7.4
小売業	▲ 27.5	▲ 25.6	▲ 26.5	▲ 19.4	▲ 22.0	▲ 25.8	▲ 20.3	5.5
サービス業	▲ 23.7	▲ 20.9	▲ 23.4	▲ 10.9	▲ 16.1	▲ 22.1	▲ 10.6	11.5

7. 借入難易度DI （「容易」－「困難」 前期比季節調整値）　（上段:長期資金、下段:短期資金）

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差	2023年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 7.0	▲ 6.0	▲ 6.5	▲ 5.5	▲ 6.2	▲ 6.6	▲ 5.7	0.9	▲ 6.7	▲ 1.0
	▲ 4.5	▲ 3.9	▲ 4.4	▲ 3.4	▲ 3.5	▲ 4.5	▲ 3.5	1.0	▲ 4.7	▲ 1.2
製造業	▲ 3.9	▲ 3.8	▲ 3.7	▲ 3.3	▲ 4.0	▲ 3.8	▲ 4.0	▲ 0.2	▲ 4.8	▲ 0.8
	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 1.1	▲ 1.5	▲ 1.2	0.3	▲ 2.3	▲ 1.1
非製造業	▲ 8.0	▲ 6.5	▲ 7.5	▲ 6.3	▲ 7.0	▲ 7.5	▲ 6.3	1.2	▲ 7.3	▲ 1.0
	▲ 6.0	▲ 4.8	▲ 5.6	▲ 4.3	▲ 4.4	▲ 5.4	▲ 4.2	1.2	▲ 5.7	▲ 1.5
建設業	1.5	1.6	1.7	0.5	2.2	1.2	1.8	0.6	1.1	▲ 0.7
	4.0	3.5	3.1	3.2	4.2	3.1	3.7	0.6	2.3	▲ 1.4
卸売業	▲ 2.7	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 2.1	▲ 1.5	▲ 2.2	▲ 1.0	1.2	▲ 2.3	▲ 1.3
	▲ 0.8	0.9	▲ 0.4	0.3	1.4	0.0	0.7	0.7	▲ 0.3	▲ 1.0
小売業	▲ 10.7	▲ 9.4	▲ 10.3	▲ 9.4	▲ 10.4	▲ 10.7	▲ 9.8	0.9	▲ 11.6	▲ 1.8
	▲ 8.8	▲ 7.8	▲ 7.9	▲ 7.9	▲ 8.0	▲ 8.9	▲ 7.7	1.2	▲ 9.7	▲ 2.0
サービス業	▲ 11.4	▲ 9.1	▲ 10.5	▲ 7.8	▲ 9.8	▲ 9.8	▲ 8.3	1.5	▲ 8.7	▲ 0.4
	▲ 9.3	▲ 7.4	▲ 8.5	▲ 6.0	▲ 6.5	▲ 7.6	▲ 6.1	1.5	▲ 6.7	▲ 0.6

8. 従業員数DI （「増加」－「減少」 前年同期比）

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差	2023年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 6.2	▲ 5.3	▲ 6.9	▲ 3.3	▲ 4.3	▲ 3.7	▲ 5.1	▲ 1.4	▲ 2.5	2.6
製造業	▲ 7.5	▲ 7.3	▲ 7.9	▲ 2.6	▲ 4.5	▲ 3.7	▲ 5.9	▲ 2.2	▲ 1.6	4.3
非製造業	▲ 5.8	▲ 4.7	▲ 6.6	▲ 3.5	▲ 4.3	▲ 3.7	▲ 4.9	▲ 1.2	▲ 2.8	2.1
建設業	▲ 3.4	▲ 2.8	▲ 3.2	▲ 2.6	▲ 4.5	▲ 4.0	▲ 6.4	▲ 2.4	▲ 4.4	2.0
卸売業	▲ 5.3	▲ 3.6	▲ 6.2	▲ 1.2	▲ 4.4	▲ 3.4	▲ 2.9	0.5	0.2	3.1
小売業	▲ 4.0	▲ 3.4	▲ 4.7	▲ 3.3	▲ 2.9	▲ 2.6	▲ 3.6	▲ 1.0	▲ 2.8	0.8
サービス業	▲ 8.2	▲ 6.6	▲ 9.5	▲ 4.4	▲ 5.2	▲ 4.6	▲ 5.5	▲ 0.9	▲ 2.6	2.9

9. 従業員数過不足DI （「過剰」－「不足」 今期の水準）

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	▲ 12.7	▲ 17.4	▲ 16.0	▲ 18.5	▲ 20.2	▲ 22.6	▲ 21.4	1.2
製造業	▲ 10.5	▲ 15.5	▲ 16.9	▲ 17.5	▲ 19.5	▲ 22.2	▲ 20.9	1.3
非製造業	▲ 13.4	▲ 18.1	▲ 15.8	▲ 18.9	▲ 20.4	▲ 22.8	▲ 21.6	1.2
建設業	▲ 33.4	▲ 35.0	▲ 32.6	▲ 32.1	▲ 36.5	▲ 38.5	▲ 36.8	1.7
卸売業	▲ 5.9	▲ 10.4	▲ 9.1	▲ 13.9	▲ 14.0	▲ 19.1	▲ 16.9	2.2
小売業	▲ 5.5	▲ 10.0	▲ 8.6	▲ 10.6	▲ 11.4	▲ 13.0	▲ 12.6	0.4
サービス業	▲ 12.3	▲ 18.3	▲ 15.3	▲ 20.3	▲ 21.6	▲ 24.1	▲ 22.6	1.5

10. 設備投資動向

設備投資実施企業割合（実施企業／回答企業×100） 単位：%

産　業	2021年		2022年				2023年	来期計画	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
全産業	17.7	18.3	16.1	16.2	17.3	18.2	16.7	18.0	1.3
製造業	21.3	21.5	20.1	20.1	21.4	22.2	21.7	23.1	1.4
建設業	20.0	20.6	19.2	20.1	19.7	18.8	18.0	18.7	0.7
卸売業	18.0	18.6	19.3	18.1	17.7	20.3	20.4	23.0	2.6
小売業	12.2	12.0	10.2	11.5	12.6	13.1	10.9	12.1	1.2
サービス業	18.2	19.5	15.6	15.0	16.6	18.5	16.1	17.4	1.3

11. 生産設備過不足DI （「過剰」－「不足」 今期の水準）

産　業	2021年		2022年				2023年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
製 造 業	▲ 2.2	▲ 4.6	▲ 4.3	▲ 4.6	▲ 5.9	▲ 6.0	▲ 5.5	0.5

12. 経営上の問題点

	今期直面している経営上の問題点(構成比)				
	1位(%)	2位(%)	3位(%)	4位(%)	5位(%)
製造業	原材料価格の上昇 43.0	需要の停滞 13.8	従業員の確保難 8.5	原材料費・人件費以外の経費の増加 6.9	生産設備の不足・老朽化 6.5
前期	1位 46.1	2位 13.4	3位 8.0	5位 5.0	4位 6.9
前々期	1位 45.3	2位 15.2	3位 7.7	6位 3.8	4位 6.7
建設業	材料価格の上昇 48.2	従業員の確保難 14.9	官公需要の停滞 6.7	民間需要の停滞 6.2	熟練技術者の確保難 6.0
前期	1位 50.7	2位 14.4	3位 6.4	5位 5.7	4位 5.9
前々期	1位 46.4	2位 13.8	4位 6.7	3位 7.4	6位 6.1
卸売業	仕入単価の上昇 40.7	需要の停滞 18.3	人件費以外の経費の増加 8.1	従業員の確保難 7.6	人件費の増加 4.3
前期	1位 42.1	2位 18.8	4位 6.0	3位 6.2	7位 3.5
前々期	1位 39.0	2位 22.5	4位 5.0	3位 5.5	8位 3.3
小売業	仕入単価の上昇 29.9	消費者ニーズの変化への対応 13.1	需要の停滞 13.0	購買力の他地域への流出 8.5	大・中型店の進出による競争の激化 7.5
前期	1位 30.4	3位 12.5	2位 14.7	4位 8.4	5位 7.7
前々期	1位 27.2	3位 13.1	2位 17.1	5位 7.8	4位 8.1
サービス業	材料等仕入単価の上昇 29.1	需要の停滞 11.5	利用者ニーズの変化への対応 11.1	人件費以外の経費の増加 10.9	従業員の確保難 9.0
前期	1位 28.2	2位 14.2	3位 12.4	5位 8.4	4位 9.3
前々期	1位 24.4	2位 17.7	3位 12.7	5位 6.5	4位 8.7

13. 業況判断DI(地域別)

前期比(季節調整値)

地域・産業		2020年		2021年				2022年				2023年	前期差
		7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
北海道	製造業	▲ 25.0	▲ 24.6	▲ 22.0	▲ 13.5	▲ 20.3	▲ 19.5	▲ 16.3	▲ 15.5	▲ 10.8	▲ 24.5	▲ 10.2	14.3
	建設業	▲ 17.4	▲ 12.6	▲ 14.8	▲ 12.2	▲ 12.1	▲ 13.8	▲ 16.7	▲ 9.4	▲ 9.5	▲ 8.8	▲ 2.7	6.1
	卸売業	▲ 44.3	▲ 30.0	▲ 28.6	▲ 28.8	▲ 34.1	▲ 28.8	▲ 30.1	▲ 13.1	▲ 15.4	▲ 17.9	▲ 14.4	3.5
	小売業	▲ 33.9	▲ 31.2	▲ 29.1	▲ 29.7	▲ 35.1	▲ 36.1	▲ 34.8	▲ 20.4	▲ 27.7	▲ 35.8	▲ 20.8	15.0
	サービス業	▲ 32.0	▲ 36.6	▲ 39.3	▲ 32.9	▲ 34.3	▲ 27.8	▲ 34.6	▲ 8.5	▲ 18.0	▲ 28.0	▲ 24.7	3.3
	全産業	▲ 29.2	▲ 28.3	▲ 27.7	▲ 24.7	▲ 27.2	▲ 25.6	▲ 26.5	▲ 14.1	▲ 16.7	▲ 25.5	▲ 14.8	10.7
東北	製造業	▲ 42.3	▲ 33.2	▲ 33.1	▲ 17.6	▲ 20.2	▲ 21.8	▲ 21.6	▲ 13.9	▲ 16.1	▲ 28.5	▲ 18.3	10.2
	建設業	▲ 24.5	▲ 19.0	▲ 13.4	▲ 18.6	▲ 16.0	▲ 14.5	▲ 18.5	▲ 15.0	▲ 20.7	▲ 27.0	▲ 24.7	2.3
	卸売業	▲ 32.5	▲ 13.3	▲ 26.3	▲ 16.8	▲ 25.6	▲ 30.5	▲ 20.2	▲ 15.8	▲ 21.7	▲ 10.3	▲ 2.2	8.1
	小売業	▲ 39.7	▲ 40.2	▲ 39.7	▲ 41.7	▲ 47.2	▲ 37.7	▲ 40.8	▲ 27.9	▲ 33.0	▲ 37.8	▲ 28.9	8.9
	サービス業	▲ 31.9	▲ 34.1	▲ 37.4	▲ 36.2	▲ 38.0	▲ 32.1	▲ 35.0	▲ 17.8	▲ 24.6	▲ 26.5	▲ 12.1	14.4
	全産業	▲ 35.7	▲ 32.5	▲ 32.6	▲ 30.0	▲ 33.0	▲ 28.7	▲ 29.6	▲ 18.7	▲ 23.7	▲ 29.0	▲ 18.6	10.4
関東	製造業	▲ 43.3	▲ 31.0	▲ 22.1	▲ 14.4	▲ 15.3	▲ 16.2	▲ 18.5	▲ 14.8	▲ 13.4	▲ 18.6	▲ 14.5	4.1
	建設業	▲ 21.2	▲ 19.0	▲ 15.5	▲ 12.2	▲ 15.5	▲ 17.5	▲ 20.1	▲ 15.3	▲ 14.9	▲ 17.9	▲ 13.3	4.6
	卸売業	▲ 39.6	▲ 29.7	▲ 26.5	▲ 16.3	▲ 18.2	▲ 17.3	▲ 13.6	▲ 12.6	▲ 15.0	▲ 24.7	▲ 8.9	15.8
	小売業	▲ 36.9	▲ 34.1	▲ 35.4	▲ 32.3	▲ 41.0	▲ 31.5	▲ 36.0	▲ 25.1	▲ 28.5	▲ 31.9	▲ 20.6	11.3
	サービス業	▲ 31.3	▲ 30.1	▲ 34.3	▲ 31.0	▲ 37.0	▲ 20.8	▲ 29.2	▲ 9.9	▲ 20.8	▲ 20.9	▲ 4.7	16.2
	全産業	▲ 34.4	▲ 29.8	▲ 29.0	▲ 24.0	▲ 28.1	▲ 21.6	▲ 26.2	▲ 15.5	▲ 18.3	▲ 22.6	▲ 12.4	10.2
中部	製造業	▲ 43.5	▲ 30.1	▲ 27.2	▲ 19.3	▲ 17.0	▲ 17.5	▲ 17.7	▲ 9.9	▲ 18.1	▲ 17.7	▲ 11.5	6.2
	建設業	▲ 29.4	▲ 28.0	▲ 21.8	▲ 18.0	▲ 17.9	▲ 14.8	▲ 21.2	▲ 14.5	▲ 18.8	▲ 19.2	▲ 16.2	3.0
	卸売業	▲ 32.7	▲ 29.9	▲ 29.4	▲ 17.9	▲ 23.1	▲ 18.1	▲ 27.0	▲ 3.2	▲ 17.7	▲ 24.4	▲ 6.1	18.3
	小売業	▲ 32.8	▲ 32.9	▲ 35.4	▲ 37.6	▲ 37.5	▲ 32.1	▲ 35.4	▲ 22.7	▲ 27.3	▲ 31.0	▲ 27.7	3.3
	サービス業	▲ 31.6	▲ 30.6	▲ 34.9	▲ 34.9	▲ 36.7	▲ 26.8	▲ 32.0	▲ 7.8	▲ 19.7	▲ 27.0	▲ 10.7	16.3
	全産業	▲ 35.3	▲ 30.6	▲ 30.5	▲ 27.9	▲ 28.9	▲ 23.6	▲ 26.8	▲ 12.4	▲ 21.2	▲ 24.5	▲ 15.1	9.4
近畿	製造業	▲ 40.7	▲ 31.3	▲ 25.6	▲ 14.3	▲ 16.5	▲ 19.7	▲ 14.4	▲ 9.9	▲ 16.0	▲ 15.4	▲ 15.5	▲ 0.1
	建設業	▲ 18.9	▲ 17.0	▲ 14.6	▲ 11.2	▲ 15.6	▲ 18.7	▲ 14.6	▲ 14.7	▲ 14.3	▲ 10.9	▲ 14.7	▲ 3.8
	卸売業	▲ 37.9	▲ 13.5	▲ 30.7	▲ 21.4	▲ 20.3	▲ 21.7	▲ 28.9	▲ 8.5	▲ 21.1	▲ 25.4	▲ 14.3	11.1
	小売業	▲ 33.2	▲ 34.7	▲ 36.5	▲ 38.6	▲ 38.9	▲ 31.2	▲ 36.8	▲ 21.9	▲ 28.4	▲ 24.0	▲ 19.8	4.2
	サービス業	▲ 30.0	▲ 31.1	▲ 32.4	▲ 31.3	▲ 24.0	▲ 22.6	▲ 29.6	▲ 13.8	▲ 20.4	▲ 23.3	▲ 12.0	11.3
	全産業	▲ 33.0	▲ 29.0	▲ 28.6	▲ 24.9	▲ 24.2	▲ 23.4	▲ 24.7	▲ 14.3	▲ 20.0	▲ 20.0	▲ 15.3	4.7
中国	製造業	▲ 35.6	▲ 23.9	▲ 26.0	▲ 16.1	▲ 19.6	▲ 21.6	▲ 13.0	▲ 10.2	▲ 13.4	▲ 20.8	▲ 13.6	7.2
	建設業	▲ 16.1	▲ 17.4	▲ 16.1	▲ 14.8	▲ 19.9	▲ 17.8	▲ 19.4	▲ 14.0	▲ 14.3	▲ 11.5	▲ 13.7	▲ 2.2
	卸売業	▲ 25.7	▲ 19.6	▲ 20.1	▲ 23.2	▲ 22.3	▲ 14.1	▲ 16.7	▲ 13.7	▲ 12.9	▲ 19.1	▲ 13.9	5.2
	小売業	▲ 29.7	▲ 31.6	▲ 30.7	▲ 37.4	▲ 40.8	▲ 34.1	▲ 37.0	▲ 25.5	▲ 26.9	▲ 33.4	▲ 28.1	5.3
	サービス業	▲ 18.4	▲ 24.1	▲ 26.0	▲ 28.3	▲ 25.6	▲ 22.6	▲ 30.7	▲ 8.4	▲ 15.8	▲ 24.3	▲ 10.8	13.5
	全産業	▲ 25.0	▲ 25.0	▲ 25.8	▲ 25.6	▲ 26.5	▲ 24.4	▲ 25.8	▲ 14.5	▲ 17.3	▲ 23.7	▲ 16.6	7.1
四国	製造業	▲ 37.1	▲ 32.7	▲ 26.8	▲ 22.4	▲ 15.7	▲ 23.2	▲ 23.7	▲ 15.2	▲ 16.4	▲ 17.0	▲ 22.2	▲ 5.2
	建設業	▲ 16.0	▲ 16.6	▲ 15.1	▲ 11.6	▲ 13.5	▲ 7.6	▲ 16.8	▲ 15.4	▲ 6.8	▲ 9.6	▲ 10.6	▲ 1.0
	卸売業	▲ 30.4	▲ 21.9	▲ 26.7	▲ 29.0	▲ 33.7	▲ 33.6	▲ 35.9	▲ 2.8	▲ 20.3	▲ 18.1	▲ 11.3	6.8
	小売業	▲ 36.5	▲ 41.8	▲ 35.6	▲ 34.8	▲ 40.9	▲ 37.2	▲ 41.3	▲ 29.5	▲ 32.1	▲ 34.0	▲ 26.3	7.7
	サービス業	▲ 32.2	▲ 25.6	▲ 30.0	▲ 32.6	▲ 32.2	▲ 20.5	▲ 34.5	▲ 6.1	▲ 11.9	▲ 23.2	▲ 15.8	7.4
	全産業	▲ 32.5	▲ 30.2	▲ 28.3	▲ 27.8	▲ 28.0	▲ 24.5	▲ 31.1	▲ 15.1	▲ 17.8	▲ 23.0	▲ 17.7	5.3
九州・沖縄	製造業	▲ 35.7	▲ 27.9	▲ 22.9	▲ 22.1	▲ 21.5	▲ 22.1	▲ 19.0	▲ 11.3	▲ 17.0	▲ 18.9	▲ 6.4	12.5
	建設業	▲ 21.1	▲ 9.4	▲ 8.9	▲ 14.2	▲ 15.0	▲ 11.5	▲ 14.2	▲ 13.9	▲ 8.2	▲ 14.4	▲ 10.3	4.1
	卸売業	▲ 40.3	▲ 27.7	▲ 24.8	▲ 18.2	▲ 29.7	▲ 17.6	▲ 14.4	▲ 3.2	▲ 22.6	▲ 14.3	▲ 10.1	4.2
	小売業	▲ 34.4	▲ 30.2	▲ 32.5	▲ 34.5	▲ 38.5	▲ 30.5	▲ 33.8	▲ 19.6	▲ 26.8	▲ 26.9	▲ 15.9	11.0
	サービス業	▲ 35.0	▲ 30.3	▲ 35.6	▲ 33.4	▲ 31.6	▲ 21.1	▲ 31.2	▲ 7.2	▲ 18.6	▲ 18.7	▲ 5.6	13.1
	全産業	▲ 32.7	▲ 26.7	▲ 28.5	▲ 28.1	▲ 28.0	▲ 22.2	▲ 27.0	▲ 12.0	▲ 19.7	▲ 20.2	▲ 8.5	11.7

14. 業況判断DI(都道府県別)

(1)全産業

前期比(季節調整値)

都道府県	2020年		2021年				2022年				2023年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全　国	▲ 33.3	▲ 29.1	▲ 28.7	▲ 26.2	▲ 28.4	▲ 23.5	▲ 26.6	▲ 14.4	▲ 19.5	▲ 22.9	▲ 13.7	9.2
北海道	▲ 29.2	▲ 28.3	▲ 27.7	▲ 24.7	▲ 27.2	▲ 25.6	▲ 26.5	▲ 14.1	▲ 16.7	▲ 25.5	▲ 14.8	10.7
道南･道央	▲ 34.9	▲ 29.7	▲ 27.1	▲ 26.7	▲ 31.9	▲ 28.9	▲ 30.3	▲ 16.3	▲ 19.8	▲ 28.6	▲ 18.0	10.6
道北･ｵﾎｰﾂｸ	▲ 10.3	▲ 19.8	▲ 21.1	▲ 12.3	▲ 13.6	▲ 8.6	▲ 9.4	▲ 2.8	▲ 8.1	▲ 13.9	▲ 6.2	7.7
十勝･釧路･根室	▲ 31.2	▲ 30.3	▲ 34.2	▲ 28.8	▲ 28.8	▲ 28.7	▲ 28.6	▲ 17.5	▲ 16.1	▲ 24.5	▲ 10.7	13.8
東　北	▲ 35.7	▲ 32.5	▲ 32.6	▲ 30.0	▲ 33.0	▲ 28.7	▲ 29.6	▲ 18.7	▲ 23.7	▲ 29.0	▲ 18.6	10.4
青森県	▲ 35.4	▲ 35.7	▲ 33.3	▲ 29.5	▲ 33.6	▲ 32.7	▲ 26.2	▲ 19.4	▲ 30.0	▲ 31.4	▲ 25.4	6.0
岩手県	▲ 38.4	▲ 27.7	▲ 31.2	▲ 28.5	▲ 35.1	▲ 25.2	▲ 36.6	▲ 24.8	▲ 24.7	▲ 35.5	▲ 18.8	16.7
宮城県	▲ 31.0	▲ 31.6	▲ 32.6	▲ 31.8	▲ 32.7	▲ 28.0	▲ 30.3	▲ 14.2	▲ 19.0	▲ 25.2	▲ 15.3	9.9
秋田県	▲ 32.7	▲ 25.0	▲ 33.6	▲ 24.1	▲ 30.7	▲ 28.7	▲ 24.9	▲ 20.3	▲ 22.2	▲ 24.6	▲ 21.3	3.3
山形県	▲ 39.2	▲ 37.3	▲ 32.9	▲ 29.2	▲ 25.3	▲ 26.8	▲ 26.5	▲ 12.2	▲ 22.6	▲ 24.7	▲ 16.2	8.5
福島県	▲ 36.8	▲ 36.4	▲ 34.9	▲ 34.5	▲ 37.7	▲ 29.5	▲ 35.2	▲ 21.2	▲ 25.7	▲ 29.9	▲ 17.5	12.4
関　東	▲ 34.4	▲ 29.8	▲ 29.0	▲ 24.0	▲ 28.1	▲ 21.6	▲ 26.2	▲ 15.5	▲ 18.3	▲ 22.6	▲ 12.4	10.2
茨城県	▲ 41.2	▲ 36.1	▲ 31.5	▲ 23.0	▲ 36.3	▲ 26.6	▲ 27.7	▲ 24.0	▲ 26.5	▲ 27.7	▲ 18.2	9.5
栃木県	▲ 41.2	▲ 38.0	▲ 40.2	▲ 31.3	▲ 33.4	▲ 27.4	▲ 30.9	▲ 17.3	▲ 22.2	▲ 25.2	▲ 16.5	8.7
群馬県	▲ 37.1	▲ 22.3	▲ 26.9	▲ 22.9	▲ 28.6	▲ 27.5	▲ 28.3	▲ 12.5	▲ 15.0	▲ 22.4	▲ 9.8	12.6
埼玉県	▲ 22.8	▲ 29.6	▲ 22.5	▲ 14.0	▲ 17.1	▲ 14.1	▲ 22.3	▲ 14.4	▲ 15.6	▲ 20.6	▲ 9.1	11.5
千葉県	▲ 30.7	▲ 29.1	▲ 29.7	▲ 25.7	▲ 29.9	▲ 23.5	▲ 25.9	▲ 12.1	▲ 18.8	▲ 20.5	▲ 8.4	12.1
東京都	▲ 35.8	▲ 31.3	▲ 30.4	▲ 24.2	▲ 28.6	▲ 20.3	▲ 26.2	▲ 9.5	▲ 15.8	▲ 18.1	▲ 1.7	16.4
神奈川県	▲ 27.8	▲ 26.4	▲ 28.7	▲ 22.9	▲ 26.4	▲ 18.5	▲ 17.5	▲ 15.4	▲ 20.4	▲ 20.6	▲ 10.5	10.1
新潟県	▲ 38.5	▲ 31.4	▲ 29.0	▲ 23.9	▲ 29.6	▲ 20.7	▲ 27.4	▲ 20.3	▲ 23.8	▲ 27.5	▲ 18.7	8.8
山梨県	▲ 36.5	▲ 22.7	▲ 25.2	▲ 25.6	▲ 25.3	▲ 20.9	▲ 27.7	▲ 16.2	▲ 18.7	▲ 27.0	▲ 22.4	4.6
長野県	▲ 42.7	▲ 32.3	▲ 30.5	▲ 27.0	▲ 32.3	▲ 21.4	▲ 31.2	▲ 16.7	▲ 20.2	▲ 21.2	▲ 15.3	5.9
静岡県	▲ 29.6	▲ 25.2	▲ 24.8	▲ 23.2	▲ 28.7	▲ 17.6	▲ 23.3	▲ 14.7	▲ 20.4	▲ 21.9	▲ 12.1	9.8
中　部	▲ 35.3	▲ 30.6	▲ 30.5	▲ 27.9	▲ 28.9	▲ 23.6	▲ 26.8	▲ 12.4	▲ 21.2	▲ 24.5	▲ 15.1	9.4
富山県	▲ 39.9	▲ 31.3	▲ 25.7	▲ 21.2	▲ 22.3	▲ 22.7	▲ 28.4	▲ 14.1	▲ 25.8	▲ 23.4	▲ 22.4	1.0
石川県	▲ 34.8	▲ 23.4	▲ 26.9	▲ 26.4	▲ 27.2	▲ 24.1	▲ 24.4	▲ 3.0	▲ 10.8	▲ 19.7	▲ 7.7	12.0
岐阜県	▲ 31.2	▲ 31.2	▲ 32.6	▲ 28.6	▲ 30.3	▲ 27.3	▲ 27.1	▲ 14.5	▲ 16.7	▲ 18.8	▲ 11.8	7.0
愛知県	▲ 33.1	▲ 32.0	▲ 30.6	▲ 29.1	▲ 28.8	▲ 20.8	▲ 26.8	▲ 13.2	▲ 22.5	▲ 28.8	▲ 14.4	14.4
三重県	▲ 36.6	▲ 32.2	▲ 35.2	▲ 32.6	▲ 30.1	▲ 24.4	▲ 28.4	▲ 13.6	▲ 24.7	▲ 28.9	▲ 19.8	9.1
近　畿	▲ 33.0	▲ 29.0	▲ 28.6	▲ 24.9	▲ 24.2	▲ 23.4	▲ 24.7	▲ 14.3	▲ 20.0	▲ 20.0	▲ 15.3	4.7
福井県	▲ 32.8	▲ 25.1	▲ 26.9	▲ 21.8	▲ 30.4	▲ 25.4	▲ 24.2	▲ 21.6	▲ 23.8	▲ 27.5	▲ 18.0	9.5
滋賀県	▲ 35.2	▲ 28.8	▲ 26.5	▲ 23.5	▲ 27.8	▲ 21.3	▲ 24.1	▲ 8.2	▲ 9.3	▲ 13.6	▲ 11.0	2.6
京都府	▲ 27.4	▲ 30.7	▲ 28.6	▲ 23.7	▲ 20.0	▲ 22.7	▲ 24.4	▲ 13.4	▲ 19.8	▲ 15.4	▲ 16.1	▲ 0.7
大阪府	▲ 39.2	▲ 31.5	▲ 32.5	▲ 26.9	▲ 27.9	▲ 29.4	▲ 28.6	▲ 15.5	▲ 27.7	▲ 20.4	▲ 14.4	6.0
兵庫県	▲ 37.2	▲ 25.2	▲ 25.8	▲ 23.4	▲ 19.0	▲ 17.9	▲ 20.6	▲ 10.4	▲ 18.9	▲ 18.4	▲ 10.4	8.0
奈良県	▲ 24.4	▲ 28.1	▲ 27.6	▲ 29.9	▲ 23.4	▲ 22.8	▲ 21.5	▲ 13.8	▲ 20.0	▲ 20.2	▲ 18.5	1.7
和歌山県	▲ 26.2	▲ 29.5	▲ 28.8	▲ 22.2	▲ 19.8	▲ 18.0	▲ 27.7	▲ 17.7	▲ 14.5	▲ 26.3	▲ 20.8	5.5
中　国	▲ 25.0	▲ 25.0	▲ 25.8	▲ 25.6	▲ 26.5	▲ 24.4	▲ 25.8	▲ 14.5	▲ 17.3	▲ 23.7	▲ 16.6	7.1
鳥取県	▲ 27.0	▲ 23.9	▲ 29.5	▲ 25.1	▲ 25.4	▲ 19.7	▲ 22.8	▲ 10.5	▲ 14.7	▲ 26.4	▲ 17.3	9.1
島根県	▲ 29.6	▲ 23.5	▲ 24.7	▲ 25.2	▲ 32.8	▲ 22.7	▲ 26.7	▲ 12.7	▲ 20.6	▲ 20.8	▲ 13.8	7.0
岡山県	▲ 27.7	▲ 24.9	▲ 26.0	▲ 24.5	▲ 28.4	▲ 25.2	▲ 22.3	▲ 14.2	▲ 15.4	▲ 20.5	▲ 18.1	2.4
広島県	▲ 17.7	▲ 24.8	▲ 22.9	▲ 28.8	▲ 23.9	▲ 25.4	▲ 30.2	▲ 16.2	▲ 18.5	▲ 26.9	▲ 15.7	11.2
山口県	▲ 26.5	▲ 26.4	▲ 26.5	▲ 23.6	▲ 25.3	▲ 26.5	▲ 24.9	▲ 16.9	▲ 18.1	▲ 23.9	▲ 18.4	5.5
四　国	▲ 32.5	▲ 30.2	▲ 28.3	▲ 27.8	▲ 28.0	▲ 24.5	▲ 31.1	▲ 15.1	▲ 17.8	▲ 23.0	▲ 17.7	5.3
徳島県	▲ 33.0	▲ 32.5	▲ 30.1	▲ 22.4	▲ 24.1	▲ 20.7	▲ 24.4	▲ 16.8	▲ 17.6	▲ 19.6	▲ 18.5	1.1
香川県	▲ 39.3	▲ 39.0	▲ 33.0	▲ 31.2	▲ 28.1	▲ 26.0	▲ 34.3	▲ 17.1	▲ 16.4	▲ 25.1	▲ 23.5	1.6
愛媛県	▲ 29.0	▲ 28.6	▲ 29.3	▲ 31.2	▲ 31.0	▲ 26.6	▲ 35.5	▲ 14.8	▲ 21.5	▲ 25.0	▲ 13.0	12.0
高知県	▲ 27.2	▲ 19.1	▲ 19.5	▲ 24.8	▲ 26.0	▲ 24.2	▲ 28.5	▲ 11.2	▲ 15.3	▲ 20.0	▲ 18.7	1.3
九州･沖縄	▲ 32.7	▲ 26.7	▲ 28.5	▲ 28.1	▲ 28.0	▲ 22.2	▲ 27.0	▲ 12.0	▲ 19.7	▲ 20.2	▲ 8.5	11.7
福岡県	▲ 23.3	▲ 26.7	▲ 28.2	▲ 26.0	▲ 24.7	▲ 21.8	▲ 22.2	▲ 13.3	▲ 20.0	▲ 20.1	▲ 13.0	7.1
佐賀県	▲ 31.3	▲ 27.6	▲ 25.8	▲ 25.0	▲ 29.4	▲ 20.6	▲ 25.1	▲ 14.4	▲ 23.8	▲ 23.3	▲ 11.9	11.4
長崎県	▲ 39.4	▲ 32.2	▲ 37.8	▲ 37.4	▲ 37.5	▲ 34.5	▲ 38.7	▲ 10.9	▲ 21.3	▲ 24.3	▲ 11.6	12.7
熊本県	▲ 33.2	▲ 24.5	▲ 19.9	▲ 25.5	▲ 24.1	▲ 20.4	▲ 31.4	▲ 17.9	▲ 21.6	▲ 20.6	▲ 8.3	12.3
大分県	▲ 37.6	▲ 30.3	▲ 30.9	▲ 29.5	▲ 29.5	▲ 29.0	▲ 30.8	▲ 19.3	▲ 25.1	▲ 26.9	▲ 19.9	7.0
宮崎県	▲ 31.9	▲ 20.7	▲ 24.1	▲ 22.3	▲ 21.2	▲ 15.2	▲ 21.4	▲ 12.1	▲ 14.7	▲ 18.8	4.4	23.2
鹿児島県	▲ 38.9	▲ 31.3	▲ 30.2	▲ 30.1	▲ 30.9	▲ 27.3	▲ 26.4	▲ 9.8	▲ 22.0	▲ 21.6	▲ 14.1	7.5
沖縄県	▲ 34.8	▲ 21.9	▲ 25.6	▲ 29.2	▲ 29.5	▲ 9.6	▲ 18.4	3.3	1.1	▲ 5.3	8.9	14.2

14. 業況判断DI(都道府県別)

(2)製造業

前期比(季節調整値)

都道府県	2020年		2021年				2022年				2023年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全　国	▲ 40.3	▲ 30.1	▲ 24.8	▲ 17.1	▲ 17.9	▲ 19.5	▲ 17.6	▲ 12.7	▲ 15.2	▲ 19.2	▲ 13.6	5.6
北海道	▲ 25.0	▲ 24.6	▲ 22.0	▲ 13.5	▲ 20.3	▲ 19.5	▲ 16.3	▲ 15.5	▲ 10.8	▲ 24.5	▲ 10.2	14.3
道南･道央	▲ 35.4	▲ 25.0	▲ 17.3	▲ 16.7	▲ 26.5	▲ 24.0	▲ 19.7	▲ 14.5	▲ 13.5	▲ 29.7	▲ 15.1	14.6
道北･ｵﾎｰﾂｸ	2.8	▲ 19.1	▲ 21.7	7.4	▲ 4.1	0.5	14.2	▲ 5.4	2.0	▲ 7.6	▲ 0.2	7.4
十勝･釧路･根室	▲ 33.5	▲ 32.9	▲ 32.0	▲ 28.1	▲ 30.6	▲ 26.0	▲ 32.3	▲ 33.5	▲ 23.2	▲ 25.4	4.5	29.9
東　北	▲ 42.3	▲ 33.2	▲ 33.1	▲ 17.6	▲ 20.2	▲ 21.8	▲ 21.6	▲ 13.9	▲ 16.1	▲ 28.5	▲ 18.3	10.2
青森県	▲ 36.5	▲ 40.0	▲ 41.2	▲ 25.2	▲ 17.7	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 14.0	▲ 31.8	▲ 44.3	▲ 33.2	11.1
岩手県	▲ 40.4	▲ 27.4	▲ 27.7	▲ 14.7	▲ 20.2	▲ 26.2	▲ 23.6	▲ 6.5	▲ 6.4	▲ 44.0	▲ 18.2	25.8
宮城県	▲ 46.5	▲ 33.8	▲ 34.7	▲ 23.5	▲ 26.2	▲ 30.4	▲ 25.0	▲ 14.2	▲ 18.9	▲ 26.7	▲ 21.7	5.0
秋田県	▲ 40.2	▲ 27.9	▲ 43.7	▲ 10.6	▲ 26.9	▲ 19.8	▲ 21.1	▲ 18.4	▲ 15.1	▲ 23.7	▲ 21.2	2.5
山形県	▲ 53.0	▲ 46.4	▲ 34.1	▲ 23.2	▲ 9.6	▲ 15.4	▲ 18.4	0.1	▲ 14.3	▲ 14.8	▲ 7.6	7.2
福島県	▲ 39.8	▲ 28.6	▲ 23.5	▲ 11.6	▲ 19.3	▲ 30.4	▲ 32.1	▲ 21.4	▲ 19.4	▲ 24.2	▲ 17.7	6.5
関　東	▲ 43.3	▲ 31.0	▲ 22.1	▲ 14.4	▲ 15.3	▲ 16.2	▲ 18.5	▲ 14.8	▲ 13.4	▲ 18.6	▲ 14.5	4.1
茨城県	▲ 46.1	▲ 34.3	▲ 24.9	▲ 21.0	▲ 24.4	▲ 25.0	▲ 23.8	▲ 21.6	▲ 21.6	▲ 24.2	▲ 15.6	8.6
栃木県	▲ 39.3	▲ 38.9	▲ 30.1	▲ 16.7	▲ 19.2	▲ 15.7	▲ 15.8	▲ 7.0	▲ 6.1	▲ 11.8	▲ 7.4	4.4
群馬県	▲ 51.4	▲ 30.0	▲ 26.0	▲ 17.7	▲ 18.6	▲ 26.7	▲ 33.1	▲ 22.2	▲ 7.2	▲ 17.1	▲ 15.1	2.0
埼玉県	▲ 42.9	▲ 28.6	▲ 17.4	2.4	0.6	▲ 2.1	▲ 14.6	▲ 6.3	▲ 14.9	▲ 15.8	▲ 9.0	6.8
千葉県	▲ 35.7	▲ 23.7	▲ 21.0	▲ 10.9	▲ 24.0	▲ 12.3	▲ 13.7	▲ 12.2	▲ 18.6	▲ 19.3	▲ 22.7	▲ 3.4
東京都	▲ 47.6	▲ 40.1	▲ 31.4	▲ 29.8	▲ 32.0	▲ 24.9	▲ 32.0	▲ 25.1	▲ 10.2	▲ 11.6	▲ 8.6	3.0
神奈川県	▲ 44.6	▲ 34.0	▲ 33.0	▲ 16.4	▲ 12.5	▲ 18.3	▲ 11.0	▲ 15.7	▲ 12.2	▲ 17.6	▲ 16.9	0.7
新潟県	▲ 35.1	▲ 26.4	▲ 18.7	▲ 12.8	▲ 14.9	▲ 14.7	▲ 10.6	▲ 11.6	▲ 18.7	▲ 23.0	▲ 15.8	7.2
山梨県	▲ 39.7	▲ 19.3	▲ 11.9	▲ 12.8	▲ 8.4	▲ 10.1	▲ 6.7	▲ 5.9	▲ 7.6	▲ 23.1	▲ 16.0	7.1
長野県	▲ 54.6	▲ 31.0	▲ 14.6	0.4	0.5	▲ 5.6	▲ 15.2	▲ 9.1	▲ 9.2	▲ 19.2	▲ 25.0	▲ 5.8
静岡県	▲ 37.8	▲ 31.2	▲ 17.5	▲ 12.9	▲ 11.9	▲ 20.3	▲ 25.5	▲ 19.1	▲ 22.2	▲ 19.3	▲ 14.1	5.2
中　部	▲ 43.5	▲ 30.1	▲ 27.2	▲ 19.3	▲ 17.0	▲ 17.5	▲ 17.7	▲ 9.9	▲ 18.1	▲ 17.7	▲ 11.5	6.2
富山県	▲ 43.8	▲ 26.7	▲ 18.3	▲ 11.5	▲ 8.2	▲ 18.2	▲ 13.7	▲ 3.7	▲ 27.7	▲ 18.1	▲ 17.6	0.5
石川県	▲ 43.4	▲ 25.3	▲ 20.4	▲ 10.0	▲ 11.6	▲ 22.0	▲ 8.1	▲ 3.6	▲ 6.7	▲ 16.2	0.2	16.4
岐阜県	▲ 46.6	▲ 33.4	▲ 29.1	▲ 15.3	▲ 14.7	▲ 24.7	▲ 18.9	▲ 3.4	▲ 12.6	▲ 9.6	▲ 3.3	6.3
愛知県	▲ 39.3	▲ 28.3	▲ 26.9	▲ 20.5	▲ 24.6	▲ 11.5	▲ 18.5	▲ 14.3	▲ 23.1	▲ 24.3	▲ 12.5	11.8
三重県	▲ 48.7	▲ 37.8	▲ 34.5	▲ 30.4	▲ 20.7	▲ 20.0	▲ 20.4	▲ 15.3	▲ 13.8	▲ 16.3	▲ 17.3	▲ 1.0
近　畿	▲ 40.7	▲ 31.3	▲ 25.6	▲ 14.3	▲ 16.5	▲ 19.7	▲ 14.4	▲ 9.9	▲ 16.0	▲ 15.4	▲ 15.5	▲ 0.1
福井県	▲ 42.8	▲ 22.4	▲ 25.2	▲ 8.9	▲ 21.0	▲ 27.0	▲ 17.0	▲ 9.2	▲ 24.3	▲ 28.2	▲ 14.2	14.0
滋賀県	▲ 51.5	▲ 36.9	▲ 26.3	▲ 29.3	▲ 24.6	▲ 20.7	▲ 23.1	▲ 5.4	▲ 6.5	▲ 18.7	▲ 9.5	9.2
京都府	▲ 35.3	▲ 32.1	▲ 23.6	▲ 3.4	▲ 1.7	▲ 9.2	▲ 9.7	▲ 5.5	▲ 23.9	▲ 12.8	▲ 19.5	▲ 6.7
大阪府	▲ 43.1	▲ 35.0	▲ 32.3	▲ 19.8	▲ 26.4	▲ 28.3	▲ 27.3	▲ 17.0	▲ 24.4	▲ 19.4	▲ 15.6	3.8
兵庫県	▲ 50.9	▲ 29.4	▲ 23.5	▲ 10.5	▲ 13.6	▲ 21.2	▲ 7.0	▲ 0.7	▲ 14.5	▲ 2.1	▲ 8.8	▲ 6.7
奈良県	▲ 25.0	▲ 23.0	▲ 18.4	▲ 15.5	▲ 18.8	▲ 12.6	▲ 0.7	▲ 8.5	▲ 2.1	▲ 11.9	▲ 12.8	▲ 0.9
和歌山県	▲ 40.5	▲ 32.6	▲ 22.5	▲ 2.2	▲ 5.0	▲ 4.8	▲ 5.5	▲ 16.5	▲ 14.7	▲ 12.9	▲ 28.8	▲ 15.9
中　国	▲ 35.6	▲ 23.9	▲ 26.0	▲ 16.1	▲ 19.6	▲ 21.6	▲ 13.0	▲ 10.2	▲ 13.4	▲ 20.8	▲ 13.6	7.2
鳥取県	▲ 42.4	▲ 2.5	▲ 19.1	▲ 5.8	▲ 9.8	▲ 10.5	▲ 13.4	▲ 3.1	▲ 6.2	▲ 23.8	▲ 26.2	▲ 2.4
島根県	▲ 34.1	▲ 27.9	▲ 21.1	▲ 17.4	▲ 17.2	▲ 15.7	▲ 9.6	▲ 5.1	▲ 8.0	▲ 22.7	▲ 13.5	9.2
岡山県	▲ 43.5	▲ 20.9	▲ 27.7	▲ 10.6	▲ 19.1	▲ 24.5	▲ 14.0	▲ 14.6	▲ 7.2	▲ 19.6	▲ 20.7	▲ 1.1
広島県	▲ 31.6	▲ 28.7	▲ 25.5	▲ 20.6	▲ 10.6	▲ 17.8	▲ 15.7	▲ 2.4	▲ 17.4	▲ 15.3	▲ 3.8	11.5
山口県	▲ 28.7	▲ 30.7	▲ 42.7	▲ 15.5	▲ 36.8	▲ 31.6	▲ 22.3	▲ 14.0	▲ 23.1	▲ 22.6	▲ 17.7	4.9
四　国	▲ 37.1	▲ 32.7	▲ 26.8	▲ 22.4	▲ 15.7	▲ 23.2	▲ 23.7	▲ 15.2	▲ 16.4	▲ 17.0	▲ 22.2	▲ 5.2
徳島県	▲ 35.4	▲ 32.1	▲ 27.4	▲ 20.5	▲ 19.5	▲ 27.8	▲ 17.5	▲ 12.5	▲ 12.5	▲ 5.3	▲ 22.2	▲ 16.9
香川県	▲ 45.2	▲ 41.2	▲ 36.3	▲ 32.0	▲ 15.0	▲ 23.1	▲ 25.0	▲ 20.0	▲ 26.5	▲ 20.9	▲ 22.5	▲ 1.6
愛媛県	▲ 39.6	▲ 32.2	▲ 30.7	▲ 23.9	▲ 26.0	▲ 21.6	▲ 30.5	▲ 13.0	▲ 11.9	▲ 25.0	▲ 19.3	5.7
高知県	▲ 25.8	▲ 20.0	▲ 8.3	▲ 6.3	4.8	▲ 16.3	▲ 20.0	▲ 12.7	▲ 18.4	▲ 9.9	▲ 31.4	▲ 21.5
九州･沖縄	▲ 35.7	▲ 27.9	▲ 22.9	▲ 22.1	▲ 21.5	▲ 22.1	▲ 19.0	▲ 11.3	▲ 17.0	▲ 18.9	▲ 6.4	12.5
福岡県	▲ 26.6	▲ 29.3	▲ 23.0	▲ 15.3	▲ 5.6	▲ 17.0	▲ 15.2	▲ 3.7	▲ 12.6	▲ 8.8	▲ 11.2	▲ 2.4
佐賀県	▲ 30.6	▲ 34.2	▲ 22.5	▲ 23.5	▲ 28.0	▲ 24.3	▲ 21.7	▲ 20.5	▲ 24.1	▲ 20.9	▲ 17.3	3.6
長崎県	▲ 43.2	▲ 29.5	▲ 36.5	▲ 42.2	▲ 36.7	▲ 42.3	▲ 36.0	▲ 10.6	▲ 34.9	▲ 32.7	▲ 16.5	16.2
熊本県	▲ 36.7	▲ 21.6	▲ 19.2	▲ 20.0	▲ 16.3	▲ 29.4	▲ 29.8	▲ 25.1	▲ 31.9	▲ 25.1	▲ 10.6	14.5
大分県	▲ 32.8	▲ 27.0	▲ 18.9	▲ 21.6	▲ 19.9	▲ 17.2	▲ 18.8	▲ 5.5	▲ 15.6	▲ 25.0	▲ 20.1	4.9
宮崎県	▲ 37.1	▲ 20.0	▲ 21.5	▲ 10.8	▲ 14.6	▲ 11.3	▲ 9.3	▲ 4.6	▲ 10.2	▲ 27.8	14.6	42.4
鹿児島県	▲ 38.8	▲ 28.4	▲ 27.1	▲ 21.7	▲ 20.5	▲ 25.7	▲ 17.3	▲ 13.4	▲ 15.1	▲ 18.2	▲ 8.4	9.8
沖縄県	▲ 38.9	▲ 30.1	▲ 27.2	▲ 26.0	▲ 34.7	▲ 10.6	▲ 20.7	▲ 8.4	6.8	3.3	13.4	10.1

14. 業況判断DI(都道府県別)

(3)非製造業

前期比(季節調整値)

都道府県	2020年		2021年				2022年				2023年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全　国	▲ 31.0	▲ 28.9	▲ 30.1	▲ 29.2	▲ 31.7	▲ 24.9	▲ 29.6	▲ 15.1	▲ 21.0	▲ 24.0	▲ 14.1	9.9
北海道	▲ 30.3	▲ 29.1	▲ 29.5	▲ 27.7	▲ 29.3	▲ 27.1	▲ 29.6	▲ 13.3	▲ 18.4	▲ 25.2	▲ 16.3	8.9
道南･道央	▲ 34.8	▲ 31.1	▲ 30.1	▲ 29.8	▲ 33.6	▲ 30.3	▲ 33.3	▲ 16.5	▲ 22.5	▲ 28.2	▲ 18.6	9.6
道北･ｵﾎｰﾂｸ	▲ 15.2	▲ 19.4	▲ 20.7	▲ 18.5	▲ 17.2	▲ 10.7	▲ 17.0	▲ 0.6	▲ 12.0	▲ 15.1	▲ 10.8	4.3
十勝･釧路･根室	▲ 31.7	▲ 29.3	▲ 34.6	▲ 28.5	▲ 29.4	▲ 28.7	▲ 27.8	▲ 14.7	▲ 15.9	▲ 24.2	▲ 13.9	10.3
東　北	▲ 33.2	▲ 32.3	▲ 32.8	▲ 33.5	▲ 36.4	▲ 30.9	▲ 32.7	▲ 20.3	▲ 25.8	▲ 29.3	▲ 19.0	10.3
青森県	▲ 35.5	▲ 34.3	▲ 31.2	▲ 30.7	▲ 38.2	▲ 40.2	▲ 32.0	▲ 20.7	▲ 30.6	▲ 27.6	▲ 22.9	4.7
岩手県	▲ 37.2	▲ 27.8	▲ 32.4	▲ 32.9	▲ 39.3	▲ 24.7	▲ 40.6	▲ 30.6	▲ 31.3	▲ 32.5	▲ 19.8	12.7
宮城県	▲ 26.2	▲ 30.5	▲ 32.8	▲ 33.9	▲ 34.7	▲ 26.8	▲ 32.9	▲ 14.0	▲ 18.4	▲ 23.8	▲ 14.4	9.4
秋田県	▲ 30.6	▲ 24.2	▲ 29.4	▲ 28.1	▲ 32.6	▲ 32.1	▲ 25.9	▲ 20.4	▲ 25.3	▲ 25.6	▲ 21.6	4.0
山形県	▲ 36.3	▲ 34.3	▲ 32.0	▲ 30.7	▲ 31.1	▲ 30.1	▲ 28.4	▲ 15.6	▲ 26.4	▲ 27.4	▲ 18.7	8.7
福島県	▲ 35.8	▲ 38.8	▲ 38.4	▲ 41.6	▲ 43.5	▲ 29.2	▲ 36.3	▲ 21.8	▲ 30.1	▲ 32.3	▲ 17.4	14.9
関　東	▲ 32.3	▲ 29.0	▲ 30.9	▲ 26.9	▲ 33.4	▲ 22.8	▲ 28.4	▲ 15.7	▲ 20.9	▲ 23.9	▲ 11.1	12.8
茨城県	▲ 38.5	▲ 36.9	▲ 34.5	▲ 24.3	▲ 40.1	▲ 27.5	▲ 29.6	▲ 25.2	▲ 28.5	▲ 29.0	▲ 19.9	9.1
栃木県	▲ 40.7	▲ 39.2	▲ 44.1	▲ 36.7	▲ 37.6	▲ 33.6	▲ 36.5	▲ 21.2	▲ 27.2	▲ 30.3	▲ 20.3	10.0
群馬県	▲ 31.4	▲ 20.3	▲ 26.9	▲ 24.3	▲ 32.1	▲ 28.9	▲ 26.3	▲ 9.1	▲ 17.7	▲ 24.9	▲ 7.7	17.2
埼玉県	▲ 16.3	▲ 29.9	▲ 24.0	▲ 19.1	▲ 23.7	▲ 17.8	▲ 24.6	▲ 17.0	▲ 15.8	▲ 21.9	▲ 9.6	12.3
千葉県	▲ 29.6	▲ 30.3	▲ 32.0	▲ 28.8	▲ 31.3	▲ 26.0	▲ 29.3	▲ 11.7	▲ 19.3	▲ 20.7	▲ 5.3	15.4
東京都	▲ 32.7	▲ 28.9	▲ 30.0	▲ 22.7	▲ 27.5	▲ 19.0	▲ 24.5	▲ 5.1	▲ 17.5	▲ 19.6	0.0	19.6
神奈川県	▲ 22.6	▲ 24.6	▲ 27.9	▲ 24.9	▲ 29.6	▲ 18.6	▲ 19.8	▲ 15.5	▲ 21.4	▲ 21.6	▲ 9.1	12.5
新潟県	▲ 41.1	▲ 32.8	▲ 33.0	▲ 27.4	▲ 36.8	▲ 22.5	▲ 33.8	▲ 23.9	▲ 26.5	▲ 28.2	▲ 20.4	7.8
山梨県	▲ 34.7	▲ 25.0	▲ 30.1	▲ 30.1	▲ 31.1	▲ 26.1	▲ 35.3	▲ 19.8	▲ 22.3	▲ 29.5	▲ 23.2	6.3
長野県	▲ 38.8	▲ 33.3	▲ 35.4	▲ 34.7	▲ 40.6	▲ 26.6	▲ 35.8	▲ 18.7	▲ 23.2	▲ 22.6	▲ 11.0	11.6
静岡県	▲ 26.9	▲ 22.6	▲ 27.9	▲ 26.5	▲ 36.3	▲ 16.4	▲ 22.7	▲ 12.8	▲ 20.1	▲ 22.9	▲ 10.9	12.0
中　部	▲ 31.5	▲ 31.0	▲ 32.4	▲ 31.5	▲ 32.3	▲ 25.7	▲ 30.9	▲ 13.5	▲ 21.4	▲ 27.3	▲ 16.8	10.5
富山県	▲ 38.7	▲ 33.2	▲ 28.6	▲ 25.7	▲ 29.3	▲ 24.5	▲ 34.7	▲ 19.0	▲ 25.1	▲ 25.6	▲ 24.7	0.9
石川県	▲ 32.6	▲ 23.3	▲ 28.4	▲ 30.5	▲ 32.0	▲ 25.0	▲ 28.6	▲ 2.4	▲ 12.8	▲ 20.3	▲ 10.5	9.8
岐阜県	▲ 26.6	▲ 30.4	▲ 33.3	▲ 33.0	▲ 36.3	▲ 28.0	▲ 29.4	▲ 18.1	▲ 18.7	▲ 21.6	▲ 14.6	7.0
愛知県	▲ 30.5	▲ 33.5	▲ 32.6	▲ 32.7	▲ 30.6	▲ 24.5	▲ 30.9	▲ 12.9	▲ 22.9	▲ 30.7	▲ 15.5	15.2
三重県	▲ 31.8	▲ 30.9	▲ 35.8	▲ 33.2	▲ 32.3	▲ 26.4	▲ 31.2	▲ 12.9	▲ 26.9	▲ 32.5	▲ 22.0	10.5
近　畿	▲ 30.1	▲ 28.2	▲ 29.9	▲ 28.8	▲ 27.0	▲ 24.9	▲ 28.7	▲ 15.6	▲ 22.0	▲ 21.7	▲ 14.9	6.8
福井県	▲ 29.8	▲ 25.5	▲ 27.4	▲ 26.3	▲ 33.8	▲ 24.6	▲ 26.2	▲ 26.0	▲ 24.1	▲ 27.6	▲ 19.4	8.2
滋賀県	▲ 29.5	▲ 26.2	▲ 27.0	▲ 20.9	▲ 29.0	▲ 21.6	▲ 25.0	▲ 8.5	▲ 11.4	▲ 11.7	▲ 11.3	0.4
京都府	▲ 24.5	▲ 30.0	▲ 30.6	▲ 31.5	▲ 26.9	▲ 27.9	▲ 30.2	▲ 16.5	▲ 18.5	▲ 16.1	▲ 14.5	1.6
大阪府	▲ 37.5	▲ 30.2	▲ 33.0	▲ 29.6	▲ 28.2	▲ 29.6	▲ 29.5	▲ 14.9	▲ 28.6	▲ 20.7	▲ 14.1	6.6
兵庫県	▲ 31.7	▲ 24.4	▲ 26.8	▲ 27.8	▲ 20.8	▲ 17.2	▲ 25.4	▲ 13.5	▲ 19.2	▲ 24.6	▲ 10.9	13.7
奈良県	▲ 26.1	▲ 29.5	▲ 31.0	▲ 35.4	▲ 27.7	▲ 26.2	▲ 30.4	▲ 14.7	▲ 30.3	▲ 22.4	▲ 20.3	2.1
和歌山県	▲ 21.8	▲ 28.2	▲ 31.4	▲ 28.3	▲ 24.3	▲ 21.8	▲ 35.4	▲ 17.1	▲ 15.6	▲ 29.0	▲ 20.7	8.3
中　国	▲ 21.8	▲ 25.2	▲ 25.5	▲ 28.5	▲ 28.8	▲ 25.3	▲ 29.7	▲ 15.8	▲ 18.8	▲ 24.9	▲ 17.7	7.2
鳥取県	▲ 22.7	▲ 29.2	▲ 32.7	▲ 31.0	▲ 30.0	▲ 21.4	▲ 26.1	▲ 13.1	▲ 16.8	▲ 26.3	▲ 15.0	11.3
島根県	▲ 27.9	▲ 22.5	▲ 26.0	▲ 27.2	▲ 36.5	▲ 24.9	▲ 32.0	▲ 15.3	▲ 25.1	▲ 20.2	▲ 13.6	6.6
岡山県	▲ 21.2	▲ 26.5	▲ 25.6	▲ 30.3	▲ 32.4	▲ 25.4	▲ 26.5	▲ 13.2	▲ 18.4	▲ 21.1	▲ 17.7	3.4
広島県	▲ 13.3	▲ 23.2	▲ 22.3	▲ 31.3	▲ 28.5	▲ 27.3	▲ 34.8	▲ 20.1	▲ 19.3	▲ 30.1	▲ 19.1	11.0
山口県	▲ 26.4	▲ 25.1	▲ 23.6	▲ 23.8	▲ 22.7	▲ 25.1	▲ 27.1	▲ 15.3	▲ 17.3	▲ 23.9	▲ 19.7	4.2
四　国	▲ 31.1	▲ 29.2	▲ 28.8	▲ 29.7	▲ 32.5	▲ 24.9	▲ 33.6	▲ 15.1	▲ 19.4	▲ 24.8	▲ 16.2	8.6
徳島県	▲ 34.2	▲ 31.8	▲ 30.0	▲ 23.0	▲ 28.1	▲ 17.3	▲ 25.8	▲ 17.7	▲ 20.2	▲ 23.8	▲ 17.0	6.8
香川県	▲ 38.6	▲ 37.9	▲ 31.2	▲ 30.6	▲ 34.0	▲ 26.4	▲ 37.0	▲ 16.1	▲ 15.1	▲ 23.9	▲ 25.1	▲ 1.2
愛媛県	▲ 24.3	▲ 27.3	▲ 29.4	▲ 34.2	▲ 32.0	▲ 28.5	▲ 37.9	▲ 15.4	▲ 21.8	▲ 25.4	▲ 12.5	12.9
高知県	▲ 28.3	▲ 18.6	▲ 23.9	▲ 29.3	▲ 36.3	▲ 26.3	▲ 32.0	▲ 10.3	▲ 14.5	▲ 22.5	▲ 15.2	7.3
九州･沖縄	▲ 33.1	▲ 25.9	▲ 29.7	▲ 29.4	▲ 31.4	▲ 21.7	▲ 28.9	▲ 12.4	▲ 20.0	▲ 20.7	▲ 9.1	11.6
福岡県	▲ 22.2	▲ 25.8	▲ 30.2	▲ 28.5	▲ 29.4	▲ 22.9	▲ 24.7	▲ 15.9	▲ 21.8	▲ 22.9	▲ 13.8	9.1
佐賀県	▲ 31.8	▲ 25.1	▲ 27.6	▲ 25.0	▲ 30.0	▲ 18.8	▲ 27.0	▲ 13.1	▲ 23.7	▲ 24.3	▲ 10.3	14.0
長崎県	▲ 38.1	▲ 33.8	▲ 37.8	▲ 35.9	▲ 37.6	▲ 33.4	▲ 38.8	▲ 10.9	▲ 16.7	▲ 21.4	▲ 12.0	9.4
熊本県	▲ 32.1	▲ 23.4	▲ 23.1	▲ 26.4	▲ 27.3	▲ 14.8	▲ 35.0	▲ 14.2	▲ 17.9	▲ 15.4	▲ 11.6	3.8
大分県	▲ 38.7	▲ 31.1	▲ 34.4	▲ 31.5	▲ 31.8	▲ 32.0	▲ 34.1	▲ 22.6	▲ 28.1	▲ 28.3	▲ 20.3	8.0
宮崎県	▲ 30.4	▲ 21.9	▲ 25.0	▲ 24.8	▲ 23.4	▲ 17.2	▲ 25.3	▲ 14.5	▲ 16.0	▲ 15.0	0.6	15.6
鹿児島県	▲ 38.9	▲ 32.2	▲ 31.5	▲ 33.4	▲ 34.9	▲ 27.6	▲ 29.9	▲ 8.8	▲ 24.2	▲ 22.0	▲ 17.2	4.8
沖縄県	▲ 34.1	▲ 19.1	▲ 25.2	▲ 30.2	▲ 28.7	▲ 9.0	▲ 17.6	6.7	▲ 0.2	▲ 7.6	7.6	15.2

資料№6

令和５年４月25日

奈良県内経済情勢報告

（令和５年４月判断）

１．総論

【総括判断】

「県内経済は、持ち直している」

項　目	前回（5年1月判断）	今回（5年4月判断）	前回比較
総括判断	持ち直している	持ち直している	⇨

（注）令和５年４月判断は、前回５年１月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、緩やかに回復しつつある。生産活動は、原材料価格高騰の影響がみられるものの、持ち直しつつある。雇用情勢は、持ち直しつつある。

【各項目の判断】

項　目	前回（5年1月判断）	今回（5年4月判断）	前回比較
個人消費	緩やかに回復しつつある	**緩やかに回復しつつある**	⇨
生産活動	原材料価格高騰の影響がみられるものの、持ち直しつつある	**原材料価格高騰の影響がみられるものの、持ち直しつつある**	⇨
雇用情勢	持ち直しつつある	**持ち直しつつある**	⇨
設備投資	4年度は前年度を下回る見込み	4年度は前年度を上回る見込み	⇗
企業収益	4年度は減益見込み	4年度は減益見込み	⇨

【先行き】

先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外経済の下振れが景気の下押しリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

２．各論

【主な項目】

■ 個 人 消 費　「緩やかに回復しつつある」

■ **百貨店・スーパー販売**は、物価上昇による消費者マインドの低下により、足踏みの状況にある。

■ **コンビニエンスストア販売**は、行楽需要などにより、引き続き人流が増加していることから、堅調に推移している。

■ **ドラッグストア販売**は、インバウンドや国内観光客の増加により、医薬品などで、堅調に推移している。

■ **ホームセンター販売**は、外出意欲の高まりによる客足の減少などにより、足踏みの状況にある。

■ **家電大型専門店販売**は、新生活需要による白物家電を中心に、持ち直している。

■ **乗用車新車登録届出台数**は、小型車で前年を下回っているものの、普通・軽自動車で前年を上回っており、全体では前年を上回っている。

■ **観光動向**は、全国旅行支援などによる国内客の増加、インバウンドの増加により、緩やかに回復しつつある。

（主なヒアリング結果）

➢ 物価高騰が続くなか、総じて顧客は節約志向で、財布の紐が固くなっているものの、食料品については、総菜を中心に好調。（百貨店・スーパー）
➢ 物価高騰による消費者の購買意欲低下により、前年同期に比べ売上が減少しており、特に、酒類全般の売上が芳しくなかった。（百貨店・スーパー）
➢ 行楽需要により、駅付近の人通りがコロナ前よりも増加しており、売上・客数ともに、前期と比較して少し良くなっている。（コンビニエンスストア）
➢ インバウンド回復の影響で医薬品の需要が高まっているほか、全国旅行支援による国内観光客の増加で、食品や飲料の需要も高まっている。（ドラッグストア）
➢ 外出意欲の高まりにより、客足が旅行や外食に流れてしまっていることから、巣ごもり需要のあったコロナ禍の水準を下回っている。（ホームセンター）
➢ 売上・客数ともに前期と同水準となっており、当期は新生活需要により一人暮らし用の白物家電がよく売れていた。（家電量販店）
➢ 受注状況は引き続き好調で、1 月以降、自動車の挽回生産が行われたことにより、販売台数は増加している。（自動車販売店）
➢ コロナ前までの回復には至っていないものの、当期は感染症による影響はほとんどなく、前年と比較すると好調に推移している。（宿泊）
➢ 1～2 月は観光のオフシーズンであったが、全国旅行支援の影響により客室稼働率が高水準であるほか、台湾、韓国、香港など近場からのインバウンドも増加している。（観光関係団体）

■ 生産活動　「原材料価格高騰の影響がみられるものの、持ち直しつつある」

鉱工業生産指数は、「化学」「はん用機械」などが低下しているものの、「金属製品」「その他（印刷業）」などが上昇している。

なお、企業からは、中国国内における景気減速リスクを懸念する声が聞かれる一方、国内需要を中心に、半導体関連や食料品関連で受注が好調との声が聞かれている。

以上のことから、生産活動は、原材料価格高騰の影響がみられるものの、持ち直しつつある。

（主なヒアリング結果）

➢ 国内の自動車生産は依然として半導体不足による影響があること、中国国内の自動車生産も今年に入り減少していることなどから、当社における当期の生産・販売も想定を下回っている状況。（はん用機械）

➢ 今期は、国内外問わず半導体向け製品が好調であったが、半導体向け製品に係る対中国取引が若干落ち込んでおり、工作機械業界全体としても、中国における景気減速リスクを懸念しているところ。なお、当社においてはその取りこぼしを、中国からのEV関連の受注で補っている状況。（はん用機械）

➢ 国内メーカーを中心に、パワー半導体や電子部品の引き合いが強かったほか、メンテナンス関係の需要が好調であったため、2022年度の年間売上は前年度を上回った。（生産用機械）

➢ 今期は、家庭向けの商品を中心に、生産量以上の受注が舞い込んでおり、生産が追いついていない状況。また、2022年度は前年度に比べ、増収増益となり、販売数量も増加しているが、物価上昇の影響からか客単価は低下している。前年比150%上昇となっている卵をはじめ、原材料価格の更なる値上げを懸念している。（食料品）

➢ 生産・販売は前期と比較してほとんど変化は無いが、やや良い状況。特に、競合先の少ない製品に関しては、数年間フル生産の状態が続いている。（化学）

➢ 原材料や物流コストの増加分を販売価格へ一部転嫁した結果、今期の売上高は対前年同期比で微増。相次ぐ食料品値上げによる最終消費者の購買意欲の落ち込みなどから、取引先も当社への発注量を調整しており、販売数量は対前年同期比で同水準となっている。（その他製造）

■ 雇用情勢 「持ち直しつつある」

有効求人倍率でみると、引き続き求人が求職を上回っており、持ち直しつつある。また、法人企業景気予測調査の従業員数判断BSIについて、全産業の現状判断は、令和3年4-6期調査以降8期連続の「不足気味」超となっていることなどから、持ち直しつつある。

（主なヒアリング結果）

➢ 構想設計できる設計士が不足しており、数人在籍しているものの、既存業務で手一杯のため、親会社からの出向者で何とか充足している。（生産用機械）

➢ 正規職員以上に、生産部門の現場作業員が不足しており、常に募集をかけているが、なかなか人が集まらない。また、賃金の高い大手に流れる傾向にあることから、派遣職員も集まらない状況。（その他製造）

➢ 求人を出すものの、条件の良い他社に応募が集まるため、希望人数には達していない。特に夕方から閉店までの人員が不足気味であるため、不足分は派遣職員で補っている状況。（小売）

➢ コロナの影響が少なくなり運行が正常化してきたことから、乗務員不足が顕著となっている。通年求人しているものの、現時点で希望採用人数の7割程度の確保にとどまっている。（陸運）

➢ 有効求職者について、コロナウイルスの落ち着きや賃上げによる期待感などから前期よりも増加している状況。一方、今期の「宿泊業・飲食サービス業」の新規求人数は、全国旅行支援の影響で前期に求人が集中したことや、観光のオフシーズンであることなどから、前年同月比での減少が継続している。（公的機関）

■ 設備投資 「4年度は前年度を上回る見込み」（全産業）「法人企業景気予測調査」令和5年1～3月期

4年度の設備投資は、全産業で前年度を上回る見込みとなっている。産業別では、製造業で前年度を下回る見込みとなっているものの、非製造業で前年度を上回る見込みとなっている。

■ 企業収益 「4年度は減益見込み」（全産業）「法人企業景気予測調査」令和5年1～3月期

4年度の経常利益は、全産業で減益見込みとなっている。製造業、非製造業ともに減益見込みとなっている。

【その他の項目】

■ 住宅建設 新設住宅着工戸数でみると、分譲において前年を上回っていることから、全体では前年を上回っている。

■ 公共事業 前払金保証請負金額でみると、国、県、市町村において減少していることから、前年を下回っている。

■ 企 業 倒 産　倒産件数は足下で前年を上回っている。負債総額は前年を上回っている。

■ 企業の景況感　法人企業景気予測調査（令和5年1～3月期調査）の景況判断BSIでみると、現状判断は「下降」超となっている。先行きについては、「上昇」超の見通しとなっている。

〔連絡・問い合わせ先〕
近畿財務局 奈良財務事務所 財務課
℡ 0742-27-3162（直通）

資料№7

法人企業景気予測調査

（令和５年４－６月期調査）

奈良県分

令和５年６月13日

財務省　近畿財務局　奈良財務事務所

【お問い合わせ先】
財務省近畿財務局奈良財務事務所　財務課
電話：0742-27-3162（ダイヤルイン）

目次

調査要領等 …… 1

１．企業の景況 …… 2

２．雇用 …… 4

３．売上高・経常利益 …… 6

４．設備投資 …… 7

【調査要領等】

１．調査の根拠と目的

本調査は、経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として四半期毎に実施している。

２．調査時点

令和５年５月15日（前回調査　令和５年２月15日）

３．調査対象期間

（１）判断調査項目　　令和５年４～６月期（又は６月末）見込み
令和５年７～９月期（又は９月末）見通し
令和５年10～12月期（又は12月末）見通し

（２）計数調査項目　　令和５年度実績見込み

４．調査対象企業の範囲

奈良県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、「資本金」という。）１千万円以上の法人。ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は資本金１億円以上を対象とする。

５．集計方法

判断調査項目、計数調査項目ともに単純集計を行っている。

６．標本企業の選定方法及び調査票の回収状況

標本は、四半期別法人企業統計調査の標本などから、一定の方法により選定を行う。

調査対象企業による自計記入方式とし、郵送による提出もしくはオンライン入力により回答を得ている。

なお、毎年４～６月期調査前に標本の抽出替えを行っている。

（調査対象企業数・回収率）

	全産業			製造業			非製造業		
	標本企業数	回収企業数	回収率（％）	標本企業数	回収企業数	回収率（％）	標本企業数	回収企業数	回収率（％）
全規模	110	101	91.8%	46	43	93.5%	64	58	90.6%
大企業	10	10	100.0%	4	4	100.0%	6	6	100.0%
中堅企業	22	21	95.5%	10	10	100.0%	12	11	91.7%
中小企業	78	70	89.7%	32	29	90.6%	46	41	89.1%

（注）大企業：資本金10億円以上
中堅企業：資本金1億円以上10億円未満
中小企業：資本金1千万円以上1億円未満
なお、本文で「全産業」のみの記載は「全規模の全産業」を示す

７．業種分類

日本標準産業分類に基づき業種分類を行っている。

（参考：ＢＳＩについて）

ＢＳＩ（ビジネス・サーベイ・インデックス）とは、前期と比較した変化方向別の回答社数構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

例：「企業の景況判断」の場合、前期と比べて
「上昇」と回答した企業の構成比…40.0%　　「不変」と回答した企業の構成比…25.0%
「下降」と回答した企業の構成比…30.0%　　「不明」と回答した企業の構成比… 5.0%

ＢＳＩ＝（「上昇」と回答した企業の構成比　40.0%）
－（「下降」と回答した企業の構成比　30.0%）＝10%ポイント

１．企業の景況

―全産業の現状判断は「上昇」超―
（大企業、中堅企業、中小企業いずれも「上昇」超）

5年4～6月期の企業の景況判断ＢＳＩ（前期比「上昇」－「下降」社数構成比、原数値）をみると、全産業は「上昇」超となっている。

製造業では、繊維などが「下降」超となっているものの、食料品、化学などが「上昇」超となっていることから、全体では「上昇」超となっている。

非製造業では、卸売などが「下降」超となっているものの、運輸・郵便、娯楽などが「上昇」超となっていることから、全体では「上昇」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「上昇」超となっている。

先行きについては、全産業でみると、5年7～9月期は「下降」超に転じる見通し、5年10～12月期は「上昇」超に転じる見通しとなっている。

企業の景況判断ＢＳＩ（原数値）

（前期比「上昇」－「下降」社数構成比：%ポイント）

区分		5年1～3月（前回調査時）現状判断	5年4～6月 現状判断	5年7～9月 見通し	5年10～12月 見通し
全産業		(△ 26.8)	(7.2) 5.0	(5.2) △ 3.0	16.8
	製造業	(△ 39.0)	(0.0) 7.0	(7.3) △ 7.0	14.0
	非製造業	(△ 17.9)	(12.5) 3.4	(3.6) 0.0	19.0
規模別	大企業	(△ 20.0)	(△ 10.0) 20.0	(0.0) 10.0	30.0
	中堅企業	(△ 36.0)	(16.0) 4.8	(4.0) △ 14.3	28.6
	中小企業	(△ 24.2)	(6.5) 2.9	(6.5) △ 1.4	11.4

（注1） 回答社数：101社
（注2） （ ）は前回（令和5年1～3月期）調査結果

企業の景況判断ＢＳＩの推移（原数値）

①産業別

（単位：%ポイント）

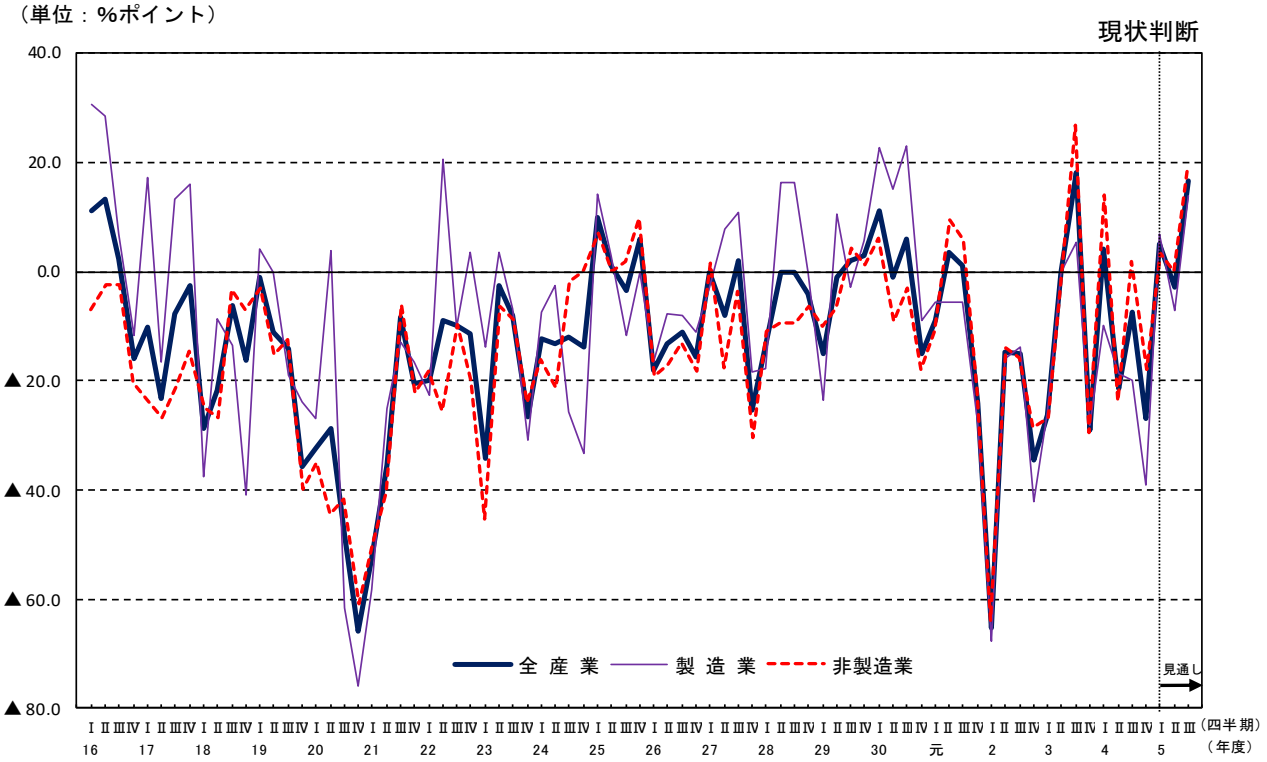

②規模別

（単位：%ポイント）

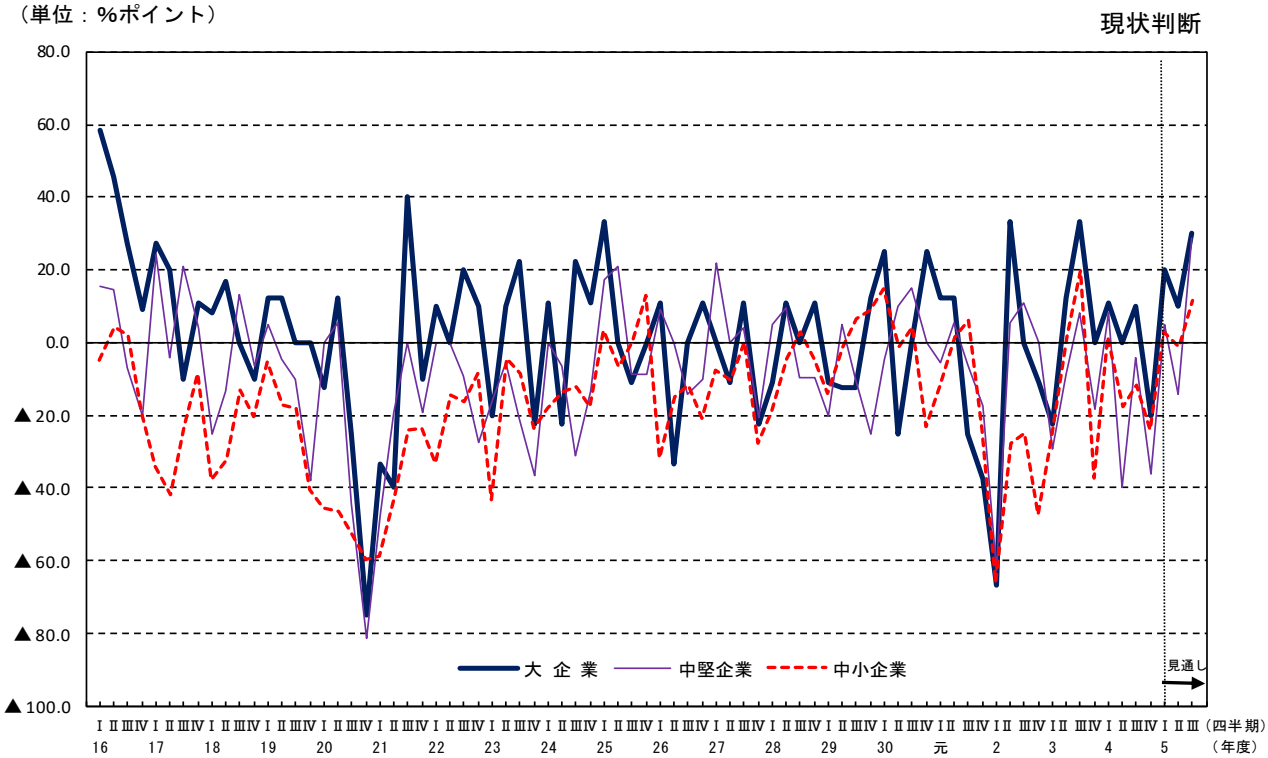

２．雇用

－ 全産業の現状判断は「不足気味」超 －

5年6月末時点の従業員数判断ＢＳＩ(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比、原数値)をみると、全産業は「不足気味」超となっている。

製造業では、食料品、生産用機械などが「不足気味」超となっていることから、全体では「不足気味」超となっている。

非製造業では、宿泊・飲食サービス、建設などが「不足気味」超となっていることから、全体では「不足気味」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっている。

先行きについては、全産業でみると、5年9月末、5年12月末いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

従業員数判断ＢＳＩ(原数値)

（期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比：%ポイント）

区分		5年3月末（前回調査時）現状判断	5年6月末 現状判断	5年9月末 見通し	5年12月末 見通し
全産業		(40.2)	(29.9) 40.6	(28.9) 36.6	34.7
	製造業	(48.8)	(36.6) 46.5	(34.1) 37.2	34.9
	非製造業	(33.9)	(25.0) 36.2	(25.0) 36.2	34.5
規模別	大企業	(20.0)	(10.0) 20.0	(10.0) 10.0	10.0
	中堅企業	(48.0)	(40.0) 42.9	(36.0) 47.6	52.4
	中小企業	(40.3)	(29.0) 42.9	(29.0) 37.1	32.9

（注1） 回答社数：101社

（注2） （ ）は前回（令和5年1～3月期）調査結果

従業員数判断ＢＳＩの推移（原数値）

①産業別

（単位：%ポイント）

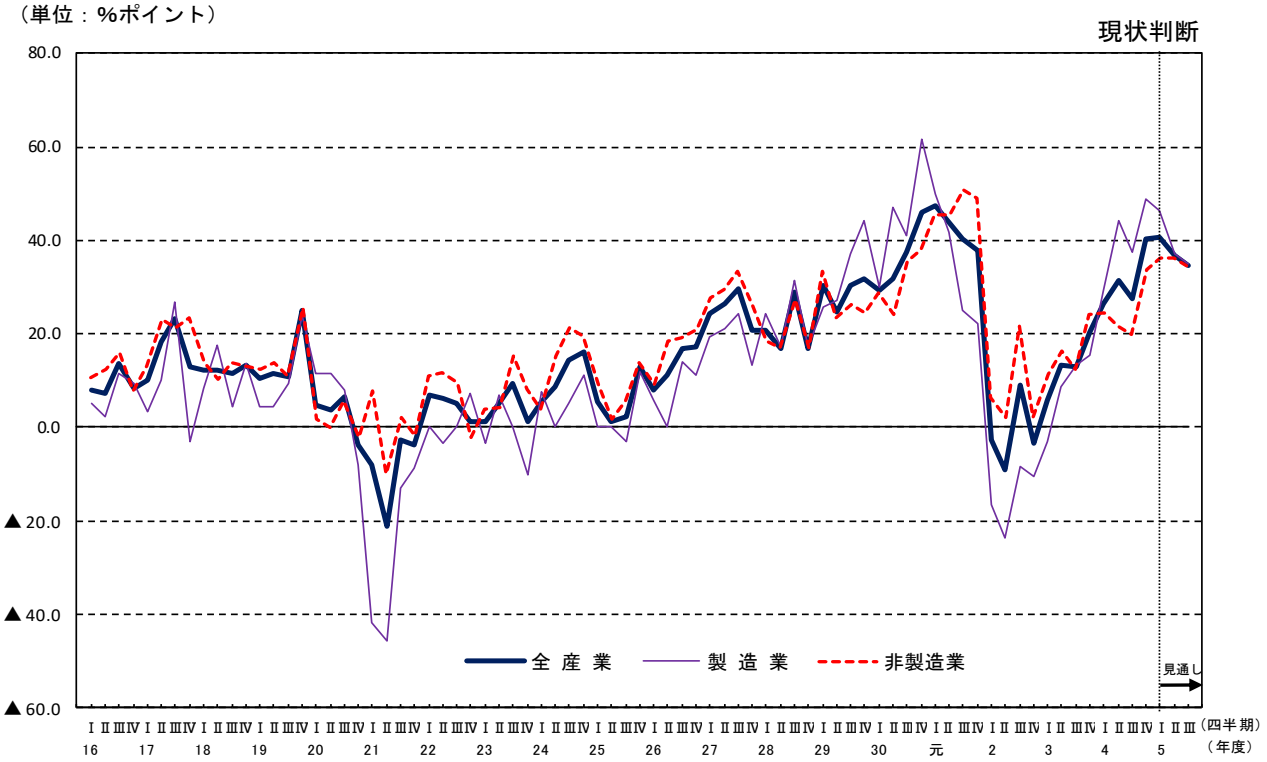

②規模別

（単位：%ポイント）

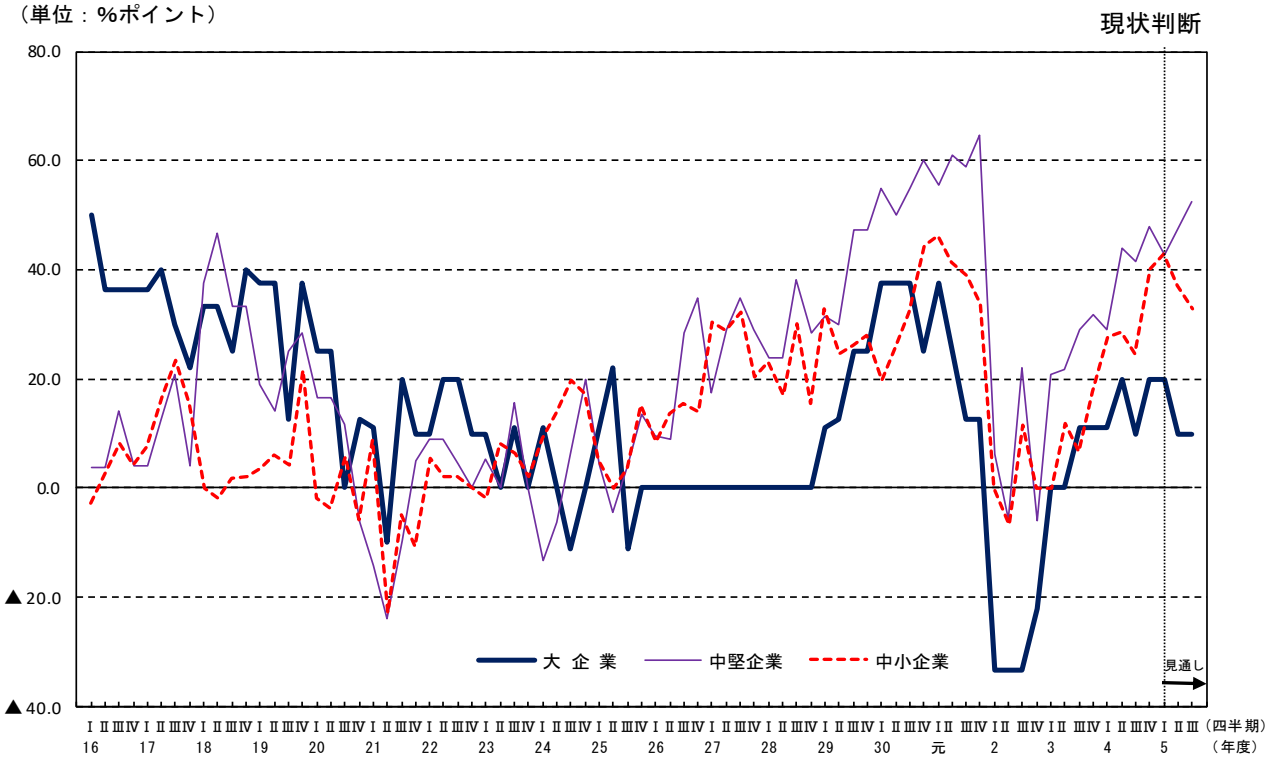

３．売上高・経常利益（除く電気・ガス・水道、金融・保険）

－ 5 年度の売上高は 2.0%の増収見込み、経常利益は 20.7%の増益見込み －

① 売上高

5 年度の売上高は、全産業で 2.0%（対前年度増減率、以下同じ。）の増収見込みとなっている。

製造業では、非鉄金属などが減収となるものの、食料品、生産用機械などが増収となることから、全体では 3.1%の増収見込みとなっている。

非製造業では、建設などが減収となるものの、物品賃貸、宿泊・飲食サービスなどが増収となることから、全体では 0.7%の増収見込みとなっている。

規模別では、大企業で減収見込み、中堅企業、中小企業で増収見込みとなっている。

（対前年度増減率：%）

	全産業	製造業	非製造業	規模別 大企業	中堅企業	中小企業
5 年度	2.0	3.1	0.7	△ 2.1	4.9	0.2

（注 1） 4・5 年度ともに回答があった企業（69 社）を基に単純集計

② 経常利益

5 年度の経常利益は、全産業で 20.7%（対前年度増減率、以下同じ。）の増益見込みとなっている。

製造業では、はん用機械などが減益となるものの、食料品、輸送用機械などが増益となることから、全体では 57.2%の増益見込みとなっている。

非製造業では、娯楽などが増益となるものの、物品賃貸、建設などが減益となることから、全体では 12.2%の減益見込みとなっている。

規模別では、大企業、中堅企業で増益見込み、中小企業で減益見込みとなっている。

（対前年度増減率：%）

	全産業	製造業	非製造業	規模別 大企業	中堅企業	中小企業
5 年度	20.7	57.2	△ 12.2	40.4	30.7	△ 4.9

（注 1） 4・5 年度ともに回答があった企業（65 社）を基に単純集計

４．設備投資(除く土地、含むソフトウェア投資)

－ 5 年度は全産業で 11.7%の増加見込み －

5 年度の設備投資は、全産業で 11.7%（対前年度増減率、以下同じ。）の増加見込みとなっている。

製造業では、化学などが前年度を下回っているものの、その他製造などが前年度を上回っていることから、全体では 5.6%の増加見込みとなっている。

非製造業では、小売などが前年度を下回っているものの、建設などが前年度を上回っていることから、全体では 16.5%の増加見込みとなっている。

規模別では、大企業、中堅企業で前年度を上回るが、中小企業で前年度を下回る見込みとなっている。

（対前年度増減率：%）

	全	産	業	規	模	別
		製 造 業	非製造業	大 企 業	中堅企業	中小企業
5 年 度	11.7	5.6	16.5	21.8	19.4	△ 54.3

（注 1） 4・5 年度ともに回答があった企業（77 社）を基に単純集計

資料№.８

奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）

一般財団法人南都経済研究所ＨＰ
「ナント経済月報６月号」より抜粋

奈良県経済の概況

持ち直している

個人消費	百貨店・スーパー販売額は前年同月比 7 か月ぶりの減少
住宅着工	新設住宅着工戸数は前年同月比 3 か月ぶりの増加
公共投資	公共工事請負金額は前年同月比 3 か月連続の減少
雇用情勢	有効求人倍率は前月比 0.02 ポイント低下の 1.20 倍
企業倒産	倒産件数は 10 か月連続の一桁台
生産活動	鉱工業生産指数は前月比 2 か月ぶりの上昇

1 個人消費

百貨店・スーパー販売額は前年同月比 7 か月ぶりの減少

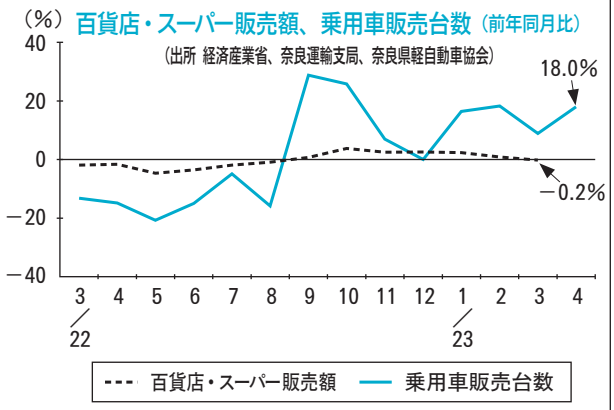

- 3 月の百貨店・スーパー販売額（速報値、全店ベース）は前年同月比 0.2%減の 167 億 5 百万円となり、7 か月ぶりの減少。
- 4 月の乗用車販売台数は前年同月比 18.0%増の 3,207 台と、4 か月連続の増加。普通乗用車は同 30.5%増、小型乗用車は同 13.3%増。軽乗用車は同 8.9%増となった。

2 住宅着工

新設住宅着工戸数は前年同月比 3 か月ぶりの増加

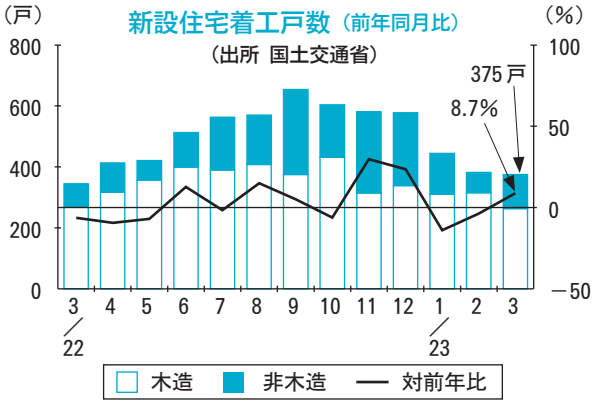

- 3 月の新設住宅着工戸数は前年同月比 8.7%増の 375 戸と、3 か月ぶりの増加。
- 利用関係別にみると、持家は同 1.2%減の 170 戸と 2 か月ぶりの減少、貸家は同 52.1%増の 111 戸と 3 か月ぶりの増加、分譲住宅は同 10.0%減の 90 戸と 3 か月連続の減少となった。

3 公共投資（西日本建設業保証の保証取り扱い）

公共工事請負金額は前年同月比 3 か月連続の減少

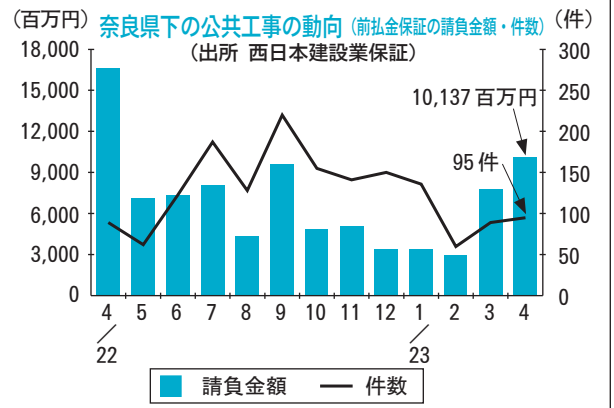

- 4 月の公共工事請負金額の動向をみると、件数は前年同月比 6.7%増の 95 件となり、4 か月連続の増加。金額は同 39.1%減の 101 億 37 百万円と、3 か月連続の減少。
- 発注者別にみると、国は同 34.1%減、県は同 45.1%増、市町村は同 91.5%減。

4 雇用情勢

有効求人倍率は前月比0.02ポイント低下の1.20倍

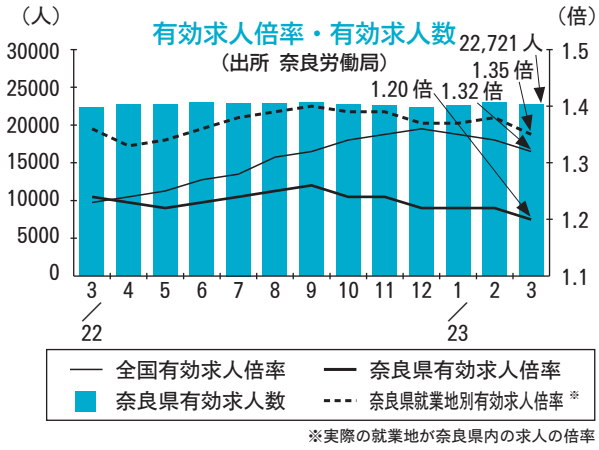

※実際の就業地が奈良県内の求人の倍率

- 3月の有効求人倍率（季調値）は前月比0.02ポイン低下の1.20倍となり3か月ぶりの低下。前年同月比は0.04ポイント低下。
- 新規求人倍率（季調値）は、前月比0.01ポイント上昇の1.99倍となり2か月ぶりの上昇。前年同月比は0.10ポイント低下。

5 企業倒産

倒産件数は10か月連続の一桁台

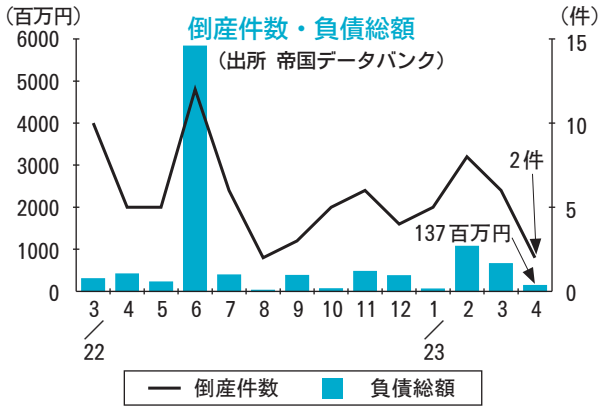

- 4月の倒産状況をみると、件数は前年同月比60.0%減の2件となり、10か月連続の一桁台。負債総額は前年同月比66.7%減の1億37百万円と2か月ぶりの減少。
- 業種別では、建設業、製造業が各1件。倒産形態では、2件すべてが自己破産であった。
- 新型コロナウイルス関連の倒産件数は5月19日現在で累計38件である。

6 生産活動

鉱工業生産指数は前月比2か月ぶりの上昇

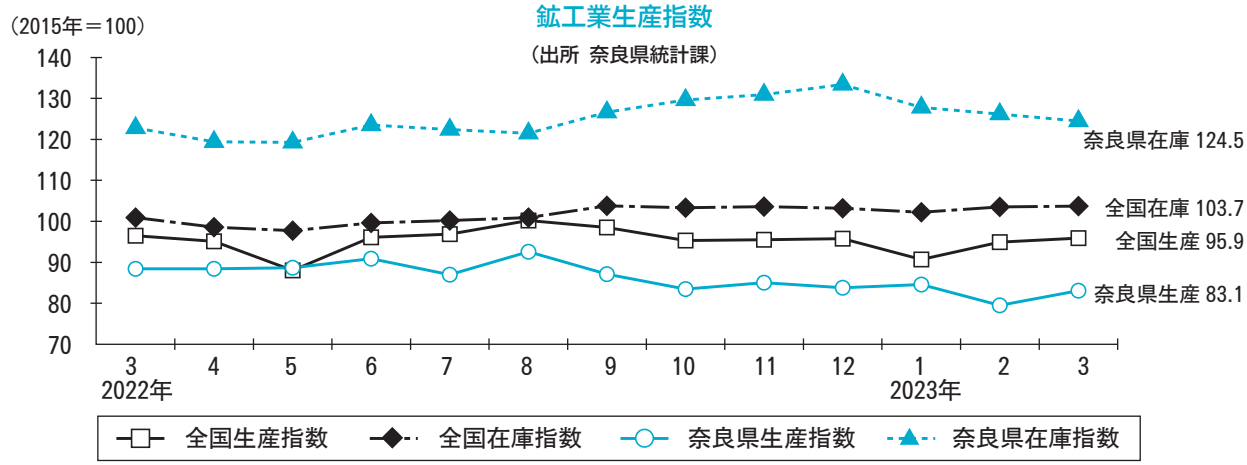

- 3月の鉱工業生産指数（季調値、速報値）は、前月比4.5%上昇の83.1となり2か月ぶりの上昇。原指数は前年同月比6.0%低下の92.3となり6か月連続の低下。在庫指数は前月比1.3%低下の124.5となり3か月連続の低下。
- 業種別生産指数の動きは、生産用機械工業、汎用機械工業、ゴム製品工業等の13業種が前月比上昇となる一方、非鉄金属工業、木材・木製品工業、パルプ・紙・紙加工品工業等の4業種が同低下。

経済指標

景気動向

	景気動向指数（CI）			百貨店・スーパー販売額（全店ベース）	
	先行	一致	遅行		前年比
単位	15年＝100			百万円	%
2019年	—	—	—	214,916	△2.2
2020年	—	—	—	212,905	△2.2
2021年	—	—	—	209,668	△1.8
2022年	—	—	—	207,920	△0.8
2022年3月	84.3	94.6	94.6	16,732	△1.9
4月	80.5	96.2	94.4	16,533	△1.6
5月	71.6	94.8	96.2	16,784	△4.7
6月	67.9	96.6	96.5	16,860	△3.5
7月	77.1	91.7	96.4	17,502	△1.9
8月	88.2	94.5	96.1	17,181	△0.9
9月	85.5	92.9	96.0	16,208	0.7
10月	81.9	89.9	94.6	17,356	3.8
11月	73.3	88.7	93.8	17,545	2.5
12月	77.4	85.5	92.6	22,019	2.6
2023年1月	77.3	86.2	93.4	17,826	2.4
2月	78.2	81.4	92.8	r15,928	r0.9
3月				p16,705	p△0.2
4月					
資料出所	奈良県			経済産業省	

個人消費

	乗用車販売台数				勤労者世帯家計（奈良市）							
	合計（普通+小型+軽）		うち軽乗用車		実収入		可処分所得		消費支出		消費性向	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		
単位	台	%	台	%	円	%	円	%	円	%	%	
2019年	45,494	△0.4	17,343	1.9	590,106	△3.0	478,223	△1.5	337,012	0.5	70.5	
2020年	40,455	△11.1	15,334	△11.6	646,340	9.5	526,123	10.0	331,530	△1.6	63.0	
2021年	37,935	△6.2	14,329	△6.6	643,245	△0.5	515,366	△2.0	342,936	3.4	66.5	
2022年	34,904	△8.0	13,288	△7.3	660,753	2.7	533,167	3.5	323,792	△5.6	60.7	
2022年3月	4,135	△13.2	1,413	△22.7	547,186	13.6	446,095	16.4	325,748	△0.4	73.0	
4月	2,718	△14.8	1,070	△18.8	614,885	6.6	489,843	10.0	346,916	△8.6	70.8	
5月	2,158	△20.7	844	△19.2	541,488	4.1	401,534	6.1	393,780	32.1	98.1	
6月	2,615	△15.0	1,050	△9.4	951,662	21.3	763,059	18.4	282,262	1.4	37.0	
7月	2,978	△4.9	1,189	6.9	634,357	△15.4	513,234	△12.9	293,560	△5.5	57.2	
8月	2,353	△15.8	864	△17.4	597,884	△6.7	477,388	△7.5	311,414	△19.5	65.2	
9月	3,196	28.8	1,220	33.8	541,307	△4.0	440,234	△1.9	355,222	5.2	80.7	
10月	2,942	25.8	1,127	27.6	552,957	△8.0	456,723	△6.3	335,703	△10.6	73.5	
11月	3,128	7.0	1,279	12.6	519,585	3.4	422,495	5.9	305,707	△13.0	72.4	
12月	2,810	△0.0	1,102	14.7	1,332,825	2.6	1,089,697	1.5	310,904	△32.1	28.5	
2023年1月	3,304	16.4	1,357	38.0	565,892	10.8	449,319	9.3	293,931	△14.3	65.4	
2月	3,588	18.3	1,344	17.2	631,275	8.1	512,669	5.4	302,876	7.7	59.1	
3月	4,502	8.9	1,578	11.7	619,007	13.1	488,474	9.5	377,256	15.8	77.2	
4月	3,207	18.0	1,165	8.9								
資料出所	奈良運輸支局・奈良県軽自動車協会				総務省							

物価

	奈良市消費者物価指数	
		前年比
	20年＝100	%
2019年	100.0	0.6
2020年	100.0	0.0
2021年	99.9	△0.1
2022年	102.5	2.6
2022年3月	101.2	1.2
4月	101.7	2.7
5月	102.2	2.9
6月	102.3	2.8
7月	102.6	2.8
8月	102.9	3.0
9月	103.1	3.0
10月	103.9	3.6
11月	103.9	3.4
12月	103.9	3.3
2023年1月	105.0	4.2
2月	104.3	3.3
3月	104.5	3.2
4月	105.2	3.4
資料出所	奈良県	

住宅投資

	新設住宅着工戸数								着工建築物床面積（非居住用）	
	総数		持家		貸家		分譲			
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
単位	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	㎡	%
2019年	6,170	△1.9	2,843	5.2	1,335	△17.0	1,980	0.7	※336,931	5.7
2020年	5,141	△16.7	2,531	△11.0	1,143	△14.4	1,398	△29.4	※269,013	△20.2
2021年	5,900	14.8	2,846	12.4	1,343	17.5	1,710	22.3	※374,258	39.1
2022年	6,154	4.3	2,591	△9.0	1,531	14.0	1,985	16.1	※321,502	△14.1
2022年3月	345	△6.3	172	△8.5	73	0.0	100	△6.5	18,908	197.7
4月	413	△9.4	227	1.3	62	△43.6	124	1.6	47,199	187.8
5月	421	△6.9	188	△24.2	100	12.4	133	15.7	18,603	59.1
6月	513	12.7	227	△11.7	111	68.2	147	11.4	21,133	41.5
7月	563	△1.7	231	△15.1	172	△2.8	160	29.0	17,956	△36.1
8月	570	14.9	228	△12.6	220	74.6	122	11.9	44,433	53.7
9月	654	5.1	266	2.7	102	△31.1	285	32.6	36,960	147.9
10月	604	△6.1	261	4.0	212	△7.0	131	△20.1	33,112	116.2
11月	580	29.8	212	△22.6	63	53.7	305	131.1	15,989	37.0
12月	578	23.5	201	△15.2	158	43.6	201	67.5	13,639	△34.1
2023年1月	444	△14.0	187	△8.3	122	△21.3	134	△14.6	24,849	△52.1
2月	382	△3.8	211	21.3	60	△41.7	110	△8.3	26,627	△81.1
3月	375	8.7	170	△1.2	111	52.1	90	△10.0	21,002	11.1
4月										
資料出所	国土交通省									

設備投資

	県公共事業等事業施行契約済額	
		前年比
単位	百万円	%
2019年	#114,094	26.8
2020年	#120,356	5.5
2021年	#121,940	1.3
2022年		
2022年3月	8,705（1～3月）	△30.9（1～3月）
4月		
5月	39,579	18.7
6月		
7月		
8月	15,658	4.2
9月		
10月		
11月	13,340	△11.9
12月		
2023年1月		
2月		
3月		
4月		
資料出所	奈良県	

公共投資

	公共工事請負金額					
	国		県		市町村	
		前年比		前年比		前年比
単位	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2019年	※18,147	3.3	※30,675	22.2	※46,285	44.2
2020年	※23,426	29.1	※33,016	7.6	※46,915	1.4
2021年	※18,038	△23.0	※31,308	△5.2	※34,333	△26.8
2022年	※15,616	△13.4	※26,632	△14.9	※26,825	△21.9
2022年3月	4,132	△10.6	1,164	△37.6	2,942	35.1
4月	1,467	△18.9	5,111	△34.9	3,530	△40.0
5月	4,776	20.1	1,220	△40.9	1,062	△33.8
6月	2,173	8.4	1,474	35.2	3,641	△21.5
7月	1,202	△8.4	2,818	80.6	3,780	△31.8
8月	230	△85.0	1,493	△24.6	2,103	△20.0
9月	2,019	105.2	4,022	△23.1	3,026	△12.9
10月	315	△63.1	1,997	△37.2	2,221	24.9
11月	194	0.3	1,684	11.0	2,604	113.6
12月	38	△92.2	2,003	△16.4	755	△55.1
2023年1月	55	△84.5	1,197	△1.0	2,049	112.8
2月	1,141	187.4	823	△60.1	1,002	△49.4
3月	2,006	△51.4	2,791	139.7	1,051	△64.3
4月	966	△34.1	7,417	45.1	299	△91.5
資料出所	西日本建設業保証					

#は年度最終補正予算　※は年度

経済指標

労働需給

	有効求人倍率		新規求人倍率		雇用保険受給者実人員		雇用指数	所定外労働時間指数		名目賃金指数（現金給与総額）	
		前年比		前年比		前年比		全産業	製造業	全産業	製造業
単位	倍	ポイント	倍	ポイント	人	%	20年=100	20年＝100		20年＝100	
2019年	※1.47	△0.02	※2.22	△0.02	※44,233	△0.0	98.9	110.4	131.0	100.5	103.3
2020年	※1.14	△0.33	※1.91	△0.31	※53,265	20.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2021年	※1.19	0.05	※1.98	0.07	※50,387	△5.4	100.8	86.5	111.8	95.8	101.8
2022年	※1.23	0.04	※2.03	0.05	※47,754	△5.2	98.4	109.2	124.5	102.6	105.8
2022年3月	1.24	0.09	2.09	0.06	3,661	△9.8	97.9	98.5	116.8	90.0	89.7
4月	1.23	0.07	2.11	0.15	3,562	△11.8	97.6	113.8	124.2	88.3	92.2
5月	1.22	0.04	2.02	0.00	3,816	△6.4	98.4	104.6	104.2	83.6	83.7
6月	1.23	0.04	2.02	0.04	4,046	△9.8	98.7	112.3	124.2	136.6	119.8
7月	1.24	0.04	2.14	0.21	4,270	△9.1	98.9	113.8	130.5	118.3	154.8
8月	1.25	0.07	2.06	0.20	4,588	△3.5	97.9	109.2	125.3	89.1	91.3
9月	1.26	0.08	2.07	0.08	4,332	△6.0	98.2	115.4	129.5	90.2	89.1
10月	1.24	0.04	2.05	0.06	4,162	△4.3	98.7	110.8	134.7	89.1	92.3
11月	1.24	0.04	2.02	0.12	4,028	△5.5	98.3	107.7	131.6	92.4	101.9
12月	1.22	0.04	1.95	△0.06	3,811	△4.7	98.1	120.0	136.8	181.7	182.1
2023年1月	1.22	0.02	2.06	0.04	3,809	△1.3	98.2	106.2	107.4	85.8	86.6
2月	1.22	0.00	1.98	△0.06	3,651	1.5	97.8	103.1	125.3	84.1	87.9
3月	1.20	△0.04	1.99	△0.10	3,679	0.5					
4月											
資料出所	奈良労働局						奈良県※規模5人以上				

企業倒産・保証状況

	企業倒産				保証状況			
	件数		負債総額		保証承諾		代位弁済	
		前年比		前年比		前年比		前年比
単位	件	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2019年	89	△12.7	4,041	△81.0	※82,757	8.3	※3,216	14.3
2020年	94	5.6	13,500	234.1	※393,030	374.9	※2,320	△27.9
2021年	62	△34.0	4,407	△67.4	※59,780	△84.8	※2,161	△6.9
2022年	64	3.2	11,699	165.5	※67,342	12.6	※2,933	35.7
2022年3月	10	66.7	296	127.7	8,160	△65.2	349	67.1
4月	5	66.7	412	586.7	2,897	11.4	160	△4.7
5月	5	△28.6	216	16.8	4,021	95.1	87	144.0
6月	12	71.4	5,829	3865.3	5,214	6.6	52	△91.1
7月	6	0.0	385	△87.2	5,283	△3.9	93	△73.7
8月	2	△60.0	20	△71.4	5,113	△5.1	256	127.7
9月	3	△40.0	374	412.3	6,187	△11.2	163	△16.2
10月	5	△16.7	60	△43.4	4,747	4.0	343	103.2
11月	6	0.0	468	26.5	6,194	28.2	884	5264.2
12月	4	100.0	365	305.6	7,029	12.8	116	81.1
2023年1月	5	66.7	50	28.2	5,116	18.3	64	△8.5
2月	8	166.7	1,064	△67.1	6,657	56.4	259	448.9
3月	6	△40.0	654	120.9	8,884	8.9	457	31.1
4月	2	△60.0	137	△66.7	3,974	37.2	153	△4.4
資料出所	帝国データバンク				奈良県信用保証協会			

※は年度、rは改訂、pは速報を表す。＊有効求人倍率、新規求人倍率は季節調整値を使用。

生産

	鉱工業生産指数															
	総合		一般機械		輸送機械		化学		プラスチック		食料品・たばこ		繊維		木材・木製品	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
単位	15年=100	%	15年=100	%	15年=100	%	15年=100	%	15年=100	%	15年=100	%	15年=100	%	15年=100	%
2019年	96.4	△3.3	87.7	△13.5	91.4	△12.4	169.4	41.4	97.2	△0.5	101.6	△5.0	102.4	△9.1	100.1	3.4
2020年	84.7	△12.1	64.8	△26.1	74.9	△18.1	160.3	△5.4	94.5	△2.8	94.9	△6.6	91.0	△11.1	74.3	△25.8
2021年	85.3	0.7	71.6	10.5	73.6	△1.7	156.9	△2.1	86.2	△8.8	91.0	△4.1	83.1	△8.7	67.6	△9.0
2022年	87.2	2.2	76.6	7.0	74.5	1.2	173.2	10.4	88.1	2.2	92.8	2.0	83.0	△0.1	49.6	△26.6
2022年3月	88.4	3.9	82.8	16.3	66.4	△17.6	185.1	20.5	91.6	4.3	87.5	△6.1	80.2	△5.6	57.1	△11.0
4月	88.4	△1.5	74.1	10.9	72.5	△15.7	168.7	5.4	87.1	1.1	90.7	△1.1	88.8	1.1	47.8	△26.9
5月	88.7	6.0	79.9	14.5	61.9	△16.8	180.9	20.5	92.9	6.5	95.9	1.4	85.6	1.7	50.4	△26.5
6月	90.9	3.2	82.3	14.3	72.1	△10.3	165.1	9.1	91.2	5.7	95.9	5.6	87.3	△2.5	50.0	△33.8
7月	87.0	△1.8	75.2	6.3	72.1	△7.9	167.6	△0.2	86.8	△0.5	96.9	2.9	82.2	△6.2	44.9	△39.9
8月	92.6	13.9	71.9	△2.0	79.6	27.0	287.1	78.5	88.6	1.1	91.2	5.4	91.5	10.5	57.1	△13.1
9月	87.7	4.9	89.1	29.3	76.4	52.9	140.5	△4.3	87.6	0.8	93.7	2.3	80.9	△2.4	42.5	△38.2
10月	83.5	△1.2	67.7	△22.9	88.1	51.2	135.8	△6.0	84.5	1.1	98.8	10.4	83.1	12.7	49.4	△26.2
11月	85.0	△4.1	68.1	△16.6	79.1	5.5	163.6	4.1	84.0	△0.9	94.3	5.7	81.6	△0.7	43.5	△39.3
12月	83.8	△3.2	70.1	△6.9	85.1	2.4	159.6	△15.1	86.4	4.8	91.1	4.6	82.4	6.5	38.6	△38.0
2023年1月	84.6	△3.2	76.5	1.5	68.8	4.0	147.0	△11.5	91.8	△1.5	97.0	8.5	72.8	△5.7	48.5	△26.6
2月	r79.5	r△5.8	58.5	△27.4	78.4	8.0	r155.8	r△9.0	89.1	4.0	91.5	2.0	80.7	5.4	52.7	0.6
3月	p83.1	p△6.0	p78.4	p△5.2	p80.9	p21.9	p158.9	p△14.1	p91.8	p0.2	p91.8	p4.9	p83.7	p4.4	p49.2	p△13.9
4月																
資料出所	奈良県															

※鉱工業生産指数調整値、前年比は原指数を使用。

経済指標

国民所得 ／ 景気 ／ 個人消費

	国内総生産		景気動向指数(CI)		百貨店・スーパー販		乗用車販売台数				主要旅行業者の	
	実質・季調系列・連鎖価格		先行	一致	売額（全店ベース）		合計（登録車＋軽）		うち軽乗用車		旅行取扱状況	
単位	10億円	前年比%	15年＝100		億円	前年比%	千台	前年比%	千台	前年比%	億円	前年比%
2019年	※550,138	△0.8	−	−	193,962	△1.1	4,301	△2.1	1,479	△1.1	r49,751	△3.2
2020年	※r527,376	△4.1	−	−	195,050	△5.4	3,810	△11.4	1,331	△10.0	14,962	△69.9
2021年	※r541,037	2.6	−	−	199,071	0.9	3,676	△3.5	1,276	△4.2	11,776	△21.3
2022年	※p547,749	p1.2	−	−	206,603	3.8	3,448	△6.2	1,225	△4.0		
2022年3月	r542,019	r#△1.9	r101.4	r96.8	17,053	2.1	426	△16.5	142	△21.7	3,236	106.7
4月	(1~3月)	(1~3月)	102.4	r96.9	16,243	4.6	244	△15.3	91	△14.1	1,211	94.3
5月	r548,250	#4.7	r100.8	r96.1	16,809	9.1	212	△19.0	75	△21.1	1,583	278.0
6月			r100.9	r98.7	16,735	1.9	268	△9.6	98	△0.1	1,990	271.0
7月			r99.6	r99.2	17,704	3.3	288	△6.9	101	4.8	1,803	60.5
8月	r546,885	r#△1.0	101.6	r100.6	16,776	4.3	234	△11.2	80	△9.4	1,942	141.9
9月			r98.8	r99.9	16,299	4.7	325	26.4	113	29.9	2,270	114.3
10月			r99.2	r99.1	17,326	4.9	296	28.3	110	37.2	2,585	105.6
11月	r546,814	r#△0.1	r98.1	r99.0	17,590	3.0	308	5.6	115	11.9	3,084	76.9
12月			r97.5	r99.1	22,266	4.1	284	1.5	104	16.5	2,478	32.3
2023年1月			r96.8	r96.2	17,681	5.5	320	17.4	118	29.9	1,729	98.3
2月	p548,968	p#1.6	r98.2	r98.7	15,820	5.2	356	22.9	120	13.8	2,255	184.3
3月			p97.5	p98.7	17,669	3.6	478	12.1	148	4.2	5,310	64.1
4月							290	18.5	96	6.3		
資料出所	内閣府				経済産業省		日本自動車販売協会連合会		全国軽自動車協会連合会		国土交通省	

※は年度、#は前期比年率、rは改定、pは速報を表す。

個人消費 ／ 設備・公共・住宅投資

	全国勤労者世帯家計収支			機械受注額			建設工事受注額（元請）				新設住宅着工	
	消費支出		消費性向	（船舶・電力を除く民需）			公共機関から		民間等から		戸数	
単位	円	前年比%	%	億円	前月比%	前年比%	億円	前年比%	億円	前年比%	千戸	前年比%
2019年	323,853	2.7	67.9	104,323	−	△0.7	−	−	−	−	905	△4.0
2020年	305,811	△5.6	61.3	95,570	−	△8.4	※226,465	−	※455,942	−	815	△9.9
2021年	309,469	1.2	62.8	102,086	−	6.8	※211,068	△6.8	※493,217	8.2	856	5.0
2022年	320,627	3.6	64.0	107,418	−	5.2	※222,623	5.5	※544,108	10.3	860	0.4
2022年3月	343,686	△0.1	83.3	8,776	6.3	7.6	35,140	△2.9	66,218	0.8	76	6.0
4月	344,126	1.6	78.8	9,514	8.4	19.0	14,943	6.4	43,038	18.6	76	2.2
5月	314,979	△0.9	87.6	9,085	△4.5	7.4	11,114	△26.6	40,086	14.8	67	△4.3
6月	300,489	6.9	40.8	9,141	0.6	6.5	20,851	△6.7	53,644	24.4	75	△2.2
7月	317,575	4.9	60.2	9,488	3.8	12.8	17,428	△10.8	39,113	△3.4	73	△5.4
8月	322,438	9.6	70.4	9,050	△4.6	9.7	18,002	10.2	44,679	30.4	78	4.6
9月	313,989	6.2	77.7	8,763	△3.2	2.9	24,414	17.3	51,613	△1.8	74	1.0
10月	328,684	5.1	70.0	9,073	3.5	0.4	18,082	2.5	42,076	22.4	77	△1.8
11月	308,122	1.3	75.5	8,466	△6.7	△3.7	14,059	8.7	39,133	8.2	72	△1.4
12月	353,794	2.8	37.2	8,489	0.3	△6.6	16,130	16.4	48,801	9.9	67	△1.7
2023年1月	331,130	5.3	81.8	9,296	9.5	4.5	12,005	12.5	34,261	7.8	64	6.6
2月	298,749	4.7	64.4	8,880	△4.5	9.8	19,671	56.0	42,640	10.4	64	△0.3
3月	340,016	△1.1	83.5	8,529	△3.9	△3.5	35,923	2.2	65,022	△1.8	74	△3.2
4月												
資料出所	総務省			内閣府			国土交通省					

経済指標

生産・出荷・在庫

	鉱工業生産動向						所定外労働時間指数		常用雇用指数		有効求人倍率	完全失業者数		完全失業率
	生産		出荷		在庫		(製造業)［5人以上］		［5人以上］					
単位	15年＝100	前年比%	15年＝100	前年比%	15年＝100	前年比%	20年＝100	前年比%	20年＝100	前年比%	倍	万人	前年比%	%
2019年	101.1	△3.0	100.2	△2.7	101.7	1.2	126.0	△8.5	99.0	2.0	1.60	162	△3.0	2.4
2020年	90.6	△10.4	89.6	△10.6	93.2	△8.4	100.0	△20.7	100.0	1.0	1.18	192	18.5	2.8
2021年	95.7	5.6	93.7	4.6	97.8	4.9	114.0	14.1	101.1	1.2	1.13	195	1.6	2.8
2022年	95.6	△0.1	93.4	△0.3	101.0	3.3	121.1	6.2	102.0	0.9	1.28	179	△8.2	2.6
2022年3月	96.5	△1.7	93.3	△2.4	100.9	6.8	126.9	9.8	100.4	0.5	1.23	180	△4.8	2.6
4月	95.1	△4.9	93.0	△4.6	98.6	4.1	125.2	7.6	101.6	0.5	1.24	188	△10.9	2.6
5月	88.0	△3.1	89.2	△3.1	97.7	3.8	108.4	3.6	101.9	0.7	1.25	191	△10.3	2.6
6月	96.1	△2.8	93.7	△2.9	99.6	4.2	116.8	4.1	102.4	1.1	1.27	186	△10.1	2.6
7月	96.9	△2.0	94.8	△2.1	100.2	5.1	121.8	0.3	102.6	1.1	1.28	176	△8.8	2.6
8月	100.2	5.8	97.5	5.9	100.9	5.9	115.1	2.6	102.5	1.1	1.31	177	△8.8	2.5
9月	98.5	9.6	95.1	9.4	103.8	6.1	121.8	9.3	102.5	1.2	1.32	187	△3.6	2.6
10月	95.3	3.0	93.5	4.1	103.3	5.0	125.2	10.8	102.7	1.1	1.34	178	△3.3	2.6
11月	95.5	△0.9	93.4	△0.5	103.6	3.8	126.9	4.5	102.8	1.1	1.35	165	△9.8	2.5
12月	95.8	△2.4	92.6	△3.1	103.2	3.3	125.2	0.3	103.0	1.2	1.36	158	△8.7	2.5
2023年1月	90.7	△3.1	89.2	△3.0	102.2	3.1	109.2	△4.5	102.7	1.6	1.35	164	△11.4	2.4
2月	94.9	△0.5	92.7	0.9	103.5	2.2	119.3	△4.7	102.6	1.8	1.34	174	△3.3	2.6
3月	95.9	△0.6	93.4	0.1	103.7	2.9	p118.5	p△6.6	p102.2	p1.8	1.32	193	7.2	2.8
4月														
資料出所	経済産業省						厚生労働省					総務省		

鉱工業生産動向は季節調整値、同前年比は原指数を使用。

労働需給

完全失業者数は原数値、完全失業率は季節調整値。

国際収支・貿易

	国際収支		外貨準備高	通関				企業倒産				株価
	経常収支		(年・月末)	輸出		輸入		件数		負債総額		日経平均株価
単位	億円	前年比%	百万ドル	億円	前年比%	億円	前年比%	件	前年比%	億円	前年比%	(東証225種) (年・月末・円)
2019年	192,513	△1.3	1,323,750	769,317	△5.6	785,995	△5.0	8,354	3.6	14,136	△13.0	23,656.62
2020年	159,917	△16.9	1,394,680	683,991	△11.1	680,108	△13.5	7,809	△6.5	11,811	△16.4	27,444.17
2021年	215,363	34.7	1,405,750	830,914	21.5	848,750	24.8	6,015	△23.0	11,633	△1.5	28,791.71
2022年	115,466	△46.4	1,227,576	981,750	18.2	1,181,410	39.2	6,376	6.0	23,724	103.9	26,094.50
2022年3月	32,353	22.8	1,356,071	84,585	14.7	89,234	31.9	587	△9.4	1,826	30.4	27,821.43
4月	10,751	△39.4	1,322,193	80,756	12.5	89,305	28.3	487	△0.4	720	△10.0	26,847.90
5月	7,734	△68.2	1,329,651	72,514	15.8	96,175	48.5	517	12.1	785	△52.8	27,279.80
6月	4,979	△63.1	1,311,254	86,139	19.2	99,889	45.6	544	1.3	12,839	1,668.9	26,393.04
7月	8,886	△62.0	1,323,034	87,531	19.0	101,750	46.9	499	1.8	904	23.1	27,801.64
8月	6,748	△68.2	1,292,072	80,606	22.0	108,510	49.3	493	9.8	1,059	11.9	28,091.53
9月	8,531	△48.1	1,238,056	88,177	28.9	109,169	45.8	583	13.9	1,350	47.7	25,937.21
10月	△548	△103.2	1,194,568	90,013	25.3	111,728	53.6	594	16.0	806	△16.6	27,587.46
11月	18,677	19.2	1,226,332	88,368	20.0	108,688	30.3	570	21.8	1,286	57.8	27,968.99
12月	1,069	△69.3	1,227,576	87,869	11.5	102,455	20.8	592	18.2	687	△29.6	26,094.50
2023年1月	p△19,322	p△211.6	1,250,228	65,506	3.5	100,570	17.6	546	13.3	508	△25.3	27,327.11
2月	p21,972	p△2.3	1,226,044	76,543	6.5	r85,742	r8.5	574	34.1	1,005	28.8	27,445.56
3月	p22,781	p△29.6	1,257,061	88,240	4.3	p95,791	p7.3	800	36.3	1,435	△21.4	28,041.48
4月			1,265,414					610	25.3	2,088	189.9	28,856.44
資料出所	財務省							帝国データバンク				日本経済新聞社

経済指標

	為替	金融						物価					
	インターバンク米ドル直物月末終値	日本銀行券発行高（末残高）		マネーストック M_2	コールレート無担保	貸出約定平均金利	長期国債（10年物）新発債	企業物価指数（総合）		企業向けサービス価格指数		消費者物価指数（総合）	
単位	円／ドル	億円	前年比%	前年比%	年利%	年利%	年利%	20年＝100	前年比%	15年＝100	前年比%	20年＝100	前年比%
2019年	109.15	1,127,418	2.2	2.4	△0.068	0.861	△0.025	－	－	103.3	1.1	100.0	0.5
2020年	103.33	1,183,281	5.0	6.5	△0.033	0.814	0.020	100.0	－	104.2	0.9	100.0	0.0
2021年	115.12	1,219,637	3.1	6.4	△0.018	0.795	0.070	104.6	4.6	105.1	0.9	99.8	△0.2
2022年	132.14	1,250,683	2.5	3.3	△0.022	0.771	0.410	114.7	9.7	106.9	1.7	102.3	2.5
2022年3月	121.64	1,198,707	3.3	3.5	△0.020	0.790	0.210	111.4	9.4	106.6	1.2	101.1	1.2
4月	130.60	1,212,685	3.3	3.4	△0.021	0.790	0.215	113.2	9.9	106.9	1.9	101.5	2.5
5月	127.76	1,196,652	3.2	3.1	△0.026	0.787	0.235	113.3	9.4	106.8	1.9	101.8	2.5
6月	136.20	1,201,862	3.1	3.3	△0.040	0.784	0.225	114.3	9.6	107.1	2.1	101.8	2.4
7月	132.78	1,203,474	2.9	3.4	△0.010	0.784	0.180	115.2	9.3	107.3	2.0	102.3	2.6
8月	138.60	1,204,343	2.9	3.4	△0.041	0.779	0.220	115.7	9.6	107.1	1.9	102.7	3.0
9月	144.32	1,201,516	2.9	3.3	△0.073	0.777	0.240	116.9	10.3	107.2	2.0	103.1	3.0
10月	148.01	1,206,895	2.8	3.1	△0.062	0.776	0.245	118.1	9.7	107.4	1.8	103.7	3.7
11月	138.53	1,209,521	2.8	3.1	△0.079	0.775	0.250	119.1	9.9	107.6	1.7	103.9	3.8
12月	132.14	1,250,683	2.5	2.9	△0.022	0.771	0.410	119.9	10.6	107.7	1.5	104.1	4.0
2023年1月	130.15	1,223,005	2.7	2.7	△0.014	0.773	0.490	r119.9	r9.6	r107.3	r1.5	104.7	4.3
2月	136.76	1,221,394	2.5	2.6	△0.011	0.774	0.500	r119.5	8.3	r107.5	r1.7	104.0	3.3
3月	133.13	1,219,550	1.7	r2.5	△0.030		0.320	r119.6	r7.4	p108.3	p1.6	104.4	3.2
4月	135.73	1,227,166	1.2	p2.5	△0.073		0.385	p119.8	p5.8			105.1	3.5
資料出所	日本銀行						日本相互証券	日本銀行				総務省	

資料No.９

春闘要求妥結状況

2023 年 6 月 22 日現在

１　【日本労働組合総連合会】

・2023 春季生活闘争　第 6 回回答集計　平均賃金方式
（2022 年 6 月 3 日公表との比較）

・2023 春季生活闘争　第 6 回回答集計　平均賃金方式
（昨年同一組合比較）

・2023 春季生活闘争　第 6 回回答集計　夏季一時金（年間）

・2023 春季生活闘争　第 6 回回答集計　夏季一時金（季別）

２　【(一社) 日本経済団体連合会】

・2023 年 春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結含]（加重平均）

３　【(一社) 奈良経済産業協会】

・令和 5 年　春季労使交渉要求・妥結状況（県内企業・対前年同企業集計）

資料№9-1

2023 春季生活闘争　第6回回答集計　平均賃金方式（2022年6月3日公表との比較）　2023/6/5

業種別		集計組合		昨年同時期		対比		組合員1人あたり平均（加重平均）											
								平均年齢	平均勤続	要求ベース	2023要求		2023回答		昨年実績		対比	
											額	率	額	率	額	率	額	率
		組合数	人員	組合数	人員	組合数	人員				計	計	計	計	計	計	計	計
製造業	～99	1,189	54,033	1,180	51,474	9	2,559	39.88	13.78	245,965	11,253	4.63	7,762	3.20	4,907	2.02	2,855	1.18
	100～299	963	172,120	919	164,947	44	7,173	38.92	14.21	259,751	11,838	4.58	8,951	3.46	5,326	2.08	3,625	1.38
	300未満計	***2,152***	***226,153***	***2,099***	***216,421***	***53***	***9,732***	***39.13***	***14.12***	***256,623***	***11,693***	***4.59***	***8,657***	***3.40***	***5,222***	***2.06***	***3,435***	***1.34***
	300～999	580	309,152	544	291,864	36	17,288	38.98	14.99	277,772	12,367	4.46	10,166	3.66	5,750	2.09	4,416	1.57
	1,000～	280	1,015,141	256	889,887	24	125,254	39.31	15.93	316,591	13,854	4.37	13,198	4.14	7,277	2.34	5,921	1.80
	計	**3,012**	**1,550,446**	**2,899**	**1,398,172**	**113**	**152,274**	**39.22**	**15.51**	**300,634**	**13,249**	**4.42**	**11,927**	**3.95**	**6,626**	**2.24**	**5,301**	**1.71**
商業流通	～99	42	1,491	48	2,181	▲ 6	▲ 690	42.58	15.61	275,018	12,922	4.84	9,081	3.43	3,592	1.34	5,489	2.09
	100～299	65	12,147	76	14,640	▲ 11	▲ 2,493	41.78	14.77	262,964	15,274	5.83	9,896	3.77	4,750	1.77	5,146	2.00
	300未満計	***107***	***13,638***	***124***	***16,821***	***▲ 17***	***▲ 3,183***	***41.85***	***14.85***	***264,259***	***15,018***	***5.73***	***9,806***	***3.73***	***4,598***	***1.72***	***5,208***	***2.01***
	300～999	102	58,009	104	58,384	▲ 2	▲ 375	39.38	13.44	270,350	14,613	5.48	10,434	3.90	5,217	1.94	5,217	1.96
	1,000～	64	205,360	74	220,817	▲ 10	▲ 15,457	39.40	12.67	297,861	14,456	4.92	11,347	3.83	6,609	2.28	4,738	1.55
	計	**273**	**277,007**	**302**	**296,022**	**▲ 29**	**▲ 19,015**	**39.49**	**12.90**	**290,475**	**14,516**	**5.07**	**11,081**	**3.84**	**6,222**	**2.18**	**4,859**	**1.66**
交通運輸	～99	373	13,706	367	12,652	6	1,054	47.45	13.88	205,314	12,250	5.77	3,823	1.98	2,189	1.10	1,634	0.88
	100～299	122	20,133	113	18,832	9	1,301	45.46	14.09	220,116	11,739	4.66	4,675	2.29	2,271	1.11	2,404	1.18
	300未満計	***495***	***33,839***	***480***	***31,484***	***15***	***2,355***	***46.25***	***14.00***	***214,251***	***11,987***	***5.12***	***4,299***	***2.16***	***2,238***	***1.11***	***2,061***	***1.05***
	300～999	94	52,463	75	40,580	19	11,883	43.02	13.30	243,312	10,076	3.93	5,512	2.26	3,535	1.54	1,977	0.72
	1,000～	42	251,596	46	239,213	▲ 4	12,383	42.27	14.82	293,111	12,212	4.20	7,520	2.58	6,156	2.13	1,364	0.45
	計	**631**	**337,898**	**601**	**311,277**	**30**	**26,621**	**42.61**	**14.57**	**283,197**	**11,938**	**4.22**	**6,845**	**2.51**	**5,453**	**2.00**	**1,392**	**0.51**
サービス・ホテル	～99	43	1,652	30	1,296	13	356	39.91	14.14	236,120	10,048	4.30	7,634	3.53	4,146	1.81	3,488	1.72
	100～299	17	2,988	14	2,138	3	850	34.40	9.90	224,652	10,326	6.13	9,760	4.16	3,919	1.78	5,841	2.38
	300未満計	***60***	***4,640***	***44***	***3,434***	***16***	***1,206***	***37.06***	***11.95***	***227,714***	***10,258***	***5.68***	***9,130***	***3.99***	***4,005***	***1.79***	***5,125***	***2.20***
	300～999	9	3,442	4	2,718	5	724	34.33	8.00	268,736	8,879	2.75	7,873	2.24	3,840	1.49	4,033	0.75
	1,000～	9	261,263	3	241,267	6	19,996	40.86	16.74	294,610	12,720	4.31	8,805	2.97	3,826	1.33	4,979	1.64
	計	**78**	**269,345**	**51**	**247,419**	**27**	**21,926**	**40.80**	**16.68**	**293,633**	**12,652**	**4.31**	**8,800**	**2.97**	**3,828**	**1.33**	**4,972**	**1.64**
情報・出版	～99	8	320	4	243	4	77	39.24	13.66	234,000	14,816	6.30	7,082	2.87	5,351	2.31	1,731	0.56
	100～299	7	1,242	4	613	3	629	35.88	9.52	244,378	8,193	3.60	10,934	5.68	8,600		2,334	
	300未満計	***15***	***1,562***	***8***	***856***	***7***	***706***	***36.04***	***9.77***	***244,274***	***9,410***	***3.83***	***9,281***	***4.32***	***6,779***	***2.31***	***2,502***	***2.01***
	300～999	15	7,488	16	8,583	▲ 1	▲ 1,095	37.68	12.64	284,466	12,821	4.85	6,885	2.85	5,608	1.81	1,277	1.04
	1,000～	9	125,083	9	154,966	0	▲ 29,883	37.30	9.50	311,729	10,000		5,000		5,000		0	
	計	**39**	**134,133**	**33**	**164,405**	**6**	**▲ 30,272**	**37.42**	**11.66**	**287,097**	**11,009**	**4.82**	**5,897**	**2.92**	**5,290**	**1.83**	**607**	**1.09**
金融・保険	～99	3	163	2	90	1	73	43.00	12.00	240,000	10,500	4.38	9,000	3.75	20,000	9.09	-11,000	▲ 5.34
	100～299	5	1,124	4	907	1	217	34.62	11.44	276,807	10,020	3.65	9,020	3.28	5,681	2.13	3,339	1.15
	300未満計	***8***	***1,287***	***6***	***997***	***2***	***290***	***34.69***	***11.44***	***276,515***	***10,023***	***3.66***	***9,020***	***3.28***	***5,807***	***2.19***	***3,213***	***1.09***
	300～999	7	3,423	2	1,124	5	2,299	34.77	11.63	289,506	11,654	4.06	8,903	3.12	4,656	1.75	4,247	1.37
	1,000～	1	1,864	1	1,904	0	▲ 40	33.90	11.70	303,853	12,992	4.28	9,992	3.29	4,940	1.70	5,052	1.59
	計	**16**	**6,574**	**9**	**4,025**	**7**	**2,549**	**34.50**	**11.62**	**291,379**	**11,755**	**4.05**	**9,240**	**3.20**	**5,060**	**1.83**	**4,180**	**1.37**
その他	～99	199	8,296	215	7,377	▲ 16	919	39.81	12.25	253,245	11,944	4.73	8,370	3.32	4,695	1.87	3,675	1.45
	100～299	108	18,733	102	18,051	6	682	41.42	13.28	266,873	12,797	4.75	9,838	3.64	5,342	2.00	4,496	1.64
	300未満計	***307***	***27,029***	***317***	***25,428***	***▲ 10***	***1,601***	***40.96***	***12.99***	***262,717***	***12,537***	***4.75***	***9,378***	***3.55***	***5,148***	***1.96***	***4,230***	***1.59***
	300～999	78	41,043	73	39,414	5	1,629	40.50	11.73	275,483	12,916	4.69	9,379	3.37	5,265	1.93	4,114	1.44
	1,000～	41	86,253	46	98,429	▲ 5	▲ 12,176	38.50	13.73	303,402	14,210	4.70	10,993	3.71	6,018	2.07	4,975	1.64
	計	**426**	**154,325**	**436**	**163,271**	**▲ 10**	**▲ 8,946**	**39.42**	**13.08**	**289,049**	**13,573**	**4.70**	**10,316**	**3.59**	**5,727**	**2.03**	**4,589**	**1.56**
計	～99	1,857	79,661	1,846	75,313	11	4,348	40.75	13.66	244,584	11,480	4.72	7,167	3.10	4,398	1.89	2,769	1.21
	100～299	1,287	228,487	1,232	220,128	55	8,359	39.55	14.10	258,919	12,073	4.69	8,748	3.45	5,020	1.99	3,728	1.46
	300未満計	***3,144***	***308,148***	***3,078***	***295,441***	***66***	***12,707***	***39.83***	***14.00***	***255,558***	***11,917***	***4.70***	***8,328***	***3.36***	***4,857***	***1.97***	***3,471***	***1.39***
	300～999	885	475,020	818	442,667	67	32,353	39.44	14.30	274,817	12,574	4.60	9,647	3.53	5,415	2.00	4,232	1.53
	1,000～	446	1,946,560	435	1,846,483	11	100,077	39.88	15.44	308,046	13,579	4.43	11,519	3.73	6,415	2.13	5,104	1.60
	300以上計	***1,331***	***2,421,580***	***1,253***	***2,289,150***	***78***	***132,430***	***39.80***	***15.22***	***301,428***	***13,383***	***4.46***	***11,147***	***3.69***	***6,214***	***2.10***	***4,933***	***1.59***
	計	**4,475**	**2,729,728**	**4,331**	**2,584,591**	**144**	**145,137**	**39.80**	**15.10**	**296,431**	**13,214**	**4.48**	**10,807**	**3.66**	**6,049**	**2.09**	**4,758**	**1.57**

2023 春季生活闘争　第6回回答集計　平均賃金方式（2022年6月3日公表との比較）　2023/6/5

業種別		集計組合		昨年同時期		対比		1組合あたり平均（単純平均）											
								平均年齢	平均勤続	要求ベース	2023要求		2023回答		昨年実績		対比	
											額	率	額	率	額	率	額	率
		組合数	人員	組合数	人員	組合数	人員				計	計	計	計	計	計	計	計
製造業	～99	1,189	54,033	1,180	51,474	9	2,559	40.57	14.06	244,103	11,228	4.65	7,584	3.17	4,736	1.96	2,848	1.21
	100～299	963	172,120	919	164,947	44	7,173	38.92	14.17	258,106	11,776	4.59	8,854	3.44	5,277	2.08	3,577	1.36
	300未満計	***2,152***	***226,153***	***2,099***	***216,421***	***53***	***9,732***	***39.77***	***14.11***	***250,700***	***11,468***	***4.62***	***8,142***	***3.30***	***4,968***	***2.01***	***3,174***	***1.29***
	300～999	580	309,152	544	291,864	36	17,288	39.02	14.97	276,543	12,401	4.50	10,050	3.63	5,715	2.09	4,335	1.54
	1,000～	280	1,015,141	256	889,887	24	125,254	39.18	15.39	305,309	13,385	4.39	12,160	3.98	6,710	2.21	5,450	1.77
	計	**3,012**	**1,550,446**	**2,899**	**1,398,172**	**113**	**152,274**	**39.55**	**14.43**	**261,512**	**11,809**	**4.58**	**8,836**	**3.43**	**5,244**	**2.04**	**3,592**	**1.39**
商業流通	～99	42	1,491	48	2,181	▲ 6	▲ 690	42.60	14.43	264,883	12,902	4.97	8,615	3.32	3,772	1.43	4,843	1.89
	100～299	65	12,147	76	14,640	▲ 11	▲ 2,493	41.43	14.40	262,017	15,401	5.91	9,677	3.70	4,693	1.76	4,984	1.94
	300未満計	***107***	***13,638***	***124***	***16,821***	***▲ 17***	***▲ 3,183***	***41.84***	***14.41***	***263,049***	***14,430***	***5.58***	***9,262***	***3.57***	***4,333***	***1.63***	***4,929***	***1.94***
	300～999	102	58,009	104	58,384	▲ 2	▲ 375	39.46	13.65	269,972	14,442	5.42	10,125	3.80	5,085	1.89	5,040	1.91
	1,000～	64	205,360	74	220,817	▲ 10	▲ 15,457	39.09	13.21	296,187	13,838	4.73	10,612	3.61	6,357	2.21	4,255	1.40
	計	**273**	**277,007**	**302**	**296,022**	**▲ 29**	**▲ 19,015**	**40.18**	**13.79**	**273,677**	**14,294**	**5.31**	**9,906**	**3.67**	**5,090**	**1.86**	**4,816**	**1.81**
交通運輸	～99	373	13,706	367	12,652	6	1,054	48.33	14.24	202,148	12,402	6.07	3,730	1.97	2,145	1.06	1,585	0.91
	100～299	122	20,133	113	18,832	9	1,301	45.53	14.08	217,377	11,941	4.81	4,700	2.31	2,292	1.10	2,408	1.21
	300未満計	***495***	***33,839***	***480***	***31,484***	***15***	***2,355***	***47.58***	***14.20***	***205,907***	***12,315***	***5.77***	***3,941***	***2.05***	***2,179***	***1.08***	***1,762***	***0.97***
	300～999	94	52,463	75	40,580	19	11,883	43.84	13.47	240,571	10,236	3.94	5,414	2.21	3,239	1.41	2,175	0.80
	1,000～	42	251,596	46	239,213	▲ 4	12,383	43.28	16.06	269,133	11,080	4.22	5,850	2.14	4,374	1.60	1,476	0.54
	計	**631**	**337,898**	**601**	**311,277**	**30**	**26,621**	**46.40**	**14.24**	**217,488**	**12,034**	**5.31**	**4,223**	**2.09**	**2,478**	**1.20**	**1,745**	**0.89**
サービス・ホテル	～99	43	1,652	30	1,296	13	356	41.13	14.12	242,422	10,147	4.16	7,060	3.18	3,825	1.71	3,235	1.47
	100～299	17	2,988	14	2,138	3	850	35.00	10.52	224,092	10,355	6.60	9,943	4.16	3,930	1.77	6,013	2.39
	300未満計	***60***	***4,640***	***44***	***3,434***	***16***	***1,206***	***40.03***	***13.48***	***235,952***	***10,218***	***5.06***	***7,999***	***3.51***	***3,860***	***1.74***	***4,139***	***1.77***
	300～999	9	3,442	4	2,718	5	724	34.55	8.17	259,218	8,202	2.60	7,012	2.03	3,607	1.45	3,405	0.58
	1,000～	9	261,263	3	241,267	6	19,996	39.09	13.24	271,263	9,998	3.66	8,830	3.08	4,383	1.66	4,447	1.42
	計	**78**	**269,345**	**51**	**247,419**	**27**	**21,926**	**39.29**	**13.01**	**244,438**	**9,965**	**4.59**	**7,950**	**3.29**	**3,872**	**1.70**	**4,078**	**1.59**
情報・出版	～99	8	320	4	243	4	77	36.75	11.95	234,000	15,180	6.30	7,027	3.51	4,385	2.31	2,642	1.20
	100～299	7	1,242	4	613	3	629	35.72	9.10	246,097	8,340	3.60	11,560	5.68	8,600		2,960	
	300未満計	***15***	***1,562***	***8***	***856***	***7***	***706***	***36.01***	***10.05***	***244,081***	***11,760***	***4.95***	***8,160***	***4.23***	***5,439***	***2.31***	***2,721***	***1.92***
	300～999	15	7,488	16	8,583	▲ 1	▲ 1,095	37.18	12.19	281,091	12,972	5.02	6,146	2.72	5,593	1.84	553	0.88
	1,000～	9	125,083	9	154,966	0	▲ 29,883	37.30	9.50	311,729	10,000		5,000		5,000		0	
	計	**39**	**134,133**	**33**	**164,405**	**6**	**▲ 30,272**	**36.76**	**11.33**	**269,127**	**12,370**	**5.01**	**6,977**	**3.17**	**5,507**	**1.90**	**1,470**	**1.27**
金融・保険	～99	3	163	2	90	1	73	43.00	12.00	240,000	10,500	4.38	9,000	3.75	20,000	9.09	-11,000	▲ 5.34
	100～299	5	1,124	4	907	1	217	34.42	11.22	276,127	10,409	3.80	9,229	3.36	6,022	2.28	3,207	1.08
	300未満計	***8***	***1,287***	***6***	***997***	***2***	***290***	***35.85***	***11.35***	***270,106***	***10,424***	***3.90***	***9,191***	***3.42***	***8,817***	***3.64***	***374***	***▲ 0.22***
	300～999	7	3,423	2	1,124	5	2,299	34.66	11.49	291,231	11,481	3.97	9,116	3.17	4,545	1.71	4,571	1.46
	1,000～	1	1,864	1	1,904	0	▲ 40	33.90	11.70	303,853	12,992	4.28	9,992	3.29	4,940	1.70	5,052	1.59
	計	**16**	**6,574**	**9**	**4,025**	**7**	**2,549**	**35.12**	**11.44**	**283,079**	**11,136**	**3.96**	**9,211**	**3.29**	**7,265**	**2.92**	**1,946**	**0.37**
その他	～99	199	8,296	215	7,377	▲ 16	919	41.24	13.08	250,416	11,900	4.84	7,824	3.25	4,378	1.84	3,446	1.41
	100～299	108	18,733	102	18,051	6	682	41.49	13.38	265,125	12,650	4.74	9,719	3.64	5,192	1.97	4,527	1.67
	300未満計	***307***	***27,029***	***317***	***25,428***	***▲ 10***	***1,601***	***41.34***	***13.20***	***255,802***	***12,167***	***4.80***	***8,468***	***3.40***	***4,623***	***1.88***	***3,845***	***1.52***
	300～999	78	41,043	73	39,414	5	1,629	40.45	11.85	274,567	12,765	4.63	9,786	3.52	5,439	1.98	4,347	1.54
	1,000～	41	86,253	46	98,429	▲ 5	▲ 12,176	38.98	13.34	298,807	14,313	4.84	11,425	3.91	6,174	2.12	5,251	1.79
	計	**426**	**154,325**	**436**	**163,271**	**▲ 10**	**▲ 8,946**	**40.88**	**12.93**	**263,809**	**12,509**	**4.77**	**8,991**	**3.47**	**4,921**	**1.93**	**4,070**	**1.54**
計	～99	1,857	79,661	1,846	75,313	11	4,348	41.70	13.98	241,775	11,522	4.79	6,837	3.04	4,162	1.84	2,675	1.20
	100～299	1,287	228,487	1,232	220,128	55	8,359	39.57	14.06	257,223	12,029	4.71	8,630	3.43	4,955	1.98	3,675	1.45
	300未満計	***3,144***	***308,148***	***3,078***	***295,441***	***66***	***12,707***	***40.73***	***14.02***	***248,753***	***11,727***	***4.76***	***7,555***	***3.21***	***4,473***	***1.90***	***3,082***	***1.31***
	300～999	885	475,020	818	442,667	67	32,353	39.50	14.31	273,817	12,546	4.60	9,527	3.51	5,362	1.99	4,165	1.52
	1,000～	446	1,946,560	435	1,846,483	11	100,077	39.44	14.88	300,974	13,373	4.47	11,318	3.78	6,296	2.13	5,022	1.65
	300以上計	***1,331***	***2,421,580***	***1,253***	***2,289,150***	***78***	***132,430***	***39.48***	***14.51***	***283,020***	***12,822***	***4.56***	***10,117***	***3.60***	***5,687***	***2.04***	***4,430***	***1.56***
	計	**4,475**	**2,729,728**	**4,331**	**2,584,591**	**144**	**145,137**	**40.31**	**14.18**	**259,967**	**12,042**	**4.69**	**8,272**	**3.33**	**4,810**	**1.94**	**3,462**	**1.39**

2023/6/2

【月数集計】

業種別	集計組合		組合員１人あたり平均（加重平均）			１組合あたり平均（単純平均）		
			2023要求	2023回答	2022実績	2023要求	2023回答	2022実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
製造業	1,423	1,160,998	5.43	5.25	5.21	4.93	4.53	4.43
商業流通	78	101,314	4.23	3.83	3.78	4.16	3.58	3.61
交通運輸	205	183,158	4.94	4.09	4.05	4.89	3.47	3.42
サービス・ホテル	39	262,806	4.45	4.28	4.24	3.14	2.92	1.69
情報・出版	23	10,060	5.33	5.17	4.95	5.01	4.76	5.03
金融・保険	21	10,517	4.45	4.42	4.47	4.63	4.58	4.62
その他	179	133,464	4.85	4.59	4.53	4.73	4.41	4.28
計	1,968	1,862,317	5.13	4.87	4.88	4.84	4.34	4.28

構成組織	集計組合		組合員１人あたり平均（加重平均）			１組合あたり平均（単純平均）		
			2023要求	2023回答	2022実績	2023要求	2023回答	2022実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
ＵＡゼンセン	128	139,616	4.36	4.08	4.03	4.35	3.81	3.83
自動車総連	802	728,417	5.44	5.30	5.27	4.88	4.52	4.41
電機連合	48	115,535	5.76	5.53	5.52	5.14	5.01	4.85
ＪＡＭ	335	144,392	5.31	5.02	4.94	4.96	4.43	4.35
ＪＰ労組	1	238,973	4.50	4.30	4.30	4.50	4.30	4.30
電力総連	150	109,088	4.93	4.65	4.60	4.86	4.55	4.50
情報労連	13	5,955	4.79	4.84	4.65	4.68	4.58	4.47
運輸労連	5	28,938	5.02	3.54	3.55	5.20	3.80	4.30
ＪＥＣ連合	51	34,232	5.90	5.29	5.35	5.48	5.10	5.08
私鉄総連	141	84,558	5.09	4.26	4.13	5.01	3.24	3.24
フード連合	27	19,329	5.44	5.32	4.78	5.30	4.97	4.73
ＪＲ連合	6	25,699	4.89	4.16	3.26	4.42	4.10	3.36
航空連合	36	41,651	4.20	4.08	3.38	4.37	4.15	3.94
ゴム連合	34	40,560	5.10	5.09	5.00	4.40	4.33	4.17
交通労連	16	3,078	3.85	3.42	2.93	4.24	3.60	3.36
サービス連合	35	23,892	3.15	4.01	3.31	2.84	2.63	1.85
紙パ連合	39	20,349	5.01	4.55	4.66	4.87	4.33	4.29
全電線	31	23,271	5.05	4.58	4.47	5.03	4.07	4.01
全国ガス	5	1,046	4.70	4.70	4.78	4.88	4.84	4.91
印刷労連	3	301	3.96	3.57	3.29	4.11	2.30	3.61
セラミックス連合	15	6,685	5.67	5.58	6.10	4.82	4.93	5.29
ＪＲ総連	1	610		4.20			4.20	
メディア労連	11	1,899	5.57	5.56	4.55	5.33	5.15	5.21
全労金	14	6,813	4.58	4.58	4.58	4.58	4.58	4.57
労済労連	7	3,704	4.22	4.12	4.31	4.73	4.57	4.73
日建協	14	13,726	5.21	5.00	4.91	5.09	4.85	4.96

※2022実績は昨年同時期実績。

【額集計】

業種別	集計組合		組合員１人あたり平均（加重平均）			１組合あたり平均（単純平均）		
			2023要求	2023回答	2022実績	2023要求	2023回答	2022実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
製造業	763	602,374	1,741,203	1,674,404	1,631,565	1,431,794	1,270,705	1,218,866
商業流通	65	90,118	1,226,957	1,083,670	1,070,896	1,133,857	987,738	988,894
交通運輸	57	7,044	1,225,990	934,398	921,260	1,102,560	696,780	735,739
サービス・ホテル	2	461	819,086	798,395	1,181,160	798,943	763,013	1,336,600
情報・出版	20	125,651	1,576,230	1,717,037	1,679,967	1,506,985	1,519,636	1,531,892
その他	163	130,000	1,594,668	1,506,054	1,541,723	1,392,618	1,297,240	1,284,484
計	1,070	955,648	1,635,678	1,595,525	1,578,784	1,385,830	1,230,688	1,195,333

構成組織	集計組合		組合員１人あたり平均（加重平均）			１組合あたり平均（単純平均）		
			2023要求	2023回答	2022実績	2023要求	2023回答	2022実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
ＵＡゼンセン	115	116,270	1,279,340	1,144,657	1,120,810	1,203,829	1,065,908	1,032,829
自動車総連	93	53,363	1,947,441	1,566,227	1,463,194	1,219,482	1,002,672	957,994
電機連合	46	114,383	1,846,108	1,791,807	1,794,198	1,618,347	1,571,644	1,496,479
ＪＡＭ	244	122,212	1,695,378	1,602,156	1,536,735	1,400,843	1,259,527	1,197,926
基幹労連	162	171,010	1,825,061	1,788,073	1,763,747	1,481,329	1,339,713	1,277,363
電力総連	143	108,397	1,597,591	1,504,852	1,514,614	1,407,811	1,318,884	1,304,150
情報労連	11	113,253	1,579,110	1,731,947	1,701,338	1,402,237	1,455,194	1,528,853
運輸労連	34	3,463	1,402,042	1,054,706	1,061,510	1,123,481	631,278	683,664
ＪＥＣ連合	45	21,003	1,775,674	1,765,140	1,716,580	1,577,819	1,483,359	1,517,277
フード連合	27	19,555	1,654,355	1,609,759	1,400,897	1,458,541	1,367,139	1,278,265
ゴム連合	34	40,560	1,546,669	1,542,764	1,514,513	1,228,160	1,211,712	1,148,146
交通労連	12	2,040	949,874	619,494	784,941	914,420	610,799	714,987
紙パ連合	44	20,713	1,369,803	1,280,522	1,321,738	1,232,175	1,066,040	1,105,099
全電線	29	23,232		1,442,684	1,369,627		1,193,474	1,139,641
印刷労連	2	68	915,826	554,853	790,327	936,215	385,000	807,445
セラミックス連合	12	4,990	1,986,036	1,830,671	1,994,481	1,478,871	1,302,138	1,376,660
メディア労連	3	7,410	1,307,599	1,399,864	1,340,000	1,108,667	1,135,333	1,340,000
日建協	14	13,726	2,021,213	1,942,355	2,020,854	1,860,131	1,769,530	1,811,886

※2022実績は昨年同時期実績。

2023/6/2

【月数集計】

業種別	集計組合		組合員１人あたり平均（加重平均）			１組合あたり平均（単純平均）		
			2023要求	2023回答	2022実績	2023要求	2023回答	2022実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
製造業	1,488	884,266	2.70	2.59	2.58	2.47	2.22	2.15
商業流通	79	116,921	1.88	1.74	1.85	1.91	1.73	1.81
交通運輸	111	111,306	2.45	2.09	1.77	2.27	1.92	1.78
サービス・ホテル	69	271,440	1.58	2.15	2.08	1.48	1.41	0.79
情報・出版	25	10,736	2.80	2.68	2.55	2.71	2.55	2.58
金融・保険	21	10,517	2.28	2.20	2.25	2.29	2.28	2.30
その他	191	159,597	2.42	2.25	2.34	2.46	2.24	2.23
計	1,984	1,564,783	2.55	2.38	2.39	2.41	2.16	2.09

構成組織	集計組合		組合員１人あたり平均（加重平均）			１組合あたり平均（単純平均）		
			2023要求	2023回答	2022実績	2023要求	2023回答	2022実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
ＵＡゼンセン	132	171,332	1.98	1.97	1.97	2.12	1.94	1.87
自動車総連	714	491,662	2.73	2.63	2.69	2.49	2.24	2.19
電機連合	9	14,865	3.29	3.06	2.02	2.85	2.63	2.21
ＪＡＭ	512	195,926	2.62	2.47	2.40	2.46	2.15	2.09
ＪＰ労組	1	238,973		2.15	2.15		2.15	2.15
電力総連	162	123,906	2.42	2.25	2.32	2.43	2.27	2.27
情報労連	25	6,679	2.80	2.47	2.46	3.02	2.41	2.33
運輸労連	16	29,295	1.97	1.77	1.78	2.03	1.51	2.18
ＪＥＣ連合	51	23,445	2.96	2.97	2.62	2.70	2.46	2.48
私鉄総連	11	1,558		1.12	1.45		1.37	1.33
フード連合	21	18,218	2.78	2.73	2.60	2.54	2.42	2.21
ＪＲ連合	45	42,589	2.63	2.46	1.84	2.45	2.25	2.05
航空連合	41	43,106	1.98	2.02	1.15	1.87	1.96	0.90
ゴム連合	38	41,100	2.54	2.54	2.49	2.16	2.09	1.96
交通労連	7	2,062		1.49	1.40		1.50	1.59
サービス連合	62	31,247	1.52	2.12	1.30	1.42	1.35	0.88
紙パ連合	49	21,368	2.48	2.23	2.32	2.43	2.06	2.14
全電線	1	108		1.70	1.55		1.70	1.55
印刷労連	9	12,225	2.39	2.39	2.18	2.26	2.03	1.76
セラミックス連合	24	11,717	2.77	2.94	2.97	2.39	2.32	2.28
ＪＲ総連	1	228	3.50	2.70	1.57	3.50	2.70	1.77
メディア労連	9	1,804	2.99	2.98	2.43	2.83	2.76	2.66
全労金	14	6,813	2.27	2.27	2.27	2.28	2.28	2.27
労済労連	7	3,704	2.50	2.06	2.23	2.50	2.29	2.37
日建協	23	30,853	2.58	2.47	2.63	2.59	2.42	2.53

※2022実績は昨年同時期実績。

【額集計】

業種別	集計組合		組合員１人あたり平均（加重平均）			１組合あたり平均（単純平均）		
			2023要求	2023回答	2022実績	2023要求	2023回答	2022実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
製造業	903	551,777	836,314	810,596	766,018	691,763	609,376	574,015
商業流通	55	91,108	558,802	483,924	510,416	508,064	450,615	464,705
交通運輸	183	104,117	681,540	517,131	518,429	588,060	305,944	302,479
サービス・ホテル	3	490	409,543	390,368	43,856	399,472	337,671	137,500
情報・出版	17	15,278	751,064	782,083	716,253	736,785	703,873	717,375
その他	179	152,924	835,781	776,658	812,100	722,621	675,549	673,237
計	1,340	915,694	785,749	738,357	726,362	676,734	570,851	544,053

構成組織	集計組合		組合員１人あたり平均（加重平均）			１組合あたり平均（単純平均）		
			2023要求	2023回答	2022実績	2023要求	2023回答	2022実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
ＵＡゼンセン	117	147,385	605,858	592,672	564,620	597,458	551,994	516,589
自動車総連	90	24,433	350,627	537,419	503,720	423,750	467,918	438,631
電機連合	8	14,289	1,009,294	928,880	611,144	800,960	756,515	653,246
ＪＡＭ	399	169,270	821,074	779,563	735,991	679,153	599,995	566,984
基幹労連	162	171,010	912,530	894,036	881,874	740,665	669,857	638,681
電力総連	152	120,593	789,870	731,942	759,273	701,899	658,676	650,276
情報労連	23	6,543	657,741	701,506	606,587	692,683	707,945	598,070
運輸労連	162	100,706	682,705	520,742	532,227	585,146	293,464	289,209
ＪＥＣ連合	46	18,106	912,493	892,621	876,940	770,143	711,973	757,570
フード連合	21	18,218	849,779	834,072	767,277	722,814	684,631	584,332
ゴム連合	38	41,100	769,569	766,281	752,812	596,768	579,219	540,007
交通労連	11	1,785		291,545	290,010		275,196	332,502
紙パ連合	55	21,774	679,770	627,154	654,107	608,077	509,062	535,087
全電線	1	108		412,174	243,265		412,174	243,265
印刷労連	9	12,225	679,832	659,599	623,251	603,218	535,849	490,454
セラミックス連合	20	9,886	936,193	968,833	971,882	683,403	624,732	603,157
メディア労連	3	7,410	653,800	746,673	670,000	554,333	584,333	670,000
日建協	23	30,853	1,080,162	1,036,024	1,082,801	964,153	899,496	919,586

※2022実績は昨年同時期実績。

資料№9-2

2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)

2023年5月19日

[第1回集計]

(一社)日本経済団体連合会

業種	2023年			2022年	
	社数	回答・妥結額	アップ率	妥結額	アップ率
	社	円	%	円	%
非鉄・金属	9	12,836	4.06	6,541	2.09
食品	6	14,574	4.00	7,615	2.11
繊維	12	14,911	4.58	8,434	2.62
紙・パルプ	4	9,006	2.99	5,591	1.86
印刷	1	—	3.93	—	2.10
化学	18	12,635	3.64	6,590	1.90
鉄鋼	9	8,550	2.79	8,973	2.98
機械金属	3	15,911	5.01	8,342	2.66
電機	7	(従) 12,269	3.71	8,071	2.47
自動車	13	13,383	4.02	7,656	2.31
造船	3	(従) 18,191	6.06	6,422	2.20
建設	3	(従) 24,821	4.64	15,774	3.00
商業	1	—	2.92	—	2.45
鉄道	2	(従) 11,718	3.59	6,301	1.95
貨物運送	1	—	4.00	—	1.28
総平均	社 92	円 13,110 (12,356)	% 3.91 (3.77)	円 7,794 (7,171)	% 2.35 (2.21)
製造業平均	85	12,714 (12,027)	3.88 (3.75)	7,749 (6,912)	2.39 (2.17)
非製造業平均	7	14,634 (16,345)	4.02 (4.04)	7,966 (10,314)	2.22 (2.58)

(注)1)調査対象は、原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社
2)15業種128社(53.1%)の回答を把握しているが、うち36社は平均金額不明などのため集計から除外
3)平均欄の( )内は一社あたりの単純平均
4)(従)は従業員平均の数値を含む
5)集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる
6)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
7)2022年の妥結額・アップ率は、2023年の集計企業の数値(同対象比較)

令和５年　春季労使交渉要求・妥結状況（県内企業・対前年同企業集計）

資料№9-3

（一社）奈良経済産業協会

令和5年6月14日 ＜第１回集計＞　　（単純平均）　　単位：円

	令和５年										令和４年							
	要求				妥結				対前年比		要求				妥結			
	集計	基準賃金	金額	アップ率	集計	基準賃金	金額	アップ率	金額	ポイント	集計	基準賃金	金額	アップ率	集計	基準賃金	金額	アップ率
全産業	10社	246,943	9,478	3.83%	22社	281,301	7,109	2.52%	2,467	0.83	10社	249,256	4,514	1.81%	22社	273,787	4,642	1.69%
製造業	8社	242,652	9,354	3.85%	18社	281,106	7,549	2.68%	2,717	0.91	8社	246,299	4,405	1.78%	18社	272,586	4,832	1.77%
繊維工業	3社	219,520	12,777	5.82%	3社	219,520	8,052	3.66%	4,969	2.27	3社	221,231	5,581	2.52%	3社	221,231	3,083	1.39%
金属工業	3社	275,384	9,000	3.26%	4社	285,629	9,695	3.39%	5,267	1.81	3社	272,980	4,000	1.46%	4社	279,911	4,428	1.58%
化学ゴム	—	—	—	—	2社	281,550	7,201	2.55%	2,618	0.93	—	—	—	—	2社	282,575	4,583	1.62%
プラスチック	—	—	—	—	2社	257,145	4,218	1.64%	617	0.03	—	—	—	—	2社	223,051	3,601	1.61%
その他	1社	261,626	7,500	2.86%	6社	331,094	8,185	2.47%	1,111	0.23	1社	267,769	4,500	1.68%	6社	315,328	7,074	2.24%
非製造業	2社	264,105	9,975	3.77%	4社	282,178	5,129	1.81%	1,341	0.46	2社	261,085	4,950	1.89%	4社	279,194	3,788	1.35%
サービス・その他	2社	264,105	9,975	3.77%	4社	282,178	5,129	1.81%	1,341	0.46	2社	261,085	4,950	1.89%	4社	279,194	3,788	1.35%

※集計数が少ない関係で、製造業「印刷」は「その他」に、非製造業「運輸」「自動車販売」は「サービス・その他」に組み込んでいます。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

政府統計

令和５年３月 17 日
【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
室　　長　　角井　伸一
室長補佐　　野々部　恵美子
賃金第一係
（代表電話）03(5253)1111(内線　7656, 7634)
（直通電話）03(3595)3147

令和４年賃金構造基本統計調査の概況

目　　次

調査の概要 …… 1 頁

利用上の注意 …… 3 頁

主な用語の定義 …… 4 頁

結果の概要　　1　一般労働者の賃金
（１）賃金の推移 …… 6 頁
（２）性別にみた賃金 …… 7 頁
（３）学歴別にみた賃金 …… 8 頁
（４）企業規模別にみた賃金 …… 9 頁
（５）産業別にみた賃金 …… 10 頁
（６）雇用形態別にみた賃金 …… 12 頁
（７）役職別にみた賃金 …… 14 頁
（８）在留資格区分別にみた賃金 …… 14 頁
（９）新規学卒者の学歴別にみた賃金 …… 15 頁
(10) 都道府県別にみた賃金 …… 15 頁

2　短時間労働者の賃金
（１）性別にみた賃金 …… 16 頁
（２）企業規模別にみた賃金 …… 17 頁
（３）産業別にみた賃金 …… 17 頁

統計表 …… 18 頁

令和４年賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。
アドレス（https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html）

調査の概要

1　調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2　調査の範囲

(1)　地域

日本全国（ただし、一部島しょ部を除く。）

(2)　産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業［「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）］

(3)　事業所

事業所母集団データベース（令和元年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、５人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（５～９人の事業所については企業規模が５～９人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した78,589事業所を客体とした。

3　調査事項

事業所の属性及び雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数、労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、令和３年１月から令和３年12月までの１年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

4　調査の時期

令和４年６月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については令和３年１月から令和３年12月までの１年間)について、令和４年７月に調査を行った。

5　調査の方法

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）にあっては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所（以下「一括調査企業以外の事業所」という。）にあっては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、（ア）記入済みの調査票を郵送する方式、（イ）インターネットを利用したオンライン報告方式、（ウ）調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のとおり回収した。

(1)　一括調査企業

（ア）及び（ウ）については民間事業者が、（イ）については厚生労働省が回収した。

(2)　一括調査企業以外の事業所

（ア）及び（ウ）については都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。

ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。（イ）については厚生労働省が回収した。

６　集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。

７　調査系統

(1)　一括調査企業

（ア）調査票の配布

厚生労働省 － 民間事業者 － 報告者

（イ）調査票の回収

（オンライン調査以外）

厚生労働省 － 民間事業者 － 報告者

（オンライン調査）

厚生労働省 － 報告者

(2)　一括調査企業以外の事業所

（ア）調査票の配布

厚生労働省－ 報告者

（イ）調査票の回収

（オンライン調査以外）

厚生労働省 － 都道府県労働局 －（労働基準監督署）－（調査員・職員）－ 報告者

（オンライン調査）

厚生労働省 － 報告者

８　調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数：78,589 事業所　　有効回答数：55,427 事業所　　有効回答率：70.5％

なお、本概況では、有効回答を得た55,427事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（48,371事業所）について集計した。

利用上の注意

1　本概況に用いている「賃金」は、令和４年６月分として支払われた所定内給与額の平均をいう。

2　賃金カーブとは、年齢（階級）とともに変化する賃金の状況をグラフで表したものをいう。

3　年齢階級別の図の線上の●印は賃金のピークを示す。

4　統計表に用いている符号等
「＊」は、調査回答数が少ない等、利用に際し注意を要する場合を示す。
「…」は、計数を表章することが不適当な場合を示す。
「－」は、該当する数値がない場合を示す。

5　本概況では、10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所について、次の要件を満たす常用労働者を集計している。
(1)　調査対象期日の令和４年６月 30 日（給与締切日の定めがある場合には、６月における最終給与締切日）現在において、年齢が満 15 歳以上のもの。
(2)　令和４年６月分の給与の算定期間（例えば、毎月 25 日が給与締切日であれば、５月 26 日～６月 25 日の期間、給与締切日がない場合は、６月１日～６月 30 日の期間）中に、実労働日数が 18 日以上であって、１日当たりの所定内実労働時間数が５時間以上のもの（ただし、短時間労働者については、１日以上であって、１日当たり１時間以上９時間未満のもの。）。
(3)　令和４年６月分の所定内給与額が 50.0 千円以上のもの（ただし、短時間労働者については、１時間当たり所定内給与額が 400 円以上のもの。）。

主な用語の定義

「常用労働者」

次のいずれかに該当する労働者をいう。

(1)　期間を定めずに雇われている労働者

(2)　１か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「賃金」

本概況に用いている「賃金」は、調査実施年６月分の所定内給与額の平均をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により６月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「１時間当たり賃金」

短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「企業規模」

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいい、本概況では、常用労働者1,000人以上を「大企業」、100～999人を「中企業」、10～99人を「小企業」に区分している。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より１日の所定労働時間が短い又は１日の所定労働時間が同じでも１週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。

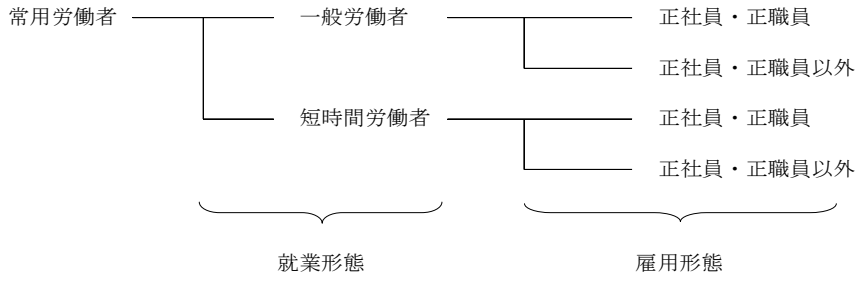

「年齢」

調査対象期日現在の満年齢の平均をいう。

「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数の平均をいう。

「役職」

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職者を「部長級」、「課長級」、「係長級」等の階級に区分し、役職者以外の者を「非役職者」としている。

「在留資格区分」

常用労働者のうち外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格に基づき、以下のとおり区分している。ただし、特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。

在留資格区分	含まれる在留資格
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能
特定技能	特定技能１号、特定技能２号
身分に基づくもの	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
技能実習	技能実習
留学（資格外活動）	留学
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動

結果の概要

1　一般労働者の賃金

(1)　賃金の推移

賃金は、男女計 311.8 千円、男性 342.0 千円、女性 258.9 千円となっている。

男女間賃金格差（男＝100）は、75.7 となっている。（第１図、第１表）

第１図　性別賃金の推移

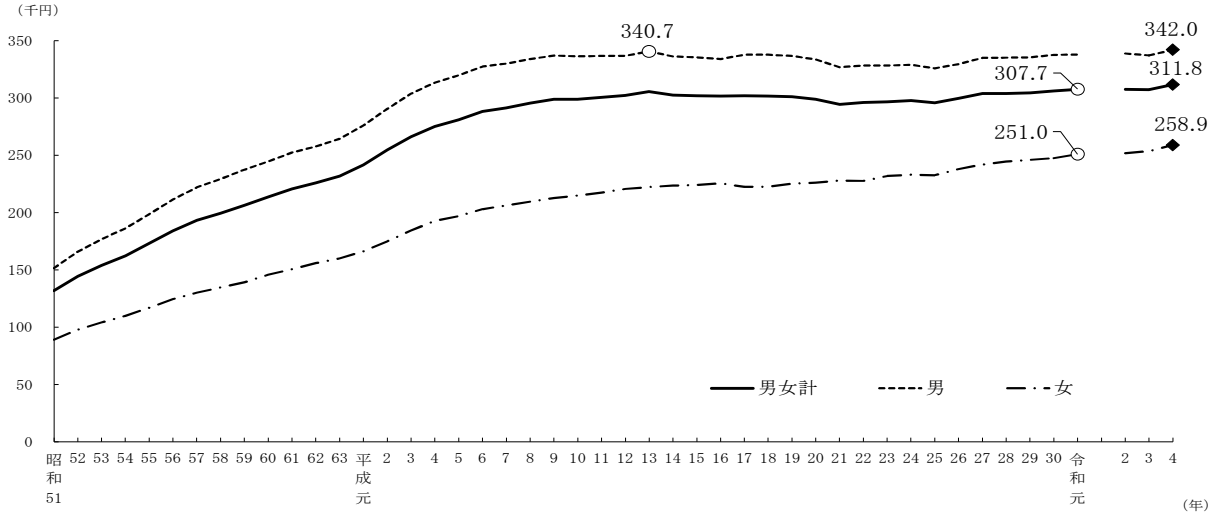

注：平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業，飲食サービス業」のうち「バー，キャバレー，ナイトクラブ」を除外している。
令和２年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
線上の○印は令和元年以前における賃金のピークを、◆印は本概況での公表値を示す。

第１表　性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移

年[1]	男女計 賃金（千円）	男女計 対前年増減率[2]（%）	男 賃金（千円）	男 対前年増減率[2]（%）	女 賃金（千円）	女 対前年増減率[2]（%）	男女間賃金格差（男＝100）	対前年差[2]（ポイント）
平成 13 (2001) 年	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	−0.2
14 (2002)	302.6	−1.0	336.2	−1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	−0.2	335.5	−0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	−0.2	333.9	−0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	−1.4	65.9	−1.7
18 (2006)	301.8	−0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	−0.2	336.7	−0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	−0.7	333.7	−0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	−1.5	326.8	−2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	−0.2	69.3	−0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	−0.7	326.0	−0.9	232.6	−0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	−0.1
令和 元 (2019)	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年[2]	306.0	…	336.1	…	249.8	…	74.3	…
2[2] (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	−0.1	337.2	−0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5

注：　１）平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業，飲食サービス業」のうち「バー，キャバレー，ナイトクラブ」を除外している。
２）令和２年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和２年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
「※令和元(2019)年[2]」は、令和２年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

(2)　性別にみた賃金

男女別に賃金カーブをみると、男性では、年齢階級が高くなるにつれて賃金も高く、55～59歳で416.5千円（20～24歳の賃金を100とすると188.9）と賃金がピークとなり、その後下降している。女性も、55～59歳の280.0千円（同129.4）がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。（第２図、第２表）

第２図　性、年齢階級別賃金

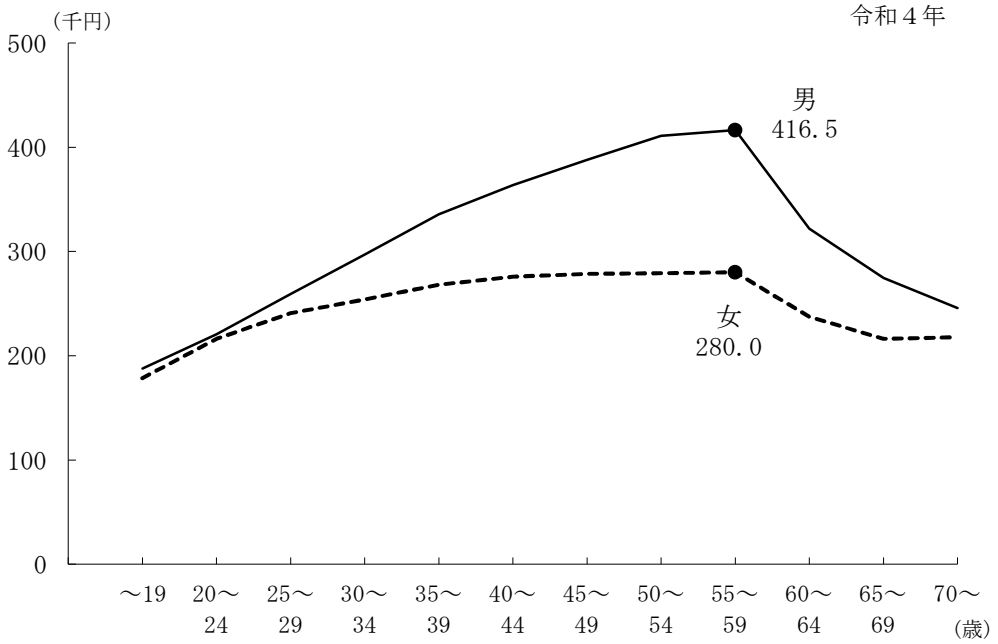

第２表　性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

令和４年

年齢階級	男女計			男			女		
	賃金（千円）	対前年増減率（%）	年齢階級間賃金格差（20～24歳=100）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	年齢階級間賃金格差（20～24歳=100）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	年齢階級間賃金格差（20～24歳=100）
年齢計	311.8	1.4	142.7	342.0	1.4	155.1	258.9	2.1	119.7
～１９歳	184.2	0.9	84.3	187.7	1.1	85.1	178.4	0.6	82.5
２０～２４	218.5	2.5	100.0	220.5	2.4	100.0	216.3	2.7	100.0
２５～２９	251.2	2.0	115.0	259.3	2.4	117.6	240.8	1.9	111.3
３０～３４	281.0	1.9	128.6	297.0	2.2	134.7	254.0	2.2	117.4
３５～３９	312.5	2.5	143.0	335.8	2.7	152.3	268.2	3.2	124.0
４０～４４	333.7	1.7	152.7	363.6	1.7	164.9	275.6	2.1	127.4
４５～４９	349.2	1.4	159.8	388.1	1.4	176.0	278.5	2.8	128.8
５０～５４	364.7	−0.4	166.9	410.9	−0.3	186.3	279.2	0.5	129.1
５５～５９	370.0	1.2	169.3	416.5	0.7	188.9	280.0	2.5	129.4
６０～６４	295.6	1.0	135.3	321.8	1.2	145.9	237.3	1.2	109.7
６５～６９	257.6	−0.8	117.9	274.5	−0.1	124.5	216.2	−2.7	100.0
７０～	238.1	−2.1	109.0	245.9	−4.1	111.5	217.8	3.7	100.7
年齢（歳）	43.7			44.5			42.3		
勤続年数（年）	12.3			13.7			9.8		

(3)　学歴別にみた賃金

学歴別に賃金をみると、男女計では、高校 273.8 千円、専門学校 294.2 千円、高専・短大 292.5 千円、大学 362.8 千円、大学院 464.2 千円となっている。男女別にみると、男性では、高校 297.5 千円、大学 392.1 千円、女性では、高校 222.9 千円、大学 294.0 千円となっている。（第３表、第３図）

第３表　学歴、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和４年

性、年齢階級		高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
		賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）
男女計	年齢計	273.8	0.8	294.2	2.0	292.5	1.1	362.8	0.9	464.2	2.2
	～１９歳	184.6	1.2	－	－	－	－	－	－	－	－
	２０～２４	205.2	3.1	220.3	2.9	215.6	2.3	233.6	1.8	257.1	4.9
	２５～２９	228.1	1.8	244.6	2.3	243.3	2.8	265.2	1.7	287.1	3.0
	３０～３４	248.5	0.6	263.1	2.5	261.3	1.6	304.9	1.2	354.3	2.6
	３５～３９	267.6	0.9	286.3	2.5	284.4	1.8	353.9	2.3	427.8	0.6
	４０～４４	287.5	1.6	303.7	−0.4	303.7	2.2	390.7	1.2	497.5	1.4
	４５～４９	303.6	0.7	326.4	2.1	312.1	0.3	429.4	0.6	538.5	0.1
	５０～５４	310.6	0.1	340.2	0.9	330.0	−1.8	474.9	−2.0	614.3	0.5
	５５～５９	314.3	−0.1	346.5	3.3	338.0	−0.4	491.1	1.2	635.6	−3.3
	６０～６４	258.2	2.4	286.5	3.9	270.1	−2.6	370.2	−0.4	559.6	−7.8
	６５～６９	227.9	0.5	259.3	3.2	265.0	0.8	331.0	−6.0	600.9	−1.7
	７０～	216.1	−0.2	238.6	0.8	285.3	11.0	337.2	−12.0	498.4	−8.3
	年齢（歳）	45.8		42.3		44.1		41.3		42.0	
	勤続年数（年）	13.6		11.0		12.7		11.8		11.6	
男	年齢計	297.5	0.8	316.0	2.1	348.3	0.8	392.1	1.3	478.4	2.8
	～１９歳	188.2	1.4	－	－	－	－	－	－	－	－
	２０～２４	211.4	3.5	214.6	1.2	220.4	3.9	235.1	1.7	260.5	6.0
	２５～２９	239.2	2.0	244.9	1.7	256.6	2.8	272.8	2.2	289.9	3.2
	３０～３４	263.8	1.0	275.0	3.3	290.0	1.6	319.3	1.7	357.3	2.5
	３５～３９	287.2	0.9	300.0	2.2	335.6	5.9	375.5	2.9	435.5	1.0
	４０～４４	311.2	1.1	324.6	−0.9	366.5	2.9	414.8	1.9	516.5	2.5
	４５～４９	335.4	0.8	352.4	2.1	398.4	1.0	455.4	1.0	558.8	1.2
	５０～５４	346.4	0.0	377.9	0.9	418.0	−5.1	500.0	−1.0	632.4	1.1
	５５～５９	350.3	−0.4	387.2	3.6	434.8	−4.9	513.8	1.7	645.0	−4.7
	６０～６４	279.2	2.9	302.7	1.5	318.2	−2.4	377.3	−0.4	558.8	−10.0
	６５～６９	241.2	1.3	269.3	6.7	288.8	−0.5	332.2	−5.0	610.2	−0.3
	７０～	220.7	−0.9	221.3	−11.0 *	310.3	35.4	339.3	−11.3	498.2	−9.3
	年齢（歳）	45.8		42.7		43.6		43.4		42.3	
	勤続年数（年）	14.8		12.5		14.8		13.5		12.4	
女	年齢計	222.9	1.3	269.4	1.7	269.3	2.6	294.0	1.8	404.3	0.9
	～１９歳	178.7	1.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	２０～２４	193.5	1.8	224.1	3.9	213.9	1.8	232.1	2.0	248.5	2.3
	２５～２９	205.3	1.6	244.4	2.9	237.3	3.1	255.9	1.4	278.8	2.9
	３０～３４	214.4	1.1	248.4	1.6	244.6	2.1	279.2	1.3	343.3	5.3
	３５～３９	220.2	1.9	267.2	3.1	255.6	0.2	307.2	3.0	393.2	−0.6
	４０～４４	229.2	3.1	275.2	−0.3	277.3	3.0	327.6	1.3	408.6	−4.4
	４５～４９	234.7	0.0	291.5	2.5	283.5	2.0	343.4	2.4	454.4	−3.1
	５０～５４	240.2	1.6	294.4	0.0	297.8	1.4	364.2	−4.9	528.9	−1.4
	５５～５９	242.1	0.9	306.2	1.2	300.9	4.2	375.7	1.2 *	585.0	6.6
	６０～６４	211.4	1.2	271.6	4.9	251.0	0.0	312.4	0.3	564.6	4.1
	６５～６９	197.2	−1.4	250.7	0.1	251.1	1.3	318.2	−15.1 *	533.8	−12.4
	７０～	204.7	0.9	254.1	12.3	271.8	−1.7 *	319.6	−18.0 *	500.0	8.5
	年齢（歳）	45.6		42.0		44.3		36.6		40.5	
	勤続年数（年）	11.1		9.4		11.9		7.9		8.3	

第３図　学歴、性、年齢階級別賃金

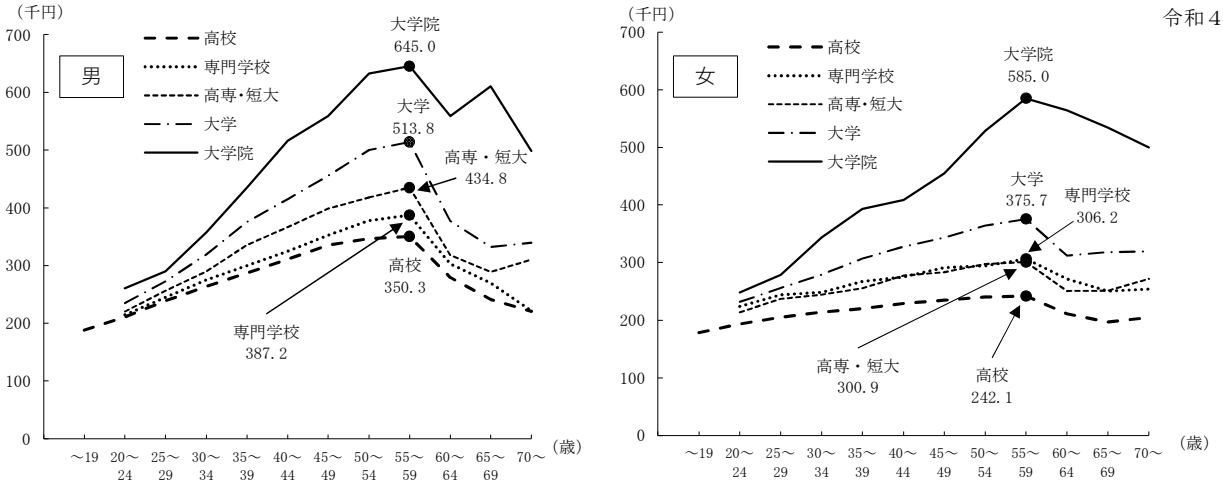

(4)　企業規模別にみた賃金

企業規模別に賃金をみると、男女計では、大企業 348.3 千円、中企業 303.0 千円、小企業 284.5 千円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 386.6 千円、中企業 331.2 千円、小企業 308.1 千円、女性では、大企業 278.2 千円、中企業 257.0 千円、小企業 241.3 千円となっている。（第４表、第４図）

第４表　企業規模、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

令和４年

性、年齢階級		大企業 賃金（千円）	大企業 対前年増減率（%）	中企業 賃金（千円）	中企業 対前年増減率（%）	中企業 企業規模間賃金格差[1)]【大企業＝100】	小企業 賃金（千円）	小企業 対前年増減率（%）	小企業 企業規模間賃金格差[1)]【大企業＝100】
男女計	年齢計	348.3	2.5	303.0	1.1	87.0 （ 88.3）	284.5	1.6	81.7 （ 82.4）
	～１９歳	187.8	0.7	182.3	0.8	97.1 （ 96.9）	183.1	1.7	97.5 （ 96.6）
	２０～２４	227.2	2.3	216.7	2.8	95.4 （ 94.8）	209.7	2.9	92.3 （ 91.7）
	２５～２９	266.5	1.4	245.7	2.8	92.2 （ 90.9）	238.0	2.8	89.3 （ 88.1）
	３０～３４	307.4	2.5	272.5	2.2	88.6 （ 88.9）	261.6	2.2	85.1 （ 85.3）
	３５～３９	349.6	3.3	299.1	1.5	85.6 （ 87.1）	288.2	3.7	82.4 （ 82.1）
	４０～４４	375.7	3.0	325.0	1.9	86.5 （ 87.4）	301.2	1.5	80.2 （ 81.3）
	４５～４９	397.8	3.7	339.5	0.1	85.3 （ 88.4）	311.3	1.2	78.3 （ 80.2）
	５０～５４	422.5	0.3	354.1	−0.6	83.8 （ 84.6）	315.1	0.0	74.6 （ 74.8）
	５５～５９	427.0	2.3	364.3	1.4	85.3 （ 86.1）	318.3	1.1	74.5 （ 75.5）
	６０～６４	311.4	0.2	293.6	1.9	94.3 （ 92.7）	285.4	1.0	91.7 （ 90.9）
	６５～６９	275.0	−0.8	253.9	−3.3	92.3 （ 94.7）	254.3	2.0	92.5 （ 89.9）
	７０～	245.5	4.0	240.4	−9.7	97.9 （ 112.7）	235.1	0.9	95.8 （ 98.7）
	年齢（歳）	42.6		43.4			45.3		
	勤続年数（年）	13.9		12.0			11.1		
男	年齢計	386.6	2.8	331.2	1.0	85.7 （ 87.3）	308.1	1.5	79.7 （ 80.8）
	～１９歳	190.4	1.2	186.3	1.6	97.8 （ 97.4）	186.4	0.5	97.9 （ 98.6）
	２０～２４	227.4	1.9	218.9	3.2	96.3 （ 95.1）	213.2	2.1	93.8 （ 93.6）
	２５～２９	274.7	1.6	253.0	3.6	92.1 （ 90.3）	246.8	2.6	89.8 （ 89.0）
	３０～３４	324.8	2.4	287.2	3.0	88.4 （ 87.9）	277.1	2.9	85.3 （ 84.9）
	３５～３９	378.7	3.9	319.0	1.3	84.2 （ 86.4）	309.0	4.2	81.6 （ 81.4）
	４０～４４	411.9	3.4	352.4	1.5	85.6 （ 87.1）	326.6	1.4	79.3 （ 80.9）
	４５～４９	447.8	4.3	374.9	−0.6	83.7 （ 87.8）	341.1	0.9	76.2 （ 78.8）
	５０～５４	480.6	0.6	396.9	−1.1	82.6 （ 84.0）	349.1	0.3	72.6 （ 72.9）
	５５～５９	483.8	1.6	409.9	0.4	84.7 （ 85.7）	350.8	1.5	72.5 （ 72.6）
	６０～６４	340.2	0.7	321.9	2.0	94.6 （ 93.5）	307.3	1.0	90.3 （ 90.1）
	６５～６９	302.3	1.2	271.7	−2.4	89.9 （ 93.1）	267.9	2.2	88.6 （ 87.7）
	７０～	252.2	4.3	253.1	−14.3	100.4 （ 122.2）	240.7	0.3	95.4 （ 99.3）
	年齢（歳）	43.3		44.2			46.1		
	勤続年数（年）	15.8		13.4			12.0		
女	年齢計	278.2	2.7	257.0	1.8	92.4 （ 93.2）	241.3	2.7	86.7 （ 86.7）
	～１９歳	182.2	−0.5	176.5	−0.3	96.9 （ 96.7）	178.2	4.3	97.8 （ 93.3）
	２０～２４	227.0	2.7	214.3	2.5	94.4 （ 94.6）	206.0	3.7	90.7 （ 89.8）
	２５～２９	255.5	1.3	236.9	2.2	92.7 （ 91.9）	225.6	2.7	88.3 （ 87.1）
	３０～３４	276.8	4.2	248.8	1.5	89.9 （ 92.3）	234.8	1.3	84.8 （ 87.2）
	３５～３９	292.4	3.6	264.8	3.4	90.6 （ 90.7）	245.3	2.9	83.9 （ 84.4）
	４０～４４	299.8	2.2	276.5	2.9	92.2 （ 91.6）	250.4	2.0	83.5 （ 83.7）
	４５～４９	299.5	3.1	279.4	2.4	93.3 （ 93.9）	256.9	3.9	85.8 （ 85.1）
	５０～５４	305.2	0.6	277.5	−0.1	90.9 （ 91.6）	255.7	2.2	83.8 （ 82.5）
	５５～５９	299.3	4.5	284.0	2.7	94.9 （ 96.6）	257.6	0.8	86.1 （ 89.2）
	６０～６４	243.2	−0.5	236.0	1.0	97.0 （ 95.7）	234.2	3.1	96.3 （ 93.0）
	６５～６９	226.6	−2.0	210.9	−7.5	93.1 （ 98.6）	215.8	2.5	95.2 （ 91.1）
	７０～	237.9	4.4	200.5	3.1	84.3 （ 85.3）	219.1	2.9	92.1 （ 93.5）
	年齢（歳）	41.3		42.0			43.9		
	勤続年数（年）	10.5		9.6			9.4		

注：　1）（ ）内は、令和３年の数値である。

第４図　企業規模、性、年齢階級別賃金

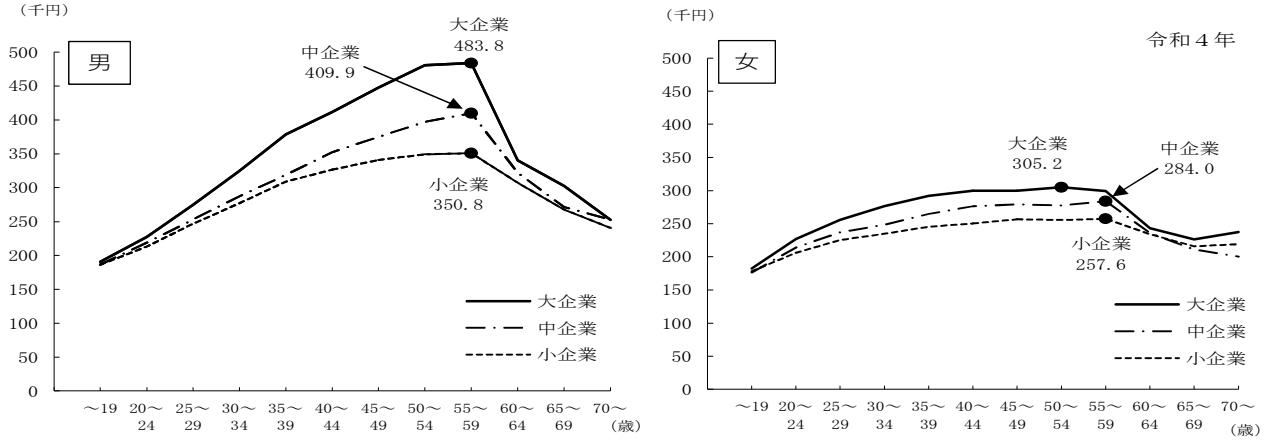

(5)　産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（402.0 千円）が最も高く、次いで「学術研究，専門・技術サービス業」（385.5 千円）となっており、「宿泊業，飲食サービス業」（257.4 千円）が最も低くなっている（第５表、第５図）。

第５表　産業、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和４年

性、年齢階級		鉱業，採石業，砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業，郵便業	卸売業，小売業	金融業，保険業	不動産業，物品賃貸業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	教育，学習支援業	医療，福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
男女計	賃金（千円）																
	年齢計	347.4	335.4	301.5	402.0	378.8	285.4	314.6	374.0	339.5	385.5	257.4	271.6	377.7	296.7	298.8	268.4
	～19歳	185.5	193.8	184.1	185.4	180.8	184.6	182.9	170.9	183.9	187.8	173.8	181.0	173.8	181.7	173.9	186.0
	20～24	221.7	230.8	203.4	218.8	231.6	219.1	216.0	223.8	233.6	233.1	200.7	208.9	224.4	230.9	197.6	216.4
	25～29	278.3	264.0	233.8	279.8	279.0	248.4	246.6	266.0	264.3	279.8	225.1	234.3	260.7	258.9	224.3	236.5
	30～34	320.9	293.6	261.1	343.1	333.6	269.5	278.8	325.5	304.5	336.6	246.9	263.6	308.9	278.4	252.0	254.4
	35～39	* 392.2	338.4	295.3	407.9	382.0	288.7	309.4	385.4	349.7	378.9	267.7	280.4	347.1	300.8	279.9	272.1
	40～44	* 369.1	348.5	322.8	440.8	426.4	299.0	336.1	420.0	376.0	421.3	292.8	311.2	391.5	307.4	310.6	286.3
	45～49	363.8	372.8	340.8	465.9	450.4	311.3	356.6	445.8	395.0	440.8	288.9	314.7	416.8	317.0	343.2	297.4
	50～54	* 406.8	411.3	360.3	518.6	462.5	314.3	375.3	481.2	403.4	460.0	293.3	313.2	448.7	323.7	363.9	296.4
	55～59	* 407.9	410.0	369.9	504.9	491.1	306.4	379.2	424.9	414.5	481.2	289.3	296.7	488.1	339.1	373.5	306.9
	60～64	300.2	354.7	275.4	290.0	351.6	255.5	291.7	311.0	315.7	399.3	231.3	247.6	462.9	299.6	234.8	255.0
	65～69	251.3	294.0	230.0	259.8	374.3	232.0	239.7	336.9	242.1	386.7	201.5	202.2	405.7	300.1	205.3	218.3
	70～	249.6	253.3	216.0	212.8 *	269.3	222.9	206.0	303.9	231.3 *	339.2	187.1	191.6	366.8	320.8	185.0	201.8
賃金(年齢計)の対前年増減率(%)		7.5	0.7	2.2	-4.2	1.4	2.5	2.1	-2.5	4.1	-0.4	-0.1	1.3	1.0	1.7	0.7	1.1
年齢（歳）		47.8	45.0	43.5	43.2	40.2	47.5	43.3	43.2	43.3	42.7	43.5	41.9	43.9	42.9	44.0	45.2
勤続年数（年）		14.2	12.8	14.8	18.6	12.0	12.7	13.8	13.9	10.4	12.1	10.0	10.5	11.4	9.1	16.3	9.1
男	賃金（千円）																
	年齢計	357.9	350.9	326.3	413.7	402.2	293.1	351.0	480.6	378.0	416.2	291.4	304.8	436.6	358.2	325.3	285.4
	～19歳	185.8	194.3	186.2	184.3	184.2	185.8	187.9	202.1	193.6	189.0	177.2	181.3 *	178.2	192.3	184.7	189.2
	20～24	218.9	234.3	208.1	219.7	232.9	222.6	219.9	234.0	242.9	234.1	205.9	208.8	228.0	228.0	205.5	220.5
	25～29	278.1	272.6	241.4	281.7	288.7	253.1	255.4	295.6	279.0	281.9	233.2	242.6	279.7	269.6	231.2	243.4
	30～34	326.3	305.5	273.3	347.0	353.1	275.5	295.6	387.2	330.2	350.8	261.5	280.7	333.1	307.4	260.0	268.2
	35～39	* 403.9	350.4	311.2	414.7	397.9	296.1	334.2	498.7	381.7	399.5	293.5	302.2	388.0	344.9	293.8	292.1
	40～44	* 385.9	365.8	344.6	454.8	447.4	306.6	369.7	570.8	417.7	454.4	322.4	342.7	445.9	359.4	330.5	309.1
	45～49	378.9	395.7	370.6	482.0	469.2	321.8	401.6	608.1	446.6	479.3	325.4	353.2	485.1	394.9	371.0	325.7
	50～54	* 420.0	433.5	398.3	539.5	479.6	323.4	428.2	639.1	458.8	509.0	341.2	364.0	517.5	444.1	404.7	322.6
	55～59	* 422.2	432.9	412.3	521.9	509.0	313.6	440.4	547.1	477.7	521.9	342.3	346.0	539.8	477.7	419.0	332.8
	60～64	310.7	367.0	304.8	295.2	351.5	261.0	327.9	344.5	342.7	419.1	276.8	275.2	483.6	402.7	248.8	265.9
	65～69	255.6	302.6	253.6	262.1	339.6	234.5	267.1 *	396.2	250.3	396.4	227.6	222.0	418.3	413.0	222.6	223.9
	70～	253.2	256.6	231.5	215.3 *	287.2	222.7	220.3	320.3	239.1 *	341.8	218.3	203.1	365.4	445.8	187.9	204.4
賃金(年齢計)の対前年増減率(%)		7.4	1.5	2.3	-4.6	2.5	1.9	2.2	-0.9	4.6	-0.5	1.6	1.6	0.8	0.8	1.3	0.7
年齢（歳）		48.2	45.4	43.6	43.5	41.5	48.2	44.0	43.4	44.2	43.8	43.9	43.3	46.7	42.5	44.8	46.6
勤続年数（年）		14.5	13.3	15.8	19.2	13.3	13.3	15.4	16.1	11.3	13.3	10.9	11.6	13.1	9.3	17.7	10.1
女	賃金（千円）																
	年齢計	276.9	251.0	229.3	326.5	314.5	240.3	246.4	287.8	266.6	312.3	216.1	231.8	316.5	271.7	243.6	237.4
	～19歳	* 173.1	190.1	179.8	191.3	177.7	178.8	177.5	165.5	177.4	184.7	171.4	180.9	172.4	178.4	169.6	177.8
	20～24	234.6	217.0	193.5	214.9	229.6	211.2	211.3	217.2	222.8	231.6	197.2	209.0	223.4	231.7	190.3	210.8
	25～29	279.1	222.3	214.8	270.1	261.8	235.1	234.1	244.2	244.2	276.4	216.3	227.9	250.3	254.6	213.6	228.4
	30～34	* 289.8	241.4	223.7	316.0	297.5	242.3	249.0	269.3	257.8	309.3	227.7	241.7	284.0	261.5	233.5	232.5
	35～39	* 315.9	266.0	238.5 *	366.1	339.6	246.4	260.6	288.7	279.4	326.9	230.8	246.7	303.1	276.1	248.2	239.2
	40～44	* 256.7	260.3	244.7	344.4	352.9	251.0	267.2	309.7	292.6	343.9	245.3	248.8	328.9	282.5	261.7	246.9
	45～49	275.0	262.8	254.6	373.3	376.1	254.2	262.8	316.0	295.0	343.9	237.5	253.0	346.9	287.5	281.6	251.3
	50～54	308.6	276.0	251.1	377.6	388.5	255.5	267.0	321.7	288.9	336.3	224.3	244.1	368.3	288.0	273.2	253.1
	55～59	* 310.5	283.2	240.8	375.3	396.0	244.2	250.5	317.9	284.1	347.3	213.6	239.6	414.5	297.5	262.0	252.7
	60～64	210.5	249.0	191.3	233.7 *	352.5	200.7	202.7	280.7	245.7	279.6	186.1	211.5	413.3	260.6	196.6	213.9
	65～69	186.3	215.6	175.1 *	187.5 *	580.6	194.6	181.8	311.3	211.4	249.9	178.3	176.9	363.8	247.7	169.5	192.1
	70～	* 188.8 *	229.5	178.5 *	170.9 *	185.8	226.8	178.4	302.4	213.3 *	319.8	163.8	176.0	370.0	246.4 *	168.8	188.8
賃金(年齢計)の対前年増減率(%)		10.9	-0.8	3.5	-0.4	-0.3	5.8	2.9	-1.7	3.1	1.5	0.5	1.7	1.5	2.4	1.5	2.9
年齢（歳）		45.2	43.1	43.1	41.4	36.8	43.1	41.9	43.0	41.5	39.9	43.0	40.3	40.9	43.0	42.3	42.7
勤続年数（年）		12.3	9.6	12.0	14.5	8.7	9.5	10.8	12.2	8.5	9.1	8.9	9.2	9.7	8.9	13.3	7.3

第５図　主な産業、性、年齢階級別賃金

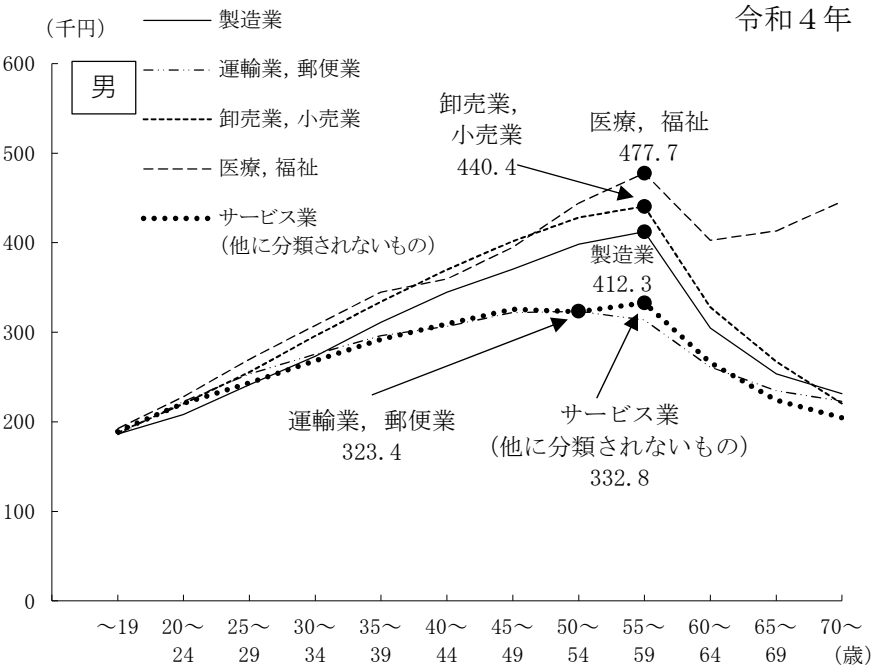

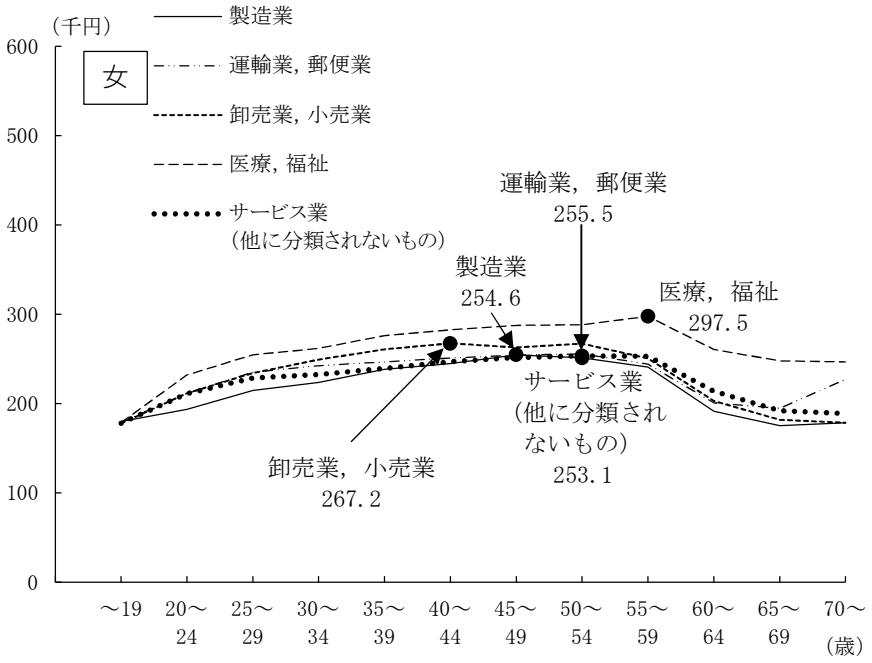

(6)　雇用形態別にみた賃金

雇用形態別の賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 328.0 千円に対し、正社員・正職員以外 221.3 千円となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 353.6 千円に対し、正社員・正職員以外 247.5 千円、女性では、正社員・正職員 276.4 千円に対し、正社員・正職員以外 198.9 千円となっている。

雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）は、男女計 67.5、男性 70.0、女性 72.0 となっている。男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業（60.8）で、産業別では「電気・ガス・熱供給・水道業」（58.5）となっている。（第６－１表、第６－２表、第６－３表、第６図）

第６－１表　雇用形態、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和４年

年齢階級	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	雇用形態間賃金格差[1]【正社員・正職員=100】	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	雇用形態間賃金格差[1]【正社員・正職員=100】	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	雇用形態間賃金格差[1]【正社員・正職員=100】
年齢計	328.0	1.4	221.3	2.1	67.5 (67.0)	353.6	1.4	247.5	2.6	70.0 (69.2)	276.4	2.1	198.9	1.8	72.0 (72.2)
～１９歳	185.0	0.6	170.1	1.3	91.9 (91.3)	188.4	0.8	172.2	2.0	91.4 (90.4)	179.2	0.3	168.0	0.7	93.8 (93.4)
２０～２４	221.0	2.0	196.2	7.2	88.8 (84.5)	221.9	1.8	206.1	9.7	92.9 (86.1)	220.0	2.3	188.2	5.0	85.5 (83.3)
２５～２９	255.9	2.0	212.3	3.6	83.0 (81.7)	262.2	2.1	226.3	6.3	86.3 (82.9)	247.1	2.0	201.7	1.4	81.6 (82.1)
３０～３４	288.4	1.7	215.5	3.8	74.7 (73.2)	301.6	2.0	233.8	6.9	77.5 (74.0)	263.8	2.0	202.3	1.5	76.7 (77.1)
３５～３９	323.5	2.4	213.3	2.4	65.9 (65.9)	341.8	2.5	233.3	3.6	68.3 (67.5)	283.3	3.2	202.2	2.4	71.4 (71.9)
４０～４４	347.5	1.7	217.6	3.5	62.6 (61.5)	370.7	1.7	244.3	6.0	65.9 (63.2)	294.2	2.1	203.6	1.7	69.2 (69.5)
４５～４９	366.3	1.4	212.8	1.4	58.1 (58.1)	395.9	1.4	240.0	1.6	60.6 (60.5)	300.4	2.7	201.6	1.2	67.1 (68.1)
５０～５４	387.5	-0.2	211.9	0.0	54.7 (54.6)	421.4	-0.3	241.0	-2.4	57.2 (58.4)	307.4	0.6	200.0	2.0	65.1 (64.2)
５５～５９	396.2	0.8	216.7	2.9	54.7 (53.6)	431.0	0.6	247.3	1.9	57.4 (56.6)	310.4	1.7	199.8	3.6	64.4 (63.2)
６０～６４	329.8	0.0	254.3	2.2	77.1 (75.4)	350.5	-0.3	283.6	3.2	80.9 (78.1)	276.5	1.6	199.1	0.7	72.0 (72.7)
６５～６９	296.6	-0.9	220.9	-1.5	74.5 (74.9)	309.0	-0.3	238.0	-1.2	77.0 (77.7)	258.9	-3.6	185.8	-0.6	71.8 (69.6)
７０～	272.9	-2.6	200.0	-2.7	73.3 (73.4)	277.6	-4.7	209.5	-4.2	75.5 (75.0)	259.8	4.5	177.3	0.6	68.2 (70.9)
年齢（歳）	42.6		50.0			43.5		52.8			40.8		47.7		
勤続年数（年）	12.8		9.8			14.0		11.7			10.3		8.3		

注：　1）（ ）内は、令和３年の数値である。

第６－２表　雇用形態、性、企業規模別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和４年

企業規模	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	雇用形態間賃金格差[1]【正社員・正職員=100】	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	雇用形態間賃金格差[1]【正社員・正職員=100】	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	雇用形態間賃金格差[1]【正社員・正職員=100】
大企業	375.3	2.4	228.1	1.8	60.8 (61.2)	405.2	2.8	256.3	2.4	63.3 (63.5)	307.8	2.5	206.0	1.5	66.9 (67.6)
中企業	318.7	1.2	221.6	2.7	69.5 (68.5)	343.2	1.1	247.2	3.6	72.0 (70.3)	273.8	2.2	198.0	1.7	72.3 (72.6)
小企業	293.5	1.6	208.6	2.4	71.1 (70.5)	314.3	1.4	233.3	1.8	74.2 (73.9)	251.8	2.6	187.6	3.9	74.5 (73.6)

注：　1）（ ）内は、令和３年の数値である。

第６－３表　雇用形態、性、産業別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和４年

産業	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	雇用形態間賃金格差[1)]【正社員・正職員=100】	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	雇用形態間賃金格差[1)]【正社員・正職員=100】	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	雇用形態間賃金格差[1)]【正社員・正職員=100】
鉱業，採石業，砂利採取業	350.1	6.6	* 309.2	16.2	88.3 (81.0)	360.5	6.8	* 322.0	14.0	89.3 (83.7)	281.2	8.8	203.4	14.6	72.3 (68.7)
建設業	342.1	1.8	267.7	-7.5	78.3 (86.1)	355.6	2.1	295.0	-4.0	83.0 (88.2)	261.7	1.7	191.9	-7.7	73.3 (80.8)
製造業	314.5	1.9	211.5	3.6	67.2 (66.2)	334.5	2.1	239.9	4.1	71.7 (70.4)	244.4	3.0	181.7	3.2	74.3 (74.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	412.3	-4.9	241.0	3.5	58.5 (53.7)	421.5	-5.4	259.5	5.7	61.6 (55.1)	347.2	-0.1	200.8	3.5	57.8 (55.8)
情報通信業	385.6	1.5	283.3	-2.8	73.5 (76.8)	406.6	2.7	321.2	-2.8	79.0 (83.5)	324.2	-0.7	234.8	0.4	72.4 (71.6)
運輸業，郵便業	294.4	2.2	221.4	5.8	75.2 (72.6)	300.1	1.8	232.4	5.3	77.4 (74.8)	254.8	5.2	192.6	3.9	75.6 (76.5)
卸売業，小売業	336.5	1.7	206.0	2.2	61.2 (60.9)	362.7	1.7	241.6	3.8	66.6 (65.3)	273.0	2.6	184.7	1.9	67.7 (68.2)
金融業，保険業	383.7	-2.8	242.1	-1.7	63.1 (62.4)	491.3	-0.9	297.4	-3.1	60.5 (61.9)	294.5	-2.1	210.8	-1.3	71.6 (71.0)
不動産業，物品賃貸業	355.3	3.2	228.4	1.8	64.3 (65.2)	391.9	3.1	249.1	4.2	63.6 (62.9)	279.4	2.9	207.0	0.9	74.1 (75.6)
学術研究，専門・技術サービス業	394.2	-0.3	309.5	3.5	78.5 (75.6)	422.3	-0.1	353.4	0.8	83.7 (82.9)	323.5	1.4	240.3	0.8	74.3 (74.7)
宿泊業，飲食サービス業	285.3	2.8	185.0	-2.7	64.8 (68.5)	307.2	2.4	207.0	-2.3	67.4 (70.6)	246.5	4.8	175.2	-0.8	71.1 (75.1)
生活関連サービス業，娯楽業	296.3	2.7	194.5	1.4	65.6 (66.5)	325.3	2.7	207.3	2.4	63.7 (63.9)	253.7	3.4	186.3	0.8	73.4 (75.3)
教育，学習支援業	393.9	0.8	270.6	4.8	68.7 (66.1)	449.2	0.6	324.6	7.4	72.3 (67.7)	332.2	1.5	236.1	1.9	71.1 (70.8)
医療，福祉	307.0	1.8	221.3	1.6	72.1 (72.3)	369.7	1.3	249.8	-3.1	67.6 (70.7)	280.6	2.4	212.8	2.9	75.8 (75.5)
複合サービス事業	330.8	0.7	217.4	1.4	65.7 (65.2)	353.7	1.1	236.9	2.3	67.0 (66.1)	273.9	1.7	190.0	1.3	69.4 (69.6)
サービス業（他に分類されないもの）	293.5	0.7	221.6	1.6	75.5 (74.8)	306.5	0.2	228.3	1.6	74.5 (73.4)	259.2	3.3	214.9	1.7	82.9 (84.3)

注：　1）（ ）内は、令和３年の数値である。

第６図　雇用形態、性、年齢階級別賃金

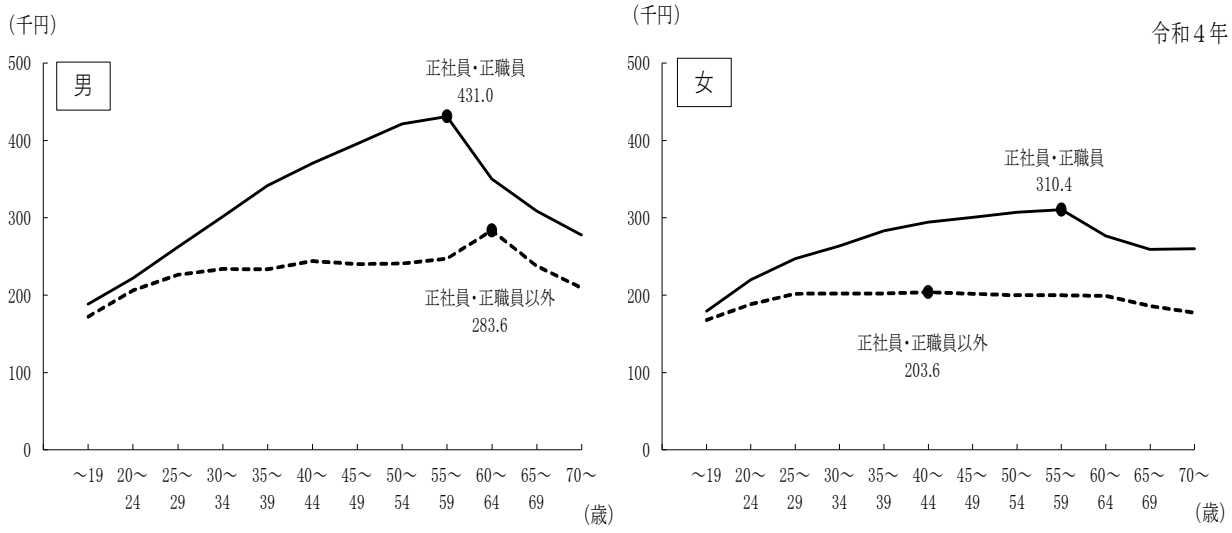

(7)　役職別にみた賃金

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職別の賃金をみると、男女計では、部長級 586.2 千円、課長級 486.9 千円、係長級 369.0 千円となっている。男女別にみると、男性では、部長級 593.1 千円、課長級 495.6 千円、係長級 379.1 千円、女性では、部長級 520.1 千円、課長級 435.0 千円、係長級 337.6 千円となっている。（第７表）

第７表　役職、性別賃金、対前年増減率及び役職・非役職間賃金格差

令和４年

役職	男女計					男					女				
	賃金（千円）	対前年増減率（%）	役職･非役職間賃金格差（非役職者＝100）	年齢（歳）	勤続年数（年）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	役職･非役職間賃金格差（非役職者＝100）	年齢（歳）	勤続年数（年）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	役職･非役職間賃金格差（非役職者＝100）	年齢（歳）	勤続年数（年）
部長級	586.2	1.4	208.2	52.7	22.1	593.1	1.2	197.0	52.8	22.4	520.1	4.6	205.4	52.1	18.6
課長級	486.9	2.2	172.9	48.8	20.5	495.6	2.3	164.7	48.8	20.7	435.0	3.1	171.8	49.2	18.8
係長級	369.0	0.3	131.0	45.4	17.8	379.1	0.6	125.9	45.3	18.0	337.6	0.9	133.3	45.8	17.1
非役職者	281.6	1.5	100.0	41.1	10.4	301.0	1.6	100.0	41.4	11.2	253.2	1.7	100.0	40.7	9.3

(8)　在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 248.4 千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）299.6 千円、特定技能 205.7 千円、身分に基づくもの 280.7 千円、技能実習 177.8 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）220.9 千円となっている（第８表）。

第８表　外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和４年

在留資格区分[1)]	賃金（千円）	対前年増減率（%）	年齢（歳）	勤続年数（年）
外国人労働者計	248.4	8.9	34.1	3.6
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	299.6	-8.2	31.9	3.3
特定技能	205.7	5.5	29.0	2.4
身分に基づくもの	280.7	3.7	43.8	5.6
技能実習	177.8	8.3	27.9	2.4
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	220.9	16.5	31.0	2.8

注：　１）在留資格区分については、５頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。
「留学（資格外活動）」を含めた６区分となる。

(9)　新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 181.2 千円、専門学校 212.6 千円、高専・短大 202.3 千円、大学 228.5 千円、大学院 267.9 千円となっている（第９表）。

第９表　新規学卒者の性、学歴別賃金及び対前年増減率

令和４年

性	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）	賃金（千円）	対前年増減率（%）
男女計	181.2	0.8	212.6	2.8	202.3	1.3	228.5	1.4	267.9	5.7
男	183.4	1.0	207.0	1.5	204.1	2.2	229.7	1.3	271.9	7.0
女	177.6	0.7	216.6	3.7	201.8	1.0	227.2	1.5	256.9	2.4

(10)　都道府県別にみた賃金

都道府県別の賃金をみると、全国計（311.8 千円）よりも賃金が高かったのは５都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県）となっており、最も高かったのは、東京都（375.5 千円）となっている（第７図）。

第７図　都道府県別賃金（男女計）

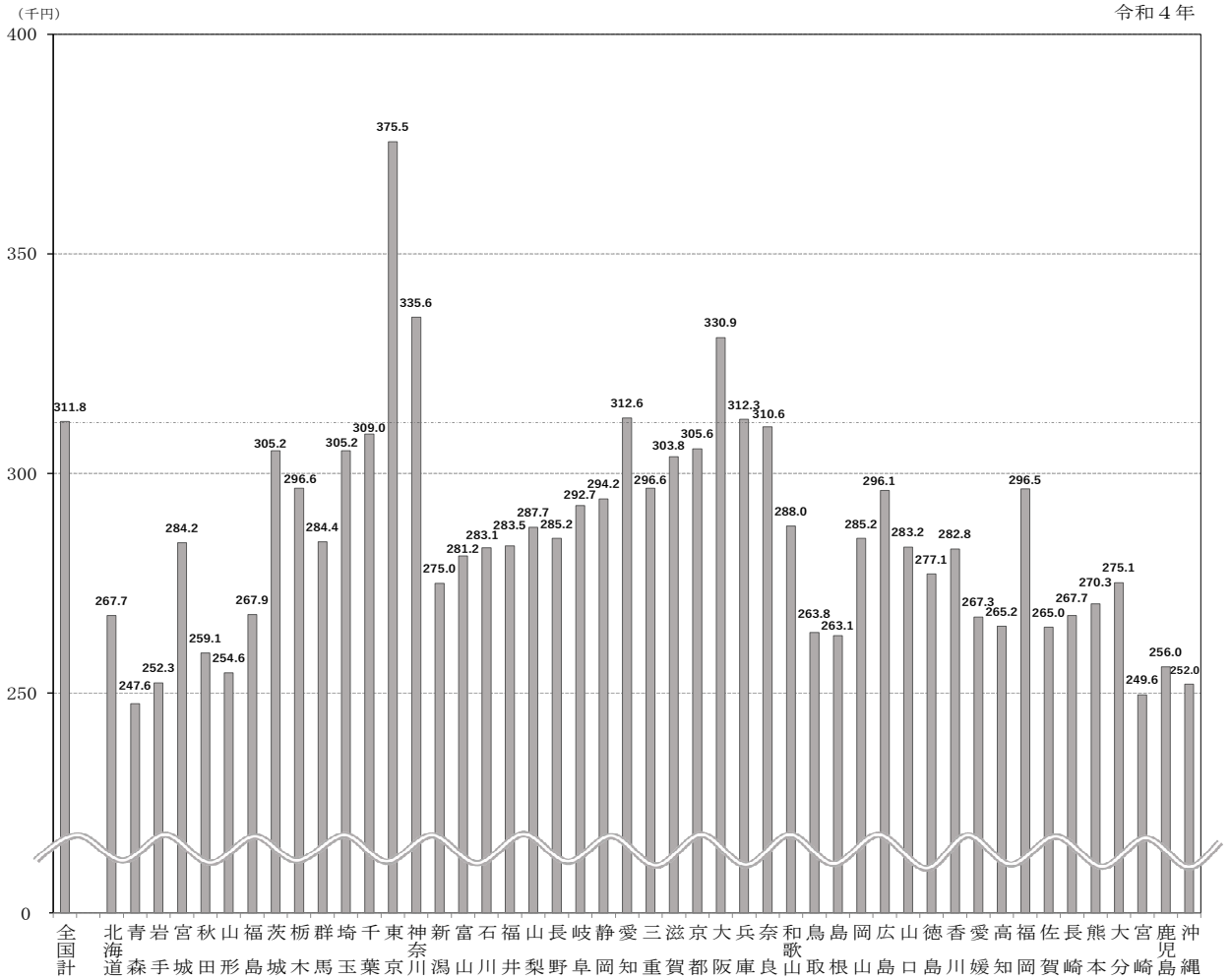

２　短時間労働者の賃金

(1)　性別にみた賃金

短時間労働者の１時間当たり賃金は、男女計 1,367 円、男性 1,624 円、女性 1,270 円となっている。

男女別に１時間当たり賃金を年齢階級別にみると、１時間当たり賃金が最も高い年齢階級は、男性では 35～39 歳で 2,438 円、女性では、30～34 歳で 1,457 円となっている。（第８図、第 10 表）

第８図　短時間労働者の性、年齢階級別１時間当たり賃金

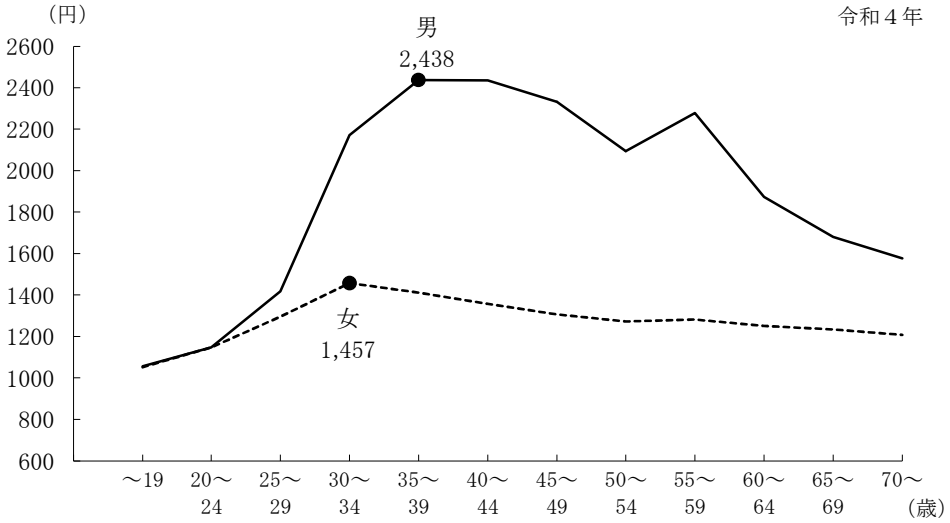

第 10 表　短時間労働者の性、年齢階級別１時間当たり賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

令和４年

年齢階級	男女計			男			女		
	１時間当たり賃金（円）	対前年増減率（%）	年齢階級間賃金格差（20～24歳＝100）	１時間当たり賃金（円）	対前年増減率（%）	年齢階級間賃金格差（20～24歳＝100）	１時間当たり賃金（円）	対前年増減率（%）	年齢階級間賃金格差（20～24歳＝100）
年齢計	1,367	−1.2	119.2	1,624	−0.4	141.6	1,270	−1.6	110.7
～１９歳	1,054	−3.6	91.9	1,057	−3.6	92.2	1,052	−3.6	91.7
２０～２４	1,147	−8.3	100.0	1,147	−9.3	100.0	1,147	−7.4	100.0
２５～２９	1,339	−3.9	116.7	1,417	−2.7	123.5	1,296	−4.6	113.0
３０～３４	1,628	6.6	141.9	2,171	8.6	189.3	1,457	5.6	127.0
３５～３９	1,581	2.2	137.8	* 2,438	0.0	212.6	1,411	2.5	123.0
４０～４４	1,510	1.3	131.6	2,435	8.3	212.3	1,358	−0.7	118.4
４５～４９	1,432	0.7	124.8	2,331	5.5	203.2	1,307	0.0	113.9
５０～５４	1,379	−4.0	120.2	2,093	−6.6	182.5	1,272	−2.8	110.9
５５～５９	1,421	1.1	123.9	2,277	8.8	198.5	1,282	−1.2	111.8
６０～６４	1,393	−2.1	121.4	1,873	−2.5	163.3	1,251	−1.9	109.1
６５～６９	1,397	−0.6	121.8	1,680	0.4	146.5	1,234	−0.6	107.6
７０～	1,363	−1.4	118.8	1,577	2.9	137.5	1,207	−4.2	105.2
年齢（歳）	46.3			43.9			47.2		
勤続年数（年）	6.5			5.6			6.9		
実労働日数（日）	14.9			13.7			15.3		
１日当たり所定内実労働時間数（時間）	5.2			5.2			5.2		

(2)　企業規模別にみた賃金

企業規模別に１時間当たり賃金をみると、男女計では、大企業 1,307 円、中企業 1,493 円、小企業 1,339 円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 1,458 円、中企業 1,950 円、小企業 1,575 円、女性では、大企業 1,249 円、中企業 1,327 円、小企業 1,250 円となっている。（第 11 表）

第 11 表　短時間労働者の企業規模、性別１時間当たり賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

令和４年

企業規模	男女計			男			女		
	１時間当たり賃金（円）	対前年増減率（%）	企業規模間賃金格差（大企業＝100）	１時間当たり賃金（円）	対前年増減率（%）	企業規模間賃金格差（大企業＝100）	１時間当たり賃金（円）	対前年増減率（%）	企業規模間賃金格差（大企業＝100）
大企業	1,307	-1.0	100.0	1,458	-0.7	100.0	1,249	-1.1	100.0
中企業	1,493	-1.7	114.2	1,950	1.0	133.7	1,327	-2.4	106.2
小企業	1,339	-2.0	102.4	1,575	-2.4	108.0	1,250	-1.9	100.1

(3)　産業別にみた賃金

産業別に１時間当たり賃金をみると、男女計では「教育，学習支援業」（2,447 円）、男性では「医療，福祉」（3,613 円）、女性では「教育，学習支援業」（2,052 円）が最も高くなっている（第 12 表）。

第 12 表　短時間労働者の産業、性別１時間当たり賃金及び対前年増減率

令和４年

産　業	男女計		男		女	
	１時間当たり賃金（円）	対前年増減率（%）	１時間当たり賃金（円）	対前年増減率（%）	１時間当たり賃金（円）	対前年増減率（%）
鉱業，採石業，砂利採取業	1,314	6.1	1,460	8.8	1,182	3.5
建設業	1,409	-7.7	1,605	-13.2	1,272	0.9
製造業	1,177	2.9	1,387	5.0	1,122	2.1
電気･ガス･ 熱供給･水道業	1,624	-2.2	* 1,842	15.6	1,418	-17.2
情報通信業	* 1,521	-2.9	* 2,264	25.2	1,301	-13.1
運輸業，郵便業	1,237	0.0	1,339	3.3	1,159	-2.2
卸売業，小売業	1,137	2.4	1,168	4.5	1,126	1.7
金融業，保険業	1,547	-2.8	2,057	-29.8	1,497	3.1
不動産業，物品賃貸業	1,248	5.0	1,280	8.0	1,227	2.9
学術研究，専門･技術サービス業	1,691	10.7	2,223	11.9	1,459	8.7
宿泊業，飲食サービス業	1,105	-11.7	1,115	-12.8	1,100	-11.4
生活関連サービス業，娯楽業	1,211	-11.8	1,206	-15.4	1,213	-10.1
教育，学習支援業	2,447	1.2	2,993	4.0	2,052	-1.4
医療，福祉	1,886	-0.5	3,613	-3.3	1,547	0.7
複合ｻｰﾋﾞｽ事業	1,294	2.4	1,409	-1.1	1,233	4.5
サービス業(他に分類されないもの)	1,244	-1.7	1,278	-1.5	1,230	-1.6

統計表

付表１　一般労働者の性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移（昭和 51 年～）

年[1)2)]	男女計		男		女		男女間賃金格差（男＝100）	対前年差[3)]（ポイント）
	賃　金（千円）	対前年増減率[3)]（%）	賃　金（千円）	対前年増減率[3)]（%）	賃　金（千円）	対前年増減率[3)]（%）		
昭和 51 (1976) 年	131.8	…	151.5	…	89.1	…	58.8	…
52 (1977)	144.5	9.6	166.0	9.6	97.9	9.9	59.0	0.2
53 (1978)	153.9	6.5	176.7	6.4	104.2	6.4	59.0	0.0
54 (1979)	162.4	5.5	186.3	5.4	109.9	5.5	59.0	0.0
55 (1980)	173.1	6.6	198.6	6.6	116.9	6.4	58.9	-0.1
56 (1981)	184.1	6.4	211.4	6.4	124.6	6.6	58.9	0.0
57 (1982)	193.3	5.0	222.0	5.0	130.1	4.4	58.6	-0.3
58 (1983)	199.4	3.2	229.3	3.3	134.7	3.5	58.7	0.1
59 (1984)	206.5	3.6	237.5	3.6	139.2	3.3	58.6	-0.1
60 (1985)	213.8	3.5	244.6	3.0	145.8	4.7	59.6	1.0
61 (1986)	220.6	3.2	252.4	3.2	150.7	3.4	59.7	0.1
62 (1987)	226.2	2.5	257.7	2.1	155.9	3.5	60.5	0.8
63 (1988)	231.9	2.5	264.4	2.6	160.0	2.6	60.5	0.0
平成 元 (1989) 年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9	60.2	-0.3
2 (1990)	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2	60.2	0.0
3 (1991)	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4	60.7	0.5
4 (1992)	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6	61.5	0.8
5 (1993)	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2	61.6	0.1
6 (1994)	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0	62.0	0.4
7 (1995)	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6	62.5	0.5
8 (1996)	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6	62.8	0.3
9 (1997)	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	63.1	0.3
10 (1998)	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0	63.9	0.8
11 (1999)	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.6	0.7
12 (2000)	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	65.5	0.9
13 (2001)	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019) 年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年[3)]	306.0	…	336.1	…	249.8	…	74.3	…
2[3)] (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5

注：　1）10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に関する集計は、昭和51年以降行っている。
2）平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業，飲食サービス業」のうち「バー，キャバレー，ナイトクラブ」を除外している。
3）令和２年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和２年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
「※令和元(2019)年[3)]」は、令和２年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表２　一般労働者の性、雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差の推移

年[1)2)]	男女計			男			女		
	正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外	
	賃金（千円）	賃金（千円）	雇用形態間賃金格差【正社員・正職員＝100】	賃金（千円）	賃金（千円）	雇用形態間賃金格差【正社員・正職員＝100】	賃金（千円）	賃金（千円）	雇用形態間賃金格差【正社員・正職員＝100】
平成 17 (2005) 年	318.5	191.4	60.1	348.1	221.3	63.6	239.2	168.4	70.4
18 (2006)	318.8	191.0	59.9	348.5	222.8	63.9	240.3	165.4	68.8
19 (2007)	318.2	192.9	60.6	347.5	224.3	64.5	243.3	168.8	69.4
20 (2008)	316.5	194.8	61.5	345.3	224.0	64.9	243.9	170.5	69.9
21 (2009)	310.4	194.6	62.7	337.4	222.0	65.8	244.8	172.1	70.3
22 (2010)	311.5	198.1	63.6	338.5	228.8	67.6	244.0	170.9	70.0
23 (2011)	312.8	195.9	62.6	339.6	222.2	65.4	248.8	172.2	69.2
24 (2012)	317.0	196.4	62.0	343.8	218.4	63.5	252.2	174.8	69.3
25 (2013)	314.7	195.3	62.1	340.4	216.9	63.7	251.8	173.9	69.1
26 (2014)	317.7	200.3	63.0	343.2	222.2	64.7	256.6	179.2	69.8
27 (2015)	321.1	205.1	63.9	348.3	229.1	65.8	259.3	181.0	69.8
28 (2016)	321.7	211.8	65.8	349.0	235.4	67.4	262.0	188.6	72.0
29 (2017)	321.6	210.8	65.5	348.4	234.5	67.3	263.6	189.7	72.0
30 (2018)	323.9	209.4	64.6	351.1	232.5	66.2	265.3	187.9	70.8
令和 元 (2019) 年	325.4	211.2	64.9	351.5	234.8	66.8	269.4	189.1	70.2
※令和 元 (2019) 年[3)]	324.1	209.6	64.7	349.6	232.4	66.5	268.7	188.7	70.2
2[3)] (2020)	324.2	214.8	66.3	350.7	240.2	68.5	269.2	193.3	71.8
3 (2021)	323.4	216.7	67.0	348.8	241.3	69.2	270.6	195.4	72.2
4 (2022)	328.0	221.3	67.5	353.6	247.5	70.0	276.4	198.9	72.0

注：　１）雇用形態別に関する集計は平成17年以降行っている。
　　２）平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業，飲食サービス業」のうち「バー，キャバレー，ナイトクラブ」を除外している。
　　３）令和２年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
　　「※令和元(2019)年[3)]」は、令和２年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表３　一般労働者の賃金階級、性、企業規模別労働者割合

令和４年

賃金階級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 99.9（千円）	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3
100.0 ～ 119.9	0.3	0.2	0.3	0.5	0.2	0.1	0.1	0.3	0.7	0.5	0.5	1.0
120.0 ～ 139.9	0.8	0.8	0.7	1.1	0.4	0.3	0.4	0.6	1.6	1.6	1.3	2.0
140.0 ～ 159.9	2.6	2.1	2.5	3.3	1.4	0.9	1.5	2.0	4.7	4.4	4.2	5.8
160.0 ～ 179.9	5.5	4.1	5.9	6.5	3.5	2.3	3.9	4.2	9.1	7.5	9.2	10.8
180.0 ～ 199.9	7.7	6.0	8.4	8.6	5.6	4.1	6.6	6.0	11.5	9.7	11.5	13.4
200.0 ～ 219.9	9.1	7.3	9.5	10.4	7.2	5.6	7.6	8.6	12.3	10.5	12.7	13.6
220.0 ～ 239.9	9.3	8.0	10.0	9.9	8.0	6.7	8.6	8.7	11.6	10.5	12.2	12.0
240.0 ～ 259.9	9.1	7.9	9.8	9.6	8.3	6.9	8.8	9.2	10.6	9.8	11.4	10.2
260.0 ～ 279.9	8.0	7.2	8.3	8.4	7.8	6.6	8.0	8.8	8.3	8.3	8.6	7.8
280.0 ～ 299.9	6.9	6.4	7.1	7.2	7.2	6.2	7.4	7.9	6.4	6.7	6.5	5.9
300.0 ～ 319.9	6.0	5.6	5.7	6.7	6.6	5.7	6.3	7.8	5.0	5.6	4.7	4.6
320.0 ～ 339.9	5.0	5.1	4.9	4.9	5.7	5.4	5.6	6.0	3.7	4.4	3.8	2.9
340.0 ～ 359.9	4.2	4.5	4.0	4.1	4.9	4.9	4.7	5.2	2.9	3.7	3.0	2.1
360.0 ～ 379.9	3.6	3.8	3.5	3.4	4.4	4.4	4.2	4.4	2.2	2.7	2.3	1.7
380.0 ～ 399.9	3.1	3.6	2.9	2.7	3.8	4.3	3.6	3.6	1.7	2.4	1.7	1.1
400.0 ～ 449.9	5.9	7.2	5.4	5.2	7.5	8.8	7.0	6.9	3.1	4.5	2.6	2.1
450.0 ～ 499.9	3.8	5.0	3.5	2.8	5.0	6.4	4.8	3.8	1.6	2.4	1.4	1.0
500.0 ～ 549.9	2.6	3.6	2.5	1.8	3.6	4.7	3.6	2.5	0.9	1.6	0.7	0.6
550.0 ～ 599.9	1.8	2.9	1.6	0.9	2.5	3.9	2.3	1.3	0.6	1.0	0.4	0.3
600.0 ～ 699.9	2.2	3.9	1.8	0.8	3.1	5.5	2.6	1.1	0.6	1.0	0.4	0.3
700.0 ～ 799.9	1.0	2.0	0.7	0.4	1.5	2.9	1.1	0.5	0.2	0.4	0.2	0.1
800.0 ～ 899.9	0.5	1.1	0.3	0.2	0.7	1.5	0.4	0.3	0.2	0.3	0.1	0.1
900.0 ～ 999.9	0.3	0.6	0.2	0.1	0.4	0.9	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
1000.0 ～ 1199.9	0.3	0.5	0.2	0.1	0.4	0.7	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0
1200.0 ～	0.3	0.3	0.3	0.1	0.4	0.4	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0
平均値（千円）	311.8	348.3	303.0	284.5	342.0	386.6	331.2	308.1	258.9	278.2	257.0	241.3
第１・十分位数[1)]（千円）	181.5	188.9	181.4	175.4	196.4	209.2	193.2	190.5	166.6	169.2	169.6	161.6
第１・四分位数[1)]（千円）	217.2	230.9	214.9	208.8	236.7	254.9	231.5	228.1	195.1	202.1	197.0	187.4
中位数[1)]（千円）	272.9	299.3	266.5	259.8	301.2	337.5	291.8	284.1	236.9	250.3	237.2	224.7
第３・四分位数[1)]（千円）	361.6	413.3	349.0	330.3	400.6	463.8	386.9	359.4	293.5	319.0	289.8	273.8
第９・十分位数[1)]（千円）	484.3	572.2	463.9	420.0	533.0	628.2	509.1	449.0	371.6	415.4	362.2	335.9
十分位分散係数[2)]	0.55	0.64	0.53	0.47	0.56	0.62	0.54	0.45	0.43	0.49	0.41	0.39
四分位分散係数[2)]	0.26	0.30	0.25	0.23	0.27	0.31	0.27	0.23	0.21	0.23	0.20	0.19

注：１）分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。
　　図示すれば下図のとおりである。

○　第１・十分位数 …… 低い方から数えて全体の10分の１番目に該当する者の賃金
○　第１・四分位数 …… 低い方から数えて全体の４分の１番目に該当する者の賃金
○　中位数 …… 低い方（あるいは高い方）から数えて全体の２分の１番目に該当する者の賃金
○　第３・四分位数…… 高い方から数えて全体の４分の１番目に該当する者の賃金
○　第９・十分位数…… 高い方から数えて全体の10分の１番目に該当する者の賃金

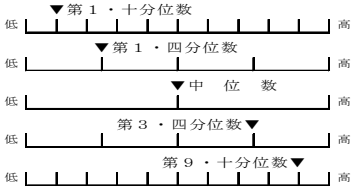

　　２）分散係数とは、分布の広がりを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

○　十分位分散係数　＝　$\frac{\text{第９・十分位数} - \text{第１・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$
○　四分位分散係数　＝　$\frac{\text{第３・四分位数} - \text{第１・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

付表４　短時間労働者の１時間当たり賃金階級、性、企業規模別労働者割合

令和４年

１時間当たり賃金階級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 599（円）	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3
600 ～ 649	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
650 ～ 699	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2
700 ～ 719	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
720 ～ 739	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
740 ～ 759	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
760 ～ 779	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
780 ～ 799	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
800 ～ 819	0.3	0.2	0.2	0.4	0.3	0.2	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2	0.4
820 ～ 839	1.1	0.7	1.0	1.7	1.0	0.6	1.0	1.5	1.1	0.7	1.0	1.7
840 ～ 859	1.2	0.7	1.3	1.8	1.2	0.7	1.1	1.8	1.2	0.7	1.3	1.8
860 ～ 879	2.1	1.3	2.0	3.1	2.0	1.4	1.7	3.0	2.1	1.3	2.2	3.2
880 ～ 899	2.6	2.1	2.6	3.3	2.4	2.2	2.2	2.9	2.7	2.1	2.7	3.5
900 ～ 949	8.7	7.8	8.6	9.8	7.6	7.5	6.9	8.1	9.1	7.9	9.2	10.5
950 ～ 999	11.4	11.2	11.2	11.9	10.3	10.9	10.2	9.8	11.8	11.3	11.6	12.6
1,000 ～ 1,049	13.2	14.0	12.2	13.1	12.7	14.6	11.1	11.5	13.4	13.8	12.5	13.7
1,050 ～ 1,099	10.6	12.4	9.4	9.2	10.6	12.4	9.8	8.9	10.6	12.4	9.3	9.3
1,100 ～ 1,149	8.1	9.2	7.9	7.0	7.7	8.5	7.3	7.1	8.3	9.5	8.1	7.0
1,150 ～ 1,199	5.9	6.9	5.8	4.8	5.5	6.1	5.3	5.0	6.1	7.3	6.0	4.8
1,200 ～ 1,299	8.9	9.6	8.9	7.9	9.1	9.2	9.0	8.9	8.8	9.7	8.9	7.5
1,300 ～ 1,399	5.5	5.7	5.8	5.1	5.7	5.7	5.8	5.5	5.5	5.6	5.8	5.0
1,400 ～ 1,499	3.8	4.0	4.0	3.4	3.7	3.5	4.2	3.4	3.8	4.2	3.9	3.3
1,500 ～ 1,599	3.0	2.9	3.2	2.9	2.9	2.9	2.6	3.2	3.0	2.9	3.4	2.8
1,600 ～ 1,799	3.8	3.5	4.1	3.9	3.7	3.3	3.4	4.3	3.8	3.5	4.4	3.8
1,800 ～ 1,999	2.1	1.8	2.4	2.2	2.0	1.8	1.9	2.2	2.1	1.9	2.5	2.1
2,000 ～ 2,199	1.4	1.0	1.5	1.8	1.5	1.1	1.6	2.0	1.4	1.0	1.5	1.8
2,200 ～ 2,399	0.8	0.7	0.8	1.0	0.9	0.6	0.7	1.3	0.8	0.8	0.8	0.8
2,400 ～ 2,599	0.7	0.5	0.6	0.8	0.9	0.6	1.0	1.2	0.6	0.5	0.5	0.7
2,600 ～ 2,799	0.5	0.4	0.4	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	0.4	0.3	0.3	0.6
2,800 ～ 2,999	0.3	0.2	0.4	0.4	0.5	0.3	0.6	0.6	0.2	0.2	0.3	0.3
3,000 ～	3.1	2.4	4.6	2.8	6.4	4.7	10.3	5.4	1.9	1.5	2.6	1.8
平均値（円）	1,367	1,307	1,493	1,339	1,624	1,458	1,950	1,575	1,270	1,249	1,327	1,250
第１・十分位数[1)]（円）	910	928	911	892	914	928	918	896	909	928	909	891
第１・四分位数[1)]（円）	986	1,001	987	966	996	1,003	1,002	982	982	1,000	982	961
中位数[1)]（円）	1,090	1,096	1,103	1,071	1,106	1,095	1,131	1,107	1,085	1,096	1,095	1,058
第３・四分位数[1)]（円）	1,300	1,281	1,349	1,298	1,365	1,301	1,448	1,390	1,284	1,274	1,317	1,273
第９・十分位数[1)]（円）	1,741	1,637	1,861	1,776	2,106	1,776	3,131	2,129	1,666	1,592	1,732	1,695
十分位分散係数[2)]	0.38	0.32	0.43	0.41	0.54	0.39	0.98	0.56	0.35	0.30	0.38	0.38
四分位分散係数[2)]	0.14	0.13	0.16	0.16	0.17	0.14	0.20	0.18	0.14	0.12	0.15	0.15

注：１）分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。
図示すれば下図のとおりである。

○ 第１・十分位数 …… 低い方から数えて全体の10分の１番目に該当する者の賃金

○ 第１・四分位数 …… 低い方から数えて全体の４分の１番目に該当する者の賃金

○ 中位数 …… 低い方（あるいは高い方）から数えて全体の２分の１番目に該当する者の賃金

○ 第３・四分位数…… 高い方から数えて全体の４分の１番目に該当する者の賃金

○ 第９・十分位数…… 高い方から数えて全体の10分の１番目に該当する者の賃金

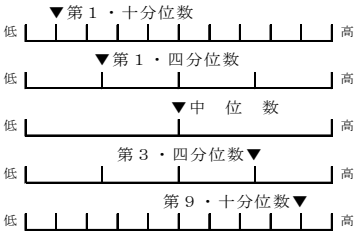

２）分散係数とは、分布の広がりを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

○ 十分位分散係数 ＝ $\dfrac{\text{第９・十分位数} - \text{第１・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

○ 四分位分散係数 ＝ $\dfrac{\text{第３・四分位数} - \text{第１・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

資料No.11

定期給与の推移（全国・奈良県）

項目 / 年月	全国 産業計 規模30人以上 金額(円)	全国 産業計 対前年同月比	全国 産業計 規模5人以上 金額(円)	全国 産業計 対前年同月比	奈良県 産業計 規模30人以上 金額(円)	奈良県 産業計 対前年同月比	奈良県 産業計 規模5人以上 金額(円)	奈良県 産業計 対前年同月比	奈良県 製造業 規模30人以上 金額(円)	奈良県 製造業 対前年同月比	奈良県 製造業 規模5人以上 金額(円)	奈良県 製造業 対前年同月比
平成２５年平均	291,573	-0.7	261,748	-0.8	248,688	-2.1	222,481	-0.5	295,633	1.4	274,558	2.3
平成２６年平均	294,665	0.3	262,837	0.0	249,908	0.1	223,388	0.2	303,678	4.0	279,441	2.8
平成２７年平均	290,940	0.5	260,577	0.3	249,529	0.8	224,887	1.3	313,736	0.2	284,805	-0.6
平成２８年平均	292,593	0.6	261,183	0.2	247,716	-0.7	225,242	0.1	309,387	-1.4	283,984	-0.3
平成２９年平均	294,010	0.4	262,407	0.5	250,719	1.3	231,259	2.6	312,721	1.1	280,655	-1.1
平成３０年平均	295,944	0.7	264,570	0.9	246,585	-1.7	225,666	-2.3	301,370	-3.6	280,982	0.1
令和元年平均	296,064	0.1	264,180	-0.2	245,584	-0.4	222,947	-1.3	300,287	-0.4	273,997	-2.5
令和２年平均	293,056	-1.1	262,325	-0.7	247,530	0.8	222,410	-0.2	298,391	-0.6	268,554	-2.0
令和３年平均	296,652	1.2	263,739	0.5	243,086	-1.8	213,503	-3.9	298,732	0.2	268,997	0.2
令和４年１月	298,869	2.0	263,571	1.1	252,331	4.6	217,880	4.6	294,681	1.8	267,905	5.2
２月	299,516	2.3	264,024	1.0	260,433	7.9	223,474	6.7	299,693	1.1	270,303	2.1
３月	303,969	2.2	267,598	1.2	255,254	5.0	220,202	4.7	298,164	1.4	270,550	3.1
４月	307,905	2.5	270,840	1.3	255,483	4.6	223,886	4.4	303,250	0.6	275,298	1.3
５月	301,194	2.2	266,086	1.4	253,043	5.6	218,681	4.8	291,908	0.0	261,515	0.1
６月	304,007	2.3	268,411	1.4	255,982	4.8	223,338	5.1	303,598	1.7	276,894	3.9
７月	303,699	2.0	268,185	1.2	255,255	4.8	231,832	5.6	301,243	0.3	277,286	1.2
８月	301,851	2.3	266,004	1.6	255,949	5.8	230,403	6.4	297,553	-0.2	276,354	1.5
９月	304,032	2.6	267,896	1.8	263,853	8.1	235,892	8.7	305,137	0.5	281,425	1.8
１０月	305,314	2.3	268,796	1.5	258,131	5.7	231,775	7.8	306,869	2.0	286,344	4.8
１１月	305,698	2.6	269,215	1.8	259,728	5.9	232,055	7.1	305,046	0.2	286,137	3.6
１２月	305,890	2.5	268,844	1.6	255,201	4.6	232,498	8.7	302,884	-1.4	284,657	3.5
令和５年１月	303,874	1.7	265,874	0.9	243,433	-3.5	218,106	0.1	294,351	-0.1	272,866	1.8
２月	303,526	1.4	266,160	0.9	242,822	-6.7	219,456	-1.8	298,007	-0.5	278,880	3.2
３月	306,819	1.0	268,979	0.5	240,221	-5.9	218,608	-0.7	297,968	-0.1	278,265	2.8
４月	312,099		273,554									

※赤字は速報値

毎月勤労統計調査（全国・確報）
毎月勤労統計調査（地方月報）

資料№12

厚生労働省
奈良労働局
育児をしながら働きやすい奈良

Press Release

厚生労働省奈良労働局　発表
令和５年５月３０日（火）
午前８時30分解禁

【照会先】
職業安定部職業安定課
課長　岩脇　辰行
地方労働市場情報官　森本　祥未
電話　0742-32-0208　（内線363）

奈良県の一般職業紹介状況（令和5年4月分）について

令和５年４月の　有効求人倍率は　１．１１倍
就業地別有効求人倍率は　１．２７倍

県内の雇用情勢については、引き続き求人が求職を上回って推移している状況が続いているものの、求人が大幅に減少しており、今後物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。

◎　有効求人倍率は前月より0．09ポイント減少
◎　就業地別有効求人倍率は１．27倍で、前月より０．08ポイント減少
◎　新規求人倍率は１．63倍で、前月より０．36ポイント減少

◆　有効求人、求職、求人倍率の状況

○ 有効求人数（季節調整値）は 20,943人で、前月に比べて1,778人減少し、7.8%減となりました。
○ 有効求職者数（季節調整値）は 18,881人で、前月に比べて15人増加し、0.1%増となりました。
○ 有効求人倍率（季節調整値）は 1.11倍となり、前月より0.09ポイント下回りました。

有効求人倍率（季節調整値）

4月	奈良県	１．11倍	近　畿	１．21倍	全　国	１．32倍
3月	奈良県	１．20倍	近　畿	１．20倍	全　国	１．32倍

有効求人、求職及び求人倍率の推移

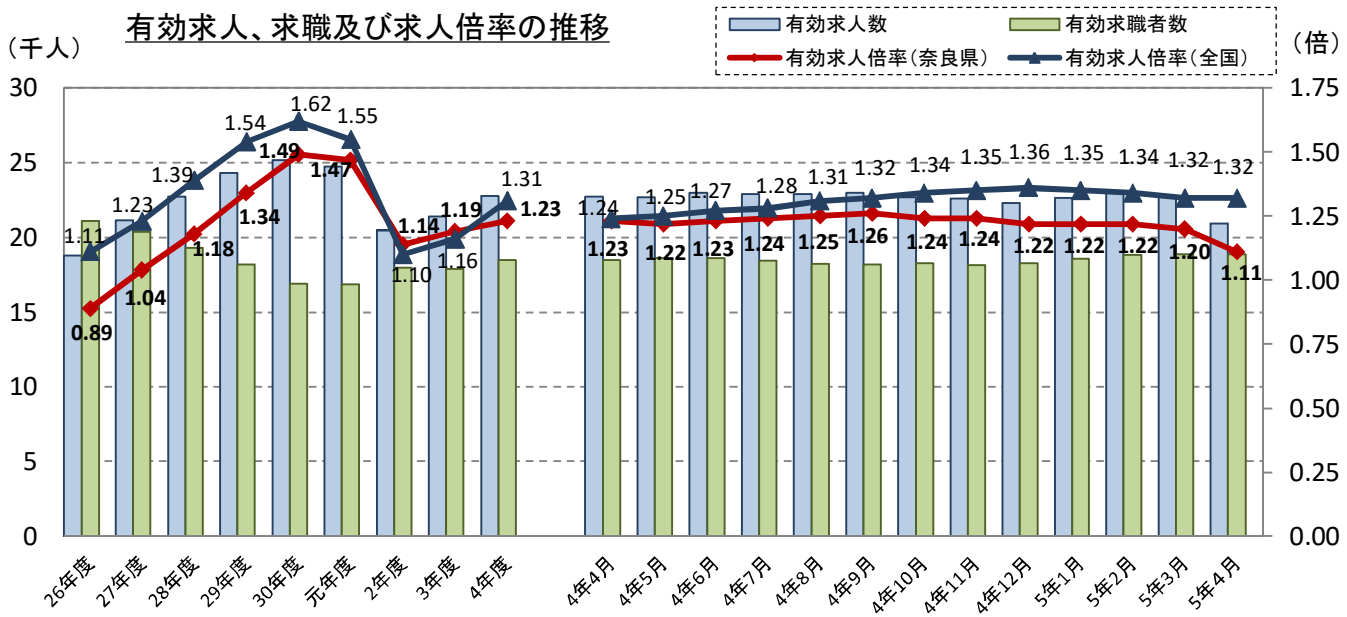

（注）1．月別の数値は季節調整値である。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
2．年度計は原数値である。

※ 求人倍率や求人数には、県内のハローワークが受理した求人数を用いた「受理地別」、実際の就業地が県内である求人数を用いた「就業地別」があり、本資料において「就業地別」の記載がないものは、「受理地別」を用いています。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、特段の記載があるものを除き、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

◆ 新規求人、求職、求人倍率の状況

○ 新規求人数（季節調整値）は 6,700人で、前月に比べて1,271人減少し、15.9%減となりました。
なお、新規求人数(原数値)に占める正社員求人の割合は、42.7%です。

○ 新規求職者数（季節調整値）は 4,113人で、前月に比べて102人増加し、2.5%増となりました。

○ 新規求職者（常用）の状況から

在職者は 1,074人となり、前年同月と比較すると 1.3%減となりました。
離職者は3,692人となり、前年同月と比較すると 0.4%増となりました。
離職者のうち事業主都合離職者は1,044人となり、前年同月と比較すると 4.1%増となりました。
離職者のうち自己都合離職者は 2,152人となり、前年同月と比較すると 2.5%増となりました。

○ 新規求人倍率（季節調整値）は 1.63倍となり、前月に比べて0.36ポイント下回りました。

新規求人倍率（季節調整値）

4月	奈良県	1．63倍	近　畿	2．29倍	全　国	2．23倍
3月	奈良県	1．99倍	近　畿	2．30倍	全　国	2．29倍

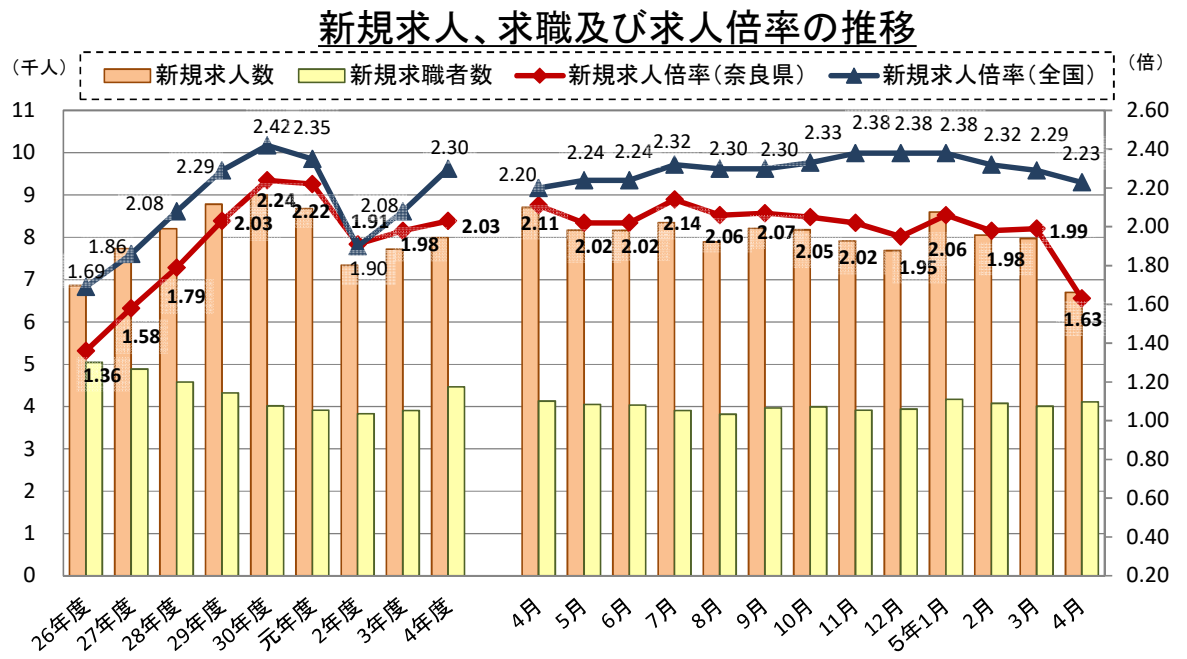

（注） 年度別の数値は原数値で、月別の数値は季節調整値である。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

◆ 産業別新規求人の状況

○ 新規求人数の多い産業は、次のとおりです。

P 医療、福祉は 2,541人で、前年同月と比べて、7.4%減となりました。
E 製造業は 777人で、前年同月と比べて、16.4%減となりました。
I 卸売業、小売業は 700人で、前年同月と比べて、12.4%減となりました。
R サービス業は 664人で、前年同月と比べて、23.0%減となりました。

○ 主な産業（300人以上）のうち前年同月比で新規求人数の増加・減少が多い産業は、次のとおりです。

【増加】　該当なし

【減少】P 医療、福祉は 2,541人で、前年同月と比べて、7.4%減となりました。
E 製造業は 777人で、前年同月と比べて、16.4%減となりました。
I 卸売業、小売業は 700人で、前年同月と比べて、12.4%減となりました。
R サービス業（他に分類されないもの）は 664人で、前年同月と比べて、23.0%減となりました。
M 宿泊業、飲食サービス業は 477人で、前年同月と比べて、58.0%減となりました。
D 建設業は 453人で、前年同月と比べて、24.8%減となりました。

産業別一般新規求人状況（新産業分類区分）（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

奈良労働局　　令和5年4月

産業別	新規求人数			
	令和5年4月	令和5年3月	令和4年4月	対前年比
A.B. 農、林、漁業（01～04）	100	192	161	▲ 37.9
C 鉱業、砕石業、砂利採取業（05）	0	0	0	0.0
D 建設業（06～08）	453	403	602	▲ 24.8
（06 総合工事業）	278	234	415	▲ 33.0
E 製造業（09～32）	777	987	929	▲ 16.4
09 食料品製造業	94	154	99	▲ 5.1
10 飲料・たばこ・飼料製造業	2	11	11	▲ 81.8
11 繊維工業	74	84	89	▲ 16.9
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	48	42	39	23.1
13 家具・装備品製造業	9	4	31	▲ 71.0
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	35	71	58	▲ 39.7
15 印刷・同関連業	16	23	20	▲ 20.0
16 化学工業	58	85	50	16.0
17 石油製品・石炭製品製造業	1	2	1	0.0
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	133	172	154	▲ 13.6
19 ゴム製品製造業	21	13	35	▲ 40.0
21 窯業・土石製品製造業	14	12	18	▲ 22.2
22 鉄鋼業	12	3	11	9.1
23 非鉄金属製造業	4	8	15	▲ 73.3
24 金属製品製造業	84	112	73	15.1
25 はん用機械器具製造業	25	43	25	0.0
26 生産用機器具製造業	47	31	17	176.5
27 業務用機械器具製造業	5	4	1	400.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	10	5	14	▲ 28.6
29 電気機械器具製造業	24	21	40	▲ 40.0
30 情報通信機械器具製造業	0	1	3	▲ 100.0
31 輸送用機械器具製造業	9	35	64	▲ 85.9
20，32 その他の製造業	52	51	61	▲ 14.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業（33～36）	3	7	3	0.0
G 情報通信業（37～41）	35	63	74	▲ 52.7
（39 情報サービス業）	27	41	56	▲ 51.8
H 運輸業、郵便業（42～49）	271	421	433	▲ 37.4
I 卸売業、小売業（50～61）	700	765	799	▲ 12.4
50～55 卸売業	163	222	190	▲ 14.2
56～61 小売業	537	543	609	▲ 11.8
（56 各種商品小売業）	16	65	38	▲ 57.9
J 金融業、保険業（62～67）	32	25	17	88.2
K 不動産業、物品賃貸業（68～70）	143	139	138	3.6
L 学術研究、専門・技術サービス業（71～74）	183	157	213	▲ 14.1
M 宿泊業、飲食サービス業（75～77）	477	563	1,135	▲ 58.0
（76 飲食店）	361	421	1,043	▲ 65.4
N 生活関連サービス業、娯楽業（78～80）	224	257	203	10.3
O 教育、学習支援業（81，82）	123	107	136	▲ 9.6
P 医療、福祉（83～85）	2,541	2,781	2,745	▲ 7.4
（83 医療業）	735	772	714	2.9
（85 社会保険・社会福祉・介護事業）	1,794	2,007	2,028	▲ 11.5
Q 複合サービス事業（86，87）	30	57	24	25.0
R サービス業（他に分類されないもの）（88～96）	664	742	862	▲ 23.0
（91 職業紹介・労働者派遣業）	159	160	155	2.6
（92 その他の事業サービス業）	381	444	557	▲ 31.6
S. T 公務（他に分類されるものを除く）・その他（97，98，99）	209	328	310	▲ 32.6
合計	6,965	7,994	8,784	▲ 20.7
事業所規模 29人以下	4,277	4,861	5,288	▲ 19.1
事業所規模 30～99人	1,726	1,918	2,505	▲ 31.1
事業所規模 100～299人	635	982	726	▲ 12.5
事業所規模 300～499人	154	125	82	87.8
事業所規模 500～999人	165	86	162	1.9
事業所規模 1000人以上	8	22	21	▲ 61.9

（注）新産業分類（平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」）に基づく区分による。

【産業別新規求人数】

奈良労働局

産業別	新規求人数(人)			前年同月比			全国
	全数	パートを除く	パートタイム	全数	パートを除く	パートタイム	全数
A.B. 農、林、漁業(01～04)	100	14	86	▲ 37.9	▲ 62.2	▲ 30.6	6,056
C 鉱業、砕石業、砂利採取業(05)	0	0	0	0.0	0.0	0.0	403
D 建設業(06～08)	453	421	32	▲ 24.8	▲ 24.7	▲ 25.6	75,312
E 製造業(09～32)	777	497	280	▲ 16.4	▲ 14.2	▲ 20.0	82,092
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	3	2	1	0.0	100.0	▲ 50.0	763
G 情報通信業(37～41)	35	23	12	▲ 52.7	▲ 56.6	▲ 42.9	21,732
H 運輸業、郵便業(42～49)	271	213	58	▲ 37.4	▲ 21.4	▲ 64.2	50,735
I 卸売業、小売業(50～61)	700	312	388	▲ 12.4	▲ 4.6	▲ 17.8	104,932
J 金融業、保険業(62～67)	32	29	3	88.2	70.6	0.0	5,716
K 不動産業、物品賃貸業(68～70)	143	81	62	3.6	0.0	8.8	15,639
L 学術研究、専門・技術サービス業(71～74)	183	131	52	▲ 14.1	▲ 9.7	▲ 23.5	22,605
M 宿泊業、飲食サービス業(75～77)	477	158	319	▲ 58.0	1.3	▲ 67.4	73,918
N 生活関連サービス業、娯楽業(78～80)	224	89	135	10.3	▲ 2.2	20.5	26,640
O 教育、学習支援業(81, 82)	123	52	71	▲ 9.6	▲ 18.8	▲ 1.4	13,422
P 医療、福祉(83～85)	2,541	1,125	1,416	▲ 7.4	▲ 11.9	▲ 3.5	207,890
Q 複合サービス事業(86, 87)	30	14	16	25.0	27.3	23.1	5,311
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	664	319	345	▲ 23.0	▲ 11.4	▲ 31.3	115,265
S. T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97, 98, 99)	209	83	126	▲ 32.6	▲ 7.8	▲ 42.7	12,938
合計	6,965	3,563	3,402	▲ 20.7	▲ 13.5	▲ 27.1	841,369

(注) 新産業分類(平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」)に基づく区分による。

【新規求人の産業別割合】

奈良

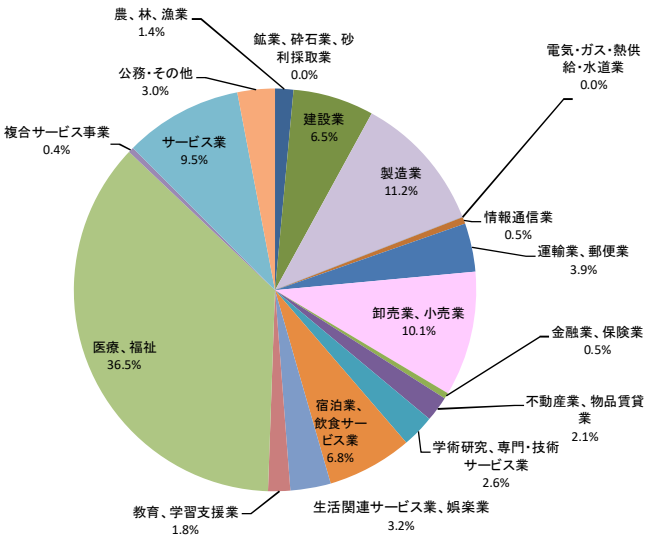

全国

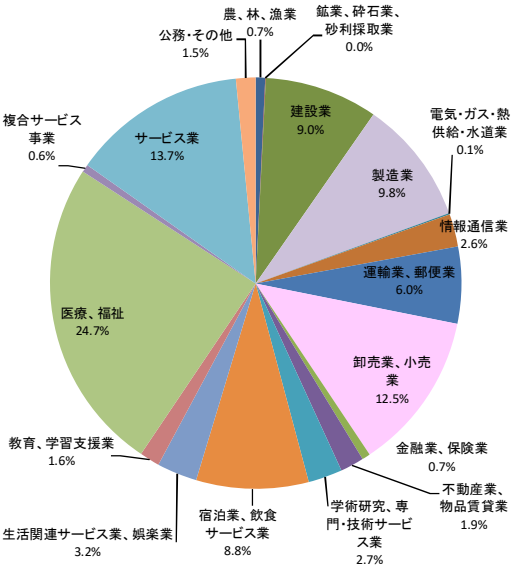

【主要産業における新規求人数の推移】

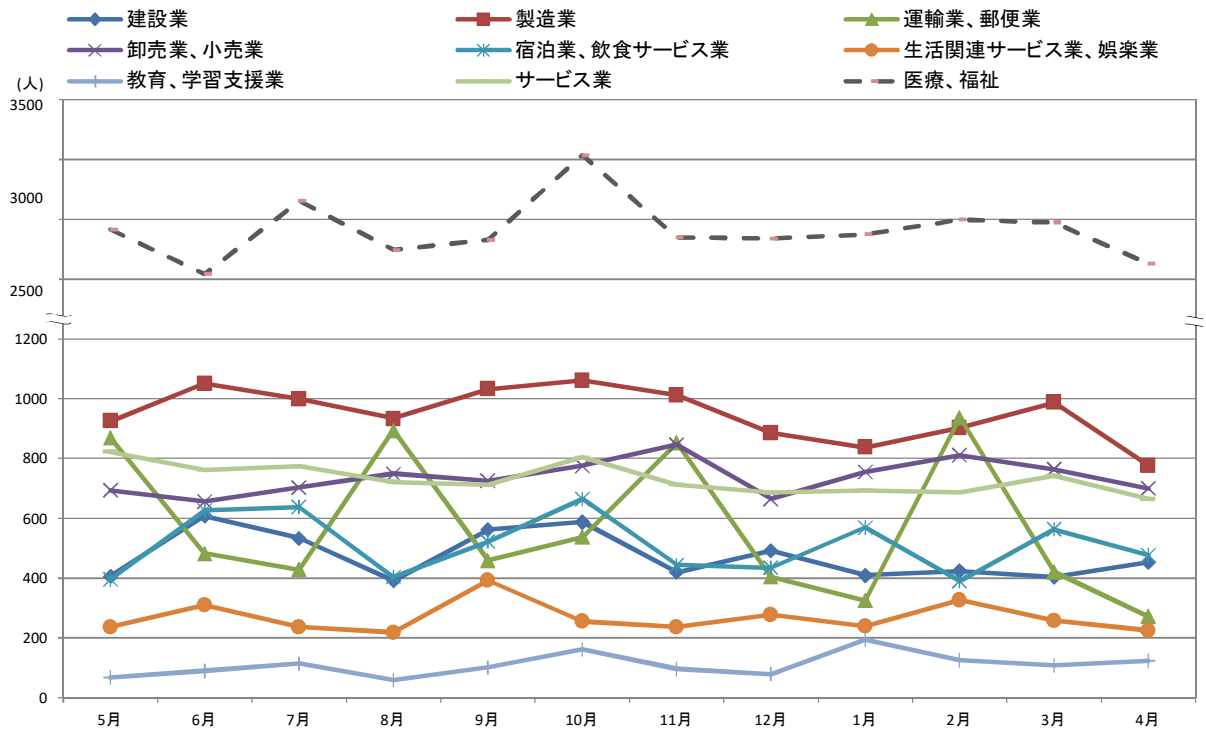

◆　正社員求人の状況

○ 正社員有効求人倍率（原数値）は 0.82倍で、前年同月と比較すると 0.06ポイント下回りました。

○ 正社員新規求人数は 2,976人で、前年同月と比較すると 12.7%減となりました。

○ 新規求人数に占める正社員求人の割合は 42.7%となりました。
前年同月と比較すると 3.9ポイント増となりました。

正社員有効求人倍率（原数値）

4月	奈良県　0．82倍	近　畿　0．90倍	全　国　0．98倍
3月	奈良県　0．84倍	近　畿　0．94倍	全　国　1．02倍
4年4月	奈良県　0．88倍	近　畿　0．82倍	全　国　0．92倍
3年4月	奈良県　0．84倍	近　畿　0．77倍	全　国　0．81倍
2年4月	奈良県　0．90倍	近　畿　0．91倍	全　国　0．92倍

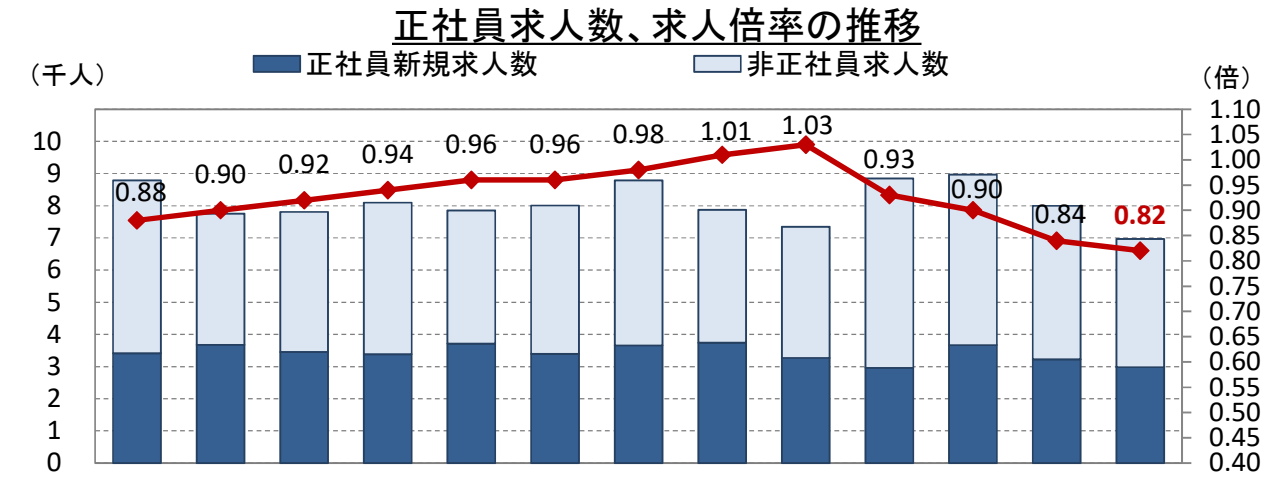

	4年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	4月
正社員新規求人数	3,410	3,678	3,452	3,387	3,708	3,395	3,657	3,737	3,271	2,963	3,664	3,223	2,976
新規求人正社員割合	38.8	47.5	44.2	41.8	47.2	42.4	41.6	47.5	44.5	33.5	40.9	40.3	42.7
正社員有効求人倍率	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.96	0.98	1.01	1.03	0.93	0.90	0.84	0.82

（注）正社員有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

○ 正社員の職業別有効求人倍率については、管理的職業、事務的職業、運搬・清掃・包装等の職業で、職業計（0.82倍）を下回っている状況となっています。

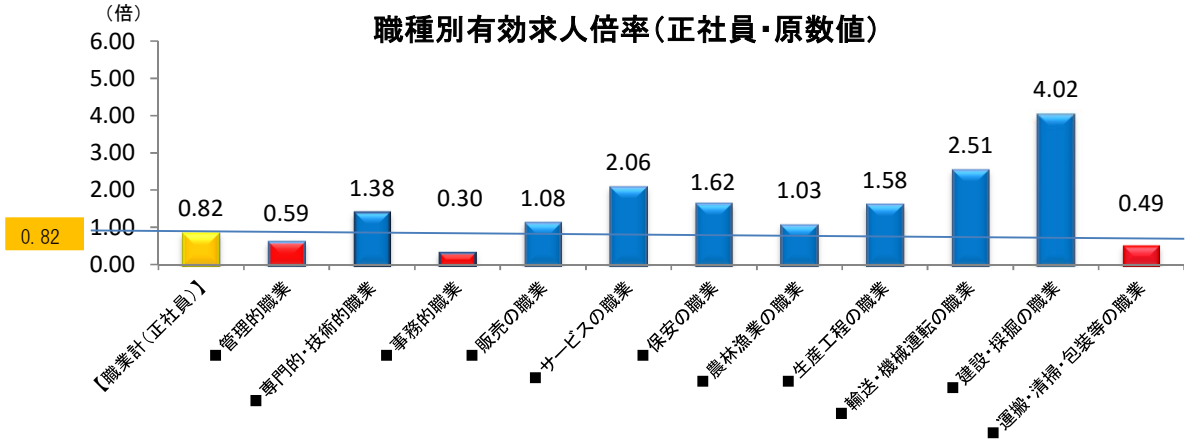

◆ 就職の状況

○ 就職件数は 1,387件で、前年同月に比べて0.1%減となりました。

一般は 595件（前年同月比 6.2%減）、パートは 792件（前年同月比 5.0%増）です。

○ 正社員就職件数は 463件で、前年同月に比べて 2.9%減となりました。

就職件数（全数）に占める正社員就職件数の割合は 33.4%で、前年同月に比べて1.0ポイント減となりました。

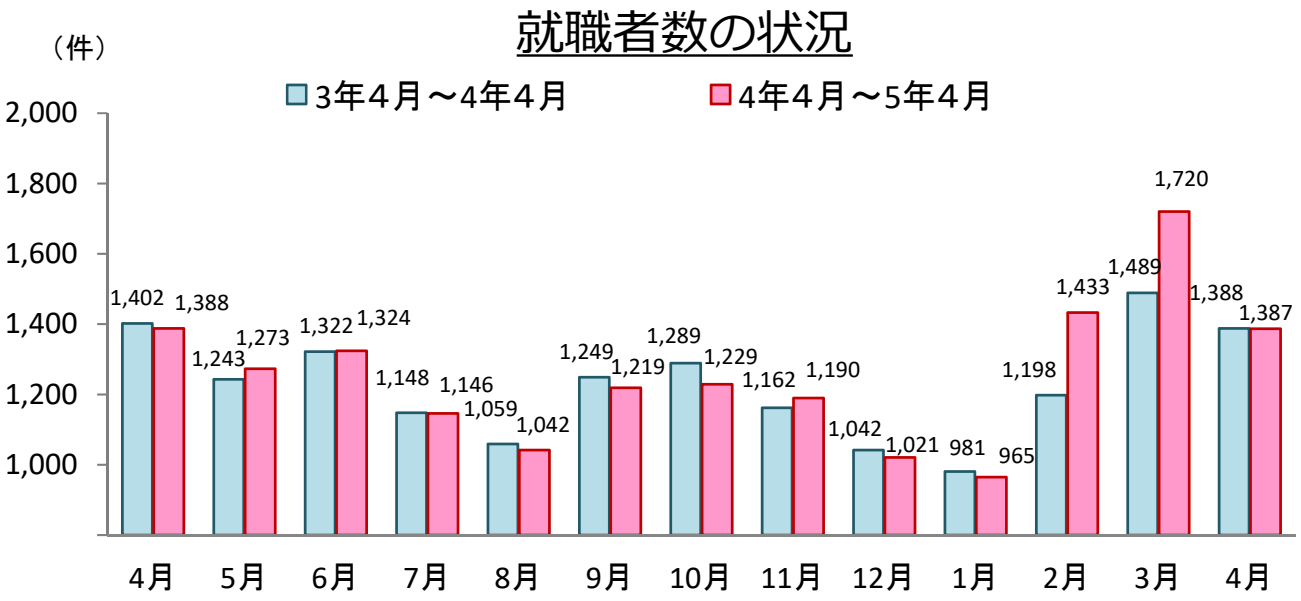

◆ 就業地別の求人数を用いた求人倍率

○ 就業地別有効求人倍率は １．２７倍となり、前月を0.08ポイント下回りました。

○ 就業地別新規求人倍率は １．９５倍となり、前月を0.24ポイント下回りました。

参考：就業地別の統計を取り始めた2005年（平成17年）2月以降の就業地別有効求人倍率の過去最高値は、令和元年5月の1.74倍。

○ 就業地別の有効求人数（季節調整値）は 24,049人で、前月に比べて1,498人減少し、5.9%減となりました。

○ 就業地別の新規求人数（季節調整値）は 8,028人で、前月に比べて745人減少し、8.5%減となりました。

「就業地別の求人数」とは、
全国のハローワークで受理した求人から、実際の就業地が奈良県内となっている求人数を抽出し、これを用いて就業地別求人倍率を算出しました。

（注）・就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計しています。

※通常、公表している求人倍率（1ページ、2ページ、5ページ等）は、県内のハローワークが受理した求人数を用いて算出したもので、受理地別求人倍率と言います。
※求職者数は、受理地別求人倍率と同じ数値を用いています。

有効求人倍率の推移(就業地別・受理地別)

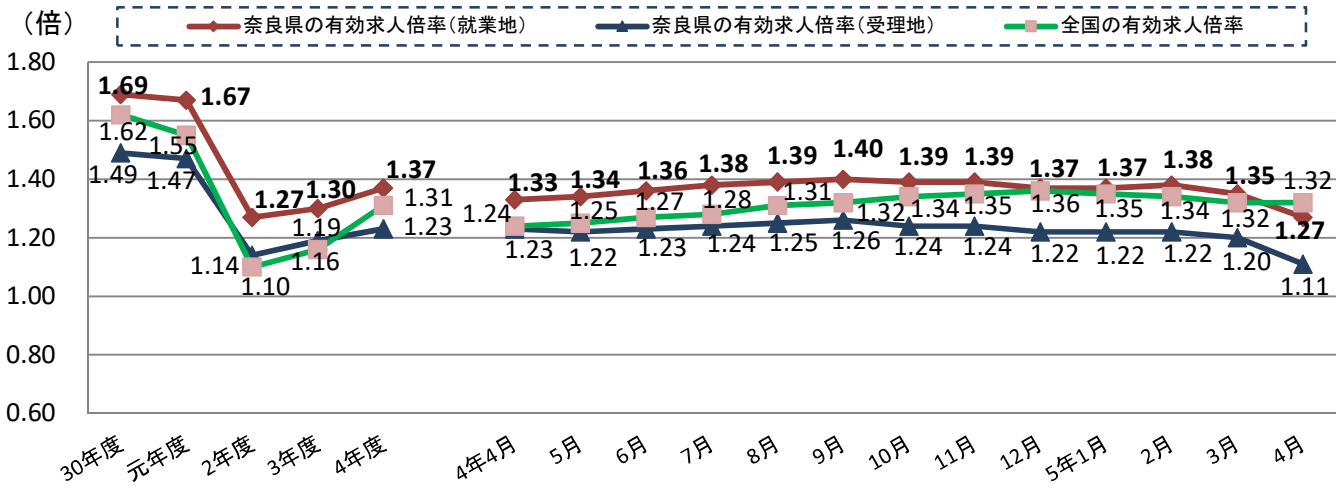

年度計は原数値であり、月別の数値は季節調整値である。
令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

新規求人倍率の推移(就業地別・受理地別)

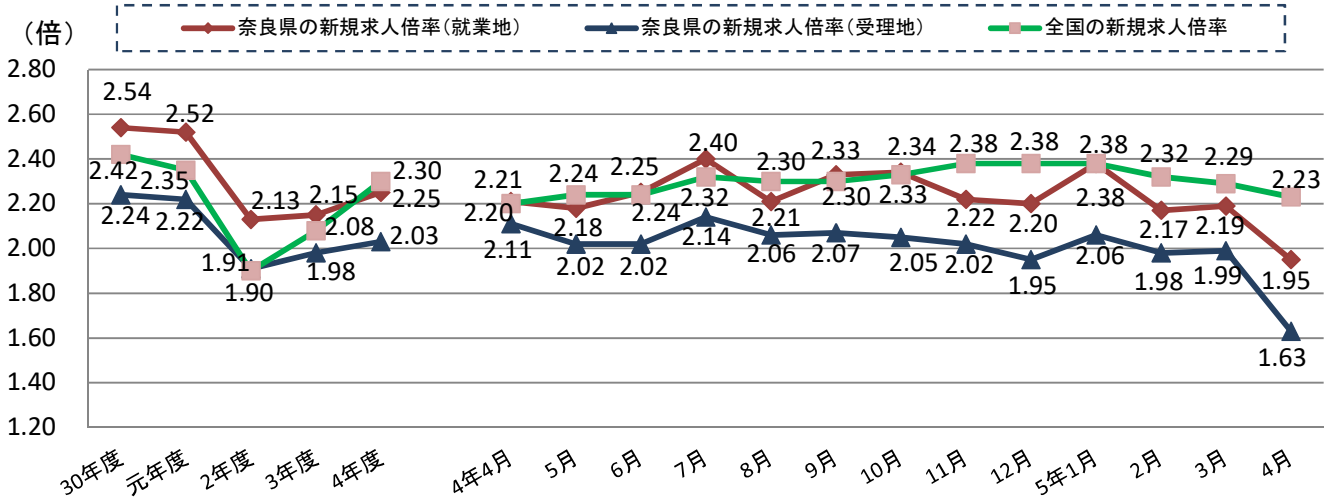

年度計は原数値であり、月別の数値は季節調整値である。
令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

4月 有効求人倍率 (季節調整値)	全国順位　府県名	41	奈良	40	滋賀	34	京都	26	大阪	46	兵庫	39	和歌山
	受理地別	⑤	1.11	④	1.13	②	1.21	①	1.33	⑥	1.03	③	1.17
	就業地別	②	1.27	①	1.38	④	1.23	⑥	1.13	⑤	1.17	②	1.27

近畿	全国
1.21	1.32
1.18	

4月 新規求人倍率 (季節調整値)		奈良		滋賀		京都		大阪		兵庫		和歌山	
	受理地別	⑥	1.63	④	1.77	①	2.75	②	2.70	⑤	1.75	③	1.92
	就業地別	⑥	1.95	③	2.16	①	2.43	②	2.31	⑤	2.05	④	2.10

近畿	全国
2.29	2.23
2.21	

※受理地別・就業地別各求人倍率の①～⑥は、近畿各労働局内の順位を記載している。

公共職業安定所別　業務取扱状況

令和5年4月

職業紹介状況　（単位：人、%）

		奈良局計	奈　良	大和高田	桜　井	下　市	大和郡山
1　新規求職		**5,220**	1,942	1,776	560	269	673
2　月間有効求職		**19,734**	7,053	6,752	2,312	964	2,653
3　紹　介		**4,577**	1,795	1,442	486	210	644
4　就　　職		**1,383**	449	440	184	117	193
	雇用保険受給者	**316**	115	87	43	26	45
	雇用保険受給者の早期再就職	**365**	113	127	39	20	66
5　新規求人		**6,965**	2,739	2,103	748	531	844
6　月間有効求人		**21,276**	8,895	5,833	2,189	1,804	2,555
7　充　　足		**1,228**	426	445	127	108	122
8　就職率 %　（新規）		**26.5**	23.1	24.8	32.9	43.5	28.7
9　充足率 %　（新規）		**17.6**	15.6	21.2	17.0	20.3	14.5

※雇用保険受給者の早期再就職数＝３月実績

・ハローワーク利用登録者による数値を用いており、令和3年9月以降は充足のみ、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値を含みます。

（単位：倍）

求人倍率	新規	**1.33**	1.41	1.18	1.34	1.97	1.25
	有効	**1.08**	1.26	0.86	0.95	1.87	0.96

求人倍率は原数値

雇用保険　（単位：人、日、千円）

一般	受給資格決定	**1,616**	639	570	140	79	188
	初回受給者	**929**	303	360	113	33	120
	受給者実人員	**3,574**	1,353	1,252	383	138	448
基本手当基本	給付延日数	**84,535**	31,883	29,435	9,267	3,129	10,821
	給付金額	**426,071**	164,493	145,209	45,188	15,431	55,750
	支給終了者	**543**	207	194	52	26	64

・受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得ます。

（単位：人、日、千円）

最　近　の　雇　用　失　業　情　勢　　（1）　【主要指標】

奈良労働局職業安定部

年月	新規求職		新規求人		新規求人倍率（季調）	有効求職		有効求人		有効求人倍率（季調）	就職		就職率 新規		充足		充足率 新規		紹介件数		相談件数（一般）	
		前年比		前年比			前年比		前年比			前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
平成26年度	60,541	▲ 3.0	82,362	▲ 1.7	1.36	253,048	▲ 6.4	225,223	▲ 0.6	0.89	20,613	▲ 7.4	34.0	▲ 1.7	18,348	▲ 7.2	22.3	▲ 1.3	109,675	▲ 14.2	203,304	▲ 6.4
平成27年度	58,675	▲ 3.1	92,815	12.7	1.58	244,184	▲ 3.5	253,703	12.6	1.04	19,815	▲ 3.9	33.8	▲ 1.9	17,619	▲ 4.0	19.0	▲ 4.6	99,604	▲ 9.2	197,780	▲ 2.7
平成28年度	54,959	▲ 6.3	98,468	6.1	1.79	231,819	▲ 5.1	272,781	7.5	1.18	19,222	▲ 3.0	35.0	1.2	17,103	▲ 2.9	17.4	▲ 1.6	88,798	▲ 10.8	212,767	－
平成29年度	51,867	▲ 5.6	105,419	7.1	2.03	218,522	▲ 5.7	291,747	7.0	1.34	18,514	▲ 3.7	35.7	0.7	16,529	▲ 3.4	15.7	▲ 1.7	80,026	▲ 9.9	204,115	▲ 4.1
平成30年度	48,199	▲ 7.1	108,079	2.5	2.24	203,047	▲ 7.1	302,096	3.5	1.49	17,289	▲ 6.6	35.9	0.2	15,242	▲ 7.8	14.1	▲ 1.6	69,072	▲ 13.7	195,540	▲ 4.2
平成31年度	46,994	▲ 2.5	104,187	▲ 3.6	2.22	202,222	▲ 0.4	297,141	▲ 1.6	1.47	16,115	▲ 6.8	34.3	▲ 1.6	14,146	▲ 7.2	13.6	▲ 0.5	64,946	▲ 6.0	194,293	▲ 0.6
令和2年度	46,022	▲ 2.1	88,059	▲ 15.5	1.91	215,697	6.7	245,614	▲ 17.3	1.14	14,536	▲ 9.8	31.6	▲ 2.7	12,958	▲ 8.4	14.7	1.1	62,936	▲ 3.1	223,110	14.8
令和3年度	46,879	1.9	92,631	5.2	1.98	214,969	▲ 0.3	256,595	4.5	1.19	14,584	0.3	31.1	▲ 0.5	13,006	0.4	14.0	▲ 0.7	62,110	▲ 1.3	221,170	▲ 0.9
令和3年 4月	5,239	7.3	7,585	11.5	1.96	19,177	9.0	21,038	▲ 2.8	1.16	1,402	18.0	26.8	2.5	1,284	21.9	16.9	1.4	6,304	39.4	21,327	30.5
5	3,604	4.0	6,992	1.3	2.02	18,712	8.1	20,218	2.8	1.18	1,243	23.9	34.5	5.6	1,099	20.1	15.7	2.4	5,248	25.7	17,587	21.8
6	3,906	▲ 13.0	7,394	3.9	1.98	18,401	2.2	20,345	4.2	1.19	1,322	0.2	33.8	4.4	1,225	4.8	16.6	0.2	5,666	▲ 1.8	19,473	2.1
7	3,594	▲ 7.9	7,233	4.9	1.93	17,596	▲ 2.5	20,107	3.8	1.20	1,148	▲ 7.9	31.9	0.0	1,012	▲ 6.4	14.0	▲ 1.7	5,058	▲ 1.9	18,404	▲ 7.4
8	3,692	7.0	7,299	▲ 4.1	1.86	17,646	▲ 3.5	20,317	2.4	1.18	1,059	3.4	28.7	▲ 1.0	937	5.5	12.8	1.1	4,597	▲ 0.1	18,253	▲ 3.3
9	3,874	2.4	7,781	9.3	1.99	17,873	▲ 4.3	20,940	3.2	1.18	1,249	0.0	32.2	▲ 0.8	1,136	4.8	14.6	▲ 0.6	5,284	0.9	18,899	▲ 6.1
10	3,894	1.5	8,548	11.5	1.99	18,008	▲ 4.4	22,142	6.6	1.20	1,289	1.2	33.1	▲ 0.1	1,150	2.7	13.5	▲ 1.1	5,132	▲ 5.8	18,574	▲ 11.1
11	3,570	17.2	7,496	▲ 1.0	1.90	17,642	▲ 3.1	21,937	6.1	1.20	1,162	0.5	32.5	▲ 5.4	993	▲ 5.9	13.2	▲ 0.7	4,692	▲ 2.7	17,881	▲ 2.3
12	3,037	5.5	7,641	14.6	2.01	16,826	▲ 2.2	21,490	6.2	1.18	1,042	▲ 6.0	34.3	▲ 4.2	908	▲ 7.4	11.9	▲ 2.8	3,810	▲ 10.3	16,211	▲ 6.5
令和4年 1月	4,200	5.6	8,453	9.5	2.02	17,178	▲ 0.2	22,270	8.5	1.20	981	0.4	23.4	▲ 1.2	849	▲ 1.6	10.0	▲ 1.2	4,926	▲ 5.2	17,598	▲ 3.6
2	3,891	▲ 0.9	7,951	▲ 2.5	2.04	17,529	▲ 1.1	22,785	6.8	1.22	1,198	3.5	30.8	1.3	1,055	1.5	13.3	0.6	5,555	▲ 16.9	17,244	▲ 6.6
3	4,378	0.0	8,258	5.3	2.09	18,381	▲ 1.3	23,006	5.8	1.24	1,489	▲ 18.8	34.0	▲ 7.8	1,358	▲ 20.6	16.4	▲ 5.4	5,838	▲ 17.6	19,719	▲ 6.6
令和4年度	48,269	3.0	98,113	5.9	2.03	221,725	3.1	273,188	6.5	1.23	14,950	2.5	31.0	▲ 0.1	13,256	1.9	13.5	▲ 0.5	56,163	▲ 9.6	215,109	▲ 2.7
令和4年 4月	5,426	3.6	8,784	15.8	2.11	19,686	2.7	22,938	9.0	1.23	1,388	▲ 1.0	25.6	▲ 1.2	1,222	▲ 4.8	13.9	▲ 3.0	4,895	▲ 22.4	19,844	▲ 7.0
5	4,218	17.0	7,751	10.9	2.02	19,847	6.1	22,258	10.1	1.22	1,273	2.4	30.2	▲ 4.3	1,124	2.3	14.5	▲ 1.2	4,755	▲ 9.4	18,602	5.8
6	4,024	3.0	7,808	5.6	2.02	19,617	6.6	22,291	9.6	1.23	1,324	0.2	32.9	▲ 0.9	1,160	▲ 5.3	14.9	▲ 1.7	4,945	▲ 12.7	18,957	▲ 2.6
7	3,453	▲ 3.9	8,099	12.0	2.14	18,432	4.8	22,068	9.8	1.24	1,146	▲ 0.2	33.2	1.3	988	▲ 2.4	12.2	▲ 1.8	4,045	▲ 20.0	17,106	▲ 7.1
8	3,719	0.7	7,857	7.6	2.06	18,225	3.3	22,369	10.1	1.25	1,042	▲ 1.6	28.0	▲ 0.7	942	0.5	12.0	▲ 0.8	4,163	▲ 9.4	18,385	0.7
9	3,903	0.7	8,006	2.9	2.07	18,177	1.7	22,787	8.8	1.26	1,219	▲ 2.4	31.2	▲ 1.0	1,069	▲ 5.9	13.4	▲ 1.2	4,661	▲ 11.8	18,240	▲ 3.5
10	3,846	▲ 1.2	8,785	2.8	2.05	18,329	1.8	23,242	5.0	1.24	1,229	▲ 4.7	32.0	▲ 1.1	1,078	▲ 6.3	12.3	▲ 1.2	4,546	▲ 11.4	17,656	▲ 4.9
11	3,414	▲ 4.4	7,875	5.1	2.02	17,804	0.9	23,194	5.7	1.24	1,190	2.4	34.9	2.4	1,036	4.3	13.2	0.0	4,259	▲ 9.2	16,892	▲ 5.5
12	2,910	▲ 4.2	7,344	▲ 3.9	1.95	16,706	▲ 0.7	22,091	2.8	1.22	1,021	▲ 2.0	35.1	0.8	894	▲ 1.5	12.2	0.3	3,195	▲ 16.1	14,892	▲ 8.1
令和5年 1月	4,470	6.4	8,846	4.6	2.06	17,347	1.0	22,653	1.7	1.22	965	▲ 1.6	21.6	▲ 1.8	846	▲ 0.4	9.6	▲ 0.4	5,055	2.6	17,258	▲ 1.9
2	4,419	13.6	8,964	12.7	1.98	18,310	4.5	24,017	5.4	1.22	1,433	19.6	32.4	1.6	1,274	20.8	14.2	0.9	6,027	8.5	18,080	4.8
3	4,467	2.0	7,994	▲ 3.2	1.99	19,245	4.7	23,280	1.2	1.20	1,720	15.5	38.5	4.5	1,623	19.5	20.3	3.9	5,617	▲ 3.8	19,197	▲ 2.6
令和5年度	5,346	▲ 1.5	6,965	▲ 20.7		20,084	2.0	21,276	▲ 7.2		1,387	▲ 0.1	25.9	▲ 5.2	1,228	0.5	17.6	3.6	4,577	▲ 6.5	18,341	▲ 7.6
令和5年度 4月	5,346	▲ 1.5	6,965	▲ 20.7	1.63	20,084	2.0	21,276	▲ 7.2	1.11	1,387	▲ 0.1	25.9	0.3	1,228	0.5	17.6	3.7	4,577	▲ 6.5	18,341	▲ 7.6
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
令和6年 1月																						
2																						
3																						

※令和4年12月以前の季節調整値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
※紹介件数には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値は含まず。

最　近　の　雇　用　失　業　情　勢　（2）　【主要指標】

奈良労働局職業安定部

項目 / 年月		新規適用事業所数	前年対比	廃止事業所数	前年対比	月末事業所数（平均）	前年対比	被保険者数（平均）	前年対比	資格取得数	前年対比	資格喪失数	前年対比	解雇数	前年対比	離職票交付数	前年対比	受給資格決定件数（基本）	前年対比	受給者実人員（基本）	前年対比	受給率	事務組合委託数 事業所数（平均）	前年対比
平成22年度		788	5.2	602	▲ 6.8	16,528	1.1	211,769	2.7	44,475	10.8	36,970	4.1	3,703	▲ 28.1	26,249	3.9	20,277	▲ 12.7	84,875	▲ 16.6	3.23	6,005	▲ 1.0
平成23年度		802	1.8	904	50.2	16,580	0.3	214,859	1.5	42,447	▲ 4.6	39,869	7.8	4,031	8.9	27,646	5.3	20,021	▲ 1.3	77,902	▲ 8.2	2.93	5,912	▲ 1.6
平成24年度		788	▲ 1.7	627	▲ 30.6	16,663	0.5	216,528	0.8	43,109	1.6	40,920	2.6	4,324	7.3	29,184	5.6	19,818	▲ 1.0	76,886	▲ 1.3	2.87	5,866	▲ 0.8
平成25年度		835	6.0	766	22.2	16,779	0.7	219,796	1.5	44,347	2.9	40,689	▲ 0.6	2,816	▲ 34.9	28,230	▲ 3.3	17,534	▲ 11.5	71,164	▲ 7.4	2.63	5,857	▲ 0.2
平成26年度		799	▲ 4.3	709	▲ 7.4	16,866	0.5	224,214	2.0	47,066	6.1	41,730	2.6	3,487	23.8	28,296	0.2	16,904	▲ 3.6	61,268	▲ 13.9	2.23	5,836	▲ 0.3
平成27年度		797	▲ 0.3	720	1.6	16,966	0.6	229,182	2.2	45,688	▲ 2.9	41,020	▲ 1.7	3,237	▲ 7.2	28,130	▲ 0.6	16,439	▲ 2.8	59,098	▲ 3.5	2.10	5,811	▲ 0.4
平成28年度		937	17.6	643	▲ 10.7	17,165	1.2	234,281	2.3	48,571	6.3	41,345	0.8	2,492	▲ 23.0	27,766	▲ 1.3	14,657	▲ 10.8	50,723	▲ 14.2	1.77	5,796	▲ 0.3
平成29年度		962	2.7	515	▲ 19.9	17,604	3.8	243,140	3.8	48,309	▲ 0.5	41,751	1.0	2,342	▲ 6.0	28,385	2.2	14,068	▲ 4.0	47,572	▲ 6.2	1.60	5,946	2.6
平成30年度		759	▲ 21.1	569	10.5	17,886	1.6	246,581	1.4	47,429	▲ 1.8	43,993	5.4	2,411	3.0	29,691	4.6	13,410	▲ 4.7	44,252	▲ 7.0	1.47	6,015	1.2
平成31年度		717	▲ 25.6	584	▲ 11.1	18,030	0.8	249,927	1.4	47,422	▲ 0.0	43,640	▲ 0.8	2,398	▲ 0.5	29,184	▲ 1.7	13,508	0.7	44,233	▲ 0.0	1.45	6,014	▲ 0.0
令和2年度		868	21.1	495	▲ 15.2	18,351	1.8	251,074	0.5	44,182	▲ 6.8	43,729	0.2	2,550	6.3	28,385	▲ 2.7	14,487	7.2	53,265	20.4	1.74	6,046	▲ 9.6
令和3年度		766	▲ 11.8	551	11.3	18,696	1.9	251,598	0.2	43,828	▲ 0.8	43,599	▲ 0.3	1,950	▲ 23.5	27,914	▲ 1.7	13,106	▲ 9.5	50,387	▲ 5.4	1.64	6,116	1.2
令和3年	4月	122	9.9	45	25.0	18,588	2.2	249,876	0.4	7,942	0.5	8,291	▲ 9.9	480	6.9	5,207	▲ 16.9	1,605	▲ 6.0	4,038	23.3	1.59	6,099	1.0
	5	76	▲ 23.2	32	0.0	18,631	2.1	252,459	0.4	5,670	▲ 8.1	3,053	▲ 13.1	107	▲ 72.1	2,024	▲ 14.8	1,383	▲ 9.0	4,079	6.7	1.59	6,095	0.9
	6	56	▲ 46.7	54	▲ 1.8	18,641	1.9	252,881	0.0	3,831	▲ 8.2	3,473	9.6	245	▲ 1.2	2,191	6.8	1,266	▲ 16.2	4,485	▲ 0.3	1.74	6,103	1.0
	7	69	▲ 8.0	45	▲ 8.2	18,664	1.8	252,733	0.2	3,038	▲ 2.9	3,144	0.8	165	▲ 32.7	1,986	▲ 9.1	1,067	▲ 20.0	4,696	▲ 3.6	1.82	6,098	1.0
	8	54	▲ 10.0	26	▲ 43.5	18,692	1.9	252,179	0.1	2,758	4.0	3,386	16.3	116	▲ 50.0	2,075	13.0	1,011	▲ 7.2	4,756	▲ 7.0	1.85	6,097	1.1
	9	63	▲ 11.3	52	▲ 64.4	18,707	2.4	251,311	▲ 0.2	2,939	▲ 2.4	3,793	25.2	101	▲ 40.9	2,152	5.9	1,053	▲ 2.8	4,608	▲ 10.7	1.80	6,105	1.4
	10	57	▲ 34.5	31	14.8	18,730	2.1	251,505	0.4	3,810	21.0	3,585	▲ 20.4	128	▲ 5.2	2,247	5.8	1,046	▲ 15.2	4,347	▲ 13.7	1.70	6,113	1.4
	11	46	2.2	43	104.8	18,738	2.0	251,812	0.5	2,904	12.6	2,814	13.3	86	▲ 30.6	1,829	11.5	990	▲ 7.3	4,261	▲ 9.4	1.66	6,120	1.3
	12	61	24.5	43	104.8	18,757	1.9	251,671	0.3	2,413	▲ 6.8	2,586	13.7	122	▲ 11.6	1,719	8.6	770	▲ 8.8	3,999	▲ 9.7	1.56	6,133	1.3
令和4年	1月	52	▲ 7.1	93	342.9	18,720	1.5	251,005	0.2	2,768	▲ 3.6	3,444	3.8	137	▲ 1.4	2,321	2.1	907	1.5	3,859	▲ 8.5	1.51	6,137	1.2
	2	60	17.6	43	152.9	18,736	1.4	250,970	0.1	2,683	▲ 4.8	2,710	5.9	130	38.3	1,853	6.9	929	▲ 4.1	3,598	▲ 11.8	1.41	6,145	1.1
	3	50	▲ 15.3	44	83.3	18,745	1.3	250,775	0.2	3,072	▲ 2.0	3,320	▲ 9.0	133	▲ 30.7	2,310	1.2	1,079	▲ 12.1	3,661	▲ 9.8	1.44	6,145	1.0
令和4年度		751	▲ 2.0	597	8.4	18,839	0.8	251,004	▲ 0.2	44,502	1.5	43,547	▲ 0.1	1,999	2.5	28,792	3.2	13,256	1.1	47,754	▲ 5.2	1.56	6,134	0.3
令和4年	4月	92	▲ 24.6	40	▲ 11.1	18,794	1.1	250,912	0.4	8,056	1.4	7,906	▲ 4.6	400	▲ 16.7	5,381	3.3	1,687	5.1	3,562	▲ 11.8	1.40	6,152	0.9
	5	60	▲ 21.1	37	15.6	18,818	1.0	252,782	0.1	5,498	▲ 3.0	3,506	14.8	161	50.5	2,257	11.5	1,341	▲ 3.0	3,816	▲ 6.4	1.49	6,146	0.8
	6	84	50.0	57	5.6	18,841	1.1	251,784	▲ 0.4	3,793	▲ 1.0	3,190	▲ 8.2	111	▲ 54.7	2,052	▲ 6.3	1,142	▲ 9.8	4,046	▲ 9.8	1.58	6,135	0.5
	7	73	5.8	43	▲ 4.4	18,869	1.1	251,767	▲ 0.4	3,348	10.2	3,326	5.8	161	▲ 2.4	2,177	9.6	936	▲ 12.3	4,270	▲ 9.1	1.67	6,136	0.6
	8	59	9.3	56	115.4	18,878	1.0	251,464	▲ 0.3	2,858	3.6	3,138	▲ 7.3	115	▲ 0.9	2,127	2.5	1,022	1.1	4,588	▲ 3.5	1.79	6,132	0.6
	9	67	6.3	152	192.3	18,795	0.5	251,267	▲ 0.0	3,007	2.3	3,182	▲ 16.1	142	40.6	2,173	1.0	1,038	▲ 1.4	4,332	▲ 6.0	1.69	6,129	0.4
	10	46	▲ 19.3	45	45.2	18,799	0.4	250,730	▲ 0.3	3,471	▲ 8.9	3,993	11.4	220	71.9	2,458	9.4	1,142	9.2	4,162	▲ 4.3	1.63	6,122	0.1
	11	48	4.4	33	▲ 23.3	18,816	0.4	250,953	▲ 0.3	2,979	2.6	2,731	▲ 3.0	113	31.4	1,804	▲ 1.4	998	0.8	4,028	▲ 5.5	1.58	6,122	0.0
	12	56	▲ 8.2	48	11.6	18,825	0.4	250,924	▲ 0.3	2,410	▲ 0.1	2,422	▲ 6.3	129	5.7	1,582	▲ 8.0	736	▲ 4.4	3,811	▲ 4.7	1.50	6,135	0.0
令和5年	1月	56	7.7	35	▲ 62.4	18,845	0.7	250,075	▲ 0.4	2,817	1.8	3,473	0.8	103	▲ 24.8	2,369	2.1	1,004	10.7	3,809	▲ 1.3	1.50	6,130	▲ 0.1
	2	62	3.3	21	▲ 51.2	18,886	0.8	250,000	▲ 0.4	3,144	17.2	3,200	18.1	138	6.2	1,952	5.3	1,040	12.0	3,651	1.5	1.44	6,134	▲ 0.2
	3	48	▲ 4.0	30	▲ 31.8	18,907	0.9	249,384	▲ 0.6	3,121	1.6	3,480	4.8	206	54.9	2,460	6.5	1,170	8.4	3,679	0.5	1.45	6,137	▲ 0.1
令和5年度		99	7.6	49	22.5	18,957	1.4	247,458	▲ 1.7	6,207	▲ 23.0	7,998	1.2	437	9.3	5,612	4.3	1,616	▲ 4.2	3,574	0.3	1.40	6,147	▲ 0.1
令和5年	4月	99	7.6	49	22.5	18,957	0.9	247,458	▲ 1.4	6,207	▲ 23.0	7,998	1.2	437	9.3	5,612	4.3	1,616	▲ 4.2	3,574	0.3	1.42	6,147	▲ 0.1
	5																							
	6																							
	7																							
	8																							
	9																							
	10																							
	11																							
	12																							
令和6年	1月																							
	2																							
	3																							

※令和4年4月以降の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得ます。

資料No.13

令和４年度　奈良県の最低賃金改定状況

件名			最低賃金額 改正前 日額	最低賃金額 改正前 時間額	最低賃金額 現行 日額	最低賃金額 現行 時間額	引上げ額 日額	引上げ額 時間額	引上げ率 日額	引上げ率 時間額	答申日	公示日 発効日	影響率 (基礎調査)	専門部会 開催状況
奈良県最低賃金				866		896		30		3.46%	R4. 8. 5	R4. 9. 1 R4.10. 1	16.6%	7月20日 7月28日 8月 2日 8月 4日
新産別	奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金			905		905		－		－	R3.10.28	R3.11.29 R3.12.29		
新産別	奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金			891		※896 ~~891~~	※奈良県最低賃金適用				R3.10.28	R3.11.29 R3.12.29		
新産別	奈良県自動車小売業最低賃金			892		※896 ~~892~~					R3.10.28	R3.11.29 R3.12.29		
旧産別	奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金	製材 熟練 等	6,527	※896 ~~816~~	※日額については平成元年度以降　金額凍結 ※時間額については奈良県最低賃金適用						S63.12.2	S63.12.26 H 1. 1.25		

地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移

資料No.14

旧	新		30年度			31(R1)年度			R2年度			R3年度			R4年度		
			最低賃金額	時間額引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額引上率	発効年月日
Aランク	Aランク	東京	985	2.82	H30.10.1	1013	2.84	R1.10.1	1013	0.00	R1.10.1	1041	2.76	R3.10.1	1072	2.98	R4.10.1
		神奈川	983	2.82	H30.10.1	1011	2.85	R1.10.1	1012	0.10	R2.10.1	1040	2.77	R3.10.1	1071	2.98	R4.10.1
		大阪	936	2.97	H30.10.1	964	2.99	R1.10.1	964	0.00	R1.10.1	992	2.90	R3.10.1	1023	3.13	R4.10.1
		愛知	898	3.10	H30.10.1	926	3.12	R1.10.1	927	0.11	R2.10.1	955	3.02	R3.10.1	986	3.25	R4.10.1
		千葉	895	3.11	H30.10.1	923	3.13	R1.10.1	925	0.22	R2.10.1	953	3.03	R3.10.1	984	3.25	R4.10.1
		埼玉	898	3.10	H30.10.1	926	3.12	R1.10.1	928	0.22	R2.10.1	956	3.02	R3.10.1	987	3.24	R4.10.1
Bランク	Bランク	京都	882	3.04	H30.10.1	909	3.06	R1.10.1	909	0.00	R1.10.1	937	3.08	R3.10.1	968	3.31	R4.10.9
		兵庫	871	3.20	H30.10.1	899	3.21	R1.10.1	900	0.11	R2.10.1	928	3.11	R3.10.1	960	3.45	R4.10.1
		静岡	858	3.13	H30.10.3	885	3.15	R1.10.4	885	0.00	R1.10.4	913	3.16	R3.10.2	944	3.40	R4.10.5
		三重	846	3.17	H30.10.1	873	3.19	R1.10.1	874	0.11	R2.10.1	902	3.20	R3.10.1	933	3.44	R4.10.1
		広島	844	3.18	H30.10.1	871	3.20	R1.10.1	871	0.00	R1.10.1	899	3.21	R3.10.1	930	3.45	R4.10.1
		滋賀	839	3.20	H30.10.1	866	3.22	R1.10.3	868	0.23	R2.10.1	896	3.23	R3.10.1	927	3.46	R4.10.6
		栃木	826	3.25	H30.10.1	853	3.27	R1.10.1	854	0.12	R2.10.1	882	3.28	R3.10.1	913	3.51	R4.10.1
		茨城	822	3.27	H30.10.1	849	3.28	R1.10.1	851	0.24	R2.10.1	879	3.29	R3.10.1	911	3.64	R4.10.1
		富山	821	3.27	H30.10.1	848	3.29	R1.10.1	849	0.12	R2.10.1	877	3.30	R3.10.1	908	3.53	R4.10.1
		長野	821	3.27	H30.10.1	848	3.29	R1.10.4	849	0.12	R2.10.1	877	3.30	R3.10.1	908	3.53	R4.10.1
		北海道	835	3.09	H30.10.1	861	3.11	R1.10.3	861	0.00	R1.10.3	889	3.25	R3.10.1	920	3.49	R4.10.2
		岐阜	825	3.13	H30.10.1	851	3.15	R1.10.1	852	0.12	R2.10.1	880	3.29	R3.10.1	910	3.41	R4.10.1
		福岡	814	3.17	H30.10.1	841	3.32	R1.10.1	842	0.12	R2.10.1	870	3.33	R3.10.1	900	3.45	R4.10.8
		山梨	810	3.32	H30.10.3	837	3.33	R1.10.1	838	0.12	R2.10.9	866	3.34	R3.10.1	898	3.70	R4.10.20
		奈良	**811**	**3.18**	**H30.10.4**	**837**	**3.21**	**R1.10.5**	**838**	**0.12**	**R2.10.1**	**866**	**3.34**	**R3.10.1**	**896**	**3.46**	**R4.10.1**
Cランク		群馬	809	3.32	H30.10.6	835	3.21	R1.10.6	837	0.24	R2.10.3	865	3.35	R3.10.2	895	3.47	R4.10.8
		岡山	807	3.33	H30.10.3	833	3.22	R1.10.2	834	0.12	R2.10.3	862	3.36	R3.10.2	892	3.48	R4.10.1
		石川	806	3.20	H30.10.1	832	3.23	R1.10.2	833	0.12	R2.10.7	861	3.36	R3.10.7	891	3.48	R4.10.8
		新潟	803	3.21	H30.10.1	830	3.36	R1.10.6	831	0.12	R2.10.1	859	3.37	R3.10.1	890	3.61	R4.10.1
		和歌山	803	3.35	H30.10.1	830	3.36	R1.10.1	831	0.12	R2.10.1	859	3.37	R3.10.1	889	3.49	R4.10.1
		福井	803	3.21	H30.10.1	829	3.24	R1.10.4	830	0.12	R2.10.2	858	3.37	R3.10.1	888	3.50	R4.10.2
		山口	802	3.22	H30.10.1	829	3.37	R1.10.5	829	0.00	R1.10.5	857	3.38	R3.10.1	888	3.62	R4.10.13
		宮城	798	3.37	H30.10.1	824	3.26	R1.10.1	825	0.12	R2.10.1	853	3.39	R3.10.1	883	3.52	R4.10.1
		香川	792	3.39	H30.10.1	818	3.28	R1.10.1	820	0.24	R2.10.1	848	3.41	R3.10.1	878	3.54	R4.10.1
		福島	772	3.21	H30.10.1	798	3.37	R1.10.1	800	0.25	R2.10.2	828	3.50	R3.10.1	858	3.62	R4.10.6
		島根	764	3.24	H30.10.1	790	3.40	R1.10.1	792	0.25	R2.10.1	824	4.04	R3.10.2	857	4.00	R4.10.5
		徳島	766	3.51	H30.10.1	793	3.52	R1.10.1	796	0.38	R2.10.4	824	3.52	R3.10.1	855	3.76	R4.10.6
		愛媛	764	3.38	H30.10.1	790	3.40	R1.10.1	793	0.38	R2.10.3	821	3.53	R3.10.1	853	3.90	R4.10.5
Dランク	Cランク	山形	763	3.25	H30.10.1	790	3.54	R1.10.1	793	0.38	R2.10.3	822	3.66	R3.10.2	854	3.89	R4.10.6
		岩手	762	3.25	H30.10.1	790	3.67	R1.10.4	793	0.38	R2.10.3	821	3.53	R3.10.2	854	4.02	R4.10.20
		鳥取	762	3.25	H30.10.5	790	3.67	R1.10.5	792	0.25	R2.10.2	821	3.66	R3.10.6	854	4.02	R4.10.6
		大分	762	3.39	H30.10.1	790	3.67	R1.10.1	792	0.25	R2.10.1	822	3.79	R3.10.6	854	3.89	R4.10.5
		青森	762	3.25	H30.10.4	790	3.67	R1.10.4	793	0.38	R2.10.3	822	3.66	R3.10.6	853	3.77	R4.10.5
		秋田	762	3.25	H30.10.1	790	3.67	R1.10.3	792	0.25	R2.10.1	822	3.79	R3.10.1	853	3.77	R4.10.1
		高知	762	3.39	H30.10.5	790	3.67	R1.10.5	792	0.25	R2.10.3	820	3.54	R3.10.2	853	4.02	R4.10.9
		佐賀	762	3.39	H30.10.4	790	3.67	R1.10.4	792	0.25	R2.10.2	821	3.66	R3.10.6	853	3.90	R4.10.2
		長崎	762	3.39	H30.10.6	790	3.67	R1.10.3	793	0.38	R2.10.3	821	3.53	R3.10.2	853	3.90	R4.10.8
		熊本	762	3.39	H30.10.1	790	3.67	R1.10.1	793	0.38	R2.10.1	821	3.53	R3.10.1	853	3.90	R4.10.1
		宮崎	762	3.39	H30.10.5	790	3.67	R1.10.4	793	0.38	R2.10.3	821	3.53	R3.10.6	853	3.90	R4.10.6
		鹿児島	761	3.26	H30.10.1	790	3.81	R1.10.3	793	0.38	R2.10.3	821	3.53	R3.10.2	853	3.90	R4.10.6
		沖縄	762	3.39	H30.10.3	790	3.67	R1.10.3	792	0.25	R2.10.3	820	3.54	R3.10.8	853	4.02	R4.10.6
全国加重平均額			874			901			902			930			961		

資料№１５

令和４年度　奈良地方最低賃金審議会　開催状況

（１）　本　審

奈 良 労 働 局

年度	第　１　回	第　２　回	第　３　回	第　４　回
通算	第４９８回	第４９９回	第５００回	第５０１回
	開催日　令和４年６月３０日（木）	開催日　令和４年７月２８日（木）	開催日　令和４年８月５日（金）	開催日　令和４年８月２３日（火）
内容	○奈良県最低賃金の改正について（諮問） ○奈良県最低賃金改正の審議の進め方について ○審議日程について ○運営小委員会の設置及び委員の選出及び委員の指名について	○奈良県最低賃金専門部会委員の任命について ○関係労使の意見聴取について	○令和4年度地域別最低賃金額改正の目安について（報告） ○奈良県最低賃金専門部会の審議結果について ○奈良県最低賃金の改正決定について（答申） ○奈良県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）	○運営小委員会の審議結果について ○奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（答申） ○意見に関する異議申出について（諮問） ○意見に関する異議申出について（答申）

年度	第　５　回
通算	第５０２回
	開催日　令和５年３月７日（火）
内容	○奈良県特定最低賃金の改正申出に関する意向表明について ○令和５年度 第１回本審の公開等について

令和４年度　奈良地方最低賃金審議会　各専門部会　開催状況

（２）　専　門　部　会

最　低　賃　金　名	第　１　回	第　２　回	第　３　回	第　４　回	第　５　回
	開催日　令和４年７月２０日（水）	開催日　令和４年７月２８日（木）	開催日　令和４年８月２日（火）	開催日　令和４年８月４日（木）	開催日　令和４年８月５日（金）
奈　良　県　最　低　賃　金	○部会長及び部会長代理の選出 ○専門部会の進め方の審議 ○審議日程の調整 ○関係資料の説明 ○最低賃金に関する基礎調査結果の説明	○関連資料の説明 ○金額の審議	○令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について ○金額の審議	○金額の審議	○金額の審議（結審） ○部会報告書の作成 **【　結審状況　】** **時間額：８９６円【８６６円＋３０円】** **発効日：令和４年１０月１日**
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業　最低賃金	改正の必要性なしにつき開催なし				
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	改正の必要性なしにつき開催なし				
奈良県自動車小売業最低賃金	改正の必要性なしにつき開催なし				

令和４年度　奈良地方最低賃金審議会　運営小委員会　開催状況

（３）　運　小

奈 良 労 働 局

第　１　回 開催日　令和４年８月１８日
○委員長及び委員長代理の選出について ○奈良県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

追加資料

厚生労働省
奈良労働局

ひとが育つ奈良
ひとへの投資
育児をしながら働きやすい奈良（第2期）

Press Release

厚生労働省奈良労働局　発表
令和５年６月３０日（金）
午前８時30分解禁

【照会先】
職業安定部職業安定課
課長　岩脇　辰行
地方労働市場情報官　森本　祥未
電話　0742-32-0208（内線363）

奈良県の一般職業紹介状況（令和5年5月分）について

令和５年５月の　有効求人倍率は　１．１４倍
就業地別有効求人倍率は　１．３０倍

県内の雇用情勢については、引き続き求人が求職を上回って推移している状況が続いているものの、今後物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。

◎　有効求人倍率は前月より0．03ポイント増加
◎　就業地別有効求人倍率は１．30倍で、前月より０．03ポイント増加
◎　新規求人倍率は２．02倍で、前月より０．39ポイント増加

◆　有効求人、求職、求人倍率の状況

○ 有効求人数（季節調整値）は 21,313人で、前月に比べて370人増加し、1.8%増となりました。
○ 有効求職者数（季節調整値）は 18,758人で、前月に比べて123人減少し、0.7%減となりました。
○ 有効求人倍率（季節調整値）は 1.14倍となり、前月より0.03ポイント上回りました。

有効求人倍率（季節調整値）

５月	奈良県	１．１４倍	近　畿	１．２１倍	全　国	１．３１倍
４月	奈良県	１．１１倍	近　畿	１．２１倍	全　国	１．３２倍

有効求人、求職及び求人倍率の推移

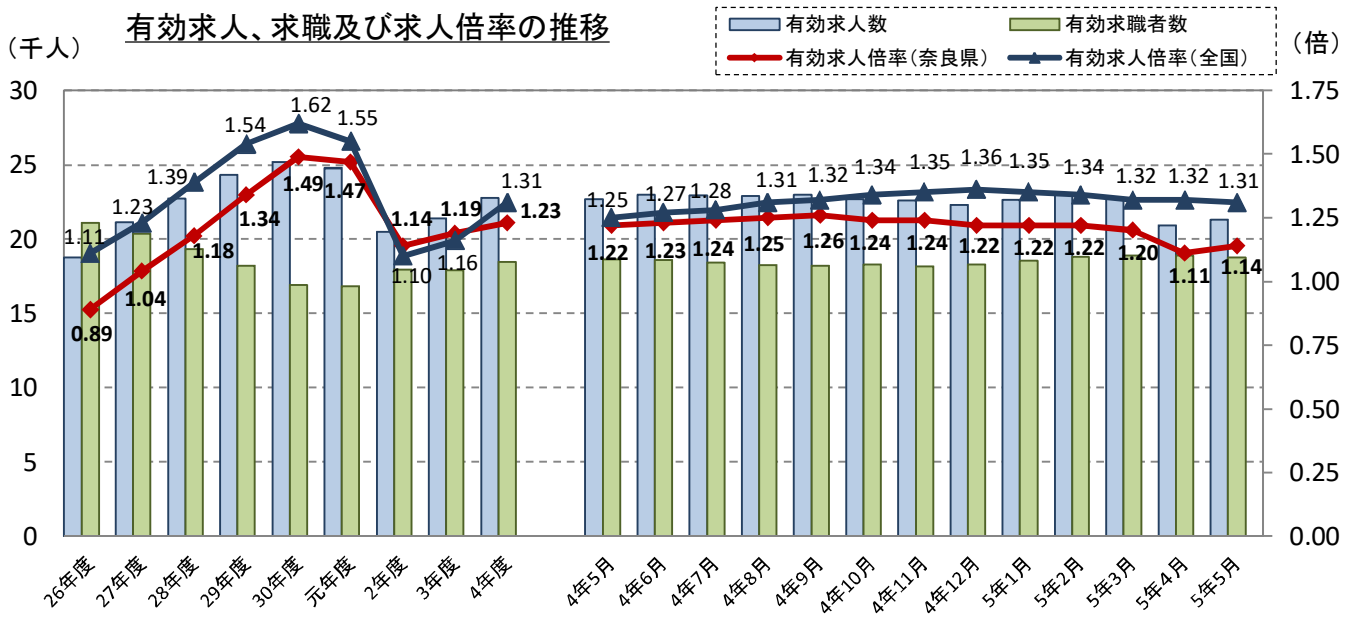

（注）1．月別の数値は季節調整値である。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
2．年度計は原数値である。

※ 求人倍率や求人数には、県内のハローワークが受理した求人数を用いた「受理地別」、実際の就業地が県内である求人数を用いた「就業地別」があり、本資料において「就業地別」の記載がないものは、「受理地別」を用いています。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、特段の記載があるものを除き、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

◆ 新規求人、求職、求人倍率の状況

○ 新規求人数（季節調整値）は 7,918人で、前月に比べて1,218人増加し、18.2%増となりました。
なお、新規求人数(原数値)に占める正社員求人の割合は、47.6%です。

○ 新規求職者数（季節調整値）は 3,919人で、前月に比べて194人減少し、4.7%減となりました。

○ 新規求職者（常用）の状況から

在職者は 1,034人となり、前年同月と比較すると 0.4%増となりました。
離職者は2,748人となり、前年同月と比較すると 5.5%増となりました。
離職者のうち事業主都合離職者は667人となり、前年同月と比較すると 21.1%増となりました。
離職者のうち自己都合離職者は 1,818人となり、前年同月と比較すると 3.2%増となりました。

○ 新規求人倍率（季節調整値）は 2.02倍となり、前月に比べて0.39ポイント上回りました。

新規求人倍率（季節調整値）

5月	奈良県	2．02倍	近　畿	2．30倍	全　国	2．36倍
4月	奈良県	1．63倍	近　畿	2．29倍	全　国	2．23倍

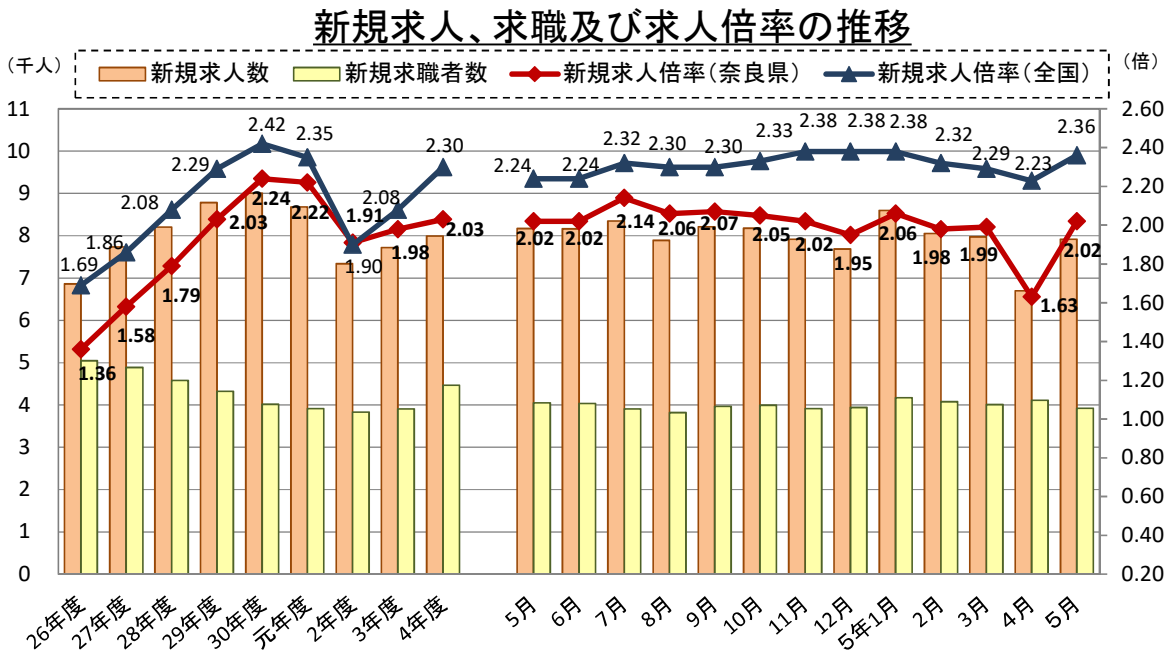

（注） 年度別の数値は原数値で、月別の数値は季節調整値である。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

◆ 産業別新規求人の状況

○ 新規求人数の多い産業は、次のとおりです。

P 医療、福祉は 2,719人で、前年同月と比べて、0.7%減となりました。
H 運輸業、郵便業は 908人で、前年同月と比べて、4.5%増となりました。
E 製造業は 871人で、前年同月と比べて、5.8%減となりました。
I 卸売業、小売業は 753人で、前年同月と比べて、8.5%増となりました。

○ 主な産業（300人以上）のうち前年同月比で新規求人数の増加・減少が多い産業は、次のとおりです。

【増加】D 建設業は 467人で、前年同月と比べて、15.0%増となりました。
I 卸売業、小売業は 753人で、前年同月と比べて、8.5%増となりました。

【減少】R サービス業（他に分類されないもの）は 659人で、前年同月と比べて、19.8%減となりました。
M 宿泊業、飲食サービス業は 366人で、前年同月と比べて、7.6%減となりました。
E 製造業は、871人で、前年同月と比べて、5.8%減となりました。

産業別一般新規求人状況（新産業分類区分）（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

奈良労働局　　令和5年5月

産業別	新規求人数			
	令和5年5月	令和5年4月	令和4年5月	対前年比
A.B. 農、林、漁業（01～04）	53	100	45	17.8
C 鉱業、砕石業、砂利採取業（05）	0	0	0	0.0
D 建設業（06～08）	467	453	406	15.0
（06 総合工事業）	262	278	227	15.4
E 製造業（09～32）	871	777	925	▲ 5.8
09 食料品製造業	171	94	138	23.9
10 飲料・たばこ・飼料製造業	23	2	5	360.0
11 繊維工業	42	74	75	▲ 44.0
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	10	48	26	▲ 61.5
13 家具・装備品製造業	16	9	9	77.8
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	53	35	39	35.9
15 印刷・同関連業	14	16	25	▲ 44.0
16 化学工業	43	58	87	▲ 50.6
17 石油製品・石炭製品製造業	1	1	0	0.0
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	123	133	190	▲ 35.3
19 ゴム製品製造業	18	21	19	▲ 5.3
21 窯業・土石製品製造業	21	14	25	▲ 16.0
22 鉄鋼業	17	12	13	30.8
23 非鉄金属製造業	0	4	3	▲ 100.0
24 金属製品製造業	97	84	85	14.1
25 はん用機械器具製造業	46	25	22	109.1
26 生産用機器具製造業	53	47	45	17.8
27 業務用機械器具製造業	0	5	0	0.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	6	10	11	▲ 45.5
29 電気機械器具製造業	51	24	31	64.5
30 情報通信機械器具製造業	2	0	1	100.0
31 輸送用機械器具製造業	40	9	36	11.1
20，32 その他の製造業	24	52	40	▲ 40.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業（33～36）	4	3	12	▲ 66.7
G 情報通信業（37～41）	15	35	24	▲ 37.5
（39 情報サービス業）	10	27	5	100.0
H 運輸業、郵便業（42～49）	908	271	869	4.5
I 卸売業、小売業（50～61）	753	700	694	8.5
50～55 卸売業	211	163	184	14.7
56～61 小売業	542	537	510	6.3
（56 各種商品小売業）	54	16	66	▲ 18.2
J 金融業、保険業（62～67）	5	32	8	▲ 37.5
K 不動産業、物品賃貸業（68～70）	53	143	94	▲ 43.6
L 学術研究、専門・技術サービス業（71～74）	202	183	127	59.1
M 宿泊業、飲食サービス業（75～77）	366	477	396	▲ 7.6
（76 飲食店）	201	361	260	▲ 22.7
N 生活関連サービス業、娯楽業（78～80）	231	224	236	▲ 2.1
O 教育、学習支援業（81，82）	96	123	67	43.3
P 医療、福祉（83～85）	2,719	2,541	2,739	▲ 0.7
（83 医療業）	800	735	805	▲ 0.6
（85 社会保険・社会福祉・介護事業）	1,915	1,794	1,930	▲ 0.8
Q 複合サービス事業（86，87）	45	30	42	7.1
R サービス業（他に分類されないもの）（88～96）	659	664	822	▲ 19.8
（91 職業紹介・労働者派遣業）	125	159	176	▲ 29.0
（92 その他の事業サービス業）	412	381	449	▲ 8.2
S. T 公務（他に分類されるものを除く）・その他（97，98，99）	222	209	245	▲ 9.4
合計	7,669	6,965	7,751	▲ 1.1
事業所規模 29人以下	4,374	4,277	4,491	▲ 2.6
事業所規模 30～99人	2,133	1,726	2,133	0.0
事業所規模 100～299人	826	635	879	▲ 6.0
事業所規模 300～499人	134	154	83	61.4
事業所規模 500～999人	175	165	162	8.0
事業所規模 1000人以上	27	8	3	800.0

（注）新産業分類（平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」）に基づく区分による。

【産業別新規求人数】

奈良労働局

産業別	新規求人数(人)			前年同月比			全国
	全数	パートを除く	パートタイム	全数	パートを除く	パートタイム	全数
A.B. 農、林、漁業(01～04)	53	11	42	17.8	57.1	10.5	5,795
C 鉱業、砕石業、砂利採取業(05)	0	0	0	0.0	0.0	0.0	470
D 建設業(06～08)	467	424	43	15.0	18.4	▲ 10.4	73,093
E 製造業(09～32)	871	505	366	▲ 5.8	▲ 11.1	2.5	77,576
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	4	4	0	▲ 66.7	▲ 66.7	0.0	831
G 情報通信業(37～41)	15	11	4	▲ 37.5	▲ 21.4	▲ 60.0	21,011
H 運輸業、郵便業(42～49)	908	757	151	4.5	▲ 0.8	42.5	45,740
I 卸売業、小売業(50～61)	753	372	381	8.5	8.1	8.9	106,372
J 金融業、保険業(62～67)	5	3	2	▲ 37.5	▲ 25.0	▲ 50.0	5,506
K 不動産業、物品賃貸業(68～70)	53	40	13	▲ 43.6	▲ 34.4	▲ 60.6	14,885
L 学術研究、専門・技術サービス業(71～74)	202	151	51	59.1	51.0	88.9	22,064
M 宿泊業、飲食サービス業(75～77)	366	125	241	▲ 7.6	▲ 21.9	2.1	71,982
N 生活関連サービス業、娯楽業(78～80)	231	79	152	▲ 2.1	▲ 2.5	▲ 1.9	30,953
O 教育、学習支援業(81, 82)	96	22	74	43.3	▲ 8.3	72.1	13,379
P 医療、福祉(83～85)	2,719	1,278	1,441	▲ 0.7	1.2	▲ 2.4	213,201
Q 複合サービス事業(86, 87)	45	38	7	7.1	46.2	▲ 56.3	4,984
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	659	318	341	▲ 19.8	▲ 18.7	▲ 20.9	111,846
S. T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97, 98, 99)	222	80	142	▲ 9.4	▲ 8.0	▲ 10.1	14,628
合計	7,669	4,218	3,451	▲ 1.1	▲ 1.1	▲ 1.1	834,316

(注) 新産業分類(平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」)に基づく区分による。

【新規求人の産業別割合】

奈良

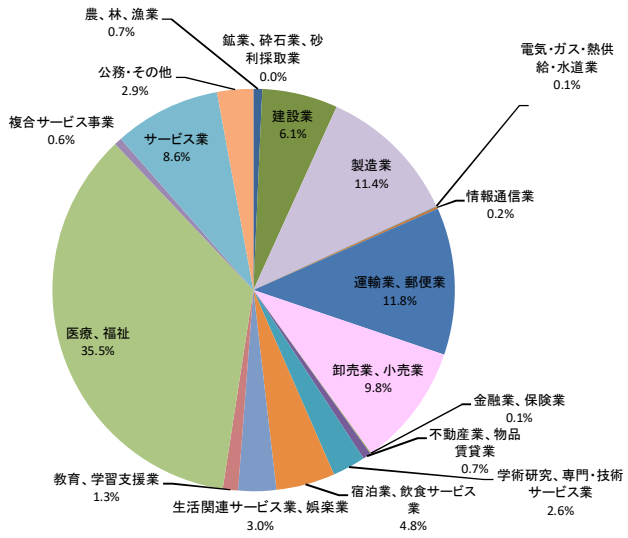

全国

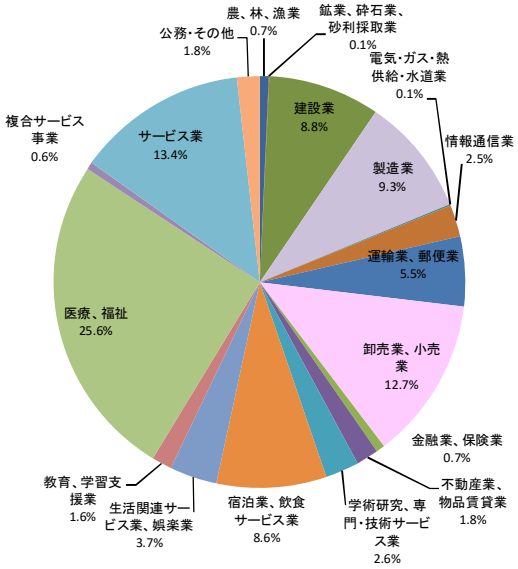

【主要産業における新規求人数の推移】

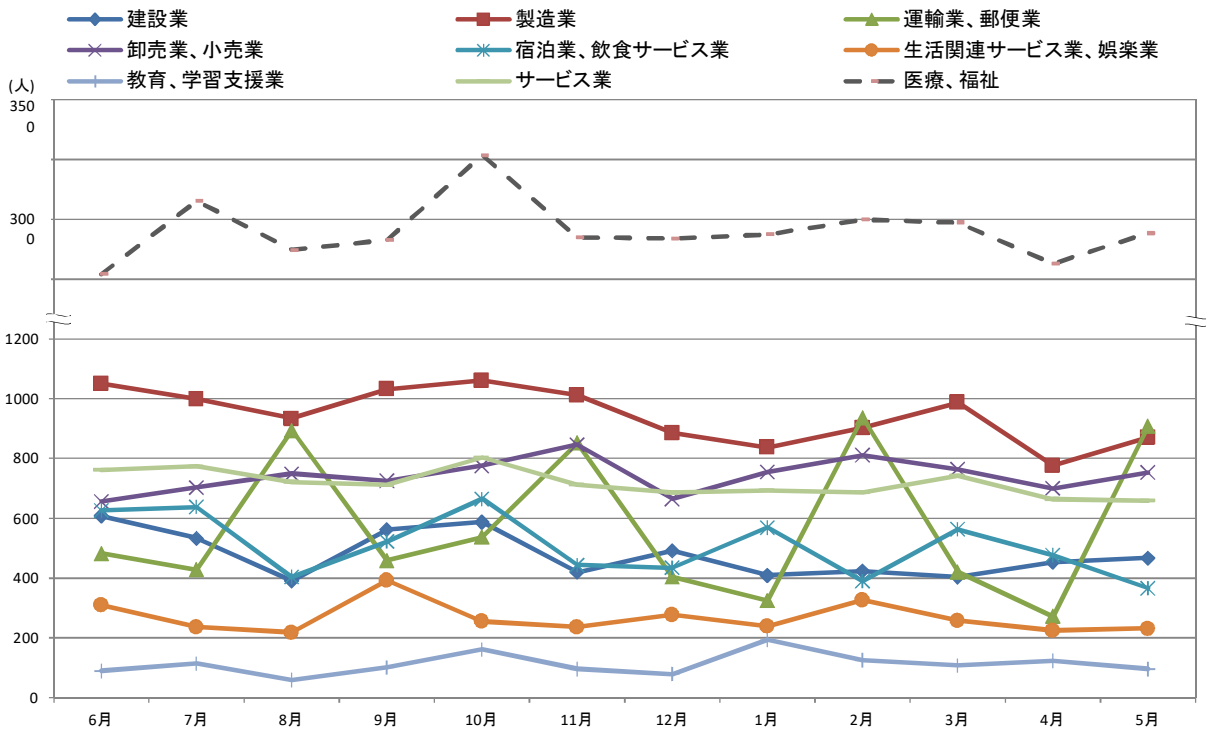

◆　正社員求人の状況

○ 正社員有効求人倍率（原数値）は 0.84倍で、前年同月と比較すると 0.06ポイント下回りました。

○ 正社員新規求人数は 3,650人で、前年同月と比較すると 0.8%減となりました。

○ 新規求人数に占める正社員求人の割合は 47.6%となりました。
前年同月と比較すると 0.1ポイント増となりました。

正社員有効求人倍率（原数値）

5月	奈良県　0．84倍	近　畿　0．88倍	全　国　0．96倍
4月	奈良県　0．82倍	近　畿　0．90倍	全　国　0．98倍
4年5月	奈良県　0．90倍	近　畿　0．82倍	全　国　0．91倍
3年5月	奈良県　0．84倍	近　畿　0．76倍	全　国　0．82倍
2年5月	奈良県　0．85倍	近　畿　0．82倍	全　国　0．84倍

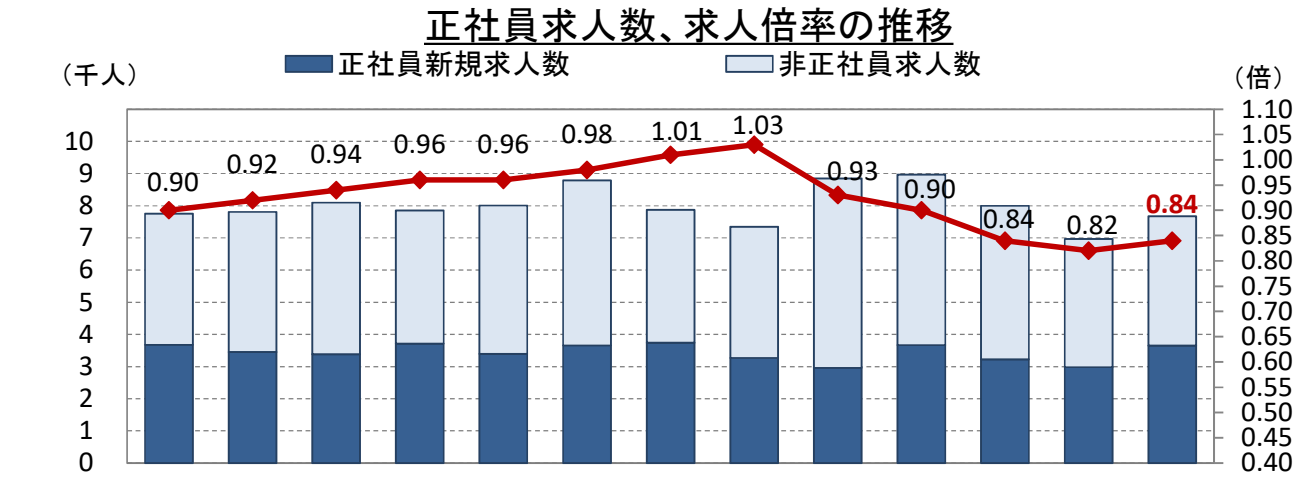

	4年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	4月	5月
正社員新規求人数	3,678	3,452	3,387	3,708	3,395	3,657	3,737	3,271	2,963	3,664	3,223	2,976	3,650
新規求人正社員割合	47.5	44.2	41.8	47.2	42.4	41.6	47.5	44.5	33.5	40.9	40.3	42.7	47.6
正社員有効求人倍率	0.90	0.92	0.94	0.96	0.96	0.98	1.01	1.03	0.93	0.90	0.84	0.82	0.84

（注）正社員有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

○ 正社員の職業別有効求人倍率については、管理的職業、事務的職業、運搬・清掃・包装等の職業で、職業計（0.84倍）を下回っている状況となっています。

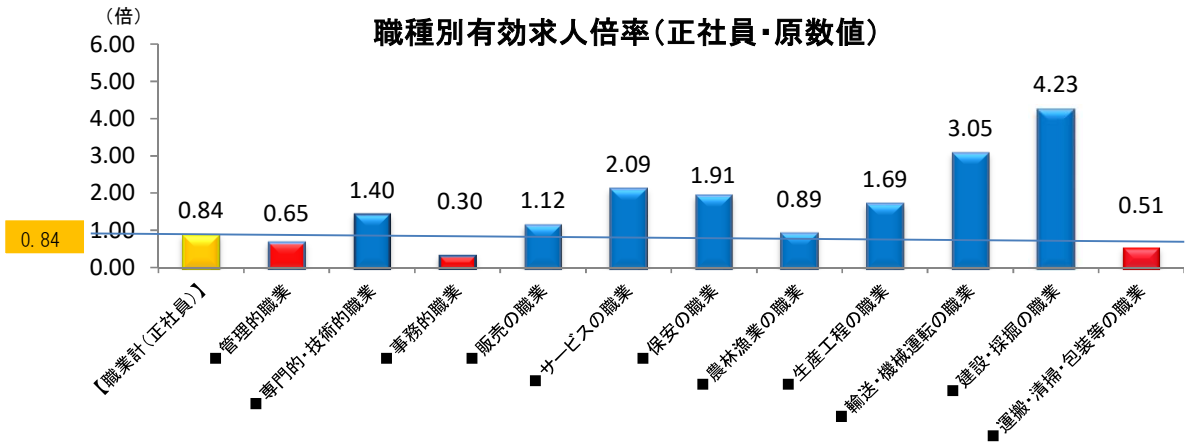

◆ 就職の状況

○ 就職件数は 1,244件で、前年同月に比べて2.3%減となりました。

一般は 518件（前年同月比 5.3%減）、パートは 726件（前年同月と同数）です。

○ 正社員就職件数は 391件で、前年同月に比べて 9.9%減となりました。

就職件数（全数）に占める正社員就職件数の割合は 31.4%で、前年同月に比べて2.7ポイント減となりました。

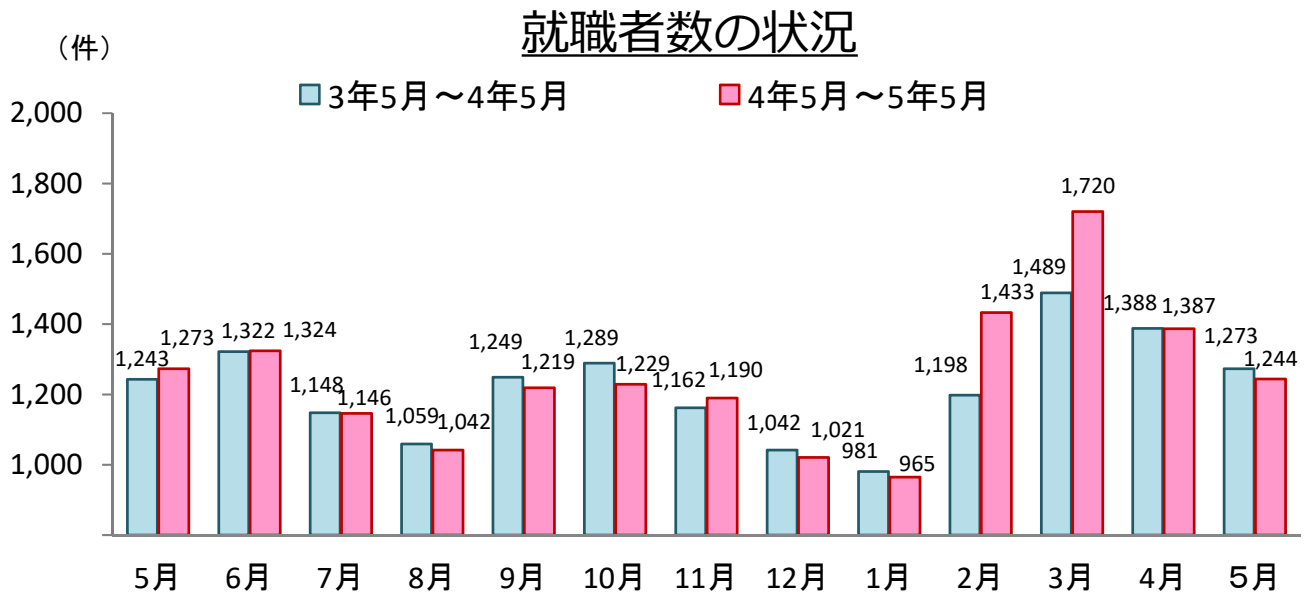

◆ 就業地別の求人数を用いた求人倍率

○ 就業地別有効求人倍率は １．３０倍となり、前月を0.03ポイント上回りました。

○ 就業地別新規求人倍率は ２．２８倍となり、前月を0.33ポイント上回りました。

参考：就業地別の統計を取り始めた2005年（平成17年）2月以降の就業地別有効求人倍率の過去最高値は、令和元年5月の1.74倍。

○ 就業地別の有効求人数（季節調整値）は 24,295人で、前月に比べて246人増加し、1.0%増となりました。

○ 就業地別の新規求人数（季節調整値）は 8,927人で、前月に比べて899人増加し、11.2%増となりました。

「就業地別の求人数」とは、
全国のハローワークで受理した求人から、実際の就業地が奈良県内となっている求人数を抽出し、これを用いて就業地別求人倍率を算出しました。

（注）・就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計しています。

※通常、公表している求人倍率（1ページ、2ページ、5ページ等）は、県内のハローワークが受理した求人数を用いて算出したもので、受理地別求人倍率と言います。
※求職者数は、受理地別求人倍率と同じ数値を用いています。

有効求人倍率の推移(就業地別・受理地別)

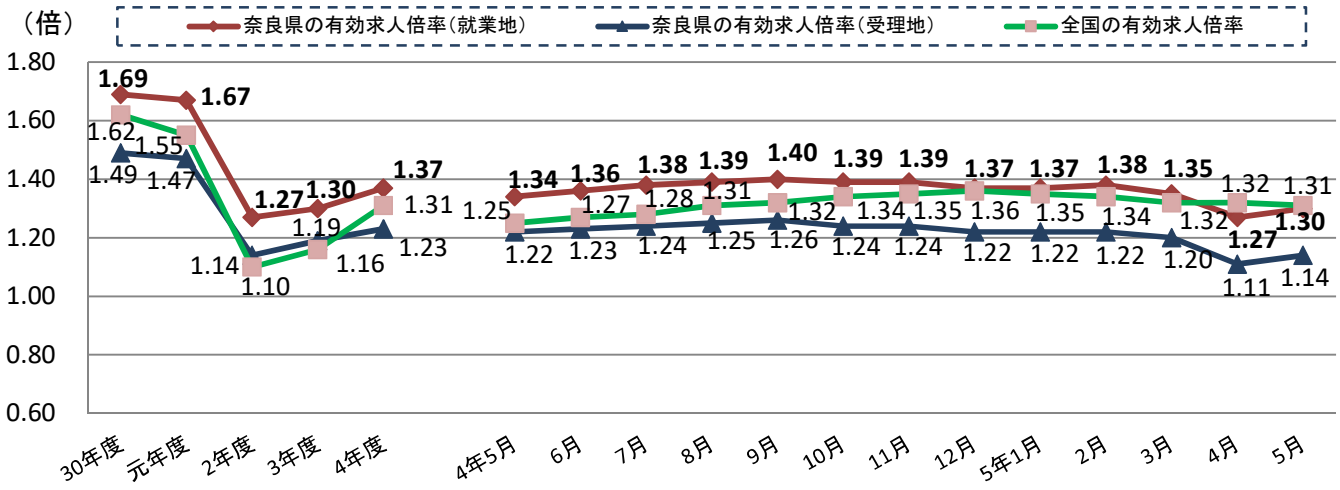

年度計は原数値であり、月別の数値は季節調整値である。
令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

新規求人倍率の推移(就業地別・受理地別)

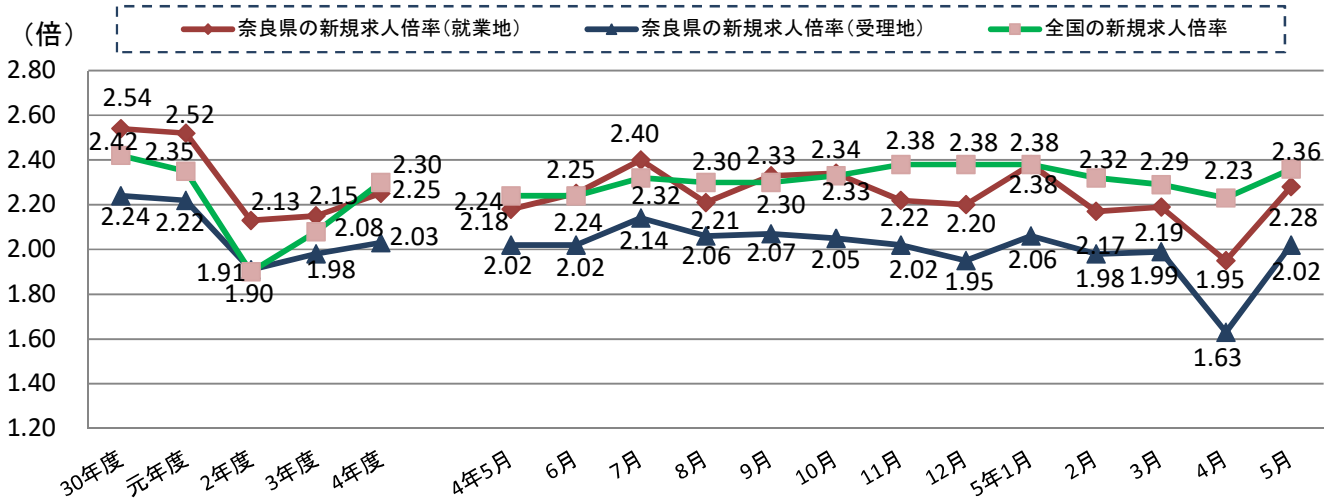

年度計は原数値であり、月別の数値は季節調整値である。
令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

5月 有効求人倍率 (季節調整値)	全国順位　府県名	40	奈良	41	滋賀	33	京都	26	大阪	46	兵庫	38	和歌山
	受理地別	④	1.14	⑤	1.12	②	1.23	①	1.32	⑥	1.01	③	1.16
	就業地別	②	1.30	①	1.37	④	1.25	⑥	1.12	⑤	1.17	③	1.26

近畿	全国
1.21	1.31
1.18	

5月 新規求人倍率 (季節調整値)		奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山
	受理地別	③ 2.02	④ 1.89	② 2.35	① 2.80	⑥ 1.73	⑤ 1.88
	就業地別	④ 2.28	③ 2.29	② 2.37	① 2.40	⑥ 2.04	⑤ 2.10

近畿	全国
2.30	2.36
2.27	

※受理地別・就業地別各求人倍率の①～⑥は、近畿各労働局内の順位を記載している。

公共職業安定所別　業務取扱状況

令和5年5月

職業紹介状況　　（単位：人、%）

		奈良局計	奈　良	大和高田	桜　井	下　市	大和郡山
1　新規求職		**4,223**	1,521	1,418	504	239	541
2　月間有効求職		**19,800**	7,118	6,740	2,287	971	2,684
3　紹　介		**4,554**	1,732	1,464	492	246	620
4　就　　職		**1,242**	416	416	149	87	174
	雇用保険受給者	**350**	114	129	33	25	49
	雇用保険受給者の早期再就職	**328**	92	106	51	20	59
5　新規求人		**7,669**	3,255	2,198	771	611	834
6　月間有効求人		**21,036**	8,661	5,895	2,199	1,724	2,557
7　充　　足		**1,128**	418	377	114	94	125
8　就職率 %　（新規）		**29.4**	27.4	29.3	29.6	36.4	32.2
9　充足率 %　（新規）		**14.7**	12.8	17.2	14.8	15.4	15.0

※雇用保険受給者の早期再就職数＝4月実績

・ハローワーク利用登録者による数値を用いており、令和3年9月以降は充足のみ、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値を含みます。

（単位：倍）

求人倍率	新規	**1.82**	2.14	1.55	1.53	2.56	1.54
	有効	**1.06**	1.22	0.87	0.96	1.78	0.95

求人倍率は原数値

雇用保険　　（単位：人、日、千円）

一般 基本手当基本	受給資格決定	**1,441**	568	450	206	49	168
	初回受給者	**1,348**	514	490	147	57	140
	受給者実人員	**4,155**	1,595	1,491	461	157	451
	給付延日数	**104,201**	40,797	37,014	11,512	3,826	11,052
	給付金額	**530,092**	211,737	185,723	56,651	18,798	57,183
	支給終了者	**611**	253	198	60	20	80

・受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得ます。

（単位：人、日、千円）

最　近　の　雇　用　失　業　情　勢　　（1）　【主要指標】

奈良労働局職業安定部

項目 / 年月		新規 求職	前年比	新規 求人	前年比	新規求人倍率（季調）	有効 求職	前年比	有効 求人	前年比	有効求人倍率（季調）	就職	前年比	就職率 新規	前年比	充足	前年比	充足率 新規	前年比	紹介件数	前年比	相談件数（一般）	前年比
平成26年度		60,541	▲ 3.0	82,362	▲ 1.7	1.36	253,048	▲ 6.4	225,223	▲ 0.6	0.89	20,613	▲ 7.4	34.0	▲ 1.7	18,348	▲ 7.2	22.3	▲ 1.3	109,675	▲ 14.2	203,304	▲ 6.4
平成27年度		58,675	▲ 3.1	92,815	12.7	1.58	244,184	▲ 3.5	253,703	12.6	1.04	19,815	▲ 3.9	33.8	▲ 1.9	17,619	▲ 4.0	19.0	▲ 4.6	99,604	▲ 9.2	197,780	▲ 2.7
平成28年度		54,959	▲ 6.3	98,468	6.1	1.79	231,819	▲ 5.1	272,781	7.5	1.18	19,222	▲ 3.0	35.0	1.2	17,103	▲ 2.9	17.4	▲ 1.6	88,798	▲ 10.8	212,767	－
平成29年度		51,867	▲ 5.6	105,419	7.1	2.03	218,522	▲ 5.7	291,747	7.0	1.34	18,514	▲ 3.7	35.7	0.7	16,529	▲ 3.4	15.7	▲ 1.7	80,026	▲ 9.9	204,115	▲ 4.1
平成30年度		48,199	▲ 7.1	108,079	2.5	2.24	203,047	▲ 7.1	302,096	3.5	1.49	17,289	▲ 6.6	35.9	0.2	15,242	▲ 7.8	14.1	▲ 1.6	69,072	▲ 13.7	195,540	▲ 4.2
平成31年度		46,994	▲ 2.5	104,187	▲ 3.6	2.22	202,222	▲ 0.4	297,141	▲ 1.6	1.47	16,115	▲ 6.8	34.3	▲ 1.6	14,146	▲ 7.2	13.6	▲ 0.5	64,946	▲ 6.0	194,293	▲ 0.6
令和2年度		46,022	▲ 2.1	88,059	▲ 15.5	1.91	215,697	6.7	245,614	▲ 17.3	1.14	14,536	▲ 9.8	31.6	▲ 2.7	12,958	▲ 8.4	14.7	1.1	62,936	▲ 3.1	223,110	14.8
令和3年度		46,879	1.9	92,631	5.2	1.98	214,969	▲ 0.3	256,595	4.5	1.19	14,584	0.3	31.1	▲ 0.5	13,006	0.4	14.0	▲ 0.7	62,110	▲ 1.3	221,170	▲ 0.9
令和3年	4月	5,239	7.3	7,585	11.5	1.96	19,177	9.0	21,038	▲ 2.8	1.16	1,402	18.0	26.8	2.5	1,284	21.9	16.9	1.4	6,304	39.4	21,327	30.5
	5	3,604	4.0	6,992	1.3	2.02	18,712	8.1	20,218	2.8	1.18	1,243	23.9	34.5	5.6	1,099	20.1	15.7	2.4	5,248	25.7	17,587	21.8
	6	3,906	▲ 13.0	7,394	3.9	1.98	18,401	2.2	20,345	4.2	1.19	1,322	0.2	33.8	4.4	1,225	4.8	16.6	0.2	5,666	▲ 1.8	19,473	2.1
	7	3,594	▲ 7.9	7,233	4.9	1.93	17,596	▲ 2.5	20,107	3.8	1.20	1,148	▲ 7.9	31.9	0.0	1,012	▲ 6.4	14.0	▲ 1.7	5,058	▲ 1.9	18,404	▲ 7.4
	8	3,692	7.0	7,299	▲ 4.1	1.86	17,646	▲ 3.5	20,317	2.4	1.18	1,059	3.4	28.7	▲ 1.0	937	5.5	12.8	1.1	4,597	▲ 0.1	18,253	▲ 3.3
	9	3,874	2.4	7,781	9.3	1.99	17,873	▲ 4.3	20,940	3.2	1.18	1,249	0.0	32.2	▲ 0.8	1,136	4.8	14.6	▲ 0.6	5,284	0.9	18,899	▲ 6.1
	10	3,894	1.5	8,548	11.5	1.99	18,008	▲ 4.4	22,142	6.6	1.20	1,289	1.2	33.1	▲ 0.1	1,150	2.7	13.5	▲ 1.1	5,132	▲ 5.8	18,574	▲ 11.1
	11	3,570	17.2	7,496	▲ 1.0	1.90	17,642	▲ 3.1	21,937	6.1	1.20	1,162	0.5	32.5	▲ 5.4	993	▲ 5.9	13.2	▲ 0.7	4,692	▲ 2.7	17,881	▲ 2.3
	12	3,037	5.5	7,641	14.6	2.01	16,826	▲ 2.2	21,490	6.2	1.18	1,042	▲ 6.0	34.3	▲ 4.2	908	▲ 7.4	11.9	▲ 2.8	3,810	▲ 10.3	16,211	▲ 6.5
令和4年	1月	4,200	5.6	8,453	9.5	2.02	17,178	▲ 0.2	22,270	8.5	1.20	981	0.4	23.4	▲ 1.2	849	▲ 1.6	10.0	▲ 1.2	4,926	▲ 5.2	17,598	▲ 3.6
	2	3,891	▲ 0.9	7,951	▲ 2.5	2.04	17,529	▲ 1.1	22,785	6.8	1.22	1,198	3.5	30.8	1.3	1,055	1.5	13.3	0.6	5,555	▲ 16.9	17,244	▲ 6.6
	3	4,378	0.0	8,258	5.3	2.09	18,381	▲ 1.3	23,006	5.8	1.24	1,489	▲ 18.8	34.0	▲ 7.8	1,358	▲ 20.6	16.4	▲ 5.4	5,838	▲ 17.6	19,719	▲ 6.6
令和4年度		48,269	3.0	98,113	5.9	2.03	221,725	3.1	273,188	6.5	1.23	14,950	2.5	31.0	▲ 0.1	13,256	1.9	13.5	▲ 0.5	56,163	▲ 9.6	215,109	▲ 2.7
令和4年	4月	5,426	3.6	8,784	15.8	2.11	19,686	2.7	22,938	9.0	1.23	1,388	▲ 1.0	25.6	▲ 1.2	1,222	▲ 4.8	13.9	▲ 3.0	4,895	▲ 22.4	19,844	▲ 7.0
	5	4,218	17.0	7,751	10.9	2.02	19,847	6.1	22,258	10.1	1.22	1,273	2.4	30.2	▲ 4.3	1,124	2.3	14.5	▲ 1.2	4,755	▲ 9.4	18,602	5.8
	6	4,024	3.0	7,808	5.6	2.02	19,617	6.6	22,291	9.6	1.23	1,324	0.2	32.9	▲ 0.9	1,160	▲ 5.3	14.9	▲ 1.7	4,945	▲ 12.7	18,957	▲ 2.6
	7	3,453	▲ 3.9	8,099	12.0	2.14	18,432	4.8	22,068	9.8	1.24	1,146	▲ 0.2	33.2	1.3	988	▲ 2.4	12.2	▲ 1.8	4,045	▲ 20.0	17,106	▲ 7.1
	8	3,719	0.7	7,857	7.6	2.06	18,225	3.3	22,369	10.1	1.25	1,042	▲ 1.6	28.0	▲ 0.7	942	0.5	12.0	▲ 0.8	4,163	▲ 9.4	18,385	0.7
	9	3,903	0.7	8,006	2.9	2.07	18,177	1.7	22,787	8.8	1.26	1,219	▲ 2.4	31.2	▲ 1.0	1,069	▲ 5.9	13.4	▲ 1.2	4,661	▲ 11.8	18,240	▲ 3.5
	10	3,846	▲ 1.2	8,785	2.8	2.05	18,329	1.8	23,242	5.0	1.24	1,229	▲ 4.7	32.0	▲ 1.1	1,078	▲ 6.3	12.3	▲ 1.2	4,546	▲ 11.4	17,656	▲ 4.9
	11	3,414	▲ 4.4	7,875	5.1	2.02	17,804	0.9	23,194	5.7	1.24	1,190	2.4	34.9	2.4	1,036	4.3	13.2	0.0	4,259	▲ 9.2	16,892	▲ 5.5
	12	2,910	▲ 4.2	7,344	▲ 3.9	1.95	16,706	▲ 0.7	22,091	2.8	1.22	1,021	▲ 2.0	35.1	0.8	894	▲ 1.5	12.2	0.3	3,195	▲ 16.1	14,892	▲ 8.1
令和5年	1月	4,470	6.4	8,846	4.6	2.06	17,347	1.0	22,653	1.7	1.22	965	▲ 1.6	21.6	▲ 1.8	846	▲ 0.4	9.6	▲ 0.4	5,055	2.6	17,258	▲ 1.9
	2	4,419	13.6	8,964	12.7	1.98	18,310	4.5	24,017	5.4	1.22	1,433	19.6	32.4	1.6	1,274	20.8	14.2	0.9	6,027	8.5	18,080	4.8
	3	4,467	2.0	7,994	▲ 3.2	1.99	19,245	4.7	23,280	1.2	1.20	1,720	15.5	38.5	4.5	1,623	19.5	20.3	3.9	5,617	▲ 3.8	19,197	▲ 2.6
令和5年度		9,635	▲ 0.1	14,634	▲ 11.5		40,198	1.7	42,312	▲ 6.4		2,631	▲ 1.1	27.3	▲ 3.8	2,356	0.4	16.1	2.1	9,131	▲ 5.4	36,727	▲ 4.5
令和5年	4月	5,346	▲ 1.5	6,965	▲ 20.7	1.63	20,084	2.0	21,276	▲ 7.2	1.11	1,387	▲ 0.1	25.9	0.3	1,228	0.5	17.6	3.7	4,577	▲ 6.5	18,341	▲ 7.6
	5	4,289	1.7	7,669	▲ 1.1	2.02	20,114	1.3	21,036	▲ 5.5	1.14	1,244	▲ 2.3	29.0	▲ 1.2	1,128	0.4	14.7	0.2	4,554	▲ 4.2	18,386	▲ 1.2
	6																						
	7																						
	8																						
	9																						
	10																						
	11																						
	12																						
令和6年	1月																						
	2																						
	3																						

※令和4年12月以前の季節調整値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
※紹介件数には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値は含まず。

最　近　の　雇　用　失　業　情　勢　（2）　【主要指標】

奈良労働局職業安定部

項目 / 年月	新規適用事業所数	前年対比	廃止事業所数	前年対比	月末事業所数（平均）	前年対比	被保険者数（平均）	前年対比	資格取得数	前年対比	資格喪失数	前年対比	解雇数	前年対比	離職票交付数	前年対比	受給資格決定件数（基本）	前年対比	受給者実人員（基本）	前年対比	受給率	事務組合委託数 事業所数（平均）	前年対比
平成22年度	788	5.2	602	▲ 6.8	16,528	1.1	211,769	2.7	44,475	10.8	36,970	4.1	3,703	▲ 28.1	26,249	3.9	20,277	▲ 12.7	84,875	▲ 16.6	3.23	6,005	▲ 1.0
平成23年度	802	1.8	904	50.2	16,580	0.3	214,859	1.5	42,447	▲ 4.6	39,869	7.8	4,031	8.9	27,646	5.3	20,021	▲ 1.3	77,902	▲ 8.2	2.93	5,912	▲ 1.6
平成24年度	788	▲ 1.7	627	▲ 30.6	16,663	0.5	216,528	0.8	43,109	1.6	40,920	2.6	4,324	7.3	29,184	5.6	19,818	▲ 1.0	76,886	▲ 1.3	2.87	5,866	▲ 0.8
平成25年度	835	6.0	766	22.2	16,779	0.7	219,796	1.5	44,347	2.9	40,689	▲ 0.6	2,816	▲ 34.9	28,230	▲ 3.3	17,534	▲ 11.5	71,164	▲ 7.4	2.63	5,857	▲ 0.2
平成26年度	799	▲ 4.3	709	▲ 7.4	16,866	0.5	224,214	2.0	47,066	6.1	41,730	2.6	3,487	23.8	28,296	0.2	16,904	▲ 3.6	61,268	▲ 13.9	2.23	5,836	▲ 0.3
平成27年度	797	▲ 0.3	720	1.6	16,966	0.6	229,182	2.2	45,688	▲ 2.9	41,020	▲ 1.7	3,237	▲ 7.2	28,130	▲ 0.6	16,439	▲ 2.8	59,098	▲ 3.5	2.10	5,811	▲ 0.4
平成28年度	937	17.6	643	▲ 10.7	17,165	1.2	234,281	2.3	48,571	6.3	41,345	0.8	2,492	▲ 23.0	27,766	▲ 1.3	14,657	▲ 10.8	50,723	▲ 14.2	1.77	5,796	▲ 0.3
平成29年度	962	2.7	515	▲ 19.9	17,604	3.8	243,140	3.8	48,309	▲ 0.5	41,751	1.0	2,342	▲ 6.0	28,385	2.2	14,068	▲ 4.0	47,572	▲ 6.2	1.60	5,946	2.6
平成30年度	759	▲ 21.1	569	10.5	17,886	1.6	246,581	1.4	47,429	▲ 1.8	43,993	5.4	2,411	3.0	29,691	4.6	13,410	▲ 4.7	44,252	▲ 7.0	1.47	6,015	1.2
平成31年度	717	▲ 25.6	584	▲ 11.1	18,030	0.8	249,927	1.4	47,422	▲ 0.0	43,640	▲ 0.8	2,398	▲ 0.5	29,184	▲ 1.7	13,508	0.7	44,233	▲ 0.0	1.45	6,014	▲ 0.0
令和2年度	868	21.1	495	▲ 15.2	18,351	1.8	251,074	0.5	44,182	▲ 6.8	43,729	0.2	2,550	6.3	28,385	▲ 2.7	14,487	7.2	53,265	20.4	1.74	6,046	▲ 9.6
令和3年度	766	▲ 11.8	551	11.3	18,696	1.9	251,598	0.2	43,828	▲ 0.8	43,599	▲ 0.3	1,950	▲ 23.5	27,914	▲ 1.7	13,106	▲ 9.5	50,387	▲ 5.4	1.64	6,116	1.2
令和3年 4月	122	9.9	45	25.0	18,588	2.2	249,876	0.4	7,942	0.5	8,291	▲ 9.9	480	6.9	5,207	▲ 16.9	1,605	▲ 6.0	4,038	23.3	1.59	6,099	1.0
5	76	▲ 23.2	32	0.0	18,631	2.1	252,459	0.4	5,670	▲ 8.1	3,053	▲ 13.1	107	▲ 72.1	2,024	▲ 14.8	1,383	▲ 9.0	4,079	6.7	1.59	6,095	0.9
6	56	▲ 46.7	54	▲ 1.8	18,641	1.9	252,881	0.0	3,831	▲ 8.2	3,473	9.6	245	▲ 1.2	2,191	6.8	1,266	▲ 16.2	4,485	▲ 0.3	1.74	6,103	1.0
7	69	▲ 8.0	45	▲ 8.2	18,664	1.8	252,733	0.2	3,038	▲ 2.9	3,144	0.8	165	▲ 32.7	1,986	▲ 9.1	1,067	▲ 20.0	4,696	▲ 3.6	1.82	6,098	1.0
8	54	▲ 10.0	26	▲ 43.5	18,692	1.9	252,179	0.1	2,758	4.0	3,386	16.3	116	▲ 50.0	2,075	13.0	1,011	▲ 7.2	4,756	▲ 7.0	1.85	6,097	1.1
9	63	▲ 11.3	52	▲ 64.4	18,707	2.4	251,311	▲ 0.2	2,939	▲ 2.4	3,793	25.2	101	▲ 40.9	2,152	5.9	1,053	▲ 2.8	4,608	▲ 10.7	1.80	6,105	1.4
10	57	▲ 34.5	31	14.8	18,730	2.1	251,505	0.4	3,810	21.0	3,585	▲ 20.4	128	▲ 5.2	2,247	5.8	1,046	▲ 15.2	4,347	▲ 13.7	1.70	6,113	1.4
11	46	2.2	43	104.8	18,738	2.0	251,812	0.5	2,904	12.6	2,814	13.3	86	▲ 30.6	1,829	11.5	990	▲ 7.3	4,261	▲ 9.4	1.66	6,120	1.3
12	61	24.5	43	104.8	18,757	1.9	251,671	0.3	2,413	▲ 6.8	2,586	13.7	122	▲ 11.6	1,719	8.6	770	▲ 8.8	3,999	▲ 9.7	1.56	6,133	1.3
令和4年 1月	52	▲ 7.1	93	342.9	18,720	1.5	251,005	0.2	2,768	▲ 3.6	3,444	3.8	137	▲ 1.4	2,321	2.1	907	1.5	3,859	▲ 8.5	1.51	6,137	1.2
2	60	17.6	43	152.9	18,736	1.4	250,970	0.1	2,683	▲ 4.8	2,710	5.9	130	38.3	1,853	6.9	929	▲ 4.1	3,598	▲ 11.8	1.41	6,145	1.1
3	50	▲ 15.3	44	83.3	18,745	1.3	250,775	0.2	3,072	▲ 2.0	3,320	▲ 9.0	133	▲ 30.7	2,310	1.2	1,079	▲ 12.1	3,661	▲ 9.8	1.44	6,145	1.0
令和4年度	751	▲ 2.0	597	8.4	18,839	0.8	251,004	▲ 0.2	44,502	1.5	43,547	▲ 0.1	1,999	2.5	28,792	3.2	13,256	1.1	47,754	▲ 5.2	1.56	6,134	0.3
令和4年 4月	92	▲ 24.6	40	▲ 11.1	18,794	1.1	250,912	0.4	8,056	1.4	7,906	▲ 4.6	400	▲ 16.7	5,381	3.3	1,687	5.1	3,562	▲ 11.8	1.40	6,152	0.9
5	60	▲ 21.1	37	15.6	18,818	1.0	252,782	0.1	5,498	▲ 3.0	3,506	14.8	161	50.5	2,257	11.5	1,341	▲ 3.0	3,816	▲ 6.4	1.49	6,146	0.8
6	84	50.0	57	5.6	18,841	1.1	251,784	▲ 0.4	3,793	▲ 1.0	3,190	▲ 8.2	111	▲ 54.7	2,052	▲ 6.3	1,142	▲ 9.8	4,046	▲ 9.8	1.58	6,135	0.5
7	73	5.8	43	▲ 4.4	18,869	1.1	251,767	▲ 0.4	3,348	10.2	3,326	5.8	161	▲ 2.4	2,177	9.6	936	▲ 12.3	4,270	▲ 9.1	1.67	6,136	0.6
8	59	9.3	56	115.4	18,878	1.0	251,464	▲ 0.3	2,858	3.6	3,138	▲ 7.3	115	▲ 0.9	2,127	2.5	1,022	1.1	4,588	▲ 3.5	1.79	6,132	0.6
9	67	6.3	152	192.3	18,795	0.5	251,267	▲ 0.0	3,007	2.3	3,182	▲ 16.1	142	40.6	2,173	1.0	1,038	▲ 1.4	4,332	▲ 6.0	1.69	6,129	0.4
10	46	▲ 19.3	45	45.2	18,799	0.4	250,730	▲ 0.3	3,471	▲ 8.9	3,993	11.4	220	71.9	2,458	9.4	1,142	9.2	4,162	▲ 4.3	1.63	6,122	0.1
11	48	4.4	33	▲ 23.3	18,816	0.4	250,953	▲ 0.3	2,979	2.6	2,731	▲ 3.0	113	31.4	1,804	▲ 1.4	998	0.8	4,028	▲ 5.5	1.58	6,122	0.0
12	56	▲ 8.2	48	11.6	18,825	0.4	250,924	▲ 0.3	2,410	▲ 0.1	2,422	▲ 6.3	129	5.7	1,582	▲ 8.0	736	▲ 4.4	3,811	▲ 4.7	1.50	6,135	0.0
令和5年 1月	56	7.7	35	▲ 62.4	18,845	0.7	250,075	▲ 0.4	2,817	1.8	3,473	0.8	103	▲ 24.8	2,369	2.1	1,004	10.7	3,809	▲ 1.3	1.50	6,130	▲ 0.1
2	62	3.3	21	▲ 51.2	18,886	0.8	250,000	▲ 0.4	3,144	17.2	3,200	18.1	138	6.2	1,952	5.3	1,040	12.0	3,651	1.5	1.44	6,134	▲ 0.2
3	48	▲ 4.0	30	▲ 31.8	18,907	0.9	249,384	▲ 0.6	3,121	1.6	3,480	4.8	206	54.9	2,460	6.5	1,170	8.4	3,679	0.5	1.45	6,137	▲ 0.1
令和5年度	171	12.5	109	41.6	18,966	1.4	249,420	▲ 0.9	13,861	2.3	11,670	2.3	652	16.2	8,044	5.3	3,057	1.0	7,729	4.8	1.51	6,145	▲ 50.0
令和5年 4月	99	7.6	49	22.5	18,957	0.9	247,458	▲ 1.4	6,207	▲ 23.0	7,998	1.2	437	9.3	5,612	4.3	1,616	▲ 4.2	3,574	0.3	1.42	6,147	▲ 0.1
5	72	20.0	60	62.2	18,974	0.8	251,382	▲ 0.6	7,654	39.2	3,672	4.7	215	33.5	2,432	7.8	1,441	7.5	4,155	8.9	1.63	6,142	▲ 0.1
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
令和6年 1月																							
2																							
3																							

※令和4年4月以降の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得ます。

配布物

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2023改訂版

令和５年６月16日

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画
2023改訂版
（目次）

Ⅰ．資本主義のバージョンアップに向けて……1
１．新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂の考え方……1
２．市場の失敗の是正と普遍的価値の擁護……1
３．「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現……2
４．経済安全保障の徹底……3

Ⅱ．新しい資本主義を実現する上での考え方……3
１．分配の目詰まりを解消し、更なる成長を実現……3
２．技術革新に併せた官民連携で成長力を確保……3
３．民間も公的役割を担う社会を実現……4

Ⅲ．人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」……4
（１）三位一体の労働市場改革の指針の基本的考え方……4
（２）目標……6
（３）改革の方向性……6
（４）リ・スキリングによる能力向上支援……7
（５）個々の企業の実態に応じた職務給の導入……9
（６）成長分野への労働移動の円滑化……11
（７）多様性の尊重と格差の是正……13
（８）国家公務員の育成・評価に関する仕組みの改革……15
（９）三位一体の労働市場改革の指針の関連事項……15

Ⅳ．ＧＸ・ＤＸ等への投資……16
１．レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み……16
（１）国内企業立地促進の考え方と戦略分野……16
（２）戦略分野への対応（半導体、蓄電池、バイオものづくり、データセンター等）……17
（３）横断的環境整備……18
（４）高度外国人材の呼び込み……19
２．ＧＸ・エネルギー安全保障……19
（１）エネルギー安定供給の確保を大前提としたＧＸに向けた脱炭素の取組……20
（２）「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行……23
（３）国際展開戦略……25
（４）社会全体のＧＸの推進……25
（５）資源の効率的・循環的な利用……25
３．食料安全保障……25

（１）平時からの食料安全保障の確立 26
（２）農林水産業のグリーン化 26
（３）農林水産物・食品の輸出拡大 27
（４）スマート農林水産業 27
４．ＡＩ 27
（１）国際的な議論とリスクへの対応 27
（２）ＡＩの利用の促進 28
（３）ＡＩの開発力の強化 28
（４）政府の検討体制の強化 29
５．ＤＸ 29
（１）Web3.0 の推進に向けた環境整備 29
（２）ポスト５Ｇ、６Ｇの実現 29
（３）ＤＸ投資促進に向けた環境整備 30
６．官民連携による科学技術・イノベーションの推進 32
（１）量子技術 32
（２）健康・医療 32
（３）フュージョンエネルギー・イノベーション戦略 33
（４）国立研究機関による研究開発力の強化 33
（５）大学ファンドによる支援 33
（６）地域中核・特色ある研究大学への支援 33
（７）国際的な人的ネットワークや研究成果へのアクセスの確保 33
（８）留学派遣・受入れ 34
（９）ムーンショット型研究開発 34
(10) 博士課程学生・若手研究者等への支援 34
(11) IoT の推進 34
(12) 2025 年大阪・関西万博 34
７．クリエイターへの支援 35

Ⅴ．企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成５か年計画の推進 35

１．産業構造の転換と企業の参入・退出の円滑化の必要性 35
２．スタートアップ育成５か年計画の推進 35
（１）基本的考え方 35
（２）目標 36
（３）パッケージの方向性 36
（４）スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築 37
（５）スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化 42
（６）オープンイノベーションの推進 48
３．事業不振の場合の総合的な支援策と事業再構築・事業承継等を含めた退出の円滑化 50
（１）企業経営者に退出希望がある場合の早期相談体制の構築等の制度整備 ..50
（２）事業再構築法制の整備 50
（３）企業の事業性に着目した資金調達 51

Ⅵ. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築 51
１．インパクトスタートアップに対する総合的な支援策 52
２．社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援 53
３．競争当局のアドボカシー（唱導）機能の強化 54
４．コンセッション（PPP/PFIを含む）の強化 54

Ⅶ. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成 55
１．資産所得倍増プランの推進 55
（１）基本的考え方 55
（２）目標 55
（３）NISA 制度 56
（４）iDeCo 制度 56
（５）消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設 57
（６）雇用者に対する資産形成の強化 57
（７）金融経済教育の充実 57
（８）世界に開かれた国際金融センターの実現 58
（９）金融資本市場の活性化 58
（10）金融行政・税制のグローバル化 59
（11）外国籍の高度金融人材を支える生活・ビジネス環境整備 59
（12）顧客本位の業務運営の確保 59
２．資産運用立国に向けた取組の促進 59

Ⅷ. 経済社会の多極化 60
１．デジタル田園都市国家構想の実現 60
（１）デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備・中山間地の生活環境改善 60
（２）デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の整備 62
（３）デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保 63
２．企業の海外ビジネス投資の促進 65

Ⅸ. 日本の魅力を活かしたインバウンドの促進 65
（１）コンテンツの整備 65
（２）受入れの円滑化 66
（３）観光地域づくり 66
（４）文化芸術 66
（５）スポーツ 66

Ⅹ. 個別分野の取組 67
１．宇宙 67
２．海洋 67
３．対外経済連携の促進 67
４．グローバルヘルス（国際保健） 68
５．福島をはじめ東北における新たな産業の創出 68

XI. 新しい資本主義実現に向けた枠組み 68
１．フォローアップ 68
２．官と民の連携 69

Ⅰ．資本主義のバージョンアップに向けて

１．新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂の考え方

昨年６月に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に基づき、この１年の間に、

- 人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、ＧＸ及びＤＸの４本柱への計画的な重点投資、
- 昨年 11 月に策定した「スタートアップ育成５か年計画」に基づく、１兆円規模の予算事業、スタートアップへの投資を促す税制、オープンイノベーション促進税制の拡充等の措置、
- 同じく、昨年 11 月に策定した「資産所得倍増プラン」に基づく、NISA 制度（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化、消費者に対する中立的なアドバイザー制度の創設等の措置、
- 本年５月のリ・スキリング、職務給の導入、労働移動の円滑化からなる「三位一体の労働市場改革の指針」の策定

など、新しい資本主義に関する具体的政策が着実に進展してきた。また、民間部門においても、30 年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門に醸成されてきた高い投資意欲等、これまでの悪循環を断ち切る挑戦が確実に動き始めている。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」は、成長と分配の好循環を目指す政府の複数年度にわたる計画である。

他方で、日本を新たな成長軌道に乗せていくため、急速な少子高齢化による国内市場の縮小、既存の市場におけるシェア重視の経営体質、そして労働市場と企業組織の硬直化等、日本経済の様々な構造問題を背景とする人への投資や設備投資の遅れといった課題に更に加速して取り組む必要性もこの１年間で明らかになってきた。このため、足元の高い賃金上昇を持続的なものとするべく、コストの適切な転嫁を通じたマークアップ率の確保を図り、三位一体の労働市場改革を実行することを通じた構造的賃上げを実現することで、賃金と物価の好循環へとつなげる。あわせて、人への投資、レジリエンス上の我が国の優位性を活かした国内企業立地促進、ＧＸの実現に向けた投資等、市場や競争に任せるだけでは過少投資となりやすい分野について、官が的を絞った公的支出を行い、これを呼び水として民間投資を拡大させる。

こうした観点を踏まえ、今般「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を改訂し、閣議決定を行うものである。

新しい資本主義を通じて、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換することで、経済の付加価値を高めつつ、企業が上げた収益を労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂げ、分厚い中間層を復活させていく。

２．市場の失敗の是正と普遍的価値の擁護

1980年代から2000年代にかけて、市場や競争に任せればうまくいくという「新自由主義」と呼ばれる考え方が台頭し、グローバル化が進展することで経済は活力を取り戻し、世界経済が大きく成長した。新自由主義は、成長の原動力の役割を果たしたと言える。

一方で、経済的格差の拡大、気候変動問題の深刻化、過度な海外依存による経済安全保障リスクの増大、人口集中による都市問題の顕在化、市場の失敗等による多くの弊害も生んだ。特定国・地域に依存するサプライチェーンでは、国民の健康や国家の経済安全保障が確保できないことが明らかになる等、各国において危機管理リスクが増大している。

さらに、今般のロシアによるウクライナ侵攻は、国際経済における地政学的リスクの存在や権威主義的国家による挑戦も顕在化させている。自由と民主主義は、権威主義的国家資本主義からの挑戦にさらされている。

３．「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現

資本主義は過去に２回、大きな転換を遂げた。自由放任主義は、２つの世界大戦を経験する中で、政府による社会保障を重視する福祉国家の考え方に取って代わられた。その後、冷戦構造の中で、競争力を失いつつあった経済を立て直すため、新自由主義の考え方が台頭した。今回は、資本主義の歴史上、３回目の大きな転換の契機であり、新しい資本主義すなわち資本主義の第４ステージに向けた改革を進めなければならない。

資本主義を超える制度は資本主義でしかあり得ない。主役はあくまでも民であり、市場である。

しかし、これまでの転換が、「市場か国か」、「官か民か」の間で振り子の如く大きく揺れ動いてきたのに対し、新しい資本主義においては、市場だけでは解決できない、いわゆる外部性の大きい社会的課題について、「市場も国家も」、すなわち新たな官民連携によって、その解決を目指していく。

その際、課題を障害物としてではなく、エネルギー源と捉え、新たな官民連携によって社会的課題の解決を進め、それをエネルギーとして取り込むことによって、包摂的で新たな成長を図っていく。

新しい資本主義は一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現するものでなければならない。官民連携による社会的課題の解決とそれに伴う新たな市場創造・成長の果実は、多くの国民・地域・分野に広く還元され、成長と分配の好循環を実現していく必要がある。また、気候変動、少子高齢化等の社会的課題への取組を通じて、国民の暮らしにつながる、誰一人取り残さない、持続可能な経済社会システムを再構築し、国際社会を主導する必要がある。

以上のとおり、新しい資本主義を貫く基本的な思想は、①「市場も国家も」、「官も民も」によって課題を解決すること、②課題解決を通じて新たな市場を創る、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎を実現すること、③国民の暮らしを改善し、課題解決を通じて一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現すること、である。

特に、資本主義の持続可能性と強靱性を高め、全ての人が成長の恩恵を受けられるようにするためには、人への投資・スタートアップ育成・先端技術開発といった、市場だけでは進みにくい分野に対して、重点的に官民が連携し、大規模に実行を進める必要がある。このことは、少子高齢化の中で今後労働力人口が不足する我が国においては、決定的に重要である。

その際、子育て支援の充実、少子高齢化を迎えて国民が能力に応じて支え合う社会保障の実現、いつでも、どこでも、だれでもが希望する働き方で働ける働き方の改革が求められるとともに、権力、資力、資源等が集中しない、分権型の経済社会の追求も重要である。

加えて、男女間賃金格差の是正等を通じた経済的自立等、横断的に女性活躍の基盤を強化することで、日本経済・社会の多様性を担保し、イノベーションにつなげていくことも重要である。

４．経済安全保障の徹底

国民を豊かにする新しい資本主義の実現のための基礎的条件は、国家の安全保障である。Ｇ７広島サミットの成果も踏まえ、戦略的な外交・安全保障や我が国の経済を強靱なものとする経済安全保障、エネルギー・食料安全保障を推進する。また、新しい資本主義では、外交・防衛のみならず、持続可能で包摂性のある国民生活における安全・安心の確保を図る。

また、権威主義的国家の台頭に対しては、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を重視する国々が団結し、自由で開かれた経済秩序の維持・強化を進め、自由貿易を推進するとともに、不公正な経済活動に対する対応を強化する必要がある。このため、Ｇ７広島サミット等を契機として、政策運営の国際的なコンセンサス形成と、同志国との連携強化に向けた議論をリードしていく。

Ⅱ．新しい資本主義を実現する上での考え方

１．分配の目詰まりを解消し、更なる成長を実現

資本主義は、市場メカニズムをエンジンとして、経済成長を生み出してきた。新しい資本主義においても、徹底して成長を追求していく。しかし、成長の果実が適切に分配され、それが次の成長への投資に回らなければ、更なる成長は生まれない。分配はコストではなく、持続可能な成長への投資である。

我が国においては、成長の果実が、地方や取引先に適切に分配されていない、さらには、次なる研究開発や設備投資、そして従業員給料に十分に回されていないといった、「目詰まり」が長い間存在してきた。その「目詰まり」が次なる成長を阻害してきた。この１年間、積極的な官民連携によって、「目詰まり」を解消する努力は成果を上げてきたし、２年目も更にその努力を強化していく必要がある。

分厚い中間層の形成は、民主主義の健全な発展にとって重要であり、新たな資本主義における経済社会の主要な担い手である中間層が潤うことで、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、サステナブルな経済社会を実現できる。このため、賃金引上げや中小企業への取引の適正化等のフロー、教育・資産形成等のストック両面から中間層への分配を進めるとともに、今後の人手不足時代に対応したデジタル投資等への支援を通じて持続可能な分配を下支えする。

２．技術革新に併せた官民連携で成長力を確保

イノベーションは、多くの社会的課題解決の可能性を秘めるとともに、新時代の競争力の源泉ともなり得ることから、各国は、コロナ後の経済・社会システムの再構築を見据えて、大胆な投資を実施している。

しかしながら、我が国企業における研究開発投資や設備投資は諸外国に大きく遅れをとってきた。

我が国においても、新たな官民連携により、イノベーションを大胆に推進し、我

が国の経済・社会システムのバージョンアップを更に加速していくことが不可欠であり、コストカットによる競争からマークアップの確保を通じた付加価値の創造へ大胆に変革していく。

また、アイディアが実用化されるスピードが速く、新たな技術が高速でアップデートされ続けるＤＸ・ＧＸ時代には、競争力の源泉は、従来型の機械設備等のモノではなく、モノよりコト、有形資産より無形資産が重要になっている。そのような時代においては、創造的なイノベーションと経済成長は、人の力が最大限発揮されることによってもたらされる。女性、若者、高齢者等が、それぞれの能力と経験を活かせる社会を実現するとともに、人への惜しみない投資により、一人ひとりのスキルを不断にアップデートしていくことが重要である。

３．民間も公的役割を担う社会を実現

多くの社会的課題を国だけが主体となって解決していくことは、困難である。社会全体で課題解決を進めるためには、課題解決への貢献が報われるよう、市場のルールや法制度を見直すことにより、貢献の大きな企業に資金や人が集まる流れを誘引し、民間が主体的に課題解決に取り組める社会を目指す必要がある。知的財産制度や標準の整備、規制の不断の見直し、デジタル市場の環境整備、国際ルール作りを含む経済安全保障への対応に、取り組んでいく。

また、社会的課題の解決の担い手も、既存企業のみならず、スタートアップ、大学やNPO等、多様化していくことが不可欠であり、民間が公的役割を担える社会を実現していく。特に、近年、子育て問題や環境問題等、社会的課題の解決を図るインパクトスタートアップ（社会的起業家）を目指す方が増加している。こうした取組についても、新たな官民連携の形として全面的にサポートしていく。こうした観点から、従来の「リスク」、「リターン」に加えて「インパクト」を測定し、「課題解決」を資本主義におけるもう一つの評価尺度としていく必要がある。

課題解決の一つの鍵になるのは、デジタル技術の活用である。規制・制度をデジタル時代に合致したものにアップグレードすることで、デジタル技術を活用して課題解決を進めることを可能にするとともに、民間の力が最大限発揮できるよう、新しい時代にふさわしい公正な競争を確保する競争政策を推進していくことが重要である。

Ⅲ．人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

（１）三位一体の労働市場改革の指針の基本的考え方

働き方は大きく変化している。「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となってきた。職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自分の意思でリ・スキリングを行え、職務を選択できる制度に移行していくことが重要である。そうすることにより、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、社外からの経験者採用にも門戸を開き、労働者が自らの選択によって、社内・社外共に労働移動できるようにしていくことが、日本企業と日本経済の更なる成長のためにも急務である。

これまでの我が国の賃金水準は、長期にわたり低迷してきた（先進国の１人当たり実質賃金の推移を見ると、1991年から2021年にかけて、米国は1.52倍、英国は1.51倍、フラン

スとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍[1]）。この間、企業は人に十分な投資を行わず、個人は十分な自己啓発を行わない状況が継続してきた。

ＧＸやＤＸ等の新たな潮流は、必要とされるスキルや労働需要を大きく変化させる。人生100年時代に入り就労期間が長期化する一方で、様々な産業の勃興・衰退のサイクルが短期間で進む中、誰しもが生涯を通じて新たなスキルの獲得に努める必要がある。他方で、現実には、働く個人の多くが受け身の姿勢で現在の状況に安住しがちであるとの指摘もある。

この問題の背景には、年功賃金制等の戦後に形成された雇用システムがある。職務（ジョブ）やこれに要求されるスキルの基準も不明瞭なため、評価・賃金の客観性と透明性が十分確保されておらず、個人がどう頑張ったら報われるかが分かりにくいため、エンゲージメントが低いことに加え、転職しにくく、転職したとしても給料アップにつながりにくかった。また、やる気があっても、スキルアップや学ぶ機会へのアクセスの公平性が十分確保されていない。

人口減少による労働供給制約の中で、こうしたシステムを変革し、希望する個人が、雇用形態、年齢、性別、障害の有無を問わず、将来の労働市場の状況やその中での働き方の選択肢を把握しながら、生涯を通じて自らの生き方・働き方を選択でき、自らの意思で、企業内での昇任・昇給や企業外への転職による処遇改善、更にはスタートアップ等への労働移動機会の実現のために主体的に学び、報われる社会を作っていく必要がある。

企業側の変革も待ったなしである。企業が人への十分な投資を行っていない間に、諸外国との賃金格差は拡大し、先進諸国間のみならず、アジアにおける人材獲得競争でも劣後するようになっているおそれがある。グローバル市場で競争している業種・企業を中心に、人材獲得競争の観点からジョブ型の人事制度を導入する企業等も増えつつあるが、そのスピードは十分ではなく、人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、変化への対応を急ぎ、人への投資を抜本強化する必要がある。

こうした変革においては、働き手と企業の関係も、対等に「選び、選ばれる」関係へと変化する。一人ひとりが主役となって、キャリアは会社から与えられるものから、一人ひとりが自らの意思でキャリアを築き上げる時代へと、官民の連携の下、変えていく必要がある。

このため、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることが急務である。これにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

また、構造的賃上げを行っていくためには、我が国の雇用とGDPの７割を占める地方、中小・小規模企業の対応も鍵となる。三位一体の労働市場改革と並行して、低生産性企業の生産性向上を図るとともに、本年３月15日の政労使の意見交換でも基本的な合意があったように、「中小・小規模企業の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、賃上げの原資を確保し、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策を徹底する必要がある。

あわせて、こうした取組と生産性向上支援の取組を通じて、地域の人手不足対策や、働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げを実現する。

これらの改革に、官民を挙げて、大胆に取り組むことを通じて、国際的にも競争力のある労働市場を作っていく。

（２）目標

三位一体の労働市場改革を進めることで、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業の間に存在する賃金格差[2]を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。あわせて、性別、年齢等による賃金格差の解消を目指す。

また、我が国の場合、これまでは転職前後の賃金を比較すると、転職後に賃金が減少する傾向が見られた。内部労働市場と外部労働市場の形成とそのシームレスな接続により、転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を上回ることを目指す。

官民でこれらの進捗状況を確認しつつ、改革の取組を進める。

（３）改革の方向性

三位一体の労働市場改革を進めるに当たり、その前提として、在職中からのリ・スキリング支援やコンサルティング・助言機能の強化等を含めて雇用のセーフティネット機能を確保・拡充していくことが重要であり、民間の力も活用しつつ、官民一体となったリ・スキリングやマッチング機能の強化が求められる。その際、以下の３つの視点が重要となる。

① 企業内の人事・賃金制度の改革等により内部労働市場が活性化されてこそ、外部労働市場、すなわち労働市場全体も活性化する。人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、個々の企業の実態に応じて、労使による企業内の人事・賃金制度の見直しを中核に位置付けつつ、労働移動に対する不安感等を徐々に払拭するとともに、人への投資の抜本強化等を通じて仮に転職しても将来戻って来てもらえるような人材をひきつける企業を増やしていく。

② 今回の改革は、我が国の雇用慣行の実態が変わりつつある中で、働く個人にとっての雇用の安定性を保全しつつ、構造的賃上げを実現しようとするものである。働く個人の立場に立って、円滑な労働移動の確保等を通じ、多様なキャリアや処遇の選択肢の提供を確保する。

③ こうした改革を中小・小規模企業の成長機会にもつなげていく。大企業内の人事制度が柔軟なものになれば、例えば、一定期間の中小・小規模企業への出向や副業・兼業等を通じた経験がスキルとして客観的に認識されるようになり、大企業と中小・小規模企業間の人材交流が活発化し、人手不足に直面する地域の中小・小規模企業の人材支援にもつながる。あわせて、労務費等の価格転嫁対策を徹底的に講じることにより、中小・小規模企業の収益確保に万全を期すとともに、賃上げにつなげていく。また、リ・スキリング等に関する支援の充実により、経済格差が教育格差を生む負のスパイラルを断ち切り、全ての人が生きがいを感じられる社会を作ることにつなげる。

上記の視点を踏まえつつ、以下の改革を三位一体で進めることとする。

① リ・スキリングによる能力向上支援
② 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
③ 成長分野への労働移動の円滑化

あわせて、多様性の尊重と格差の是正を重点事項として掲げ、最低賃金の引上げ、労務費の適正な転嫁を通じた取引適正化、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間等の同一労働・同一賃金制の施行の徹底、中小・小規模企業労働者のリ・スキリング

の環境整備、キャリア教育の充実等の取組を一体的に進めることとする。
　この際、こうした改革には時間を要するものも含まれることから、一定期間ごとに官民でその進捗を確認し、時間軸を共有しながら、計画的に見直しを行っていく。
　また、改革への対応は、業種別にも大きく異なることが想定されることから、事業所管省庁との連携により、きめ細やかに対応を行う。

（４）リ・スキリングによる能力向上支援

①個人への直接支援の拡充

　国の在職者への学び直し支援策は、企業経由が中心となっており、現在、企業経由が75%（771億円（人材開発支援助成金、公共職業訓練（在職者訓練）、生産性向上人材育成支援センターの運営費交付金））、個人経由が25%（237億円（教育訓練給付））となっている[3]。これについては、働く個人が主体的に選択可能となるよう、５年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるようにし、在職者のリ・スキリングの受講者の割合を高めていく。
　その際、業種を問わず適用可能な科目についてのリ・スキリングが、労働者の中長期的なキャリア形成に有効[4]との先進諸国での経験を踏まえ、民間教育会社が実施するトレーニング・コースや大学が実施する学位プログラム等を含め、業種・企業を問わずスキルの証明が可能なOff-JTでの学び直しに、より重点を置く。
　業種・企業を問わず個人が習得したスキルの履歴の可視化を可能とする一助として、デジタル上での資格情報の認証・表示の仕組み（オープンバッジ）の活用の推奨を図る。
　雇用保険の教育訓練給付に関しては、高い賃金が獲得できる分野、高いエンプロイアビリティの向上が期待される分野[5]（ＩＴ、データアナリティクス、プロジェクトマネジメント、技術研究、営業/マーケティング、経営・企画、観光・物流等）について、リ・スキリングのプログラムを受講する場合の補助率や補助上限について、拡充を検討することとし、具体的な制度設計を行う。
　特に今般拡充する部分については、在職者を含め労働者が自身の有するノウハウやスキル、本人の意向に応じて、リ・スキリングプログラムを受ける内容、進め方を、コンサルティングを受けながら適切に選択できるように、ハローワーク、教育訓練機関等で、事前に在職者へのコンサルティングとリ・スキリングの内容の妥当性の確認を行うこととする。
　キャリアコンサルタントの役割の強化を図り、将来的には、民間に在籍するキャリアコンサルタントの一部にも、支援措置の妥当性の確認の役割を担わせる可否の検討を進める。
　教育訓練給付の受給に係る手続について、オンラインを活用して受給までの効率化を図る。
　企業経由の支援策についても、その中身を見直しつつ、必要なものについては充実させることを検討する。この際、企業内でも訓練機会に乏しい非正規雇用労働者等について、働きながらでも学びやすく、自らの希望に応じたキャリアアップにつながる柔軟な日時や実施方法によるリ・スキリング支援を実施する。
　2033年までに日本人学生の海外留学者数50万人という新たな目標の実現に向けた取組の中で、最近低調となっている社会人の海外大学院への留学を促進する。その際、在職者には時間的制約があることも考慮し、オンライン留学の取組も進める。

②日本企業の人への投資の強化の必要性

日本企業の人への投資（OJTを除く）は、2010年から2014年に対GDP比で0.1%にとどまり、米国（2.08%）やフランス（1.78%）等の先進諸国に比べても低い水準にある。かつ、近年、更に低下傾向にある。今後、人口減少により労働供給制約が強まる中、人への投資を行わない企業は、ますます優秀な人材を獲得できなくなり、それは企業価値や競争力の弱体化に直結することを認識しなければならない。

他方で、諸外国の経験を見ると、人への投資を充実した企業においては、離職率の上昇は見られず、むしろ、自分を育てる機会を得られるとして、優秀な人材をひきつけることが可能となっている。

このため、企業自身が、働く個人へのリ・スキリング支援強化を図る必要があることを肝に銘じる必要がある。

③「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策見直し

本指針を踏まえ、パッケージの各支援策が労働者にとってより利用しやすいものとなるよう、毎年度パッケージの実施状況をフォローアップし、その結果を翌年度の予算内容へと反映する。

あわせて、受講後の処遇改善・社内外への昇進・登用に与える効果について計測し、分析を行い、施策の改善に活かす。

④雇用調整助成金の見直し

現在の雇用調整助成金は、教育訓練、出向、休業のいずれかの形態で雇用調整を行うことによる費用を助成する制度である（大企業は1/2、中小・小規模企業は2/3を助成。教育訓練による雇用調整の場合は１人１日当たり1,200円を追加支給）。

本制度は、リーマンショック、コロナ禍等の急激な経済情勢の悪化に対する雇用維持策として重要な役割を果たしたが、助成が長期にわたり継続する場合、労働者の職業能力の維持・向上や成長分野への円滑な労働移動を阻害するおそれがあるとの指摘もある。

このため、在職者によるリ・スキリングを強化するため[6]、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくするよう、助成率等の見直しを行う。教育訓練・休業による雇用調整の場合、給付期間は１年間で100日まで、３年間で150日までであるが、例えば30日を超えるような雇用調整となる場合には、教育訓練を求めることを原則とし、例外的にその日以降に休業によって雇用調整を行う場合は助成率を引き下げる等の見直しを検討する。

⑤デジタル分野等の講座の拡充

デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数（179講座（本年４月時点））を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。その際、生成ＡＩ等、今後成長が期待され、今の時代に即した分野に関する講座の充実を図る。

⑥給与所得控除におけるリ・スキリング費用の控除の仕組みの柔軟化

給与所得控除におけるリ・スキリング費用の控除の仕組み（特定支出控除）について、勤務先企業だけでなく、キャリアコンサルタントも、そのリ・スキリングが職務に関連する旨の証明を行えるように改正した。新制度の活用状況も見ながら、更

なる制度の柔軟化を検討する。

（５）個々の企業の実態に応じた職務給の導入

①職務給の個々の企業の実態に合った導入

職務給の個々の企業の実態に合った導入等による構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業の間に存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。

今後年内に、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、ジョブの整理・括り方、これらに基づく人材の配置・育成・評価方法、ポスティング制度、リ・スキリングの方法、従業員のパフォーマンス改善計画（PIP）、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係、休暇制度等[7]について、事例を整理し、個々の企業が制度の導入を行うために参考となるよう、多様なモデルを示す。この際、個々の企業の実態は異なるので、企業の実態に合った改革が行えるよう、自由度を持ったものとする。中小・小規模企業等の導入事例も紹介する。

また、ジョブ型人事（職務給）の導入を行う場合においても、順次導入、あるいは、その適用に当たっても、スキルだけでなく個々人のパフォーマンスや適格性を勘案することも、あり得ることを併せて示す。

以下、いくつかの導入事例を示すが、更に多様なモデルを示すため、既述のとおり、年内に、個々の企業が具体的に参考にできるよう、事例集を、民間企業実務者を中心とした分科会で取りまとめる。

②給与制度・雇用制度の透明性の確保

給与制度・雇用制度の考え方、状況を資本市場や労働市場に対して可視化するため、情報開示を引き続き進める。

また、企業が有価証券報告書や統合報告書等に記載を行う際に参考となる「人的資本可視化指針」（昨年８月策定）についても、本指針を踏まえ、年内に改訂する。

③いくつかの導入事例

職務給（ジョブ型人事）を導入している企業の導入事例をいくつか示す。

ｉ）職務給（ジョブ型人事）の導入目的

- 海外マーケットが拡大する中、グローバルな社会・顧客のニーズを探索し、その課題を解決するサービス・ソリューションを提供するためには、①ジョブ型を通じた組織・個人双方の成長志向の人財マネジメント、②ジョブディスクリプション（職務記述書）を活用した社内外からの人財配置・採用、③ジョブを活用したリ・スキリング、が必要。【電機メーカーＨ社】
- ＩＴ企業からＤＸ企業に変わる手段として、事業戦略に基づいた組織デザインを実現するためには、年功的人事制度から脱却し、最適な人材をアサインできるジョブ型へと移行することが必要。【電機メーカーＦ社】
- グローバルに勝てる組織を確立するためには、ジョブ型を通じて、①優秀な外部人材に対するアピール、②人材育成における専門性強化へのシフト、③キャリアプランの選択肢の可視化を通じた社員の自律的なキャリア形成促進、が必要。【化粧品メーカーＳ社】

ii）人材の配置・育成・評価方法

・ 個別のジョブディスクリプションを全社員に公開し、そのジョブに対して「現職者及び（社内外の）候補者・希望者の中で誰を配置するか」、「最適な人財として配置する具体的・客観的な理由は何か」を議論し、適任者を配置する。
そのポジションに必要なスキルを明確化・公表することで、①社員自らが必要なスキル・経験と現状とのギャップに気づき、②上司と相談しながらそのギャップを埋めるためのリ・スキリングの計画を策定し、③本人の意思でリ・スキリングを実行する。また、デジタル等の職種において認定制度を設けることで、社員本人が継続的に学ぶ意識を醸成する。
人（職能）に紐づく国内独自の報酬制度から、管理職については、国内外のグループ共通のジョブ（職務）に紐づく報酬制度へと移行し、そのジョブの内容や遂行状況（成果・行動）に応じて処遇を決定する。【電機メーカーＨ社】

・ 年功序列の人事制度を見直し、全従業員を職種・役割の括りでマッピングした上で、個別のポジションごとに詳細に作成したジョブディスクリプションに基づき、ポスティング制度も活用しながら、ジョブに対して最適な人材配置を行っている。
社員が自らのキャリアやリ・スキリングの内容について相談できる体制（上司との1on1ミーティング、キャリアコーディネーターの設置）を整備した。また、リ・スキリングの方法についても、階層別の一律な研修中心から、自身の特性や目指すジョブに応じて内容を選択できる、オンデマンド型の教育中心へと転換を行った。
職能ベースの報酬体系を見直し、管理職についてはそのジョブに紐づく報酬を個人の報酬にも反映する。一般社員については外部労働市場の報酬水準をベンチマークの上、職責ごとに従来よりも細かな給与レンジを設定し、社員の貢献・行動に基づく評価が報酬に反映されやすい仕組みとしている。【電機メーカーＦ社】

・ 職種間をまたぐ会社主導の一律の定期異動ではなく、基本的には同一の職種の中で専門性強化の観点を重視して人事異動を行い、職種間の異動にはポスティング制度を用いる。将来経営層を希望する人材には、自らポスティングに手挙げして複数の職種を経験することを期待する。
それぞれのジョブ（職務）に求められるスキル・専門性を明確にした上で、管理職・総合職全員を対象としたキャリアワークショップ、目標設定・評価プロセスを通じ、社員各人に中長期的なキャリアプランを策定させ、それに基づきリ・スキリングを行う。上司はキャリアプランの策定を支援する。
そのジョブ（職務）に期待される成果・行動に対応する個人目標を、上司と相談の上で事前に設定し、その達成度に応じて社員各人の評価を決定し、処遇に反映させる。【化粧品メーカーＳ社】

iii）ポスティング制度

・ ジョブディスクリプションによって、募集ポジションに求められる職務の内容、職務に必要となるスキルを明示し、グループ内公募と経験者採用を同時募集する。社内人財に対しては、その人財のスキル・資格・経験・キャリア希望を本人同意の範囲で事前に可視化し、ジョブディスクリプションに照らして、マッチングを行う。【電機メーカーＨ社】

・ ポスティングによる異動・幹部社員昇格を主軸に据え新任課長ポジションは全て上司の推薦ではなくポスティングにより登用する、ポスティングの対象をグローバル全体に拡大する等、ポスティング制度を大幅強化した結果、３年間で国内社員の４分の１がポスティングに応募。合格しなかった社員には、どの点が足りなかったかを必ずフィードバックし、本人のキャリア形成へと活かしてもらっている。【電機メーカーＦ社】
・ 空きポストができたところで、随時社内でポスティングを通じた人材募集を行い、社内の職種間での労働移動も含めて、社員本人の意思に基づく人事異動を行う。【化粧品メーカーＳ社】

ⅳ）職務給（ジョブ型人事）の導入方法
・ ジョブを定義（ジョブディスクリプションを作成）するに当たっては、グローバルに活動する外部の人材コンサルティング会社が保有する、グローバルに標準化されたジョブの定義を参照し、それを自社向けにアレンジすることで、速やかな移行が可能となった。【電機メーカーＨ社、電機メーカーＦ社、化粧品メーカーＳ社】

ⅴ）順次導入
・ 2014年から管理職に導入。2020年、全職種・全階層のジョブディスクリプションを作成。2022年７月から全社員に導入。【電機メーカーＨ社】
・ 2020年度から管理職に導入。2022年度から一般職に導入。【電機メーカーＦ社】
・ 2015年から管理職に導入。2021年から一般職に導入。【化粧品メーカーＳ社】

ⅵ）パフォーマンスや行動の適格性を勘案する例
・ 「自身や他者のために正しいことを迷わず行う」、「迅速に行動し、成功に向けて失敗から学ぶ」、「顧客に共感し、協働してイノベーションを創出する」、「敬意を持って、積極的に発言し、他者の意見を真摯に聞く」、「自身や他者、組織の成長を貪欲に求める」などパフォーマンスや行動の適格性の評価を踏まえる。【電機メーカーＨ社】
・ 社会や企業の潜在的なニーズあるいは本質的な課題を的確に捉え、チームや関連部署と連携しながら、課題を解決する革新技術の研究開発を主体的に推進する役割を期待。【電機メーカーＦ社】
・ 「自ら課題を定義/提案し、解決策の実行まで責任をもって取り組める」、「幅広く知識/経験を吸収し、プロフェッショナルとして専門性を高める意欲がある」。【化粧品メーカーＳ社】

（６）成長分野への労働移動の円滑化

①失業給付制度の見直し

自らの選択による労働移動の円滑化という観点から失業給付制度を見ると、自己都合で離職する場合は、求職申込後２か月ないし３か月は失業給付を受給できないと、会社都合で離職する場合と異なる要件となっている。失業給付の申請時点から遡って例えば１年以内にリ・スキリングに取り組んでいた場合等について会社都合の場合と同じ扱いとする等、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。

②退職所得課税制度等の見直し

退職所得課税については、勤続20年を境に、勤続１年当たりの控除額が40万円から70万円に増額されるところ、これが自らの選択による労働移動の円滑化を阻害しているとの指摘がある。制度変更に伴う影響に留意しつつ、本税制の見直しを行う。

個人が掛金を拠出・運用し、転職時に年金資産を持ち運びできるiDeCo（個人型確定拠出年金）について、拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、来年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③自己都合退職に対する障壁の除去

民間企業の例でも、一部の企業の自己都合退職の場合の退職金の減額、勤続年数・年齢が一定基準以下であれば退職金を不支給、といった労働慣行の見直しが必要になり得る。

その背景の一つに、厚生労働省が定める「モデル就業規則」において、退職金の勤続年数による制限、自己都合退職者に対する会社都合退職者と異なる取扱いが例示されていることが影響しているとの指摘があることから、このモデル就業規則を改正する。

④求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の共有化

例えば、デンマークでは、政府が、賃金、求人といった客観的な指標を民間から集め、各職種の見通しを、緑・黄・赤といった形で半年ごとに明示する。ケースワーカーはこれを参考に、良い職業に移動できるように労働者を指導する。失業給付等の補助金の支給に当たっても、ケースワーカーのコンサルを受ける。

我が国でも、成長分野への円滑な労働移動のため、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタント（現在6.6万人）が、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制を整備する。

このため、

ⅰ）ハローワークの保有する「求人・求職情報」を加工して集約し、

ⅱ）民間人材会社の保有する「求人情報」のうち、職種・地域ごとに、求人件数・（求人の）賃金動向・必要となるスキルについて、求人情報を匿名化して集約することとし、その方法については、転職賃金相場等をまとめている人材サービス産業協議会の場において検討を行う。

ⅲ）民間の協議会・ハローワーク等に情報を集約し、一定の要件を満たすキャリアコンサルタントに基礎的情報を提供することとする。

ⅳ）官においては、ハローワークにおいて、キャリアコンサルティング部門の体制強化等のコンサルティング機能を強化し、在職時からの継続的な相談支援の充実を図る。

これらにより、デンマーク等におけるフレキシキュリティの一環で行われている取組のように、官民で働く一定の要件を満たすキャリアコンサルタントが、職種・地域ごとに、キャリアアップを考える在職者や求職者に対して、転職やキャリアアップに関して客観的なデータに基づいた助言・コンサルを行うことが可能となる。

公共職業訓練制度については、申請のオンライン化やハローワークの就職データの活用による民間教育訓練事業者の業務の効率化を推進するとともに、現場の民間

教育訓練事業者からの意見を直接聴取する仕組みの導入等を速やかに実現する。
　また、ハローワークにおいて推薦する職種について、転職前後の賃金を捕捉・比較する方法を検討する。その上で、転職前後の賃金上昇可能性やその後の熟練度に応じた更なる上昇可能性まで考慮に入れた推薦が行われるよう、制度の運営改善を行う。
　なお、求職者が中小・小規模企業を選択肢の一つとして検討できるように、個々の中小・小規模企業の強みや魅力についての定性的情報をキャリアコンサルタントが求職者に対し効果的に提供する方法について検討を行う。

⑤副業・兼業の奨励
　成長分野への円滑な労働移動を図るための端緒としても、副業・兼業を奨励する。このため、副業・兼業人材を受け入れる企業又は送り出す企業への支援等、労働者個人が新たなキャリアに安心して移行できるようにするためのトライアル環境を整備する。
　また、産業雇用安定助成金を活用し、企業の在籍型出向を推進する。

⑥非正規雇用労働者等への支援
　非正規雇用労働者等の雇用保険対象外の求職者の労働移動についても、助言・コンサル等の支援を行う。

⑦厚生労働省関係の情報インフラ整備
　厚生労働省が運営する職場情報提供サイト（しょくばらぼ）の機能強化と利用促進を図る。また、日本版O-NET（job tag）の機能強化と多様な属性の利用者に対する利便性の向上を図る。

（７）多様性の尊重と格差の是正
①最低賃金
　最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。
　また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を４つから３つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。
　本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等
　中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

ｉ）適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進
　中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必

要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万名を超える規模の特別調査の実施、重点５業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

ⅱ）中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なリ・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。

③同一労働・同一賃金制の施行の徹底

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在する。

同一労働・同一賃金制の施行は全国47か所の都道府県労働局が実施している。全国に321署ある労働基準監督署には指導・助言の権限がない。同一労働・同一賃金制の施行強化を図るため、昨年12月から、労働基準監督署でも調査の試行を行い、問題企業について、労働局に報告させることとした。

600円程度の賃金格差が非合理的であると結論はできないが、本年３月から本格実施された労働基準監督署による上記調査の賃金格差是正への効果を見て、年内に順次フォローアップし、その後の進め方を検討する。この際、必要に応じ、関係機関の体制の強化を検討する。

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。

④女性活躍推進法の開示義務化のフォローアップ

男女の賃金差異について、女性活躍推進法の開示義務化（労働者301人以上の事業主を対象に昨年７月施行）の対象拡大（労働者101人から300人までの事業主）の可否についての方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。

⑤キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校の総合的学習の時間におけるキャリア教育を充実させ

るべく、実施方法・事例を周知する。また、これらの学校における教育課程外の取組も含め、起業家教育の充実を図る。
　大学においても、キャリア教育の充実を図るためのカリキュラムの拡充を進める。
　大学、高等専門学校等における人材育成の充実とキャリア意識の向上を図るため、企業等での実務の経験を有する者の積極的な採用や、企業等から招へいする実務家教員を大幅に拡充する。講師には、スタートアップや中小・小規模企業の経営者も招へいする。
　また、大学や高等専門学校等において、企業活動と一体的な教育研究を促進することにより、研究の社会実装と世界で戦う上で必要な高度人材育成を両輪で進める。
　企業が大学等の高等教育機関に共同講座を設置して人材育成を行う取組への支援を強化する。

⑥外国人労働者との共生の推進
　現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。
　また、外国人の子弟についても、その教育環境の整備を進める。

（８）国家公務員の育成・評価に関する仕組みの改革
　企業の労働市場改革を進めるためには、「まず隗より始めよ」の精神で、国家公務員の育成や評価に関する仕組みもアップデートするとともに、こうした動きを地方公務員や独立行政法人等にも波及させていくことが必要である。
　キャリアパスや求められるスキルについても、時代に合わせた再検討が必要である。社会問題の複雑化や技術の高度化に伴い、国家公務員には高いスキルや専門性が求められるようになってきている。こうした専門性も踏まえたキャリアパスを意識させる機会の設定や、制度の立案や現場における一定の経験のような国家公務員がキャリアを積むにつれて備えていく能力の整理等、キャリア形成を支援する取組を行っていく。
　高いスキル・専門性が求められる中では、これに応じたスキルアップを、一人ひとりの国家公務員が行動に移さなければ意味がない。現在、座学が中心となっている研修を、例えば参加型の形式のものを増加させる等の必要なアップデートを行うとともに、それぞれの職責において必要とされる研修を受講するよう受講管理を厳格化する。
　また、官民交流の本格化の観点から、官民人材の活用の在り方について検討を進める。
　なお、国家公務員の職歴、身に付けているスキル・専門性、達成した成果や経験値の管理の在り方について、検討を進める。

（９）三位一体の労働市場改革の指針の関連事項
①フリーランスの取引適正化
　フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスに対し業務委託を行う事業者について、書面又は電子メール等の交付義務や報酬減額等の取引上の禁止行為の遵守を徹底すべく、執行体制を強化するとともに、フリーランスに対する相談体制を充実させる。
　あわせて、フリーランス個人やフリーランス関係団体から問題事例を吸い上げる

メカニズムを充実させるため、意見交換を行う枠組みを検討する。これらの取組から得られた情報をもとに、問題事例の多い業種には集中調査を実施する等、状況の把握に努める。

また、事業所管省庁が、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、発注者側の団体に対し、フリーランスとの取引慣行適正化を働き掛けるための枠組みを創設することを検討する。

②男女ともに働きやすい環境の整備

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

③高等教育費の負担軽減

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、来年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

授業料後払い制度について、まずは、来年度から修士段階の学生を対象として導入[注]した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。

（注）所得に応じた納付が始まる年収基準は 300 万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが２人いれば、年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

Ⅳ. ＧＸ・ＤＸ等への投資

１．レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み

（１）国内企業立地促進の考え方と戦略分野

権威主義的、国家資本主義的国家と、自由主義、民主主義国家との対立が深刻化する中、欧米を中心とする先進各国では、地政学的なリスクも踏まえながら、自国・隣国・有志国へと、グローバルなサプライチェーンを移転する動きが強まっている。

また、ＧＸやＤＸ等の中長期的成長が見込まれる戦略分野について、政府が大規模・長期・包括的な支援を行うことにより、自国内への民間企業の立地・投資を誘致する動きも強まっている。

そうした中で、現在、コロナ禍やウクライナ侵略等を背景として、世界全体の不確実性が高まっており、相対的に安定している我が国の政策・経済情勢や、コスト面での我が国の立地環境の変化も踏まえ、投資先としての我が国の魅力が高まりつつある。

我が国としては、この機会を捉えて、官民挙げて、設備、人材等に積極果敢な投資を行っていくことが重要である。

他方で、各国では、戦略分野について、５年から10年にわたる初期投資にとどま

らないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てきたことから、ＥＵはこれに対抗する形で、ＥＵ域内での国家補助規制をＧＸ分野の投資については緩和する方向で改正することを発表した。

我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。

地方を中心とした国内投資拡大は、良質な雇用を増やし、若者層の結婚・子育ての希望を高めるものであり、少子化対策にも貢献する。実際、九州と中部の官民による半導体投資は、投資拡大と良質な雇用拡大の好循環を生んでいる。

他方で、半導体・蓄電池・バイオものづくり・データセンターといった戦略分野を中心とした投資は、国内に大規模な立地・投資を計画する必要があり、事業のランニングコストも巨額に上る。このため、民間事業者にとっては、中長期にわたって十分な予見可能性が確保されていることが重要である。

以上のような諸点を踏まえ、世界に遜色ない水準で、税制面、予算面の支援を検討する。

（２）戦略分野への対応（半導体、蓄電池、バイオものづくり、データセンター等）

①半導体

半導体は、高性能化・低消費電力化することにより、高度・高速・省電力でのデータ処理や計算が可能となり、生産性向上や社会生活に与える影響も大きい。自動車や産業ロボット等の利用側でのデータ処理が拡大することが確実である中、ＧＸ・ＤＸの観点からも、安定的なサプライチェーンの確保や、関連産業を含めた国内投資促進が期待される。

世界の半導体メーカーは、今後の爆発的な需要増加を見据え、積極的な設備投資への意欲を示しており、世界各国で半導体関連産業の自国への誘致競争が活発化している。

我が国においても、先端半導体メーカーであるTSMC（Taiwan Semiconductor Manufacturing Company:台湾積体電路製造）の熊本県への誘致では、関連産業の投資拡大、人材育成のための連携、九州地域における賃金の上昇等、投資拡大と良質な雇用拡大の好循環の兆しが現れており、こうした事例を我が国に広く横展開していくことが重要である。先端・産業向け半導体、製造装置、部素材、原料の製造基盤の拡大や、人材育成を進める。

また、次世代半導体について、日米欧協力の枠組みを政府レベルで設置し、生産主体となる企業・研究組織を国際連携のハブとして、国内外のトップ人材の呼び込みを図るとともに、有志国との連携、研究開発・量産化支援を通じ、2020年代のうちに次世代半導体を実用化するための設計・製造基盤を確立する。さらに、2030年代以降の実現を見据え、光電融合等の将来技術の開発を進める。

②蓄電池

蓄電池は、モビリティの電動化や再生可能エネルギーの導入拡大等、ＧＸを進める上で不可欠であり、上流資源から川下の製造基盤まで、サプライチェーン全体を囲い込む動きが世界各国で進んでいる。こうした中、我が国が世界の蓄電池のサプ

ライチェーンにおける中核を占めるようになっていくことが重要である。
　現在主流であるリチウムイオン電池は、日本が世界で初めて開発・実用化した技術であり、日本の優位性を維持・向上するため、蓄電池・部素材・製造装置の製造基盤の更なる拡大を行う。
　他方、2030年前後にはバッテリーメタルの需給ひっ迫が見込まれており、上流資源の確保が急務である。商社や川下企業等が権益を確保し、安定したバッテリーメタルの調達をできるよう、官民連携体制の構築や、エネルギー・金属鉱物資源機構の機能拡充を図る。
　上流資源を有するカナダ・オーストラリアや、巨大市場を有する米国との連携を強化した上で、資源保有国である、いわゆる「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域を包摂した強靱なグローバルサプライチェーンを構築するため、戦略的な有志国間連携と海外展開を進める。
　また、世界的に次世代電池の開発競争も激化しているところ、日本が開発でリードしている全固体電池を始めとした次世代電池の量産を見据えた技術開発・実証や人材育成等を通じて、蓄電池分野における新たなイノベーションの創出を図る。

③バイオものづくり
　バイオものづくりは、遺伝子技術により、微生物が生成する物質の量や性質を変化させ、地球温暖化等の社会課題解決に貢献する成長分野である。
　微生物設計プラットフォーム事業者を起点とした大規模な技術開発・実証を進めるとともに、バイオ由来製品の初期需要の創出や消費者の受容性を高める品質表示のための制度の整備等、大規模生産・社会実装に向けた取組を進める。
　また、我が国が強みを有するバイオ分野で、最先端のアカデミアやスタートアップが集積する地域を対象に、民間企業とも連携し、インキュベーション拠点の整備・拡充を加速するとともに、海外展開を目指すスタートアップが米国等に進出し、現地のエコシステムとネットワークを構築することを支援する。

④データセンター
　データセンターは、ＡＩ、特に生成ＡＩの利用が世界的に急増する中、ＡＩに適したサーバーを増強することが重要である。また、情報処理の爆発的な増加を踏まえ、東京圏一極集中是正によるレジリエンス強化や、脱炭素電源活用の観点から、段階的に分散立地の促進を図る。
　あわせて、相互接続を確保し、効率的・効果的に計算資源を活用する観点からも、国内海底ケーブルの整備を支援し、日本を周回するケーブルを完成させる。また、我が国が国際的なデータ流通のハブになるよう、有志国等と連携しながら国際海底ケーブルの多ルート化を速やかに進める。

（３）横断的環境整備
①イノベーション環境・インフラの整備
　利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。

また、企業立地に向けた土地利用・インフラ制約の解消のため、重要産業に係る工業用水等の産業インフラ整備、土地利用調整の円滑化等による産業用地の整備等を進める。あわせて、貿易手続電子化によるサプライチェーンの効率化・強靱化を進める。

②安定的なサプライチェーンの確保

半導体・蓄電池等の重要な物資のサプライチェーンについては、不断の点検・評価を行った上で、把握された課題への対応を検討し、サプライチェーンの維持に万全を期す。また、海外で製造する部品の国内回帰などサプライチェーン全体での国内立地を支援する。

先端的な重要技術の育成に向け、新たに支援対象とするべき技術を示し、官民の伴走支援の下で着実に研究開発を行い、切れ目のない強力な支援を実現する。国民の生存や国民生活・経済活動にとって重要な物資の製造等を担う民間企業への資本強化を含めた支援の在り方について、更に検討を進める。

さらに、重要情報を取り扱う場合、厳格に情報管理を行っていることを示せない事業者は、海外の政府や事業者との情報交換・取引を行うのは難しいことを踏まえ、主要国の情報保全や産業界等のニーズも踏まえて、政府が保有する重要情報を取り扱う者に対する信頼性確認（セキュリティ・クリアランス）を含む我が国の情報保全の強化に向けた法制度等の検討を深め、結論を得る。

（４）高度外国人材の呼び込み

経済のグローバル化、デジタル化が進む中、世界的に高度人材の需要が高まっており、各国間の人材獲得競争が激化している。

他方、日本の高度人材のうち国外で生まれた者の割合は１%に過ぎず、英国23%、米国16%、ドイツ13%と比べ、著しく低い水準にある。その要因として、外国企業や外国人駐在員を対象とした調査では、言語の壁に加え、行政手続も含めた生活インフラの使いにくさ、税率等の課題が指摘されている。

こうした課題を踏まえつつ、我が国の強靱性（レジリエンス）という優位性を活かし、高度外国人材の受入れ拡大を進める。

本年４月、新たな在留資格制度として、高度人材の中でもトップレベルの能力のある人材、世界でトップレベルの大学を卒業したポテンシャルの高い若者を対象とした制度を創設した。

加えて、高度外国人材呼び込みに向けた税制や規制等の制度面も含めた課題の把握・検討を行い、必要な対応を行う。

２．ＧＸ・エネルギー安全保障

世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加する等、気候変動問題への対応は今や人類共通の課題となっている。カーボンニュートラル目標を表明する国・地域が増加し世界的に脱炭素の機運が高まる中、我が国も2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現という国際公約を掲げ、気候変動問題に対して国家を挙げて対応する強い決意を表明している。

このような中、昨年２月には、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、世界のエネルギー情勢は一変し、我が国のエネルギー供給体制がぜい弱であり、エネルギー安全保障上の課題を抱えたものであることを改めて認識することとなった。

過去、幾度となく安定供給の危機に見舞われてきた我が国にとって、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する、ＧＸは、戦後における産業・エネルギー政策の大転換を意味する。

周囲を海で囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、脱炭素関連技術に関する研究開発が従来から盛んであり、日本企業が技術的な強みを保有する分野も多い。こうした技術分野を最大限活用し、ＧＸを加速させることは、エネルギーの安定供給につながるとともに、我が国経済を再び成長軌道へと戻す起爆剤としての可能性も秘めている。世界各国のカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本の産業競争力を再び強化することを通じて、経済成長を実現していく必要がある。

閣議決定した「ＧＸ実現に向けた基本方針」に基づき、ＧＸの実現を通して、エネルギー安定供給、産業競争力強化・経済成長、脱炭素を同時に実現するための取組を進める。

（１）エネルギー安定供給の確保を大前提としたＧＸに向けた脱炭素の取組

①徹底した省エネルギーの推進、製造業の構造転換（燃料・原料転換）

ⅰ）省エネルギーの推進

家庭・業務・産業・運輸の各分野において、改正省エネ法等を活用し、規制・支援一体型で大胆な省エネの取組を進める。

企業向けには、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる省エネ補助金等により、中小企業の省エネ支援を強化する。エネルギー診断や運用改善提案を行う省エネ診断事業を拡充し、中小企業の経営者に対する支援を強化する。

家庭向けには、関係省庁で連携し、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修など住宅の省エネ化に対する支援について、統一窓口によるワンストップ対応等により強化する。

ⅱ）燃料・原料転換

改正省エネ法に基づき、大規模需要家に対し、非化石エネルギー転換に関する中長期計画の提出及び定期報告を義務化し、産業部門のエネルギー使用量の４割を占める主要５業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して、国が非化石エネルギー転換の目安を提示したことも踏まえ、企業の非化石エネルギー転換への取組を促進する。また、省エネ法の定期報告情報の任意開示の仕組みを新たに導入することで、事業者の省エネ・非化石エネルギー転換の取組の情報発信を促す。加えて、水素還元製鉄等の革新的技術の開発・導入や、高炉から電炉への生産体制の転換、アンモニア燃焼型ナフサクラッカー等による炭素循環型生産体制への転換、石炭自家発電の燃料転換等への集中的な支援を行う。

ⅲ）熱需要の脱炭素化、ディマンドリスポンス

熱需要の脱炭素化・熱の有効利用に向け、家庭向けにはヒートポンプ給湯器や家庭用燃料電池等の省エネ機器の普及を促進するとともに、産業向けには産業用ヒートポンプやコージェネレーションも含めた省エネ設備等の導入を促進する。

ディマンドリスポンスについては、更なる拡大を図る。

②再生可能エネルギーの主力電源化

ⅰ）再生可能エネルギーの導入拡大

脱炭素電源として重要な再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、S+3E（安全性（Safety）、安定供給（Energy security）、経済性（Economic efficiency）、環境（Environment））を大前提に、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組み、関係省庁・機関が密接に連携しながら、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率36～38%の確実な達成を目指す。

このため、直ちに取り組む対応として、太陽光発電の適地への最大限導入に向け、関係省庁・機関が一体となって、公共施設、住宅、工場・倉庫、空港、鉄道等への太陽光パネルの設置拡大を進めるとともに、温対法等も活用しながら、地域主導の再生可能エネルギー導入を進める。

FIT（Feed in Tariff）/FIP（Feed in Premium）制度について、発電コストの低減に向けて、入札制度の活用を進めるとともに、FIP 制度の導入を拡大していく。さらに、FIT/FIP 制度によらない需要家との長期契約により太陽光を導入するモデルを拡大する。

ⅱ）洋上風力の導入拡大

洋上風力の導入拡大に向け、早期運転開始の計画を評価するインセンティブ付けを行う等、公募のルールの見直しを踏まえ、本年度内に事業者の選定を行う。また、「日本版セントラル方式」を通じて、案件形成を加速する。さらに、排他的経済水域（EEZ）への拡大のための制度的措置を検討する。

ⅲ）系統整備、出力変動への対応

系統整備の具体的対応策として、全国規模での系統整備計画（マスタープラン）に基づき、費用便益分析を行い、地元理解を得つつ、道路、鉄道網等のインフラの活用も検討しながら、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を進める。地域間を結ぶ系統については、今後10年間程度で、過去10年間（約120万kW）と比べて８倍以上の規模（1,000万kW以上）で整備を加速すべく取り組み、北海道からの海底直流送電については、2030年度を目指して整備を進める。

調整力の確保のため、定置用蓄電池については、2030年に向けた導入見通しを策定し、民間企業の投資を誘発する。定置用蓄電池のコスト低減及び早期ビジネス化に向け、導入支援と同時に、例えば家庭用蓄電池を始めとした分散型電源も参入できる市場構築や、蓄電池を円滑に系統接続できるルール整備を進める。

ⅳ）次世代型太陽電池、浮体式洋上風力

次世代型太陽電池（ペロブスカイト）の早期の社会実装に向けて研究開発・導入支援やユーザーと連携した実証を加速化する等、量産技術の確立、需要の創出、生産体制整備を進めていく。

浮体式洋上風力の導入目標を掲げ、その実現に向け、技術開発・大規模実証を実施するとともに、風車や関連部品、浮体基礎など洋上風力関連産業における大規模かつ強靱なサプライチェーン形成を進める。また、高等専門学校等を含め、産学官が連携し、地域において再エネ産業を担う人材の育成に取り組む。

太陽光パネルの廃棄について、昨年７月に開始した廃棄等費用積立制度を着実に運用するとともに、2030 年代後半に想定される大量廃棄のピークに十分対処できるよう、計画的に対応していく。

③原子力の活用

ⅰ）安全性の確保を大前提とした原子力の活用と再稼働

原子力は、その活用の大前提として、国・事業者は、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を一時たりとも忘れることなく、「安全神話からの脱却」を不断に問い直し、規制の充足にとどまらない自主的な安全性の向上、事業者の運営・組織体制の改革、地域の実情を踏まえた自治体等の支援や避難道の整備など防災対策の不断の改善等による立地地域との共生、国民各層とのコミュニケーションの深化・充実等に、国が前面に立って取り組む。

その上で、CO2 を排出せず、出力が安定的であり自律性が高いという特徴を有する原子力は、安定供給とカーボンニュートラルの実現の両立に向け、エネルギー基本計画に定められている 2030 年度電源構成に占める原子力比率 20～22%の確実な達成に向けて、いかなる事情より安全性を優先し、原子力規制委員会による審査に合格し、かつ、地元の理解を得た原子炉の再稼働を進める。

ⅱ）次世代革新炉の開発・建設と既存の原子力発電所の活用

エネルギー基本計画を踏まえて原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む。そして、地域の理解確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを対象として、六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化を進めていく。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。あわせて、安全性向上等の取組に向けた必要な事業環境整備を進めるとともに、研究開発や人材育成、サプライチェーン維持・強化に対する支援を拡充する。また、同志国との国際連携を通じた研究開発推進、強靱なサプライチェーン構築、原子力安全・核セキュリティ確保にも取り組む。

既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、現行制度と同様に、「運転期間は 40 年、延長を認める期間は 20 年」との制限を設けた上で、原子力規制委員会による厳格な審査が行われることを前提に、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする。

ⅲ）核燃料サイクル推進、着実かつ効率的な廃炉、最終処分の実現

六ヶ所再処理工場の竣工目標実現等の核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備を進めるとともに、最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けを抜本強化するため、文献調査受入れ自治体等に対する国を挙げての支援体制の構築、実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）の体制強化、国と関係自治体との協議の場の設置、関心地域への国からの段階的な申入れ等の具体化を進める。

④水素・アンモニアの導入促進

ⅰ）大規模かつ強靱なサプライチェーンの構築

国家戦略の下で、クリーンな水素・アンモニアへの移行を求めるとともに、既存燃料との価格差に着目した支援や、需要拡大や産業集積を促す拠点整備への支援を含む、規制・支援一体型での包括的な制度整備に取り組み、水素コア技術を国内外で展開しながら、強靱なサプライチェーンの早期構築を目指す。

ⅱ）国内における生産・供給体制の構築

エネルギー安全保障の観点を踏まえ、国内における水素・アンモニアの生産・供給体制の構築にも支援を行う。特に国内の大規模グリーン水素の生産・供給については、中長期を見据えてなるべく早期に実現するため、余剰再生可能エネルギーからの水素製造・利用双方への研究開発や導入支援を加速する。

⑤カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備

供給力確保に向けて、来年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。

また、電力・ガス会社間での原燃料融通の枠組みを構築する。

⑥資源確保に向けた資源外交など国の関与の強化

ⅰ）資源の安定供給確保

不確実性が高まる LNG 市場の動向を踏まえ、長期間の備蓄が困難という LNG の性質を考慮し、民間企業の調達力を活かす形で、戦略的余剰 LNG を構築する等、政策を総動員して安定供給確保を目指す。

サハリン１、２、アークティック LNG2 等の国際プロジェクトは、エネルギー安全保障上の重要性に鑑み、現状では権益を維持する。Ｇ７を含む国際社会と連携しつつ、安定供給の確保に官民一体となって万全を尽くす。

ⅱ）国産資源の確保等

地政学リスクに左右されない安定的な国産資源を確保する観点から、特にメタンハイドレートについては、引き続き可能な限り早期に成果が得られるよう、海底熱水鉱床等と併せて、我が国で開発可能な資源について技術開発等の支援を進める。

⑦その他個別分野の取組

その他の個別分野の取組については、「ＧＸ実現に向けた基本方針」に基づき、次世代自動車、カーボンリサイクル燃料（国産の持続可能な航空燃料（SAF）、合成燃料（e-fuel）、合成メタン（e-methane）等）、CCS（Carbon dioxide Capture and Storage：二酸化炭素回収・貯留）等の分野について具体的な取組を着実に進めていく。

（２）「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行

①ＧＸ経済移行債を活用した大胆な先行投資支援（規制・支援一体型投資促進策）

今後 10 年間で 150 兆円を超えるＧＸ投資を官民協調で実現していくためには、国として長期・複数年度にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていく必要がある。そのため、新たに「ＧＸ経済移行債」を創設し、これを活用することで、国として 20 兆円規模の大胆な先行投資支援を実行する。その投資促進策は、新たな市場・需要の創出に効果的につながるよう、規制・制度的措置と一体的に講

じていく。この際、民間のみでは投資判断が真に困難な案件であって、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への投資を対象とする。

②カーボンプライシングによるＧＸ投資先行インセンティブ

カーボンプライシングは、炭素排出に値付けをすることにより、ＧＸ関連製品・事業の付加価値を向上させるものである。一方で、実施による我が国経済への影響等に鑑み、直ちに導入するのではなく、ＧＸに集中して取り組む期間を設けた上で導入する。また、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げていくこととした上で、その方針をあらかじめ示すことで、ＧＸ投資の前倒しを促進する。さらに、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することを基本とする。

ⅰ）「排出量取引制度」の本格稼働

参画企業の自主性に重きを置く中で、制度に係る公平性・実効性を更に高めるため、2026 年度の「排出量取引制度」本格稼働以降、更なる参加率向上に向けた方策や、政府指針を踏まえた削減目標に対する民間第三者認証、目標達成に向けた規律強化（指導監督、遵守義務等）等を検討するとともに、「排出量取引制度」の進捗や国際動向等を踏まえ、更なる発展に向けた検討を進める。

ⅱ）発電事業者に対する「有償オークション」の段階的導入

排出量の多い発電事業者（電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者）に対する「有償オークション」の段階的導入を 2033 年度から実施する。

ⅲ）「化石燃料賦課金」の導入

多排出産業だけでなく、広くＧＸへの動機付けが可能となるよう、炭素排出に対する一律のカーボンプライシングとしての「化石燃料賦課金」をＧＸに集中的に取り組む５年の期間を設けた上で、2028 年度から導入する。

ⅳ）カーボンプライシングの実施等を担う「ＧＸ推進機構」の創設

排出量取引制度の運営や負担金・賦課金の徴収等（先行投資支援の一部を含む）に係る業務を実施する機関として、「ＧＸ推進機構」を創設する。

③新たな金融手法の活用

官民 150 兆円超のＧＸ投資の実現に向けて、民間の積極的なファイナンスを引き出すため、グリーン・ファイナンスの拡大に加えて、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組を強化する。

また、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）を確立すべく、「ＧＸ推進機構」が、民間金融機関等が取り切れないリスク（通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等）の補完策（債務保証等）を実施していく。

さらに、サステナブルファイナンス全体を推進するための環境整備に取り組む。

④複数社連携における課題への対応

ＧＸを実行するためには、複数社での連携が重要であることから、国際的な競争状況も踏まえ、設備の共同廃棄、原燃料等の共同調達やデータ共有等における独占禁止法に関する課題について、事業者等の取組を後押しする対応を検討する。

（３）国際展開戦略

アジアにおいては、「アジア・ゼロエミッション共同体」（AZEC）構想の実現に向けて、再生可能エネルギーを含むクリーンエネルギー・プロジェクトの組成を加速させる。その一環として、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ」（AETI）を通じ、カーボンニュートラルの実現に向けたロードマップ策定支援、トランジション技術・プロジェクトへのファイナンスの後押し、脱炭素技術等に係る人材育成支援等を進める。また、二国間クレジット制度（JCM）について、パートナー国の更なる拡大を図る。

（４）社会全体のＧＸの推進

①公正な移行

成長分野等への労働移動の円滑化支援、在職者のキャリアアップのための転職支援等を通じて、公正な移行を後押ししていく。

②中堅・中小企業・スタートアップのＧＸの推進

中小企業も簡易に排出量算定が行えるようにするための排出量等の見える化の支援、省エネ・省 CO_2を促進する設備投資支援による排出量等の削減支援を推進するとともに、中小企業等の取組を中小企業支援機関や地域金融機関等からプッシュ型で支援する体制を構築するため、支援機関の人材育成等を支援する。

また、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大を進めることにより、中堅・中小企業も含めたサプライチェーン全体での脱炭素化の取組を促進していく。

さらに、ＧＸ関連分野におけるスタートアップの研究開発・社会実装支援等を抜本的に強化する。

（５）資源の効率的・循環的な利用

希少資源・レアアースの確保という経済安全保障上の観点も踏まえ、市場のライフサイクル全体で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を産官学で連携して進めるため、動静脈連携、企業の研究開発・設備投資等を推進する。

３．食料安全保障

気候変動による食料生産の不安定化や世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化、食料の「武器化」、災害の頻発化・激甚化等、食料がいつでも安価に輸入できる状況が続くわけではないことが明白となる等、食料安全保障上のリスクが高まっている。また、食料・農業・農村基本法の制定から20年間が経過する中で、前提となる社会情勢や今後の見通しが大きく変化している。

こうした環境変化を踏まえ、持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向けて、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づき、施策の具体化を進めるとともに、食料・農業・農村基本法の改正法案を本年度中に国会へ提出することに向け、見直しの作業を加速する。

（１）平時からの食料安全保障の確立

①食料安全保障の考え方

食料安全保障について、国際連合食糧農業機関では、国全体で必要な食料を確保するというだけでなく、国民一人ひとりにまで行き渡るようなものと定義されている。こうした国際的な定義も参考に、食料安全保障について、不測時に限らず平時にも、国民一人ひとりが食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることを含むものへと再整理する。

②輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化

食料の安定供給の確保に向けては、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、輸入依存度の低減に向けて国内生産の増大を基本とし、水田の畑地化・汎用化を推進しつつ、麦や大豆、加工・業務用野菜、飼料作物等の需要に応じた生産拡大や、米粉の利用拡大、肥料の国産化の推進等の構造転換対策を進める。

③適正な価格形成に向けた持続可能な食料システムの構築

食料システム全体を持続可能なものとするため、生産から加工・流通・販売までの各段階の関係者が協議できる場を創設し、食料の適正な価格形成を行う仕組みを構築する。

また、食料システムの重要な構成員である食品産業の持続的な発展を図るため、産地・食品産業が連携して産地育成・安定調達等を図りやすくする仕組みや、環境負荷低減、人権に配慮した原材料調達等、食品産業による持続可能性に配慮した取組を促進する仕組みを構築する。

④全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

円滑な食品アクセスの確保を図るため、関係省庁が連携し、物流の 2024 年問題への対応、買い物弱者対策、フードバンク・子ども食堂への寄附の促進等の取組を推進する。

⑤食料安全保障を担保する仕組みの構築

国内の食料供給力の状況や物流を含めたサプライチェーンの状況等を示す様々な指標を活用・分析することにより、平時から我が国の食料安全保障の状況を定期的に評価する仕組みを構築する。また、不測時に関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制を構築するとともに、不測時の対応根拠となる法制度の整備を図る。

（２）農林水産業のグリーン化

温室効果ガスによる気候変動の影響や、生物多様性の喪失等が進む中、持続的な食料生産を確保するためには、環境負荷低減に向けた対応を行うことが必要である。

このため、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、有機農業の推進、有機農産物の需要拡大に向けた食品事業者と生産者の連携、生産者の環境負荷低減の努力の見える化、農業分野でのＪ－クレジットの活用、食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化等に取り組み、環境と調和のとれた食料システムを確立する。

また、海洋環境変化を踏まえた水産資源管理と操業形態の転換、養殖業における人工種苗への転換等を進める。

（３）農林水産物・食品の輸出拡大

人口減少に伴い国内市場が縮小する一方、海外市場が拡大する中で、国内の農業生産基盤を維持し、地方の「稼ぎ」の柱とするために、輸出の促進を図る。

農林水産物・食品の輸出について、2030年５兆円の目標達成に向け、2025年２兆円の目標の前倒しでの達成を目指す。大ロット輸出産地の形成支援に加え、現地できめ細かなサポートを行う輸出支援プラットフォームや、品目別の輸出促進団体の拡大等、サプライチェーンの関係者が一体となった戦略的な輸出の体制の整備・強化を行う。

また、海外への品種流出を防止するため、海外で品種登録やライセンスを代行する育成者権管理機関の取組を推進し、知的財産の保護・活用の強化を図る。

（４）スマート農林水産業

生産者が減少する中で、産地の生産力の強化を図るため、産学官連携によるスマート技術の開発と同時に、サプライチェーン全体で新技術に対応するための栽培方法や流通・販売方法の変革を促進する仕組みを構築する。

また、林業・水産業においてもスマート技術の導入を進める。

４．ＡＩ

大規模言語モデル等の基盤モデル（大量・多様なデータを学習し、様々な用途のＡＩの基盤となる大規模なＡＩ）を活用した生成ＡＩ（文章、画像等のコンテンツを生成するＡＩ）の性能が向上し、人間との対話によって自然な文章、画像、音声、プログラム等を生成できるようになる等、ＡＩは飛躍的に進歩し、専門家でない人の間でも急速に利用が広がりつつある。

生成ＡＩは、従来のＡＩモデルに比べ、計算資源やデータの規模がその性能を左右する度合いが大きく、規模の競争によって大規模なＡＩがますます優位になっていく可能性がある。

また、ＡＩが学習に用いるデータのうち我が国に関するデータが少ないために、我が国に関連する質問に対してＡＩが適切な回答をしないことが起こり得るだけでなく、ＡＩ製品・サービスの海外への依存度が高いことから、供給途絶等で我が国の国民生活や産業に影響が及ぶおそれもある。

さらに、生成ＡＩの技術進歩と普及によって、ＡＩがどのようなデータをどのように処理しているのかが分からない、巧妙な偽情報が拡散する等、ＡＩが社会にもたらす不安やリスクへの懸念が世界的に高まっており、安全保障上のリスクも指摘されている。

そこで、ＡＩに関する国際的な議論、多様なリスクへの対応を進めるとともに、ＡＩの利用の促進、ＡＩの開発力の強化を図る。

（１）国際的な議論とリスクへの対応

ＡＩの不適切な使用を防ぎ、人間中心の信頼できるＡＩを活用することが重要であり、「民主的価値に沿った、信頼できるＡＩ」がＧ７共通のビジョン・目標である。特に生成ＡＩについては、Ｇ７で合意された「広島ＡＩプロセス」に沿って、

担当閣僚間で速やかに議論を進め、ガバナンスの在り方について、本年内に報告を行うこととした。我が国は、今後も責任ある立場として議論を主導していく必要がある。

人間中心の信頼できるＡＩを実現するためには、ＡＩの開発者・サービス提供者・ＡＩ利用者がＡＩのリスク（機密情報漏洩、犯罪への悪用等）を認識・評価するとともに、平時にも有事にも対応できるガバナンスを整えておく必要がある。これを実現するため、何らかの法制度、監査・認証制度、ガイドライン等を確立することが、OECDや欧州評議会など国際的な場面でも議論となっている。

個人情報の不適切な利用、セキュリティに関する不安、偽情報・誤情報による混乱、著作権侵害のおそれ等、ＡＩに関する多様なリスクに関して、国際的な議論や技術の急激な変化も踏まえ、「広島ＡＩプロセス」のスケジュールも念頭に検討し、対応していく。

（２）ＡＩの利用の促進

ＡＩ利用を加速するため、医療や介護・行政・教育・金融・製造等のデータ連携基盤の構築、DFFT構想の具体化、人材育成、スタートアップの事業環境整備を進める。

政府機関での生成ＡＩの活用は、機密情報漏洩等のリスクがある一方で、業務効率化や行政サービス向上に有効な可能性もあり[8]、生成ＡＩの扱い方は重要な論点である。このため、政府機関において、試験的な利用等を開始し、知見を集積し、共有する。

教育現場でも、ＡＩの利用により教育効果が上がり、教員の負担が軽減できる可能性がある反面、生成ＡＩが宿題に使われる、ＡＩによる生成物か否かの判別が困難といった喫緊の課題もあることから、教育現場における生成ＡＩの利用に関するガイドラインを本年夏までに策定する。

生成ＡＩの普及を見据え、ＡＩの基礎知識等、ＡＩリテラシー教育も充実させる。

（３）ＡＩの開発力の強化

日本の研究水準の維持・向上、イノベーションや新規産業の創出等のためには、速やかに生成ＡＩに関する基盤的な研究力・開発力を国内に醸成する必要がある。ＡＩ開発のインフラとも言うべき、計算資源の整備・拡充を迅速に進める。

さらに、生成ＡＩの開発には、大量かつ良質なデータが必要であることから、著作権等に留意しつつ、公的機関が保有するデータを、企業や大学等に対し開発用にアクセス可能とする仕組みを速やかに構築するとともに、ＡＩに対するニーズが大きい分野のデータを整備する。

また、ＡＩが消費する莫大な電力が課題となっており、データセンターの分散立地とともに、ＡＩ向けの計算に適した省エネ型半導体等の開発を促し、早期の社会実装を目指す。

なお、これらの取組に際しては、技術革新のスピードを踏まえ、市場原理を最大限尊重し、迅速、柔軟かつ集約的にプレーヤーの取組を加速する。また、技術の公開による利用促進が新たな技術革新を生み出す可能性に配慮し、計算資源やデータのほか、オープンに利用可能な基盤技術等を提供する環境を整備し、世界からトップ人材が集まり切磋琢磨できる研究・人材育成環境を構築していく。

また、この分野では、世界的にもスタートアップによる挑戦が数多く見られ、Ａ

Ｉの開発、周辺アプリやサービスの開発等、様々なアイディアをスタートアップ政策も活用して支援する。

（４）政府の検討体制の強化

ＡＩに関する多くの課題に対応するため、有識者によるＡＩ戦略会議、関係省庁によるＡＩ戦略チームを軸に、各省庁が協力しながら政策を立案・推進していく。

また、社会情勢や技術が急激に変化していく中で、新たな論点や想定外の事態に関する情報を、各種の研究サークルや国際的なフォーラム等から継続的に収集する。

５．ＤＸ

（１）Web3.0 の推進に向けた環境整備

ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、検討を進める。

暗号資産に係る税制上の取扱いについて、第三者が短期売買目的以外で暗号資産を継続的に保有する場合を、他の暗号資産の保有と区別して取り扱うことが可能かどうか、法令上・会計上の在り方を含め、速やかに検討する。

暗号資産に係る会計処理について、企業会計基準委員会での議論を後押しする。並行して、Web3.0についての会計監査に関する企業側の理解促進や、公認会計士・監査法人側の理解醸成を図るため、日本公認会計士協会と暗号資産に係る業界団体において、ガイドラインの策定を進める。

投資事業有限責任組合（LPS）の投資対象について、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、来年度の法改正を視野に、投資対象への追加等を図る。

デジタル技術を用いたアート・ゲーム等のコンテンツビジネスの国際展開に向けて、新たなユースケースの発掘や支援を行う。

ブロックチェーン技術を始めとするデジタル関連先端技術を担う人材を国内で確保・育成する。民間と連携した国内外のWeb3.0人材の交流機会の創出等、海外人材が活躍できる環境整備を行う。

デジタル庁に設置した自治体・事業者向けの相談窓口において、DAOの取組を進めようとする自治体・事業者からの意見や課題を収集する。

（２）ポスト５Ｇ、６Ｇの実現

ポスト５Ｇの情報通信システムの開発を進めるとともに、次世代の通信インフラである、いわゆる６Ｇについては、2030年頃の導入を見据えて、ネットワークから端末まで全てに光通信技術を活用することで、現在の100倍の通信速度と100分の１の超低消費電力を実現する技術を確立する。

また、衛星通信や、HAPS（高高度プラットフォーム）を活用した成層圏からの通信により、従来のネットワークが届かない空、海、離島、山間部等も含めて広範囲の通信を可能とする非地上系ネットワーク（NTN）の早期実装を図るため、研究開発の加速化、実用化、海外展開を促進する。

有志国企業の異なるベンダーの機器を自由に組み合わせて５Ｇ基地局ネットワー

クを構築できるようにするシステム（オープンRAN）について、2025年までにチリ、タイ、ベトナム、フィリピン等の10か国程度で実証事業を実施し、米国とも連携しながら、いわゆる「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域を中心に世界シェア獲得を図る。

（３）ＤＸ投資促進に向けた環境整備

①デジタル市場の環境整備

デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づき、オンラインモール・アプリストアの運営について、本年度中に、これらの利用手数料の位置付けや水準に対する合理性・透明性といった課題に対する取組状況等の２回目の評価を実施し、取引関係の改善につなげる。また、昨年同法の対象に追加したデジタル広告分野について、本年度中に、対象事業者の運営状況の評価を実施し、必要に応じ、取引条件の開示の充実等の対応を求める。

モバイル・エコシステム（スマートフォンにおけるＯＳを基盤とするアプリ等の市場）については、競争環境の評価に関するデジタル市場競争会議最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討する。

②サイバーセキュリティ

企業、行政機関等におけるセキュリティ人材の育成を進めるとともに、中小企業のセキュリティシステムの導入を助成し、サプライチェーン全体でサイバーセキュリティを強化する。最近策定したガイドラインの活用を促進し、中小企業が製造するIoT機器のサイバーセキュリティ対策を支援する。

また、サイバー攻撃が高度化・複雑化する中、サイバー攻撃対策やシステムのぜい弱性の分析能力を国が主導して強化する。欧米各国との基準調和を図るため、ソフトウェアの開発段階や利用段階でのぜい弱性の軽減やライセンス等の情報管理に関するガイドラインを本年度内に整備し、活用を促進するとともに、IoT機器のセキュリティ要件の適合性を評価する国内制度の整備の方向性を示す。デジタル空間の偽情報・誤情報への対応として、教材開発・講習会等を通じたデジタルリテラシーの向上等に取り組む。

③インターネットにおける新たな信頼の枠組みの構築

特定のサービスに依存せずに、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組み、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組み等の新たな信頼の枠組みをインターネットの上に付加するトラステッド・ウェブ（Trusted Web）について、実践的なユースケースの支援・検証を行ってメリットを可視化し、2025年度までに実装の具体例が創出されることを目指す。また、Ｇ７を中心とした各国や関係機関と、課題や改善点の抽出等で連携していく。

④デジタルガバメントの推進

自治体の窓口業務・行政手続のデジタル化やガバメントクラウドのような国と地方が共通して利用可能なデジタル基盤の整備を進め、デジタルガバメントの実現に向けて取り組むとともに、国民の利便性向上に向けた対応を更に進める。

⑤マイナンバーカードの普及・利活用の推進

マイナンバーカードの申請総数が9,700万件（人口の４分の３）を超えたところであるが、制度の安全と信頼の確保に努めるとともに、引き続き、市町村の交付体制の整備促進に加え、民間サービスにおける活用や、健康保険証や運転免許証との一体化等の利用の拡大を進める。

⑥デジタル技術を用いた金融サービスの利便性向上

金融サービスについては、例えば、銀行において、ネットバンキングの手続や、口座の開設・名義変更・解約時の手続が、消費者にとって複雑であるとの指摘がある。消費者にとって利用しづらい手続やサービスを網羅的に点検し、消費者の利便性向上の観点で改善が必要であると確認されたものについて改善を求める。

⑦クレジットカードのインターチェンジフィーの透明化

インターチェンジフィー（クレジットカードでの決済があった際に、お店と契約する決済会社が、利用者と契約する決済会社に支払う手数料）の標準料率が公開されたことを踏まえ、競争環境への影響のモニタリング調査を行う。

⑧デジタルヘルスの普及

デジタルヘルスを普及するため、ヘルスケア製品・サービスについて、自主的な認証制度の実施を支援する。また、質の高い個人健康情報（PHR）サービスの提供を促すため、日常生活における利活用や医療機関・薬局等とのデータ連携のためのデータの標準化・実証を進める。

⑨中小企業等のＤＸ

中小企業のＤＸを促進するため、経営課題を診断するツールの普及、専門家による伴走支援、ＩＴ導入に対する支援を行う。

また、インボイス制度への対応の効率化に向けて、サプライチェーン全体で請求・決済等の企業間取引データの連携を可能とするため、データの標準化や会計ソフト等の開発・普及を促進する。

約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。

⑩医療・介護のＤＸ

医療・介護に係る情報を共有・交換できる全国医療情報プラットフォームの創設、診療報酬改定ＤＸ、電子カルテ情報の標準化等の取組を行政と関係業界が一丸となって進める。その際、医療ＤＸが我が国の医療の将来を切りひらくものであることから、これらの施策を国が責任を持って主導する。医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策等を着実に実施する。また、成立した改正次世代医療基盤法に基づき、医療情報の利活用を促進する。

⑪建築・都市のＤＸ

引き続き、建築物の形状、材質、施工方法に関する３次元データ（BIM：Building Information Modeling）、都市空間における建築物や道路の配置に関する３次元モデル（PLATEAU）、土地や建物に関する固有の識別番号（不動産ＩＤ）の活用を重点的に進める。

６．官民連携による科学技術・イノベーションの推進

権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り、科学技術立国を再興する。

（１）量子技術

量子コンピュータ、量子暗号通信、それらの基盤技術についての研究開発や研究開発・実証拠点の整備を図る。本年度中に、スタートアップが利用できる実証環境を整備する。2028年度までに、量子コンピュータと古典コンピュータを統合的に運用し、エネルギー・食料問題や素材開発・創薬等の複雑な計算を要する具体的なユースケースに適用できるようにするため、基盤ソフトウェアを開発する。

（２）健康・医療

①認知症等の脳神経疾患の発症・進行抑制・治療法の開発

平均寿命が延伸し、他の先進国に先んじて超高齢化時代を迎える我が国にとって、認知症等の脳神経疾患に対する予防・治療や、そのための研究開発は重要な課題である。

世界初のアルツハイマー病の治療薬を開発した強みを活かし、認知症に対して、抜本的な発症・進行抑制・回復に向けた治療薬の開発を目指す。

このため、新たな脳科学に関する国家プロジェクトを創設し、国際的なネットワークを強化するとともに、臨床と基礎の双方向性の産学官共同研究を実施する。治験にも対応できる健常者・患者を継続的に追跡できる集団（コホート）の臨床情報や参加者から得られた血液等の検体、ゲノム等の情報の集積（バイオバンク）を最大限活用する。これらにより、アミロイドβ等の蓄積物質の除去による予防や発症・進行抑制に加え、神経回路の再生・修復等による回復治療法等の研究開発及びその基盤整備を行う。

②ゲノム創薬をはじめとする次世代創薬の推進

従来の低分子薬中心の開発から脱却し、高機能バイオ医薬品や低コストで疾病の原因に効果的に作用し経口摂取が可能な中分子等、世界規模でニーズの高い分野での創薬を強化する。日本国内の枠組みに閉じて研究開発・供給基盤構築を行うことは、開発・供給のスピード感で我が国が後れを取るおそれがある。日本の企業・研究機関と、米国等の有志国のスタートアップ・ファウンダリとの連携を促進し、国際的な新薬開発・供給体制の構築を図る。

がん・難病の全ゲノム解析（DNAが持つ全ての遺伝情報の解析）について、引き続き、10万ゲノム規模に向けて解析し、その結果の患者への還元と情報基盤の整備を着実に進めるとともに、事業実施組織について、2025年度の発足に向け、本年度内を目途に法人形態を決定する。

この事業実施組織や、ゲノムのバイオバンクが中心となって、医学・薬学にとどまらず、バイオ、数理科学等の異分野まで含めた、関係する医療機関、研究機関、スタートアップ等の企業と連携し、全ゲノム解析やマルチオミックス解析（特定の症例に対し、DNA解析、RNA解析、タンパク質解析等の複数の手法で統合的・網羅的に解析する方

法）の結果や臨床情報等を利活用し、創薬の成功率の向上を図る。

③再生医療
　新しい技術の発展を踏まえ、再生医療を適切に普及・拡大させていく観点から、再生医療等安全性確保法等の改正を検討し、早期に国会に提出する。

（３）フュージョンエネルギー・イノベーション戦略
　将来のクリーンエネルギーの実現と、技術のスピンアウトによる産業創出も期待されるフュージョンエネルギー（核融合エネルギー）について、産学官のコンセンサスを形成するための枠組みを創設し、スタートアップを含む民間企業や大学における研究開発を強化するとともに、官民連携による投資を促進する。同志国と連携し、共同研究や安全規制の議論、規格の国際標準化を進める。

（４）国立研究機関による研究開発力の強化
　気候変動、安全保障を始めとする科学技術・イノベーションによる解決が求められる国家的重要課題には、国立研究機関を中心に、大学や企業が連携し、設備・人材等の資源を結集して取り組むことが必要である。この際、国立研究機関が他機関と連携する場合について、これを容易化するため、中長期にわたる予見可能性を持つことが可能となる連携の在り方を検討する。
　また、国内外の優秀な人材が、国立研究開発法人、大学、企業間の流動性を確保しつつ円滑に共同研究開発に取り組めるよう、例えば、外部法人への出資が可能な国立研究開発法人が一部にとどまる現状や、優秀な研究者を確保することが可能な給与・年金の在り方等の現場のニーズも踏まえ、組織を横断して研究を進める場合の年金・退職金等に係るルールの整備について本年度内に結論を得る。

（５）大学ファンドによる支援
　世界に伍する研究大学を作るため、研究力に加え、研究と経営の分離、若手研究者の登用等、優良なガバナンスを導入する大学に対し、10兆円規模の大学ファンドで支援する。支援の対象となる大学については、本年度から段階的に審査を行い、来年度中に支援を開始する。

（６）地域中核・特色ある研究大学への支援
　地域中核・特色ある研究大学の総合振興のため、それらの大学の強みや特色を伸ばす取組を支援する。
　また、地域の社会課題解決・イノベーション創出への貢献や、国立大学等における施設の老朽化対策の観点から、地域や産業界が共同して利用できる拠点（共創拠点）の整備充実を図る。

（７）国際的な人的ネットワークや研究成果へのアクセスの確保
　論文等の研究成果へのアクセスがグローバルな学術プラットフォーマーの制約を受けている状況を踏まえ、公的資金による研究成果へのオープンアクセスの確保を我が国の方針として示すとともに、Ｇ７等の場を通じて研究成果の共有化を進める。
　また、学術論文の購読・出版等の適切な契約体制の整備、公的な研究ＤＸプラットフォームによる研究成果の公開・共有の充実、研究成果の発信等を支援する。

（８）留学派遣・受入れ

コロナで途絶えた海外との人的交流を再構築するため、2033年までに日本人の海外留学派遣を年間50万人に拡大することを目指す。このため、日本人の中長期留学者に対する経済的支援の充実、博士課程人材の派遣促進、高校段階からの留学促進を図る。

2033年までに、外国人留学生受入れを年間40万人に拡大し、かつ、外国人留学生の国内就職率を６割（国内進学者を除く）に引き上げる。このため、海外でのイベント・説明会など留学生獲得に向けた戦略的な取組を進めるとともに、インターンシップを軸とした教育プログラムの促進による留学生支援を行う。

（９）ムーンショット型研究開発

フュージョンエネルギー（核融合エネルギー）の利活用、ＡＩや量子技術を始めとする先端科学技術を活用した農業・食料分野のイノベーション等、社会環境の変化に伴って出現する新たな課題に対応するため、ムーンショット型研究開発制度等の充実を図る。

（10）博士課程学生・若手研究者等への支援

博士課程学生支援の一部について、大学ファンドによる支援へと移行する。移行に際して、博士課程学生への経済的支援策やキャリアパス整備の充実について検討し、早期に結論を得る。

また、研究のマネジメントやサポートをする者の採用支援を進め、若手研究者の研究環境を改善する。

挑戦的な研究を行う若手研究者に対し、最長10年間の長期的な研究費を支給するとともに、所属機関において研究に専念できる環境を確保するための措置を一体的に行うスキーム（創発的研究支援事業）について、研究環境を充実させた上で、着実に進める。

ＩＴ分野を始め理工系分野の大学生・高等専門学校生、教員等に占める女性の割合向上に向け、女子中高生の同分野の学びや分野選択の促進など産学官連携で地域一体となった取組等を加速するとともに、大学の上位職への女性研究者登用を促進する取組を強化する。

（11）IoTの推進

製造業や農林水産業等の現場でのデータの収集・活用等を通じ、様々な分野における課題解決に向けて、IoTを推進する。

（12）2025年大阪・関西万博

2025年開催の大阪・関西万博は、「未来社会の実験場」であり、新技術による未来への希望を喚起する起爆剤である。新しい技術のショーウインドウとして、日本の最新技術による社会への貢献を提示する。空飛ぶクルマでの運航サービスの提供等のほか、PHR（Personal Health Record）の活用や再生医療、スタートアップのビジネスコンテスト、日本食文化の魅力発信等を行う。

会場建設を着実に進めることが求められる一方、準備を進める中で、経費面等で課題が発生しており、対応を行う必要がある。本年中に主要プロジェクトの展示方

法を定めるとともに、半年ごとを目途に改訂するアクションプランに基づいて、資金面の手当、セキュリティ対策、途上国の参加支援も含め、2025年４月の開催に向けて必要な措置を着実に進める。

７．クリエイターへの支援

アニメ・ゲーム・エンターテイメント・漫画・映画・音楽・放送番組等の分野は、日本の誇るべきコアの１つである。日本は、世界のコンテンツ市場の成長をにらんで、広い意味でのクリエイターへの支援を進めていく。

優れた才能を持つ若手クリエイターを対象に、制作費の支援や、コンテンツ業界のトップランナーがメンターとなる制度の創設等を通じ、デジタル技術を活用する次世代のクリエイターの育成・創出を進める。これらを含むクリエイター支援、海外展開等、新しい資本主義実現会議の下で、官民連携で一体的な施策の検討を行う。この際、併せてコンテンツ産業の構造改革に向けて具体的アクションを明らかにする。

Ⅴ．企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成５か年計画の推進

１．産業構造の転換と企業の参入・退出の円滑化の必要性

企業の参入率・退出率の平均（創造的破壊の指標）が高い国ほど、一人当たり経済成長率が高い。さらに、若い企業（スタートアップ）の方が付加価値創造への貢献度が高い。他方、我が国の開業率は、米国9.3%、英国12.4%と比べ、4.4%にとどまっており[9]、廃業率も、米国9.4%、英国11.1%と比べ、3.1%となっている[10]。

ＧＸ・ＤＸ等の産業構造転換を進め、持続的な成長を確保していくためにも、新規企業の参入の円滑化に向けて、「スタートアップ育成５か年計画」に定めた人材育成、資金供給、オープンイノベーションを確実に推進するとともに、企業経営者に退出希望がある場合のM&A・事業承継・廃業の円滑化に向けた早期相談体制の構築等に取り組む。

２．スタートアップ育成５か年計画の推進

（１）基本的考え方

人口減少・経済低成長が続き、社会課題が山積している日本では、社会全体に閉塞感が広がっているとの指摘がある。新しい資本主義では、政府のみならず民間による公的役割に着目し、官民協力によって旧来型の制度や慣習を抜本的に見直すことで、硬直的になっている日本社会を活性化する。その担い手となるのがスタートアップである。スタートアップは、新しい技術やアイディアにより社会課題をスピード感を持って解決していく存在であると同時に、市場に新たな刺激を与えることで市場の活性化や既存企業の生産性向上をもたらす。

昨今の世界の社会・経済情勢の急速な変化により、スタートアップをめぐる環境は厳しさを増しており、スタートアップへの政策的対応の重要性は一段と増している。

昨年11月に取りまとめた「スタートアップ育成５か年計画」では、スタートアッ

プへの投資額を「５年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模（10 兆円規模）」とする目標を掲げた。その実現のためには、同計画の初期に、スタートアップ・エコシステムの育成に不可欠な法律・税制等の制度面の整備が急務である。ストックオプション制度の他、金融・ファンド法制、研究開発ファンディング、在留資格、税制等は、スタートアップ・エコシステムを形成する基盤的制度であり、早急な制度整備が求められる。

昨年11月に策定した「スタートアップ育成５か年計画」に基づき、その後の深掘りの検討を含め、下記のとおり具体策を実施する。各政策で設定したKPIに沿ってスタートアップ担当大臣によりフォローアップを行いながら、官民での大きな方向性の実現に向けて、努力していく。

（２）目標

創業の「数」（開業数）のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。

この投資額は、2021年までの過去５年間で2.3倍増（3,600億円（2017年）→8,200億円（2021年））であり、現在、8,000億円規模であるが、「スタートアップ育成５か年計画」の実施により、５年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進める。

さらに、将来においては、ユニコーンを100社創出し、スタートアップを10万社創出することにより、我が国がアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地になることを目指す。

（３）パッケージの方向性

スタートアップの担い手を多数育成し、その起業を加速する。優れたアイディア・技術を持つ若い人材の発掘・育成のため、ストックオプション等に関する環境整備や、国内に加え、海外のメンターや教育機関も活用した実践的な起業家育成を図る。加えて、若手人材の世界各国への派遣研修の実施等、我が国でスタートアップの起業を担う人材を育成し、そうした人材によるグローバルなネットワークを構築する。

また、我が国においても、担い手の確保と併せて、公的資本を含む資金供給の拡大を図る。このため、国内のベンチャーキャピタルの育成に加え、海外投資家・ベンチャーキャピタルの呼び込みを図る。また、スタートアップに対する公共調達の拡大等、成長に時間を要するディープテック系のスタートアップを中心に、スタートアップの事業展開・出口戦略の多様化を推進する。

スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略（出口戦略）としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることが重要である。

スタートアップ育成５か年計画においては、以下の大きな３本柱の取組を一体として推進していく。

①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築

②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

③オープンイノベーションの推進

また、農業や医療等のディープテックの個別分野に特化した起業家教育・スタートアップ創出支援に関する取組の強化を図る。

（４）スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築

起業を望ましい職業選択と考える人の割合は、中国では79%、米国では68%であるのに対し、日本は25%と、先進国・主要国の中で最も低い水準にある[11]。このため、スタートアップの起業を志す人材の育成を進めていく必要がある。

①ストックオプションの環境整備

米国では、発行株式全体に占めるストックオプションの割合は15%から18%と、ストックオプションが積極的に活用されている一方で、日本でのストックオプションの活用割合は10%以下にとどまる[12]。日本においてストックオプションの活用を更に進めるため、会社法上の手続や税制の見直しを検討する。

（ⅰ）ストックオプションプールの日本での実現に向けた会社法制上の措置

米国では、あらかじめ一定規模のストックオプションの発行枠を設定し、従業員に対して柔軟にストックオプションを付与する、いわゆるストックオプションプールが広く活用されている。我が国では、会社法上、株主総会の決議に基づくストックオプションの発行枠の設定から１年以内に従業員にストックオプションを付与する必要があり、こうした柔軟なストックオプションの発行は認められていない[13]。

これを踏まえ、株主総会から取締役会への委任内容について、新株予約権の権利行使の価額や権利行使期間等も含めることができるよう会社法制上の措置を講じる。

新株予約権の発行に係る募集事項の決定の委任について、株主総会から取締役会への委任決議の有効期限が現行では「１年以内」となっているところ、この制約を撤廃することを検討する。

新株予約権の発行上限を決める際には株主総会の決議が必要となるが、実開催を行わずに決議があったものとみなすためには議決権を有する株主全員の書面等による意思表示が必要となっており、機動性に欠けるとの指摘がある。このため、必要な検討を行う。

（ⅱ）税制適格ストックオプションの制度見直し

ディープテック系を中心に、事業化まで時間を要するスタートアップや、事業拡大のために未上場期間を長く取りたいスタートアップが、IPOのタイミングを柔軟に選べるようにすることが重要である。スタートアップの従業員報酬としてグローバルに活用されているストックオプションについて、スタートアップの事業の成長速度に応じて権利行使（上場）のタイミングを柔軟化でき、また簡便な手続で応用できるようにするため、令和５年度税制改正において、創業５年までにストックオプションを付与する場合、権利行使期間を10年から15年に延長した。

また、スタートアップの手続の簡素化の観点から、株券の保管委託義務を不要化することとしたところであるが、そもそも、税制適格ストックオプションの株式保管委託要件がM&A等の場面において制約になっている。これに対し、非公開会社では会社法の制約によって株式に譲渡制限が付されていること、また、発行会社及びストックオプション付与対象者によって税務処理が行われていることに着目し、非

公開会社における税制適格ストックオプションの株式保管委託要件の撤廃を検討する。
社外高度人材への税制適格ストックオプション付与のためには、一定の要件を満たすスタートアップに限定され、かつ中小企業等経営強化法による計画認定が必要となるが、この認定制度について調査を行った上で、認定に伴う手続負担なしで税制適格ストックオプションの付与を可能とするよう検討を行う。
スタートアップの人材獲得力向上の観点から、税制適格ストックオプションの上限額の大幅引上げ又は撤廃を検討する。
これらを含めて、スタートアップフレンドリーな制度となるよう税制適格ストックオプションの手続の簡素化や要件の更なる見直しを含めて利便性向上を図る。

（ⅲ）未上場会社の株価算定ルールの策定
税制適格ストックオプションの権利行使価額は、当該ストックオプションに係る契約の締結時の株価を上回ることが要件となっている。未上場会社であるスタートアップが税制適格ストックオプションを導入する場合の当該株価の算定について、売買実例等により算定した価額に加え、財産評価基本通達の純資産価額方式（会社の総資産の価額から負債等の額を差し引いて評価額を定めるという、小規模会社向けの簡便な算定方法）による算定を認めることとする。また、会社が種類株式を発行している場合には、その内容を勘案しつつ、純資産価額方式によって算定された価額となることを明確化する。この点について、速やかに通達等を整備する。
あわせて、種類株について、どのような場合に種類株主総会の特別決議を要する場合に該当するか明確でないといった指摘がある。そこで、実際のニーズを踏まえながら、要件の明確化を含めて必要な検討を行う。

②メンターによる支援事業の拡大・横展開
若い人材の選抜・支援プログラムとして、ＩＴ分野では、「未踏事業」（情報処理推進機構）において、産業界・学界のトップランナーが、メンターとして才能ある人材を発掘（採択審査）し、プロジェクト指導を実施してきているが、これを大規模に拡大し、横展開することは、有意義であるため、他の法人（新エネルギー・産業技術総合開発機構、産業技術総合研究所、日本医療研究開発機構、科学技術振興機構、宇宙航空研究開発機構、農業・食品産業技術総合研究機構等）への横展開や、対象を高等専門学校生・高校生・大学生を中心とした若手人材育成の取組にも広げ、全体で育成規模を「年間70人」から５年後には「年間で500人」へと拡大する。
また、国内スタートアップの事業戦略策定、専門家とのメンタリング、ネットワーク拡大等を実施するグローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラムを推進する。

③海外における起業家育成の拠点の創設（「出島」事業）
起業を志す若手人材20名を選抜してシリコンバレーに派遣する派遣事業について、派遣規模を５年間で1,000人規模に拡大する。その際、学生や女性起業家を含めた幅広い人材を募集する仕組みとする。また、日本ではいまだ制約があるメンターによる指導を受ける機会を確保するという観点を踏まえ、シリコンバレー、ボストン、ニューヨーク、サンディエゴ、オースティンといったイノベーションの拠点となっている米国各都市や、イスラエル、シンガポール、北欧など世界各地における、ス

タートアップ、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター等でのインターン研修等を追加する。さらに、シリコンバレーとボストンに日本のビジネス拠点を新設する。

④グローバルスタートアップキャンパス構想

日本の大学・研究機関の人材・研究シーズのグローバル展開にも資するよう、海外トップ大学の誘致、優秀な研究者の招へい等により、ディープテック分野の国際共同研究とインキュベーション機能を兼ね備えた、官民の資金導入によるグローバルスタートアップキャンパスを東京都心に創設する。このため、米国のマサチューセッツ工科大学（MIT）とのフィージビリティスタディを進めるとともに、下記の取組を推進する。

- 海外トップ大学等と長期・安定的な協力関係の構築を進めるとともに、キャンパスの運営に当たっては、キャンパス自身のエンダウメント（大学基金）を構築し、戦略的な運営の実現を目指す。
- 国内大学の研究開発を活性化し、変革を促す。キャンパスの施設・設備の完成を必ずしも待つことなく、海外大学等との共同研究や研究者交流等を先行的に実施し、迅速にスタートアップ創出に取り組む。また、これらの取組を通じて、アカデミックな分野にとどまらず、スタートアップやベンチャーキャピタルでの活躍も含め、グローバルに活躍する博士課程学生や若手研究者の育成を図る。
- 海外大学が有する起業家育成・インキュベーションプログラムの活用や、海外トップベンチャーキャピタルとのネットワーク形成を通じて、海外エコシステムやグローバルなインナーサークルへのアクセスも可能とする。
- 国内外企業とも連携することで、同キャンパスでの共同研究や起業家育成プログラム等を通じて、国内企業のイノベーション創出力を向上させる。
- 関係自治体とも連携し、都市計画としてエコシステム強化を図る観点から、外国人材の生活基盤整備等の施策とも一体的に進めることで、真にグローバルなキャンパスを形成する。
- この構想は、既存の組織のルールにとらわれない、自由な「実践の場」とし、その観点から司令塔機能としてのスタートアップ担当大臣のもとで、各種施策との連携を図り、一元的・効率的にキャンパス創設を図る。
- 全国の大学・研究機関との有機的な連携を図るとともに、特に既にグローバルマインドを備えている沖縄科学技術大学院大学（OIST）についてはスタートアップ創出・育成に向けて共同研究や人材交流等を推進する。

⑤米国との連携による起業家育成プログラムの実施

日米政府間の合意に基づき、米国側が研究者・大学院生等に対して実施する起業家育成プログラムに、日本から研究者・大学院生等が参加し、研究成果の事業化能力を抜本強化する枠組みの創設を図る。

⑥スタートアップ・ベンチャーキャピタル分野の日米人材交流プログラムの創設

グローバルに通用する専門性・ネットワークを有する日米双方の人材の育成を抜本強化するため、日米政府間の合意に基づき、大学院生等の若者が先端技術の創出をけん引するスタートアップ・ベンチャーキャピタルで長期間・有給で勤務（インターン）する、日米双方向の人材交流プログラムの創設を図る。

⑦米国経営大学院の日本向け起業家育成プログラムの創設等を含む、アントレプレナー教育の強化

日本では、起業家育成に強みを有する教育プログラムの提供に限界がある。このため、オンラインシステムに基づく、米国大学による日本向けの起業家育成の経営大学院修士課程の創設等、国内で就労しながら学位を取得できる環境整備を検討するため、フィージビリティスタディを行う。

⑧１大学１エグジット運動

大学発のスタートアップ創出を後押しするべく、全国各地の研究大学は、「１大学につき50社起業し、１社はエグジットを目指そう」という運動を展開する。

⑨大学・小中高生でのスタートアップ創出に向けた支援

スタートアップ・エコシステム拠点都市（８都市）を中心に、海外のアクセラレーターやベンチャーキャピタルの参加を得て、グローバルな展開を含め、５年間で5,000件以上の案件について大学発の研究成果の事業化を支援する。

あわせて、大学・小中高生でのスタートアップ創出に向けた支援策として、下記の取組等を推進する。

- 研究者等が企業と大学・高等専門学校の双方で雇用契約を結ぶことができる「クロスアポイントメント制度」の導入促進を図る。
- 小中高生を対象にして、起業家を講師に招いての起業家教育の支援プログラムの推進や、小中高生向けに総合的学習等の授業時間も活用した起業家教育の実施の拡大を図る。
- 現在、大学生・大学院生については年間16,000人、高校生については年間1,400人の留学を支援してきているが、欧米等で教育を受ける大学生・大学院生については、多額の奨学金の返済に負担を感じる方がいることに加え、我が国に起業家精神を広く根付かせるため、中高生についても、中長期的に支援の拡充を図ることを目指す。

⑩高等専門学校の起業家教育の強化

各高等専門学校において起業家教育を導入するとともに、高等専門学校と大学・高等専門学校間の連携も図り、グローバル展開のため、スタートアップ・エコシステム拠点都市との連携も促進する。

高度な実践的技術力を有する人材とスタートアップの育成の双方の観点から、工業高校から高等専門学校への転換の環境整備を図る。その際、転換に係る国からの支援についても検討する。

高等専門学校生の技術力・課題解決能力の向上に大きなインパクトを有するロボットコンテストやディープラーニングコンテスト（D-con）等のコンテスト開催を奨励するとともに、メディアとも連携して情報発信を強化する。

⑪スタートアップ・エコシステム拠点都市での取組強化

スタートアップ・エコシステムのグローバル展開を支援している日本貿易振興機構の活動が強化され、継続的に各拠点都市で展開されるよう、日本貿易振興機構の関連予算・体制を抜本拡充する。その際、継続的・恒常的な支援が行われるよう、措置を検討する。

⑫スタートアップ・大学における知的財産戦略

「大学知財ガバナンスガイドライン」を踏まえた、大学の知財のガバナンス改革を推進するとともに、大学評価や国からのファンディング制度において、特許件数のみが重要ではないため、ライセンス収入の評価項目への取り入れなど多様な評価を検討する。

スタートアップによるイノベーションの創出を促進するため、特許審査の段階での審査官側からのプッシュ型支援を早期に実施する。

⑬研究分野の担い手の拡大

世界最高水準の研究大学の実現に向け、国際卓越研究大学法に基づき、10兆円規模の大学ファンドを通じて支援を行う。また、博士課程の学生の処遇向上や研究環境の改善を図り、2025年度までに生活費相当額を支給する博士課程の学生数を従来の３倍（修士課程からの進学者の７割に相当）に増加させることを目指す。

博士号取得者への更なる支援策として、公務員の名刺への博士号の記載の推奨、民間企業における博士号活用の意識改革を進める。

⑭海外起業家・投資家の誘致拡大

現在、スタートアップビザ（外国人起業活動促進事業）として、外国人起業家の入国及び最長１年間の在留を認めているが、その確認を行う者は、国が認定した地方自治体に限られている。

英国等の諸外国の事例を参照し、国からの認定を受けたベンチャーキャピタル、インキュベーター、アクセラレーター等の民間組織も、自治体に代わって、起業準備者へのスタートアップビザ発給の確認手続を行える枠組みを本年内に創設する。その際、ビザ取得者の活動確認を前提としつつ、事業者への負担を考慮し、諸外国同様に簡素・迅速な手続とする。

また、スタートアップビザの滞在期間を延長し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業等を活用することで、最長在留期間延長を検討する。あわせて、同制度の全国展開について検討する。

さらに、英国等の諸外国の事例を参照し、国家戦略特区の枠組みも活用しつつ、資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む）向けビザの創設を検討する。

国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）の呼び込みに向け、ビザ・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、本年度内に制度化を行う。

スタートアップビザ・投資家ビザ取得者等への銀行個人口座開設や不動産取得の簡素化・迅速化、インターナショナルスクールを卒業した外国人子女への大学入学資格の円滑な付与、行政機関・医療施設における多言語対応・オンライン化など外国人への生活環境整備を強化する。

⑮分野の特徴に応じた支援強化・環境整備

ⅰ）バイオ

創薬ベンチャー創出の強化に向けて、日本の研究者とグローバル製薬企業等との人材流動性を高めることを含め、日本と諸外国のエコシステムの接続を強化する。

医療機器の開発や脳神経疾患等の研究開発等のバイオ系スタートアップについて、研究成果がグローバル展開されるよう、国からの支援強化を含め、産学官によるサポート体制を構築する。

ⅱ）クライメイトテック

世界的に関心が高まっているクライメイトテック分野について、経済産業省を中心に検討を行う。

アンモニア等の物質を取り扱う際の保安距離等、導入から長い年数が経っても同じ基準となっている規制については、技術進化と実ニーズ等を踏まえ、規制緩和の可能性について検討する。

次世代半導体のユーザーサイドの取組強化に向けて、次世代半導体のユースケース創出に取り組むスタートアップの開発費等の支援を行う。

⑯国際標準の教育カリキュラムの導入促進

エコシステム拠点を始めとする有能な外国人材が集まる地域において、その子弟に対する質の高い教育機会が十分に提供されるよう、国際バカロレアなど世界標準の教育カリキュラムの導入を推進する。

⑰RSU（Restricted Stock Unit：事後交付型譲渡制限付株式）の活用に向けた環境整備

RSUは、一定の在籍期間後に株式を付与される権利であり、米国では、手元資金に乏しいスタートアップから従業員への報酬・インセンティブとして一般的に活用されている。他方、我が国では、金融商品取引法の定める年１億円以上の新株発行に対する開示義務にRSUが該当するかが不明確となっていることから、RSUの導入に対する障害になっているとの指摘がある。その取扱いを明確化する。

（５）スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

ベンチャーキャピタルの投資を受けた企業をそうでない企業と比較すると、投資を受けた企業の方が雇用の拡大やイノベーションに積極的である。すなわち、ベンチャーキャピタルはスタートアップを有意に評価する能力があり、育てる能力があると考えられる。

このため、スタートアップへの資金供給の強化と出口戦略の多様化のために以下の具体的取組を推進する。

①中小企業基盤整備機構のベンチャーキャピタルへの出資機能の強化

中小企業基盤整備機構へ200億円の出資機能の強化を行ったが、これを通じ、新たに、資金力やスタートアップの育成ノウハウを有する内外ベンチャーキャピタルへの有限責任投資を推進する。

さらに、中小企業基盤整備機構の来年度からの新たな中期目標・計画について、有限責任投資機能を更に強化するための目標を設定するとともに、若手キャピタリストが経営するベンチャーキャピタルに限定した出資枠の創設等の国内ベンチャーキャピタルの育成支援、ディープテックのスタートアップに対する債務保証制度の上限額の見直し等を検討する。

②産業革新投資機構の出資機能の強化

産業革新投資機構について、新たに2,000億円規模となるファンドを立ち上げたところ、これを活用する。また、来年目途で法案提出を行い、運用期限を2050年まで延長する（現在の期限は2034年）ことにより、出資機能を強化する。

さらに、ダイレクトセカンダリー（ベンチャーキャピタル等が、既に発行済みの株式等を保有する投資家から譲り受ける形式で行う投資）や上場済みスタートアップへの成長資金供給も含めた400億円のファンドを本年中を目途に立ち上げる。

③官民ファンド等の出資機能の強化

中小企業基盤整備機構及び産業革新投資機構以外の官民ファンドも含め、公的資金による国内外ベンチャーキャピタルへの有限責任投資の強化を進め、５年後に10倍を超える規模のスタートアップへの投資額を実現するのに十分なリスクマネーを供給する。

このため、各官民ファンドからの国内外ベンチャーキャピタルへの有限責任投資額を毎年集計・公表する。その際、「５年後に10倍」の投資額の実現のための十分なリスクマネーの供給に留意する。

官民ファンドについて、新エネルギー・産業技術総合開発機構や日本貿易振興機構と連携を行いながら、海外における拠点機能・海外ベンチャーキャピタルへの出資機能の強化を図る。その際、目利き力と国内外ベンチャーキャピタルとのネットワークを有する民間金融機関等のゲートキーパー（アドバイザー）を積極的に活用する。

また、政府系スタートアップ支援機関同士の連携について、統一的な情報発信を強化し、一元的な窓口としての実効性を高める。株式会社日本政策投資銀行（DBJ）の特定投資業務の更なる活用を進める。

④新エネルギー・産業技術総合開発機構による研究開発型スタートアップへの支援策の強化

認定ベンチャーキャピタルによる実用化開発費に相当する額の1/3出資を条件に、2/3を新エネルギー・産業技術総合開発機構より補助を行ってきたが、５年間分1,000億円の基金を活用し、補助上限の拡大、支援メニューの拡大、海外ベンチャーキャピタルを含めて対象となるベンチャーキャピタルの拡大を行うことで、研究開発型スタートアップへの支援策を強化する。この際、スタートアップの負担を考え、手続の簡素化に努める。

さらに、グロース段階のディープテックスタートアップの事業拡大を加速させ、エコシステムの形成を促すため、同機構による量産化や事業開発の支援等を含めて、ディープテックスタートアップに対する支援事業を拡充する。

⑤日本医療研究開発機構による創薬ベンチャーへの支援強化

創薬ベンチャーに対し、支援対象を感染症関連に限定した形で、認定ベンチャーキャピタルによる実用化開発費に相当する額の1/3出資を条件に、2/3を日本医療研究開発機構より補助を行ってきたが、10年間分3,000億円を積み増した基金を活用し、支援対象を感染症関連以外で資金調達が困難な創薬分野にも広げることで、創薬ベンチャーへの支援を強化する。この際、スタートアップの負担を考え、手続の簡素化に努める。

⑥研究開発型スタートアップへのファンディングとSBIR制度の抜本強化

大学・高等専門学校発スタートアップを含め、研究開発型スタートアップへのファンディングの在り方を示す基本方針が存在しないことから、シード期（ベンチャーキャピタル等から投資を受ける前の段階）のスタートアップが、「死の谷」を越えることができず、また資金配分機関においても多くの論点（補助率、申請様式、経理処理等）が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、資金配分機関（科学技術振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本医療研究開発機構等）による支援の強化、実施方法、補助率・財源、データ収集・評価分析等について「研究開発型スタートアップへのファンディングの在り方」を、早期に策定し、各資金配分機関の本年度及び来年度事業から導入する。

これまでのSBIR（Small/Startup Business Innovation Research）制度においては、ビジネスアイディアのＦＳ調査段階（「フェーズ１」）、実用化に向けた研究開発段階（「フェーズ２」）を対象に、各省の研究開発関連補助金をまとめて70億円でスタートアップの研究開発を支援してきた。その拡充を図るとともに、新たに大規模技術開発・実証段階（「フェーズ３」）も支援対象に追加し、内閣府を通じて新たに造成された５年分2,000億円（年間400億円）の基金を活用し、「フェーズ３」をバックアップする。

資金配分機関とスタートアップの両者にとっての負荷が少ない形で、シード期のスタートアップに研究費が行き届くよう必要に応じて制度を見直す。

⑦海外先進エコシステムとの接続強化

ボストンでは、スタートアップ創出・育成モデルの進化により、バイオスタートアップの早期のエグジットを実現している。こうした世界最先端のエコシステムと、我が国の創薬スタートアップのエコシステムとの接続を強化する。

⑧スタートアップへの投資を促すための措置

令和５年度税制改正で措置した、保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の優遇税制を活用し、創業者等の個人からスタートアップへの資金供給を促進する。

エンジェル投資促進のため、エンジェル投資家・スタートアップ間の情報共有やマッチングを行うプラットフォームの普及を図る。

⑨個人からベンチャーキャピタルへの投資促進

英国のVCT（Venture Capital Trust）では、一定の要件の下、個人から上場ベンチャーファンドに投資した際に、税優遇措置（投資時の税控除、運用益の非課税、法人税の非課税）が与えられており、年間約１兆円の個人資金がVCTに投資されている。VCTからアーリー期の未上場企業への長期投資という性質を踏まえ、流動性（VCTからの買戻し制度）や情報開示（四半期）にも配慮している。

こうした事例も参照し、投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキーム（日本版VCT）の具体化について検討を行う。

具体的には、英国及びフランスの事例では投資時の税控除が大きな成功要因の一つとなっていることも踏まえ、エンジェル税制の検討等、優遇税制の投資対象に上場ベンチャーファンドを含めることも含め、個人からベンチャーキャピタルへの投

資時の税控除の導入について、必要な措置を検討する。その際、信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。
　また、英国では、長期投資という性格に合わせて、流動性確保の観点から投資口の自己取得が可能となっていることも踏まえ、我が国においても上場ベンチャーファンドにおける投資口の自己取得が可能となるよう、不正防止等の措置を併せて、投資信託法の内閣府令等を改正することを検討する。さらに、我が国の資産運用業の抜本改革の視点も踏まえ、長期投資に適した投資信託商品がより増えるよう、諸外国の事例も参照して、投資信託の枠組みを早期に見直す。
　さらに、英国の事例では、四半期ごとの情報開示が求められているという実情も踏まえ、投資家の投資判断に重要な情報が適時に開示されることを前提に、我が国の上場ベンチャーファンドにおいても週次・月次の情報開示ではなく、四半期開示とするよう東京証券取引所の上場ルールの見直しを検討する。

⑩株式投資型クラウドファンディングの活用に向けた環境整備
　株式投資型クラウドファンディングは、非上場企業が株式を発行し、インターネットを通じて多くの人から少額ずつ資金を集める仕組みであるが、現在の発行総額上限（１億円）について、米国等の諸外国の事例を参照し、開示等の必要な投資家保護策と併せ、例えば現行の１億円から５億円にする等の拡充を検討する。また、投資家の投資上限について、現行の50万円から例えば100万円の投資を可能とする等、年収や資産に応じた投資上限とすることを検討する。これらについて、来年末までに結論を得る。

⑪公共調達の促進
　スタートアップを育成するためには、公共調達の活用も重要である。
　国や独立行政法人等の国の関係機関が調達する物件、工事、サービスについて、創業10年未満の中小企業からの契約比率が１％程度にとどまっているところ、スタートアップからの調達を拡大し、その契約比率を３％以上（3,000億円規模）に早急に拡大する。
　また、公共インフラ（鉄道・電気・水道等）を含む幅広い政府調達において、J-Startup選定企業の活用も含め、スタートアップの活用を推進する。
　スタートアップの政府調達の参画を拡大するため、随意契約に関するルール、国の大規模研究における加点措置等の検討を含めて、入札参加資格制度の検討を図る。
　地方自治体ごとに異なる書類・調達参加要件の見直し、政府による公共調達状況の可視化、デジタルマーケットプレイスの早期導入等、地方自治体による公共調達を総合的に促進する。

⑫SPAC（特別買収目的会社）の検討
　SPAC（特別買収目的会社）については、導入した場合に必要な制度整備について、国際金融市場の動向を踏まえ、投資家保護に十分に配慮しつつ検討を進める。

⑬未上場株の取引環境の整備
　現在、証券会社が運営する私設取引システム（PTS）において、プロ投資家向けにも非上場株式の取扱いが認められていない。スタートアップが未上場のまま成長できるよう、プロ投資家向けの非上場株式の取扱いを可能とするため、本年度中に金

融商品取引法の関係政令を改正する。
　また、セカンダリー市場でのオンライン取引について、個人投資家の保護に配慮しつつ、私設取引システム（PTS）での資本金要件（現在は３億円）等の認可基準、開示義務、システム要件等を緩和する等、オンラインプラットフォーマーが参入しやすい環境を早期に整備する。
　プライマリー市場についても、スタートアップへの資金供給を促進していくため、適正な開示・情報提供、適切な勧誘の確保による投資詐欺の防止や適切な投資判断の確保を図りつつ、少額募集の在り方を含め、資金調達の在り方について検討する。

⑭特定投資家私募制度等の見直し
　スタートアップの資金調達手段として、プロ投資家のみを相手方として、新たに発行する有価証券の取得の申込みの勧誘を行う特定投資家私募制度について、日本証券業協会の規則を整備し、非上場有価証券に関しても特定投資家私募制度の利用を可能とした。他方で、スタートアップにとっては、新制度で提供又は公表が義務付けられた特定証券情報（企業情報、業績等）に係る事務負担が重いとの指摘がある。これを踏まえ、新制度の活用状況をフォローアップしつつ、実際のニーズや投資家保護の観点も踏まえながら、プライマリー市場の取引拡大に向けて、諸外国の事例を参照し、特定投資家私募制度の利用促進や必要に応じた見直し、少人数私募制度の在り方（人数制限や投資家の人数算定方法の変更等）、スタートアップの特性にも配慮した有価証券届出書の在り方等、資金調達の在り方を検討する。

⑮海外進出を促すための出国税等に関する税制上の措置
　スタートアップの海外展開を促進するため、スタートアップの海外進出時に経営者自身が海外赴任する際、自身のスタートアップの株券を担保として提供しなくても、会社が保証することで出国可能であることを確認・周知する。また、従業員等であっても株式を質権設定すれば同様に株券の担保としての提供を不要としたことを併せて周知する。

⑯個人金融資産及びGPIF等の長期運用資金のベンチャー投資への循環
　日本の個人金融資産がスタートアップの育成に循環するとともに、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）等の長期運用資金が、ベンチャー投資やインフラ整備等に循環する流れを構築する。
　このため、エンジェル投資家等によるベンチャー投資の促進や年金等の国内ベンチャーファンドへの投資を通じて、個人金融資産をスタートアップの育成に循環させるためにも、資産所得倍増プランを推進する。
　また、GPIF等の公的機関投資家は、市場全体の持続的成長、分散投資によるリスク低減・パフォーマンス向上といった被保険者等の利益の観点から、国内ベンチャーファンドへの投資を通じて成長の原動力である国内スタートアップへの資金供給拡大のための環境整備を図る。

⑰銀行等によるスタートアップへの融資促進
　融資を通じたスタートアップへの資金供給について、金融行政方針等に基づく銀行等へのモニタリングの中で、ヒアリング等を通じ、スタートアップ向けの支援の状況についても、機動的に確認、フォローする。

成長に時間を要するスタートアップを念頭に、新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するため、銀行法の出資規制の要件緩和を進める。

上記に加え、例えば、日本政策金融公庫の創業支援制度において、又貸しのリスクがないことを審査の上で金融業（資金決済等に係るフィンテック企業）も融資対象とする等、銀行からスタートアップへの融資が促進される環境整備を進める。

金融機関によるファンドの組成や地域金融機関によるスタートアップへの投資を促進する。また、銀行からスタートアップへの継続的な投資については、投機的な非上場株式として制約の対象としないことを明確化し、周知する。

⑱海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備

ファンドが保有する未公開株式について、海外では公正価値評価（時価評価）がされているのに対し、日本においては、取得原価での評価がなされている場合が多い。日本のベンチャーキャピタルのパフォーマンスについても、国際間比較を可能にし、海外投資家の呼び込みを進めるため、ベンチャーキャピタルの監査上の留意点や会計処理の実務的な取扱いを明確化し、我が国における公正価値評価の導入や監査等の実施を促進する。

具体的には、投資事業有限責任組合（LPS）における公正価値評価の促進に向けて本年夏を目途にLPS会計規則を改正して公正価値評価を位置付ける。また、日本公認会計士協会において、LPSに関する金融商品会計及び監査に係る実務指針を改訂したところであるが、さらに、必要に応じて金融商品会計基準の規定の見直し等が期待される。

LPSの投資対象について、現在、外国法人の発行する株式の取得・保有は、認定を受けた場合に限り、総組合員の出資総額の50%以上の投資が可能となっている。LPS法について、海外投資上限を撤廃する。また、LPSの事業範囲拡大に伴い、情報開示をより徹底する観点から、来年度の法改正を視野に財務諸表等の記載事項について法令に位置付けることを検討する。

海外投資家にとって日本の契約書式等が参入障壁となる場合、あるいはベンチャー経営者、従事者が税制面、労働法制面等で海外と同様の条件で活動できない場合があるとの指摘がある。海外投資家の実務の実態も踏まえながら、グローバルスタンダードに沿ったモデル契約書の作成・周知を行う。

⑲地方におけるスタートアップ創出の強化

スタートアップ・エコシステム拠点都市やJ-Startupの取組に加え、国立大学からの地域金融機関が参画する地域ファンドへの出資拡大等を行い、地方大学によるスタートアップ支援を強化する。

⑳福島でのスタートアップ創出の支援

福島浜通りにおいて、より実際の使用に近い環境でロボット・ドローン・空飛ぶクルマ等の実証が円滑に行えるように、実証フィールドの整備に取り組む。

㉑2025年大阪・関西万博でのスタートアップの活用

「未来社会の実験場」と銘打つ2025年大阪・関西万博において、スタートアップの技術の積極的な活用を行う。スタートアップ・エコシステムの各拠点での活動が

グローバルに展開されるよう、万博がテーマとしている「いのち輝く未来社会のデザイン」に関連したものとして、ゼロカーボン、ヘルスケア等をテーマとした国際カンファレンスやビジネスコンテストの開催に加えて、起業家教育やグローバルアクセラレーションプログラム等、エコシステムの発展に必要な施策の強化を図る。

㉒有価証券届出書・会社登記等における個人情報の取扱いの見直し

新規公開時に提出される有価証券届出書等においてストックオプションの保有者の氏名・住所等が記載されることとなっている。個人情報の取扱いについて、本年度内に見直しを行う。また、会社登記の際には登記簿に代表取締役の住所が記載されて公開情報となる。同様に、本年内に見直しを行う。

㉓海外投資家に対する税制度の利便性向上

令和３年度税制改正において、海外投資家が海外ファンドを通じて日本のファンドに投資する場合、その海外ファンドの持分が25%以上であっても、個別の投資家単位で25%未満であれば日本で事業所得として所得税を課税しないこととした。その効果について調査を行った上で、海外ＬＰ（Limited Partner:有限責任組合員）から国内ＧＰ（General Partner:無限責任組合員）への投資を促す上での利便性向上に向けた税制の在り方等について検討を行う。

㉔東京証券取引所グロース市場の在り方

東京証券取引所による市場改革を進め、企業価値向上に取り組む環境整備を行う中で、成長性に関する指標の導入を含めた上場維持基準の在り方等、グロース市場の制度整備について検討を行う。あわせて、上場廃止要件を厳格化する。

また、創薬ベンチャーが上場後も継続的に資金調達を行う環境を整備するため、東京証券取引所の新規上場ガイドブックに事例として記載されており、IPOのための実質的な要件となっている臨床試験フェーズや創薬パイプラインに関する大手製薬企業とのアライアンスについての運用を、当該事例の書換え等によって合理化する。

㉕ASEAN諸国等との連携強化

ASEANの社会課題解決のための企業間の協業・連携支援について、企業フェーズに沿った一気通貫の支援を実施する。

日ASEANで活躍する次世代リーダー候補で構成するヤングビジネスリーダーズサミット、Ｚ世代ビジネスリーダーズサミットの開催を通じて、日ASEANの起業家ネットワークを構築する。

Ｇ７でも議論となったASEAN等の諸外国との協力について、現地企業と連携して海外事業展開を行うスタートアップを支援する。

（６）オープンイノベーションの推進

初期の破壊的イノベーションの議論は、旧来技術を用いてきた企業は新技術を用いて参入した企業に必然的に負けるとの議論であった。しかしながら、最近の研究によると、旧来技術を用いてきた企業でもスタートアップと連携等して新技術の導入を図った場合、持続的に存続可能であることが確認された。オープンイノベーションを推進するため、以下の取組を実施する。

①オープンイノベーションを促すための税制措置等

スタートアップの出口戦略となる事業会社によるM&Aを促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、５億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。

また、諸外国の事例を参照しつつ、ディープテックの専門性を有する独立性ベンチャーキャピタルの資金規模を拡大する観点から、事業会社からベンチャーキャピタルへの投資促進策について検討する。

②スタートアップの労働環境整備

スタートアップの人材獲得力向上のため、金銭的インセンティブのみならず、スタートアップにも対応した健康保険組合の立ち上げを図る等、スタートアップが抱える課題に対応した労働環境を整備する。

また、副業に人材を送り出す企業又は副業の人材を受け入れる企業に対する支援措置を活用し、成長分野への円滑な労働移動を図るための端緒としても、副業・兼業を奨励する。

知財支援が必要となるスタートアップに対して、ベンチャーキャピタルを介して知財支援が行き渡るようにするため、ベンチャーキャピタルへの知財専門家の派遣規模を拡大する。

③組織再編の更なる加速に向けた検討

大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出のため、スピンオフを行う企業に持分を一部残す場合についても課税の対象外とした。

さらに、事業会社等に存在する優れた技術・人材の流動化によるイノベーションを後押しするため、ベンチャーキャピタル等と協調して外部の経営資源活用による事業化に取り組む事業会社等やカーブアウトする者に対する研究開発活動を強力に支援するほか、大胆な事業再編を促進するための措置について検討を行う。

④M&Aを促進するための国際会計基準（IFRS）の任意適用の拡大

日本の会計基準では、のれんの処理について定額法等により規則的に償却を行うと定められている。のれん償却費が買収企業の収益を継続的に圧迫するとの指摘がある。このため、企業に対して、のれんの償却を行わない国際会計基準（IFRS）の任意適用を拡大することを促す。

⑤M&Aの成果に関する情報開示の在り方

のれんの償却額を調整した利益（Adjusted EBITDA ベース）を決算短信において開示する等、投資家がM&Aの成果をより理解できる方策を検討する。

⑥スタートアップ・エコシステムの全体像把握のためのデータの収集・整理

国際比較が可能な形で、実態調査を行うなどデータの収集・整理を図る。

⑦公共サービスやインフラに関するデータのオープン化の推進
国及び地方公共団体において、スタートアップ等も利用可能な公共データについて、インターネット上で情報提供を行う。

⑧大企業とスタートアップのネットワーク強化
円滑なオープンイノベーションを推進するため、スタートアップと事業会社等が連携を行う場合の秘密保持契約やライセンス契約等において留意すべき「指針」について周知を行う。

３．事業不振の場合の総合的な支援策と事業再構築・事業承継等を含めた退出の円滑化

OECD（経済協力開発機構）は、先進国の企業経営者の事業再生や倒産に関連した再起のしやすさについて、各国の現状を評価している。これによると、日本は、他の先進国に比べて、再起が難しいとの評価で、特に早期の診断、再生手続の有無による評価が悪い[14]。

我が国での休廃業・解散企業の休廃業・解散直前の決算を見ると、黒字企業の割合が年々減少し、足下では５割強に下がっている。他方、赤字企業の割合は増加し、４割を超えている[15]。

企業経営者に退出希望がある場合の早期相談体制の構築等、退出の円滑化策の検討も重要である。

（１）企業経営者に退出希望がある場合の早期相談体制の構築等の制度整備

金融庁の調査によると、不採算事業からの撤退又は廃業の際に、撤退・廃業に要する費用、これまでの事業で生じた債務の大きさや、廃業後の生活に対して、不安感を覚える経営者が多い。

他方で、後継者のいない企業が、事業の継続に関して相談した先は、顧問の税理士等が多く、中小企業支援実施機関（事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点）の割合は、3.8%にとどまっている。また、全都道府県に設置されたよろず支援拠点は、中小企業支援の総合的な窓口を担っているが、同拠点への相談内容のうち、事業承継や廃業の相談は、1.8%に過ぎない[16]。

このため、企業経営者が、事業不振の際に、M&A・事業再構築・事業承継・廃業等の幅広い選択肢について、早い段階から専門家に相談できる体制を、全国にある中小企業支援実施機関の体制整備も含めて、構築するとともに、企業経営者への早期相談の重要性について周知徹底を行う。あわせて、親族等に経営を託する事業承継税制の延長・拡充を検討する。

（２）事業再構築法制の整備

コロナ禍で、日本企業の債務残高は増加したままであり、債務の過剰感があると回答した企業の割合は大企業で16%、中小企業で33%である[17]。そして、債務の過剰感があると回答した企業のうち、債務が事業再構築の足かせになっていると考える企業の割合は大企業で31%、中小企業で35%になっている（昨年10月）[18]。事業再構築を目的に債務の私的整理を検討する上で重視する点を確認すると、手続が現在の事業・取引に影響を与えないことが７割強で最も多く、簡潔で長期間を要しないことも４割強に上る[19]。先進諸国においては、倒産処理手続に加え、全ての貸し手の同意を必要とせず、裁判所の認可の下で事業再構築に向けて多数決により金融債

務の減額を行う法制度が存在するため[20]、上記問題意識に応えることが可能であるが、我が国には存在しない。

我が国においても、他の先進諸国のように、全ての貸し手の同意を必要とせず、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制を整備すべきであり、法案を早期に国会に提出する。

（３）企業の事業性に着目した資金調達

起業に関心がある層が考える失敗時のリスクとして、８割の方が個人保証を挙げている。経営者保証が付いている融資の割合は徐々に減少しているものの、引き続き、民間金融機関の新規融資のうち７割で経営者保証が付いている[21]。

また、中小企業の経営者へのアンケートによると、経営者保証が経営に与えるネガティブな影響として、早期の事業再生への着手が遅れてしまう、という指摘が半数近くを占める[22]。このため、早期の事業再生への着手のためにも、経営者保証や不動産等の有形資産の担保に依存した融資以外の資金調達の選択肢を定着・普及させていくことが必要である。まずは、経営者保証ガイドラインの活用を徹底し、引き続き、新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合を減少させることを目指す。また、企業のノウハウや顧客基盤等の知財・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度（「事業成長担保権」）を検討し、早期の法案提出を目指す。

また、経営者保証に頼らない融資慣行を確立するため、スタートアップの創業から５年未満について個人保証を徴求しない新しい信用保証制度の活用を促進する。さらに、来春までに、経営者の取組次第で達成可能な要件を充足すれば、保証料の上乗せ負担により経営者保証の解除を選択できる信用保証制度を創設する。

日本政策金融公庫が行う貸付けについて、新たに設定したスタートアップの創業から５年以内について経営者保証を求めない貸付け要件の適用を進める。あわせて、キャッシュフローが不足するスタートアップや、一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対する資本性ローンの活用促進を図る。

スタートアップについては、担保となるような資産に乏しいスタートアップへの融資（ベンチャーデット）の供給を増やすため、金融機関の審査態勢の改善を図る。また、企業による多様な資金調達を可能とするため、少額募集において求められる開示内容、株式投資型クラウドファンディングにおける投資家保護を勘案した投資上限の在り方、プロ投資家向けの非上場株式を取扱う私設取引システム（PTS）の要件緩和等について検討を進め、非上場株式の取引の活性化を図る。また、債権によるミドルリスク・ミドルリターンの資金調達手法の活用を促進し、債権のセカンダリーマーケットの活性化、流動化（オフバランス化）を実現する。

Ⅵ. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

短期的に企業収益が上がりさえすれば良いという考え方は成り立たない。社会面、環境面での責任（人的資本・人権、気候変動、ダイバーシティ等）を企業が果たすことが、事業をサステナブルに維持していくためには不可欠である。個社の短期的収益を重視する視点から、社会的価値を重視する視点への転換を図り、金銭的リスク・リターンに加え社会面・環境面のインパクトを考えることで、外部不経済を資本主義に

取り込み、マルチステークホルダー型企業社会を推進する。
　課題先進国といわれる我が国において、社会的課題を解決していく仕組みを経済社会の中にビルトインしていく。

１．インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

　これまで官が担ってきたサービスについて、多様なニーズにきめ細かく対応するため、民間の主体的な関与が期待されている。課題先進国であるといわれる我が国において、世界に先んじて社会的課題を成長のエネルギーとして捉え、解決していく仕組みを経済社会の中にビルドインしていくことが重要である。
　スタートアップの創業を検討する際、環境問題や子育て問題等の社会的課題の解決を目的にすることが多い。実際、我が国のスタートアップの起業の動機は「社会的な課題を解決したい、社会の役に立ちたい」が筆頭となっている[23]（73%（スタートアップを対象とした2022年アンケート調査））。
　このため、インパクトスタートアップ（社会的起業家）の新たな認証制度の創設や金融の枠組みを含めて、下記のとおり総合的な支援策を推進する。

①インパクトスタートアップ、NPO、既存企業の関連部門、投資家等の関係者間の連携強化のための枠組みの創設
　インパクトスタートアップ、NPO、既存企業の関連部門等の関係者間の連携強化を図るための枠組みを設ける。インパクトの測定方法の検討、データ整備、それらを活用した投資を後押しするため、投資家・企業が参加し、事業評価に関するデータ整備や人材育成等を促進するためのコンソーシアムを設置する。

②インパクト投資の案件創出
　インパクト投資（経済的利益の獲得のみでなく社会的課題の解決を意図とした投資）に関する関係者の理解を深め、普及を促進する観点から、基本的指針を本年度中に取りまとめる。これを踏まえ、日本政策投資銀行や自治体との連携を通じて、インパクトスタートアップへの投資も含めてインパクト投資の案件創出を進める。

③インパクトスタートアップに関する教育プログラム
　社会的起業家を育成する教育拠点づくりや、社会的起業家を志す若手人材の海外派遣を支援する。その際、国内の大学における教育課程の開発や社会的起業家の卵のネットワークづくり等を予算面でも支援する。

④インパクトスタートアップの認証制度・新たな法人形態の検討
　国際認証を踏まえ、インパクトスタートアップの日本版の認証の枠組みとして、スタートアップ支援育成プログラム（J-Startup）のインパクトスタートアップ版を早期に発足させる。
　上記の認証制度において認定された企業に関しては、公共調達における優遇措置を導入する。また、地方自治体においてソーシャルインパクトボンドを活用しながらインパクトスタートアップの公共調達への参加を奨励・促進するための措置を講じる。
　あわせて、米国等の諸外国の事例を参照し、民間で公的役割を担う新たな法人形態の制度について、検討を進める。

⑤推奨企業リストの作成、地方自治体とのマッチング
　インパクトスタートアップの情報や自治体との取組の好事例集について、自治体への周知を進める。また、自治体がインパクトスタートアップのサービスを導入する際に求める情報や手続等のフォーマットを一元化する。

⑥投資に対する支援措置
　社会的効果の実現は長期の時間軸で捉える必要があるため、長期間のファンド組成やセカンダリーマーケット制度の整備も視野にインパクト指標の具体化を行う。
　インパクト投資ファンド等から投資を受けることを目的に、インパクトスタートアップに対する専門家派遣事業等の支援制度を検討する。
　非上場株式も組み入れた投資信託の枠組み等、個人投資家とインパクトスタートアップをつなぐビークルを早期に設ける。

⑦ふるさと納税・企業版ふるさと納税の活用
　インパクトスタートアップの育成支援として、ふるさと納税・企業版ふるさと納税の枠組みの利用を活性化させる。また、好事例の情報収集・発信を強化する。

⑧休眠預金の活用
　休眠預金の制度創設５年後見直しに即し、活用事業による、創業期等のインパクトスタートアップに対する出資を可能にし、これを推進する。

⑨国・自治体による成果連動型事業の拡大
　社会課題の解決に向けた成果連動型民間委託契約等の活用促進のため、民間からの資金調達を行うソーシャルインパクトボンド等の活用を進める。

⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大
　富裕層からインパクトスタートアップへの寄附性の高い資金の流れを拡大するため、公益法人によるインパクトスタートアップへの「出資」や「助成」を促進する。そのために、公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。

⑪ワンストップ窓口の設置
　インパクトスタートアップが利用できる各種施策をワンストップで把握できる窓口を設置するとともに、支援体制を強化する。

２．社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援

①公益法人の改革
　公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則（公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない）や遊休財産規制（使途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の１年相当分を超えて保有することができない）の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。

公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。
このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。

②地域の課題解決に取り組むNPO
地域の社会課題解決に取り組むNPO等に対する政府の支援策の認知度向上のため、官民連携プラットフォーム等も活用し、プッシュ型での普及・広報活動を行う。

③孤独・孤立対策に取り組むNPO
孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援するため、孤独・孤立対策推進法に基づき、相談支援や支援を行う人材育成を強化するとともに、内閣府における孤独・孤立対策推進本部や地方自治体ごとの地域協議会を設置し、官民の支援体制を強化する。

④地方と都市での人材のマッチング事業
地方と都市での人材のマッチング事業等を進めることにより、地域における人材の育成・活用、地方への人材還流を図る。

３．競争当局のアドボカシー（唱導）機能の強化

競争当局は独占禁止法の施行事務以外に、取引慣行や規制により競争が働いていない分野について調査をし、取引慣行の改善や規制の見直しを提言（アドボカシー）する機能を有している。
グリーン・デジタル等、市場が急速に変化する分野を中心に、新たな実態調査を進め、アドボカシー機能を発揮する。これらの分野の迅速な取引実態の把握のため、クラウドや情報技術、情報セキュリティ、経済分析等の専門性を有する人材の公正取引委員会への登用を進める。

４．コンセッション（PPP/PFIを含む）の強化

公共施設の民間事業者による運営を行うコンセッション（公共施設等運営事業）等を加速する。
空港については、新型コロナウイルス感染症のような不可抗力によって費用・損害が生じる場合の官民のリスク分担の在り方について検討を進め、2026年度までに３か所について、具体的な方針を決定する。なお、羽田・成田は空港容量の活用・拡大に向け、地域との調整を進める。
2026年度までに、バスタ７か所、スタジアム・アリーナ10か所について、具体的な方針を決定する。スタジアム・アリーナについては、導入構想段階から自治体の検討を支援する。また、公園、公民館等の身近な施設についてのモデルの形成を支援する。
林業分野では、新たな樹木採取権の設定に向け、候補地の選定を進める。その際、案件形成に向けた市場調査・情報収集（マーケットサウンディング）の常時実施、権利期間（基本は10年）の柔軟化、採取区の複数・同時指定等の対応を行う。

Ⅶ. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成

中間層の資産形成の実現に必要な資産運用の高度化を目指し、家計における貯蓄から投資へのシフトを促進しつつ、資産運用業等の抜本的な改革、コーポレートガバナンス改革等を通じ、家計のより高く安定した投資リターンと企業価値向上を実現する。

１．資産所得倍増プランの推進

（１）基本的考え方

「新しい資本主義」を資金の流れで見ると、企業部門に蓄積された325兆円の現預金を、人・スタートアップ・ＧＸ・ＤＸといった重要分野への投資につなげ、成長を後押しするとともに、我が国の家計に眠る現預金を投資につなげ、家計の勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要である。

我が国の家計金融資産2,000兆円は、半分以上がリターンの少ない現預金で保有されており[24]、年金・保険等を通じた間接保有を含めても、株式・投資信託・債券に投資をしているのは244兆円、投資家数は約2,000万人にとどまる。

他方、米国や英国では、中間層でも気軽に上場株式・投資信託に投資できる環境が整備されており、米国では20年間で家計金融資産が3.4倍、英国では2.3倍になっているが、我が国では1.4倍にとどまっているのは、こうした投資環境の違いが背景にある。

我が国において家計金融資産に占める現預金の割合が欧米諸国に比べて大きいことは、戦後、企業が銀行等の金融機関からの借入れで調達する間接金融が発展してきたことも一因である。貯蓄から投資を実現し、直接金融への転換を推進することは、ベンチャーキャピタルから資金を調達するスタートアップのエコシステムを構築する上でも重要であり、企業の成長を支えるリスクマネーを円滑に供給することにもつながる。

中間層がリターンの大きい資産に投資しやすい環境を整備すれば、家計の金融資産所得を拡大することができる。また、家計の資金が企業の成長投資の原資となれば、企業の成長が促進され、企業価値が向上する。企業価値が拡大すれば、家計の金融資産所得は更に拡大し、成長と資産所得の好循環が実現する。

デジタル化により、アプリ上での簡単な資産の管理や、低廉な手数料での豊富な金融商品へのアクセスも可能になっており、投資経験の浅い方も含めて、幅広く資産形成に参加できる仕組みを整備し、中間層の資産所得を大きく拡大することが可能である。

（２）目標

昨年11月に策定した「資産所得倍増プラン」では、その目標を次のように定めた。

第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、５年間で、NISA総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る[25]。

加えて、第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、５年間で、NISA買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。

これらの目標の達成を通じて、中間層を中心とする層の安定的な資産形成を実現

するため、長期的な目標としては資産運用収入そのものの倍増も見据えて政策対応を図る。

（３）NISA制度

①NISA の抜本的拡充・恒久化

2014 年に開始された NISA（Nippon Individual Savings Account：少額投資非課税制度）は、中間層を中心とする層に対して、資産形成の入口として定着しつつある。他方、NISA の活用割合は２割であり、更に活用を促す余地は大きい。

安定的な資産形成を促す観点からは、将来にわたって安定的な制度として NISA を措置することで、NISA を活用した金融資産形成についての予見を可能とすることが必要であり、それにより、継続的な投資を促すことが可能となる。また、投資は短期的には収益に振れが生じるものであるが、長期的に平均すれば資産形成に大きな効果がある。これまでは、非課税期間に期限が存在することで、短期的に含み損益が生じた場合に長期で価格が上昇するのを待つのではなく、短期的に損益を確定させてしまい、長期で保有を継続するというインセンティブが生じにくい制度となっていた。

そこで、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、NISA 制度を恒久化した。あわせて、NISA 制度を一本化し、つみたて NISA の機能を引き継ぐつみたて投資枠と、一般 NISA の機能を引き継ぐ成長投資枠を設け、両者を併用可能とした。さらに、NISA における非課税での投資の上限額を、一般 NISA：120 万円、つみたて NISA：40 万円から、成長投資枠：240 万円、つみたて投資枠：120 万円にそれぞれ引き上げ、合計で年間 360 万円とした。

また、非課税保有期間を無期限化した。非課税保有限度額については、一般 NISA：600 万円、つみたて NISA:800 万円となっていたところ、生涯の上限枠を設けることとし、つみたて投資枠：1,800 万円、成長投資枠はその内数の 1,200 万円とした。

②NISA の手続の簡素化

投資未経験者も含めて、利用者が簡単に NISA を活用できるようにするとともに、サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減する観点から、デジタル技術の活用等により、NISA に係る手続の簡素化・合理化等を進める。さらに、デジタル庁と連携を図りつつ、マイナンバーカードの活用も含め、NISA・iDeCo の口座開設の簡素化を検討する。

③新しい NISA 制度の開始に向けた対応

新しい NISA 制度の開始（来年１月）に向け、非課税保有限度額の管理システムを整備するとともに、8,000 万人の投資未経験者に対し、NISA 制度の周知や、資産形成への関心を喚起する広報活動を強化する。また、制度の利用者への定期的な確認手続にマイナンバーを活用することを検討する。

（４）iDeCo制度

①iDeCo 制度の改革

iDeCo（individual-type Defined Contribution pension plan：個人型確定拠出年金）制度は、個人が加入し、加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用するものであり、中間

層を中心とする層で活用され、家計の資産所得の増加に貢献している。
高齢者の就業機会確保の努力義務が70歳まで延びていること、働き方やライフスタイルが多様化していることに留意し、老後に向けた家計の資産形成の更なる環境整備が求められていることから、iDeCo制度の改革を実施する。

②iDeCoの加入可能年齢の引上げ
働き方改革によって、高齢者の就業機会確保の企業の努力義務が70歳まで延びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、来年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

③iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ
iDeCo の拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、来年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

（５）消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

消費者のうち、証券投資の必要性を感じないと思う割合が７割を占めている。「損をする可能性がある」が４割、「金融や投資に関する知識を持っていない」「ギャンブルのようなもの」という認識がそれぞれ３割あり、知識不足に伴う懸念が大きいことが示唆される。
他方で、「あなたの立場に立ってアドバイスしてくれたり、手続をサポートしてくれる人がいたら、リスク性金融商品を購入したいと思うか」というアンケートに対し、20歳代で５割、30歳代で４割、全体平均では25%程度が「購入したいと思う」と回答している[26]。
消費者の知識不足を補完し、同時に、消費者が信頼をすることができる中立的なアドバイザーが求められている。
このため、中立的なアドバイザーの見える化を進めるとともに、そうしたアドバイザーにより顧客本位で良質なアドバイスが広く提供されるよう取り組む。来年中に新たに金融経済教育推進機構を設立し、アドバイスの円滑な提供に向けた環境整備やアドバイザー養成のための事業として、中立的なアドバイザーの認定や、これらのアドバイザーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行う。

（６）雇用者に対する資産形成の強化

企業に、職域における中立的な認定アドバイザーの活用を促すため、雇用者が中立的な認定アドバイザーを活用する場合に企業から雇用者に対して助成を行うことを後押しする。さらに、企業内に設置される雇用者向けの資産形成の相談の場において、中立的な認定アドバイザーを積極的に活用することを促す。

（７）金融経済教育の充実

広く国民に金融経済教育を届けていく。このため、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間金融団体や経済関係諸団体等からの協力を得て、金融経済教育推進機構を設立するとともに、官民連携して、地方を含めた金融経済教育の推進体制を整備す

る。企業による社員への継続教育の充実や地方自治体による金融経済教育の実施と併せて、広く国民に訴求する広報戦略を展開するとともに、学校・企業向けの出張授業やシンポジウムの開催等、官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施する。

また、将来の年金受給見込額を簡便に試算できる「公的年金シミュレーター」について、民間サービスとの連携を進展させるため、プログラムを公開する。

（８）世界に開かれた国際金融センターの実現

「世界・アジアの国際金融ハブ」としての地位を目指して取組を進めるとともに、海外事業者への働き掛けを強化するために、海外主要メディアへの広報チャンネル拡大や、集中的に海外金融事業者を日本に招致する「Japan Week（仮称）」の立ち上げを含む国内外でのプロモーションイベントの開催等、情報発信を効果的・戦略的に実施する。

（９）金融資本市場の活性化

①スタートアップ支援

証券会社が運営する私設取引システム（PTS）では、プロ投資家向けにも未上場株の取扱いが認められていないが、スタートアップが未上場のまま成長できるよう、プロ投資家向けの非上場株式の取扱いを可能とするため、本年度中に金融商品取引法の関係政令を改正する。

②ESG 債市場等の活性化

ESG 債発行額を順調に伸ばすため、環境省のガイドラインの更なる拡充や、日本取引所グループ（JPX）と連携した企業開示データプラットフォームの構築、トランジション・ファイナンスの推進に向けた環境整備（分野別技術ロードマップの充実等）、開示規制の更なる充実を進めるほか、資本性を備えた ESG 商品の拡充についても取組を促す。

また、インパクト投資に関する基本的指針を本年度中に取りまとめ、案件創出を進める。

③人的資本への投資

人的資本に関する情報開示の在り方に焦点を当てて、対応の方向性について包括的に整理した手引として、「人的資本可視化指針」を公表した。普及に取り組み、人的資本への効果的な投資を加速させる。

さらに、中長期的な企業価値向上に向け、人的資本に関する開示ルールの整備やサステナビリティ情報の開示の充実を推進する。人的資本の開示に係る国際ルールの形成に向けた議論に積極的に貢献していく。

④コーポレートガバナンス改革

コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムを踏まえ、収益性・成長性やサステナビリティを意識した経営や、企業と投資家との建設的な対話を促していく。こうした取組についてフォローアップをしていく。

⑤アジアにおけるＧＸ金融ハブの形成

アジアのＧＸ投資に関連する情報・人材・資金を集約すべく、日本取引所グループの有するデータプラットフォームに、CO2排出量を含む企業開示データを広く集約する。官民関係者が参画するコンソーシアムを組成し、案件の形成、カーボン・クレジットの創出を後押しする。

⑥市場インフラの強化

私設取引システム（PTS）の売買高上限の緩和等に係る論点の整理を踏まえ、必要な措置を講じる。東京証券取引所等の金融商品取引所において、投資単位が高い水準にある上場会社の投資単位の引下げに向けた取組を進める。

⑦銀証ファイアウォール規制の見直し

顧客ニーズに合った商品・サービスを提供しやすくするなど金融機能の強化に向けた取組を推進する観点から、顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制等に関する銀証ファイアウォール規制（金融グループの銀行・証券間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制）の在り方や必要とされる対応につき検討を行う。

（10）金融行政・税制のグローバル化

拠点開設サポートオフィスの機能と体制を強化するとともに、クロスボーダー投資の活性化に係る手続面の課題の把握を始め、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。

（11）外国籍の高度金融人材を支える生活・ビジネス環境整備

預金口座の開設が円滑に進むよう、引き続き、金融機関の取組を促す等、高度金融人材を支えるための生活・ビジネス環境整備に取り組む。

（12）顧客本位の業務運営の確保

金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者について、横断的に、顧客等の利益を第一に考えた立場からの取組の定着や底上げを図る必要がある。金融事業者や企業年金関係者に対して、顧客の最善の利益を勘案しつつ業務を遂行すべき旨の義務を規定する、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を、国会に提出したところ。顧客本位の業務運営の確保に向け、必要な取組を進める。

２．資産運用立国に向けた取組の促進

現状において、我が国の家計金融資産 2,000 兆円のうち 500 兆円は、資産運用会社や年金等のアセットオーナーを経由して運用されており、その運用力の向上は家計へのリターンを高め、投資の拡大を促していくために不可欠である。

他方で、一部の資産運用会社やアセットオーナーでは、海外と比べて専門性や人材が不足している等、運用力の向上に向けた取組が十分ではないとの指摘がある。このため、機関投資家として家計金融資産等の運用を行う、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化を強力に推進すべく、資産運用立国の実現に向けた取組を行う。

具体的には、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化やス

チュワードシップ活動（企業との対話）の実質化、国内外の資産運用会社の新規参入の支援拡充・競争促進、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じて、資産運用業等を抜本的に改革する。

我が国の運用セクターを世界レベルにするため、これらの取組を含む具体的な政策プランを新しい資本主義実現会議の下で年内にまとめ、国内外への積極的な情報発信を含めた必要な対応を進める。

Ⅷ. 経済社会の多極化

１．デジタル田園都市国家構想の実現

（１）デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備・中山間地の生活環境改善

①規制・制度の一括改革と実証事業の実施

デジタル臨時行政調査会において、ⅰ）目視規制、ⅱ）実地監査規制、ⅲ）定期検査・点検規制、ⅳ）常駐・専任規制、ⅴ）書面掲示規制、ⅵ）対面講習規制、ⅶ）往訪閲覧・縦覧規制、の７項目のアナログ規制等について、集中的に改革を実施する。

見直し方針・工程表に基づき、既存の規制・制度をデジタル技術で代替可能か検証を要する規制（1,000件）について、早期に検証を行う。その結果も踏まえ、来春を目途に７項目のアナログ規制等に関する法令（１万条項）及び通知・通達等（2,500条項）について、法令改正等の見直しを実施する。また、行政手続等についてデジタル完結に向けた2025年度までの工程表を作成し、実施する。

また、デジタル田園都市国家構想を先導することが期待されるスーパーシティ及びデジタル田園健康特区の取組を推進する。

②光ファイバ・５Ｇ等のデジタルインフラの整備

光ファイバについて、2027年度末までに世帯カバー率99.9%を必達目標とし、更に必要とする全地域の整備を行う。

また、本年度中に「GIGAスクール構想」に資する通信環境の整備を目指すとともに、自治体設置の光ファイバ設備（150万世帯以上）について、要望がある場合には、円滑かつ計画的に民間設置に移行できるよう支援する。

５Ｇの整備については、2030年度末に人口カバー率で99%の整備を必達目標とし、条件不利地域での基地局整備を支援する。また、居住地域だけでなく、インバウンド対応や産業利用、防災の観点から、主要道路等の非居住地域についても基地局を整備する必要があるため、これを支援する。

通信事故時の迅速な他社回線への切替えも課題である。携帯電話サービス停止時に、他社の基地局を利用できる仕組みについて、2025年度内の社会実装を目指す。

設置した地域協議会を活用し、地域におけるデジタル基盤のインフラ整備とデジタル実装のマッチングを進める。

③デジタルによる中山間地の生活環境改善

中山間地域では、人口減少や高齢化が急速に進行しており、集落単体では農用地等の維持・管理と農業生産活動の継続のみならず、集落機能の維持も困難になる集

落が増加している。こうした社会課題の解決や地域の活性化を図るため、複数の集落機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）等がスマート農機を活用した農用地の保全管理やICTを活用した買い物支援等に取り組む地域に対する支援を行う。

④交付金を活用した優良事例の横展開の加速

計画的な地方のデジタル技術の実装のため、意欲のある自治体が民間事業者と連携して行うハード・ソフト事業を支援するため、デジタル田園都市国家構想交付金を創設した。本交付金により、地域課題解決を加速しつつ、優良事例を当該自治体の取組のみに終わらせず、他自治体への横展開へとつなげていく。

自治体の取組のうち、申請受付・窓口業務のオンライン化等について、国によるサービス・システムの共通化、標準的な仕様・要件の策定等の取組を併せて図る。

⑤Digi田甲子園の継続・強化

地域における未来サービスの先駆事例を発掘・横展開するため、地方自治体・企業・国民の参加の下、優れた取組を表彰する「Digi田甲子園」を継続・強化する。Digi田甲子園の事例を含むデジタル実装の優良事例を利用者目線で分かりやすい形で紹介することで、全国津々浦々でのデジタル実装の横展開につなげるとともに、2025年の大阪・関西万博等の機会も捉えつつ、国内外に向けた発信を強化する。

⑥デジタルリテラシーの向上

高齢者を含めた全国民の基礎的なデジタルリテラシー向上のため、公民館等の社会教育施設や小・中学校等の場を活用し、デジタルリテラシー向上のための講座を実施する自治体への補助について、本年度中に100万人の受講を達成する。

また、携帯ショップ等において、デジタル推進委員等が講師となって行うスマートフォンの利活用法に関する講習会について、携帯ショップのない地域でも地元企業や自治体と協力して講習会を実施し、年間50万人の受講を達成する。

⑦デジタル人材の育成

地域が抱える課題の解決をけん引するデジタル人材について、来年度末までに年間45万人を育成できる体制を段階的に構築し、2026年度までに合計330万人を確保する。このため、大学生・高等専門学校生の育成（年17万人）、社会人等のスキルアップ支援（年13万人）、職業訓練等（年13.5万人）などの各領域において具体的な育成計画を定め、フォローアップを行う。

特に、教員確保に課題を抱える大学・高等専門学校があること、社会人向けの教育コンテンツが限られていること、職業訓練の中でのデジタル関連講座の開講が都市部に偏在していることを踏まえ、大学・高等専門学校でデジタル教育を担う教員確保のための実務家の導入、オンラインを活用した社会人向け教育コンテンツの提供・充実、職業訓練の中で各地の産業・雇用特性に応じたデジタル関連講座の強化を図る。また、地域におけるＤＸを推進するため、自治体におけるデジタル人材の確保・育成を進める。

⑧地域を支える人材のマッチング

地域企業の成長に不可欠な人材ニーズを満たすため、大企業人材プラットフォー

ムを活用し、地域金融機関によるマッチングを強化する。

（２）デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の整備

①自動運転の社会実装

技術が成熟しつつある低速・定路線のバス等から速やかに自動運転の社会実装を進める。2025 年目途で全都道府県での自動運転の社会実験を実現すべく、官民連携で導入に取り組む事例を後押しするとともに、MaaS（Mobility as a Service）の社会実装を推進する。あわせて、ロボットタクシーの社会実装を進める。

さらに、自動運転に必要なローカル５Ｇの整備、自動運転支援道（トラック・バスの自動運転車用レーン等）の設定等も進めることで、2027年度までに、無人自動運転移動サービスを100か所以上で実現する。また、自動運転やドローン等での安全な運行のため地理空間情報（Ｇ空間情報）の整備・活用を図る。

②交通インフラの整備・地域公共交通のリ・デザイン

郊外・過疎地域（人口５万人以下の1,200自治体）では、自家用車での移動が７割を占めており、運転免許返納後の高齢者を中心に地域内での移動手段の確保が課題である。

地域公共交通の再構築を進めるため、国として、鉄道事業者・自治体等の地域関係者間の協議が円滑に進むように、積極的に関与していくことが必要である。2027年度までに、地域交通法に基づいて自治体・事業者が行う地域公共交通のリ・デザインを実行する事業を300件認定することをKPIとし、地域関係者間の連携を促す。

また、本年度中の早期に、自家用有償旅客運送を行う者が適切な対価を得られるよう、地域のタクシー運賃のおおむね２分の１の範囲内となっている現行の対価の目安を見直すとともに、タクシーの営業所設置要件等を緩和する。

水素を使用する燃料電池バス・トラックを始めとする、商用の電動車の活用を官民連携して促進する等、交通のＧＸを進める。

③地域包括ケアシステムの整備

平均寿命が延伸する中、身体寿命と健康寿命とのバランスを取ることが重要である。高齢者自らの意思に沿って、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を実現し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、暮らしを続けられる環境を整備する。具体的には、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年までに地域包括ケアシステムを完成させることを目指し、医療・介護等における取組を進める。

介護サービス事業者の介護ロボット・ICT機器の開発や導入を推進し、生産年齢人口が減少する中でも、介護現場の生産性向上や職場環境の改善を図る。介護離職の防止の観点から、高齢者それぞれのニーズに沿ったサービスを柔軟に組み合わせられるようにし、高齢者側の生活改善と介護者側の負担軽減の両立を図る必要がある。介護と仕事の両立の観点も含め、介護保険サービスの提供を阻害することのないように留意しつつ、介護保険外サービスの活用拡大に向けた取組を進める。

④GIGAスクールの推進

一人一台の端末や高速通信ネットワークを整備し、デジタル技術の活用により、子供達の最適な学びを実現するGIGAスクール構想を推進する。

児童生徒一人一台端末による学びをより効果的なものとするため、活用状況や各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画の状況を検証しつつ、国策として推進するGIGAスクール構想の一人一台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進めるとともに、学びを支えるインターネット環境、支援員、大型モニター等の必要な学校のICT環境の整備の水準等について、来年度までに方針を策定する。

⑤中堅・中小企業の振興

地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、人手不足の解消に向けた省人化投資の支援や経営戦略作り、人材の獲得・育成・定着に向けた取組や外需獲得、M&A、イノベーション等の取組について、予算・税制等により、集中支援を行う。

⑥地域の課題解決に取り組む事業者への支援

地域の中小企業から、地域の社会課題解決の担い手となる企業（ゼブラ企業）を創出し、インパクト投融資を呼び込むため、ソーシャルビジネスを支援する地域の関係者を中心としたエコシステムを構築する。

⑦フリーランスを含む個人事業主の経営能力の向上

新しい事業に取り組むフリーランスを含む個人事業主に対する経営や財務戦略についての経営者教育に取り組む。

（３）デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保

①広域交通インフラの整備

地方の暮らしや経済成長を支えるため、引き続き、高速道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、国際拠点空港、港湾等の整備・活用を進める。加えて、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う。

特にリニア中央新幹線については、課題解決に向けた取組を進め、品川・名古屋間の早期整備を促進するとともに、全線開業の前倒しを図るため、建設主体が本年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるよう、沿線自治体と連携して、必要な指導・支援を行う。

②物流の2024年問題への対応

物流業界では、トラックドライバーの有効求人倍率が２倍と人手不足であり、来年度から時間外労働の上限規制が適用されるため、人手不足への対応・生産性の向上が喫緊の課題（「2024 年問題」）である。

長時間の荷待ち・契約外の荷役等、非効率な商慣行を是正すべく、規制的措置等について検討し、本年度中に所要の措置を講ずるとともに、賃金水準向上に向けた価格転嫁円滑化等の取組を進める。

モーダルシフト、電動車化、１台の車両で荷物と乗客を同時に輸送する貨客混載等のＧＸや、自動運転、トラック予約受付システムの普及、自動化・機械化等のＤＸ、パレット・コンテナの導入・標準化、物流拠点の機能強化、高速道路のトラック速度規制の引上げに向けた調整を進め、生産性向上と担い手の確保を進める。さ

らに、荷主企業における物流に関する統括責任者の設置義務付けや再配達削減に向けた消費者へのインセンティブ付与を調整する等、荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進める。
　デジタルライフライン全国総合整備計画を本年度中に策定し、それに基づきドローン航路の設定を進めることで、ドローン物流の早期の社会実装を目指す。

③持続可能な地域経済社会の実現
ⅰ）消費者の行動変容、地域主導の取組の推進
　地域・くらしの脱炭素化を実現するため、国民運動を通じ、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を促し、需要を喚起する。また、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、取組を後押しする。さらに、地域の動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援する制度を導入する。

ⅱ）地域共生型の再生可能エネルギー導入
　適切な事業規律を確保する観点から、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可の取得をFIT/FIP制度の認定の申請要件とする。
　地熱、水力やバイオマスについても、必要となる規制や制度の不断の見直しを行う等、事業環境整備を進め、事業性調査や資源調査、技術開発、ＡＩやIoTの導入支援等、それぞれの電源の特性に応じた必要な支援等を行う。

ⅲ）地域一体での国産材の安定供給・活用の促進
　ドローン等のICT技術を活用し、森林資源調査・伐採の効率化、再造林の低コスト化等、国産材の安定供給に地域の関係者が一体となって取り組む。また、大型車両に対応した林道の整備や、木材加工流通施設の大規模化、住宅分野での国産材への転換促進や非住宅分野での木材利用拡大等、生産・加工・流通・利用の各段階での取組を強化する。

ⅳ）実現に向けた統合的取組
　Ｇ７の結果を踏まえ、ネットゼロ（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させて、排出量を実質的にゼロにすること）、循環型、ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換を統合的に進める。ネイチャーポジティブなシステムについては、本年度中の国会提出を視野に入れた生物多様性保全への自主的取組を認定する法制度の検討や、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等の自然資本の開示に取り組む枠組みに参加する企業への支援、グリーンインフラ、まちづくりＧＸ等を推進するとともに、国民の理解促進につながる分かりやすい情報発信に取り組む。

④国土強靱化、防災・減災投資の加速
　「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。
　「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を推進するとともに、中長期的・継続的・安定的に取組を進めることが重要であり、対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、改正国土強靱化基本法に基づき、検討を行う。
　本年夏を目途に策定する新たな基本計画について、防災インフラの整備等に加え、

「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「地域における防災力の一層の強化」を新たな施策の柱とし、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限活かす。

防災ＤＸ及び防災科学技術の推進のため、次期総合防災情報システム（来年度運用開始予定）を中核に各省庁等のシステムとの連携を強化し、2025年度までに災害情報を一元化する防災デジタルプラットフォームを構築するとともに、防災関連の技術開発を進める。

現下の資材価格の高騰を踏まえ、関係団体への適切な契約変更の要請を行いつつ、さらに請負契約締結時におけるリスク分担の適正化等について検討を行う等、建設業における価格転嫁対策を進める。熱中症対策として、熱中症特別警戒情報発表体制の整備、暑熱避難施設の確保等を行う。

⑤空き家の管理・活用

空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、空家等対策特別措置法等に基づき、除却の促進に加え、空き家の重点的活用が必要な区域の指定による用途変更や建替えを促すとともに、指定民間法人を通じて子育て世帯等向けの空き家活用支援を行う。また、適切な管理がなされていない空き家に対する指導・勧告を徹底し、その適切な管理の確保を促す。あわせて、その活用を通じて二地域居住を推進する。

２．企業の海外ビジネス投資の促進

日本の成長力強化及び経済安全保障の観点から、政府として、中小企業による製品開発や販路開拓を含め、技術と意欲ある企業の海外ビジネス投資をサポートすることが重要である。「海外ビジネス投資支援パッケージ」に基づき、日本が優位性を持つ技術の在外公館を通じた海外でのＰＲや、商工会議所を通じた支援メニューの広報等、政府ワンチームによる海外ビジネス投資への支援を図るとともに、在外公館等の連携の実績、支援の成功の実績等をベンチマークし、半年ごとに進捗状況をフォローする。

Ⅸ．日本の魅力を活かしたインバウンドの促進

改訂した観光立国推進基本計画に基づき、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大に向けた施策を推進し、2025年より早期にインバウンド消費５兆円、国内旅行消費額20兆円を達成する。

（１）コンテンツの整備

外国人向けのインバウンドの回復に向けた努力を行う。アドベンチャーツーリズム等の特別な体験の提供、医療ツーリズムやロケツーリズムも含めた新コンテンツの創出、高付加価値旅行者の誘客のための集中的な支援を進める。民間提案による国立公園の魅力向上、国際競争力の高いスノーリゾートの形成、歴史的資源を活用した観光まちづくりを進める。また、文化観光の推進のため、文化施設の夜間活用や日本遺産の活用、文化観光拠点の整備等を支援するとともに、スポーツツーリズ

ム、農泊、サイクルツーリズムなど多種多様なコンテンツ整備を行う。
　他方、国内需要として、国内交流拡大のため、新たな需要の開拓や平日の旅行促進等に取り組む。ワーケーション等の普及・定着を一層進めるとともに、第２のふるさとづくりやユニバーサルツーリズム等の定着に向けた環境整備を行う。

（２）受入れの円滑化

　インバウンドの受入環境整備を推進するため、空港業務の省力化・自動化や業務効率化等による航空ネットワークの回復と強化、国際拠点空港の整備、クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組、国際交通機関へのアクセス向上、公共交通機関や観光地でのキャッシュレス決済の導入等を支援するとともに、伝統芸能等における外国人対応を進める。さらに、ビザ緩和、入国手続での関係機関の連携強化、最先端技術を活用した出入国審査の導入等の受入体制の確保や、観光案内拠点の整備等の外国人対応を着実に進める。
　他方、障害者・高齢者等への受入環境整備のため、公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化等を着実に進める。
　加えて、観光客の受入れ増加に伴う混雑・マナー違反等の未然防止に取り組む。

（３）観光地域づくり

　複数年度にわたる計画的・継続的な支援策を活用した観光地・観光産業の再生・高付加価値化や観光ＤＸ等、我が国固有の温泉・旅館・食・文化・歴史等の観光資源・文化資源の連携による磨き上げを図りつつ、持続可能な観光地域づくりに取り組む。日本酒・焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への早期登録に取り組む。
　また、観光地域づくり法人（DMO）を核として、適切な観光地マネジメント体制の構築や一過性の補助金に頼らない持続的な観光戦略の策定・実施のため、地域での取組を支援するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税等の財源の確保等のDMOの体制強化等を支援する。

（４）文化芸術

　ポストコロナのインバウンドを見据え、アート市場の魅力を向上させるため、国際的なアートフェアの誘致を本格化する。
　また、名城等の地域の誇りとなる文化財の災害復興、防火・耐震対策、修理・活用について、所有者による自助努力では限界があることを踏まえ、本年度中に、官民連携で支える枠組みを具体化する。
　子供の文化芸術鑑賞・体験機会の確保のため、学校や地域の劇場・音楽堂等での本格的な文化芸術の鑑賞・体験を支援する。さらに、文化芸術教育の改善策について検討し、本年度中に結論を得る。

（５）スポーツ

　コロナの影響を払拭し、スポーツを成長産業としていくために、スタジアム・アリーナ、スポーツ団体の新たな収益源確保が課題である。スポーツツーリズム、まちづくりとの一体化等の地域密着化を進めるとともに、デジタル技術も活用した高収益化を図る。

Ⅹ．個別分野の取組

１．宇宙

防災・減災等に貢献するため、官民連携の下、多数の小型合成開口レーダー（SAR）衛星が連携するコンステレーションを2025年までに構築すべく、実証事業の推進や次世代技術等の開発・実証を推進する。また、次期静止気象衛星について着実に整備を進める。さらに、宇宙光通信ネットワーク、衛星量子暗号通信等の次世代技術が2030年頃に社会実装できるよう開発・実証を推進する。

Ｈ３ロケット等の打上げ失敗に係る原因究明をした上で、信頼性を確保しつつ、国内外の衛星の打上げを実施できるよう、基幹ロケットの打上げの高頻度化等国際競争力強化に向けた取組を進める。

他国のGPSに頼らずより精緻な測位を可能とする準天頂衛星システムについて、７機体制を着実に整備しつつ、11機体制に向けた検討・開発に着手する。

月面での持続的な有人探査を目指すアルテミス計画に参画し、有人与圧月面探査車の本格的な開発等を進め、米国人以外で初となる日本人宇宙飛行士の月面着陸の2020年代後半の実現を図る。

宇宙分野のイノベーションを官民連携で加速するため、欧米の宇宙開発機関が、シーズ研究を担う大学や民間事業者、また、商業化を図る民間事業者の技術開発に向けて、資金供給機能を有していることを踏まえ、民間事業者等が複数年度にわたる予見可能性を持って研究開発に取り組めるよう、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する。

２．海洋

海洋状況表示システムの掲載情報・機能の充実に当たり、各利活用分野のニーズをフォローする。特に、洋上風力発電の適地選定に向けたデータの整備を着実に実施する。また、海洋デジタルツインの構築に向けた全球観測の実施や海洋環境等のシミュレーション技術の高度化等を行う。北極域研究船については、着実な建造を進めるとともに、就航後の国際連携観測に向けた検討を進める。

排他的経済水域での海洋観測の高度化や、沖縄周辺海域等での海底における熱水鉱床、メタンハイドレート、レアアース泥等の国産海洋資源の開発を進める。このため、大深度海域で利用できる自律型無人探査機について、社会実装に向けた戦略を策定し、小型化、無人化等に対応するための技術開発を行う。

国産海洋資源の開発に向け、必要な技術開発、生産プロセス確立、資源量評価、環境影響把握等に取り組む。

これらを含め、フロンティアである海洋分野について、複数年度を視野に入れた海洋開発重点戦略の策定及び予算の確保による予見可能性を持った開発を強力に推進する。

３．対外経済連携の促進

日米豪印の協力や、ASEANや太平洋島しょ国、アフリカ、中南米等の各国との連携を深め、「自由で開かれたインド太平洋」を推進するための協力を一層強化する。

Ｇ７広島サミットでは、Ｇ７として、世界経済を力強くけん引し、持続的な成長の実現のための取組を主導することを確認した。こうした成果を、インドが議長国

を務めるＧ20に引き継ぐとともに、友好協力50周年を迎えるASEANとの特別首脳会議で新たな協力のビジョンと具体的協力を打ち出し、アジアから世界に向け発信する。

また、CPTPPの市場アクセス・ルールを高いレベルに維持しつつ、英国加入のプロセスを引き続き我が国が主導する。RCEP協定の完全な履行確保のための協定参加国への経済・技術協力支援の強化、IPEF、DFFT、投資協定等の取組において具体的な成果を目指す。WTOにおける電子商取引交渉等、国際的なルール作りにおいて中心的な役割を果たす。

DFFTについては、Ｇ７広島サミット及びＧ７群馬高崎デジタル・技術大臣会合で合意された国際的な議論の枠組みの設立を進めるとともに、官民協働プロジェクトを進める。

世界が直面する諸課題に、国際社会全体が協力して対応していくため、Ｇ７が結束し、いわゆる「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域に対する関与を強化する。また、これらの国々には、エネルギー・鉱物資源や、サプライチェーンの重要な一翼を担う国々がある。「グローバル・サウス」でのビジネスを進める企業への政策支援を強化する。

４．グローバルヘルス（国際保健）

グローバルヘルス（国際保健、ユニバーサルヘルスカバレッジ）分野への民間資金の呼び込みに向けて、国際保健における民間セクターの役割の重要性を強調することに合意したＧ７の成果を踏まえ、インパクト投資の推進に向けた国際連携の枠組みを構築するとともに、最近取りまとめたインパクト投資の好事例も参考に、健康投資・栄養対策等の取組事例の普及や投資インパクトの可視化を進める。国際機関等における日本企業からの医薬品・医療機器等の調達を通じた国際展開及び国際貢献を後押しするために、国際機関との協力やグローバルヘルス分野での官民連携を加速する。

５．福島をはじめ東北における新たな産業の創出

本年４月に発足した福島国際研究教育機構における取組を始め、福島イノベーション・コースト構想を推進する。浜通り地域等における新たな産業の創出に向けて、企業誘致支援とともに、研究開発、産業化、人材育成を進める。

また、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉、処理水放出に伴う風評影響への対応、帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組の具体化とともに、映画など文化芸術を通じたまちづくりに取り組み、東日本大震災からの復旧・復興に全力を尽くす。

XI. 新しい資本主義実現に向けた枠組み

１．フォローアップ

本実行計画を具体的に推進するため、５年間を目途として作成した工程表に基づき、毎年度、実行状況についてフォローアップを行い、設定したKPIに沿って、PDCAサイクルを進めるEBPMを実施する。

２．官と民の連携

新しい資本主義は、官と民がそれぞれ自らの役割を果たすことによって、初めて実現する。官はこれまで以上に、民の力を最大限引き出すべく行動し、これまで官の領域とされてきた社会的課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらう。

＜注釈一覧＞

[1] 基礎資料P1:1人当たり実質賃金の伸び率の低さ
[2] 基礎資料P2:職務別の内外賃金格差
[3] 基礎資料P3:在職者の学び直しに対する支援策の現状
[4] 基礎資料P4:リ・スキリングと職種間の移動
[5] 基礎資料P5:スキル差と対比した賃金差
[6] 基礎資料P6:リ・スキリングについての賃金助成の効果
[7] 基礎資料P7:従来の日本のメンバーシップ型雇用とジョブ型人事（職務給）の違い
[8] 基礎資料P8～10:生成ＡＩの使用による生産性の向上、生成ＡＩの使用による人による差の縮小、生成ＡＩの使用による仕事にかけられるウエイトの変化
[9] 基礎資料P11:開業率の推移の比較
[10] 基礎資料P12:廃業率の推移の比較
[11] 基礎資料P13:起業を望ましい職業選択と考える人の割合
[12] 基礎資料P14:ストックオプションの普及状況
[13] 基礎資料P15:ストックオプションに関する法制度
[14] 基礎資料P16:経営の再起に向けた再生・倒産に関する国際比較（2022年）
[15] 基礎資料P17:事業活動を停止する企業
[16] 基礎資料P18:企業経営の継続に関する相談
[17] 基礎資料P19:企業における債務の過剰感
[18] 基礎資料P20:債務による企業の事業再構築の取組への影響
[19] 基礎資料P21:企業が事業再生の際に重視する点
[20] 基礎資料P22:海外における私的整理・事業再生制度の概要
[21] 基礎資料P23:経営者保証の提供
[22] 基礎資料P24:経営者保証の課題
[23] 基礎資料P25:起業の動機
[24] 基礎資料P26:家計金融資産の構成の国際比較
[25] 基礎資料P27:NISAの利用状況
[26] 基礎資料P28:アドバイスを受けることでの金融商品の購入意欲

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2023改訂版
基礎資料集

令和５年６月15日

１人当たり実質賃金の伸び率の低さ

○ 先進国の１人当たり実質賃金の推移を見ると、1991年から2021年にかけて、米国は1.52倍、英国は1.51倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍にとどまる。

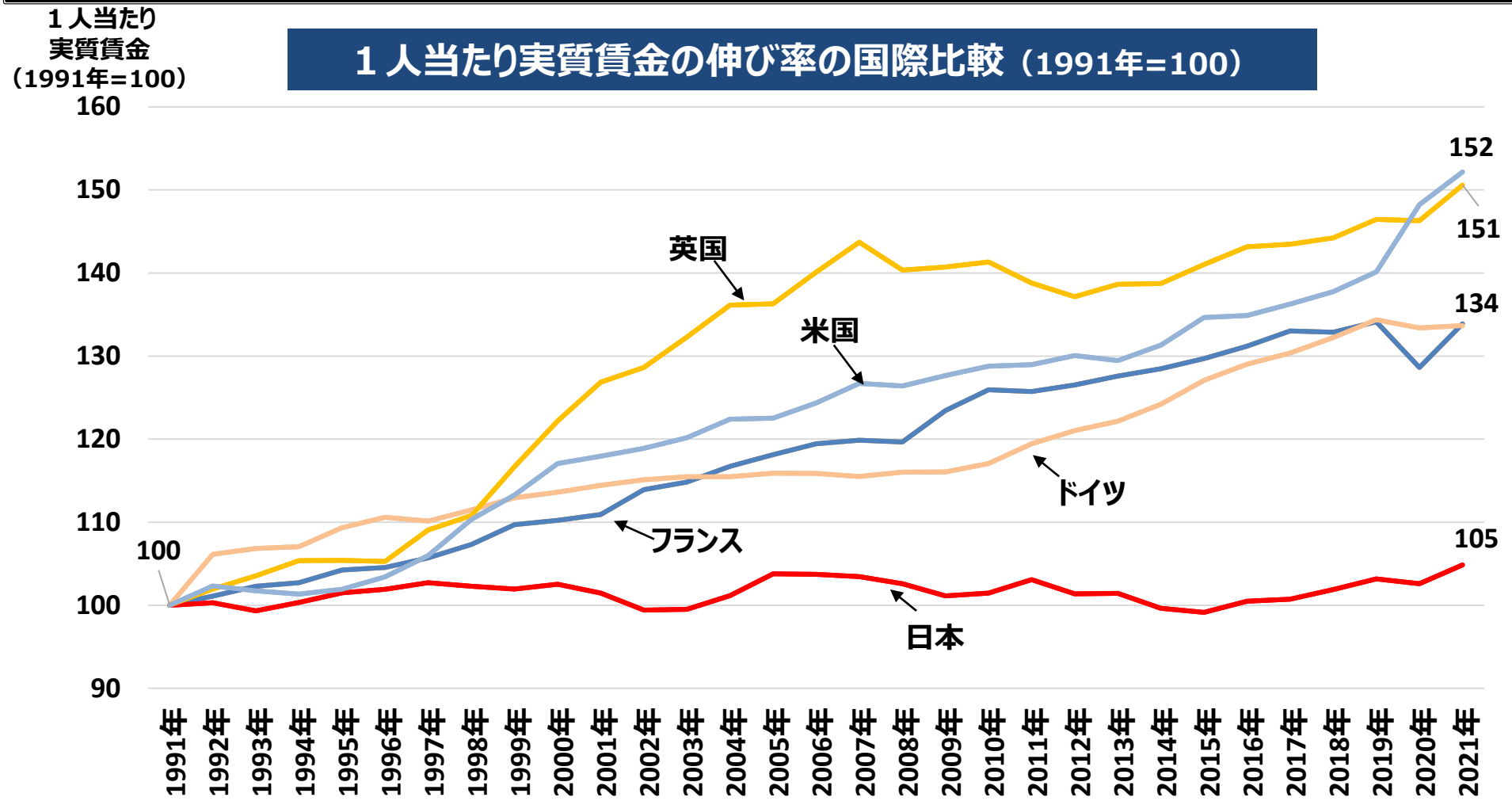

（注）2021年の米国ドル（購買力平価ベース）により実質化した値。国民経済計算における「賃金・俸給」を雇用者数で割った上で、雇用者の平均週労働時間に対するフルタイム雇用者の平均週労働時間の割合を乗じて計算された数値。
（出所） OECD.Statを基に作成。

職務別の内外賃金格差

○ 我が国と他の先進国等では、同じ職務であるにもかかわらず、著しい賃金差が存在し、特に高いスキルが要求される分野（IT、データアナリティクス、プロジェクトマネジメント、営業/マーケティング、技術研究、経営・企画等）では、その差が著しい。

○ 日本企業と海外企業との賃金格差が大きいため、職務毎の賃金格差解消が不可避。ポストコロナの人材不足の中で、日本企業から人材が奪われつつある危機的状況。

○ 年功賃金での対応は難しく、この賃金格差を無くすため、雇用制度の見直しが求められている。

職種別の内外賃金差

	全職種合計	経営 / 企画	総務	財務経理	人事	IT	クリエイティブデザイン	データアナリティクス	技術研究	プロジェクトマネジメント	営業 / マーケティング	生産
日本企業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
外資系企業（日本）	114	122	107	118	116	119	110	127	112	129	121	100
シンガポール	165	174	165	170	163	172	163	178	167	180	173	171
ドイツ	157	156	148	157	151	155	133	150	156	163	166	154
米国	152	156	134	141	142	163	140	164	156	171	154	133
韓国	128	133	130	130	129	129	129	150	126	136	132	121
フランス	121	136	115	122	120	124	119	120	114	131	125	107
カナダ	120	120	105	116	114	122	111	118	127	128	121	109
イタリア	116	110	112	116	113	113	112	105	107	121	123	103
英国	112	120	106	114	108	114	103	116	108	111	118	95
中国(北京)	108	125	96	103	107	115	119	133	102	136	113	79

（注）2023年１月時点の世界の職種別総現金報酬水準（専門職シニア7−10年目）について、各国の各職種平均の現地通貨の賃金を2021年の購買力平価ドル（OECD）を用いて実質化し、日本企業の各職種の賃金を100とし、各国の各職種の賃金を日本の数値との比率で示したもの。
（出所）マーサー社資料を基に作成。

在職者の学び直しに対する支援策の現状

○ 日本の在職者向けの学び直し支援策は、資金の提供ルートとして２種類が存在。企業を通じた支援と、個人への支援。

○ 日本の在職者向けの学び直し支援策は、企業を通じた支援が年間771億円で全体の75%を占め、個人への直接支援は年間237億円で全体の25%を占める。

○ また、個人への直接支援は、過去5年間での伸びも限定的。労働移動の円滑化のためには、企業経由が中心となっている在職者支援を、個人経由中心に見直す必要があるのではないか。

○ この際、拡大する個人経由の支援に当たっては、キャリアコンサルティング等を受けていただく必要があるのではないか。

在職者向けの学び直し支援策

	企業を通じた支援		個人（在職者）への直接支援
	人材開発支援助成金	公共職業訓練（在職者訓練） 生産性向上人材育成支援センター	教育訓練給付制度 （専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練）
支援内容	• 企業自身あるいは企業が民間教育訓練機関等に委託して、労働者の現在の職務に関連する訓練を行う場合、訓練内容に応じ、経費の30%～75%を、企業に助成。	• 厚生労働省の設置したポリテクセンター・ポリテクカレッジ（全国86か所）、及び都道府県が設置した職業能力開発校等において、在職者向けの職業訓練を実施。 • 職業訓練の受講費用は企業が負担。	• 労働者のキャリア形成等に資すると認定された講座を受講する場合、その受講費用の20%～50%を個人に給付。 • さらに、労働者の中長期的キャリア形成をターゲットとする専門実践教育訓練の場合、訓練終了後１年以内に資格取得・再就職すれば20%を個人に追加支給する。
予算額	681億円	90億円	237億円

予算額の推移

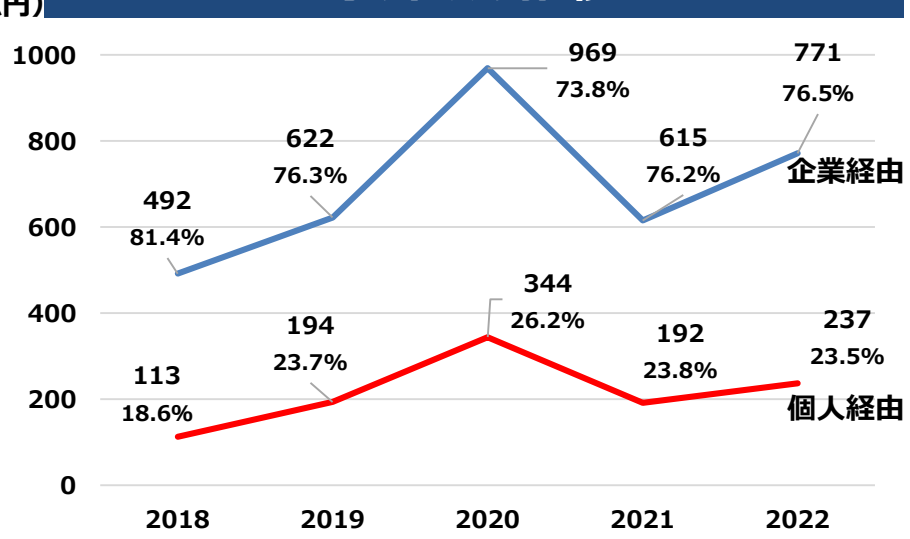

（注）右図について、「企業経由」は、人材開発支援助成金、公共職業訓練（在職者訓練）及び生産性向上人材育成支援センターに用いる運営費交付金と、都道府県の行う職業訓練への交付金（運営費交付金及び都道府県向けの交付金については、当該年度決算における実績に基づき、予算額を試算したもの）。「個人経由」として、教育訓練給付制度を加え、在職者支援向けの学び直し支援策の全体額とした上で、それに対する、それぞれの割合として算出。
（出所）厚生労働省資料を基に作成。

リ・スキリングと職種間の移動

○ デンマークでは、適用可能性が高いスキルについてリ・スキリングを行った場合（一般的な資格、クラスルームでの教育など）、求職者の新たな雇用は、元の職種以外の職種での雇用増加が多く、成長分野への円滑な移動が行いやすい。

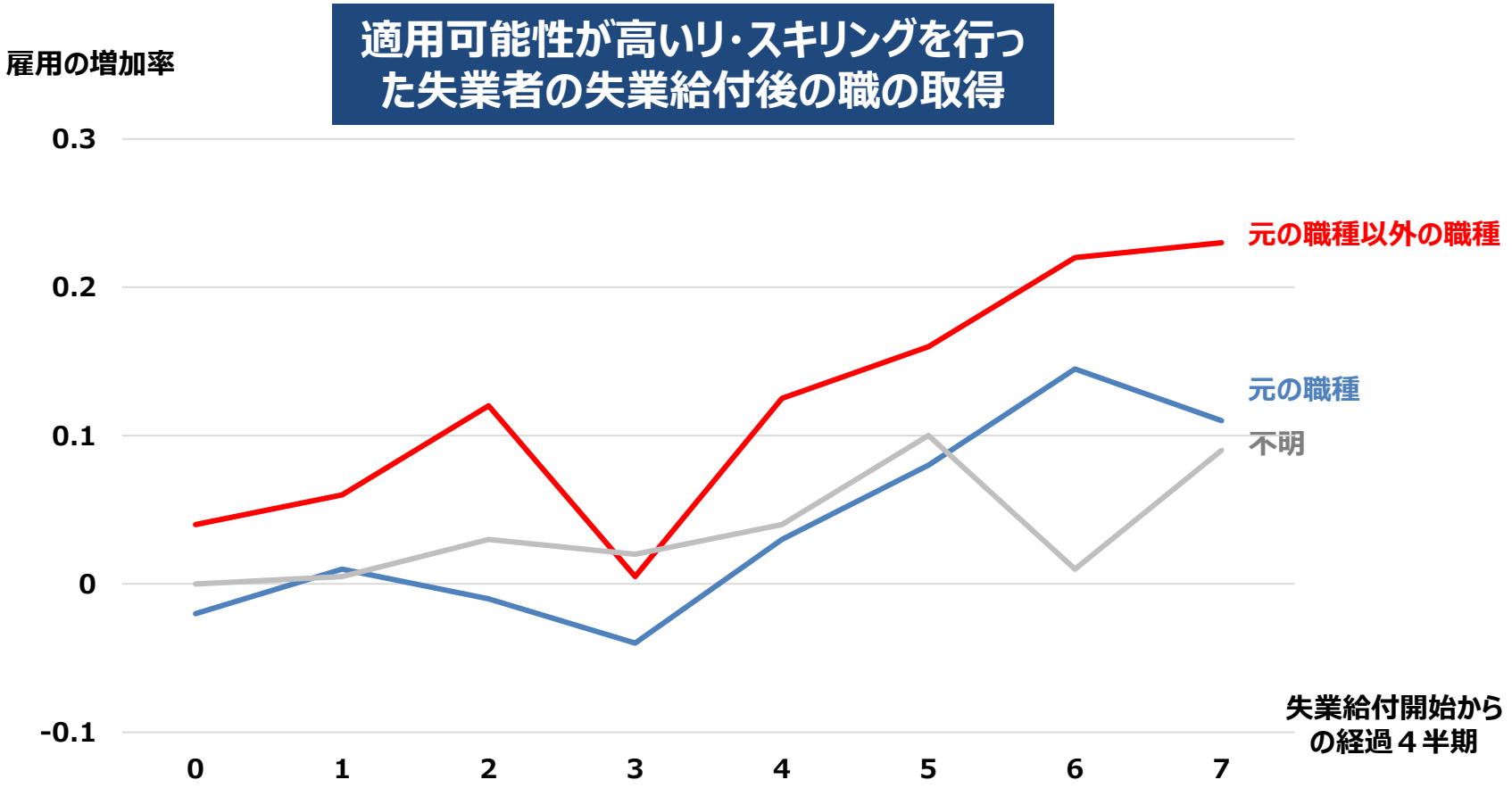

（注）2012年から2018年までにデンマークで失業保険を受給した失業者のうち196,322サンプルを用いたもの。3桁のISCO08職業コードを用いて、元の職種、異なる職種、不明の３つに分類。

（出所）Anders Humlum, Jakob R. Munch and Mette Rasmussen ”What Works for the Unemployed? Evidence from Quasi-Random Caseworker Assignments” mimeo

スキル差と対比した賃金差

○ 同じ国の中でも、他の先進国においては職務に求められるスキルに応じた賃金差がある。例えば、IT、データアナリティクス、プロジェクトマネジメント、技術研究といった高いスキルが要求される職種は高い賃金を獲得できている。

○ これに対し、日本企業は、獲得したスキルに応じた賃金差が小さく、スキルの高い人材が報われにくい制度となっている。

全職種合計を100とした場合の職種別の賃金差

	全職種合計	経営 / 企画	総務	財務経理	人事	IT	クリエイティブデザイン	データアナリティクス	技術研究	プロジェクトマネジメント	営業 / マーケティング	生産
日本企業	100	100	98	96	99	101	96	101	102	99	100	100
外資系企業（日本）	100	107	92	100	100	105	93	112	101	113	106	88
シンガポール	100	106	98	99	97	104	95	108	103	108	105	103
ドイツ	100	100	93	97	95	99	81	96	102	103	106	98
米国	100	103	87	90	93	108	88	109	105	111	101	88
韓国	100	104	99	98	99	101	97	117	100	105	103	95
フランス	100	113	94	97	98	103	94	100	96	107	103	88
カナダ	100	100	86	94	94	102	89	100	108	106	101	91
イタリア	100	95	95	96	96	98	93	91	95	104	106	89
英国	100	107	93	99	96	103	88	105	99	98	105	85
中国(北京)	100	115	87	91	98	107	106	123	96	124	104	73

（注）2023年１月時点の世界の職種別総現金報酬水準（専門職シニア7−10年目）について、それぞれの国において、全職種合計を100とし、各国ごとに全職種合計と各職種の賃金の比率を示したもの。
（出所）マーサー社資料を基に作成。

リ・スキリングについての賃金助成の効果

○ デンマークにおいては、リ・スキリングを企業が行わせた場合、企業に対する賃金補助を行うことになっている。

○ この賃金補助は、企業がリ・スキリングを従業員に行わせる強いインセンティブとなっている。

○ 実際のところ、訓練コースの参加者数（食品衛生検定、仕事と教育のための自己啓発等）の推移を見ると、政府が2011年２月にこの賃金補助を20%削減したところ、参加者数が激減した。

○ すなわち、賃金助成は、リ・スキリングの受講者数と強い相関があることが分かっている。我が国の場合、雇用調整助成金の給付要件に必ずリ・スキリングを行うことが要件となっているわけではない。

リ・スキリングコースの参加者数（デンマーク）

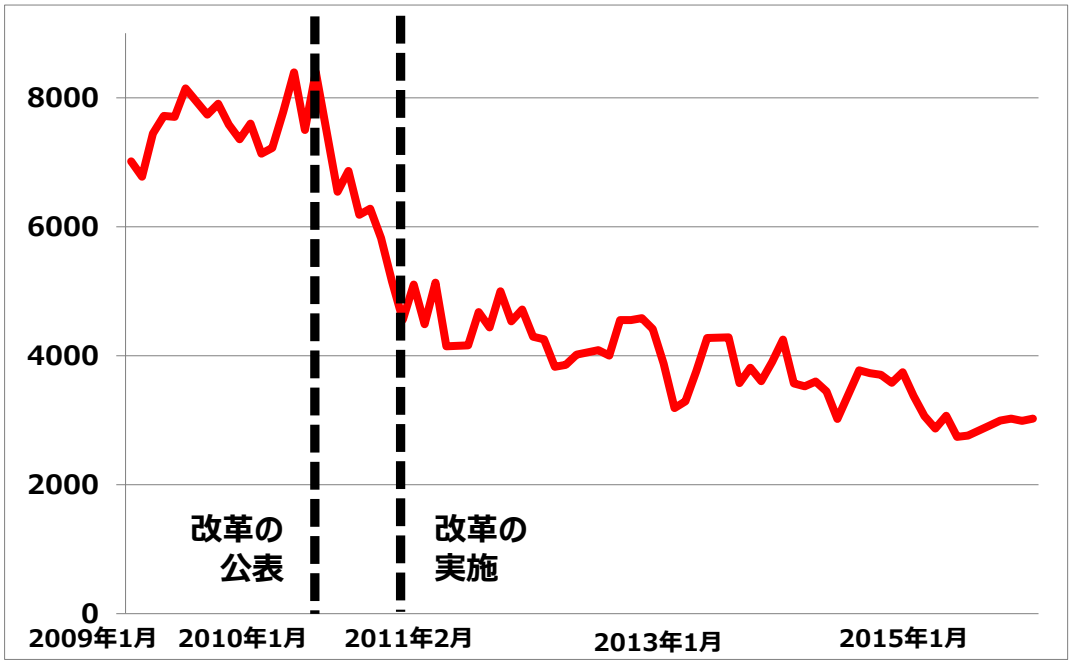

（出所）Anders Humlum, and Jakob R. Munch and Mette Rasmussen. 2019. ”Globalization, Flexicurity and Adult Vocational Training in Denmark” In *Making Globalization More Inclusive* (WTO)

従来の日本のメンバーシップ型雇用とジョブ型人事（職務給）の違い

○ 従来の我が国のメンバーシップ型の雇用制度においては、採用は新卒一括採用中心、異動は従業員の意向ではなく会社主導。企業から与えられた仕事を頑張るのが従業員であり、将来に向けたリ・スキリングが活きるかどうかは人事異動次第。構造的な賃上げの基礎となる従業員の意思による自律的なキャリア形成が行われにくいシステム。

○ 個々の職務に応じて必要となるスキルを設定し、スキルギャップの克服に向けて、従業員が上司と相談をしつつ、自ら職務やリ・スキリングの内容を選択していく制度に移行する必要。

	メンバーシップ型雇用	ジョブ型人事（職務給）
基本的な考え方	➢ 人の出入りは原則無い ➢ 結果の公平性 ➢ 会社と従業員の関係：保護者と被保護者	➢ 人の出入りがある（内部労働市場と外部労働市場がシームレスに接続） ➢ 機会の公平性 ➢ 会社と従業員の関係：パートナーの関係
人事制度	➢ 等級：職能 ➢ 報酬：年功、内部貢献 ➢ 人事権：昇給賞与は中央管理	➢ 等級：役割×職種 ➢ 報酬：職務別市場価値 ➢ 人事権：昇給賞与は各部門
人事マネジメント	➢ 採用：新卒一括中心 ➢ 異動：会社主導	➢ 採用：職務別採用中心 ➢ 異動：社内公募（ポスティング制度）の機会
人事運営	➢ 要員計画：既存-定年＋新卒 ➢ ジョブ定義：必要なし	➢ 要員計画：ビジネスベース ➢ ジョブ定義：必要
キャリア形成	➢ キャリア形成は会社主導 • 与えられた仕事を頑張る。 • キャリアは分からないが、雇用は保障 • 将来に向けたリスキル・スキルアップが生きるかどうかは、人事異動次第	➢ キャリア形成は、個人の意思尊重 • 希望するキャリア実現を目的に、実績を上げる • 社内公募・転職を活用し、従業員が望むキャリアを選択 • 自らリスキル・スキルアップする強い動機
特徴	➢ 自律的にキャリア形成が構造的に発生しにくい	➢ 自律的なキャリア形成が構造的に促されやすい

（出所）マーサー社資料も参考にして作成。

生成AIの使用による生産性の向上

○ レポートや電子メールなどのタスクについて、MITの研究者による実験によると、生成AIを用いた場合を生成AIを用いない場合と比較すると、①作業時間が大幅に短縮され、②タスクの質も向上した。

タスクの作業時間の長さ

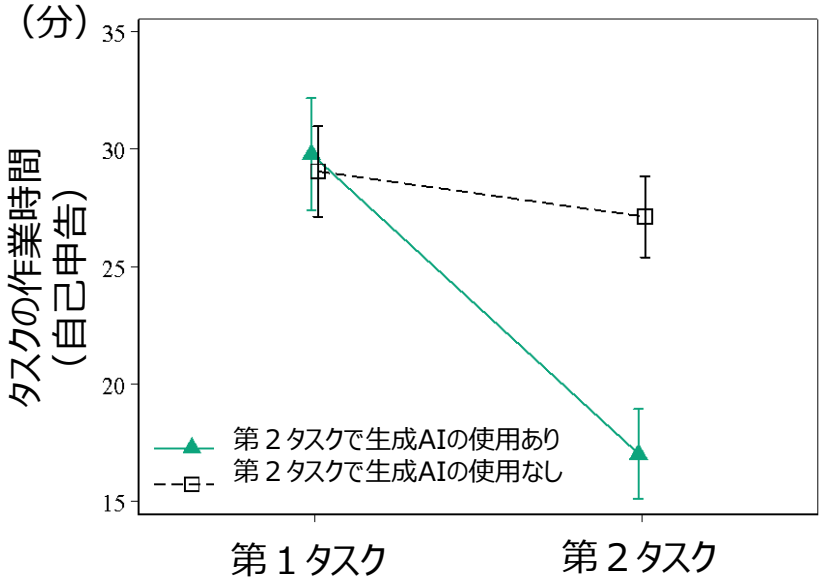

タスクの質

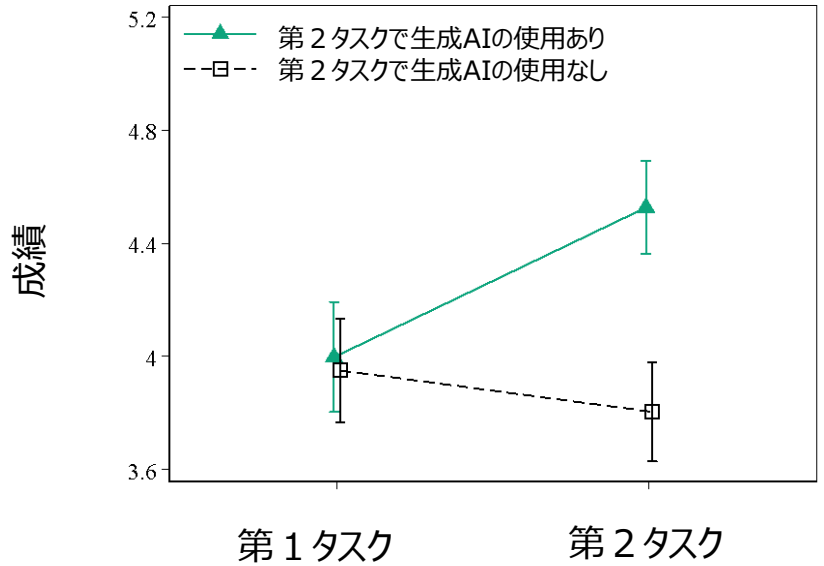

（注）大卒の経験豊富な専門家444名をオンラインで募集し、２つの記述のタスクを課すもの。対象とした職業は、マーケター、助成金のライター、コンサルタント、データアナリスト、人事担当者、管理職。タスクは、プレスリリース、短いレポート、分析計画、電子メールの作成など、これらの職業で実際に行われるタスクに似せて設計された20分から30分の課題で構成。評価は、同じ職種の経験豊富な専門家３人が行う。無作為に選ばれた半数の参加者には、1つ目のタスクと2つ目のタスクの間に生成AI（ChatGPT）に登録するよう指示し、使用可能とする。残りの50%には、生成AIではなく、１つ目のタスクと２つ目のタスクの間に文書作成ツールであるOverleafの使用を指示する。

（出所）Shakked Noy and Whitney Zhang. 2023. ”Experimental Evidence on the Productivity Effects of Generative Artificial Intelligence” Working paper

生成AIの使用による人による差の縮小

○ 同じくMIT研究者の実験によると、タスクの質も所要時間も生成AIを使用すると改善するだけでなく、人による差が小さくなり、均質となることが見て取れる。

タスクの質の変化

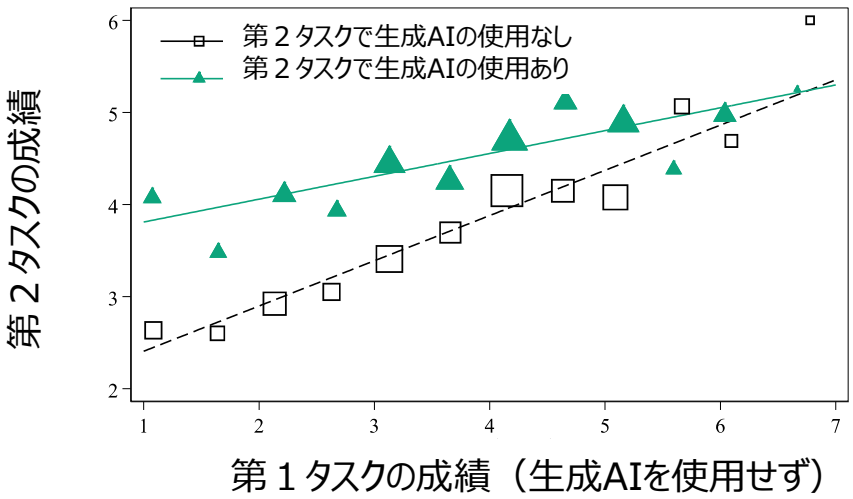

タスクの所要時間

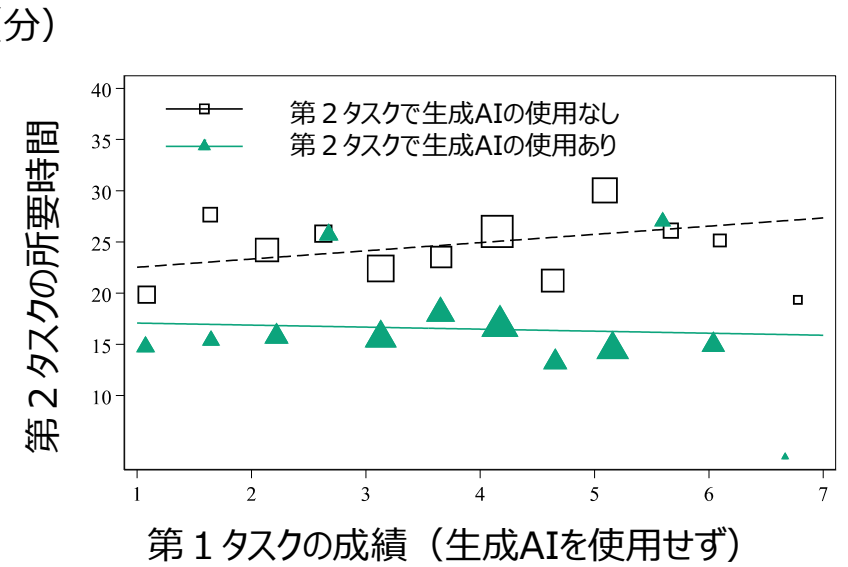

（注）大卒の経験豊富な専門家444名をオンラインで募集し、２つの記述のタスクを課すもの。対象とした職業は、マーケター、助成金のライター、コンサルタント、データアナリスト、人事担当者、管理職。タスクは、プレスリリース、短いレポート、分析計画、電子メールの作成など、これらの職業で実際に行われるタスクに似せて設計された20分から30分の課題で構成。評価は、同じ職種の経験豊富な専門家３人が行う。無作為に選ばれた半数の参加者には、1つ目のタスクと2つ目のタスクの間に生成AI （ChatGPT）に登録するよう指示し、使用可能とする。残りの半数には、生成AIではなく、１つ目のタスクと２つ目のタスクの間に文書作成ツールであるOverleafの使用を指示する。

（出所）Shakked Noy and Whitney Zhang. 2023. ”Experimental Evidence on the Productivity Effects of Generative Artificial Intelligence” Working paper

生成AIの使用による仕事にかけられるウエイトの変化

○ 生成AIの使用により人間が仕事に費やす時間のウエイトが大きく変化する。

○ 生成AIを使用しない場合は、ブレインストーミング（brainstorming）に25%、下書きに50%（rough drafting）、編集（editing）に25%の時間を費やす。生成AIを使用すると、ブレインストーミングや下書きにかける時間が大幅に減少し、仕上げの編集にかける時間に多くの時間を割けるようになっている。

各プロセスにかけた時間の割合

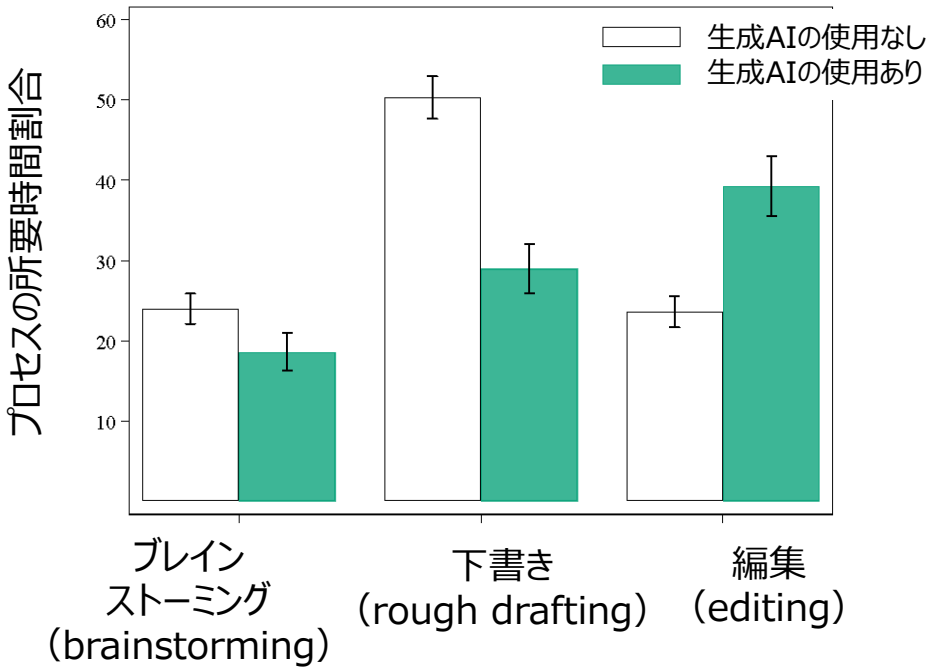

（注）大卒の経験豊富な専門家444名をオンラインで募集し、２つの記述のタスクを課すもの。対象とした職業は、マーケター、助成金のライター、コンサルタント、データアナリスト、人事担当者、管理職。タスクは、プレスリリース、短いレポート、分析計画、電子メールの作成など、これらの職業で実際に行われるタスクに似せて設計された20分から30分の課題で構成。無作為に選ばれた半数の参加者には、1つ目のタスクと2つ目のタスクの間に生成AI（ChatGPT）に登録するよう指示し、使用可能とする。残りの半数には、生成AIではなく、１つ目のタスクと２つ目のタスクの間に文書作成ツールであるOverleafの使用を指示する。

（出所）Shakked Noy and Whitney Zhang. 2023. ”Experimental Evidence on the Productivity Effects of Generative Artificial Intelligence” Working paper

開業率の推移の比較

○ 日本の開業率は米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移し、2021年で4.4%。「スタートアップ育成5か年計画」の着実な実行が不可欠。

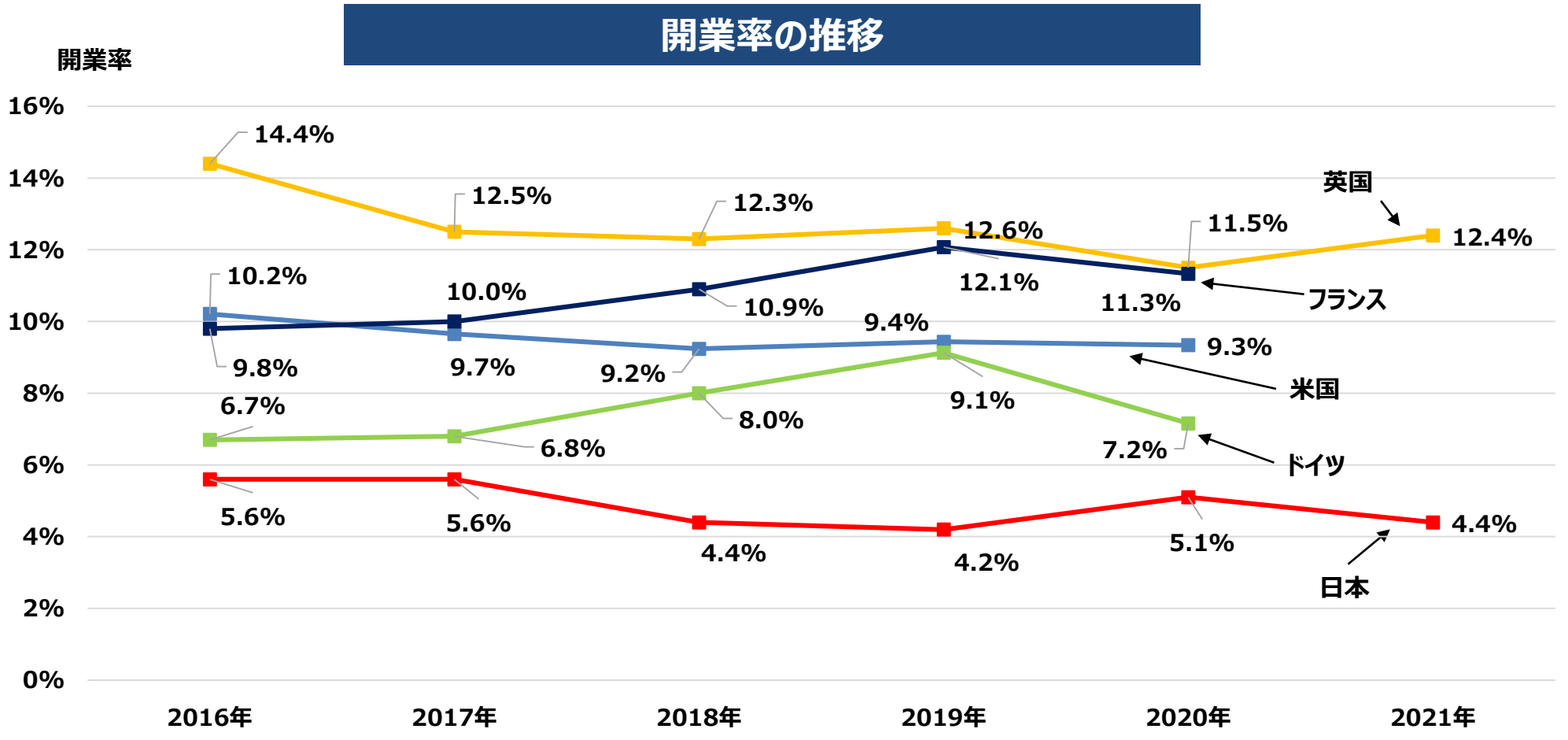

（注）開業率については、その年の全企業の数に対する、その年に新たに開業した企業の割合。

（出所）日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」、米国：United States Census Bureau「The Business Dynamics Statistics」、英国：英国国家統計局「Business demography」、ドイツ・フランス：eurostatを基に作成。

廃業率の推移の比較

○ 日本の廃業率も、米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移し、2021年で3.1%。

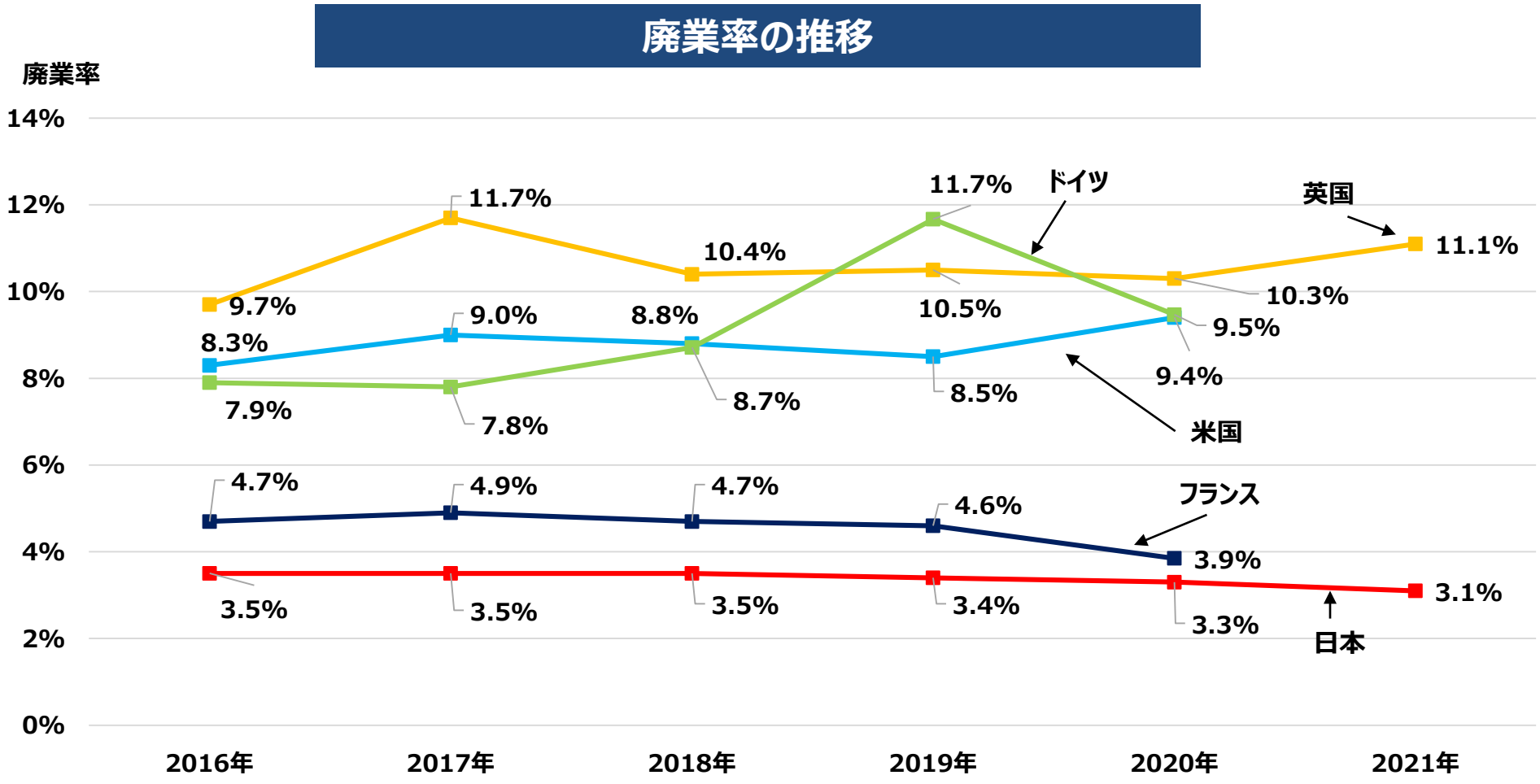

（注）廃業率については、その年の全企業の数に対する、その年に新たに廃業した企業の割合。

（出所）日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」、米国：United States Census Bureau「The Business Dynamics Statistics」、英国：英国国家統計局「Business demography」、ドイツ・フランス：eurostatを基に作成。

起業を望ましい職業選択と考える人の割合

○ 起業を望ましい職業選択と考える人の割合は、中国では79%、米国では68%であるのに対し、日本は25%。先進国・主要国の中で最も低い水準にある。

起業を望ましい職業選択と考える人の割合（2019年）

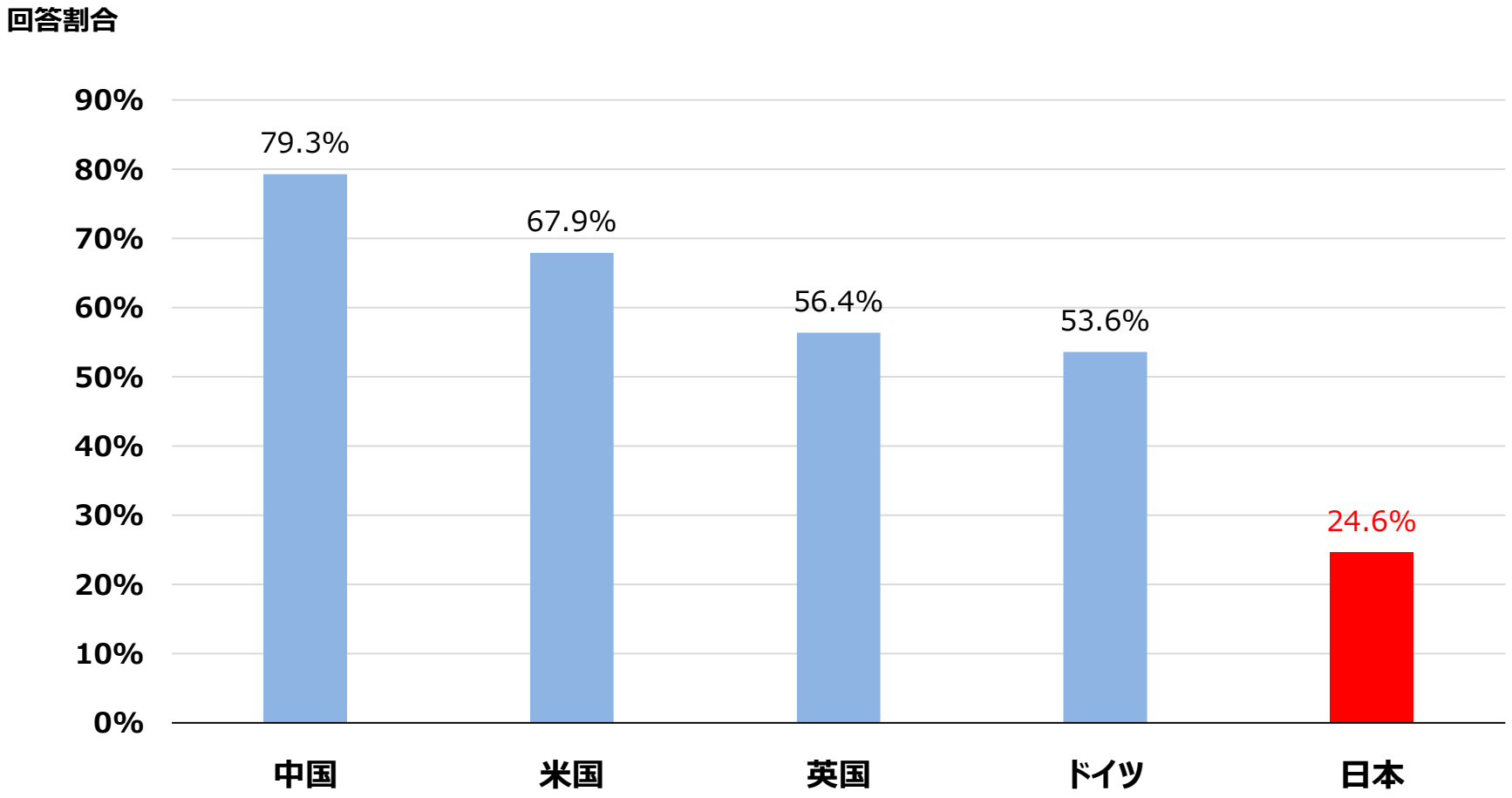

（注）世界50か国の18歳から64歳までを対象として行った調査で、「あなたの国の多くの人たちは、新しいビジネスを始めることが望ましい職業の選択であると考えている」という質問に「はい」と回答した割合。
（出所）Global Entrepreneurship Monitor「Adult Population Survey」を基に作成。

ストックオプションの普及状況

○ 日本でIPOしたスタートアップの97%がストックオプションを活用。

○ 他方、スタートアップ側から見た場合、法制面の課題や、税制適格ストックオプションの要件が限定的過ぎるといった課題が指摘されている。

○ 発行株式全体に占めるストックオプションの割合は、日本では10%に留まるが、米国では15%～17%となっており、活用を拡大する余地がある。

日本でIPOしたスタートアップのうち、ストックオプションを活用した企業の割合（2021年）

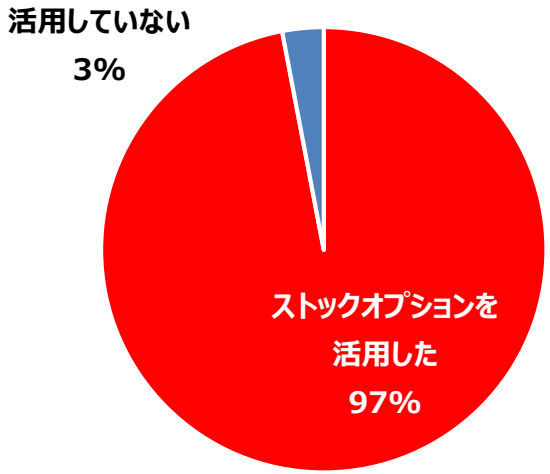

スタートアップにおける発行株式全体に占めるストックオプションの割合の日米間比較

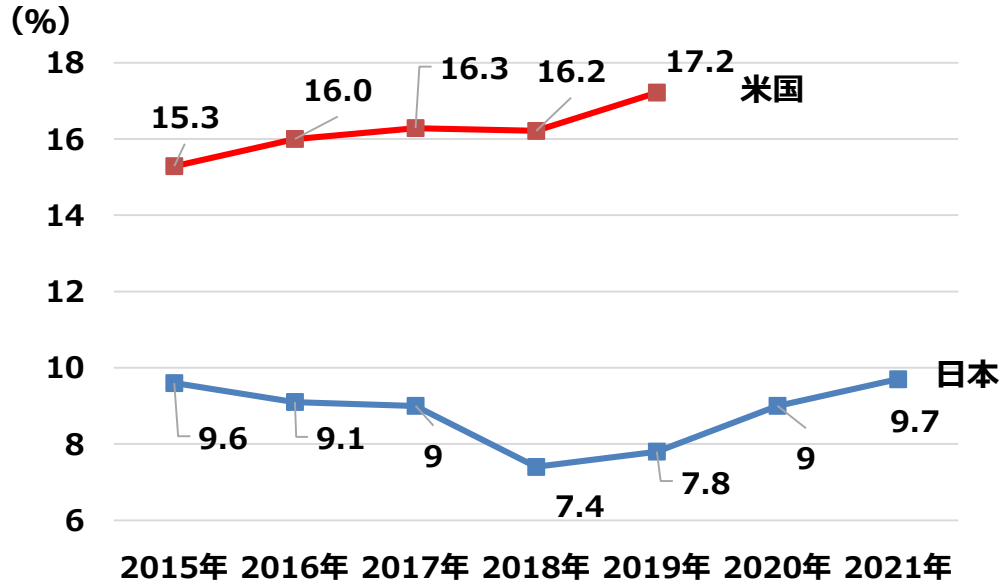

（注）右図の米国は2019年までのデータ。資金調達後の企業価値（1,000万ドル未満～10億ドル以上）ごとに分かれていた値を単純平均して算出した値。
（出所）左図はINITIAL「Japan Startup Finance 2021」、右図はPitchbook、nvca「Venture Monitor」(2020)、プルータスコンサルティング資料を基に作成。

ストックオプションに関する法制度

○ ストックオプションの発行に際し、日本と米国では、取締役会で決定できる事項・決定を許される期間に違いがある。

○ 日本では、株主総会で決定された範囲内で、ストックオプションの発行数を決定できるが、株主総会から１年以内に限定される。また、ストックオプションの権利を行使し、株式として取得する際の価格（権利行使価格）や権利行使が可能な期間は決定できない。

非公開会社（株式譲渡制限会社）におけるストックオプションの発行に関する会社法制の日米比較

	日本	米国
株主総会で設定する事項	➢ 発行数の上限枠 ➢ 有償であるか、無償であるかの区別 ➢ 有償の場合、ストックオプションの取得に要する額の下限値	➢ 発行数の上限枠
取締役会に決定できる事項	➢ 実際の発行数（上限枠内） ➢ 有償の場合、ストックオプションの取得に要する額（下限額以上） ※ 権利行使価格・権利行使期間は、取締役会に委任できない。	➢ 実際の発行数（上限枠内） ➢ 有償の場合、ストックオプションの取得に要する額 ➢ 権利行使価格、権利行使期間
取締役会での決定が許される期間	➢ 株主総会から１年以内	➢ 株主総会から10年間

（注）日本でも、公開会社の場合は、取締役会にて、発行数・ストックオプションの取得に要する額・権利行使価格・権利行使期間を決定することが可能（第三者に対して、特に有利な価格で新株を発行する場合（有利発行）を除く）。

経営の再起に向けた再生・倒産に関する国際比較（2022年）

○ OECDは、事業再生や倒産に関連した再起のしやすさについて、指標を設定し、定期的に各国の現状を評価。

○ 日本は、再起が相対的には難しいとの評価で、特に早期の診断等による倒産予防の評価が悪い。

経営の再起に向けた再生・倒産に関連する指標

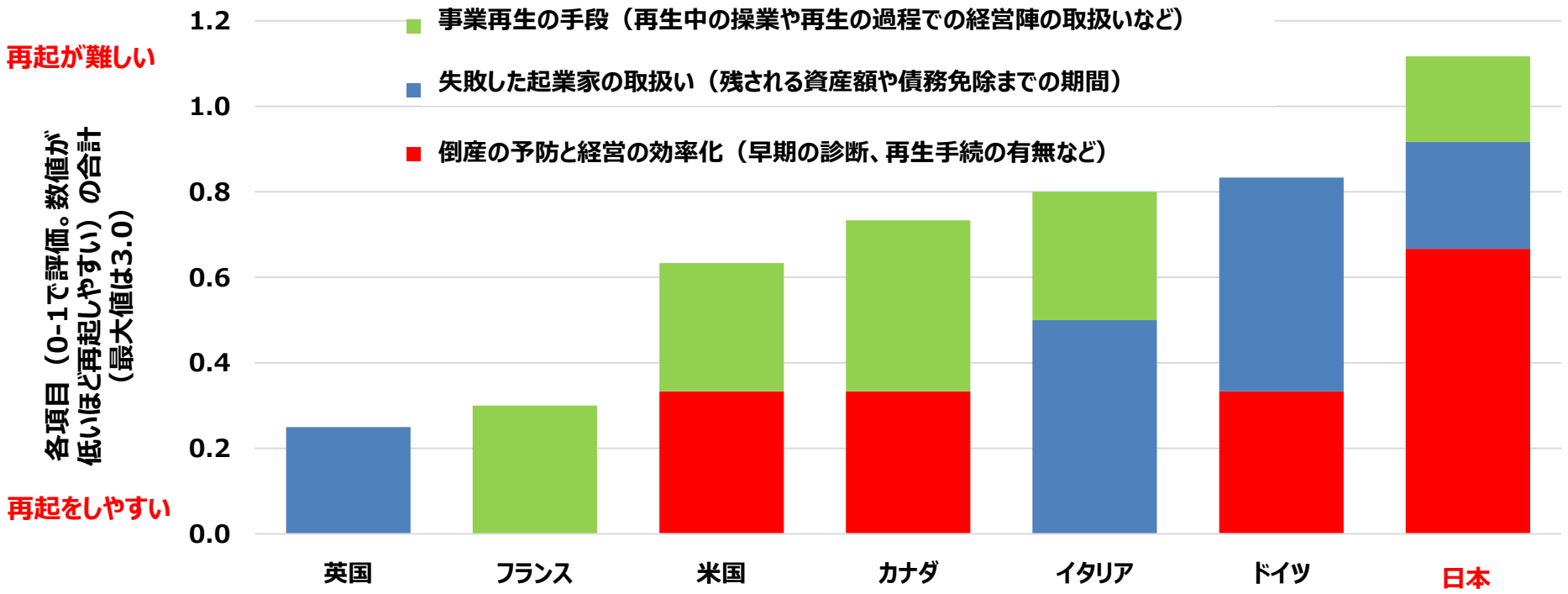

（注）OECDから倒産制度に関する質問表を各国に発出して回答を得たもの。対象国からG7参加国を抜粋。
（出所）Christophe André & Lilas Demmou, 2022. “Enhancing insolvency frameworks to support economic renewal,” OECD Economics Department Working Papers 1738, OECD Publishing

事業活動を停止する企業

○ 休廃業・解散企業の休廃業・解散直前の決算を見ると、黒字企業の割合が年々減少し、足下では６割を下回る。逆に赤字企業の割合は増加している。

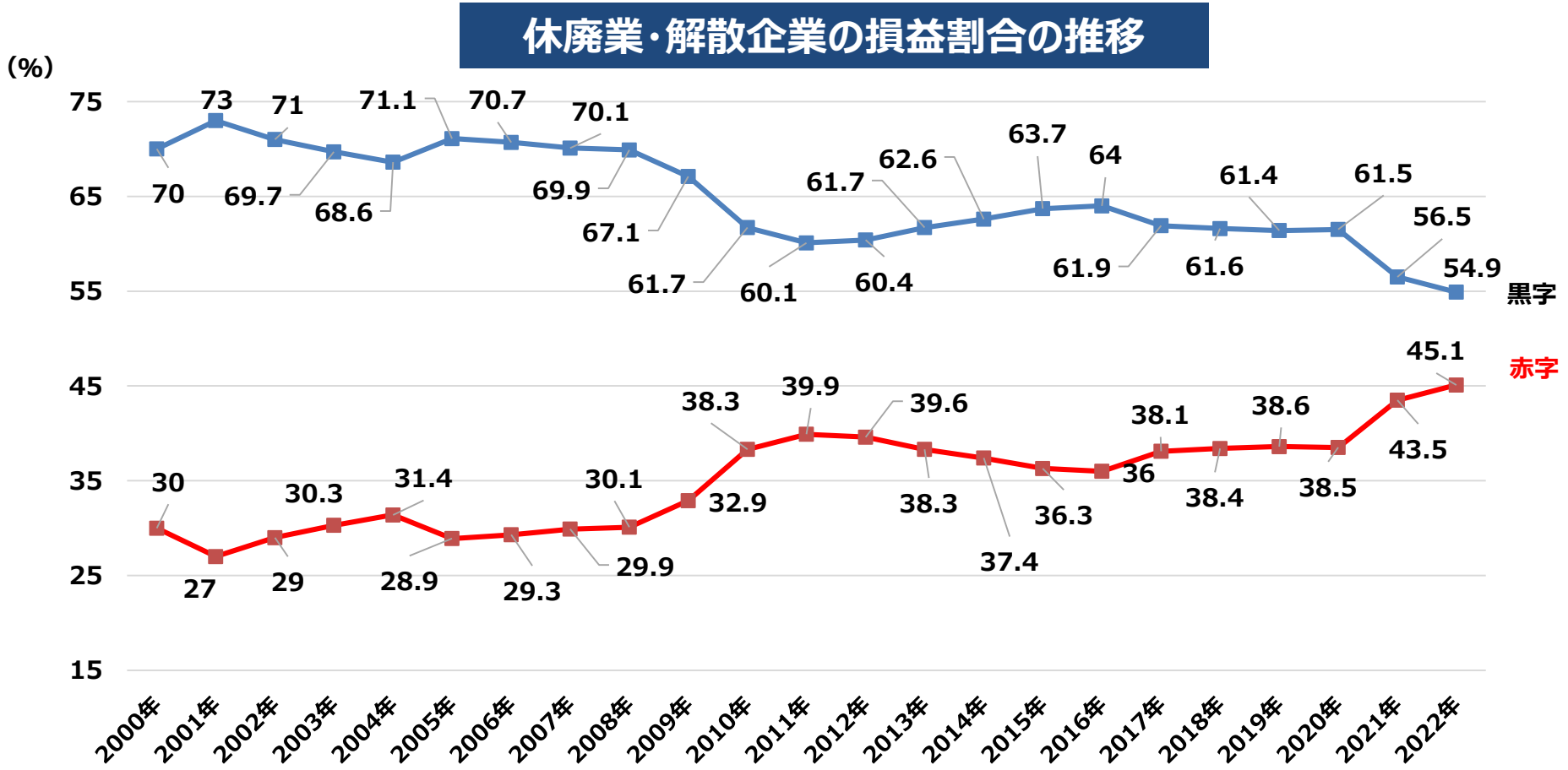

（出所）東京商工リサーチ「2022年「休廃業・解散企業」動向調査」を基に作成。

企業経営の継続に関する相談

○ 後継者のいない企業が、事業の継続に関して相談した先は、顧問の税理士等が多く、支援実施機関（事業引継ぎ支援センター、よろず支援拠点）の割合は、3.8%にとどまっている。

○ 中小企業支援の総合的な窓口は、全都道府県に設置された、よろず支援拠点が担っているが、事業承継や廃業の相談は、1.8%にすぎない。

○ 事業に問題を抱えたときの相談機能の全国的な強化が大きな課題。

今後の事業の継続について相談した相手

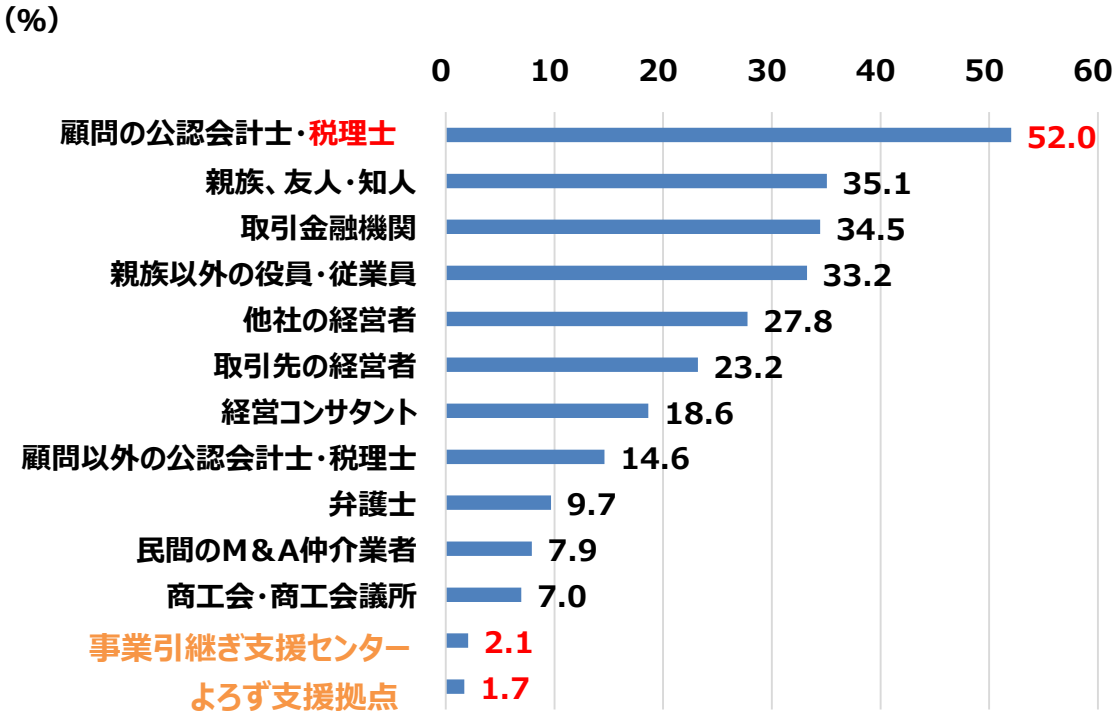

よろず支援拠点への相談内容（2021年度）

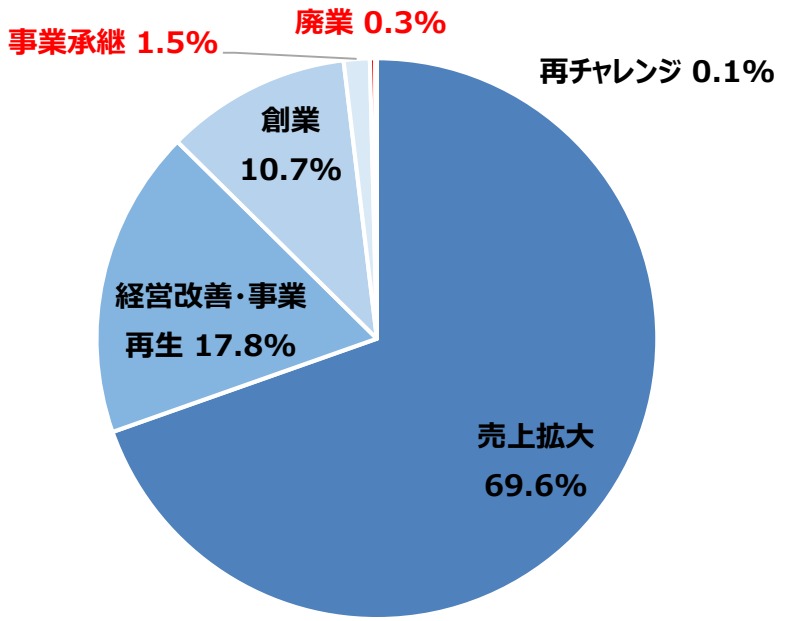

（注）左図は、後継者が決まっていない企業が過去に事業承継に関して相談した相手先。右図は、2021年度のよろず支援拠点への相談内容の内訳。N＝458,440。
（出所）左図は、中小企業白書（2017年）を基に、右図は、よろず支援拠点HPを基に作成。

企業における債務の過剰感

○ 日本企業に対するアンケートによると、「債務の過剰感がある」と回答した企業の割合は、大企業で16.2%、中小企業で33.0%。

債務の過剰感（2022年10月時点）

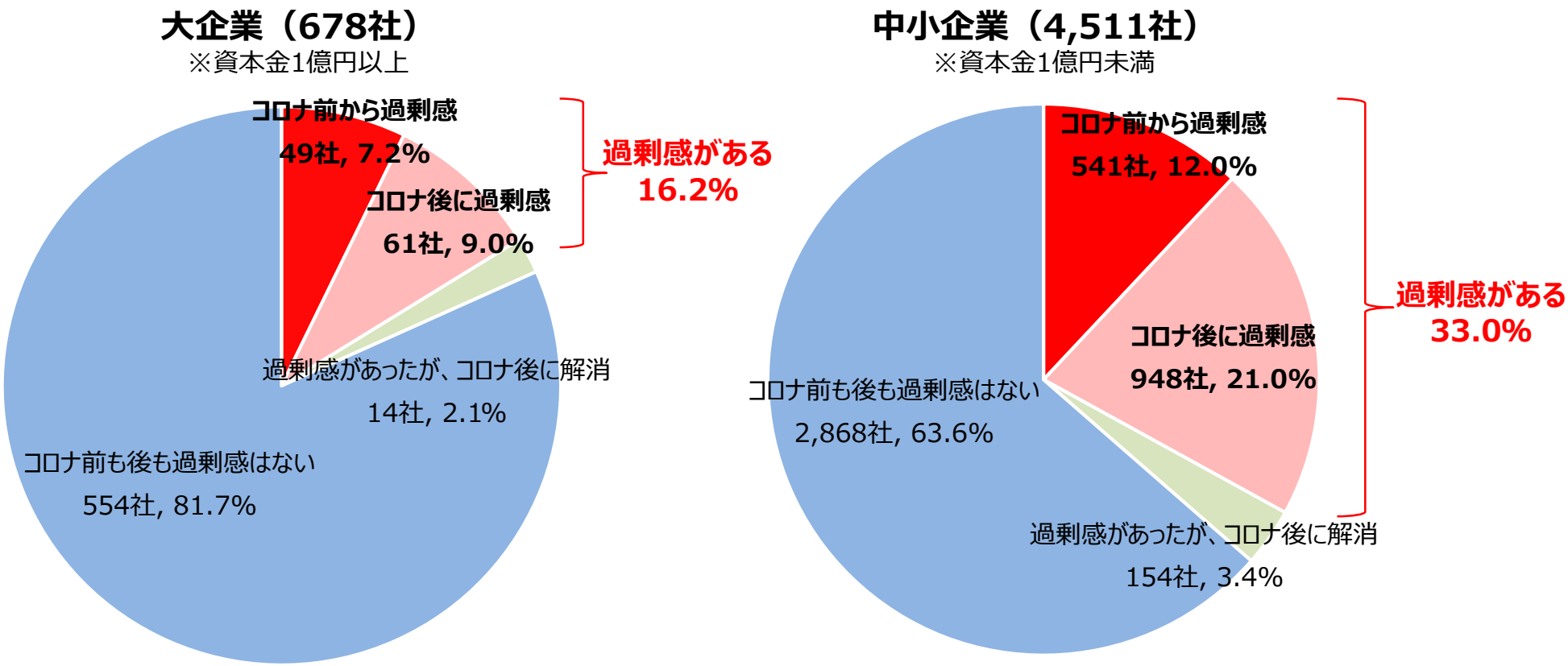

（注） 2022年10月3日-10月12日にかけて全国の大企業・中小企業を対象に実施したアンケート調査の結果。
「貴社の債務（負債）の状況は、次のうちどれですか？」との質問に対する回答割合（回答数：5,189社）
（出所）東京商工リサーチ「第9回過剰債務に関するアンケート調査」（2022年10月18日）を基に作成。

債務による企業の事業再構築の取組への影響

○ 債務の過剰感があると答えた企業のうち、債務が事業再構築の足かせになっている企業の割合は、大企業で30.9%、中小企業で35.1%。

債務の事業再構築への影響　※債務の過剰感があると回答した企業に対する調査

大企業（97社）
※資本金1億円以上

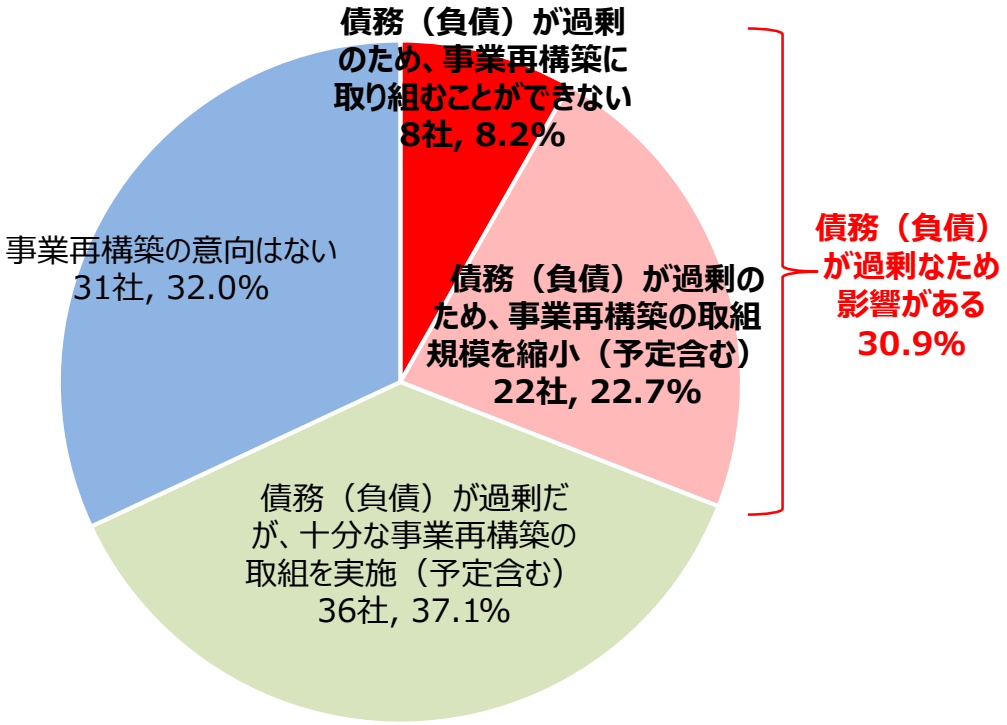

中小企業（1,375社）
※資本金1億円未満

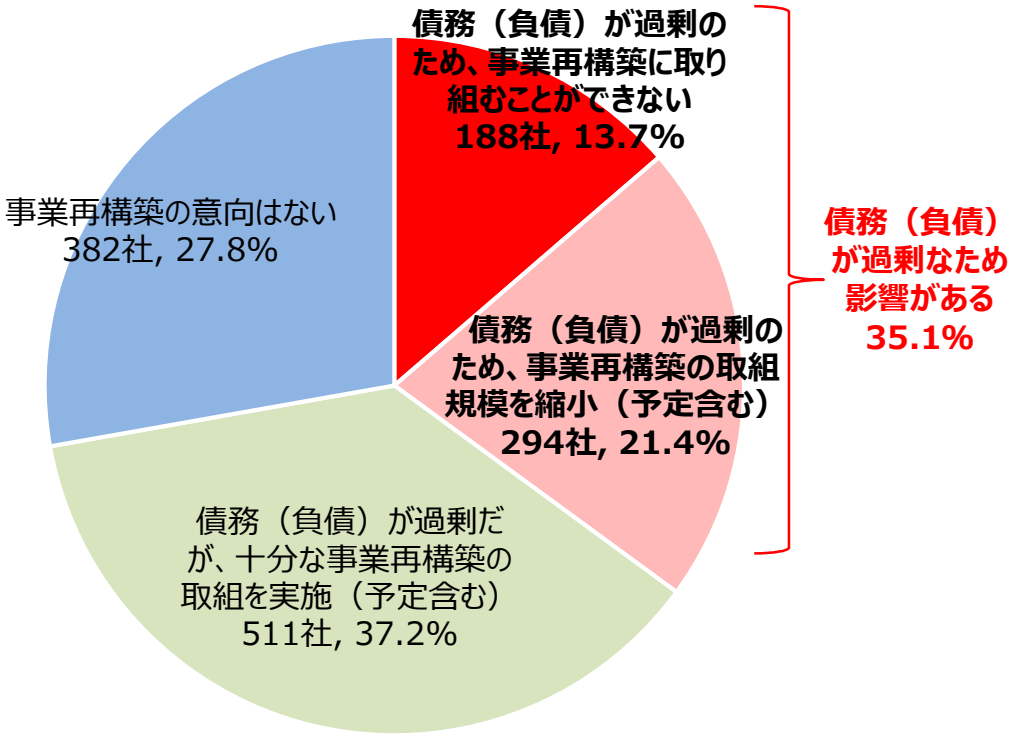

（注） 2022年10月3日-10月12日にかけて全国の大企業・中小企業を対象に実施したアンケート調査の結果。
「債務（負債）の状況が、貴社の事業再構築への取り組みに影響を与えていますか？」との質問に対する回答割合（回答数：1,472社）
（出所）東京商工リサーチ「第9回過剰債務に関するアンケート調査」（2022年10月18日）を基に作成。

企業が事業再生の際に重視する点

○ 私的整理手続を活用して事業再構築を検討する可能性があると答えた企業に対し、事業再構築を目的に私的整理を検討する上で重視する点を聞いたところ、手続が現在の事業・取引に影響を与えないこと（72.6%）、手続が多額の費用を要しないこと（67.5%）、手続が簡潔で長期間を要しないこと（43.2%）、が重視されている。

私的整理を検討する上で重視する点　※事業再構築を検討する可能性があると回答した企業に対する調査

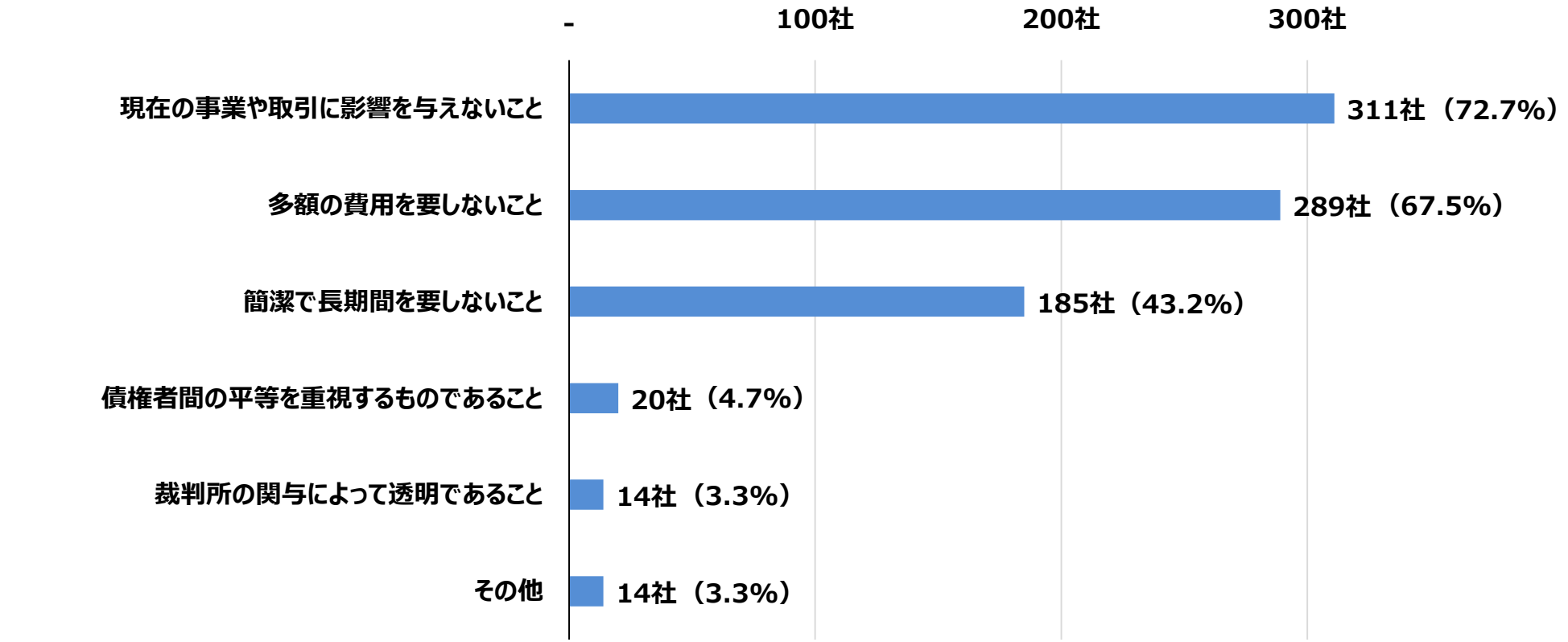

（注） 2022年12月1日-12月8日にかけて全国の大企業・中小企業を対象に実施したアンケート調査の結果。
「事業再構築を目的に私的整理を検討する上で重視することは何ですか？（複数回答）」との質問に対する回答割合（回答数：428社）
（出所）東京商工リサーチ「第25回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」（2022年12月16日）を基に作成。

海外における私的整理・事業再生制度の概要

○ 欧州各国においては、全ての貸し手の同意を必要とせず、裁判所の認可のもとで多数決により権利変更（債権カット等）を行い、事業再構築を行う制度が存在するが、我が国には存在しない。制度の検討が必要ではないか。

	制度名	概要	可決要件	利用状況
英	Scheme of Arrangement（SOA）	**裁判所認可のもとで多数決により債権者の権利を変更**できる手続（Restructuring Planは対象企業が財務的窮境にある企業などに限定）	債権者数の過半数の賛成及び**債権額の3/4以上の額を有する債権者の賛成**	**年間数十件程度** ※専門家へのヒアリングによる
	Restructuring Plan（RP） ※2020年導入		**債権額の3/4以上の額を有する債権者の賛成**	
独	StaRUG ※2021年導入	**裁判所認可のもとで多数決により債権者の権利を変更**できる手続	**債権額の3/4以上の額を有する債権者の賛成**	**年間10件程度** ※専門家へのヒアリングによる
仏	迅速保護手続 ※2014年導入（2021年改正）	合意による解決を図る調停が不調に終わった場合に**裁判所認可のもとで多数決により債権者の権利を変更**できる手続	**債権額の2/3以上の額を有する債権者の賛成**	**6件**（2018年） ※仏司法省による（迅速保護手続の前身の制度を含む件数）
米	Chapter11	**裁判所認可のもとで多数決により債権者の権利を変更**できる手続	債権者数の過半数の賛成及び**債権額の2/3以上の額を有する債権者の賛成**	**8,333件**（2020年） ※米連邦裁判所による

（出所）経済産業省調べ。

経営者保証の提供

○ 経営者保証ガイドラインにおいては、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入を返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討する、と定められている。

○ 経営者保証が付いている融資の割合は徐々に減少しているものの、引き続き、民間の新規融資のうち７割で経営者保証が付いている。

金融機関別の新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合の推移

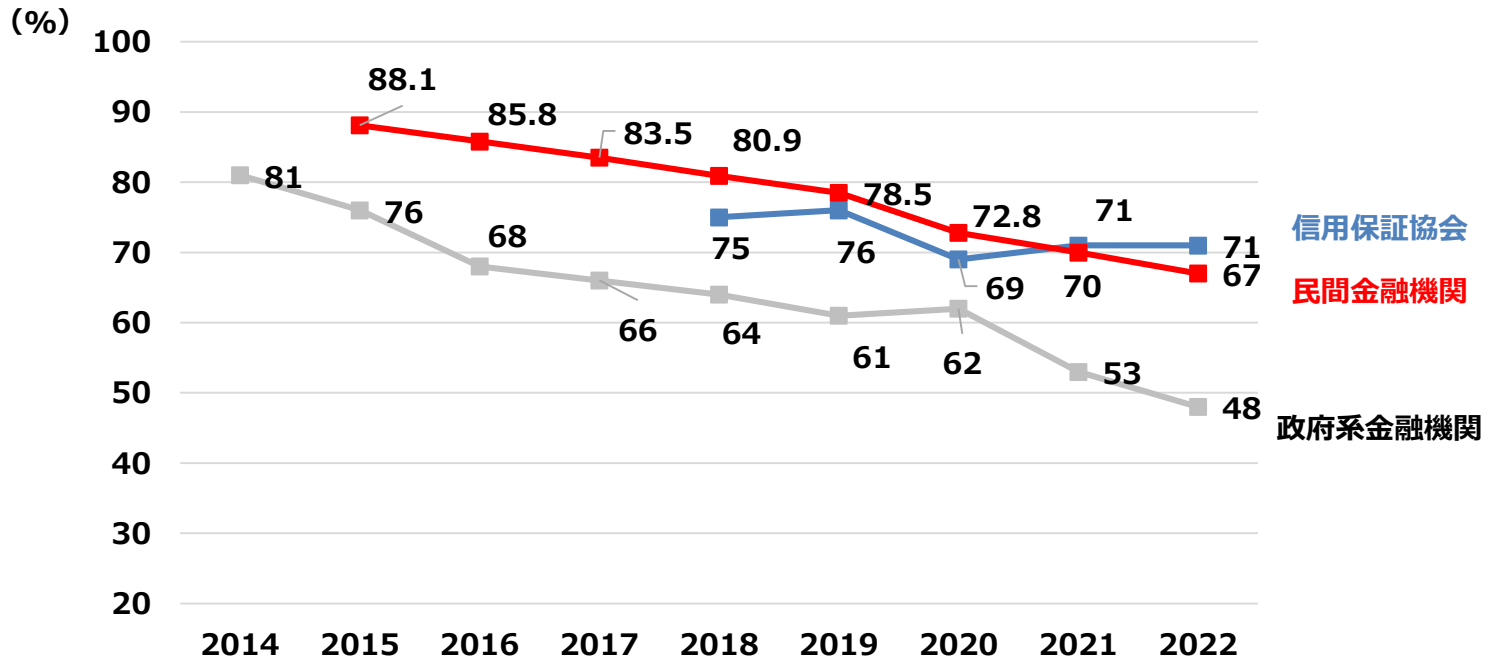

（注）2022年度は上半期（４月～９月）の実績。

（出所）中小企業庁「政府系金融機関における「経営者保証ガイドライン」の活用実績」、「信用保証協会における「経営者保証ガイドライン」の活用実績」、金融庁「民間金融機関における「経営者保証ガイドライン」の活用実績」

経営者保証の課題

○ 中小企業の経営者にアンケートを採ったところ、経営者保証が経営に与えるネガティブな影響として、早期の事業再生への着手が遅れてしまう、という声が半数近くを占める。

経営者保証の提供に伴う影響

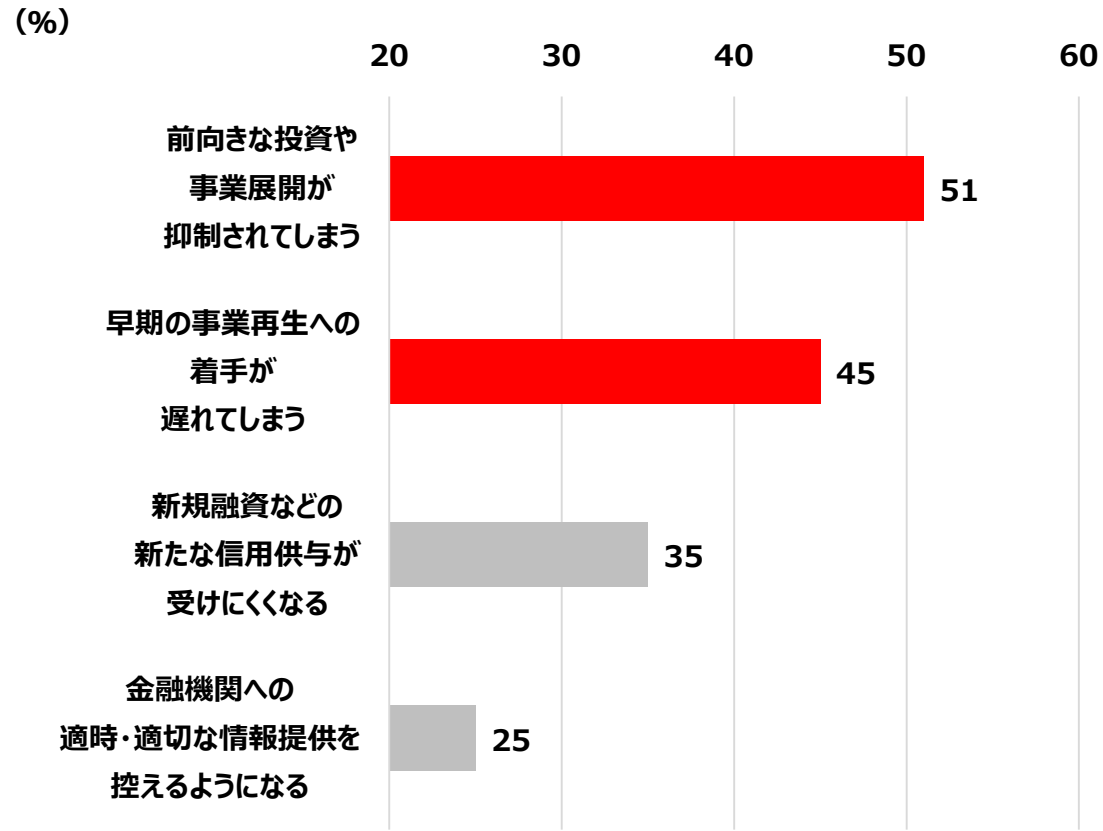

（注）調査対象は、地域銀行をメインバンクとする中小・小規模企業でN=9,371。調査時期は、2019年３月。
（出所）金融庁「金融機関の取組の評価に関する企業アンケート調査（2019年）」を基に作成。

起業の動機

○ 国内のスタートアップにおいて、起業の動機は「社会的な課題を解決したい、社会の役に立ちたい」が筆頭。

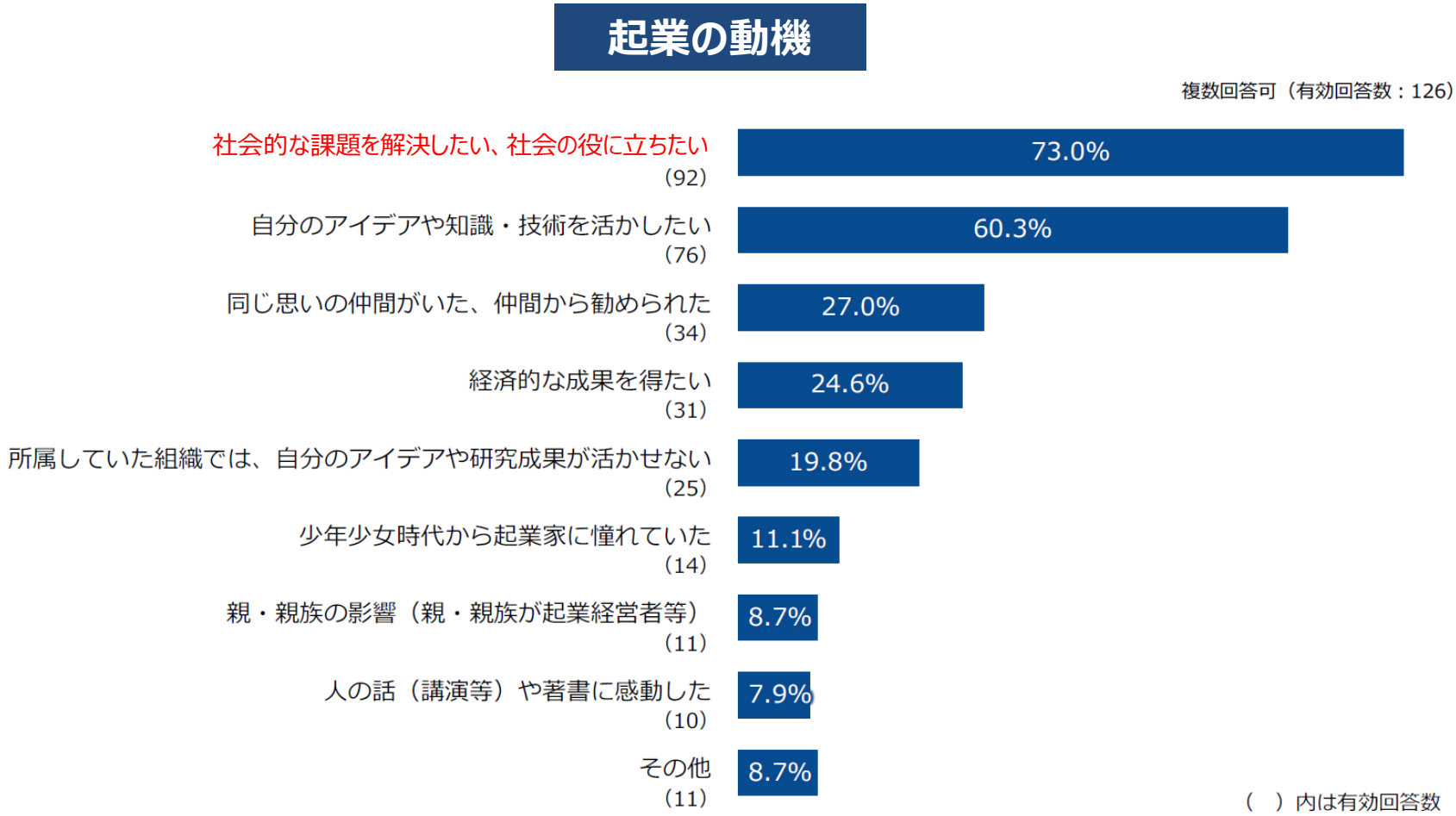

（注１） 「2022年」は、2022年5月10日～6月15日にかけて設立5年以内のベンチャー企業を対象としてWebアンケート調査を実施。
（注２） 「社会的な課題を解決したい、社会の役に立ちたい」は、2020年においては72.3%で第１位、2021年においては73.7%で第１位。
（出所） 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2022」

家計金融資産の構成の国際比較

○ 日本の家計金融資産は現預金が過半を占め、欧米と比較して有価証券の占める割合が低い。

家計金融資産の構成の日米英比較

日本

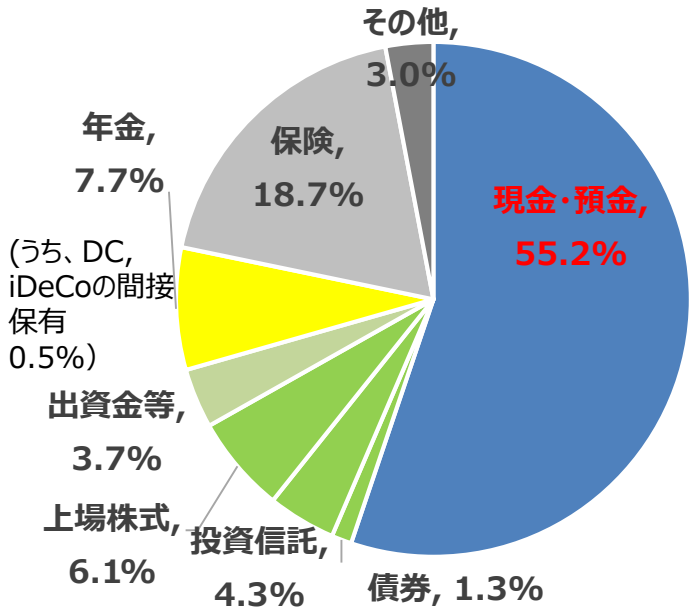

米国

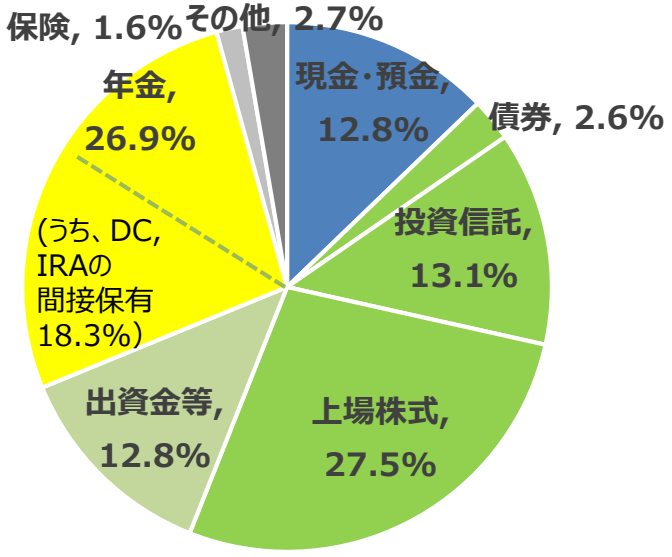

英国

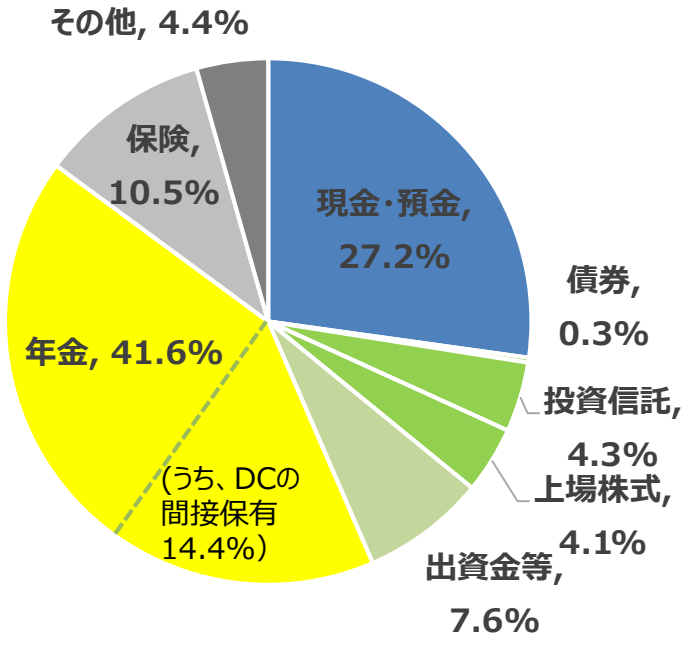

<家計金融資産　合計>
2,023兆円
<上場株式、投信、債券の割合>
直接保有　11.6%
+DC, iDeCoの間接保有: 0.6%
} 12.3%

<家計金融資産　合計>
118.2兆ドル（13,358.4兆円）
<上場株式、投信、債券の割合>
直接保有　43.2%
+DC, IRAの間接保有: 18.3%
} 61.5%

<家計金融資産　合計>
7.6兆ポンド（1,173.1兆円）
<上場株式、投信、債券の割合>
直接保有　8.7%
+DCの間接保有: 14.4%
} 23.1%

（注）日本の数値は2022年12月末。ただし、DC、iDeCoの間接保有分は2022年3月末時点の保有額ベース。米英は2021年末時点。1ドル=113円、1ポンド=154.8円で換算（2021年12月末時点）。
（出所）日本の数値は、日本銀行、運営管理連絡協議会資料を基に作成。米英の数値は、FRB、ONS、IA、NEW FINANCIALを基にした、日本証券業協会資料から作成。

NISAの利用状況

○ NISA制度の開始以来、着実に利用者数が増加し、現在は1,779万口座と国民の７人に１人が保有。

○ 額で見れば、一般NISAの割合が大きい。

NISAの利用状況

NISA口座数の内訳と推移

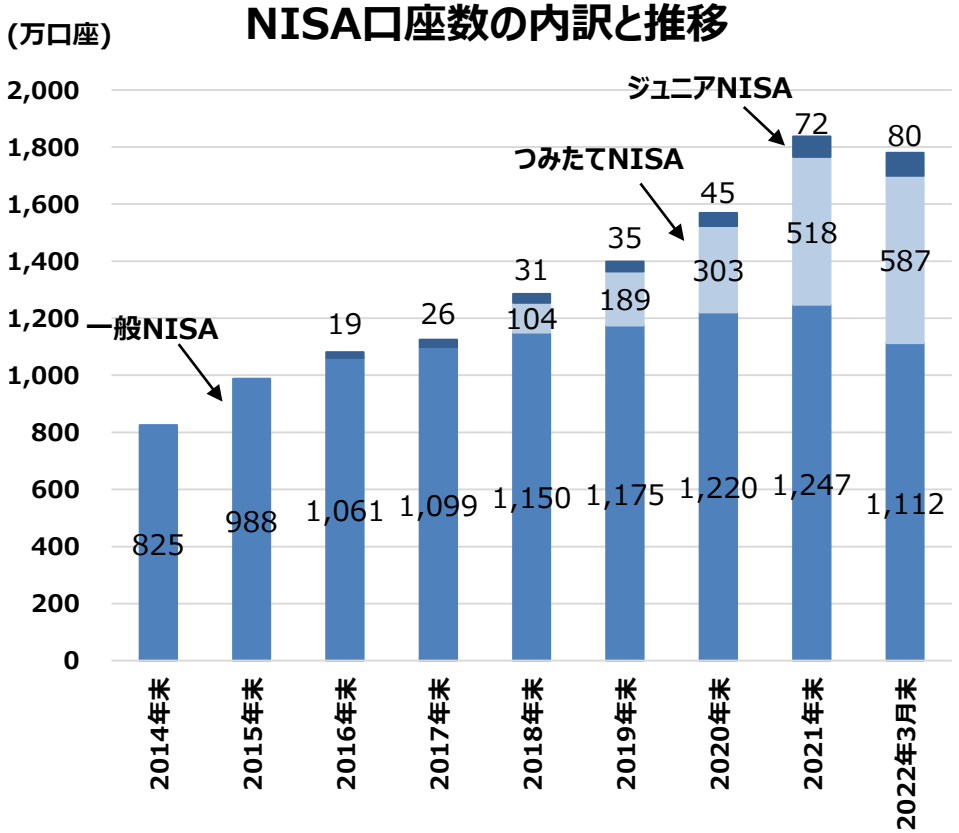

NISA買付額の内訳と推移

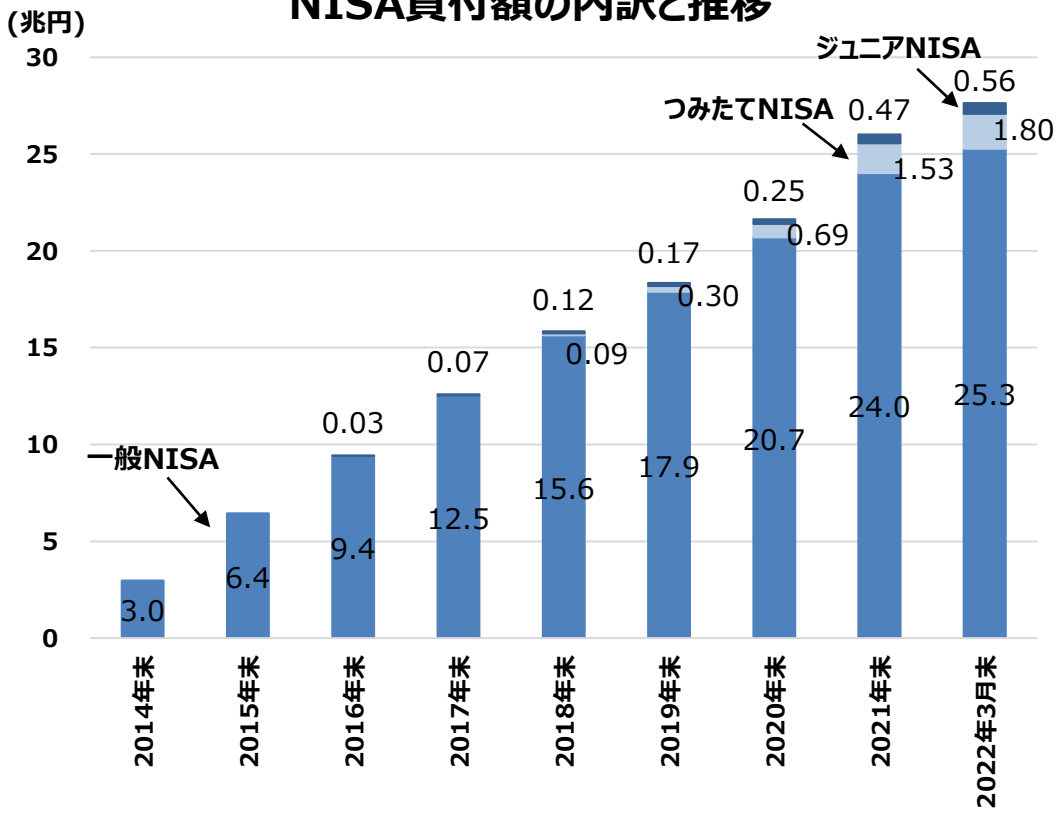

（注）マイナンバー導入前に開設された口座で、非課税保有期間が終了したものを2022年１月１日をもってみなし廃止したため、2021年12月末時点に比べて口座数が減少。
（出所）金融庁「NISA口座の利用状況調査」

アドバイスを受けることでの金融商品の購入意欲

○「あなたの立場に立ってアドバイスしてくれたり、手続きをサポートしてくれる人がいたら、リスク性金融商品を購入したいと思うか」というアンケートに対し、20代で５割、30代で４割、全体平均では25%程度が「購入したいと思う」と回答。

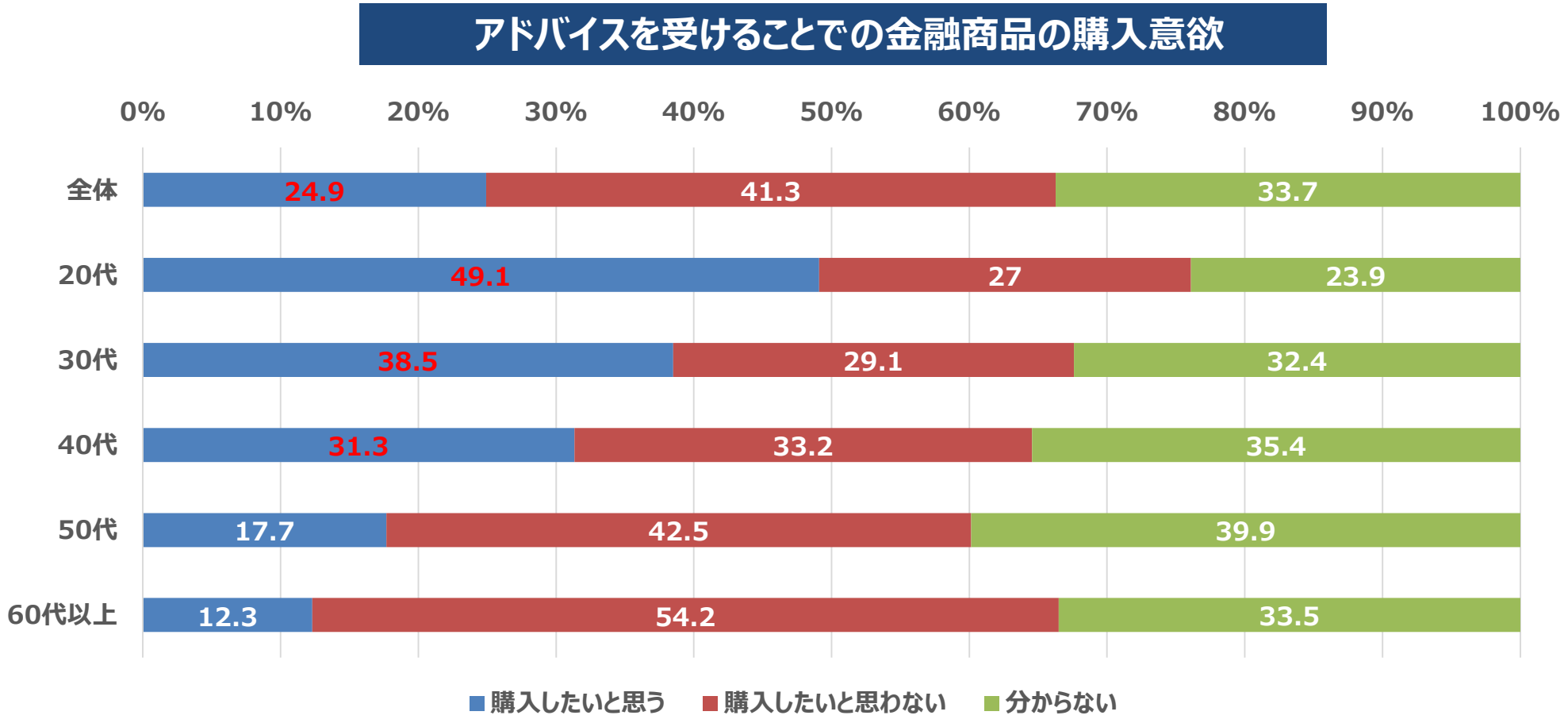

（注）「もし、あなたの立場に立ってアドバイスしてくれたり、手続きをサポートしてくれる人がいたら、リスク性金融商品を購入したいと思いますか。」という問いへの回答。「資産運用に関する知識がないから」、「購入・保有することに不安を感じるから」、「購入するのが面倒だから」、「普段忙しい/時間的なゆとりが無いから」、「勧誘されるのが面倒だから」と回答した者が対象であり、1,981件。

（出所）金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果(2021年6月30日)」

経済財政運営と改革の基本方針2023について

（令和５年６月16日
閣　議　決　定）

経済財政運営と改革の基本方針2023を別紙のとおり定める。

（別紙）

経済財政運営と改革の基本方針 2023

加速する新しい資本主義

～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～

令和５年６月 16 日

経済財政運営と改革の基本方針 2023
（目次）

第１章　マクロ経済運営の基本的考え方 ――――――――――――――― *1*

１．本基本方針の考え方

２．環境変化に対応したマクロ経済運営

３．持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化

第２章　新しい資本主義の加速 ――――――――――――――――――― *4*

１．三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

２．投資の拡大と経済社会改革の実行

（１）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靭化
（２）グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）等の加速
（３）スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進
（４）官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進
（５）インバウンド戦略の展開

３．少子化対策・こども政策の抜本強化

４．包摂社会の実現

５．地域・中小企業の活性化

第３章　我が国を取り巻く環境変化への対応――――――――――　25

１．国際環境変化への対応
（１）外交・安全保障の強化
（２）経済安全保障政策の推進
（３）エネルギー安全保障の強化
（４）食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進
（５）対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

２．防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

３．国民生活の安全・安心

第４章　中長期の経済財政運営　――――――――――――――――　34

１．中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

２．持続可能な社会保障制度の構築

３．生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

４．国と地方の新たな役割分担等

５．経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

第５章 当面の経済財政運営と令和６年度予算編成に向けた考え方　44

１．当面の経済財政運営について

２．令和６年度予算編成に向けた考え方

第１章　マクロ経済運営の基本的考え方

１．本基本方針の考え方

我が国は内外の歴史的・構造的な変化と課題に直面している。世界においては、ロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中でこれまで以上に重要となる「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」の維持・強化、インフレ圧力と欧米各国の急速な金融引締めによる世界経済の下振れリスクへの対応、深刻さを増す世界規模での気候変動や災害問題の克服、エネルギー・食料問題を含む経済安全保障に対応したサプライチェーンの再構築など、世界的な課題に対する果断な対応と国際協調が一層求められている。国内においては、四半世紀にわたるデフレ経済からの脱却、急速に進行する少子化とその背景にある若年層の将来不安への対応、雇用形態や年齢、性別等を問わず生涯を通じて自らの働き方を選択でき、格差が固定化されない誰もが暮らしやすい包摂社会の実現、気候変動や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築など、我々の意識の変化や社会変革を求める構造的な課題に直面している。我が国は、こうした「時代の転換点」とも言える内外の構造的な課題の克服に向け、大胆な改革を進めることにより、新時代にふさわしい経済社会を創造していかなくてはならない。

岸田政権が進める「新しい資本主義」は、こうした変化に対応した経済社会の変革を進め、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すものである。

四半世紀にわたり、我が国のマクロ経済政策運営においては、常にデフレとの闘いがその中心にあった。世界的な経済構造変化が生じる中でも、国内ではデフレによる需要停滞と新興国とのコスト競争を背景に企業はコスト削減を優先せざるを得ず、国内市場よりも海外市場を求めて海外生産比率を高め、国内投資を抑制し、労働者の賃金も抑制された。結果として、イノベーションの停滞、不安定な非正規雇用の増加や格差の固定化懸念、中間層の減少などの新たな課題に直面してきた。

こうした状況に対し、岸田政権では「新しい資本主義」を掲げ、従来「コスト」と認識されてきた賃金や設備・研究開発投資などを「未来への投資」と再認識し、人への投資や国内投資を促進する政策を展開している。こうした政策展開もあいまって、30年ぶりとなる高い水準となる賃上げ、企業部門に醸成されてきた高い投資意欲など、これまでの悪循環を断ち切る挑戦が確実に動き始めている。今こそ、こうした前向きな動きを更に加速させるときである。

まず、コストの適切な転嫁を通じたマークアップの確保を行うとともに、高い賃金上昇を持続的なものとするべく、リ・スキリングによる能力向上の支援など三位一体の労働市場改革を実行し、構造的賃上げの実現を通じた賃金と物価の好循環へとつなげる。あわせて、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過少投資となりやすい分野について、官が的を絞った公的支出を行い、これを呼び水として民間投資を拡大させる。これにより、官と民が協働して社会課題を解決しながら、それを成長のエンジンとして持続的な成長に結び付けていく。

まさに、「新しい資本主義」を通じて、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂げる。また、社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保、生活の安定や将来の安心の基盤となる社会保障制度の持続可能性の向上、多様な価値観が尊重される包摂社会の実現に向けた取組等を通じ、分厚い中間層を復活させていく。

さらに、こども・子育て政策は最も有効な未来への投資であり、「こども未来戦略方針」[1]に沿って、政府を挙げて取組を抜本強化し、少子化傾向を反転させる。

Ｇ７広島サミットにおいて、経済安全保障の観点も踏まえつつ、民間による人への投資や設備・研究開発投資の喚起を通じて持続的成長を目指す取組の重要性が共通認識となった。それは、供給サイドの改革の重要性を改めて強調したものである。我が国は、世界に先駆けて、「新しい資本主義」の旗印の下、予算・税制、規制・制度改革を総動員し、グローバルリスクにも対応しつつ持続的成長を実現する、新たな経済社会の創造に向けた改革を力強く進めるとともに、Ｇ７広島サミット等を契機として、政策運営の国際的なコンセンサス形成と、同志国等との連携強化に向けた議論をリードしていく。

このため、本「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、

- 内外の環境変化に対応したマクロ経済運営の基本的考え方を示すとともに、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組や、ＧＸ・ＤＸ、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換など、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針を示す。
- 少子化のトレンドを反転させるべく、こども・子育て政策の抜本的強化に向けた道筋を示す。あわせて、多様性が尊重され全ての人が力を発揮できる包摂的な社会や地域の中小企業の活力を引き出し特色ある地方創生を実現するための方針を示す。
- Ｇ７広島サミットの成果も踏まえた戦略的な外交・安全保障や我が国経済を強靱なものとする経済安全保障、エネルギー・食料安全保障についての方針を示すとともに、自然災害から国民を守る防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興、国民生活の安全・安心に向けた方針を示す。
- その上で、これら政策遂行の基盤となる中長期の視点に立った経済財政運営の方針を示し、令和６年度予算編成の考え方を提示する。

２．環境変化に対応したマクロ経済運営

マクロ経済運営について、政府と日本銀行との緊密な連携の下、経済・物価・金融情勢に応じて機動的な政策運営を行っていく。

政府としては、まずは、輸入物価上昇を起点とした外生的な物価上昇から、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」を目指し、下請取引適正化を始めとする中小企業の価格転嫁対策、最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める。

[1] 令和５年６月13日閣議決定。

あわせて、生産性向上とイノベーション促進に向けた民間投資を引き出すとともに、人への投資、ＧＸなど社会課題の解決に向けた官民連携投資、さらに海外からの人材や資金の積極的な呼び込み等を通じ、国内投資の持続的な拡大を図る。また、効率化投資の促進を含め構造的な人手不足の問題の克服に向けた取組を進めるとともに、スタートアップ推進に向けた取組を抜本強化し、産業構造の転換と経済社会改革を促進する。こうして「賃金と物価の好循環」に持続性を確保しつつ、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた消費・国内需要の持続的拡大が実現する「成長と分配の好循環」を目指す。

日本銀行においては、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、２％の物価安定の目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組を通じ、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、長らく続いたデフレマインドを払拭し、期待成長率を高めることでデフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげていく。

経済財政諮問会議においては、財政政策と金融政策のポリシーミックスを含むマクロ経済政策運営の状況、物価や賃金、分配面も含めた経済の状況、経済財政の構造改革の取組状況などについて、定期的に検証していく。

３．持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化

我が国の人口は、コロナ禍の影響もあり、減少速度が加速しており、今後10年で５%減少した後、50年後（2070年）には現在の７割を切ると見込まれる[2]。このため、異次元の少子化対策に全力で取り組みつつ、本格化する人口減少社会において持続的成長と安心で幸せを実感できる経済社会を実現できる経済構造を作っていかなければならない。このためにも、「新しい資本主義」の下、新たな行動を実行に移す企業・個人を積極的に後押しすることで、民需主導の持続的・安定的な経済成長を実現する。

こうした状況について、経済活動に伴う収支を示す貯蓄・投資バランスから見ると、我が国では、バブル崩壊以降、高齢化を背景に家計の貯蓄率は低下傾向にある一方、企業は投資超過から余剰資金を保有する状態である貯蓄超過となり、政府は大きな財政赤字から脱却できずにいる。また、企業投資は海外に向かい、交易条件も悪化し、この結果、所得の流出、賃金の停滞等が生じてきた。

持続的な経済成長を実現するには、女性・高齢者の労働参加や資産所得の拡大等により家計所得を押し上げ、高齢化による貯蓄率低下圧力を緩和しつつ、スタートアップや生産性を高める投資、ＧＸを始めとする官民連携による社会課題解決に向けた多年度にわたる計画的投資の強化等、国内投資の強化が必要である。その下で、高い収益・付加価値を実現させ、企業の投資超過へのシフトを促していく必要がある。

こうした民間投資の喚起に併せて、政府による、ＤＸの利活用を通じた行財政の徹底した効率化や無駄の排除、ＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）を通じた成果につながる賢い財政支出（ワイズスペンディング）の徹底、政策の将来にわたる効果を見据えた動的思考の活用等の取組があいまって、政府の財政赤字が改善していく姿を目指す。また、デジタ

[2] 日本の将来推計人口（令和５年推計）における中位推計。

ル社会に対応し大胆に社会変革を進めつつ、変革に即した大胆な行財政改革に取り組む。
　経済あっての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保していく。

第２章　新しい資本主義の加速

１．三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

　「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創る。

（三位一体の労働市場改革）
　一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方の下、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。また、地方、中小・小規模企業について、三位一体の労働市場改革と並行して、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる。
　「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、５年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充､教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する｡また、５年で１兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。
　「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」については、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、人材の配置・育成・評価方法、リ・スキリングの方法、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係などについて事例を整理し、個々の企

業が制度の導入を行うために参考となるよう、中小・小規模企業の導入事例も含めて、年内に事例集を取りまとめる。

「成長分野への労働移動の円滑化」については、失業給付制度において、自己都合による離職の場合に失業給付を受給できない期間に関し、失業給付の申請前にリ・スキリングに取り組んでいた場合などについて会社都合の離職の場合と同じ扱いにするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。また、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けた「モデル就業規則」の改正や退職所得課税制度の見直しを行う。さらに、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。

これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の７割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を４つから３つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022年10月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになっているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

2,000兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、ｉＤｅＣｏ（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて2024年中に結論を得るとともに、ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化、

金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」[3]を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

これらによる家計所得の増大と併せて、持続可能な社会保障制度の構築、少子化対策・こども政策の抜本強化、質の高い公教育の再生等に取り組むことを通じ、分厚い中間層を復活させ、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済社会の実現につなげる。

（多様な働き方の推進）

三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間20時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休３日制度の普及等に取り組む。また、フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法[4]の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充実等に取り組む。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の充実等により働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大や中途採用の活用、職員としての成長に資する業務経験やスキルアップ機会の付与、民間知見の習得など人材の確保・育成に戦略的に取り組む。

２．投資の拡大と経済社会改革の実行

（１）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化

新しい資本主義の下、従来「コスト」と認識されてきた賃上げと設備投資を「未来への投資」と再認識し、人への投資や国内投資の促進を展開している。こうした政策的後押しを受ける中で経団連がバブル期以降最高水準となる民間設備投資115兆円の早期実現という目標を掲げるなど企業部門において高い投資意欲が醸成されてきている。長期にわたる賃金の停滞とデフレの継続という悪循環を断ち切る挑戦が動き始めている今こそ、こうした前向きな動きを更に加速させるときである。予算・税制、規制・制度改革を総動員して、国が呼び水となる政策を集中的に展開することにより、質の高い雇用を生み出し、構造的賃上げを実現するとともに、国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。これにより、日本経済再生に向けた動きを加速させ、人口減少・人手不足、地球環境問題

[3] 令和４年11月28日新しい資本主義実現会議決定。
[4] 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第25号）。

を含めた課題を克服しつつ、新たな産業構造への転換と経済社会の変革を進め、中長期の将来にわたる力強い成長を実現させる成長基盤を再構築していく。

ＧＸ、ＤＸ、科学技術・イノベーション、スタートアップといった重点分野での大胆な投資拡大に向けて、長期的なビジョンを提示し、呼び水となる官の投資について複数年度でコミットするとともに、規制・制度措置の見通しを示すことで、民間の予見可能性を高め、民間投資を誘発していく。また、雇用機会、賃金水準が少子化の最大の原因となっていることを踏まえ、特に、地域において経済を牽引する中堅・中小企業の投資等を力強く支援し、良質な雇用を創出し、若年層の所得増加を促す。また、そうした新たな事業を支える優秀な人材の確保や人手不足等の課題に的確に対応する[5]。こうした取組により、国際環境が不確実さを増し、グローバルサプライチェーンの再編等が進展する中、高い技術力を持つ我が国が投資の促進を通じて重要物資等の供給力・輸出力を高めることで、ショックに対してより強靱な経済構造を確立する。また、独占禁止法[6]上の取扱い[7]を含め、民の投資を引き出す上での様々な課題について、その解決に向けた取組を強力に進める。さらに、知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する[8]。加えて、企業の価値創造経営を促進し、経営改革を進め、投資拡大につなげる[9]。

また、海外からヒト、モノ、カネ、アイデアを積極的に呼び込むことで我が国全体の投資を拡大させ、イノベーション力を高め、我が国の更なる経済成長につなげていくことが重要である。対内直接投資残高を2030年に100兆円とする目標の早期実現を目指し、半導体等の戦略分野への投資促進、アジア最大のスタートアップハブ形成に向けた戦略[10]、特別高度人材制度（J-Skip）や未来創造人材制度（J-Find）の創設、技能実習制度や特定技能制度の在り方の検討等を含む高度外国人材等の呼び込みに向けた制度整備、国際金融センターの機能強化、投資喚起プロモーション・世界への発信強化などを含む「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」[11]を早期に実行し、我が国経済の持続的成長や地域経済の活性化につなげる。

特に、Ｇ７広島サミットを契機としてグローバルサプライチェーンの強靱化という世界的な課題の解決に向けて我が国がリーダーシップを発揮する中、次世代半導体を含め我が国がグローバルサプライチェーンの中核となることを目指し、半導体産業への支援を始め、政府を挙げて国内投資の更なる拡大や研究開発、人材育成に取り組んでいく。

---

[5] 成長分野への労働移動の円滑化等、前項に記載されている内容を含む。
[6] 昭和22年法律第54号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）。
[7] ＧＸを実行するための原材料等の共同調達やデータ共有等における独占禁止法に関する課題に対応する（積極的な相談対応、法的に問題にならない行為の更なる明確化等の指針の充実等）。
[8] 民間企業による知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。
[9] 人への投資等課題解決に向けた投資を通じ、価値を生み出しながら将来にわたる持続的成長を実現できるような企業経営を促すべく、企業ガバナンスの質的向上や投資家等との対話等を推進する。
[10] スタートアップ・エコシステム拠点都市への集中支援の強化や、スタートアップを含む内外企業の協業・誘致の促進、外国人起業家向けビザ（スタートアップビザ）の利便性向上など。
[11] 令和５年４月26日対日直接投資推進会議決定。

（２）グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）等の加速

（グリーントランスフォーメーション（ＧＸ））

2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、我が国が持つ技術的な強みを最大限活用しながらＧＸ投資を大胆に加速させ、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげる[12]。このため、少なくとも今後10年間で、官民協調で150兆円超の脱炭素分野での新たな関連投資を実現する。

徹底した省エネルギーの推進に向け、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる中小企業向けの省エネ補助金や、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むＺＥＨ・ＺＥＢ[13]等の取組を推進するとともに、産業の非化石エネルギー転換に集中的に取り組む。産業部門のエネルギー使用量の４割を占める主要５業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して国が2030年度の非化石目標の目安を提示することなどを通じ、製造業の燃料・原料転換を加速する。

再生可能エネルギーについては、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、Ｓ＋３Ｅ[14]を大前提に、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組む。このため、地域間を結ぶ系統については、今後10年間程度で過去10年（約120万kW）と比べて８倍以上の規模（1000万kW以上）で整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備する[15]。分散型エネルギーシステムなど真の地産地消にも取り組むよう促す。また、再エネ導入に向けたイノベーションを加速し、技術自給率の向上に向け、次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力等の社会実装[16]、次世代蓄電池やスマートエネルギーマネジメントシステムの技術開発、再エネ分野におけるサプライチェーン構築や地域に根差した人材育成を進める。

原子力の活用については、安全性の確保を大前提に、原子力規制委員会による審査に合格し、かつ、地元の理解を得た原子炉の再稼働を進める。また、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む。そして、地域の理解確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えの具体化を進めていく。あわせて、安全性向上等の取組に向けた必要な事業環境整備を進めるとともに、研究開発や人材育成、サプライチェーンの維持・強化に対する支援を拡充する。原子力規制委員会による厳格な審査を前提に、現行制度と同様に、「運転期間は40年、延長を認める期間は20年」との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。また、核燃料サイクルの推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化を行う。

---

[12] エネルギー安定供給の確保に向けた各々の方策については、「第６次エネルギー基本計画」（令和３年10月22日閣議決定）を踏まえて実施する。

[13] Net Zero Energy House及びNet Zero Energy Buildingの略称。

[14] 安全性（Safety）、安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）の略称。

[15] そのほか、治水と水力発電の機能を併せ持つハイブリッドダムの取組等を推進する。

[16] 洋上風力発電の導入を排他的経済水域（ＥＥＺ）に拡大するための法整備を含む。

改定「水素基本戦略」[17]に基づく対応を進め、既存燃料との価格差に着目した事業の予見性を高める支援や、需要拡大や産業集積を促す拠点整備支援を含む、規制・支援一体型での制度整備に需給両面で取り組み、2030年頃までの商用開始に向けて、水素コア技術を国内外で展開しつつ、水素・アンモニアの大規模かつ強靱なサプライチェーンの早期構築を目指す。自動車については、2030年代前半までの商用化を目指す合成燃料（e-fuel）の内燃機関への利用も見据え、2035年までに新車販売でいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）を100%とする目標等に向け、蓄電池の投資促進・技術開発等や、車両の購入、充電・水素充てんインフラの整備、中小サプライヤー等の業態転換を支援する。船舶・航空・鉄道[18]等の輸送分野については、カーボンニュートラルポートの形成[19]やゼロエミッション船の開発・導入のほか、低燃費機材導入や運航改善と併せて、国産の持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）を国際競争力のある価格で安定供給できる体制を構築[20]する。また、まちづくりＧＸを含むインフラの脱炭素化を更に進めるとともに、森林吸収源対策等[21]を加速する。合成燃料（e-fuel）や合成メタン（e-methane）等のカーボンリサイクル燃料を含むカーボンリサイクルやＣＣＳ[22]、地熱を含め、各分野においてＧＸに向けた研究開発や設備投資、需要創出の取組を推進する。

今後10年間で150兆円超の官民ＧＸ投資の実現を目指し、ＧＸ推進法[23]に基づくＧＸ推進戦略を定め、今年度から発行する将来の財源の裏付けをもった「ＧＸ経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援を規制・制度措置と一体的に講ずるなど、「成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実現・実行する。

地域・くらしの脱炭素化に向けて、中小企業等の脱炭素経営や人材育成への支援を図りつつ、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定するなどＧＸの社会実装を後押しする。また、新たな国民運動の全国展開等により、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を促し、脱炭素製品等の需要を喚起する[24]。環境制約・資源制約の克服や経済安全保障の強化、経済成長、産業競争力の強化に向け、産官学連携のパートナーシップを活用しつつ、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に取り組む。また、動静脈連携[25]による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場[26]の創出を支援する制度を導入する。

ＧＸ投資を支えるファイナンスについて、日本をアジアにおけるＧＸ投資のハブとすべく国際金融センター機能を強化する。グリーン・ファイナンスの拡大、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化を図るとともに、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）を開発・確立する。加

---

[17] 令和５年６月６日再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定。
[18] 燃料電池鉄道車両の導入等を含む。
[19] 洋上風力発電の導入促進を支える基地港湾の整備を含む。
[20] 米国では、2050年に向けて、ＳＡＦの生産を急激に拡大させるためには、価格をジェット燃料並みに近づける手段が不可欠とされている。
[21] 森林資源情報の整備、建築物等における木材利用促進や、ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）等の保全・再生・創出を通じたブルーカーボン（海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）の活用を含む。
[22] Carbon dioxide Capture and Storage（二酸化炭素回収・貯留）の略称。
[23] 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第32号）。
[24] カーボンフットプリント等の排出量の見える化の取組を含む。
[25] 生産から小売に至る「動脈産業」と消費後のリサイクル等の「静脈産業」の連携。
[26] 再生材の価値を市場で適切に評価し、再生材の活用を拡大することを含む。

えて、ＴＣＦＤ[27]等に基づく開示の質と量の充実を含めたサステナブルファイナンス全体を推進するための環境整備を図る。

（デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）、ＡＩへの対応）

デジタル化の恩恵が広く実感できるための取組を地方公共団体、民間事業者などと連携して進める。起業や補助金の申請手続など事業者向けの行政サービスがより容易にできるようにするためのＧビズＩＤ[28]、Ｊグランツ[29]等の利用拡大の促進、法人基本情報データベースの整備等を行う。デジタル臨時行政調査会が示したアナログ規制約１万条項の見直し工程表[30]に沿って、2024年６月までを目途に、一括して規制を見直す。また、行政手続のデジタル完結、テクノロジーマップの整備・実装を進める。さらに、ベンダーロックインなどの課題を解消するため、政府の情報システム調達の見直しに向けた取組を進める[31]。

「サイバーセキュリティ戦略」[32]に基づく取組などを進める[33]。また、携帯電話市場における、公正な競争環境の整備を進め、料金の低廉化を図るとともに、通信障害など非常時における事業者間ローミングの実現等の必要な対応を行う。安全保障にも資する地理空間（Ｇ空間）情報の充実・高度活用や準天頂衛星等の更なる整備[34]及び衛星データの利活用を図る。デジタル空間の誤情報等への対応を行う。スマートフォンアプリ等の市場の競争環境確保に必要な法制度を検討する。

分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、Web3.0に係るトークンの利活用[35]やコンテンツ産業の活性化[36]に係る環境整備、担い手やアイデアの裾野の拡大[37]に必要な取組などを行う。

我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、重点計画[38]に基づき、デジタル３原則[39]等を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。

デジタル社会のパスポートとしてのマイナンバーカードについて、政府が一丸となって制度の安全と信頼の確保に努めるとともに、ほぼ全国民に行きわたりつつある状況を踏まえ[40]、今後は官民様々な領域での利活用シーンの拡大など、マイナンバーカードの利便性・機能向上、円滑に取得できる環境整備に取り組む。

---

[27] Task force on Climate-related Financial Disclosuresの略称。
[28] 法人・個人事業主向け共通認証システム。一つのＩＤ・パスワードで、複数の行政サービスにログインが可能になる。
[29] 政府の補助金の電子申請システム。
[30] 令和４年12月21日デジタル臨時行政調査会決定。
[31] 2024年度以降の導入を検討している行政機関が調達を行う際、カタログサイトに登録されたサービスから最も適切な仕様のものを選択し、契約することができる日本版デジタルマーケットプレイスの活用を含む。
[32] 令和３年９月28日閣議決定。
[33] ＩｏＴセキュリティ強化のための所要の措置を含む。
[34] コスト縮減等を図りつつ11機体制に向けた検討・開発を実施するなど更なる整備。
[35] ステーブルコインやセキュリティトークンの円滑な発行・流通に向けた必要な取組を進めるほか、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律（ＬＰＳ法、平成10年法律第90号）上で投資対象とすることを検討する。
[36] Web3.0コンテンツの海外展開に向けて、「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金」や「我が国アートのグローバル展開推進事業」などの制度の活用等によるコンテンツ領域でのユースケースの創出を促す。
[37] Web3.0分野で世界で活躍する起業家や技術者等が参加する国際カンファレンス等のイベントの後援・周知や、ネットワーキング支援や新たなユースケース創出等を行う。
[38] 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和５年６月９日改定）。
[39] デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ。
[40] 2023年６月11日時点の累計の申請件数の人口に対する割合が77.2%。

デジタル社会の実現において不可欠なデータ基盤強化を図るため、デジタル庁が関係府省庁と連携し、データの取扱いルールを含めたアーキテクチャを設計した上で、健康・医療・介護、教育、インフラ、防災、モビリティ分野等におけるデータ連携基盤の構築を進める。

マイナポータルの利便性向上に加えて、個人や法人の税務・社会保障を始めとする各種手続の負担軽減に向けた取組を進めるとともに、デジタル技術の導入により、社会保障給付に要する事務コストを効率化し、行政機関間の情報連携を推進する。

自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けて、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」[41]に基づき、2025年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行の取組を推進する。住民・事業者目線に立ったワンストップのデジタル・ガバメントの実現には、デジタルの力を活用して国が地方を支えることが重要との考え方に基づき、共通的なデジタル基盤の活用やローカルルールの見直しなどにより、国・自治体を通じた行政サービスの見直しを進め、国民の利便性を高める。

また、総務省は、推進計画[42]に基づき、デジタル人材の確保・育成やデジタル技術の活用、住民との接点（「フロント」）の改革[43]など、行財政の効率化等につながるデジタル化の取組[44]を推進する。

ＣＢＤＣ[45]について、政府・日本銀行は、年内目途の有識者の議論の取りまとめ等を踏まえ、諸外国の動向を見つつ、制度設計の大枠[46]を整理し、発行の実現可能性や法制面の検討を進める。

ＡＩ戦略会議における「ＡＩに関する暫定的な論点整理」[47]も踏まえ、「広島ＡＩプロセス」[48]を始めとする国際的な議論をリードする。生成ＡＩの開発・提供・利用を促進するためにも、言わばガードレールとして、ＡＩの多様なリスクへの適切な対応を進めるとともに、ＡＩの最適な利用や、計算資源・データの整備・拡充などＡＩ開発力の強化を図る。また、ＤＦＦＴ[49]を具体化する国際枠組みを立ち上げ、関連プロジェクト[50]を進める。

（３）スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

人への投資、ＧＸなど社会課題の解決を成長のエンジンに転換するとともに、成長分野への労働移動の円滑化を図り、新たな産業構造への転換を実現していくためには、社会課題の解決への挑戦を支援するとともに、挑戦に伴う失敗を許容し、試行錯誤を通じたイノベーションを促進していくことが不可欠である。こうした挑戦と失敗の試行錯誤を支える基盤として、スタートアップを生み育てるエコシステムの形成や企業の参入・退出の円滑化に取り組むことに加え、社会課題の解決に挑戦する企業への投資やＮＰＯ等への支援の

---

41 令和４年10月７日閣議決定。
42 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画【第2.0版】」（令和４年９月２日総務省策定）。
43 オンライン申請の推進・強化や多様な窓口の実現など。
44 自治体マイナポイントの効果的な活用を含む。
45 Central Bank Digital Currency（中央銀行デジタル通貨）の略称。
46 民間事業者と日本銀行の役割分担、ＣＢＤＣと他の決済手段との役割分担、セキュリティの確保と利用者情報の取扱い等の論点について基本的な考え方や考えられる選択肢等を明らかにする。
47 令和５年５月26日ＡＩ戦略会議取りまとめ。
48 「Ｇ７広島首脳コミュニケ」（令和５年５月20日）。
49 Data Free Flow with Trust（信頼性のある自由なデータ流通）の略称。
50 規制等制度に関する相互運用性の向上に関わるもののほか、技術的な検証等を実施予定。

拡大を図り、新たな成長産業の創出と持続可能な経済社会の実現につなげていく。

（スタートアップの推進と新たな産業構造への転換）

ＧＸ・ＤＸなど新たな産業構造への転換を進め、持続的な成長を確保していくため、新たな参入と再チャレンジの際の退出の障壁を低くし、スタートアップが成長できる環境の整備が不可欠である。しかしながら、日本の開廃業率は、米国・欧州主要国に比べて低い水準で推移している。このため、スタートアップへの投資額を５年後の2027年度に10倍を超える規模にするなどの目標の達成を目指し、「スタートアップ育成５か年計画」[51]に定めた人材育成、資金供給、オープンイノベーションを確実に推進するなど、参入の円滑化を着実に実行するとともに、企業経営者に退出希望がある場合の早期相談体制の構築など、退出の円滑化を図ることにより、新たな産業構造への転換を促していく。

具体的には、「スタートアップ育成５か年計画」に基づき、過去最大規模の１兆円のスタートアップ育成に向けた予算措置を活用して各分野の実態等にも応じた支援[52]を行いつつ、スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築を進めるため、従業員に対して付与するストックオプションについて予め発行枠を設定し、柔軟に付与できる仕組みの整備を含め、ストックオプションの活用に向けた環境整備を進めるとともに、メンターによる支援の拡大、国内外における起業家育成の拠点の整備[53]や人材交流、各地域の大学・高専等でのスタートアップ創出、起業家教育、海外起業家・投資家の誘致拡大[54]等を推進する。

あわせて、連携に向けたマサチューセッツ工科大学（ＭＩＴ）など海外トップ大学との調整や施設の検討など構想の具体化を進めつつ、優秀な研究者の招へい等により、ディープテック分野の国際共同研究とインキュベーション機能を兼ね備えた「グローバル・スタートアップ・キャンパス」を東京都心に創設するなどの取組を推進する。

また、スタートアップの資金供給の強化と出口戦略の多様化を図るため、ベンチャーキャピタルへの公的資本の有限責任投資、ベンチャーキャピタルとも連携した事業開発等の支援の更なる推進、ＳＢＩＲ制度による支援の推進とスタートアップの実態を踏まえた運用改善、エンジェル税制の活用促進、株式投資型クラウドファンディングの環境整備、未上場株の取引環境の整備、特定投資家私募制度等の見直し等に取り組む。さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。

これらに併せて、企業の参入・退出の円滑化やスタートアップ育成の観点から、規制改革の推進、知的財産の保護・活用の推進等に取り組むとともに、経営者が事業不振の際、Ｍ＆Ａ・事業再構築・廃業等を早期に相談できる体制の確立や、事業成長担保権の創設を含め、経営者保証に依存しない融資の拡大を図る。

---

[51] 令和４年11月28日新しい資本主義実現会議決定。
[52] ディープテック、クライメイトテック、バイオ分野、ヘルスケア分野等。
[53] 国内については、８つのスタートアップ・エコシステム拠点都市を中心に、関係機関の支援を通じて集中支援を行う。
[54] 海外投資家（エンジェル投資家を含む。）向けビザの創設の検討等を含む。

（インパクト投資の促進）

インパクト投資の促進等を通じ社会的起業家（インパクトスタートアップ）への支援を強化し、社会的起業家のエコシステムの整備を図る。社会的起業家の認証制度を早期に創設し、認証企業に対し公共調達の優遇措置を導入する。民間で公的役割を担う新たな法人形態について検討を進める。寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直し[55]を行う。休眠預金等活用制度における出資の実現に向けた取組[56]を進める。複数年度の案件形成支援や予算の戦略的活用により、ＳＩＢを含む成果連動型民間委託契約方式（ＰＦＳ）の一層の拡大を図る。インパクト投資の普及に向けた基本的指針を年度内に策定し、インパクト指標や事例等を具体化するコンソーシアムの設置について必要な措置を講ずる。また、専門家派遣事業等の検討、個人投資家とつなぐビークルの早期の枠組み整備などインパクト投資促進のための総合的な支援策を推進する。

（４）官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進

科学技術・イノベーションへの投資を通じ、社会課題を経済成長のエンジンへと転換し、持続的な成長を実現する。このため、ＡＩ、量子技術、健康・医療[57]、フュージョンエネルギー、バイオものづくり分野において、官民連携による科学技術投資の抜本拡充を図り、科学技術立国を再興する。小型衛星コンステレーションの構築、ロケットの打上げ能力の強化、日本人の月面着陸等の月・火星探査・開発等[58]の宇宙分野、北極を含む海洋分野[59]の取組の強化を図る。社会課題や情勢変化への機動的な対応・早期の社会実装に向け、公的研究機関や資金配分機関を中核とした新たな連携の構築を図る。

イノベーションの持続的な創出に向け、国際的な競争的環境下で、多様で厚みのある研究大学群を形成しつつ、世界最高水準の研究大学を実現する。我が国全体の研究力向上を牽引する国際卓越研究大学の選定を着実に進めるとともに、戦略的な自律経営が可能となるよう必要な規制改革等を早期に実行する。同大学と経営リソースの拡張・戦略的活用や研究者等のキャリア形成面を含め相乗的・相補的に連携した車の両輪として、地域の中核・特色ある研究大学の多様なミッションの実現に向けた抜本的な機能強化を図る。

イノベーションの源泉である優秀な若者が博士を志す環境を実現する。博士課程学生の処遇向上、挑戦的な研究に専念できる環境の確保、博士号取得者が産業界等を含め幅広く活躍できるキャリアパス整備等、魅力的な展望が描けるよう総合的な支援を一層強化する。

価値観を共有するＧ７を始めとした同志国やＡＳＥＡＮ等との科学研究の連携を強化する。オープンサイエンス[60]や、戦略的な国際共同研究等を通じた国際頭脳循環を加速する。

---

[55] 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」（令和５年６月２日）に基づく。
[56] 「休眠預金等活用法の５年後見直しの対応方針」（令和４年12月16日内閣府）に基づく。
[57] 認知症等の脳神経疾患の発症・進行抑制・治療法の開発、ゲノム創薬を始めとする次世代創薬の推進、再生医療を含む。
[58] 民間事業者等が複数年度にわたる予見可能性を持って研究開発に取り組めるよう、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）の戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する。
[59] 複数年度を視野に入れた海洋開発重点戦略の策定及び予算の確保による予見可能性を持った開発を強力に推進する。北極域研究船の着実な建造、海洋のデジタルツインの構築に向けた全球観測等を推進する。
[60] 国としてのオープンアクセス方針等に基づく学術プラットフォーマーに対する交渉力の強化、論文投稿支援等の研究活動の国際的動向を踏まえた対応等。

コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資として、多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築し、国際競争力を高めるとともに、世界の平和に貢献していくことが不可欠である。このため、デジタル化やグローバル化など社会の急速な変化への対応を加速し、文理の枠を超えた多様性のあるイノベーション人材の育成強化や国際的な人的交流の活性化を図る。その際、進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への学部再編等[61]や先端技術に対応した高専教育の高度化、文理横断的な大学入学者選抜・ＳＳＨ[62]等による学びの転換の促進、産学官連携によるキャンパスの共創拠点化等、未来を支える高度専門人材を育む大学、高等専門学校、専門学校等の機能強化を図る。また、我が国の未来を担う若者の留学を通じた成長・活躍は社会を変革する鍵となるものであり、より質の高い留学生交流を進める視点も重視しつつ、2033年までに日本人学生の中長期の海外派遣の拡大を含む海外留学者年間50万人、外国人留学生の受入れ年間40万人・卒業後の国内就職率[63]６割等の実現に向け、留学生の派遣[64]・受入れ[65]の強化や卒業後の活躍に向けた環境整備[66]、教育の国際化の推進[67]等に必要な取組を速やかに進める[68]。

（５）インバウンド戦略の展開

国際的な人的交流の促進を通じたインバウンドの拡大を図るため、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」[69]に基づき、従来の観光にとどまらず、日本を舞台とした国際交流の回復や国際頭脳循環の確立を目指し、ビジネス[70]や教育・研究[71]、文化芸術[72]・スポーツ等の広い分野で取組を深化させる。

（持続可能な形での観光立国の復活）

訪日外国人旅行消費額が本年第１四半期に１兆円を超えるなど、我が国の成長戦略の柱、地域活性化の切り札である観光について、新たな「観光立国推進基本計画」[73]に基づき、持続可能な観光地域づくりやインバウンド回復、国内交流拡大に戦略的に取り組む。

---

[61] 大学院で高度情報専門人材を育成する国立大学法人における情報系学部定員の柔軟化や、必要教員数の算入方法の柔軟化を踏まえた実務家教員の登用促進、高等専門学校における半導体等の成長分野に関する地域ニーズに合った人材育成等を含む。
[62] ＳＳＨ：スーパーサイエンスハイスクール。
[63] 日本の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生のうち、日本国内で就職した割合（日本国内進学者を除く。）。
[64] 海外大学で単位や学位の取得を目指す学生について海外派遣を大幅に拡大するため官民一体となって構造的・抜本的な方策の実施を進め、その成果の発現・進捗に沿って給付型奨学金を着実に拡充するなど、官民一体での経済的支援の充実、官民協働による「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」の発展的推進やオンラインの活用等を含む中学・高校段階からの交流・派遣の推進、高専生の海外派遣の促進、教員の指導力強化やデジタルを活用したパフォーマンステストの実施促進を含む初等中等教育段階からの英語教育・国際理解教育の推進等。
[65] 国費留学生制度の地域・分野重点化など時代に即した戦略性を持った見直し、留学生の授業料設定柔軟化や現行制度と整合的な定員管理の弾力化、キャンパス等の質及び魅力の向上、適切な在籍管理等。
[66] 在留資格制度の見直し、企業への就職円滑化と定着の促進等。
[67] 大学が徹底した国際化に継続的に取り組む環境整備、国際化を先導する大学の認定制度の創設、国際的な教育環境を実現するための調査研究の実施、インターナショナルスクールに関する学校間接続の円滑化等、国際的な中等教育機関の整備推進・運営支援、国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の輸出等。
[68] 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ＜Ｊ－ＭＩＲＡＩ＞（第二次提言）」（令和５年４月27日教育未来創造会議決定）に基づく。
[69] 令和５年５月30日観光立国推進閣僚会議決定。
[70] 国際会議の開催件数について、2030年までに世界５位以内を目指すとともに、国際展示会・見本市の外国人参加者数を、2025年までにコロナ前より２割増加させること。
[71] 海外からの研究者の受入れ数について、2025年までにコロナ前より２割増加させること。
[72] 世界のアート市場で我が国の売上額シェアを引き上げ、2025年までにグローバル・セブンに食い込むこと。
[73] 令和５年３月31日閣議決定。

我が国固有の温泉・旅館・食・文化・歴史などの観光資源・文化資源の連携による磨き上げを図りつつ、地域社会・経済に好循環を生む持続可能な観光地域づくりの取組を全国で展開し、宿泊施設改修や面的ＤＸ化等の観光地・観光産業の再生・高付加価値化について、複数年度にわたる計画的・継続的な支援策を活用して推進するほか、官民ファンドによる事業再生支援等に取り組む。観光地のマネジメント体制構築を支援[74]するほか、観光ＤＸ・ＧＸ[75]、待遇改善や外国人材活用による人材不足対策、スタートアップ支援等を推進する。

訪日外国人旅行消費額５兆円の早期達成に向け、アドベンチャーツーリズム等の特別な体験の提供等の支援、新たな観光コンテンツ創出[76]、文化財等の夜間活用、民間活力等による国立公園・国民公園[77]や公的施設の魅力向上、医療ツーリズムの推進、高付加価値旅行者の誘客の集中的支援、航空便回復[78]・ＣＩＱ等[79]の受入環境整備、伝統芸能等における外国人対応の推進、クルーズの再興と拠点形成、観光地へのアクセス向上、消費税免税制度の適正利用の促進、観光外交の推進を含む戦略的なプロモーション、日本酒・焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への早期登録、ＭＩＣＥ誘致・開催、ＩＲ整備[80]、アウトバウンド[81]・国際相互交流の拡大等を強力に推進する。

国内交流拡大のため、官民で連携してワーケーションや第２のふるさとづくり等を推進するほか、観光・交通事業者と連携して平日の旅行等を促進する。

（高度人材等の受入れ）

世界に伍する水準の新たな在留資格制度（特別高度人材制度（J-Skip）・未来創造人材制度（J-Find））[82]の活用を進めるとともに、「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」を踏まえ、税制や規制などの制度面も含めた課題の把握・検討を行い、必要な対応を行うことを含め、高度外国人材等の呼び込みに向けた制度整備[83]を推進する。特定技能制度の受入れ分野の追加について、分野を所管する行政機関が人手不足の状況等を示し、法務省を中心に適切な検討を行う。

（技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討）

技能実習制度及び特定技能制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリア

---

[74] 観光客の受入れ増加に伴う混雑・マナー違反等の未然防止に取り組む。
[75] 観光関連施設の再生可能エネルギーの活用や環境への負荷が少ない交通手段の利用促進等の観光分野におけるＧＸの取組。
[76] 地域の伝統行事や温泉等の持続・発展のための関係団体による調査研究や情報発信への協力、地方誘客に効果の高いコンテンツの整備による長期滞在やワーケーションの促進等を含む。
[77] 北の丸公園等について、科学技術を含めた現代的な文化・情報発信拠点等とするための機能強化を図る。
[78] 空港におけるグランドハンドリング・保安検査体制の強化等を含めた航空・空港関連企業の経営基盤強化を含む。
[79] スマートレーン等の最先端技術によるFAST TRAVELの推進など搭乗関連手続の円滑化や、相互事前旅客情報システム（ｉＡＰＩ）の導入等による厳格な出入国管理と革新的で円滑な出入国審査等の実現を含む。
[80] ＩＲ整備に際しては厳格なカジノ規制を行う。
[81] パスポートの取得促進を含め官民連携による魅力的なキャンペーン等により日本人の海外旅行を推進する。
[82] 「特別高度人材制度」は、学歴又は職歴と年収が一定以上の者に「高度専門職」の在留資格を付与し、優遇措置を拡充した制度。「未来創造人材制度」は優秀な海外大学の卒業生が最長２年間の就職活動等ができる制度。両制度は本年４月に創設。
[83] 国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）の呼び込みに向け、ビザ・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、本年度中の制度化を行うこと、外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）について自治体に代わって国認定のベンチャーキャピタル等が起業準備活動計画についての確認手続を行う仕組みの本年内の創設や最長在留期間延長の検討など利便性向上を図ること等。

アップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすいものとするとともに、人権侵害等の防止・是正等を図り、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における中間報告書を踏まえ、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、制度を見直して適正化を図った上で引き続き活用していくなどの方向で検討することとし[84]、さらに今後の有識者会議の議論等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

（資産運用立国・国際金融センター等の実現）

2,000兆円の家計金融資産を開放し、日本の金融市場の魅力を向上させ、世界の金融センターとしての発展を実現すべく、取組を進める。企業価値向上に向けて、コーポレートガバナンス改革の実質化に取り組む。アジアにおけるＧＸ金融ハブを形成すべく、ＣＯ２排出量を含む企業データの集約やＡＳＥＡＮ等で官民関係者が参画する「アジアＧＸコンソーシアム（仮称）」の組成などの取組を進める。さらに、地域でのＧＸ投融資を促すため、地方自治体と地域企業、金融機関等による推進協議体の設置等を支援する。金融行政・税制のグローバル化の観点から、拠点開設サポートオフィス及びFinTechサポートデスクの機能と体制を強化するとともに、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。また、銀証ファイアウォール規制[85]の在り方につき検討を行う。さらに、「資産運用立国」の実現を目指し、資産運用業等の抜本的な改革の一環として、日本独自のビジネス慣行・参入障壁の是正や、新規参入に係る支援の拡充等を通じた競争の促進に取り組む。これら一連の取組につき、海外主要メディアへの広報チャンネル拡大や、集中的に海外金融事業者を日本に招致する「Japan Week（仮称）」の立ち上げを含む国内外でのプロモーションイベントの開催等、情報発信を効果的・戦略的に実施する。

また、企業のノウハウや顧客基盤等の知財・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度（「事業成長担保権」）を検討し、早期の法案提出を目指す。消費者にとって利用しづらい金融サービスや手続を網羅的に点検し、消費者の利便性向上の観点から必要なものについて改善を求める[86]。

---

[84] あわせて、以下の方向で検討する。
①外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築：外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させるようにする。
②受入れ見込数の設定等の在り方：新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等については、透明性や予見可能性を高める。
③転籍の在り方：新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点に留意する。
④管理監督や支援体制の在り方：監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要であるが、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、その要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団体等にはインセンティブを与える。外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引き続き活用する。過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出機関の排除、送出機関の適正化に向けて、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組の強化等、更なる対応を行う。
⑤外国人の日本語能力向上に向けた取組：就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組み（「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和５年法律第41号）」において創設予定の日本語教育機関の認定及び認定日本語教育機関の教員の資格の活用方策を含む。）を設ける。

[85] 金融グループの銀行・証券間で、顧客の非公開情報を同意することなく共有することを禁止する規制。

[86] 小切手の全面的な電子化に向けたフォローアップも含む。

３．少子化対策・こども政策の抜本強化

（加速化プランの推進）

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第３位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンスである。このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民連携による投資の促進を進めることで、安定的な経済成長の実現に先行して取り組む。次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという３つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を推進する。なお、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。

具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の３年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」（児童手当の拡充[87]、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（妊娠期からの切れ目ない支援の拡充[88]や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度[89]（仮称）」の創設など）[90]、「共働き・共育ての推進」（男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援）とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」[91]を、「「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保」を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。

こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども１人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する[92]。

---

[87] 所得制限を撤廃、支給期間について高校生年代まで延長、第３子以降３万円。
[88] 手続等のデジタル化も念頭に置いた伴走型相談支援の制度化、プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等を含む。
[89] 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。
[90] 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充、幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設等全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充のほか、新・放課後子ども総合プランの着実な実施、多様な支援ニーズへの対応（社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援）。
[91] 優先案内や専門レーンの設置、公共交通機関等において妊産婦、乳幼児連れの方を含めた配慮が必要な方に対する利用者の理解・協力の啓発等。
[92] 「こども・子育て予算倍増に向けた大枠」に加え、「こども・子育て政策が目指す将来像とＰＤＣＡの推進」について、

（こども大綱の取りまとめ）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法[93]に基づき、幅広いこども施策に関する今後５年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。

こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、国や地方公共団体の政策決定プロセスへのこどもや若者の参画、意見の反映促進、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。このため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を策定し、全てのこどもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進するほか、職員配置基準の改善も見据え、保育人材の確保の強化と現場の負担軽減を図るとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組む。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進する。「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を策定し、多様なこどもの居場所づくりやこどもと居場所をつなぐ仕組みを構築する。流産、死産を経験された方への相談支援、産後ケアの人材育成、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査、乳幼児健診を始めとする母子保健対策の推進、予防のためのこどもの死亡検証（ＣＤＲ）など、産前産後の支援を充実するとともに、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版ＤＢＳ）の導入やこどもが安全・安心に成長できる環境の構築に取り組む。希望する人の結婚支援（伴走型のマッチング支援等）及び妊娠・出産支援を始め地方自治体等が行う取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充するとともに、ライフプラン研修等を行う事業者を支援する。

誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法[94]の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。また、就業支援や養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流の推進などひとり親支援の推進、こども食堂、こども宅食・フードバンク等への支援を始めとした、こどもの貧困解消や見守り強化を図るほか、食育を推進する。こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもの地域の支援基盤の強化を図る。さらに、こども政策ＤＸを推進する[95]。

こども・子育て政策の抜本強化に向け、縦割りを超え、多様な施策とこども政策との連携を図る必要がある。このため、少子化時代における質の高い公教育の再生の強力な推進

「こども未来戦略方針」に基づいて具体的な取組を進める。

[93] 令和４年法律第77号。

[94] 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号）。

[95] 母子健康手帳のデジタル化などを含む。

を図る。学校給食無償化の課題整理等を行う。また、子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進するとともに、移動しやすい環境整備など公共交通・観光、公共インフラ等の面での気運醸成を強力に進める。

４．包摂社会の実現

（女性活躍）

女性版骨太の方針2023[96]に基づき、Ｌ字カーブの解消に資するよう、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて、プライム市場上場企業を対象とした女性役員に係る数値目標[97]の設定やその達成を確保する仕組みの導入など女性登用の加速化、女性起業家の育成・支援等を進めるとともに、多様な正社員の普及促進や長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援等の多様で柔軟な働き方の推進、仕事と家庭の両立に向けた男性の育児休業取得の促進やベビーシッター・家事支援サービス利用の普及、男女間賃金格差の更なる開示の検討、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、非正規雇用労働者の正規化や処遇改善、女性デジタル人材の育成[98]、地域のニーズに応じた取組の推進[99]、就業支援や養育費の確保を含めたひとり親家庭支援など女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を強化する。ＩＴ分野を始め理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性の割合向上に向け、女子中高生の同分野の学びや分野選択の促進など産学官連携で地域一体となった取組等を加速するとともに、大学の上位職への女性研究者登用を促進する取組を強化する。ＤＶ対策、性犯罪・性暴力対策[100]、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律[101]の円滑な施行、事業主健診の充実、フェムテックの利活用やナショナルセンター機能の構築を含めた女性の健康支援、ＷＰＳ[102]等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する。

（共生・共助社会づくり）

人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する[103]。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの

---

[96]「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和５年６月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）。

[97] 2025年を目途に、女性役員を１名以上選任するよう努める。2030年までに、女性役員の比率を30%以上とすることを目指す。

[98]「女性デジタル人材育成プラン」（令和４年４月26日男女共同参画会議決定）の実行を含む。

[99] 独立行政法人国立女性教育会館について、男女共同参画センターへの支援機能の強化等に向け、2024年通常国会への関連法案の提出を目指す。

[100] 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号）及び改正児童福祉法に基づく対策を含む。

[101] 令和４年法律第52号。

[102] 女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security）。2000年10月31日、国際連合安全保障理事会（安保理）は、国際紛争の予防・解決・平和構築・平和維持のあらゆるレベルにおいて女性を「積極的主体」として位置付けた女性・平和・安全保障に関する決議第1325号（S/RES/1325(2000)）を全会一致で採択している。

[103] 動物愛護管理を通じた生命尊重や人の生命・身体等の保全の取組を含む。

街づくりや心のバリアフリーの取組[104]の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。さらに、認知症の人や家族に対する支援、障害者の地域生活の支援、生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する支援、官民協働の支援体制構築等困難な問題を抱える女性支援の強化、労働者協同組合の活用促進、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護、無戸籍者の解消、性的マイノリティに関する正しい理解や社会全体が多様性を受け入れる環境づくりの促進等を図る。また、外国人との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等[105]に基づき、マイナンバーカードと在留カードの一体化のほか、関係省庁の連携により、政府の新たな重要課題である外国人材の受入れ・共生の基盤となる日本語教育機関認定法[106]の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の大幅な強化・拡充[107]や地域の日本語教育の体制づくり、外国人児童生徒等の就学促進等に取り組む。また、改正入管法[108]に基づく長期収容・送還忌避の課題解消に向けた取組とともに、難民に準じて庇護すべき者に対して適切な支援を実施する。

寄附やベンチャー・フィランソロフィー[109]を促進するなど公的役割を担う民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展を図る。公益社団・財団法人制度を改革するため、2024年通常国会への関連法案[110]の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。伴走支援の充実等の休眠預金等活用法[111]施行５年後の見直し[112]に即してその円滑な実施に取り組むとともに、社会経済情勢の変化に応じ機動的な休眠預金の活用を図る。ＮＰＯ法[113]に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、ＮＰＯ法人の活動促進に向けた環境整備を進めるとともに、地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットフォームの活用など官民による協働の促進を図る。

（就職氷河期世代支援）

今年度から２年間の「第二ステージ」において、これまでの支援の成果等を踏まえて強化した施策を着実に実施し、地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援や、個々人の状況に合わせた丁寧な寄り添い支援を行う。あわせて、公務員での採用を推進するほか[114]、「第二ステージ」から開始した独立行政法人等での採用の促進に取り組む。さらに、就職氷河期世代の実態の把握を図りつつ、「第

---

104 交通事業者の接遇向上、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進等。
105 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和５年度改訂）」（令和５年６月９日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）及び「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和５年度一部変更）」（令和５年６月９日同会議決定）。
106 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律。
107 日本語教育機関認定法の着実な実行に向けて、在留外国人の増加等を踏まえ、日本語教育環境整備のための専門部署の十分な体制の拡充、法務省と文部科学省の一体的な制度の運用に必要な体制の強化を行うことを含む。
108 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和５年法律第56号）。
109 ベンチャーキャピタル等の手法を用いて、非営利組織や社会的企業に対し中長期にわたり資金提供や経営支援を行うことにより、社会的インパクトの最大化を目指す支援の方法。
110 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」（令和５年６月２日）に基づく。
111 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）。
112 「休眠預金等活用法の５年後見直しの対応方針」（令和４年12月16日内閣府）に基づく。
113 特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）。
114 国家公務員での採用に取り組むとともに、地方公務員での積極的な採用が行われるよう国として要請していく。

ーステージ」の総括的検証を踏まえた施策の見直し等を行い、より効果的な支援に取り組む。

（孤独・孤立対策）

孤独・孤立対策推進法[115]に基づき、国・地方の孤独・孤立対策を強化する。特に、孤独・孤立対策推進本部など安定的・継続的な実施体制の整備、国・地方における官民の連携・協働及び一元的な相談支援体制の本格実施に向けた環境整備を促進する。また、孤独・孤立に関する普及啓発活動の集中実施やサポーター養成の仕組みの創設、民生委員・児童委員活動の推進など支援を求める声を上げやすく声を掛けやすい環境づくりを進め、孤独・孤立対策に関するＮＰＯ等の諸活動について、複数年契約の普及促進等による継続的な支援及び支援者支援など新たな支援策の具体化に取り組む。実態調査結果等を踏まえ、全省庁で孤独・孤立対策の視点を入れて施策を推進する。日常の様々な分野で緩やかなつながりを築ける多様な「居場所」づくりなど孤独・孤立の「予防」、アウトリーチの取組、社会的処方の活用、ひきこもり支援、新大綱[116]に基づく自殺総合対策など重点計画[117]の施策を着実に推進する。

５．地域・中小企業の活性化

（デジタル田園都市国家構想と「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現）

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、総合戦略[118]に基づき、従来の地方創生の取組にデジタルの力を活用して加速させるとともに、今夏に策定する新たな「国土形成計画」に基づき、「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向け、デジタルとリアルが融合した地域生活圏[119]の形成や交通とデジタルによるネットワークの強化を進め、デジタル田園都市国家構想を国土形成に展開する。東京一極集中の是正に向け、地方創生の取組と連携し、地方と東京の相互利益となる分散型国づくりを進める。

地域の個性や魅力をいかす地域ビジョンの実現に向け、スマートシティ・スーパーシティ、「デジ活」中山間地域[120]等[121]のモデル地域ビジョンに係る施策間・地域間連携や交通活性化等の重要施策分野等に関するフォローアップと施策の充実を図り、官民の取組を政府一丸で支援する。優良事例を支えるサービス・システムの効果的・効率的な横展開やDigi田甲子園[122]による機運醸成など重点課題[123]に係る取組を深化し、年内に総合戦略を改訂する。

空飛ぶクルマを推進するほか、ドローン、自動運転等の実装と面的整備に向け「デジタ

---

115 令和５年法律第45号。2024年４月１日施行。
116 「自殺総合対策大綱」（令和４年10月14日閣議決定）。
117 「孤独・孤立対策の重点計画」（令和４年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）。
118 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月23日閣議決定）。
119 人口減少が加速する地方において、人々が安心して暮らし続けられるよう、日常的な生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップやデジタルの徹底活用により、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域。
120 地域資源やデジタル技術を活用し、農林水産業を軸に、教育・文化、医療・福祉、物流等様々な分野と連携して活性化を図る中山間地域。
121 デジタル田園健康特区を含む。
122 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた地域のデジタル実装の取組を広く募集し、特に優れたものを表彰する仕組み。
123 「当面の重点検討課題」（令和５年６月16日デジタル田園都市国家構想実現会議決定）。

ルライフライン全国総合整備計画」を年度内に策定し、2024年度にはドローン航路や自動運転支援道[124]の設定を開始し、先行地域での実装を実現する。また、デジタル実装の前提となる５Ｇ、光ファイバ等のデジタル基盤について全国津々浦々で整備を推進するとともに、デジタル人材育成[125]を推進し、改訂整備計画[126]に基づき、ＧＩＧＡスクール構想に資する通信環境の年度内の全学校整備、非地上系ネットワークの展開、データセンター地方拠点や海底ケーブル等の整備、Beyond５Ｇの研究開発等を進める。

デジタル推進委員の相談体制の充実など誰一人取り残されないための取組を推進する。

（「シームレスな拠点連結型国土」の構築と交通の「リ・デザイン」）

広域的な人口・諸機能の分散と連結強化等を進め、コンパクト・プラス・ネットワークを深化・発展させ、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指す。

地域生活圏の形成等に向け、中心市街地を含む地方都市等の再生や競争力強化、公園の利活用等による人中心のコンパクトな多世代交流まちづくり[127]とその高度化[128]、公共交通施設等のバリアフリー、通学路等の交通安全対策、道の駅の拠点機能強化、自転車等の利用環境の向上等を進めるとともに、戦略的なインフラメンテナンスの取組を加速化する。地域公共交通については、改正法[129]の円滑な施行等あらゆる政策ツールを総動員するとともに、国の執行体制の強化を図る。ＭａａＳ等の交通ＤＸ・ＧＸ、地域経営における連携強化、ローカル鉄道の再構築[130]、地域の路線バスの活性化など「リ・デザイン」の取組を加速化するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現に資する幹線鉄道ネットワークの地域の実情に応じた高機能化・サービスの向上、ラストワンマイルの移動手段であるタクシーや自家用有償旅客運送に関する制度・運用の改善等を通じて、豊かな暮らしのための交通を実現する。

中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展と「全国的な回廊ネットワーク」の形成を通じた交流・連携の強化、国際競争力の強化のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、港湾等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、航空ネットワークの維持・活性化[131]、モーダルコネクトの強化、造船・海運業等の競争力強化[132]等に取り組む。加えて、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う。また、リニア中央新幹線等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」を形成し、地方活性化や国際競争力強化を推進する。リニア中央新幹線について、水資源、環境保全等の課題解決に向けた取組[133]を取りまとめ、品川・名古屋間の早

---

[124] 高速道路における物流トラックを対象とした路車協調システム等による自動運転の支援を含む。
[125] デジタル推進人材について、2022年度から2026年度までに累計230万人の育成を目指す（総合戦略）。
[126] 「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（令和４年３月29日総務省策定、令和５年４月25日総務省改訂）。
[127] 居住や都市機能の誘導による立地適正化、都市防災対策等による都市環境の質的向上、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり等により推進。
[128] 都市開発・維持管理の効率化や地域政策の高度化、新産業の創出に向け、建築ＢＩＭ、ＰＬＡＴＥＡＵ等による「建築・都市のＤＸ」の取組、不動産関係ベース・レジストリの整備・活用に関する地理空間情報活用推進会議における検討結果を踏まえた戦略的な不動産ＩＤ等による幅広い分野での新サービス創出等を推進。
[129] 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第18号）。
[130] 上下分離を含めた地方自治体と鉄道事業者等の連携・協働。
[131] 空港の機能強化を含む。
[132] 旅客航路の維持・活性化を含む。
[133] 国土交通省が設置した有識者会議において、2021年に大井川の水資源への影響に関する中間報告を取りまとめるとともに、現在、生態系等の環境の保全について、科学的・客観的な観点から議論を行っている。

期整備を促進するとともに、開業に伴う東海道新幹線の輸送余力を活用した東海エリアの利便性向上・地域にもたらす効果等について調査分析を行う。全線開業の前倒し[134]を図るため、建設主体が本年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるよう、沿線自治体と連携して、必要な指導・支援を行う。

また、運輸分野におけるモード横断的な安全対策や人材確保・育成に取り組む。

（個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大）

個性をいかした地域づくりに向けて、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や奄美、小笠原、半島、離島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。沖縄が「強い沖縄経済」を実現し、日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業や北部・離島地域の振興、沖縄健康医療拠点の整備[135]を始めとした基地跡地の利用、こどもの貧困対策、クリーンエネルギー導入、スタートアップ支援[136]、人材育成[137]等の沖縄振興策を国家戦略として総合的・積極的に推進する。新たな「北海道総合開発計画」を年度内に策定し、我が国のエネルギー供給基地も担うゼロカーボン北海道の実現、食と観光を担う生産空間の維持・発展、デジタル産業の集積促進、北方領土隣接地域の振興等、北海道開発を推進する。ウポポイを拠点に文化振興等に取り組み、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する。

人の流れを創出するため、若者の地方移住への支援を強化するとともに、地域と企業の連携を促進しつつ、地方拠点強化税制を活用し企業の地方移転を促す。関係人口の創出・拡大や、テレワーク活用による転職なき移住、二地域・多地域居住等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の環境整備を進めるとともに、地域おこし協力隊等自治体への人的支援の充実や地域企業へのマッチング支援等により地域への人材還流を促す。地域の稼ぐ力の向上に向け、産学官金連携により地域の経済循環を担う地域密着型企業の立ち上げ等を促進[138]する。

（物流の革新）

2024年度から時間外労働の上限規制が運転手に適用され物流への影響が懸念される「物流2024年問題」の解決等に向け、持続可能な物流を実現すべく、「物流革新に向けた政策パッケージ」[139]に基づき、道路・港湾・貨物鉄道・倉庫等の物流拠点・ネットワークの災害対応能力を含む機能強化、モーダルシフトなど物流ＧＸ[140]、物流ＤＸ[141]・標準化等[142]による「物流の効率化」、荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減に向けた規制的措置の導入、トラック法[143]に基づく荷主等への要請・勧告制度の実効性向上[144]等による「商慣行の見

---

134 リニア中央新幹線については、2016年、建設主体の当時の2045年の東京・大阪間の全線開業計画について全線開業までの期間の最大８年間前倒し（最速2037年）を図るため、財政投融資を活用して2016年、2017年の２年間で３兆円の長期、固定、低利の貸付けを行った。
135 2024年度末までの完了を目指す。
136 沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ）における新たなスタートアップ創出拠点の整備等。
137 産業成長を牽引する人材や児童・生徒の県内外国人家庭との交流を通じた外国語能力等を持つ人材の育成を含む。
138 令和５年度から、「ローカルスタートアップ支援制度」を創設。
139 令和５年６月２日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定。
140 省エネ化に資する車両や船舶の導入、物流施設等の省エネ・脱炭素化、カーボンニュートラルポート等。
141 自動運転、ドローン物流、バース予約システム、求貨求車マッチングや自動倉庫、ＡＩターミナル、サイバーポート等。
142 高速道路のトラック速度規制の引上げに向けた調整を含む。
143 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）。令和５年改正により荷主等への要請・勧告制度等が期限延長。
144 「トラックＧメン（仮称）」の設置に向けた監視体制の強化を含む。

直し」、再配達削減を含む荷主や消費者の「行動変容を促す仕組みの導入」等の抜本的・総合的な対策を一体的に進め、物流の生産性向上等を推進する。このため、次期通常国会での法制化も含め、荷主への規制的措置など中長期的に継続して取り組むための枠組みを整備する。

（中堅・中小企業の活力向上）

地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高100億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、Ｍ＆Ａや外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。また、ＧＸ、ＤＸ、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築[145]・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する１万者の支援[146]を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

これらによるサプライチェーンの付加価値の増大とともに、その適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」を推進するほか、優越的地位の濫用に関する特別調査、重点５業種に対する立入調査の実施等、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する[147]。また、実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめる。加えて、インボイス制度の円滑な導入やサイバーセキュリティ対策を支援する。

さらに、感染症の影響等への対応で債務が増大している中小企業等の収益力改善・事業再生・再チャレンジの支援を強化する。具体的には、官民金融機関や信用保証協会等による経営支援の強化、返済猶予等の資金繰り支援、資本性劣後ローンの活用等を通じた資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。地域交通や観光・宿泊業等の事業再生等を重点的に支援する。加えて、早期の事業再生等を促す環境を整備するため、経営者保証に依存しない融資慣行を推進する。

また、新しい事業に取り組むフリーランスを含む個人事業主に対する経営や財務戦略についての経営者教育に取り組む。

（文化芸術・スポーツの振興）

文化芸術と経済の好循環による活動基盤強化と持続的発展を加速し、心豊かで多様性と活力のある文化芸術立国を実現する[148]。このため、我が国が誇るソフトパワーや日本遺産等の地域の有形・無形の伝統的・現代的な文化芸術資源・コンテンツの魅力の掘り起こし、

[145] 出版業及び書籍・雑誌小売業などの産業構造転換等も支援。
[146] 「新規輸出１万者支援プログラム」（令和４年12月16日開始）。
[147] 約束手形の利用廃止に向けたフォローアップも含む。
[148] 「第２期文化芸術推進基本計画」（令和５年３月24日閣議決定）等に基づく。

磨き上げや強靱化、国際文化交流とそれを通じた平和・絆・安全保障への寄与、国内外への発信強化、クールジャパン戦略の展開[149]、民間資金や著作権制度改革を含む文化ＤＸの活用等[150]を推進する。文化庁の京都移転を機に、文化芸術による地方創生や文化芸術のグローバル展開等の強化に向け、日本博2.0の全国展開、食文化や建築文化、生活文化、書籍を含む文字・活字文化、文化観光等による新たな価値創造、社会全体で文化財を支える保存・活用の充実と官民連携等[151]の推進を図る。舞台芸術の地方公演等での統括団体等を通じた総合的な活動支援等[152]を含め、こどもや障害者等の文化芸術教育、鑑賞・体験機会の充実を図る。新国立劇場など国際拠点となる国立文化施設や博物館・美術館等のグローバル展開を含む機能強化、アート市場の活性化、メディア芸術ナショナルセンター構想の推進や、トップ芸術家や伝統芸能の担い手の育成等を含め、文化芸術の成長産業化[153]を図る。世界のコンテンツ産業の成長を睨み、広い意味でのクリエイターの支援を進めていく。国立公文書館の機能強化等[154]を進める。

障害の有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツに親しみ、その価値を実感できる、活力ある、絆の強い社会を実現[155]する。このため、地域の実情に応じた地域スポーツ環境の総合的な整備[156]を推進する。スポーツ振興と地方創生の好循環の加速化と、スポーツの成長産業化を図る。その際、武道・スポーツツーリズムや日本らしいスポーツホスピタリティ[157]を取り入れたスポーツ・健康まちづくりの全国展開、民間資金の活用やスポーツＤＸの推進[158]、指導者や活動団体の育成等を図る。また、持続可能な国際競技力の向上やスポーツ界のガバナンス強化を図る。

第３章　我が国を取り巻く環境変化への対応

１．国際環境変化への対応

（１）外交・安全保障の強化

ロシアのウクライナ侵略など、国際秩序が重大な挑戦にさらされる歴史の転換期にあって、Ｇ７広島サミットの成果も踏まえ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持のための外交を積極的に展開する[159]。Ｇ７が結束し、食料、保健など地球規模課題等への取組を進め、いわゆるグローバル・サウスへの関与を強化するとともに、対露制裁並びに

---

149 「知的財産推進計画2023」（令和５年６月９日知的財産戦略本部決定）に基づく。
150 デジタル技術を活用した文化芸術活動等の振興を含む。
151 国立文化財修理センターの整備など文化財の匠プロジェクトの充実、地域の誇りである城郭の安定的な修理・活用、皇居三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開等を含む。
152 劇場・音楽堂等への支援を含む。
153 映像作品のロケ誘致活動やｅスポーツ（コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称）等、文化関連産業の振興を含む。
154 国立公文書館、博物館、美術館等が所蔵する公文書や資料等のデジタルアーカイブ化の推進を含む。
155 2025年第25回夏季デフリンピック競技大会の開催も契機として取り組む。
156 地域スポーツの推進体制の構築、指導者の量と質の確保、安全確保の体制づくり、学校体育施設の有効活用等。
157 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて創出されたレガシーの一つで、「する・みる・ささえる」スポーツを行う人々が、そこに「あつまる」ことで、これまで以上に「より良く楽しむ」ことを可能とする取組・行為全般を示す。
158 バーチャルスポーツの推進、先端技術によるコンディショニング環境の向上を含む。
159 本年５月20日のＧ７広島首脳コミュニケでは、「我々は、国際社会の安全と繁栄に不可欠な台湾海峡の平和と安定の重要性を再確認する。台湾に関するＧ７メンバーの基本的な立場（表明された「一つの中国政策」を含む）に変更はない。我々は、両岸問題の平和的解決を促す。」と明記した。

ウクライナ及び周辺国への強力な支援を推進する[160]。「核兵器のない世界」に向け、「ヒロシマ・アクション・プラン」[161]の着実な実施等を通じ、核を含む軍縮・不拡散に向けた国際的な取組を主導する。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米同盟を基軸に、米豪印や韓国を始め各国・地域との協力連携を進める。特に我が国のアジア外交の中心に据え、長年の貢献により、相互信頼関係を築いてきたＡＳＥＡＮとは特別首脳会議[162]を機に将来のビジョンと幅広い協力を打ち出し[163]、包括的かつ戦略的関係を深める。太平洋島しょ国とも太平洋・島サミットを通じ関係強化を図る。

「開発協力大綱」[164]に基づいて、開発協力を効果的・戦略的かつ適正に実施していくことを踏まえ、様々な形でＯＤＡを拡充し、実施基盤の強化のための必要な努力を行う[165]。ＯＳＡ[166]を戦略的に推進し、強化する。安保理改革を含む国連の機能強化、国際機関邦人職員の増強、国際裁判を含む国際法に基づく紛争解決、人権、ＷＰＳ、人間の安全保障、親日派・知日派の育成、領土・主権等に係る対外発信等の課題に取り組む。北朝鮮との関係では、日朝平壌宣言に基づき、拉致[167]、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す。

合理化・効率化を図りつつ、外交の基盤となる人的体制の強化や財政基盤の整備[168]、緊急時の邦人保護体制を含む在外公館の強靱化、領事サービスの向上、デジタル化・情報防護の強化を含め、外交・領事実施体制を抜本的に強化し、外交力の強化を図る。

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対応すべく、「国家安全保障戦略」等[169]に基づき、2027年度までの５年間で防衛力を抜本的に強化する。その際、スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力、無人アセット防衛能力、領域横断作戦能力、指揮統制・情報関連機能、機動展開能力・国民保護、持続性・強靱性の７つの柱を重視し、現有装備品を最大限有効に活用するため、可動状況の向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、統合運用体制を含め、将来の中核となる能力を強化する。

日米同盟の抑止力と対処力を強化するとともに、同志国等との連携を強化する。

装備品の安定的な調達を確保するため、防衛生産・技術基盤を国内において維持・強化する。防衛生産基盤強化法[170]の着実な執行等により、力強く持続可能な防衛産業の構築、様々なリスクへの対処、防衛装備移転の推進を図るとともに、画期的な装備品等を他国に先駆けて実現する研究開発、民生の先端技術の積極的な活用に取り組む。

優秀な人材の確保、生活・勤務環境の改善や処遇の向上等を通じて人的基盤を強化するほか、衛生機能を強化する。また、在日米軍再編及び基地対策の推進等を図る。

---

[160] ウクライナ経済復興推進準備会議において、官民による「日本ならでは」の復興支援策を検討。
[161] 2022年８月の第10回ＮＰＴ運用検討会議において岸田総理が発表。
[162] 本年12月中旬に東京で日ＡＳＥＡＮ友好協力50周年特別首脳会議を開催予定。
[163] 人的交流、文化・知的交流等の取組を含む。
[164] 令和５年６月９日閣議決定。
[165] ＪＩＣＡによる人材育成等の協力を含む。
[166] ＯＳＡ（政府安全保障能力強化支援）：同志国の安全保障能力・抑止力の向上を目的として、装備品・物資の提供やインフラの整備等を行うもの。
[167] 本年１月23日第211回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説では「中でも、最重要課題である拉致問題は深刻な人道問題であり、その解決は、一刻の猶予も許されません。」と表明した。
[168] 急激な為替変動等の影響への速やかな対応を含む。
[169] 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（令和４年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）。
[170] 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第54号）。

防衛力の抜本的強化等の財源については「防衛力整備計画」[171]等に沿って、機動的・弾力的な対応を含め確保する。その際、各年度の予算編成過程において、歳出改革の継続、税収等の動向や歳出の不用等の結果生じる決算剰余金の活用、外国為替資金特別会計からの繰入れ等により4.6兆円が確保された税外収入の更なる確保に努める。「令和６年以降の適切な時期とする」[172]とされている税制措置の開始時期については、令和７年以降の然るべき時期とすることも可能となるよう５兆円強の確保を目指す税外収入の上積みやその他の追加収入を含めた取組の状況を踏まえ、柔軟に判断する。

防衛力のみならず、外交力・経済力を含む総合的な国力を活用するという考えの下、防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の４つの分野における取組を関係省庁の枠組みの下で推進し、総合的な防衛体制を強化する。

サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国並みに向上させるため、政府のサイバーセキュリティの強化を図るとともに、能動的サイバー防御の実施に向けた体制を整備する。政府外の機関との連携の強化を含む偽情報対策等の情報戦対応や対外発信、人的情報を含む情報収集・分析に係る我が国の体制と能力を強化する。南西地域を含む住民の迅速かつ安全な避難を実現すべく、様々な種類の避難施設の確保等を含め、国や地方公共団体等が協力して、住民を守るための取組を進めるなど、国民保護のための体制を強化する。

「海洋基本計画」[173]に基づき、海洋状況把握等による総合的な海洋の安全保障等の取組を推進するほか、「海上保安能力強化に関する方針」[174]に基づき、巡視船等の増強・更新、運航費の確保、無操縦者航空機等の新技術の活用推進、警察・自衛隊、外国海上保安機関等との連携協力の強化、人材育成等を進める。「宇宙基本計画」[175]に基づき、自衛隊等による宇宙利用を強化するなど、宇宙の安全保障に関する総合的な取組を強化する。

（２）経済安全保障政策の推進

我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済面から確保する観点から、経済活動の自由との両立を図りつつ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等に向けて必要な経済施策を総合的、効果的かつ集中的に講じていく。その際、同盟国・同志国等との連携を強化するとともに、各産業等が抱えるリスクを継続的に点検し、政府一体となって必要な取組を行う。

経済安全保障推進法[176]の着実な実施と取組の更なる強化を行う。

重要な物資のサプライチェーンについて不断の点検・評価を行った上で、把握された課題への対応を検討し、安定供給確保のために必要な措置を着実に講ずる。国民の生存や国民生活・経済活動にとって重要な物資の製造等を担う民間企業への資本強化を含めた支援の在り方について、更に検討を進める。

---

171 「2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの本計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとする。」

172 「令和５年度税制改正の大綱」（令和４年12月23日閣議決定）。

173 令和５年４月28日閣議決定。

174 令和４年12月16日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定。

175 令和５年６月13日閣議決定。

176 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）。

先端的な重要技術の育成に向け、新たに支援対象とするべき技術を示し、官民の伴走支援の下で着実に研究開発を行いつつ、切れ目なく強力な支援を実現する。安全・安心に関するシンクタンクにおいて経済安全保障推進法に基づく調査研究を着実に実施すべく、本格的な設立準備を進め、政府における調査研究を充実させる。

基幹インフラの事前審査制度及び特許出願の非公開制度の2024年春の円滑な施行に向け、必要な周知等を行うとともに、関係省庁における必要な体制を整備する。重要なインフラ分野については、同盟国・同志国等と協調しつつ、国際通信における自律性向上も含め、脆弱性解消に向けたインフラ強靱化に取り組む。

主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた法制度等の検討を更に深め、速やかに結論を得る。データ・情報保護について、国際的な環境の変化等を踏まえ、関係省庁が緊密に連携しつつ、機微なデータや情報通信技術サービスの安全性・信頼性確保に関してとるべき措置を検討する。政府が扱う情報の機密性等に応じた方針に基づき情報システムの利用を進めるとともに、その方針における考え方について民間事業者等へも周知・広報を行っていくほか、必要なクラウドの技術開発等を支援しその成果を公共調達に反映する。

外為法[177]上の投資審査について、地方支分部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るとともに、指定業種の在り方について、引き続き検討を行う。ロシアによるウクライナ侵略も踏まえ、新たな安全保障貿易管理の枠組みの検討も含めた先端技術を保有する民主主義国家による責任ある技術管理や、各種制裁の効果的な実施に引き続き取り組む。同盟国・同志国等と緊密に連携しつつ、外国からの経済的な威圧に対する効果的な取組の在り方を検討するとともに、取組を進める。研究インテグリティの確保や留学生・外国人研究者等の受入れの審査強化に引き続き取り組む。重要土地等調査法[178]に基づき、区域指定を進め、調査等を実効的かつ着実に実施するとともに、法の執行状況や安全保障を巡る内外の情勢等を見極めた上で、更なる検討を進める。

国家安全保障局を司令塔とした、内閣府（経済安全保障担当）等の関係省庁を含めた経済安全保障の推進体制を強化する。経済安全保障に資するインテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備する。経済安全保障を巡る情報の発信を始めとした地方公共団体を含む関係者との連携に取り組む。

（３）エネルギー安全保障の強化

ロシアのウクライナ侵略によって国際的なエネルギー市場が混乱する中、我が国では、エネルギー価格の高騰や国内における電力やガスの需給ひっ迫の懸念など、エネルギー危機が危惧される緊迫した状況にある。安定的で安価なエネルギー供給は、国民生活、社会・経済活動の根幹であり、脱炭素化の取組[179]とともに、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要がある[180]。

---

177 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）。
178 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第84号）。
179 前章２．（２）の取組を含む。
180 エネルギー安定供給の確保に向けた各々の方策については、「第６次エネルギー基本計画」（令和３年10月22日閣議決定）を踏まえて実施する。

このため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。また、電力需給ひっ迫を踏まえ、供給力の確保、電力ネットワークやシステムの整備などを図るとともに、脱炭素のエネルギー源を安定的に活用するためのサプライチェーン維持・強化、安全確保を大前提とした原子力の活用、厳正かつ効率的な審査を含む実効性ある原子力規制や、道路整備等による避難経路の確保等[181]を含む原子力防災体制の構築を進めていく。

世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、石油・天然ガス、金属鉱物資源の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行うほか、政府系機関を通じた支援強化の取組を進める。加えて、アジア各国と連携したＬＮＧの確保などアジア全体でのエネルギーの安定供給を図るとともに[182]、同志国等との協調などを通じて重要鉱物の安定供給の確保[183]に取り組む。また、戦略的余剰ＬＮＧの構築やＳＳ[184]事業者の経営力強化やネットワーク維持等を通じて、燃料供給体制を強化する。

また、レアメタル権益の確実な確保に向けた支援措置など安定供給体制の強化や、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源の確保に取り組む。

（４）食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

世界的な食料争奪の激化等、食料安全保障上のリスクが高まる中、我が国の人口減少やカーボンニュートラル等に対応した持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」[185]を具体化するとともに、食料・農業・農村基本法[186]について、本年度中の改正案の国会提出に向け、基本理念を含め見直しの検討を加速化させる。

食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力の拡大等[187]の構造転換を推進するとともに、平時から食料安全保障の状況を評価し不測時に政府一体で食料の確保等を行う仕組み、関係省庁・自治体が連携した買い物弱者、フードバンク・こども食堂等国民への食料の提供を進めやすくする仕組み、食料について適正な価格転嫁を促進する仕組み[188]等の検討を進める。

農林水産物・食品の輸出では、稼ぎを重視しつつ、2025年の輸出額２兆円目標の前倒しを目指すほか、みどりの食料システムの確立に向け、有機農業等の先進的な取組の後押し、食品事業者の育成及び生産者との連携の促進、消費者理解の醸成に資する「取組の見える

[181] 緊急時避難円滑化事業による避難の円滑化や高度被ばく医療の質の向上等を含む。
[182] 「アジア・ゼロエミッション共同体構想」や「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ」の取組を含む。
[183] Ｇ７気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（令和５年４月15・16日）付属文書「重要鉱物セキュリティのための５ポイントプラン」の実施等。
[184] サービスステーションの略称。
[185] 令和５年６月２日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定。
[186] 平成11年法律第106号。
[187] 2030年までに生産面積を小麦９％、大豆16％、米粉用米188％、飼料作物32％増、堆肥・下水汚泥資源の使用量倍増等。
[188] 食料システムの各段階の関係者が協議できる場を創設し、当該仕組みの構築を検討。

化」等を進める。

産学官連携による新技術開発と生産・流通等の方式の変革を促進する仕組みの検討やスマート農林水産業[189]の実装加速化、担い手・サービス事業体等の育成・確保、担い手への農地の集積・集約化、農村活性化のための他産業との連携促進、中山間地域の農地の保全や粗放的利用等の対策、土地改良事業による水田の畑地化・汎用化や農地の大区画化、鳥獣対策、家畜疾病対策、農業者の経営安定等を進める。

再造林促進や林道等の生産基盤整備等を含む木材の安定供給体制構築、改正クリーンウッド法[190]に基づく違法伐採対策、国産材への転換、ＣＬＴ[191]等の木材利用拡大等[192]を進める。

着実な水産資源管理と操業形態の転換や加工流通構造の確立、養殖業の成長産業化、漁業者の経営安定、漁船等の生産基盤整備、改正漁港法[193]に基づく海業の振興[194]等を進める。

（５）対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

（対外経済連携の促進）

世界の成長と繁栄の基盤となる、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組む[195]。Ｇ７広島サミットを受け、新しい資本主義の重要性やこうした取組の国際連携の必要性に関する議論を主導する。本年中に「ＳＤＧｓ実施指針」を改定し、誰一人取り残さない社会の実現を目指す。

ＣＰＴＰＰ[196]の高いレベルを維持しつつ、英国[197]加入プロセスを主導し、また、ＲＣＥＰ[198]協定の完全な履行確保を図るとともに、ＩＰＥＦ[199]等において具体的な成果を目指す。さらに、多角的貿易体制の中核を担うＷＴＯの改革を主導する。また、ＴＰＰ大綱[200]に基づく施策を実施する。

アジア・ゼロエミッション共同体（ＡＺＥＣ[201]）構想等の実現に向け、標準作り等に加え、日本の技術や制度[202]を活用し、世界の脱炭素化に貢献する。日本の技術を活用し、2040年までの追加的プラスチック汚染ゼロとの野心の達成に向けて多数国による条約の策定交渉等[203]を主導する。また、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる目標に向け、本年度中の国会提出を視野に入れた自主的取組を認定する法制度の検討や、グリーンイン

---

189 ＩｏＴ、ＡＩ、ロボット等の先端技術を活用した農林水産業。
190 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和５年法律第22号）。
191 Cross Laminated Timberの略称。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル。
192 このほか、花粉発生源対策にも資するよう、2023年内に「林業活性化・木材利用推進パッケージ」（仮称）を策定。
193 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和５年法律第34号）。
194 海業は、商業、観光業、環境保護等とも密接な関係にあることから、関係省庁との連携を強化。
195 ＵＮＣＩＴＲＡＬ等でのルール形成を含む。
196 Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の略称。
197 英国は、2021年３月に、インド太平洋への傾斜（Indo-Pacific tilt）を表明しており、本年３月には、今後、同地域を国際政策の恒久的な柱とすることを打ち出している。
198 Regional Comprehensive Economic Partnership（地域的な包括的経済連携）の略称。
199 Indo-Pacific Economic Framework（インド太平洋経済枠組み）の略称。
200 「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（令和２年12月８日ＴＰＰ等総合対策本部決定）。
201 Asia Zero Emission Communityの略称。
202 アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（ＡＥＴＩ: Asia Energy Transition Initiative）や二国間クレジット制度（ＪCM: Joint Crediting Mechanism）の推進を含む。
203 条約交渉開始の議論にも貢献した2019年G20大阪サミットで提唱された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現を含む。

フラ、Ｇ７ネイチャーポジティブ経済アライアンス等の取組を推進する[204]。グローバルヘルスの推進・課題解決に向け、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（ＵＨＣ）の達成を目指し、Ｇ７広島首脳宣言を踏まえた対応につき検討を進める。また、ワンヘルス・アプローチ[205]を推進するとともに、薬剤耐性対策において、市場インセンティブによる治療薬の確保等の国内対策や国際連携・産学官連携による研究開発を推進する。貿易手続を含むデジタル化、サプライチェーンの強靱化[206]、質の高いインフラ[207]、水循環・水防災、女性等の分野でも取組を進める。上記の取組やスマートシティ等を始め、相手国ニーズに応じた案件形成支援の強化など、インフラシステム海外展開戦略[208]に基づく施策を着実に進める。国際市場の拡大を図るため、幅広い分野で国際標準戦略を推進する。途上国の債務問題に対処し、また、金融システムの強化に向けた国際的な議論[209]に貢献する。

未来社会の実験場である2025年大阪・関西万博を始め、2027年国際園芸博覧会など、大規模国際大会等[210]に向け着実な準備を進める。

（企業の海外ビジネス投資促進）

技術と意欲ある企業の海外展開を促進するため、投資関連協定やＯＤＡ等[211]の活用と併せて、海外ビジネス投資支援パッケージ[212]等に基づき、必要な体制の強化やビジネスステージに応じた支援メニューの強化・周知を図る。加えて、Ｇ７広島サミットの成果も踏まえ、「ウクライナ経済復興推進準備会議」での検討を早急に進めつつ、戦況等の現地情勢、ウクライナの復興計画、現地邦人の安全確保や法の支配の重要性に留意しながら、Ｇ７及び国際機関との国際連携の推進の下、関係政府機関の活用強化、資金支援や汚職対策等により、政府の積極的なイニシアティブでビジネス環境整備を行うことでウクライナの経済復興を支える。そうした中で、日本企業による技術を活用した貢献を図りつつ、投資を促進し、柔軟で大胆な「日本ならでは」の復興支援を行う。また、企業のサプライチェーンや政府の実施する調達において、人権尊重の取組[213]を行う。

２．防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

（防災・減災、国土強靱化）

激甚化・頻発化する自然災害[214]、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づ

---

[204] 2030年までに陸と海の30％以上の保全を目指す取組の推進、ＴＮＦＤ（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）等の情報開示等への対応支援、それらの基本となるデータ把握・管理の在り方の検討を含む。
[205] 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
[206] Ｇ７財務大臣・中央銀行総裁会議（令和５年５月11-13日）及びＧ７広島サミットにおいて、遅くとも本年末までの立ち上げを目指すことが合意された、クリーン・エネルギー製品のサプライチェーンに関する、ＲＩＳＥ（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement）の推進を含む。
[207] 2027年までに最大6,000億ドルの官民資金を世界のインフラ投資に動員することを目指す、Ｇ７グローバル・インフラ投資パートナーシップ（ＰＧＩＩ：Partnership for Global Infrastructure and Investment）の取組を含む。
[208] 「インフラシステム海外展開戦略2025（令和５年６月追補版）」（令和５年６月１日経協インフラ戦略会議決定）。
[209] 金融安定理事会（ＦＳＢ）等における議論。
[210] 2026年アジア・アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西等。
[211] 租税条約や社会保障協定、法制度整備支援を含む。
[212] 令和４年12月20日取りまとめ。
[213] 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえた取組。
[214] 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波災害、気象災害、火山災害等。

き、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、女性・こども等の視点も踏まえ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。５か年加速化対策[215]等の取組を推進し、災害に屈しない国土づくりを進める。

これまでの着実な取組によって大規模な被害が抑制されているところ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、５か年加速化対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、改正法[216]に基づき、必要な検討を行う。

今夏を目途に策定する新たな「国土強靱化基本計画」について、デジタル田園都市国家構想や新たな「国土形成計画」と一体として取組を一層強化する。将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水[217]、インフラ老朽化対策の加速化、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ等[218]の防災体制・機能の拡充・強化等[219]の「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、ミッシングリンクの解消等による災害に強い交通ネットワークの構築等[220]の「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、サプライチェーンの強靱化や、船舶活用医療の推進、医療コンテナの活用等による医療の継続性確保等の「災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化」に加え、次期静止気象衛星等の活用による防災気象情報等の高度化[221]や消防防災分野のＤＸ、防災デジタルプラットフォームの構築[222]、住民支援のためのアプリ開発促進等[223]の防災ＤＸ、防災科学技術の推進による「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、災害ケースマネジメント[224]の促進、災害中間支援組織[225]を含む被災者支援の担い手確保・育成、地域の貴重な文化財を守る防災対策、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの全国拡充によるタイムライン防災の充実強化、消防団への幅広い住民の入団促進等による消防防災力の拡充・強化等[226]、多様性・公平性・包摂性を意識した「地域における防災力の一層の強化」を新たな施策の柱とし、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限いかす。

火山災害対策を一層強化するため、改正法[227]に基づき、火山調査研究推進本部の体制整備、専門的な知識や技術を有する人材の育成と継続的な確保等を行う。

---

215 「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月11日閣議決定）。
216 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律（令和５年６月14日成立）。
217 気候変動を踏まえた治水計画の見直しや洪水予報河川の拡大を含む。
218 地方整備局等、国土地理院、災害時に高度な技術力を要する現地調査や応急対策等の支援を行う研究機関等。
219 盛土の安全確保対策の推進、森林整備・治山対策の推進、学校をはじめ避難所等の防災機能の強化、グリーンインフラの活用等。
220 大雪時の交通確保対策の強化、無電柱化の推進等、停電対策の充実化等。
221 線状降水帯・洪水等の予測精度向上、最新の気象予測技術を活用したダム運用の高度化等。
222 データ共有のルールや日本版ＥＥＩを新たに策定し、現在整備中の次期総合防災情報システム（2024年度運用開始予定）を中核として、ＤｉＭＡＰＳ等の災害情報システムと連携し、各府省庁・地方公共団体等の災害対応機関が連携共有体制を構築するもの。
223 災害時等にドローン・センサー等を活用し情報収集を行う防災ＩｏＴ、ＡＩ等を駆使する革新技術の創出・社会実装等。
224 一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組。
225 被災地等においてＮＰＯやボランティア等多様な民間団体の活動支援や活動調整を行う組織。
226 地方自治体への支援を行うための全国の気象台等の防災体制・機能の拡充、技術職員経験者の活用等による地域防災対策の強化、要配慮者避難の取組の推進、避難所におけるキッズスペースの確保等。
227 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和５年６月14日成立）。

（東日本大震災等からの復興）

東北の復興なくして、日本の再生なし。復興庁を司令塔に、基本方針[228]等に基づき、被災地の復興・再生に全力を尽くす。地震・津波被災地域では、被災者の心のケアなど残された課題に取り組む。原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、今後も国が前面に立って取り組む。東京電力福島第一原発の廃炉及び環境再生を安全かつ着実に進める。ＡＬＰＳ処理水の海洋放出について、安全性の確保と風評影響への対応に万全を期す。住民の帰還促進と併せ、移住・定住の促進を図る。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、特定復興再生拠点区域の生活環境の整備等を進めるとともに、拠点区域外については、改正福島復興再生特別措置法[229]に基づく「特定帰還居住区域」の設定等により、帰還意向のある住民の帰還を実現していく。福島イノベーション・コースト構想の更なる発展に向け、創業支援や実証フィールドの整備、福島新エネ社会構想の実現に向けた取組や「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構の体制整備等を進める。あわせて、高専等を通じた地元人材育成、映画など文化芸術を通じた街づくりを推進する。また、災害からの復旧・復興に全力を尽くす。

３．国民生活の安全・安心

良好な治安確保のため、関係府省庁間で連携し、テロの未然防止、インテリジェンス機能の強化を含むサイバーセキュリティ対策、有事に備えた国民保護施策、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等[230]を推進する。

高齢運転者等の事故防止や自動車事故による被害者の支援、海上保安庁の救助・救急体制の強化、関係省庁や関係事業者と連携した特殊詐欺等への対策に向けた取組を推進する。

「第二次再犯防止推進計画」[231]に基づく施策の推進、国内外の予防司法支援機能や総合法律支援の充実・強化[232]、司法分野・司法試験のデジタル化の推進、インターネット上の人権侵害[233]への対策の強化、法曹人材の確保及び法教育の推進などの安全・安心な社会を支える人的・物的基盤[234]の整備を図るとともに、基本計画[235]及び「犯罪被害者等施策の一層の推進について」[236]に基づき、犯罪被害者等施策[237]を強化する。また、性犯罪・性暴力対策に取り組む。さらに、Ｇ７・ＡＳＥＡＮ等と連携しつつ、司法外交を外交一元化の下で推進し、法制度整備支援、国際仲裁の活性化及び国際法務人材の育成等[238]に取り組む。

こども用製品等の事故防止[239]、消費生活相談のサービス向上への体制再構築、食品衛生

---

[228] 「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和３年３月９日閣議決定）。
[229] 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和５年法律第49号）。
[230] 多国間の枠組み等を通じた国際的な取組を含む。
[231] 令和５年３月17日閣議決定。保護司・更生保護施設などの民間協力者の支援の充実、地方公共団体との連携強化、拘禁刑創設を踏まえた受刑者の特性に応じた処遇の充実を含む。
[232] ひとり親世帯における養育費確保のための支援を含む。
[233] いじめ、ヘイトスピーチ、部落差別等を含む。
[234] 矯正施設の老朽化対策を含む。
[235] 「第４次犯罪被害者等基本計画」（令和３年３月30日閣議決定）。
[236] 令和５年６月６日犯罪被害者等施策推進会議決定。
[237] 経済的支援の抜本的強化、法的支援の拡充、司令塔機能の強化を含む。
[238] 法令外国語訳の加速化を含む。
[239] 海外からの直接販売に伴う製品事故の防止策を含む。

基準行政の機能強化、悪質商法被害防止のための消費者教育、食品表示基準の国際基準への整合化を推進するとともに、食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ[240]を年末までに策定する。

花粉症という社会問題の解決に向けて、「花粉症対策の全体像」[241]に基づき、約30年後の花粉発生量の半減を目指した発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策等に政府一体となって取り組む。

改正法[242]に基づき、熱中症特別警戒情報の活用や指定暑熱避難施設の指定の働き掛けなど、熱中症対策を強化する。

新型コロナウイルス感染症の感染症法[243]上の位置付けが５類に変更されたことに伴い、医療体制、公費支援など様々な政策・措置の段階的な移行[244]を進めるとともに、基本的な感染対策を推進しつつ、重層的な流行状況の把握体制を確保するなど、必要な対策等を講じていく。また、罹患後症状（いわゆる後遺症）やワクチンの副反応についての実態把握に資する調査・研究等を進める。

次なる感染症危機への対応に万全を期すため、内閣感染症危機管理統括庁を今秋に設置し、感染症危機管理の司令塔機能を強化するとともに、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の検証を踏まえて政府行動計画[245]を見直す。国立健康危機管理研究機構を2025年度以降に創設し、質の高い科学的知見を迅速に提供する。また、医療措置協定締結の推進、保健所や地方衛生研究所等の体制強化、臨床研究の基盤整備、人材育成や災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の対応力強化等に取り組む。

第４章　中長期の経済財政運営

１．中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

（基本的考え方）

これまで述べたとおり、我が国を取り巻く環境が激変する中、多様な社会課題に対応する財源を確保しながら、持続可能な経済財政運営を行っていく。

コロナ禍を脱し、経済が正常化し、「成長と分配の好循環」を拡大していく中で、賃金や調達価格の上昇を適切に考慮しつつ、歳出構造を平時に戻していくとともに、緊急時の財政支出を必要以上に長期化・恒常化させないよう取り組む。経済再生と財政健全化の両立を図るため、財政政策は主として潜在成長率の引上げと社会課題の解決に重点を置き、中長期的な視点を重視した経済財政運営に取り組む。５～10年の中長期的視点に立って、民間の予見可能性を確保し、民需を引き出し、社会課題を解決する中長期の計画的な投資を推進する政策運営を行うとともに、それを担保するワイズスペンディングを徹底する。

---

[240] 食品の寄附や食べ残しの持ち帰りを促進するための法的措置、フードバンク団体の体制強化、賞味期限の在り方の検討を含む。
[241] 令和５年５月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定。
[242] 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和５年法律第23号）。
[243] 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）。
[244] 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和５年３月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づく。
[245] 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年６月７日閣議決定、平成29年９月12日一部変更）。

その際、予算の単年度主義の弊害是正に取り組む。税制の将来にわたる効果を見据えた動的思考を活用する。また、構造変化を促すインセンティブ・仕組みの構築や公的部門の産業化、見える化を図るとともに、個々の予算を効果的・効率的なものとし、成果の検証の強化を進める。加えて、デジタル社会に対応した次世代型行政サービスへの改革の実現に向けて、経済波及効果や質・効率の高い行財政改革を徹底する。

財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あっての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、最近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じ必要な検証を行っていく。

こうした取組を通じ、今後、高齢化[246]、人口減少が進む中においても、経済・財政・社会保障が一体で持続可能なものとしていく。

（中期的な経済財政の枠組みの検討等）

経済成長率の目標、財政健全化目標等の新経済・財政再生計画等で定めた経済財政の枠組みに沿って、経済と財政の相互の関係性を十分考慮し、経済再生と財政健全化の同時達成を目指す経済・財政一体改革に取り組む。多年度にわたる計画的な投資については財源も一体的に検討し歳出と歳入を多年度でバランスさせるとともに、経常的歳出について毎年の税収等で着実に賄われる構造の実現に向けた取組を進める。また、中期的な経済財政の枠組みの策定に向け、経済・財政一体改革の進捗について2024年度に点検・検証を実施するとともに、デジタル時代の行財政改革を見据え、「成長と分配の好循環の実現」の進捗を示す指標の在り方、好循環実現に向けた民間投資喚起の仕組み、経済再生と財政健全化の両立の枠組みなどについて検討を進める。

厳しい財政状況の中、多年度にわたる重要政策課題に取り組むための財源を確保するため、現行制度の効率性を最大限高める。特に、コロナ関係予算で積み上がった基金や政府資産については、資金の有効活用、計画的な使用見通しの精査、余剰金の国庫返納、ＥＢＰＭの徹底を進める。原則として、多年度にわたる計画的な投資、一定規模以上の基金について、財源の一体的検討、政策効果の発現見通しや財源調達の経済への影響等の明確化を図る。

（中長期の経済財政の展望とその評価・分析の充実）

中期的な経済財政枠組みの検討に当たり、経済シナリオの位置付けや政策効果の発現の仕方など中長期の経済財政の展望の分析を拡充[247]するとともに、将来の不確実性を考慮した、リスクの評価、感応度分析の充実など、対外発信する情報を拡充する。また、「成長

[246] 2025年には「団塊の世代」の全員が75歳以上となり、65歳以上が人口の３割程度を占める見込み。
[247] 経済が足下の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿に対して、政府が取り組んでいる施策の効果が発現した姿とそのために必要な政策の考え方を説明するなど。

と分配の好循環」の実現状況を各種指標[248]から検証する。こうした取組について、経済財政諮問会議において、半年ごとの中長期試算[249]公表時における随時の検証及び概ね３年を目途とする包括的な検証を行うことを通じ、短期・中期のそれぞれの視点から、政策手法の改善・強化、必要となる政策対応等に結び付ける。

（効果的・効率的な支出の推進とＥＢＰＭの徹底強化）

持続的な経済成長を実現するためには、全体最適を目指した資源配分が重要であり、歳出全体を通じた優先順位の明確化や、成果指向の支出の徹底が必要である。

このため、ＥＢＰＭの取組の徹底強化に当たっては、あらゆる予算事項について、事後的な検証が可能な形で事前にＫＰＩの設定と政策効果を検証するためのエビデンス・成果の提出を求め、政策の優先順位の見える化を進める。特に、本年度の予算編成過程からＥＢＰＭを導入した行政事業レビューシートを積極的に活用することで、全ての予算事業に共通して基礎的なＥＢＰＭを導入する。また、エビデンスによって効果が裏付けられた政策やエビデンスを構築するためのデータ収集・整備[250]等の拡充を図る。

ＥＢＰＭの裾野の拡大が図られる中、その成果も踏まえ、経済・財政一体改革のこれまでの取組を通じて十分に進捗していない重要課題に関する評価・分析を進めるとともに、予算規模・政策体系等を踏まえてメリハリのあるＰＤＣＡを実行し、本年末に新経済・財政再生計画改革工程表を改定する。その改定に当たっては、防衛、ＧＸ、こども政策を始め、新たな拡充を要する課題について、効果的・効率的な支出の徹底を図るべくエビデンスに基づくＰＤＣＡを早急に構築する。加えて、政府の各種の基本計画等におけるＫＰＩへのWell-being指標の導入を加速するとともに、こどもに着目した指標の在り方について検討する。さらに、地方自治体におけるWell-being指標の活用を促進する。

予算の単年度主義の弊害是正に向け、重要な政策課題に多年度にわたって取り組む基金について、ＥＢＰＭの手法を前提としたＰＤＣＡの取組の推進や、基金シートの活用を通じて、基金の特性をいかしつつ、効果的・効率的な支出の徹底や民間の予見可能性の向上、官民連携の推進、事業の効果の見える化・最大化、事業の終了予定時期の設定等を図る。これらの取組を含め、2024年度に実施する経済・財政一体改革の進捗に関する点検・検証に向けて、評価・分析の強化・拡充を図る。

公的統計のＤＸを進め、品質向上と調査票情報の二次的利用の迅速化を行う。また、行政保有データの利活用の在り方に関する検討を進める。

（税制改革）

経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

骨太方針2022等も踏まえ、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、

---

[248] １人当たり実質ＧＤＰ、Well-being（生活満足度）、１人当たり賃金・俸給（あるいは雇用者報酬）、中間所得層の構成割合など。
[249] 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」。
[250] 国際基準でのデータ整備・公表の早期化を含む（例えば、OECD Health Expenditure）。

経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進する。納税環境の整備と適正・公平な課税の実現の観点から制度及び執行体制の両面からの取組を強化するとともに、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

２．持続可能な社会保障制度の構築

日本が本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎える歴史的転換期において、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、目指すべき将来の方向として、「少子化・人口減少」の流れを変えるとともに、分厚い中間層を形成し、これからも続く「超高齢社会」に備えて持続可能な社会保障制度を構築する必要がある。第２章３「少子化対策・こども政策の抜本強化」に基づく対策を着実に推進し、現役世代の消費活性化による成長と分配の好循環を実現していくためには、医療・介護等の不断の改革により、ワイズスペンディングを徹底し、保険料負担の上昇を抑制することが極めて重要である。このため、全ての世代で能力に応じて負担し支え合い、必要な社会保障サービスが必要な方に適切に提供される全世代型社会保障の実現に向けて、改革の工程[251]の具体化を進めていく。また、これらに基づいて、最新の将来推計人口や働き方の変化等を踏まえた上で、給付・負担の新たな将来見通しを示すものとする。

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

医療・介護サービスの提供体制については、今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応し、限りある資源を有効に活用しながら質の高い医療介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保する観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保・育成、働き方改革、医療・介護ニーズの変化やデジタル技術の著しい進展に対応した改革を早期に進める必要がある。

このため、１人当たり医療費の地域差半減に向けて、都道府県が地域の実情に応じて地域差がある医療への対応などの医療費適正化に取り組み、引き続き都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置を含め地域医療構想を推進するとともに、都道府県のガバナンス強化[252]、かかりつけ医機能が発揮される制度整備の実効性を伴う着実な推進、地域医療連携推進法人制度の有効活用、地域で安全に分娩できる周産期医療の確保、ドクターヘリの推進、救急医療体制の確保、訪問看護の推進、医療法人等の経営情報に関する全国的なデータベースの構築を図る。実効性のある医師偏在対策、医療専門職のタスク・シフト/シェア、薬局薬剤師の対人業務の充実、対物業務の効率化、地域における他職種の連携等を推進する。その中で、医師が不足する地域への大学病院からの医師の派遣の継続を推進する。また、関係者・関係機関の更なる対応[253]により、リフィル処方の活用を進める。

医療ＤＸ推進本部において策定した工程表[254]に基づき、医療ＤＸの推進に向けた取組について必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実に実現する。マイナンバーカードによるオ

---

[251] 「全世代型社会保障の構築に向けた取組について」（令和４年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）に基づく給付と負担の在り方を含めた工程。
[252] 中長期的課題として、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深めることなどを含む。
[253] 保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施する。
[254] 「医療ＤＸの推進に関する工程表」（令和５年６月２日医療ＤＸ推進本部決定）。

ンライン資格確認の用途拡大や正確なデータ登録の取組を進め、2024年秋に健康保険証を廃止する。レセプト・特定健診情報等に加え、介護保険、母子保健、予防接種、電子処方箋、電子カルテ等の医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる「全国医療情報プラットフォーム」の創設及び電子カルテ情報の標準化等を進めるとともに、ＰＨＲとして本人が検査結果等を確認し、自らの健康づくりに活用できる仕組みを整備する。その他、新しい医療技術の開発や創薬のための医療情報の二次利活用、「診療報酬改定ＤＸ」による医療機関等の間接コスト等の軽減を進める。その際、医療ＤＸに関連するシステム開発・運用主体の体制整備、電子処方箋の全国的な普及拡大に向けた環境整備、標準型電子カルテの整備、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策等を着実に実施する。

健康寿命を延伸し、高齢者の労働参加を拡大するためにも、健康づくり・予防・重症化予防を強化し、デジタル技術を活用したヘルスケアイノベーションの推進やデジタルヘルスを含めた医療分野のスタートアップへの伴走支援などの環境整備に取り組むとともに、第３期データヘルス計画を見据え、エビデンスに基づく保健事業[255]を推進する。リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進を図る。全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科技工を含む歯科領域におけるＩＣＴの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。計画[256]に基づき、がんの早期発見・早期治療のためのリスクに応じたがん検診の実施や適切な時機でのがん遺伝子パネル検査の実施、小児がん等に係る治療薬へのアクセス改善などのがん対策及び循環器病対策を推進する。また、難聴対策、難病対策、移植医療対策[257]、慢性腎臓病対策、アレルギー疾患対策、メンタルヘルス対策、栄養対策等を着実に推進する。

創薬力強化に向けて、革新的な医薬品、医療機器、再生医療等製品の開発強化、研究開発型のビジネスモデルへの転換促進等を行うため、保険収載時を始めとするイノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置、全ゲノム解析等に係る計画[258]の推進を通じた情報基盤[259]の整備や患者への還元等の解析結果の利活用に係る体制整備、大学発を含むスタートアップへの伴走支援、臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化、国際共同治験に参加するための日本人データの要否の整理、小児用・希少疾病用等の未承認薬の解消に向けた薬事上の措置と承認審査体制の強化等を推進する。これらにより、ドラッグラグ・ドラッグロスの問題に対応する。さらに、新規モダリティへの投資や国際展開を推

[255] 予防・重症化予防・健康づくりの政策効果に関する大規模実証事業を活用する。
[256] 「がん対策推進基本計画」（令和５年３月28日閣議決定）及び「循環器病対策推進基本計画」（令和５年３月28日閣議決定）。
[257] 臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言2018年版において、「各国は臓器提供と臓器移植の自給自足の達成に努めるべきである」等とされたことを踏まえ、国内の移植医療を推進する。
[258] 「全ゲノム解析等実行計画2022」（令和４年９月30日厚生労働省）。
[259] マルチオミックス（網羅的な生体分子についての情報）解析の結果と臨床情報を含む。

進するため、政府全体の司令塔機能の下で、総合的な戦略を作成する。医療保険財政の中で、こうしたイノベーションを推進するため[260]、長期収載品[261]等の自己負担の在り方の見直し、検討を進める。大麻に関する制度を見直し、大麻由来医薬品の利用等に向けた必要な環境整備を行うほか、ＯＴＣ医薬品・ＯＴＣ検査薬の拡大に向けた検討等によるセルフメディケーションの推進、バイオシミラーの使用促進等、医療上の必要性を踏まえた後発医薬品を始めとする医薬品の安定供給確保、後発医薬品の産業構造の見直し、プログラム医療機器の実用化促進に向けた承認審査体制の強化を図る。また、総合的な認知症施策を進める中で、認知症治療の研究開発を推進する。献血への理解を深める[262]とともに、血液製剤[263]の国内自給、安定的な確保及び適正な使用の推進を図る。

急速な高齢化が見込まれる中で、医療機関の連携、介護サービス事業者の介護ロボット・ＩＣＴ機器導入や協働化・大規模化、保有資産の状況なども踏まえた経営状況の見える化を推進した上で、賃上げや業務負担軽減が適切に図られるよう取り組む[264]。介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の範囲の取扱いなどについて検討を行い、年末までに結論を得る[265]。介護保険外サービスの利用促進に係る環境整備を図る。

医療介護分野における職業紹介について、関係機関が連携して、公的な職業紹介の機能の強化に取り組むとともに、有料職業紹介事業の適正化に向けた指導監督や事例の周知を行う。

次期診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う。その際、第５章２における「令和６年度予算編成に向けた考え方」[266]を踏まえつつ、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、当面直面する地域包括ケアシステムの更なる推進のための医療・介護・障害サービスの連携等の課題とともに、以上に掲げた医療・介護分野の課題について効果的・効率的に対応する観点から検討を行う。

勤労者皆保険の実現、年齢や性別にかかわらず働き方に中立的な社会保障制度の構築に向け、企業規模要件の撤廃など短時間労働者への被用者保険の適用拡大、常時５人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消等について次期年金制度改正に向けて検討するほか、いわゆる「年収の壁」について、当面の対応として被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせない取組の支援などを本年中に決定した上で実行し、さらに、

---

[260] ＧＤＰに占める日本の医薬品等の支出は他の先進国よりも高い一方、世界の医療用医薬品の販売額における日本国内の販売額のシェアは低下しており、こうした状況の中で国民負担の軽減とイノベーションの推進を両立する観点から、中長期的な薬剤費の在り方の議論も含めて、取組を進める必要がある。

[261] 後発医薬品への置換えは数量ベースで約８割に達しようとしているが、金額ベースでは約４割と諸外国と比較しても低い水準。

[262] 小中学校現場での献血推進活動を含む。

[263] 輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血漿分画製剤。

[264] 「介護職員の働く環境改善に向けた取組について」（令和４年12月23日全世代型社会保障構築本部決定）では、現場で働く職員の残業の縮減や給与改善などを行うため、介護ロボット・ＩＣＴ機器の導入や経営の見える化、事務手続や添付書類の簡素化、行政手続の原則デジタル化等による経営改善や生産性の向上が必要であるとされており、取組を推進する。

[265] 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和４年12月20日社会保障審議会介護保険部会）では、利用者負担の一定以上所得の判断基準のほか、１号保険料の在り方や多床室の室料負担について、2024年度から始まる次期介護保険事業計画に向けて結論を得ることとされた。

[266] 第５章２②で引用されている骨太方針2021においては、社会保障関係費について、基盤強化期間における方針、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続することとされている。

制度の見直しに取り組む。

３．生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

中小建設企業等におけるＩＣＴ施工やＢＩＭ／ＣＩＭ[267]の普及拡大等によるi-Constructionの推進、ドローン・センサネットワーク等による管理の高度化、国土交通データプラットフォーム等によるインフラデータのオープン化・連携拡充、行政手続のオンライン化の徹底等により、生産性を高めるインフラＤＸを加速する。

広域的・戦略的なインフラマネジメントの実施、新技術・デジタルの活用促進等により、予防保全型メンテナンスへの本格転換や高度化・効率化、公的ストック適正化を推進する。各地域において広域的・戦略的なインフラマネジメントの取組が進むよう、具体的な手法[268]の検討を進める。既存の国有財産についても有効に活用する。また、受益者負担や適切な維持管理の観点から、財源対策等について検討を行う。我が国の重要かつ基幹的な道路である高速道路について、改正法[269]等により更新事業等を確実に実施する。

空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、改正法[270]等により、空き家の発生抑制や利活用、適切な管理、除却等の総合的な取組を進める。基本方針[271]等に基づき、地籍調査や法務局地図作成等[272]を含む所有者不明土地等対策を進めるとともに、空き家対策と所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する[273]。また、マンションの長寿命化と再生の円滑化を推進する。

健全な水循環の維持・回復により、安定的な水供給の確保を図る。あわせて、水道整備・管理行政について、改正法[274]に基づき、上下水道一体で取り組む体制を構築[275]し、機能強化を図るなど、総合的な水行政を推進する[276]。

国内投資の拡大、生産性向上、災害対応力の強化等に資するよう、費用便益分析の客観性・透明性の向上を図りつつ、ストック効果の高い事業への重点化を図る。

公共事業の効率化等を図るとともに、民間事業者が安心して設備投資や人材育成を行うことができるよう、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、戦略的・計画的な取組を進める。その際、現下の資材価格の高騰の状況等を注視しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で今後も必要な事業量を確保しつつ、実効性のあるＰＤＣＡサイクルを回しながら、社会資本整備を着実に進める。

持続可能な建設業の実現に向け、建設資材価格の変動への対応、建設キャリアアップシステムも活用した処遇改善、現場技能者への賃金支払の適正化、建設工事における安全管

---

[267] Building/Construction Information Modeling, Managementの略。３次元モデルの導入等により、関係者のデータ活用・共有を容易にし、事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ること。
[268] 広域・複数・多分野のインフラを群として捉え、一定の考え方に基づき、実効性のあるマネジメントを進めるための手法。
[269] 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和５年法律第43号）。
[270] 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年法律第50号）。
[271]「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和５年６月６日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）。
[272] 令和３年改正民事基本法制による相続登記の申請義務化等に向けた国民への周知・広報、相談体制の強化を始めとする対応強化等。
[273] マイナンバーの今後の利用範囲拡大や不動産登記法改正（令和３年法律第24号）の施行状況等を踏まえながら、登記とマイナンバーの紐付けも検討。
[274] 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第36号）。
[275] 現場支援を担う地方整備局等の体制整備を含む。
[276] あわせて、地域の実情も踏まえ、浄化槽を含む汚水処理施設の利活用を推進。

理の徹底等により、建設産業の賃上げ及び担い手の確保・育成を図る[277]。

公共サービスを効率的かつ効果的に提供するＰＰＰ／ＰＦＩ[278]について、改定アクションプラン[279]に基づき、各重点分野における事業件数目標の達成と上積みを視野に、取組を推進する[280]。空港、スタジアム・アリーナ、文化施設等の重点分野への公共施設等運営事業等の事業化支援を継続しつつ、ＧＸに貢献する再生可能エネルギー分野を始めとする新領域の開拓と案件形成を図る。上下水道の所管の一元化を見据えたウォーターＰＰＰ[281]や、スモールコンセッション[282]、ＬＡＢＶ[283]等のスキームを確立し、導入拡大を図る。地域社会・経済に貢献するローカルＰＦＩの確立と普及に向け、ＰＦＩ推進機構の機能も活用しつつ、地域プラットフォームの拡充に取り組む。

４．国と地方の新たな役割分担等

社会全体におけるＤＸの進展及び感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、必要な地方制度の在り方について、法整備を視野に入れつつ検討を進める。具体的には、地方制度調査会の調査審議を通じて、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高めるための対応について、検討を行う。

国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討する。その上で、計画によらざるを得ないと考える場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めることとする。既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表する。内閣府は、各府省の六団体への説明に先立ち、各府省からの事前相談に応じ必要な支援を行う。進捗状況や新たに生じる課題を踏まえ、各府省に必要な対応を促す。

新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す。感染症対応として実施された地方創生臨時交付金について、内容の見える化を徹底の上、その効果・効率性についての検証作業を将来の危機対応にいかすことも見据えて行う。

また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

デジタル技術の活用等による地方自治体の業務効率化や、公営企業の経営戦略改定の更なる推進など、改革工程表に沿って地方行財政改革に着実に取り組む。

---

[277] 公的評価を支える不動産鑑定士の処遇改善についても検討。
[278] 民間の資金・ノウハウを公共施設等の建設、維持管理、運営等に活用する手法。自律的な展開基盤の早期形成のため、2022～2026年度を重点実行期間としている。
[279]「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和５年改定版）」（令和５年６月２日民間資金等活用事業推進会議決定）。
[280] 重点分野で従来の計70件に加え、2031年度までに計575件の新たなターゲットを設定。
[281] 上水道・下水道・工業用水道の水道３分野において、公共施設等運営事業及び当該事業に段階的に移行するための官民連携方式を導入するもの。
[282] 空き家等の既存ストック等を活用して地域活性化を図る小規模なコンセッション等事業。
[283] 地方公共団体等が公的不動産を現物出資して民間事業者と新たな事業体を設立し、公的不動産の有効活用を図る方式。

５．経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

持続可能な社会づくりを見据え、多様なこどもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情等を踏まえ、誰一人取り残されず、可能性を最大限に引き出す学びを通じ、個人と社会全体のWell-beingの向上を目指す[284]。このため、こどもを安心して任せることができるよう、教育ＤＸ[285]におけるリアルとデジタルの最適な組合せの観点も踏まえ、「教育振興基本計画」[286]等に基づき、客観的な根拠[287]を重視したＰＤＣＡサイクルを推進しつつ、主体的に調整できる個別最適な学びと協働的な学びの実現を始め、世界に冠たる令和型の質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組む。

教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持ってこどもに向き合うことができるよう、教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実[288]、育成支援[289]を一体的に進める。教師の時間外在校等時間の上限[290]を定めている指針の実効性向上に向けた具体的検討、コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等[291]を推進する。我が国の未来を拓くこどもたちを育てるという崇高な使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法[292]の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法[293]等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。これらの一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、2024年度から３年間を集中改革期間とし、スピード感を持って、2024年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。

ＧＩＧＡスクール構想について、次のフェーズに向けて周辺環境整備を含め、ＩＣＴ[294]の利活用を日常化させ、人と人の触れ合いの重要性や発達段階、個人情報保護や健康管理等に留意しながら、誰一人取り残されない教育の一層の推進や情報活用能力の育成など学

---

[284] 自己肯定感など獲得的要素と人とのつながりなど関係性に基づく協調的要素との双方や、教師等のWell-beingを含む。
[285] デジタル技術を活用した教育活動や学校運営等の効果的・効率的な推進と新たな価値の創出を指す。
[286] 令和５年６月16日閣議決定。
[287] 教育データの利活用を含む。
[288] 効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等の推進を含む。
[289] 心理・福祉等の特定分野における強みなど多様な専門性を有する教職員集団の構築に向けた免許制度改革、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討、特別免許状等の活用を含む教師の養成・採用、長期間職務を離れた者を含む高度専門職としての学びやキャリア形成の充実を含む研修・研さん機会の高度化等の一体的改革の推進。
[290] 月45時間以内等。
[291] 働き方改革の取組状況の見える化、校務ＤＸ化による業務効率化を含む。
[292] 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年法律第２号）。
[293] 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）。
[294] デジタル教科書・教材・ソフトウェアやEdTech、ＭＥＸＣＢＴを含む。

びの変革、校務改善につなげるため、運営支援センターの全国的な設置促進・機能強化等徹底的な伴走支援の強化により、家庭環境や利活用状況・指導力の格差解消、好事例の創出・展開を本格的に進める。各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画[295]の状況を検証しつつ、国策として推進するＧＩＧＡスクール構想の１人１台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める。

安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。非認知能力の育成に向け、幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上、豊かな感性や創造性を育む文化芸術、スポーツ、自然等の体験活動や読書活動を推進する。栄養教諭を中核とした食育を推進する。地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考え方の下、地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、ＩＣＴも効果的に活用し、ＮＰＯ等とも連携した不登校対策や重大ないじめ・自殺への対応、特異な才能への対応やインクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実[296]等を図る。その際、不登校特例校[297]や学校内外の教育支援センター[298]、夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、養護教諭の支援体制の推進、ＳＣ・ＳＳＷ[299]等の配置促進、こうした専門家や警察にいつでも相談できる環境の整備や福祉との連携を含む組織的な早期対応等[300]を図る[301]。産業界と連携したキャリア教育・職業教育[302]の推進、体力や視力低下の歯止めをかける対策の強化、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行[303]、在外教育施設の機能強化[304]を含め、新しい時代の学び[305]の実現に向けた環境を整備[306]しつつ、セーフティプロモーションスクール[307]の考え方を取り入れた学校安全を推進する。

家庭の経済事情にかかわらず、誰もが学ぶことができるよう、安定的な財源を確保しつつ、高等教育費の負担軽減を着実に進める。2024年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる。地方自治体や企業による奨学金返還支援など多様な学生支援の取組の促進、初等中等教育段階も含めた関係者への周知等を図る。

---

295 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月５日閣議決定）に基づく。
296 特別支援学級との適切な選択など、通級による指導の円滑な運用等を含む。
297 早期に各都道府県・政令指定都市に１校以上、将来的には分教室型も含め全国で300校の設置を目指す。
298 スペシャルサポートルームを含む。
299 ＳＣ：スクールカウンセラー、ＳＳＷ：スクールソーシャルワーカー。
300 端末を活用した兆候の早期発見、保護者の会など保護者への支援やデータ連携も活用したプッシュ型の支援、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置、学校の風土の見える化等を含む。
301 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）」（令和５年３月31日文部科学大臣決定）に基づく。
302 専門高校や高等専修学校等における取組。
303 部活動指導員を含む指導者の確保、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、参加費用負担への支援等の課題を踏まえた環境整備等。
304 在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実を旨とする。
305 初等中等教育段階からの探究学習・プログラミングを含むＳＴＥＡＭ教育・起業家（アントレプレナーシップ）教育等の抜本強化、義務教育段階におけるデジタルものづくり等の創造的な教育の推進を含む。
306 教育環境向上と老朽化対策を一体的に行う長寿命化・脱炭素化改修や防災機能の強化、特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を含む計画的・効率的な整備等。
307 学校安全について、組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校。

（研究の質を高める仕組みの構築等）

官民連携による持続可能な経済社会の実現に向け、「第６期科学技術・イノベーション基本計画」及び分野別戦略[308]等を着実に実行する[309]。破壊的イノベーションの創出に向け、林立・複雑化した研究資金を不断に見直しつつ、基礎研究や、初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度[310]を、ステージゲート等の評価を着実に行いながら、更に充実・推進する。教育・研究・ガバナンスの一体的改革を推進し、改革インセンティブとなる大学へのメリハリある重点配分と不断の検証や大学運営業務の合理化等を通じ、若手研究者やテニュアトラックの増加等につなげる。研究の質や生産性の向上を目指し、国際性向上や人材の円滑な移動の促進、大型研究施設の官民共同の仕組み等による戦略的な整備・活用・高度化の推進[311]、情報インフラの活用を含む研究ＤＸの推進、大学病院の教育・研究・診療機能の質の担保を含む勤務する医師の働き方改革の推進等[312]を図る。研究開発成果の社会実装と国際市場獲得のため、標準活用戦略を加速する。

日本学術会議の見直しについては、これまでの経緯を踏まえ、国から独立した法人とする案等を俎上（そじょう）に載せて議論し、早期に結論を得る。

第５章　当面の経済財政運営と令和６年度予算編成に向けた考え方

１．当面の経済財政運営について

我が国経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している。一方で、世界的な物価高騰とそれに対応する各国金融引締めによる海外景気の下振れリスク、金融資本市場の変動が我が国経済に与える影響に十分注意する必要がある。

こうした経済環境の下、当面の経済財政運営については、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けて、国内投資の拡大や研究開発の促進による生産性の向上とともに、価格転嫁を通じたマークアップ率の確保による賃上げを車の両輪として一体的に進める。

このため、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策[313]」及びそれを具体化する令和４年度第２次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和５年度予算の迅速かつ着実な執行に全力を尽くしつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。あわせて、人への投資の抜本強化、労働移動の円滑化、労務費も含めた価格転嫁対策の強化等により「構造的賃上げ」の実現に取り組むとともに、本基本方針で示した重点分野への官民連携投資を

---

[308] 「第６期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月26日閣議決定）において、ＡＩ、バイオテクノロジー、量子、マテリアル、環境エネルギー、安全・安心、健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産業が戦略的な重要分野として位置付けられている。また、「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」や「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」に基づく取組を推進する。

[309] 科学技術予算の計画的計上や基金の効率的活用を含む。

[310] ムーンショット型研究開発制度、創発的研究支援事業等。

[311] 生物・医学、素粒子物理学、天文学、情報学といった、世界の学術フロンティアなどを先導する国際的なものを含む。

[312] 施設・設備・機器の共用化、スーパーコンピュータとの組合せを含む国産量子コンピュータ等の利活用促進、科学研究費助成事業（科研費）の基金化を含む研究活動の柔軟性を高める競争的研究費の一体的改革、研究を支えるマネジメント・支援人材の活用促進等。

[313] 令和４年10月28日閣議決定。

実行することにより、潜在成長率の引上げを図る。

２．令和６年度予算編成に向けた考え方

① 前述の情勢認識を踏まえ、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていく。

② 令和６年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。

ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

③ 構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする。

④ 新たな拡充を要する政策課題を含め、ＰＤＣＡやＥＢＰＭの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。単年度主義の弊害是正に取り組み、事業の性質に応じた基金の活用・事業効果の見える化、経済・財政一体改革における重点課題への対応など中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築等を進める。

令和５年度　奈良地方最低賃金審議会日程（案）　【７～８月（地域別最低賃金関係）】

月	日	曜日	本審	運営小委員会	専門部会日程案(参考)
7月	4	火	①【諮問】 15:00		
7月	18	火			
	19	水			
	20	木			
	21	金			
	22	土			
	23	日			
	24	月			①　15:00
	25	火			
中賃審目安報告予定日　→	26	水			
	27	木			
中賃審答申予定日　→	28	金			
	29	土			
	30	日			
	31	月			
8月	1	火	②【目安】 13:30		②　15:00
	2	水			
	3	木			③　13:30
	4	金			④　13:30
	5	土			
	6	日			
	7	月	③【答申】 15:00		⑤(予備日)　13:30
	8	火			
	9	水			
	10	木			
	11	金			
	12	土			
	13	日			
	14	月			
	15	火			
	16	水			
	17	木			
	18	金		13:30	
	19	土			
	20	日			
	21	月			
	22	火			
	23	水	④【異議審】 10:00		
	24	木			
	25	金			
	26	土			

【本審審議予定内容】

①：地域別最賃　諮問
　関係資料について
　審議の進め方について
　審議日程について
　運営小委員会の設置、委員の選出及び指名について

②：中賃の目安報告
　専門部会委員の任命（報告）
　関係労使からの意見聴取

③：専門部会　審議結果報告
　地域別最賃　答申
　特定最賃の申出
　特定最賃　必要性諮問

④：運営小委員会　審議結果報告
　特定最賃　必要性答申
　特定最賃　金額改正諮問
　異議申出に係る諮問・答申

令和５年度　奈良地方最低賃金審議会日程（案）　【９～Ｒ６.３月（特定最低賃金関係）】

月		本審	特定最賃（３業種）各専門部会	審議の内容等
9	下旬			**【本審】** ⑤：各専門部会審議結果報告 特定最賃　答申 ⑥：異議申出に係る諮問・答申 ⑦：特定最賃改正の意向表明 **【特定最賃　各専門部会】** 会長等の選出 審議日程について 金額審議 ※開催時期：9月下旬～10月下旬
10	上旬		（各専門部会で別途調整）	
	中旬			
	下旬	⑤【答申】 (別途調整)		
11	中旬	⑥【異議審】 (別途調整)		
R6 3	上旬	⑦ (別途調整)		